

同盟旬報

(No. 131) 行發日十二月二 號四第 卷五第

【號旬上月二年六十和昭】

主要記事

大角大將搭乘機遭難……
 十六年度追加豫算提出……
 香詔ルート覆滅成る……
 佛對獨親疎の岐路に苦悶……
 英對羅國交繼絶を通達……
 獨軍對勃進駐の危機……
 米の對英武器貸與案下院通過……
 東京で泰佛印媾和會議開催……

昭和十六年
二月上旬
重要日誌

二月一日(土)

- △河南の要衝垣城を占領
- △東亞聯盟中國總會創立
- △上海越界路警察權問題解決
- △臨時軍事費追加豫算提出

同 二日(日)

- △衆議院十六年度總豫算案可決
- △英軍アゴルダット占領
- △英米濠間に共同防衛諒解成立説

同 三日(月)

- △貴族院豫算審議始まる

同 四日(火)

- △蔣軍の本據南陽を占領
- △香 ルートの要衝淡水占領
- △ソ聯ゲベウ人民委員部に昇格
- △米輸出許可制品目追加

同 五日(水)

- △泌陽、沁源を占領
- △米國カリート使重慶着
- △上海租界増稅案決定
- △廣東で軍艦護渡式
- △醫療品等調査規則公布
- △米太平洋艦隊演習開始
- △米の對蔣軍用機百臺引渡話済み

同 六日(木)

- △衆議院、重要物資及食糧確保決議
- △衆議院、臨時軍事費追加豫算可決
- △南米五ヶ國會議閉幕
- △蘭印政府、邦人に査證要求

同 七日(金)

- △支那事變公債増發案成立
- △石油増産關係四法案提出
- △英軍北阿のベンガジ占領
- △東京で泰、佛印媾和會議開始

同 八日(土)

- △衆議院、總動員法中改正案及び國防保安法案可決
- △近衛首相、翼贊會の性格答辯(衆議院豫算總會)

△大角大將搭乘機大破

△對英武器貸與案を米下院可決

△秘、智兩國共同防衛協定成立

△蘭印、新輸出統制令公布

同 九日(日)

- △フランス内閣改造
- △英の陰謀で佛印日本商社を締出す

同 十日(月)

- △十六年度追加豫算提出
- △神戸穀肥取引所解散
- △英公使對羅外交關係斷絶を通告
- △ブラジル移民子弟の歸國禁止
- △英空軍北部マレーへ
- △米、濠洲に海軍顧問派遣

同盟旬報 第五卷・第四號 主要目次

宮廷

式典記念章二十萬人に下賜
阿部大將等に御陪食
樺大使信任状捧呈
セナ公使御祝品を捧呈
洪國公使に勳章御贈與

支那事變

第三十二回論功行賞
片村(四)部隊に感状
歸還將官
戰死將校
海軍部隊一月中戰況
週間戰況
【北支戰況】
山東江蘇
山東省討匪戰
江蘇省北部戰況
河北省中部戰況
河北省肅清戰況
山西地區
佐々木部隊奇襲
【中支戰況】
河南平野作戰
京漢沿線
要衝項城を占領
敵中堅軍の本據南陽を占領
泌陽城內に突入
汜源(唐河)を占領

更に汜源周邊を攻略
我が諸隊桐柏方面攻撃
【南支戰況】
新黃河畔
城父を占領
何柱國軍を包圍
太和縣城を占領
河溜集龍杭集を占領
界首集附近の敵殲滅
滅宜昌東北方の敵を潰滅
杭州附近肅清戰
海軍部隊
中支艦隊週間戰況
【南支戰況】
一月中南支戰況
蘆苞墟の遊撃隊を包圍
香昭路覆滅戰
惠州東南方海岸に奇襲上陸
要隘淡水に進入
パイアス灣に突入
累累たる鹵獲品
【空中戰・空爆】
海空軍
江西省景德鎮猛爆
湖南省冷水灘急襲
皂頭の敵司令部を爆碎
四川省合川爆撃
陝西省南鄭を急襲
功果橋を再度猛爆
昆明、瀘緬公路爆撃
陸空軍
河南省新野爆撃
河南省南陽爆撃
湖北省襄陽北方を爆撃
河南省鄭州周邊を猛爆

抗戰陣營内の反目深化
吳鐵城重慶歸着
駐支佛大使上海歸還
駐重慶米大使更迭
カリ特使來着
ソ聯軍事顧問重慶引揚
國共抗爭熾烈
後發地區に國共衝突の氣勢
國民黨
對共會議強硬論壓倒的
陳誠等對共妥協進言
蔣共產軍に妥協申入れ
共産黨
新四軍の江北部隊中共離脱
何應欽等肅清要求
新四軍事件内容を暴露
妥協條件を拒否
中共、重慶に重大要求
財政・經濟
重慶經濟會議開催
金融
中國交通兩行新法幣受入禁止
戰時公債を民衆に強制割當
物資・物價
四川省の米穀饑饉
奧地油田を開發
日用品買留取締りを強化
交通
重慶治下交通機關概況
重慶成渝間鐵路起工
重慶成都間の貨物輸送高
重慶瀘緬公路を断念
新支那建設
東亞聯盟中國總會創立
廣東軍艦讓渡式
國民政府
南京政府の民政會議
繆斌氏華北より去る
國府駐滿大使館職員

廉駐滿大使赴任
中央儲備銀行券發行高
【北支情勢】
華北外務局長任命
華北に啓新院創設
漢藥研究處設置
青島の抗日テロ團處刑
財政・經濟
一月中青島統稅收入
天津輸入配給組合の協定價格
關東洲の對北支輸出溢滯
東亞經濟懇談會華北本部改革
新民會北京に厚生農場設置
本年度華北春耕貸款
華北交通貨物運賃三割値上
國際運輸北支社起獨立
蒙古自治政府
蒙古政府經濟會議續行
蒙疆に於ける最近預金狀況
【中支情勢】
上海越界路警察權問題解決
上海租界特別納稅者大會
上海の法院に爆彈
重慶新聞編輯部長殺害
高冠吾殺人未遂犯人逮捕
財政・經濟
舊正月明け上海市況
新法幣流通租界内に擴大
上海軍票再び強調
物資・物價
上海物價再び上向か
上海綿布清算取引活況
上海綿糸布相場躍騰
工部局米價對策を強化
一月中上海對日雜品輸出高
【南支情勢】
香港奧地行郵便物取扱中止
沙魚涌香港間航路杜絶
香港政廳セメント輸出制限

政治・外交

樞密院
政府顧問官に國際情勢説明
拜謁奏上
閣議
次官會議
政府統帥府連絡懇談會
關係參議懇談會
成立法律及び豫算實施

大政翼賛會
興亞國民運動促進特別委員決定
興亞國民運動展開
興亞問題懇談
地方税制の實情調査
六相四參議會談
定例常任總務會
貴族兩院
貴族院總動員法聽取
貴族院各委員決定
提出法案委員會可決

勅令公布
輸出入品臨時措置法の罰則強化
刑法中改正法案全文
改正治安維持法內容
各省
爲督管理改正案議會提出
貯蓄組合法案大綱
治維法改正經費追加要求
區裁判所管轄區域變更
惡質遂反者嚴罰に重點
追加豫算一億七百萬圓(農林)
蠶糸統制會社資本金決定
醫藥品等調査規則公布
商工會追加豫算承認
警察官と地方吏員増給

地方中間機關設置中止
在滿道家族扶助細目決定
建築技能者養成機關設置
宮古市制施行
橫濱市長後任決定
德島縣多額議員與村氏當選
勞務・厚生
中央社會保險審査會新設
産報生産協力委員會設置
産報幹部決定
外交
緒初代中國大使聲明
ノ聯運難船ノ號を處分
國防
東條陸相訓示
大角大將各地視察
大角大將搭乘機大破
汪精衛氏吊問
南京の合同慰靈祭
滿洲國より形電
消息
官廳辭令
敍位敍勳
大角大將に敍位、敍勳
湯淺家爵位昇格
第七十六帝國議會
臨時軍事費追加豫算提出
第二次十五年度追加豫算提出
第三次十五年度豫算案提出
法案提出
貴族院
貴族院政府懇談會
貴院假議長設置
【本會議】
商工會議所法の臨時特別案可決

△五 日
民事訴訟法中改正案他一件河決
△七 日
支那事變公債増發案成立
△十 日
郵便貯金法中改正案可決
【豫算委員會】
豫算委員補充
八日中に質問終了
明年度本豫算案貴院の態度決定
(質問)
△三 日
炭價、金の買上價格引上げ考慮せず
産業奉還論は取締る
△四 日
秘密會
△五 日
實行豫算編成せず
赤池氏計畫經濟をなざる
合併企業總金額三十三億圓二百七十五件
△六 日
萬民翼賛、大政翼賛相排斥せず
翼賛會適當に改善
△七 日
教員待遇改善に努力
翼賛會の實踐力強化
翼賛會成立経緯
首相、新黨參加の意なし
翼賛會純化急速に實現
△八 日
政事の解釋
國土計畫立案の機關設置考慮
豫算分科會
豫算分科審議に入る
【特別委員會】
商工會議所法委員會
借地法案委員會
陪審民事訴訟兩法案可決

事變公債委員會
赤字公債原案可決
郵貯法案可決
軍々法會議法案委員會
私鐵買收可決
衆議院
總動員法本會議の質問取止
物資食糧確保決議案決定
五法案の審議促進緊急動議提出決定
△翼賛會問題
議會、翼賛會對立解消論有力化
首相、三相と會談
首相、四參議に諒解を求む
首相、再度四參議と會見
△議員俱樂部
前田議會局長俱樂部理事と懇談
舊政黨各派の態度
議會後、一大國民運動展開(有志代議士)
翼賛運動純化申合(有志)
翼賛會は精勵たるべし(有志)
【本會議】
△一 日
國家總動員法改正案其他上程
總動員法改正提案理由
△二 日
十六年度總豫算可決
河田藏相談
小山議長談
△四 日
兵役法中改正案他二件成立
任期延長法案提案理由説明
△六 日
重要物資及食糧確保決議
臨時軍事費追加第二號可決
△八 日
五法案審議促進緊急動議
總動員法中改正案可決
國防保安法案可決

△五 日
民事訴訟法中改正案他一件河決
△七 日
支那事變公債増發案成立
△十 日
郵便貯金法中改正案可決
【豫算委員會】
豫算委員補充
八日中に質問終了
明年度本豫算案貴院の態度決定
(質問)
△三 日
炭價、金の買上價格引上げ考慮せず
産業奉還論は取締る
△四 日
秘密會
△五 日
實行豫算編成せず
赤池氏計畫經濟をなざる
合併企業總金額三十三億圓二百七十五件
△六 日
萬民翼賛、大政翼賛相排斥せず
翼賛會適當に改善
△七 日
教員待遇改善に努力
翼賛會の實踐力強化
翼賛會成立経緯
首相、新黨參加の意なし
翼賛會純化急速に實現
△八 日
政事の解釋
國土計畫立案の機關設置考慮
豫算分科會
豫算分科審議に入る
【特別委員會】
商工會議所法委員會
借地法案委員會
陪審民事訴訟兩法案可決

田淵氏微罰に附せらる
七法案可決
炭坑疑獄は一片の慮説

【豫算委員會】
豫算總會
第一日
十六年度豫算可決

近く行政運用に根本的刷新
宮澤氏の對論要旨
臨時軍事費追加第二號審議
對米外交の基調
軍事費追加豫算說明要旨

臨時軍事費追加可決
軍は翼贊會を支援(陸相言明)
十八日
十五年度追加豫算第二號上程
首相、翼贊會の性格答辯

分科會
豫算案可決(一・一)
【特別委員會】
總動員法改正委員會
委員長決定

第一日
中小軍需工場は親工場と抱合
星野總裁の逐條說明要旨
星野總裁自主統制の眞義答辯

第二日
價格決定の原則
中小商工業問題は樂觀
東株の上場禁止考慮せず

第三日
事業の租稅減免
現行農林團體を指導活用

第四日
小賣電力料金値上せず
東南洋こそ我生命線
利潤の不當抑制行はず(首相)

戰時官場訓制定考慮
第五日
無修正可決
國防保安法委員會
第一日
機密の限界

第二日
機密の基準は勅令で示す
國防保安法の政治的利用なし
第三日
國民大衆を對象とせず

第四日
搜查手段として行政檢束行はず
政府、委員折衝
修正論に政府強硬反對

原案可決
國內政治には利用せず(兩當局言明)
其他
各委員長決定
赤字公債委員會
日發法改正委員會
兵役法改正委員會
地方分與稅委員會
私鐵買收委員會
帝都交通管國法案可決
關稅定率改正委員會
臨時措置法改正委員會
無盡法中改正案可決
議員任期延長法委員會
貸家組合法委員會

財政・經濟

【財界衆報】
產組共濟會、有隣生命と特約
官界新體制確立要綱建議(二・六)
轉廢業者資産評價委員會設置
(一・一〇)

財界人事
【運輸・通信】
日本油槽船助成協會創立(二・四)

臨時軍事費追加豫算提出(二・一)
十六年度公債發行額
事變以來の臨時軍事費總計
第二次十五年度追加豫算決定(二・七)
第三次十五年度追加豫算(二・〇)
十六年度追加豫算決定(二・〇)
十六年度豫算總額
米穀需給特別會計借入限度擴張
政府出資特別會計內譯
十六年度國庫豫備金増額

金融
一月銀行移動
產組中金特融法延長
產組中金特融貸付狀況
金融指標
一月中公社債發行額
興業貯蓄債券發行倍額引上
事變國債郵便局賣出高
社債發行三件

【産業】
農業
農地開發營團を組織
土地開發改良に助成金
蠶糸
蠶糸業統制要綱成る
釜整理に補償金
繭・生糸計畫生産豫想
十五年生糸製造高増加
蠶業
炭業新體制近く實現
金屬鑛機構擴充
石油増産關係四法案提出(二・七)
共同製油制を提案

【物價】
東京、大阪生計費(二・二)
石炭、アル價格制改訂要望
織維製品自肅價格實施方法決定(二・五)
鐵鋼適正價格の設定要望
日炭買取補償金増額決定(二・七)

【物價】
滿電株仲介賣出し
神戸穀肥取引所解散(二・〇)

【物價】
家庭の米消費量調査
養澤織維製品緩和
小麥の地方偏在是正要望
木材統制法案要綱
商工省重要物資現在高調査

【物價】
資金認可
昨年下期主要事業會社業績
木材統制會社資本金決定(二・三)
山陽製鋼、東洋ベアリング提携
山陽製鋼、東洋ベアリング提携
理研再組織案具體化
三菱社總會(二・五)
日鐵三億圓増資決定(二・〇)
大成火災、東京海上と提携
紡績會社の整理統合進捗

化學工業
化學工業協同體々制要綱決定
合成纖維研究協會事業計畫
有機合成品獎勵金交付規則
上期硫安生産高増加
其他
特殊鋼技術委員會を設置
鐵鋼統制會第二回準備委員會(二・四)
配電管理強化で料金調整
スワ紡工組企業合同方針決定(二・五)
翼贊會中小經營對策委員會開催(二・五)
官廳直接利用の下請工業整備

化學工業
化學工業協同體々制要綱決定
合成纖維研究協會事業計畫
有機合成品獎勵金交付規則
上期硫安生産高増加
其他
特殊鋼技術委員會を設置
鐵鋼統制會第二回準備委員會(二・四)
配電管理強化で料金調整
スワ紡工組企業合同方針決定(二・五)
翼贊會中小經營對策委員會開催(二・五)
官廳直接利用の下請工業整備

貿易

北米向雜貨は統制命令 [二〇二] 八六
 第三國內向電氣機器類統制命令 [二〇三] 八六
 棉輸聯合總會 [二〇四] 八六
 人絹糸輸出最低値の再引上要望 [二〇五] 八六
 東京織物輸出組合解散 [二〇六] 八六
 綿糸布倉庫渡條條件決定 [二〇七] 八六
 社會・文化・教育

學術・文化

肋膜腹膜に新療法 [二〇八] 八七
 半減した都下の雜誌 [二〇九] 八七
 青年詩人の翼賛運動 [二一〇] 八七
 日本映畫を獨逸に紹介 [二一一] 八七
 音樂新體制の協議會 [二一二] 八七
 農山漁村で歌ひ踊る農村歌完成 [二一三] 八七
 文部省推薦圖書 [二一四] 八七
 科學用語を一元的に統一 [二一五] 八七
 ヘルシンキ大學に日本文化講座 [二一六] 八七
 教育

教育

十億の若き力動員 [二一七] 八八
 高校志願者二割六分増加 [二一八] 八八
 長田博士にベスタロツチ賞 [二一九] 八八
 教員に臨時手当支給 [二二〇] 八八
 檢察・裁判 [二二一] 八八
 英人スパイに懲役五年の判決 [二二二] 八八
 事故・遭難 [二二三] 八八
 連號父島に不時着 [二二四] 八八
 海難二件 [二二五] 八八
 雜

東亞兒童大會

東亞兒童大會 [二二六] 八九
 舉國一致國民大會 [二二七] 八九
 臺灣風景畫題の新切手 [二二八] 八九
 △計 [二二九] 八九
 【スポーツ】 [二三〇] 八九

滿洲國

萬壽節 [二三二] 九二
 北滿經由渡滿客著増 [二三三] 九二
 印刷電信の無線化實現 [二三四] 九二
 對日謀略放火破壞團檢舉 [二三五] 九二
 關東軍へ五十萬圓獻金 [二三六] 九二
 滿蒙經濟現地懇談會開催 [二三七] 九二
 滿洲國省長會議開催 [二三八] 九二
 人事消息 [二三九] 九二

財政・經濟

本年地方債三千九百餘萬圓 [二四〇] 九三
 日圓資金調整法適用範圍を擴大 [二四一] 九三
 延取引逆日歩計算方法改正 [二四二] 九三
 十二月郵政貯金 [二四三] 九三
 産業 [二四四] 九三
 内地工場移駐實績 [二四五] 九三
 明年度經濟部施政大綱 [二四六] 九三
 綜合立地計畫成案 [二四七] 九三
 農事試驗場制度の改革成る [二四八] 九三
 本年度煙草増産計畫 [二四九] 九三
 北海道式農具の現地製作 [二五〇] 九三
 硫安助成金増額 [二五一] 九三
 セメント自給有望 [二五二] 九三
 パルプ工業の合理化實施 [二五三] 九三
 麻袋需給圓滑 [二五四] 九三
 全滿卸賣物價指數(十一月) [二五五] 九三
 七年度毛皮類輸出入狀況 [二五六] 九三
 銀行・會社 [二五七] 九三

滿炭新體制の動向

滿炭新體制の動向 [二五八] 九三
 滿業の興銀借入金社債に振替 [二五九] 九三
 政府關係會社資本現在額 [二六〇] 九三
 滿鐵子會社懇談會開催 [二六一] 九三
 在滿洋灰會社の窮狀打開策檢討 [二六二] 九三
 國際運輸專業費決定 [二六三] 九三
 滿洲造林會社創立總會 [二六四] 九三

世界情勢

歐洲戰況 [二六五] 九四
 【獨英戰線】 [二六六] 九四
 △獨軍の對英攻撃 [二六七] 九四
 英本土を偵察爆撃 [二六八] 九四
 倫敦周邊英東南部爆撃 [二六九] 九四
 獨潜水艦英商船二隻撃沈 [二七〇] 九四
 アイスランド初空襲 [二七一] 九四
 英軍の對獨反擊 [二七二] 九四
 大舉北佛空襲 [二七三] 九四
 【伊・英希戰線】 [二七四] 九四
 △對希開戰以來の伊空軍綜合戰果 [二七五] 九四
 伊軍の對英激戰續く [二七六] 九四
 エリトリアで伊英激戰續く [二七七] 九四
 獨伊空軍マルタ島爆撃 [二七八] 九四
 伊軍ベンガジ撤退 [二七九] 九四
 伊軍阿戰線に反擊 [二八〇] 九四
 獨空軍の對英攻撃 [二八一] 九四
 マルタ島爆撃 [二八二] 九四

獨空軍の對英攻撃

獨空軍の對英攻撃 [二八三] 九四
 英軍の對伊攻撃 [二八四] 九四
 英軍アゴルダツト占領 [二八五] 九四
 英軍ベンガジ占領 [二八六] 九四
 英海軍ゼノア攻撃 [二八七] 九四
 英艦隊地中海へ [二八八] 九四
 イギリス [二八九] 九四
 △チ首相最後の勝利を説く [二九〇] 九四
 歐洲戰局新展開を豫告 [二九一] 九四
 ロイター植相近 [二九二] 九四
 ロイター通信社長にストリー氏 [二九三] 九四
 英はエチオピアの獨立援助 [二九四] 九四
 戰費一日二億三千萬圓 [二九五] 九四
 △對外關係 [二九六] 九四
 △對米 [二九七] 九四
 △對日 [二九八] 九四
 だーばん丸事任審議倫敦へ [二九九] 九四
 △在倫敦和爾政府 [三〇〇] 九四

對外關係

對外關係 [三〇一] 九四
 △對米 [三〇二] 九四
 △對日 [三〇三] 九四
 だーばん丸事任審議倫敦へ [三〇四] 九四
 △在倫敦和爾政府 [三〇五] 九四

元蘭首相政府を裏切り歸國

元蘭首相政府を裏切り歸國 [三〇六] 一〇一
 フランス [三〇七] 一〇一
 在阿佛軍は休戰條約を違れ [三〇八] 一〇一
 △深刻な政治不安 [三〇九] 一〇一
 パリに親獨政治運動起る [三一〇] 一〇一
 紛糾を續ける佛內政 [三一〇] 一〇一
 ダルラン、ラザール會見 [三一〇] 一〇一
 緊急國務會議 [三一〇] 一〇一
 フランダン佛外相辭職 [三一〇] 一〇一
 ダルラン海相再びパリへ [三一〇] 一〇一
 ベタン主席逃亡説 [三一〇] 一〇一
 ラザール氏入閣を拒否 [三一〇] 一〇一
 フランダン外相辭表提出 [三一〇] 一〇一
 内閣改造 [三一〇] 一〇一
 ダルラン副首相が主席後任 [三一〇] 一〇一
 ガイシー側にも新黨 [三一〇] 一〇一
 ドイツ [三一〇] 一〇一
 英國側のデマを一掃 [三一〇] 一〇一
 △對外關係 [三一〇] 一〇一
 △對日 [三一〇] 一〇一
 日獨親交將來三百年間變らぬ [三一〇] 一〇一
 日本東亞の安定勢力たらん [三一〇] 一〇一
 △對滿 [三一〇] 一〇一
 滿洲國皇帝にヒ總統御祝電 [三一〇] 一〇一
 イタリア [三一〇] 一〇一
 東阿伊住民引揚説はデマ [三一〇] 一〇一
 樞軸の軍事力搖がず [三一〇] 一〇一
 △對外關係 [三一〇] 一〇一
 獨伊經濟會議會期延長 [三一〇] 一〇一
 スペイン [三一〇] 一〇一
 フランコ統領佛西國境へ [三一〇] 一〇一
 バルカン諸國 [三一〇] 一〇一
 △英對羅國交斷絶を通過 [三一〇] 一〇一
 英公使外交關係斷絶を通過 [三一〇] 一〇一
 獨バルカン作戦開始否定 [三一〇] 一〇一
 洪國 [三一〇] 一〇一
 △バルドン新外相就任 [三一〇] 一〇一
 大久保公使信任狀捧呈 [三一〇] 一〇一
 △勃國 [三一〇] 一〇一

元蘭首相政府を裏切り歸國

元蘭首相政府を裏切り歸國 [三〇六] 一〇一
 フランス [三〇七] 一〇一
 在阿佛軍は休戰條約を違れ [三〇八] 一〇一
 △深刻な政治不安 [三〇九] 一〇一
 パリに親獨政治運動起る [三一〇] 一〇一
 紛糾を續ける佛內政 [三一〇] 一〇一
 ダルラン、ラザール會見 [三一〇] 一〇一
 緊急國務會議 [三一〇] 一〇一
 フランダン佛外相辭職 [三一〇] 一〇一
 ダルラン海相再びパリへ [三一〇] 一〇一
 ベタン主席逃亡説 [三一〇] 一〇一
 ラザール氏入閣を拒否 [三一〇] 一〇一
 フランダン外相辭表提出 [三一〇] 一〇一
 内閣改造 [三一〇] 一〇一
 ダルラン副首相が主席後任 [三一〇] 一〇一
 ガイシー側にも新黨 [三一〇] 一〇一
 ドイツ [三一〇] 一〇一
 英國側のデマを一掃 [三一〇] 一〇一
 △對外關係 [三一〇] 一〇一
 △對日 [三一〇] 一〇一
 日獨親交將來三百年間變らぬ [三一〇] 一〇一
 日本東亞の安定勢力たらん [三一〇] 一〇一
 △對滿 [三一〇] 一〇一
 滿洲國皇帝にヒ總統御祝電 [三一〇] 一〇一
 イタリア [三一〇] 一〇一
 東阿伊住民引揚説はデマ [三一〇] 一〇一
 樞軸の軍事力搖がず [三一〇] 一〇一
 △對外關係 [三一〇] 一〇一
 獨伊經濟會議會期延長 [三一〇] 一〇一
 スペイン [三一〇] 一〇一
 フランコ統領佛西國境へ [三一〇] 一〇一
 バルカン諸國 [三一〇] 一〇一
 △英對羅國交斷絶を通過 [三一〇] 一〇一
 英公使外交關係斷絶を通過 [三一〇] 一〇一
 獨バルカン作戦開始否定 [三一〇] 一〇一
 洪國 [三一〇] 一〇一
 △バルドン新外相就任 [三一〇] 一〇一
 大久保公使信任狀捧呈 [三一〇] 一〇一
 △勃國 [三一〇] 一〇一

對外關係

對外關係 [三〇一] 九四
 △對米 [三〇二] 九四
 △對日 [三〇三] 九四
 だーばん丸事任審議倫敦へ [三〇四] 九四
 △在倫敦和爾政府 [三〇五] 九四

バグリアノフ農相辭職(二・四).....二〇六

駐獨勃公使歸國(二・五).....二〇六

獨軍の勃國進駐愈々切迫か(二・五).....二〇六

英、對勃警告說(二・八).....二〇六

當局英の獨軍進駐準備說否定(二・九).....二〇六

ソ聯勃を援助せず(二・一〇).....二〇六

ソ聯邦

GPU人民委員部に昇格(二・四).....二〇六

最高會議召集發表(二・四).....二〇六

對外關係

ソ土密約説は無根(二・四).....二〇六

アフリカ

南阿の反英派、軍隊と衝突(二・一).....二〇七

アメリカ

ハル長官大統領と重要協議(二・四).....二〇七

貨物船二百隻建造案兩院通過(二・五).....二〇七

對英武器貸與案.....二〇七

上院外交委員會審議.....二〇七

ノックス海軍長官再度證言(二・一).....二〇七

「世界財政革命」不可避.....二〇八

英の勝利覺束なし.....二〇八

十億弗の對英贈與を提唱.....二〇八

貸與案下院通過.....二〇九

下院武器貸與案審議開始(二・三).....二〇九

共和黨修正案を一括否決(二・七).....二〇九

下院武器貸與案を可決(二・八).....二〇九

國防

軍用機年産三萬七千臺目標(二・一).....二〇九

國防費.....二〇九

大統領建艦促進豫算案署名(二・一).....二〇九

前年後半年國防費.....二〇九

海軍

海軍異動

陸軍

今夏までに將兵百四十萬.....二一一

空軍への飛行機増加供給見込.....二一一

對外關係

昨年中の授英飛行機二千二百機(二・三).....二一一

外國資金凍結令實現不可能か.....二一一

輸出許可制品目追加(二・四).....二一一

對ソ

クリグイッキ氏横死(二・一〇).....二一一

對英戰時援助.....二一一

對英武器貸與額卅億弗を越えん(二・五).....二一一

對樞軸經濟政策考慮.....二一一

ワ新英大使起用に疑惑.....二一一

ル大統領、軍首腦部重大協議(二・一〇).....二一一

ウイルキー氏歸國(二・九).....二一一

太平洋問題

英米濠間に共同防衛諒解成立說(二・三).....二一一

南太平洋防衛に米偵察爆撃機.....二一一

太平洋艦隊演習開始(二・五).....二一一

對日

野村大使桑港上陸(二・六).....二一一

ハースト氏日本の態度賞揚(二・七).....二一一

在米邦人引揚げ説は誤報.....二一一

對蔣

軍用機百臺引渡話済み(二・五).....二一一

米大統領使節重慶着(二・七).....二一一

カナダ

長距離爆撃製造(二・一).....二一一

必死の英本國援助計畫(二・一).....二一一

中南米諸國

秘、智兩國共同防衛協定調印(二・八).....二一一

パナマ防衛でニ、秘論争(二・一〇).....二一一

▲南米五國經濟會議.....二一一

米、五國會議に同情(二・三).....二一一

モンテグアイデオ會議閉幕(二・六).....二一一

會議は英米の策動で失敗(二・八).....二一一

▲伯國.....二一一

米の獨伊船舶接收に應ぜず(二・五).....二一一

外國語刊行物禁止(二・七).....二一一

輸出許可制採用(二・七).....二一一

移民子弟の歸國禁止(二・一〇).....二一一

亞細亞諸國

▲泰佛印紛争.....二一一

▲東京媾和會議.....二一一

三國代表顔觸れ發表(二・七).....二一一

第一回會議(二・七).....二一一

第一次非公式會談(二・八).....二一七

第二次非公式會談(二・九).....二一七

▲米紙泰佛印停戰を重視(二・一).....二一七

停戰命令はよく徹底.....二一七

澄田委員長國境前線視察(二・五).....二一七

停戰の泰佛印國境を視る(二・六).....二一七

陣中に見る泰軍の祖國再建築意.....二一七

泰佛印兩軍優劣比較.....二一七

ドクイ通信回復(二・七).....二一七

泰、佛印通信回復(二・七).....二一七

▲佛印.....二一七

英の陰謀で日本商社縮出策(二・九).....二一七

▲比島.....二一七

陸軍豫備兵徵收(二・三).....二一七

援蔣團體設立(二・六).....二一七

米極東海軍首腦會議を否定(二・一〇).....二一七

▲蘭印.....二一七

在倫敦和蘭政府新秩序編入反對申入(二・一).....二一七

▲松調聲明を重視(二・一).....二一七

日本側に蘭印政府提案手交(二・四).....二一七

蘭印行邦人に査證要求(二・六).....二一七

新輸出統制令公布(二・八).....二一七

▲新嘉坡.....二一七

英空軍北部マレー(二・一〇).....二一七

▲印度.....二一七

ボース氏逮捕令(二・三).....二一七

▲漆洲.....二一七

首相カイロ着(二・三).....二一七

米漆洲に海軍顧問派遣(二・一〇).....二一七

▲世界經濟

▲英帝國.....二一七

蘭印へ晒金巾質却.....二一七

ペルー棉買付協定成立(二・七).....二一七

漆洲戰時體制強化.....二一七

▲米國.....二一七

金屬貯藏會社南米銅買付.....二一七

昨年中の絹靴下販賣高.....二一七

歳入委員會自國債限度擴張案を可決(二・五).....二一七

上院コーヒー協定批准(二・三).....二二三

財務省員墨の通貨狀態を調査.....二二三

鐵鋼輸出制限品目を再指定(二・四).....二二三

鐵鋼生産施設擴張案.....二二三

支那向小麥大西洋岸に轉換.....二二三

在米凍結資産の内容發表(二・一〇).....二二三

▲其他諸國.....二二三

ウ政府棉花買付禁止令撤廢.....二二三

昨年度の世界ゴム需給統計.....二二三

昨年度世界鐵鋼生産高.....二二三

宮 延

式典記念章二十萬人に下賜

【二九】 長き邊りては昨秋挙げられた曠古の聖紀元二千六百年式典に際し、昨春の紀元節に召されたる者十一月十日の式典に招かれたる者及び祝典の事務、要務に關與したる者に對し榮ある記念章を下賜せられたが、この度更に同記念章令第三條第二項に依り昨年十一月十日現在に於ける從六位、勳六等、功六級以上の有位帶勳者、紅綬、藍綬、紺綬、綠綬、黃綬等各種褒章拜受者、道府縣會議長、議員、朝鮮道會副議長、道府縣會副議長、議員、朝鮮道會副議長、議員、臺灣州會議員、同廳協議會員、全國市會議長(六大都市を除く)等にまで範圍を擴めさせられて昨年十一月十日附て夫々下賜せられる旨有難き御沙汰あらせられた、尙各官廳高等官、判任官、公立小學校長等に對して多年勤続したる者もこの光榮に浴することになりこれにより記念章拜受者の總數は約二十萬に達する見込で賞勳局では、直ちに各官廳を通じて拜受者の調査を開始することになった

阿部大將等に御陪食

【二七】 天皇陛下には七日正午中華民國派遣特命全權大使として東亞新秩序建設に重任を果した阿部信行大將を始め同大使顧問堀田正昭、青木一男兩氏、松岡外相等を宮中竹之間に召され朝香宮殿下御臨席松平宮長木戸内府、百武侍從長、蓮沼武官長其の他側近等も召されて御慰勞御優遇の思召に依り午餐の御陪食を仰付けられた、終つて牡丹間に於いて茶菓を召されつゝ一同に對し御歡談を

支 那 事 變

旬 間 大 觀

去る一月二十四日開始された我皇軍の豫南作戦は、蔣直系の精銳五箇軍約十七萬を殲滅して二月四日遂に蔣軍の牙城南陽を陥れ、赫々の戦果を擧げて終了した。南支に於ては海鷲の滇緬公路爆撃と共に、近來奧地への物資輸送活潑となつた香韶ルート覆滅作戦を起し、莫大な軍需品を鹵獲して、重慶への輸血路を中斷した。

蔣政權部内に於ける國共の衝突は益々激化し、元老地方將領は對共強硬論を唱へて譲らず、中共側も反撃之れ努め、ソ聯軍事顧問は引揚の擧に出づるなど、蔣介石の妥協工作は果して何處迄成功するか頗る疑問である。其の間米國のカリー特使は實情調査の爲重慶に來着した。蔣政權の御馳走政略がカリー特使の眼を如何に瞞着し得るかも、興味ある問題である。

第三十二回論功行賞

【二三】 長き邊りては第三十二回支那事變論功行賞の御沙汰あらせられ三日午前零時内閣賞勳局並に海軍省より左の如く發表された、今同行賞の恩典に浴したものは昭和十二年一月三日より昨年四月廿八日まで之間に主として上海、廣東、海南島方面に於て勇戦奮闘、遂に興亞の礎石と化した勇士で總數百五十二名、内將校四名、准士官、下士官、兵九十一名、軍屬五十七名である、各鎮守府關係について見ると横須賀鎮守府並に佐世保鎮守府關係が各々二十二名、吳鎮守府關係四十一名、舞鶴鎮守府關係七名となつて居り軍屬は今度行賞中最高勳賞授賜の榮に輝く囀託富田貴一氏をはじめ技師二名、技手六名、書記二名、雇員傭人廿一名

工員十四名その他船員七名、人夫四名が夫々榮ある恩典に浴してゐる

將校之部

敏 賜 官等 名 出身

瑞三 賜金 中佐 池田 廣光(佐賀)

旭六 同 大尉 山口 俊三(廣島)

同 同 中尉 川島 正順(廣島)

△横須賀鎮守府

雙光 賜金 特中尉 吉田留與(横須賀)

旭日章 賜金 中尉 吉田留與(賀市)

△軍屬之部

旭八 賜金 技師 渡邊廉一(茨城)

瑞八 同 技手 熊谷憲一(横須賀)

同 同 前原 榮(吳市)

同 同 囀託富田 貴一(兵庫)

同 同 中綴章

同 同 技師 山本 茂夫(福井)

片村(四)部隊に感狀

【二六】 大本營陸軍部八日午後六時

發表し漢水作戦に従ひ偉功を樹てた片村部隊同配屬部隊並に陸軍少尉林武志に對し曩に軍司令部より感狀を授與せられたるが本日長も上聞に達せられたり

感 狀

片村(四)部隊 同配屬部隊

右は片村部隊長の指揮に屬して漢水作戦に従ひ昭和十五年十一月廿四日夜隨縣附近進發暗夜長驅敵中に突進して黎明厲山附近敵陣を奇襲し周章狼狽する敵第四十一軍主力を隨所に擊碎し淨明舖尙子店附近の堅陣を蹂躪せり廿六日其の主力は更に漢潭に向ひ突進中敵第四十五軍主力の頑強なる抵抗に會し且唐縣鎮方面より南下増援せる敵百廿四師其の他優勢なる敵軍の包围を受くるや尙子店方面の一部を招致するとともに夜間敵陣を敢行して廿七日黎明より先づ敵第四十五軍主力を金鷲山附近に包围潰滅し續いて尙子店附近敵第四十一軍主力撃滅のため北轉夜暗を利用して淨明舖附近及其の西北方地區に機動して包围態勢を整へ廿九日黎明淨明舖を奪取し且敵の右翼を包围して退路を遮斷し尙子店東方地區に進出せる部隊の一部及其の北方敵中深く楔入突進せる吉松快速部隊と呼應し適切果敢なる遠藤(三)部隊主力協力の下に敵第四十一軍主力を尙子店附近に包围壓縮して殲滅的打撃を與へ敗殘遁走の敵を大山崩放家棚の線に急進して偉大なる戦果を収めたり

右の行動は果敢なる夜間機動と偉大なる白兵威力とを以て敵軍を急襲突破し更に敵を誘致包围して殲滅的打撃を與へ部隊作戦目的達成の爲其の主體をなせるものにして是畢竟部隊

長の略略経緯指揮宜しきを得將兵一同不屈不撓難局に處して愈々攻撃精神を倍加し力戰奮闘遺憾なく皇軍の精強を發揮せるものにして其の武功披群なり

仍て茲に感狀を授與す

昭和十六年一月八日

重 陸軍少尉 林 武志

感 狀 同 配屬部隊

右者第六中隊先任小隊長として漢水作戦に参加し十一月廿五日拂曉厲山北方敵既設陣地攻撃に方りては將に配備に就かんとする敵の機先を制し挺身突入奮戦克く中隊戦勝の要因をなし、次いで淨明舖に向ふ追撃間約三百の敵兵退走中なるを發見するや部下を叱咤激勵自ら先頭に立ち勇躍疾驅二千突餘遂に淨明舖西側に於て之に追及し單身敵中に突進忽ち其の十四名を斬り更に中隊長及續行し來る部下三名と共に壯絶なる白兵格闘に依り第三百六十七團副團長以下數十名を斃し團本部を潰滅して多數の重要書類を押收し部隊爾後の戦闘に寄與するもの甚大なり

又同日夕刻河源地東北既設陣地攻撃に際し小隊は部隊最右翼に在りて敵の重要據點たる城砦攻撃に當るや少尉は周到なる準備の下決死必成を期し率先陣頭に立ちて突撃を敢行し敵側防火器の數彈其左胸部を貫くも屈せず突撃を連呼しつゝ突進壯烈極まる戦死を遂ぐ、然れども小隊は少尉の遺烈に感奮し一舉猛然城砦に突入遂に之を奪取し以て部隊戦捷の端を拓けり

以上少尉の行動は剛膽勇猛極果敢克く戦機に投じて屢々偉大なる戦果

賜つた

猶大信任狀捧呈

【二三】新任中國大使積民誼氏は八日午前十時當中に參内鳳凰閣において松岡外相待立の下に、天皇陛下に謁見仰付けられ恭々しく信任狀を捧呈した、畏くも陛下にはこれを松岡外相に授けさせられ優渥なる勅語を賜ひ次いで陳參事官以下大使館員に謁見仰付けられたが大使は更に桐之間に參進館員等と共に皇后陛下に謁見仰付けられ着任の挨拶を言上敬意を表し奉つた

セナ公使御祝品を捧呈

【二六】天皇陛下には八日午前十時タイ佛印間國境紛争調停會議に參列の兩國委員に謁請の御後鳳凰閣に於て泰國公使ビヤ・シー・セナ氏に謁見仰付けられ公使は同國皇帝より御贈進の我が紀元二千六百年祝典に祝意を表彰あらせられたメツゼンジ品はタイ國の代表的な工藝美術品、ダイヤモンド鑲飾金臺七寶製葉巻筥一個及金臺七寶製臺一個で公使は優渥なる御言葉を拜し恐懼宮中を退下した

洪國公使に勳章御贈與

【二二】長き遶りではこの度轉任することになつたハンガリー國公使ジョルジュ・ギカ氏に對し同公使が來任以來彼我の交誼を鞏固親密ならしむるに努力したるを思し召され一日左の如く勳一等瑞寶章贈與の御沙汰あらせられた

在本邦ハンガリー國特命全權公使ジョルジュ・ギカ
贈與勳一等瑞寶章

を収めたるものにして特に武道に長じて自信充溢射を以て部下を率ゐる敵と相見ゆるや常に勇躍挺身縱橫斬撃白兵威力の發揮に徹し拔群の武功を奏したる全軍の模範とするに足る仍て茲に感狀を授與す
昭和十六年一月八日

軍司令部

譚還特官

▲竹内少將【二三】南支戦線に一ケ年武勳赫々の竹内一郎陸軍少將(東京出身)は五日午後一時基隆より關門寄港の高砂丸で歸還同船で神戸に向つた

戦死將校

▲若林中尉 太和【二三】太和北方十キロ舊縣集に堅固な陣地を構築執拗なる抵抗を續ける敵第二十六師に對して我が佐久間、小池兩部隊は猛然攻撃の火蓋を切つたが小池部隊若林勝五郎中尉(東京市世田谷區太子堂出身)は挺身敵陣に肉薄奮戦中六日午後一時前額部に敵弾を受け壯烈なる戦死を遂げた

▲小澤中尉 濟南【二三】去る一月廿八日山東省沂水東北方三十五キロ王林山附近に堅固なる陣地を構築せる敵第五十一軍約一千を攻撃した武林部隊に呼應し陸軍芝田部隊の荒駕(○)機は勇躍基地を出發、午後三時頃雪模様の惡天候を冒し園里(沂水東北方四十五キロ)の敵本部並に軍事施設に必中の猛爆を加へ算を亂して潰走する敵數百に急降下爆撃と機銃掃射を敢行し殲滅的打撃を與へたがこの日操縦者林源太郎軍曹(山口縣阿武郡佐々並出身)同乗者小澤中尉(大阪府北河内郡枚方町出身)の一機は特に果敢なる爆撃掃射を敢行中不幸敵弾は兩勇士に命中した、しか

戦況

海軍部隊一月中戦況

上海【二三】支那方面艦隊報道部五日發表一月中に於ける海軍部隊の戦況を概観すれば次の如くである
△航空部隊は華北、華中、華南を通じて出撃すること六十餘回、其の延機數は四百數十機に及び攻撃目標の主眼は唯一の接蔣路ビルマルートに完全切斷、浙贛ルートに阻絶、揚子江流域に於ける敵機雷敷設本部の撃滅及び奥地並に沿岸敵據點の爆砕であつた、即ち中支方面に於ては宜都(宜昌上流)眉山(四川省)磁器口(重慶北方)辰州(湖南省)漢中(陝西省)等を空襲せる外重慶の西方九龍壩の攻撃(十四日)は同地飛行場の敵機を一銃撃たすせしめた、又漢中(三十一日)に於ては飛行場附屬の建物計八棟を爆破灰塵に歸せしむる等多大の戦果を收めてゐる、浙贛ルートに於ては衡陽玉山、廣信、湯溪等に於て軍用倉庫及び列車を爆砕し青陽、景德鎮、揚子江背後地及び鄱陽湖畔敵據點を悉く完膚なき迄に爆砕し更に堯渡渡(悉く

八日)に於ては敵機雷布設大本部を爆破炎上せしめ吳田舖(廿六日、廿九日)には兩回とも命中彈を得三個所より黄色の火炎を天に沖せしめ敵を附近に散亂する状態であつた、その他陸軍作戦に協力して宜昌對岸及び沔陽(漢口西南方)附近の敵據點を潰滅せしめてゐる
△南支方面に於ては蒙自、昆明、北海方面廈門對岸、汕頭西方、福州南方、海南島等の敵軍事施設を爆撃しことに昆明は新春早々の二日より三日、五日、廿二日、廿三日、廿九日と六回攻撃し同地水力發電所、省政府飛行機工場及び軍事機關多數を爆砕し二日の昆明飛行場爆撃に際しては敵飛行機二機を炎上二機を大破せしめた又開化(蒙自東方六日)の敵兵舎及び火藥庫等を、箇舊(蒙自西方十九日)の錫製鑛工場を爆撃し夫々甚大なる損害を與へたが特筆大書すべきはビルマ・ルートの功果も橋撃で五日、六日の兩日は惜しくも橋脚を大破せしめたに過ぎなかつたが遂に廿三日の爆撃に於て舊橋の約四分の一を見事切斷これを河中に墜落せしめ昨年十月廿九日及び十二月廿四日の新橋爆砕と相俟つてビルマ・ルートは完全に遮斷されるに至つた

△陸軍隊は北中南支を通じて出撃する事計百五十回にして敵の遊撃隊を約二千、捕虜二百、鹵獲品多數の戦果を収め我が方の損害は戦死一、重傷七、輕傷八である、攻撃地點は北支では蔚山附近紫山衛、石島、裡島で中支方面では揚子江流域約廿ヶ所に上陸を敢行し高郵湖、太湖沿岸に於ては移動中の遊撃匪を掃蕩潰滅せしめ更に舟山叢島には一月上旬兵力を増派治安は著しく改善せらるゝに至つた
△南支方面にありては沿岸各地の掃蕩戰が活潑に行はれ出撃回数七十五回に及び敵兵約三千五百を撃破敵主要據點四十五箇所を覆滅した
△揚子江の江上艦艇は減水期に際し浮出機雷の発見に努むると共に敵隊の機雷放流を嚴重監視しこれが捕捉に努め本月中に處分せる機雷數は七十二個に達してゐる
△封鎖艦隊の本月中臨檢戎克數は二千七十隻に達しそのうち武器彈藥軍需品を輸送せるもの五十三隻を處分してゐる

週間戦況(二一・二七)

南京【二三】支那派遣軍報道部七日發表二月一日より本日まで支那事變戦況の概要次の通り
前週より豫南鄂北の野に展開中の我が新黄河作戦はその後益々順調に進捗し戦況は正に高潮に達してゐる、即ち京漢線方面に於ては大谷、佐伯、栗岡、重松、平林、鈴木、田坂、酒井等諸部隊は上蔡、西平、遂平の地區に李國鈞の第八十五軍を、又豐島花谷、與津の諸部隊は舞陽、保安鎮方城の地區で張雪中の第十三軍を完膚なきまでに撃滅し集團軍長湯恩伯又全く指揮機能喪失しつてなす所を知らず潰亂彷徨する部下諸部隊の掌握に腐心無慮してゐる、然るに孫連中麾下の劉汝明、宋福林及び陳大慶の各軍は湯恩伯軍主力救援のため確山西方地區に移駐し來つた、よつて我軍は直ちにこれが包圍殲滅を企圖し勇躍鉞を轉じて西進を開始、船谷的野、重信、片村、木原の各部隊は四日早くも馮治安以下第五十九軍をその據點南陽に撃砕、引續き五日には洮源を占據し同日平林、鈴木、池

田、田坂の諸部隊は劉汝明の第六十八軍を撃破しつゝ、泌陽に進入、これに呼應して木崎部隊は信陽北方より西北進中であつて、敵第二集團軍に對する包圍網は刻々壓縮せられつゝある、一方新黃河方面に於ては何柱國の騎兵集團軍及び李仙州の指揮する第九十二軍を追撃中であつた我が佐久間、大島、松森、平、平野及び小池等の諸部隊は三日大和を占據し新黃河右岸に進出、又三日淮河の線より行動を起した佐藤部隊は渦河に浴び北上中である、宜昌方面に於ては大規模な進攻作戦ではない爲め敵は盛に我を撃退したかの如きデマ宣傳に驅起となつてゐるが我が一部隊の機動戰に依つて敵屍二千餘の戦果を擧げる等の事實は敵戰鬪力の低下を如何に物語つてゐる、四日以来南支方面に於て開始せられた香紹ルート覆滅作戦は既に莫大の敵軍需品及び物資を押収してゐるが西北ルート及びピルマ・ルートの機能の日を逐つて低下しつゝある今日、本作戦は敵抗戰の前途に暗澹たる示唆を與へるものとして意義誠に重大である

北支戰況

山東省討匪戰
濟南【二】 山東省内に於ける最近の討匪戰況左の通り

△大島部隊は廿日拂曉山東省東部平度西方約十五キロ馬哥庄に於て共產軍約八百を奇襲敵遺棄死體六三、捕虜一八、鹵獲小銃二一△土匪部隊は廿日山東省北部臨邑東方廿二キロの地點に於て敵遊撃隊約百を攻撃之を潰走せしめた、敵遺棄屍一七

徐州地區一月中戰果

徐州【二】 華北〇〇部隊一月中の綜合戰果左の如し△交戰回数九〇敵兵力二萬三千餘△敵屍百十四△捕虜百廿九△鹵獲品小銃五百九、輕機八、其他彈藥多數

山東江蘇掃蕩戰況

濟南【二】 山東省南部江蘇省北部地區に於ける敵匪掃蕩戰況左の通り
（一）山口部隊は二日拂曉津浦線隨城西方十七キロ附近に於て敵匪約五百を猛擊、これを微山湖畔に追ひつめて大打撃を與へた、敵遺棄屍體四一、捕虜三〇、千葉、佐藤兩部隊は一日早朝離魯西方十キロ附近の重慶軍二百を急襲、敵は死體二四を殘して北方に潰走した（一）小野快足部隊は二日沂河を渡河中の共產軍第一一五師の約一千を攻撃更に同夜寒風を衝いて夜襲を果行潰滅的打撃を與へた敵遺棄屍體一五二

山東江蘇一月中戰果

濟南【二】 山東省及び江蘇省北部地區に於ける一月中の綜合戰果左の如し（括弧内は共產軍）△交戰回数五六〇（三四七）△交戰敵總兵力一〇七七二五（七二二、二八四）△敵屍四、三八九△鹵獲品小銃一、六五一その他武器彈藥、糧秣器材多數

江蘇省北部戰況

濟南【二】 江蘇省北部地區に於ける肅清討伐戰況は次の通り
（一）土井部隊は三日宿遷南方地區に於て敵匪約百を發見之を急襲潰走せしめた、敵遺棄屍體二十（二）四日未明共產軍約百が江蘇省北部謝庄に侵入し來つたので佐々木部隊は直ちに出勤攻撃、敵は大隊長以下の屍體を殘して四散した（三）四日正

午佐野部隊は豐縣北方二十キロにありし共產匪約五百を攻撃之を西方に潰走せしめ引續き附近の堤防上にあつた約八十の共匪を發見之を側面から攻撃、逃ぐるを追つて午後四時大打撃を與へて四散潰走せしめた、敵遺棄屍體四十二、鹵獲小銃二十五

河北省中部地區戰果

天津【二】 山本、山田、津金の各部隊は河北省中部地區德陽、武強深縣を中心とし肅清を開始せる敵共產軍約四千を掃蕩すべく、去る一月廿七日から二月一日迄果敢なる掃蕩戰を行ひ、敵勢力を潰滅した、綜合戰果次の通り
○、拳銃二〇〇、鹵獲品小銃一〇〇、自動小銃三、その他自轉車、無電機等多數

河北省中部戰況

石門【二】 河北省中部地區に於ける我が軍の討伐戰況は左の通り
（一）長江部隊の一部は高陽西南地區を肅清討伐中一日北歸村（高陽西南十キロ）に於て敵と遭遇之を潰走せしめた後敵兵器製造所を覆滅満安村に於ても敵と交戦左の如き戦果をあげた敵遺棄屍體七、小銃一、拳銃十二、其他武器多數（二）長江部隊の一部は一日夕刻河西村に於て戦約百と遭遇之を敗走せしめた敵遺棄屍體五、捕虜一、小銃三、拳銃一（三）斗澤部隊は四日午前北焦（無極西南方）に於て敵と交戦敵遺棄屍七、捕虜五、拳銃九（四）望都、定縣縣境附近を突破中の松尾部隊に新見部隊と協力去る三十日敵軍用補給所を急襲多數の鹵獲品を得た（五）元氏附近を掃蕩中の中道部隊は三十日仙宮寨（元氏東北方）に於て約百五十の敵と遭遇、敵遺棄屍體八、捕虜四（一）米

田部隊は去る三十日王揚村一帶を討伐中約百二十の敵と遭遇交戦の後これに致命的打撃を與へて潰走せしめた、敵屍五十、捕虜三、小銃十八、同彈藥三百二十、手榴彈七十（一）國部隊は二十九日座何樓（臨城南方）に於て敵二百と交戦左の如き戦果を収めた後敵兵舎二棟を覆滅した敵屍三十四、小銃七、拳銃二

河北省肅清戰

天津【二】 我が各部隊河北省内肅清戰況次の通り△伊藤部隊は一月三十日阜城西南二十キロ劉八莊附近の森林中に約百五十の敵を發見交戦一時間にしてこれを撃退、敵屍二〇、鹵獲小銃八△本庄、丹羽兩部隊は二日東光の東南十二キロの大英莊に於て敵匪約四百を捕捉大打撃を與へた敵遺棄屍體二〇、小銃三〇、捕虜三〇△その他鹵獲武器多數△田所部隊は五日滄縣南方二十五キロ杜城に侵入せる敵匪三百を痛撃南方に潰走せしめた、敵遺棄屍體二二、鹵獲小銃一

山西

佐々木部隊奇襲
〇〇【二】 我が京漢線北上部隊の進撃に狼狽した孫桐當は洛陽一帶の防備増強を縱横に馳驅すること十數日、陸軍航空部隊の緊密果敢なる協力と相俟し五箇軍約十七萬の衆敵を粉碎潰亂せしめ特に將軍の中堅部隊に徹底的打撃を與へ本作戦の目的を完全に達成せり現在迄に判明せる今次作戦の戦果概要左の如し
△目撃せる敵遺棄屍一六、三〇〇△捕虜一、一五〇△鹵獲品砲四二、同彈藥七、五〇〇、重輕機關銃一、〇二〇、小銃三、七九一、同彈藥四六〇〇、手榴彈七、一〇〇〇
蔽ひ難き薩摩軍戦力の低下

山西省内一月中戰果
太原【二】 山西省内各地の一月中

中支戰況

☆ 河南平野作戦

作戦目的を完遂す
中支軍當局談
〇〇前線【二】 河南省南部地區敵第五戰區殲滅戰に絶大なる戦果を収めた中支軍當局は二月九日午後一時左の如き當局談を發表した
（中支軍當局談）軍は唐河、白河上流地區に蝟集し來りし敵第五十九、五十五、六十八の三箇集を撃破し二月四日豫南方面に於ける將軍の牙城南陽を陥れ我が包圍圈内を彷徨する敵を各所に蹂躪潰走せしめたり、軍は一月廿四日夜行動を開始以來進撃に次ぐに進撃を以つてし河南の山野を縱横に馳驅すること十數日、陸軍航空部隊の緊密果敢なる協力と相俟し五箇軍約十七萬の衆敵を粉碎潰亂せしめ特に將軍の中堅部隊に徹底的打撃を與へ本作戦の目的を完全に達成せり現在迄に判明せる今次作戦の戦果概要左の如し
△目撃せる敵遺棄屍一六、三〇〇△捕虜一、一五〇△鹵獲品砲四二、同彈藥七、五〇〇、重輕機關銃一、〇二〇、小銃三、七九一、同彈藥四六〇〇、手榴彈七、一〇〇〇
蔽ひ難き薩摩軍戦力の低下

山西省内一月中戰果
太原【二】 山西省内各地の一月中

支那派遣軍報道部長談一
南京【二〇】今井支那派遣軍報道部長は過般來豫南鄂北の野に展開された今次新作戦の意義に關し十日左の如き談話を發表した
△支那派遣軍報道部長談「一月下旬以來河南、安徽の山野を震はして展開された作戦は赫々の戦果を収め敵戦力を徹底的に破砕撃滅してその目的を十二分に達成したのが最近に於ける敵の戦意戦力の低下は本作戦の経過並に結果より見て蔽ひ難い事實である、今之を主として蔣直系の最精鋭部隊を以て誇る湯恩伯軍に對し行はれた河南方面の作戦について觀察するに我と直接交戦した敵の總兵力は約二十個師十七萬の多きを算し之に對して我軍は極めて僅少の兵力を以てその行動區域は五百キロ以上の長遠なる距離に及び敵中深く進攻し至る所壯烈なる電撃戦を展開、意氣軒昂たるに反し大兵を擁する敵は終始追隨的であつて我が追撃の前には潰滅分散風服遁走の連續であつた、流石に中央直系軍だけあつて裝備そのものは優秀であつたがその威力を充分に發揮するに至らず徒に我が軍に鹵獲の好餌を提供するの結果となつた、唯依然として感服に堪へないのは性懲りもなき敵側のデマ宣傳である、上蔡、舞陽地區で湯恩伯軍の主力を潰滅した我が軍が確山山西方地區に蟄集し來つた敵孫連仲軍の主力を更に包圍殲滅すべく突如反轉西南に進を開始するや敵報道機關は逸早く「敵軍全線に亘り總退却に至り我が軍は猛烈に之を追撃中」と洵に威勢のよい宣傳を始めたるが然しその實情の一面は全く解體状態に陥つてゐるその一部と雖も我に追尾し來りたるものなく我は背後に何等の危險も感ぜず悠々として新行動に移り、泌陽、汝源附近の殲滅戦を遂行したのである、今日迄に判明せる戦果は中支軍當局發表の通りであつて敢て再言を要しない、今次作戦の實相は右の如くであるが之は單に敵の戦力低下の結果のみと思ふは大なる誤りであつて實に我が軍戦力の充實と將兵の熾烈なる戦闘意識によるもの洵に大なるものがある、敵軍たるもの宜しく本作戦の真相を検討反省し自己の力量を料らずして輕率妄動するの愚を慎むと共にその抗戰意思を放棄せざる限り我が軍の爲めに連續不斷の撃砕を蒙る事を深く銘記すべきであらう」

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

戰を展開、一方之に呼應する南下部隊は正午頃には南陽を距る北方十軒槐樹灣、吳庄の線に進出、南陽へ南陽に追つた、此の間荒鷲部隊は敵陣地に狙ひ撃ちの銃爆撃を敢行、敵は窮鼠の如く反撃し來たり彼我の間は壯烈なる激戦を展開したが我が精銳部隊は隨所に敵を捕捉殲滅しつる頃々南陽城下に迫り夕陽沈まんとす、刻々四方より猛攻遂にその先遣部隊は四日午後四時十五分西門に殺到城内に突入、同五時之を完全に占領感激の日章旗を湯恩伯軍の牙城高く翻した

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

湯恩伯軍殲滅戰々果
南京【二三】京漢線沿線湯恩伯軍に對する殲滅戦は莫大なる成果を収め敵軍主力第十三軍と第八十五軍は殆ど解體四散するに至つたが、卅一日迄の綜合戦果は左の通り△敵遺棄死體六、二九五、捕虜四五八△函渡品△迫撃砲五、對戰車砲七、重機一四△前線基地【二五】中支軍發表
敵中堅軍の本據南陽占領
○前線基地【二五】中支軍發表
軍は一月末に於ける洪河沙河々畔の殲滅戦後鋒を轉じて西南方に迂迴し湯恩伯集團軍救援の爲め蟄集し來れる孫連仲麾下の第二集團軍主力を捕捉粉碎のため進撃中にして我が一部は既に四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入せり

砲車三、重輕機三五、小銃八三〇、其他武器彈藥多數

包圍網を壓縮
○前線基地【二五】要衝南陽を攻略した的野、片村、横田、吉川、重信、折小野、加藤、熊川、花谷、山口、土屋、木原の各部隊は五日引續き南陽周邊の大掃蕩を續行中である、西進中であつた田坂、平林、鈴木、白鳥、池田、村上の各部隊は四日夕刻舞陽泌陽公路の中間地區に於て敵第五十八軍の大部隊に大打撃を與へ、更に遼平西方廿キロ附近に於て敵第六十八軍の敗殘兵を捕捉撃滅五日午前には何れも泌陽北側地區に進出し我が豫南平原包圍網は刻々と壓縮されつゝある

泌陽城內に突入
○基地【二五】我が飛行隊の偵察によれば五日朝來泌陽北側地區に於て敵第六十八軍の敗敵を捕捉撃碎中の鈴木、角田、白鳥、田坂、村山、平林、池田、赤堀の諸部隊は同日午後二時半泌陽城內に突入更に敗敵を西方に追ひ、先遣隊の一部は半期附近に進出今や泌陽、半期、南陽、泌源を結ぶ四角地帯の敗敵は我が完全包圍網下に逃場を失ひ右往左往してゐる

泌源(唐河)占領
南陽【二五】南陽進撃の諸部隊に呼應して突如舞陽より反轉南下した奥津部隊主力は疾風の如く小史店、大尉廟、除旗鎮(泌源北方約廿五キロ)を經て四日午前十時泌源に肉薄三九軍の九一、一九三兩師と激戦を展開遂に之を撃破五日拂曉遂に泌源城の一角に突入、目下殘敵掃蕩中である泌源は昨夏宜昌攻略の際我が軍の鐵腳下に蹂躪されたが今回又も我軍の

要衝項城を占領
○基地【二五】我が陸軍森五、内藤兩部隊の偵察によれば項城、上蔡公路を東進中の快速佐々木部隊先遣隊は一日午後三時要衝で袁世凱の郷里である項城縣城に突入感憤の日報に整へ四日未明より我が荒鷲小野、進部隊は協力同日午後に入るや西進部隊は早くも白河々畔に迫り南陽を指呼の間に見白河を挾んで壯烈なる激

要衝項城を占領
○基地【二五】我が陸軍森五、内藤兩部隊の偵察によれば項城、上蔡公路を東進中の快速佐々木部隊先遣隊は一日午後三時要衝で袁世凱の郷里である項城縣城に突入感憤の日報に整へ四日未明より我が荒鷲小野、進部隊は協力同日午後に入るや西進部隊は早くも白河々畔に迫り南陽を指呼の間に見白河を挾んで壯烈なる激

要衝項城を占領
○基地【二五】我が陸軍森五、内藤兩部隊の偵察によれば項城、上蔡公路を東進中の快速佐々木部隊先遣隊は一日午後三時要衝で袁世凱の郷里である項城縣城に突入感憤の日報に整へ四日未明より我が荒鷲小野、進部隊は協力同日午後に入るや西進部隊は早くも白河々畔に迫り南陽を指呼の間に見白河を挾んで壯烈なる激

残りには戦闘力全く喪失するといふ事實が判明した、尙我が進撃部隊は宣傳班を組織し特務工作に當らしめ効果を擧げてゐる

太和縣城占領

太和縣城占領 小池先遣部隊は三日午後北門より敵據點太和縣城に突入、午後四時三十分完全にこれを占領し城頭高く日章旗をかかげた

太和周邊の殘敵殲滅 太和【二三】佐久間、大島、松森、平、原野の各部隊は小池部隊に續いて四日午後二時三十分北門より當々と太和に入城した、明ければ雲一つき快晴、冬とは思はれぬ暖かきだ、戦闘開始以來一句、晝夜を分たぬ追撃戦に疲れた勇士の顔も一べんに拭ひ去られた如く晴々としてゐる我が各部隊は城内に居残つた住民に早くも宣撫の手を差延べると共に引續き太和周邊の殘敵に懲懲の手を緩めず銃砲聲は股々として轟き渡つてゐる

河溜集龍抗集占領

河溜集龍抗集占領 新黄河河作戦の進展とともに安徽省北部渦陽蒙城方面より敗退する敵の退路を斷つべく三日突如行動を開始した佐藤部隊は渦河(淮河支流)に沿つて北上、前面より潰走し來る敵を蹴散らしつ、四日には早くも河溜集、龍坑集(何れも渦河沿岸)を相つて占據し敵の輸送機關たる民船約八百を鹵獲した

新黄河河畔戰果

新黄河河畔戰果 新黄河河畔戰果の四日迄に判明せる戦果左の如くである △敵屍一、一八五、敵負傷推定三、六〇〇、捕虜七五△鹵獲品、重輕機七、同彈藥五、〇〇〇、小銃三九九、同彈藥一〇六、一二六、手榴彈一〇

五、迫撃砲三、同彈藥四〇、軍馬九

七、棉花多數、その他軍需資材多數

界首集附近の敵殲滅

界首集附近の敵殲滅 太和【二三】據點太和を奪取した西山快速隊平鐵牛部隊は五日午後新黄河本流渡河點界首集(太和西北方二十五キロ)で敗走する敵約二千を捕獲これに猛攻を加へ午後十一時敵に潰滅的打撃を與へて四散せしめた敵遺棄屍體百、鹵獲小銃四十五、輕機一、一方主力部隊も六日朝舊縣集(太和北方六十キロ)對岸に陣地を構築し抗戦を續けんとする敵に猛攻を加へ大打撃を與へた

宜昌東北方の敵を潰滅

宜昌東北方の敵を潰滅 漢口【二五】宜昌東北方地區に蟠居する敵第一七九、三七、一三二各師の一部に對し斷乎鐵錘を下すべく〇〇日行動を開始した我が〇〇部隊は、去る二日宜昌東北方遠安附近に於て敵四千を殆んど捕捉潰滅したが、更に敵の背後に迂回した福島部隊は晝夜兼行廿五時間に亘り隨所に敵を急襲しつ、峻險なる九十餘キロの山道を突破、敵退路を遮斷した、兩部隊の戦果左の如し△敵遺棄死體二、一八六、捕虜一〇三△鹵獲品重機三、輕機一二、小銃八五、その他多數

杭州附近肅清戰

杭州附近肅清戰 杭州【二七】杭州、嘉興、湖州を連ねる三角地帯の肅清戰を決定中の松井、菅原、渡邊、神宮の各部隊は六日午前九時三角地帯中央部新市鎮北方の敵據點合山を占領後敗走する敵を新市鎮東北方十三キロ瓏市鎮附近に追ひ詰め殲滅戰を展開した

新四軍掃蕩綜合戰果

新四軍掃蕩綜合戰果 蚌埠【二〇】去る一月中旬定遠西方地區に展開された新四軍に對する掃蕩戰を初め酷寒の淮南平原に於て縱

横に活躍した我が精銳諸部隊の一月綜合戰果は左の如くである △交戰回數四〇△敵兵力八、七〇〇 △敵遺棄屍體四六六△捕虜一四五△輕機三、小銃八五、拳銃二、其他武器彈藥多數

皖南遊擊隊歸順

皖南遊擊隊歸順 南京【二〇】蕪湖東南方地區に蠢動中であつた皖南遊擊隊支隊長洪爲金は過般太平附近で行はれた國共兩軍の同志討ちを見て翻然抗日の迷夢より覺め部下四百三十二名と共に機關銃九、小銃二百九十三、拳銃二十一彈藥多數を携行九日蕪湖に來着、我が軍に歸順した、同部隊は國民政府綏靖軍長江中地區部隊に編入され和平建國の第一線に更生の銃を執るはづて、新四軍解散事件以來江南一帶の敵軍は極度に動搖し投降歸順する部隊相踵ぐ有様である

新四軍の歸順續出

新四軍の歸順續出 上海【二〇】新四軍江南部隊は重慶黨軍に追はれ、我軍の掃蕩に遭つた江南地區に右往左往してゐるが、最近新四軍第三團吳大隊長以下七十三名は多數の小銃彈藥を携行し金陵(鎮江南方)の我が齊藤部隊に歸順を申し出て來た、此の他にも新四軍の我が軍に歸順し來る者續出してゐる、新四軍はその性質上我軍への歸順は一見奇異な印象を與へるが右歸順部隊は過般の解散事件から漸く共產主義思想の迷夢を覺つたもの、今更自分等を叛亂者と見做す重慶側に加擔する事も出来ず結局我が軍に歸順して來たものである

中支艦隊週間戰況

中支艦隊週間戰況 (二二一—二二六) 順は一面奇異な印象を與へるが右歸順部隊は過般の解散事件から漸く共產主義思想の迷夢を覺つたもの、今更自分等を叛亂者と見做す重慶側に加擔する事も出来ず結局我が軍に歸順して來たものである

海軍部一日發表

海軍部一日發表、中支艦隊前週

の戦果 中支艦隊は前週初頭に當り聯合陸隊を三河口及び白澗鎮に揚陸、兩地點を結ぶ線の北方江岸地區を徹底的に掃蕩し週末には漢口、岳陽(岳陽下流)娘孃廟烏石磯(安慶上陸、江上艦艇よりの猛撃と力を合せ多數の敵匪群を剿滅驅逐した、之等の地區は從來相當長期間に亘り掃蕩を實施しなかつた地方であり今次の徹底的掃蕩の結果は今後同地區に於ける土匪の跳梁を根絶し得たものと信ずる、その他城陵磯、小林夾にも陸隊を上げ又廿八個に上る機雷を處分した

航空部隊は引續き連日に亘る活動を續け敵の據點たる青杭、高坦、吳田、唐田鎮(何れも安慶の東南)を數次繰返して爆撃し更に廿一日には天候の回復に乗じて一隊は長驅南鄭を奇襲、その航空施設に壊滅的打撃を加へ一隊は廣信に敵第三戰區司令部を粉碎するなど赫々の戦果を擧げた

中支艦隊週間戰況

中支艦隊週間戰況 (二二一—二二六) ○〇基地【二二】中支艦隊報道部八日發表 寒氣は幾分緩和の氣味に見えたか天候香しからず作戦遂行殊に航空部隊の活動は常に不測の困難に遭遇し之を克服して行く將士の苦心は並々ならぬがある、此の間各部隊はよく協心戮力萬難を排して所期の戦果を擧げつゝある、江上航空部隊は前週に引續き第三戰區司令部の戦果を収めた斯くの如く南支方面に於ける抗日軍の氣勢は頓に衰へ國共抗軍の反映、財政の逼迫に戦意は全く喪失し皇軍の往く所忽ちにして潰走の状態である、之に反して我が方の損害は戦死傷三十六のみで精銳悉く潑刺たる英氣に燃え占據地内の治安又安定、明朗化して民業も殷賑

川を急襲しその航空基地を潰滅敵空軍再建安動の企畫を撃砕し去つた、一方江上艦艇は終日終夜江を上流しで警戒の任に當り機雷を見て寶塔洲(岳陽下流)娘孃廟烏石磯(安慶上流)等に陸隊を揚陸掃蕩實施の實を擧げた、尙今週江上警戒部隊の處分した機雷は十九箇を數へた

南支戰況

一月中南支戰況 廣東【二三】南支派遣軍報道部二月三日午後四時發表 我が南支軍の一月中に於ける治安肅清は元且拂曉を期し汕頭、廣東方面前線附近の敵に痛撃を加へたるを初めとし各方面に小規模の討伐戰が展開されたが交戰敵兵力は僅か三千數百に過ぎず敵は正月攻勢を宣傳したるにも拘らず戰意低調を極め我が攻勢に至るところ完膚なき迄にこれを粉碎確認したる敵遺棄死體八六三、捕虜四一でまた重機一、輕機四小銃三〇二、彈藥その他を鹵獲した、此の戦果は敵の裝備が著るしく低下した事を物語つてゐる、一方航空部隊は地上部隊の肅清に協力すると共に東江上流方面より廣東省奥地に對する輸送機關、軍需品及び詔諭、惠州、長口塘附近の敵及び昆明、佛空國境附近敵據點を痛撃して莫大なる損害を與へ赫々の戦果を収めた斯くの如く南支方面に於ける抗日軍の氣勢は頓に衰へ國共抗軍の反映、財政の逼迫に戦意は全く喪失し皇軍の往く所忽ちにして潰走の状態である、之に反して我が方の損害は戦死傷三十六のみで精銳悉く潑刺たる英氣に燃え占據地内の治安又安定、明朗化して民業も殷賑

海南海軍部隊綜合戰果

海軍部隊綜合戰果
海軍部隊綜合戰果
海軍部隊綜合戰果

廈門砲臺の遊撃隊を包圍

廈門砲臺の遊撃隊を包圍
廈門砲臺の遊撃隊を包圍
廈門砲臺の遊撃隊を包圍

香韶路覆滅戦

香韶路覆滅戦
香韶路覆滅戦
香韶路覆滅戦

惠州東南方海岸に奇襲上陸

惠州東南方海岸に奇襲上陸
惠州東南方海岸に奇襲上陸
惠州東南方海岸に奇襲上陸

南支軍報道部長談

南支軍報道部長談
南支軍報道部長談
南支軍報道部長談

つゝある重慶政權は最近香港方面より淡水、惠州、龍州を経て韶關に至る所謂香韶ルートに餘命を託さんと各種の手段を盡してガソリン自動車自動車部品その他機材等の輸入に没頭したが之れ亦我が航空部隊の連綿的猛進を加へ昨年未頃にして破壊炎上せしめたるもののみで貨車六十五輛、道路、橋梁、停車場の破壊等莫大なる損害を興へ大混亂に陥りしめた、然るに敵は尙も執拗に英國側の援助を求め各所に擧動、擬自動車配置し或は軍需品を洞窟内に集積隠匿し或はガソリンを水中に集積して浮舟を以て擬する等我が空爆に畏怖しつゝも軍需品輸送の繼續に足掻いてゐるのである茲に於て我が精銳部隊は本日未明海軍部隊と協力し嘗て空前の戦史を飾つた廣東攻略の経路たりし、惠州東南方海岸に再び奇襲上陸を敢行し目下香韶ルート

の要衝○方面に向ひ猛進中である素より同方面の敵は屢次に互り我が空軍の洗禮を受けた共産匪の輸送物資掠奪に屢々國共間の紛争が惹起しある状況であつて皇軍の鋭鋒の前には忽ちして潰走の一途を迎へてあらうが我が部隊は香韶ルートの要衝を占領覆滅することは即ち抗日勢力に一大痛棒を加へ其の抗戦力に與へる打撃は甚大なりと信するのである

も僅かの抵抗を受けるのみで隨所に散在する少數の敵は全く戦意を失ひ之亦敗走を續けてゐる、一方英支國境方面に待機中の我が有力部隊は東海岸上陸部隊に呼應、昨四日夜半行動を開始○方面に向つて前進中更に櫻井、佐藤、稻垣、丸山等の南支陸軍部隊は四日曉暗を衝いて出動地上部隊は協力敗退する敵を求めて片端から爆撃を續行、かくて蔣政權が南支海岸に残した唯一の補給線香韶ルートも再び日軍旗に覆はれんとしてゐる

要衝淡水に進入
廣東【三】南支軍報道部四日午後六時發表惠州東南方に上陸せる我が部隊の一部は四日午後三時二十分早くも香韶ルートの一要衝淡水に進入せり

淡水は過ぐる昭和十三年十一月廣東攻略の際、敵余漢謀麾下の廣東軍隊の猛襲に耐へかねて潰滅した思ひ出の戰場であるが、その後同地はバリアス灣沙魚浦より惠州方面に至る所謂香韶ルート上の重要據點として再び活潑なる動きを見せてゐたものである

淡水に物資の山
○前線【二】即日よりも我が軍の手に歸した淡水城内には約三、四百の敵がゐたが不意を衝かれて抵抗する暇もなく倉皇として潰走、多數の物資を遺棄し悉く皇軍の虜獲するところとなつた即ち我が軍の手に歸した物資は鹽數萬斤、石油ガソリン等數千噸、自動車のタイヤ、煙草等々の莫大なる物資の山に驚嘆する程である、淡水は香港より沙魚浦、龍岡城、惠州、韶關に至る所謂香韶ルートの中樞を扼す

の地點とはいへ而かも同地のみで斯る多量の物資が集積してゐたことは重慶が如何に此のルートを通じたか資糧送到大童の努力を續けてゐたかを物語るもので我が軍の同ルート遮断作戦が敵に與へる打撃は甚大である

パイアス灣に突入
○艦上【三】我が海軍精銳部隊は四日午前六時再度曉闇のパイアス灣北岸下涌處に敵前奇襲上陸を敢行目下續々上陸進軍中である、これより先○に集結した○輸送船團が進發するや我が海軍の精銳はその前後を護りつゝ怒濤を蹴つて目指すパイアス灣に突入した灣頭月影なく電撃的に上陸を敢行息つく間もなく破竹の進軍を開始した、思へば昭和十三年十月十二日我が南支軍精銳が敵の意表を衝て突如無血上陸を敢行得意の快速進軍により一舉に廣東を攻略してより茲に二年有餘再び同じ地點に敵の夢を破つて敵前上陸に成功したのだピルマ・ルート再開以來香韶ルート又同時に英國の敵性によつて再開され最後の輸血路として重大なる役割を果しつゝあつたが我が海軍の時を遷さぬ的確なる爆撃によりピルマ・ルートを断絶され残るは唯香韶ルートのみ、瀕死の重慶にカンフル的存在としてその活動は最近目に餘るものがあつた、されば海軍は海上封鎖を強化し陸軍又連綿的に之を爆撃甚大なる戦果を収めたるが尙敵の蠢動と物資補給を完全に制壓する爲め茲に一大鐵槌を加へるに至つたのである斯くして今や無血上陸に成功した我が川口部隊は○を目標して一路猛進を開始した

香韶ルート覆滅戦進捗
廣東【三】四日未明を期して開始された香韶ルート覆滅作戦は驚異的速度を以て續行されつゝある(一)先づ英支國境方面から行動を開始した部隊の一部は四日午後七時龍岡城(深圳北方廿七キロ)にあつた第六挺身隊及び寶安縣の國民兵團に屬する約五百の敵の攻撃に向つたが敵は全く不意を衝かれて周章狼狽、算を亂して逃亡する有様で殘存した被服糧秣等驚くべき量に上り悉く我軍の虜獲する所となつた(二)更に他の一隊は四日夜英支國境線の灣頭角を何等敵の妨害を受けずして占領、同地附近の掃蕩を行ひ更に次の行動に移行中である(三)一方四日未明惠州東南方海岸に上陸、即日香韶ルートの要衝淡水を占領した部隊は引續き附近の掃蕩を行ひつゝあり淡水市内のみならず附近村落より敵軍需品が次々に發見されその夥しき量は今更に香韶ルートの重要性を物語つてゐる(四)他の一部隊は英支國境線の東北端香韶ルートの起點沙魚浦に向ひ四日夜同地を占領大鵬灣から揚陸せる莫大な抗日輸送物資を悉く我が手に収めた

果々たる虜獲品
廣東【三】南支軍報道部六日午後五時發表今我が南支軍の香韶ルート遮断作戦は奇襲奏功し即日にして淡水、沙魚浦の兩要衝を扼し既に莫大なる敵軍需品を虜獲、昨年以來我が航空部隊の痛撃と相俟つて多大の戦果を収め更にこれを擴大中にして敵抗戦力に一大打撃を與へた

現在迄に於ける戦果の主要左の如し
(一)今次作戦に於て目下判明せる虜獲品の主なるものガソリン七千二

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

〇を目標して一路猛進を開始した

百餘石油一千三百罐、鯨油三千罐、モビル油九百罐、桐油一千五百噸、自動車タイヤ一千五百個、鹽五百噸、タンクステン二噸、アンチモニー二千六百貫、煙草五百萬本、綿布三百六十噸、メック製靴一萬二千二百足、ヨム長靴一萬二千二百足、茶一千箱、爆藥一千九百五十箱、木材一萬五千本、その他武器、彈藥、被服、糧秣、輸送材料等多數(二)舊臘以來空陸兩部隊の破壊炎又は鹵獲せる主なるもの、油類一萬四千四百罐と別に一千五百噸、自動車及び部分品六十五輛とタイヤ一千五百個、戎克約二百五十隻、鹽五百噸、重要礦石類二噸と二百六十貫、靴類二千四百足、煙草五百萬本、茶一千箱、爆藥一千九百五十箱、木材一萬五千本、内容不明の貨物約五千行李、軍需品倉庫十五棟その他敵の橋梁、停車場等(三)地上部隊の現在迄に確認せる敵屍僅か七十七に過ぎざるも爆撃によりて敵軍隊に與へたる損害は夥しく捕虜亦五十九なるも目下我が軍に投降するもの續出しつゝあり

▲莫大なる軍需品 廣東【三】四日夜香韶ルートの起點沙魚涌を占領した部隊は引續きその附近を掃蕩中であるが五日發見せる軍需品はガソリン二千二百罐、爆藥千九百箱、ゴム長靴千二百足、その他軍需品多數で隠匿物資は續々發見されつゝあり我が戦果は益々擴大される見込みである

香韶ルート攻撃の戦果増大 廣東【二】南支軍報道部十一日午後三時發表 我が南支軍の香韶路線遮断作戦に於ける戦果は益々擴大し一部を發表したるも爾後益々擴大し現在既に左の如き莫大なる數量に達

し更に隠匿品を續々發見しつゝありこれが敵抗戦力に與へる打撃は蓋し痛烈なるものあり(一)二月八日發表以降現在までに發見鹵獲せる軍需品の主なるものガソリン四千二百罐、石油二百四十八罐、植物性油一千罐、タンクステン八噸、アンチモニー八百貫、鉛二千五百噸、鐵板チ五百噸、錫八百噸、紙四千噸、木綿及び羅紗千八百噸、綿糸三百二十噸、木材三千本、煙草三千五百萬本、白米三百俵、鹽二百五十噸、砂糖二千斤、乾電池百十箱、自動車三輛、水筒三十七萬個其他武器彈藥被服糧秣輸送材料等多數(二)舊臘以來現在までに空陸兩部隊の破壊炎燒又は鹵獲せる軍需品の主なるもの油類一萬九千八百四十罐、渡船五百噸、自動車部分品五十八箱、タイヤ一千五百箱、戎克二百五十隻、重要礦石類十噸と四千二百貫、鉛及び鐵四千噸紙四千噸、綿糸、綿布、羅紗等四千噸、靴類二千四百足、煙草四千四百萬本、米三百俵、鹽七百五十噸、砂糖二千斤、乾電池十一箱、材木一萬八千本、水筒二十七萬個、内容不明貨物約五千噸、軍需品倉庫百五十棟その他輸送用船艇、車馬の破壊等である

空中戦・空爆

海空軍

市街各所に大損害を與へ特に市街東部の自動車倉庫を直撃彈命中附近の家屋と共にこれを粉碎せり尙歸途景景鎮東方三十キロの公路上を東進中の迷彩を施せる乗合自動車を發見し銃撃を加へ大破せしめたり

湖南省冷水灘急襲 ○○基地【三】中支艦隊報道部三日午後九時發表 駒形部隊長の指揮する海軍航空部隊は三日午後湖南省南部敵第六戰區の敵重要軍事據點冷水灘を急襲停車場南方に所在する倉庫群に全直撃彈を集中同倉庫内に充満せる燃料を炎上せしめ同地附近一面の火の海と化したり、今尙盛に炎上中にして敵に與へたる効果頗る甚大なり別に船田部隊長の指揮する一帯は再び浙贛線の要衝廣信を攻撃河岸の倉庫群に全彈を命中、數ヶ所より炎上せしめたり、地上より防禦砲火を認めず何れも全機修々歸還せり

皇頭の敵司令部を爆碎 ○○基地【三】中支艦隊報道部四日午後六時發表 連日數次に互り敵第三戰區本據に痛撃を與へし海軍江上航空部隊は四日午前船田部隊長指揮の下に我が爆撃を避けて轉々居を移し遁竄を圖る敵司令部の後を追ひ突如皇頭(廣信南方二十キロ)を急襲同部落並びにその周邊を爆撃司令部と覺しき家屋敷棟を撃碎炎上せしめ著大なる戦果を挙げたり、尙歸途景景鎮の東方に貨物を満載せるトラック群及び敵兵を發見銃撃によんことを大破撃碎せり

四川省合川爆撃 ○○基地【三】中支艦隊報道部五日午前十時發表 海軍航空部隊 駒形部隊長指揮)は四日午後極

めて不良なる天候を冒し遠く四川省に進出重慶北方の敵航空據點たる合川を攻撃し敵重要機關、倉庫及び飛行場に全彈を命中せしめ數ヶ所より火煙をあげ甚大なる戦果を収めたり我に被害なし

陝西省南鄭を急襲 ○○基地【三】中支艦隊報道部五日發表(一)海軍航空部隊 駒形部隊長指揮の下に五日晝過ぎ蓮尾部隊長指揮の下に再び陝西省南鄭(漢中)を急襲、一時間餘に互り敵地上空を制壓、飛行場其他の軍事施設に大損害を與へ、全機修々歸還せり、空地共敵機を認めず、防禦砲火又微弱なり(二)野中部隊長の率ふる別動隊は同日午後連續第四次の廣信爆撃を敢行、殘存する敵重要施設に致命的打撃を與へ甚大なる戦果を挙げたり(一)更に船田部隊長指揮の海軍江上航空部隊は敵第三戰區統監部の所在せる費村(廣信南西四十キロ)を攻撃應合並びに新築倉庫を爆碎せり、倉庫は間口三十メートル奥行六十メートルの大建築にして火薬を充滿せるもの、如く瞬時にして火薬を充滿せるもの、爆撃を起せり我が方に被害なし

功果橋を再度猛爆 佛印○○基地【三】南支艦隊報道部七日午後六時發表 海軍航空部隊は七日大編隊を以て瀘緬公路攻撃を實施し全機無事歸還せり、即ち吉岡部隊長の率ふる足立、瀬戸、田淵の各部隊は大學演習公路に進出先般の爆撃により切斷された功果橋に對し更に徹底的攻撃を加へこれを修理困難に陥らしめ同公路遮断の大戦果持續に成功せり

▲修理箇所巨彈命中 佛印○○基地【三】瀘緬公路の最要衝功果橋

は數次に互る海鷲の爆撃により完全に切斷されてゐるが最近修理を開始した模様であるので海鷲新鋭部隊を加へる一大編隊は七日同橋の攻撃を行ひ修理箇所と覺ばしき舊橋の兩橋脚に巨爆を集中、これを徹底的に爆碎したり、新橋は既に完全に放棄状態にあり舊橋もかくて修理の望み絶えビル補給路は今や全く我が海鷲の蹂躪下に潰滅屏息するに至つた

昆明瀘緬公路爆撃 佛印○○基地【三】南支艦隊報道部九日午後五時發表 海軍航空部隊は九日昆明及び瀘緬公路の攻撃を實施し全機無事歸還せり(一)武田指揮官の率ふる菅原、吉本、川本、金田、花本の各部隊は雲南省昆明を空襲熾烈なる防禦砲火を冒し軍需工場に對し爆撃を敢行大火災を起さしめたり(二)瀬戸指揮官の率ふる田淵、橫溝、中川、飯島、末弘の各部隊は大編隊を以て長驅雲南省サルビン河の上流瀘緬公路に進撃昨年十一月廿九日爆撃後修復なれる惠通橋に對し爆撃を敢行大なる損害と脅威を與へたり

河南省新野爆撃 ○○基地【三】荒鷲森玉、是松の各部隊は一日泌陽西南方百キロの敵要衝新野に敵約四千が娯集しつゝありとの報に勇躍○○基地を進發、峨々たる西大別山の峻峰を越へ正午新野上空に達し各機緊密なる連絡の下に市街及び周邊に蠢動しつゝあつた敵大部隊に果敢なる連續統爆撃を敢行多大の戦果を収め全機修々基地に歸還した

陸空軍

陸空軍

海空軍

河南省新野爆撃 ○○基地【三】荒鷲森玉、是松の各部隊は一日泌陽西南方百キロの敵要衝新野に敵約四千が娯集しつゝありとの報に勇躍○○基地を進發、峨々たる西大別山の峻峰を越へ正午新野上空に達し各機緊密なる連絡の下に市街及び周邊に蠢動しつゝあつた敵大部隊に果敢なる連續統爆撃を敢行多大の戦果を収め全機修々基地に歸還した

陸空軍

陸空軍

陸空軍

陸空軍

河南省南陽爆擊

○〇基地【三二】森玉、小野、是松土井の各陸軍部隊は三日午後三時河南省南陽湯恩伯軍の據點南陽を急襲市内軍事施設を風潰しに猛爆、更に逃走せんとする敵兵に機銃の猛射を浴せ甚大なる戦果を収め全機基地に歸還した

△四日も連爆 ○〇基地【三三】陸軍森玉、是松の各部隊は昨日に引續き四日午後一時敵要衝南陽縣城周邊地區の敵集圍及び軍事施設に銃爆撃を敢行甚大なる損害を與へ全機無事に歸還した

香韶ルート覆滅戦に協力

○〇基地【三三】南支陸軍飛行隊櫻井、佐藤の兩部隊は前日に引續き五日も細雨を衝いて出動、淡水方面に於ける地上部隊の掃蕩作戰に協力すると共に更に我が軍の奇襲によつて一路敗走する敵を銃爆撃に良口壩北方約三十キロの道路上に於て潰走する約五百の敵を認めるや機上射撃と急降下爆撃を反覆して文字通り一兵も残さぬ迄に之を殲滅し去つた

湖北省襄陽北方を爆撃

○〇基地【三三】陸軍森玉、是松各部隊は六日地上部隊に協力し沱源、泌陽公路南方地區を雪崩をうつて潰走中の敵集圍を襲撃大戦果を収め更に鷓鴣を南方丘陵地帯に延ばし午後一時頃襄陽北方地區を高級自動車四輛及びトラック群多數よりなる敵第廿九軍司令部が西方に遁走しつゝあるを發見、わが荒鷓鴣は好餌とばかり之等一群に向つて猛烈な銃爆撃を敢行車輛群を木葉微塵に粉碎悠々歸還したが右のうちに敵軍長陳大慶以下幕僚多數が含まれてゐたものと見られる

河南省鄭州周邊爆撃

開封【三三】新黄河河戦地上部隊に呼應して陸軍の精銳は連日に亘つて鄭州並に同地以南地區の敵據點を次々に猛爆しつゝあり小林部隊の大黄河北岸よりする鄭州西部地區砲撃と相俟ち敵部隊は大動搖を來してゐるが更にわが陸軍は開封西南五十キロ新黄河河畔尉氏の敵據點に對し六日午後猛爆を行ひ敵軍に大損害を與へた



敗戦空軍の再建に狂奔

南京【三三】敗戦空軍の再建に狂奔してゐる重慶は舊艦アメリカ製軍用機十數機、ソ聯製軍用機三十機を購入目下大學生及び中學生五百餘名を強制徴收して操縦訓練を施しつつありと謂はれる

我が戦陣訓を重視

南京【三三】本年初頭東條陸相の發した我が戦陣訓を重慶當局が入手しようと思ふに至つてゐることが此程豫南作戦でわが方の鹵獲した敵書類によつて判明した、右に獲した戦陣訓が第一戦將兵の心掛くべき點を訓し事變解決のために支那民心の把握を強調してゐる點を重視してゐる模様で戦陣訓を入手次第中央部の閱覽に供すべしと督促各部隊へも示達奨勵してゐる

抗戰陣營内の互目深化

上海【三〇】國共衝突で抗戰陣營に一大龜裂を生じた重慶政權の内部に於いては直系非直系の抗争は頓みに激化し鄧錫侯、潘文華、王縉緒、楊森等の四川土著派の省主席張群排斥運動表面化しつゝある、又湖北に於

とも第六戰區司令長官陳誠と第五戰區司令長官李宗仁の間に軍の指揮權を繞つて反目を來してゐるので軍務委員會は李宗仁を安徽省に移し陳誠をして湖北全省の軍務を統轄せしめんとし頻りに李の諒解を求めてゐるが裏面には直系派の廣西派排斥の魂膽が秘んでゐるので双方の間に一悶着を起しかねまじき形勢である、一方蔣介石は日本軍の南寧放棄と廣西應援の各軍の省外撤去により程興しつゝある廣西土著派の巨頭李濟琛の兩廣に於ける軍事最高指揮權を剝奪せんと工作を進めており、國共相剋の一波は萬波を呼び、重慶抗戰陣營は今や同僚相互に猜疑相剋するの深刻なる情勢を孕みつゝある

吳鐵城重慶歸着

上海【三二】重慶來電によれば海外部長吳鐵城は約五ヶ月の間南洋華僑の間を馳け廻つて募集した獻金を携へ八日香港より重慶に歸着した

駐支佛大使上海歸還

上海【三二】コスム駐支佛大使は舊臘上海より重慶に赴いたが最近重慶經由歸還した

駐重慶米大使更迭

上海【三二】重慶U・P電によれば重慶政權は米國がジョンソン現大使の後任として前上海總領事ゴース氏を選定したについて四日米政府にアグレマンを與へた、尙在重慶米大使館ではジョンソン大使の離任時期、行先等については一切未定であると語つてゐる

カリイ米特使來着

△香港着香港【三二】ルーズヴェルト大統領の特命により重慶を訪問する米政府特派使節カリイ大統領輔佐官は聯邦準備局經濟調査官デブレス氏を帶同五日午後二時半クリツパリー機でマニラから香港へ來着した

▲特使の重要使命 香港【三二】五日香港に到着したルーズヴェルト大統領の特使カリイ氏は重慶訪問の目的は抗戰支那の財政經濟の實情を視察してルーズヴェルト大統領に報告するにあり、従つてアメリカの對蔣援助の將來はその報告によつて左右されるどころ大なるものがあるとして重慶は中央宣傳部副部長董顯光を代表として香港に派遣歓迎に努めてゐる、尙昨年十一月卅日ワシントンに於て發表された中國爲替平衡資金五千萬米弗、軍需品買付資金五千萬米弗の對支借款は未だ具體的措置に出でず目下駐米大使胡適及び滯米中の宋子文を通じて交渉中であるが米國側では曩に重慶に供與せる借款が何れも支那側物資の輸送停滯を來してゐる點よりして今後巨額の借款供與には相當慎重の態度をとりカリイ氏の報告によつて初めて具體的辦法を講ずる筈であると謂はれ借款供與を急ぐ支那側は同氏の言動に甚大の監視を拂つてゐる

▲重慶入り 上海【三二】當地に達した情報によれば七日午後香港より空路重慶に到着したカリイ特使は蔣介石王寵惠以下黨政各首腦多數の出迎へを受け直ちに米國大使館に入り同日午後ジョンソン大使の案内に蔣介石を訪問、孔祥熙、王寵惠陪席の下にルーズヴェルト大統領の書翰を手交したが更に八日には經濟部長翁文灝並びに交通部長張公權と會見、抗戰下重慶の經濟交通情勢について聴取する筈である、尙カリイ氏は重慶に約二週間滞在後香港經由アメリカに歸還、蔣政權の現状について報告を行ふ豫定であると云はれる

▲特使御馳走 香港【三二】U・P來電によればカリイ氏は八日重慶政權の首腦連を非公式に歴訪したが、この來訪に驚喜した重慶は外交部長王寵惠が同氏の滞在二週間の間の午餐會晩餐會、テイパーティ等と御馳走攻めのプログラムを作成、カリイ氏を満腹させた上、王寵惠を始め財政部長孔祥熙、經濟部長翁文灝、交通部長張公權、宣傳部長王世杰、顧孟餘の六名が特に命ぜられて常にカリイ氏の側に侍して重慶經濟事情を吹き込むことになつてゐる

▲ソ聯軍事顧問重慶引揚

上海【三二】當地に達した情報によれば重慶政權は新四軍事件以來全面對立の危機に直面した國共關係の收拾に躍起となつてゐる折柄数日前に重慶のソ聯軍事顧問廿五名が突如重慶を去り空路モスクワに歸還し重慶側に異常な衝動を與へてゐる、ソ聯より重慶に派遣された軍事顧問は約四十名であるがその七割が歸國した譯で新四軍事件に對するパニウシキン、ソ聯大使の重大申入れと相俟つて今回の顧問大舉引揚は國共問題にめぐる兩國の微妙なる關係を示唆するものとして極めて注目される

▲香港に蔣總領事館

香港【三二】英領香港に重慶側總領事館設置の問題は過般來英支間に協議中であつたが支那側情報によれば近く協定成立し、重慶側初代總領事の任命を見る事になつたと云はれる

▲重慶に賭博禁止

上海【三二】重慶來電によれば重慶衛戍總司令劉峙は八日付を以て賭博禁止の布告を發し官民を問はず麻雀

トランプ、骰子等一切の賭博を禁止し違反者に嚴罰を加へるは現在各商店にある麻雀、トランプ、骰子等の賭博器具はすべて没收する旨命令賭博に耽ける要人、紳商連に痛棒を加へた

☆ 國共抗爭熾烈

後套地區に國共衝突の氣勢 厚和【二三】重慶側の新四軍に對する武力行使を契機に俄然悪化した國共關係は久しく黨軍の地盤として確固たる勢力を扶植してゐた後套地區にも波及し同方面の國共兩軍は今や全面的武力衝突の危機を孕みつつ、形勢愈々緊迫を告げてゐる、即ち山西省北部にあつた共產軍二千は延安側の戰略上の移動命令により一月中旬來北上を開始して第八戰區の側面後套地區に進出現在オルドス左翼中旗(包頭南方約十二キロ)を中心として馬占山郭長清等の各軍と對峙するに至り之に對し黨軍側でも急速に戰備を整へつつあり兩者の關係は一觸即發の状態にある

對共會議強硬論壓倒的 上海【二三】重慶來電によれば將政權國防最高委員會は一日、二日の兩日に亘り蔣介石私邸に緊急會議を開催、林森何應欽、白崇禧、馮玉祥、張繼、張治中、戴天仇、于右任、商震、居正孔祥熙、王寵惠等在重慶黨政軍最高幹部の他、陝西省政府主席蔣鼎文、第二戰區副司令長官徐永昌以下西北關係の將領が多數出席、對共產黨問題につき重大協議を行つたが十八日の第二次會議に於ては一月十八日共產黨より提出された新四軍事件に對する九ヶ條の要求を全面的に否定

し中央政府の威信を保持し最高統帥部の軍令の貫徹を期すべしと云ふに一決會議の大勢は強硬論によつて壓倒的に支配されたと言はれる、然しながら事態の重大性に鑑み蔣介石は極めて慎重な態度を持し同日の會議では尙最後の決意を表明することを差し控へた模様であるが、他方延安側の軍事行動の積極化による陝西省北部の緊迫と重慶側の大規模な軍事行動の進行に伴ひ國共の關係は今や最後の段階に到達しつつあるものゝ如くである

武力制裁に蔣介石は消極論 上海【二三】中共側の九ヶ條の要求を全面的に拒否する事に一決せる三日の國防最高委員會臨時會議は引續き何應欽、商震、張治中等の提出にかゝる中共制裁の全面的武力發動につき協議したが、元老派政客等より劉峙、蔣作賓、蔣鼎文、徐永昌等は原案を支持したるに對し蔣介石は消極論を唱へて重慶側よりの積極的武力發動論に賛成しなかつたと言はれる、而して蔣の反對理由とする所は(一)日本軍今回の京漢線作戰により河南及び湖北の危機は依然解消されてゐないのみならず國共兩軍の全面的衝突は必然的に日本側の總攻撃を招來する(二)大規模内亂の發生は國際的同情を喪失せしめるといふにあり寧ろ國共兩軍の軍事對抗行動のこれ以上の發展を抑制することにより暫く現状を維持しつゝ、中共側の要求事項と無關係に別個の國共關係緩和策を講ずべしとの意向を示したといはれる、斯くて三日の第二次會議は蔣介石の困頓姑息な態度により武力發動案について何等決定することなく散會し四日も引續き會議進行中の模様である

陳誠等對共妥協進言 上海【二三】確實なる筋の情報によれば重慶國防最高委員會に於ける蔣介石の對共產黨妥協傾向は共產黨に對し自信を失つた蔣自身の優柔不斷はもとより第六戰區司令官陳誠、湖北省政府代理主席嚴重等の妥協進言に影響されてゐる點が多いと謂はれる、而して陳、嚴等の中共對策は(一)全面的武力衝突の回避による國共關係の現状維持(二)新四軍問題に關して共同委員會を設置し別に合理的解決を計るといふ二點を骨子とするものであるが中共側が新四軍事件善後措置に關し重大決意を以て發した九ヶ條の要求の全面受諾を迫つてゐる事實上鑑み斯かる姑息手段で延安側を納得せしめることは至難であるとの觀測が有力である

蔣對共態度決せず 上海【二三】危機切迫せる國共關係に對處すべき最後の態度を決しかねてゐる重慶最高國防委員會では三日以來改めて第三次全國黨軍首腦部聯合會議を招集し、山西閻錫山、河北鹿鍾麟、河南衛立煌、陝西胡宗南、薛岳、廣東李漢魂等の全地方將領出席協議の上最後の斷案を下すべしとの主張が元老派及び反共實力派によつて有力に主張されてゐる、然しながら國共關係の全面的決裂と大規模武力衝突の回避に腐心しつゝある蔣介石は尙形勢の推移を見定めた上同會議を招集すべきや否やを決する意向であると謂はれ、國共問題に對する最後の決斷をめぐつて重慶政界は尙昏迷状態を續けてゐる

上海【二三】重慶來電によれば緊迫せる國共軍の全面的武力衝突を回避すべく腐心しつゝあつた蔣介石は遂に決して中共側に妥協申入れを行つた、即ち、蔣介石は四日夜在重慶共產黨代表葉劍英を秘かに私邸に招き現下の國共關係につき意見を交換した後(一)重慶側は當分第十八集團軍の現状維持を承認する(二)共產黨側が軍事對抗行動を停止するに於ては支給停止中の軍費全額を支給する(三)新四軍の復活は承認せざるも葉挺、項英下同軍幹部は寬大に處置す(四)第十八集團軍の四川省への移駐問題に關して追つて協議し合理的解決をはかる、との四條件を提議したので葉劍英はこれを中共幹部に傳達すべく五日朝重慶發空路蔣對中共妥協の裏面

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

新四軍を徹底的覆滅 上海【二三】確實なる情報によれば重慶軍事當局では新四軍反亂鎮壓のため李宗仁を華中剿共軍最高總司令に又湯恩伯、李品仙、王仲遠、韓德勤を各剿共軍司令に任命し敗殘の新四軍各縱隊に對して一齊に攻撃を行ひ之が徹底的覆滅の準備を完了した

對共強硬論 上海【二三】重慶の共產黨壓迫は日を追つて強化され三日重慶U・P來電によれば共產系第八路軍の桂林事務所は最近強制的に人員を減少せしめられ又重慶で發行してゐる共產黨機關紙新華日報は從來四頁であつたものを二頁に減じてゐる、同紙はこれに關し「我等の發表せんとする材料は悉く發表し得ざる事情にあるが故に紙数を減ずるものである」と第一面に社告を掲載してゐる

▲中共機關紙彈壓 香港【二三】重慶U・P來電によれば共產黨機關紙として傳統を誇る新華日報は重慶の反共空氣が益々濃化しつゝあるに鑑み遂に發行中止を考慮するに至つてゐる、尙五日付の同紙社説は「我等の抗議」との見出しを除き全文削除される他主なる記事も殆ど削られ

議續行中の模様である 上海【二三】確實なる筋の情報によれば重慶國防最高委員會に於ける蔣介石の對共產黨妥協傾向は共產黨に對し自信を失つた蔣自身の優柔不斷はもとより第六戰區司令官陳誠、湖北省政府代理主席嚴重等の妥協進言に影響されてゐる點が多いと謂はれる、而して陳、嚴等の中共對策は(一)全面的武力衝突の回避による國共關係の現状維持(二)新四軍問題に關して共同委員會を設置し別に合理的解決を計るといふ二點を骨子とするものであるが中共側が新四軍事件善後措置に關し重大決意を以て發した九ヶ條の要求の全面受諾を迫つてゐる事實上鑑み斯かる姑息手段で延安側を納得せしめることは至難であるとの觀測が有力である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

上海【二三】重慶來電によれば國共相剋に對處すべく重慶政權の最後の態度を決定するため緊急招集された國防最高委員會臨時會議は四日の第四次會議を以て休會することに決定したが、右は蔣介石が國共關係の全協的工作を阻止すべく自ら最後の妥協的姿勢をとらんとするものである、而して蔣が中央地方の反共將領及び元老派の武力制裁を押へ自ら妥協工作に乗り出した主なる理由は、日本軍今回の京漢線作戰により李宗仁を總司令に温恩伯、李品仙、韓德勤等を別共軍事部署に一大陸隊を來したるのみならず更に河北、山東に於ける對共產黨軍事行動も之がため牽制を受け軍備配置の全面的建直しを行ふの餘儀なきに至つたため、河南方面に於ける支那軍の類々たる敗報は國共關係の切迫せる折柄各方面を震駭せしめてゐる、就中重慶政界では日本事は機に乗じ一ヶ月以内に總攻勢を發動すべしとの風説頻りに傳へられともに戦々兢兢たる有様である

中共黨員に引揚命令

上海【二三】新四軍解散を契機とする國共の相剋は愈々熾烈となりつつあるが當

地に於ける支那筋の消息によれば中
共中央部は此の程在上海重慶側各機
關に入り込んでゐる共產黨員に對し
て即時引揚の指令を發したと言はれ
る

新四軍の江北部隊中共離脱

南京【二二】重慶側の對中共攻勢は
新四軍武力解決と共に内部切崩しに
懸命となつてゐるが、新四軍江北遊
撃戦線の幹部たる同隊參謀林波以
下卅名は此程連署を以て左の如き中
共離脱宣言書を發表した(一) 共產
黨三年來の行動は言行相反し陰謀を
繼續してゐる(二) 中國に於ては共
産主義の實現と存在は絶對不可能で
ある(三) 共產軍の蟄居する所必ず
暴動殺戮あり、巧妙なる名目の下に
壯丁を拉致し國力を喪失し抗戦を破
壞す(四) 中共は抗戰以來遼瀋政府
を組織して恣に行政を施行し紙幣を
發して私利を圖り行政系統を破壊し
てゐる(五) 共產軍は國力を消耗し
て敵の覬覦を招いた抗戰以來中共は
たゞ時機を利用して政權を奪取せん
と企圖するのみ、千萬の同志希くは
三民主義の立場を堅持し中共の偽購
に欺かれざる様切望す

何應欽等肅清要求

上海【二三】新四軍強硬に對する中
央首腦部の態度は依然強硬で重慶軍
事委員會の解散命令に反抗し新に軍
長、副軍長その他新四軍首腦を任命
しこれが再組織を企圖してゐるが更
に中共首腦部代辯者は最近新四軍に
對する武力行使の非を鳴らし、重慶
側の反共陰謀を暴露した次の如き談
話を發表、何應欽等の肅清を要求し
た「新四軍殲滅の無恥な罪業は全面
的陰謀の公開された一部に過ぎな
い、これは實に反共派が内亂を以

て抗戰に代へ分裂を以て團結に代へ
んとする陰謀の出發を意味するもの
であるこれは我々十萬の共產黨員と
我が八路軍及び新四軍の幾十萬の將
士が絶對に容認し得ないところであ
る、依つて吾人は全國の愛國軍隊、
同胞及び中華民族の解放に同情ある
全世界の人士に呼びかけ次の目的達
成の爲めに共同奮闘する(一) 新四
軍江南部隊殲滅の陰謀者を嚴重處罰
する事(二) 逮捕せる新四軍將士の
釋放、葉挺以下新政幹部の生命を保
證する事(三) 新四軍江南部隊の死
傷兵士及びその家族を救護する事
(四) 西北反共封鎖線を撤廢する事
(五) 共產黨員及び愛國人士の逮捕
殺戮を停止する事(六) 何應欽以下
一切の反共分子を肅清する事

封鎖線突破準備

上海【二四】重慶方面よりの諸情報
を綜合すると延安側は過般の緊急首
腦部會議の決定に基き陝甘寧邊區に
對する封鎖線突破の態勢を著々整へ
つつあるが準備の進むに伴つてその
態度益々硬化し、新四軍善後措置に
關する九ヶ條の要求を提出し當り特
に重慶側が若しこの要求を全面的に
容認せざれば統一抗戰破壊の罪は全
く國民黨側に歸す一切を顧みず共產
抗戰革命の爲に一切を顧みず如何な
る犠牲をも厭はぬ旨附言重慶側の回
答如何によつては國共關係の全面的
決裂をも敢て辭せざらんとする重大
決意を表明してゐるといはれる、又
別個の消息によれば陝甘寧邊區に於
ては一月十六日以來の處で民衆大
會が頻りに舉行され一齊に「打倒親
日、投降派、肅清反共頑固派」等の
スローガンを掲げて大衆の反重慶熱
を大いに煽つてゐるといはれる

重慶側保安隊編製

新四軍事件内容を暴露

安協條件を拒否

中共、重慶に重大要求

上海【二七】

確報によれば河北省内
にある劉伯承、呂正操等の共產軍は
優勢を恃み同省中南部の諸縣に於い
て至る所重慶側の遊撃隊及び保安
隊の武裝を解除しつゝあると言はれ
る、右は重慶側の精銳部隊四ヶ師の
華北進駐工作が我軍今次の京漢線作
戦により阻止され華北方面の中央軍
兵力の手薄に先手を打つたものであ
るといはれる

「江南の新四軍は一月七日より十日
迄突如重慶軍七萬の包圍を受け慘害
を蒙つた、重慶側のこの罪業には斷
然責任を問はざるを得ない、重慶は
この殺人行爲と共に華北の八路軍に
對し二十萬の大軍を以て攻撃しつづ
あり、これを忍ぶべくんば何れに忍
ぶべからざるものあらう、依つて中
央に對し直に皖南の包圍を解き北進
の路を開かんことを懇請する」

重慶國防最高委員會に
於ける協議の結果蔣介石は新四軍問
題に關し安協の申入れを行つたが
當地に達した確報によれば中共中央
部は右安協申入れに對し極めて強硬
態度を持し葉劍英によつて齟らされ
た重慶側の安協條件を直ちに拒否し
た後毛澤東、朱德、彭德懷等の連署
を以て蔣介石に對し安協交渉に入る
前提として左記條件の即時實行方を
要求したと云はれる(一) 葉挺、項
英を始め逮捕された新四軍幹部を釋
放し並びに中共代表周恩來の自由を
回復する事(二) 新四軍の解散命令
を取消し、項英に依る第四軍の再建
を承認すること(三) 第十八集團軍
に對する軍費一切を清算し全額を支
給する事

中共、重慶に重大要求
上海【二八】江南新四軍事件を契機
に俄かに激化した國共相剋の成り行
が目目されたる折柄確實なる情報
によれば中共側では曩に發行した
「世界を震動せる皖南慘案」なる小
冊子に引續き更に「皖南新四軍慘被
圍滅の真相」と題するパンフレット
を印刷配布してゐる、同パンフレッ
トは重慶側が現在その統制下にある
言論機關を動員して行つてゐる反共
宣傳に對抗して共產黨側より見た新
四軍事件の經過を論じて重慶側の態
度を痛撃すると同時に今次の事件は
親日反共派がかねてより企んでゐた
大規模な陰謀に過ぎず全面的な反共
の第一歩であるとして強硬なる決意
を示してゐる、その要旨次の通り

昨年十月十九日附及び十二月八日附
の電報を公表して輿論を動員する
(一) 新聞紙上で軍規軍令の要性質
を宣傳し以て内戦を開始する準備と
なす(二) 皖南新四軍を消滅する(三)
新四軍の叛亂を宣傳し同軍の稱號を
取り消す(以上各項は既に實行済み)
(一) 湯恩伯、李品仙、王仲廉、韓
德勤等を華中各路の剿共司令に任命
し更に李宗仁を最高司令となし新四
軍に對する進攻を實行する(これ亦
既に實行開始の一步を踏み出してゐ
る)(二) 口實を設けて八路軍の反亂
を宣傳し同軍の稱號を取消す(これ
は現在準備中である)(三) 重慶、桂
林、西安等の八路軍辦事處を閉鎖す
る(これ亦既に實行開始され桂林辦
事處は既に閉鎖された)(四) 新華日
報を閉鎖する(五) 陝甘寧邊區に進
攻し延安を奪取する(六) 重慶及び
各所に於て多數の抗日人士を逮捕し
抗日運動を鎮壓する(七) 各省の共
産黨組織を破壊し多數の共產黨員を
逮捕する(八) 反共軍の挾撃に依り
八路軍及び新四軍を全部消滅する
(九) 八路軍、新四軍に對する攻撃
は一刻もゆるがせにしないがその他
の各戰線では反共軍は昨年休線狀
態を繼續し以て完全停戦の局面への
轉換に便ならしむる

重慶側保安隊編製

安協條件を拒否

中共、重慶に重大要求

上海【二七】

確報によれば河北省内
にある劉伯承、呂正操等の共產軍は
優勢を恃み同省中南部の諸縣に於い
て至る所重慶側の遊撃隊及び保安
隊の武裝を解除しつゝあると言はれ
る、右は重慶側の精銳部隊四ヶ師の
華北進駐工作が我軍今次の京漢線作
戦により阻止され華北方面の中央軍
兵力の手薄に先手を打つたものであ
るといはれる

要求する

(一)一月十七日の反動命令(新四軍解散命令)を取消し、且つ自己が完全に誤つてゐたことを表明せよ
(二)皖南事件の首魁何應欽、顧祝同等を懲罰せよ(三)華挺の自由を回復し、軍長の任を繼續せしめよ
(四)皖南新四軍より奪取せる捕虜武器を全部返還せよ(五)皖南新四軍の傷亡將士の全部を撫恤せよ(六)華中の剿共軍を取消す事(七)西北の封鎖線を撤回する事(八)全國一切の愛國政治犯人を釋放せよ(九)一黨專制を廢止し民主主義を實施せよ(十)三民主義を實行し總理の遺囑に服従せよ(十一)反共親日派の首腦を逮捕し國法の審判に付すべし

若し以上の條件を實行し得るならば事件は自然に解決するであらう、我々は合作を尊重する、但し我々の譲歩には限度がある、我々の譲歩の段階は既に終つたのだ、彼等にして若し前途を思ふならば自ら來つて傷痕を癒すべきである、それは彼等の生命に關する問題であつて我々は最後の警告の途を盡さざるを得ない

中共機關紙發行繼續

上海【二二】重慶の中共機關紙新華日報は新四軍解散事件に關する蔣介石の正式聲明を掲載しなかつた爲めその後屢々重慶當局から嚴重檢閲を受ける一方配達苦力のボイコットに遭ひ一時その停刊は必至とみられてゐたが十日の重慶U・P來電に依るゝと最近同紙と重慶衛戍司令劉峙との間に交渉が行はれた結果同司令より或る種の保護を得たので引續き發行する事になつたと云はれる

中共幹部に重慶脱出命令

上海【二二】重慶來電によれば去る

五日新四軍事件解決に關する重慶側の妥協提案を携へて空路延安に赴いた第八集團軍參謀長葉劍英は未だに同地に滞在したまゝ、重慶に歸らず中共側は重慶と交渉に入る前提條件を電報によつて提示しないのみで折衝は何等の進展を見てゐない一方中共側では現在重慶に在つて三民主義青年團により行動を束縛されてゐる周恩來、鄧穎超、董必武、吳玉章等の共產黨幹部に對し密令を發し重慶脱出を謀らしめてゐるが監視嚴重を極め脱出は至難と見られる

財政・經濟

經濟會議を常設機構とす

上海【二二】重慶來電によれば曩に經濟作戰部乃至は物資總監部の組織に失敗し最近又も全國糧食物工執行總局の編成に挫折を來した重慶政府は毎週一回開催の財政、經濟、交通社會の四部並びに四行聯合辦事處總署よりなる經濟會議を常設機構とすることによつて當面を打開に決置しが聯合辦事處を二月十五日迄に設置すべく準備を急いでゐるが經濟會議主席及び副主席は行政院長たる蔣介石及び孔祥熙が兼任、秘書長には社會部長谷正綱及び行政院政務處蔣鼎文が就任する事に決定、内部に糧食、金融、工貨、物資、軍事、政治運輸、調查、檢查の九組を設け糧食問題、物價問題を中心に當面の重要經濟問題の處理に當る事に決定した

重慶經濟會議開催

上海【二二】最近粵地方面は米穀の恐慌その他の原因で未曾有の經濟危機に瀕してゐると傳へられる、九日當地に達した重慶電によれば、蔣政

權は(一)戰時經濟の強化(二)物價並に需給の調整(三)通貨安定(四)生産擴充、を目標して九日より行政院經濟會議を開催自ら議長となり、副議長に孔祥熙、財政部長軍政、經濟、交通、農政各部長以下軍經濟金融各界代表者參集して重要協議を行つたがカリ米特使の來訪成果に多大の希望を繫いでゐる模様である

上海【二二】中央儲備銀行上海分行の開業に際して重慶側政府銀行たる中國及交通兩銀行に新法幣預金を受入れるに同意したことは既報の如くで當地金融界に波瀾を捲起してゐるがロイタル通信重慶來電によれば重慶にある中國交通兩銀行總行は右の報道に驚愕早速その事實に關して調査を行はしめると同時に上海分行に對し中央儲備銀行券の受入れを許容せぬ旨の嚴命を發したと云はれこの中央儲備銀行券の受入を中心として重慶總行と上海分行の間にも一悶着起るのではないかと豫想されてゐる

中國交通兩行新法幣受入禁止

上海【二二】中央儲備銀行上海分行の開業に際して重慶側政府銀行たる中國及交通兩銀行に新法幣預金を受入れるに同意したことは既報の如くで當地金融界に波瀾を捲起してゐるがロイタル通信重慶來電によれば重慶にある中國交通兩銀行總行は右の報道に驚愕早速その事實に關して調査を行はしめると同時に上海分行に對し中央儲備銀行券の受入れを許容せぬ旨の嚴命を發したと云はれこの中央儲備銀行券の受入を中心として重慶總行と上海分行の間にも一悶着起るのではないかと豫想されてゐる

戰時公債を民衆に強制割當

上海【二二】重慶來電によれば重慶政權は國內各階層に對し公債の割當購入を強制する爲め特別委員會を新設し委員長に蔣介石、副委員長を孔祥熙、委員には國民參政會各員各省政府主席等を以てこれに宛てる方針と云はれる、從來重慶政權の赤字公債の殆ど全部は銀行引受の形式で發行されてゐたが今回の措置は相次ぐ赤字公債の増發により銀行の引受能

力が著しく低下した事を物語るものとして注目される
四川省の米穀飢饉
南京【二二】最近に於ける四川省各地の物資窮乏と物價高に重慶政權もその對策に躍起となつてゐるが最近迄重慶政權の經濟政策を擔任してゐた一高官は當地に脱出し如く語つた「四川省は物資全般に亘つて極端な窮乏に喘いでゐるが就中深刻を極めてゐるのは米穀問題で糧食米は本年度の米作が早害の爲め三、四割方減收である上に昨春から昨冬にかけて全支に於て日本軍の作戰が頻繁に行はれたのて米軍の徵集が極めて多量に上つた爲め非常な食米の不足を來してゐる、更に高級官吏と富裕階級米穀商人の結託による米の投機が盛んに行はれた爲め米の退藏顯著となり食米不足に拍車をかけ一般民衆は全く喰ふに食なき慘狀に追ひこまれ米騒動は各地に勃發し或は米穀買上に出張した政府の商人を袋叩きにする等、人心の動搖甚だしく食米問題は今や抗陣の屋臺骨を揺り動かす重大な問題となつてゐる、米價は戰前の約十六七倍で瀘縣の如きは一時一石六百元と云ふ到底常識では考へられぬ高値を呼んだことがある、而も重慶政權はこれに對策なく、經濟不安は日一日と深刻化する一方で恐らく食米問題は重慶政權の命取りとなるであらう」

資物

四川省の米穀飢饉
南京【二二】最近に於ける四川省各地の物資窮乏と物價高に重慶政權もその對策に躍起となつてゐるが最近迄重慶政權の經濟政策を擔任してゐた一高官は當地に脱出し如く語つた「四川省は物資全般に亘つて極端な窮乏に喘いでゐるが就中深刻を極めてゐるのは米穀問題で糧食米は本年度の米作が早害の爲め三、四割方減收である上に昨春から昨冬にかけて全支に於て日本軍の作戰が頻繁に行はれたのて米軍の徵集が極めて多量に上つた爲め非常な食米の不足を來してゐる、更に高級官吏と富裕階級米穀商人の結託による米の投機が盛んに行はれた爲め米の退藏顯著となり食米不足に拍車をかけ一般民衆は全く喰ふに食なき慘狀に追ひこまれ米騒動は各地に勃發し或は米穀買上に出張した政府の商人を袋叩きにする等、人心の動搖甚だしく食米問題は今や抗陣の屋臺骨を揺り動かす重大な問題となつてゐる、米價は戰前の約十六七倍で瀘縣の如きは一時一石六百元と云ふ到底常識では考へられぬ高値を呼んだことがある、而も重慶政權はこれに對策なく、經濟不安は日一日と深刻化する一方で恐らく食米問題は重慶政權の命取りとなるであらう」

奧地油田を開發

上海【二二】重慶政府は需要石油の不足を海外に仰いでゐるが、石油の油田開鑿を進め重慶側よりの報道によると既にこれに要する掘鑿機械を海外に注文し、同油田は重慶治下石油需要を充分に充たすと稱して居る一方蘭州からの報道によると甘肅省の某地では經濟部の手で油田が開鑿され同地の石油品質は頗る高度だと報じてゐる

甘肅省の石油公司設立

上海【二二】甘肅省に發見された油田に對し重慶政府は國營油礦公司を創設、これを以て開發せしめるに決し經濟部長翁文灝をしてその董事長に兼任せしめた、新会社の資本金は法幣と米弗の双方を以て當て法幣部分は七千萬圓米弗部分は三百萬圓に決定してゐる、なほ重慶政府は今年度の油田の大規模の開発により六年後に國內全部の需要に應じ得様と宣傳してゐる

工礦調整處西北辦事處設置

上海【二二】重慶政府は西南開發と併行して西北の開發に努めてゐるが財政部は西北の産業開發を促進するために今回工礦調整處西北辦事處を設置したとのことである、當辦事處は現地開發の指導一切を引受ける管で政府はこれを機として西北資源の開発に各業界の投資を勸奨してゐる

奧地工業投資不振

上海【二二】重慶來電によると沿海各省四川移轉工場聯合會及び國內製造業者聯合會は四日重慶に於て聯合懇談會を催はしたが經濟部長翁文灝氏は右席上奧地工業投資が運輸、販賣事業に比し少く、現在の後方旨指摘左の如く語つた「現在の後方に於ける工業の投資は僅かに三億元にすぎず一方運輸、販賣業關係資本は數十億元に達して居る、而してこの數十億元は全く遊資を吸収した

に油田開鑿を進め重慶側よりの報道によると既にこれに要する掘鑿機械を海外に注文し、同油田は重慶治下石油需要を充分に充たすと稱して居る一方蘭州からの報道によると甘肅省の某地では經濟部の手で油田が開鑿され同地の石油品質は頗る高度だと報じてゐる
甘肅省に發見された油田に對し重慶政府は國營油礦公司を創設、これを以て開發せしめるに決し經濟部長翁文灝をしてその董事長に兼任せしめた、新会社の資本金は法幣と米弗の双方を以て當て法幣部分は七千萬圓米弗部分は三百萬圓に決定してゐる、なほ重慶政府は今年度の油田の大規模の開発により六年後に國內全部の需要に應じ得様と宣傳してゐる
上海【二二】重慶政府は西南開發と併行して西北の開發に努めてゐるが財政部は西北の産業開發を促進するために今回工礦調整處西北辦事處を設置したとのことである、當辦事處は現地開發の指導一切を引受ける管で政府はこれを機として西北資源の開発に各業界の投資を勸奨してゐる
上海【二二】重慶來電によると沿海各省四川移轉工場聯合會及び國內製造業者聯合會は四日重慶に於て聯合懇談會を催はしたが經濟部長翁文灝氏は右席上奧地工業投資が運輸、販賣事業に比し少く、現在の後方旨指摘左の如く語つた「現在の後方に於ける工業の投資は僅かに三億元にすぎず一方運輸、販賣業關係資本は數十億元に達して居る、而してこの數十億元は全く遊資を吸収した

ものでかゝる資金はむしろよろしく工業方面に利用すべきである勿論目下機械器具や技術上の不足から若干の困難もあらうが政府は實業家の援助によつて生産増加の目的をはかるためこの問題を解決せん事を希望して居る

日用品買溜取締りを強化

香港【二七】重慶來電によれば重慶政權は三日附を以て非常時期日用品重要物品買溜取締辦法を公布した、右辦法は二十六章より成り(一)日用品重要物品として(ア)糧食類、米、麥、小麥粉、高粱、粟、豆類(イ)衣服類、棉花、綿糸、綿布、麻、皮革(ロ)燃料類、石炭、煉炭、タドン、コークス(ニ)木炭(三)日用品類、食鹽、紙類、石鹼(四)曹達、燐寸を揚げるその他經濟部指定する商品を含み得る事となつて居り(二)右日用品重要物品に對して買溜行為あるものはその物品を沒收するると共に一千元以下の罰金を課するか或ひは非常時期農工礦商管理條令第三十一條により五年以下の徒刑及び所得利益の二倍乃至三倍の罰金を課する事とし更に官吏にして買溜行為に關係する者は官吏瀆職懲罰條令又は刑法瀆職罪によつて處断する旨を規定して居る

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

鐵路はその東部のみ運行中であるがこの東部路線は東南數省の産米及び鹽を輸送してゐるので特に重要である(一)湘桂鐵路は既に桂林に迄延長して居り最近に至つて更に黔省に延長して居る(二)瀘海鐵路は瀘州東方百哩の路線を確保運行中である(三)の路線は日本軍の爆撃に遭ひながら今後運行可能であらう(四)ビルマ公路再開に續いて瀘細鐵路及び彼昆鐵路も早急に完成すべく期待され(五)兩鐵路の一部は來年中運行可能と思はれる(六)公路に關しては昆明、重慶、成都、蘭州經由ラングーン新瀘間物資の輸送改善に對して政府は今後全力を集中する筈である(一)

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶成渝間鐵路起工

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

暴落を演じたこと既報の如くであるが、同ルートは從來、有名なビルマルートよりも反つて多くの物資導入を行つて居たもので同ルートを通ずる物資輸入は毎日四百五十噸に上ると云はれ、同ルート並ひに沿海諸ルートを通ずる重慶側輸入は昨年一月以降十一月合計一、八五二、七八四〇〇〇元之を前年の一、二四五、四一六、〇〇〇元比すると實に六億元の増加であり、一方輸出は昨年十一月迄の數字によると、七八〇〇八二、〇〇〇元で前年の九〇五、一一八、〇〇〇元比すれば實に倍額近い増加を示して居ると傳へて居る

重慶瀘細公路を斷念

ニューヨーク【二〇】ニューヨークタイムス上海電は日本空軍の爆撃により瀘細公路停止状態に陥り重慶に至り事實上停止状態に陥り重慶政府も同公路依存策を斷念するの止むなきに至り目下之に代る新物資輸送路開拓方を考究中と報し注目を惹いてゐる、ニューヨーク・タイムス報道は左の如くである「瀘細公路上、メコン河及び其の支流に架けられた吊橋を爆破したとは之迄屢々日本軍當局が發表し來つたところだが外人筋では之に信を置かず日本側の宣傳としては之に最近重慶からの報道は此の日本側の發表を事實上裏書きしてメコン河上の主要吊橋を始め瀘細公路上重要地點の橋が日本空軍の爆撃により甚大な被害を蒙つたことを確認するに至り重慶側が生命線と頼む瀘細公路が物資輸送路として殆どその價值を失ふに至つたとして最早動かせぬところとなつた、メコン河其他の橋梁破壊の結果物資

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

輸送のトラックは一々渡し舟を待たねばならず而もこの渡し舟はトラックをそまゝ運搬出来ないの積荷を一々下して渡し舟に移し之をまた向ふ岸でトラックに積み替へるといふ手数のかゝるもので運搬の手間と時間は非常なものとなり、此の結果瀘細公路の輸送能力は從前に比し全く微々たるものに低下してつた、之等渡河地點には至るところ立往生のトラック數百臺が集結されてゐると云はれ、またこの立往生トラックが日本空軍の好餌となつてゐる有様だ、かゝる情勢に鑑み重慶政府は瀘細公路依存策の放棄を考慮しつゝ、あり目下之に代る新輸送路の開拓に腐心してゐると傳へられるが、その一策として(一)ウラジオ經由チタ、蘭州公路を現在以上に利用する事(二)西蔵高原を通じカルカッタ、重慶を繋ぐ新公路を開拓する等が考案されてゐると言はれる、また重慶報道によれば瀘細公路上渡河地點の渡し舟輸送も日本空軍の爆撃を避ける爲最近では夜間のみに限られてゐると言はれ重慶政府自身瀘細公路の利用價值が今後恢復することは殆ど斷念してゐる形である

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

重慶瀘細公路を斷念

上海【二六】重慶政權は西南開發與地交通網の擴充に躍起となつて居り瀘州の瀘細鐵路建設も最近昆明石嘴間に列車開通を見たと云はれるが重慶よりの消息によれば重慶交通部は更に成都、重慶間を結ぶ成渝鐵路の建設を今月より起工することとなり沿線の一部軍隊は右建設作業に動員されることになつたと云はれる

中國總會を組織するに決し一日午後四時中國國民黨中央黨部に於てその創立大會を舉行した而して右の東亞聯盟中國總會は(一)孫文の大巨細の自由獨立の立場に基づき且つ三國共同宣言の精神により道義を基礎とせる新秩序の建設を目的とする事(二)相互にその主權及び領土を尊重し且つ政治經濟文化等各方面に於て互助と親睦の手段を求め以て共存共榮東亞復興の共同目的を達成すべし事、を目的としその綱領として政治獨立、經濟合作、軍事同盟、文化交流の四大原則を正式に決定、今後これが目的達成に邁進する事となつたが同總會による運動の特質としては(一)國民黨を中心として發動された國民運動である事(二)大亞細亞主義を指導原理とし共同宣言を以て基本方針となし且つ東亞聯盟を以てその具方策とする思想運動である事、にあり飽くまで民衆の思想運動として展開せられる譯で茲に中國に於ける東亞聯盟運動は一段と活潑化する事となつた

東亞聯盟中國總會創立

南京【二二】昨年十一月以來東亞聯盟中國同志會を中心として展開されてゐた中國側の東亞聯盟運動は過般の帝國政府の閣議決定を契機として新たな段階に入るに至つたので中國側では今回同運動の積極的展開を圖る爲め中國同志會の發展の解消を行ひ中心機關として新たに東亞聯盟

東亞聯盟中國總會創立

南京【二二】昨年十一月以來東亞聯盟中國同志會を中心として展開されてゐた中國側の東亞聯盟運動は過般の帝國政府の閣議決定を契機として新たな段階に入るに至つたので中國側では今回同運動の積極的展開を圖る爲め中國同志會の發展の解消を行ひ中心機關として新たに東亞聯盟

東亞聯盟中國總會創立

南京【二二】昨年十一月以來東亞聯盟中國同志會を中心として展開されてゐた中國側の東亞聯盟運動は過般の帝國政府の閣議決定を契機として新たな段階に入るに至つたので中國側では今回同運動の積極的展開を圖る爲め中國同志會の發展の解消を行ひ中心機關として新たに東亞聯盟

東亞聯盟中國總會創立

南京【二二】昨年十一月以來東亞聯盟中國同志會を中心として展開されてゐた中國側の東亞聯盟運動は過般の帝國政府の閣議決定を契機として新たな段階に入るに至つたので中國側では今回同運動の積極的展開を圖る爲め中國同志會の發展の解消を行ひ中心機關として新たに東亞聯盟

新支那建設

東亞聯盟中國總會創立

理事會秘書長周佛海△副秘書長周隆
 庫△指導委員會主任委員梅思平△宣
 傳委員會主任委員林伯生△文化委員
 席委員丁默邨△常務幹事、梁鴻志、
 褚民誼、江亢虎、顧忠琛、張英福、
 徐蘇中、何佩瑤

廣東軍艦讓渡式

廣東【二〇】昨年五月廣東に設立さ
 れた廣東江防司令部は我が海軍の援
 助と努力によつて着々整備されて來
 たが、その陣容は我が海軍より既に
 貸與せる軍艦三隻の外に五日更に一
 隻を貸與計四隻となつたので五日午
 後三時より廣東海軍司令部に於て之
 等軍艦並びに兵器の正式讓渡式を舉
 行した、定刻日華海軍代表列席の裡
 に副島海軍司令官は讓渡に關する文
 書を朗讀招江防司令はこれを受けて
 鄭重なる謝辭を述べ、更に司令官前
 に於て讓渡軍艦の中國旗掲揚式を行
 ひ午後四時半意義深き式を閉じた
 △副島海軍司令官談 廣東江防司令
 部は昨十五年五月旗擧げ以來日本海
 軍の積極的援助の下にその内容充實
 に努力し來つたが旗擧げ當時より海
 軍の根幹をなす軍艦並に兵器を帝國
 海軍より之に貸與、本日貸與の分を
 加へて砲艦四隻となつた、之等艦艇
 の中砲艦江東は二月一日より珠江海
 灣に出動してをり本月中には四隻全
 部が配備され帝國海軍と協力、珠江
 デルタ地帯の治安維持に貢獻する所
 大なるものありと期待してゐる

國民政府

南京政府の民政會議

南京【二〇】國府内政部では政府治
 下民衆の生活安定と民治の推神を圖

の爲め十日午前十一時より内政部大
 禮堂に國府初の民政會議を開催内政
 部長陳群氏を始め江蘇、浙江、安徽
 湖北 廣東の各省並びに南京、上海
 漢口各特別市及び華北政務委員會等
 の各民政廳社會局長、地政局長等約
 五十名出席百四件に上る内政建設に
 關する各種重要提案の審議に入り民
 政、地政、警政の三組審查委員會を
 設けて具體的審議を行ふ事とし正午
 過ぎ第一日を終つたが今次會議は民
 政問題の解決に多大の寄與をなすも
 のとして期待されてゐる

軍管理工場の返還進む

—梅工商部長談—

南京【二〇】國民政府工商部長梅思
 平氏は四日午後日支記者團と會見國
 府當面の重要問題に關し左の如き見
 解を披瀝した

(一)食糧問題 糧食管理委員會は
 創設日尙淺いにも拘らず豫期以上の
 成績を収める事が出来た、中國に於
 ての糧食問題の根本対策は農産物の
 増産を圖る事にあるがこれは水利問
 題が何百年以來解決されてゐない爲
 當座の対策としては望めない、現在
 産地より出来るだけ産米を引き出す
 事に努力してゐる (二)軍管理工
 場問題 軍管理工場接收に關しては
 昨年五月以來日本と密接に聯絡して
 評價價格其他の調整に當つて來たが
 現在迄日本側より返還を受けた工場
 は上海方面六、無錫方面二、廣東方
 面九、計十七工場の多きに達してを
 り目下接收準備中のものは上海六、
 蘇州方面三、無錫方面十六其の他の
 方面十七合計四十二を數へる狀況で
 ある (三)商業資本の復興問題 政
 府還都以來の商業資本の復興につい
 て政府は先づ根本問題たる金融の安

定を圖る爲中央儲備銀行を造りこれ
 をして各地の地方銀行の基礎とした
 次に各地の小商業は政府指導によつ
 て漸次回復繁榮に向つてゐる合併事
 業も日支經濟提携平等合作の原則に
 基づいて振興してゐる上海の遊資吸
 收に關しては先づ工業を復興するに
 あり各地の工場は當局の指導と努力
 により漸次復興し又日本軍より接收
 せる工場も續々復業を始め今後金融
 狀況が安定すれば大規模の工場も漸
 次回復する見込みである上海の遊資
 吸收の道も自ら開かれるであらう

華北政務委員會委員兼

新任副會長繆斌氏は、曩きの國民
 黨三中全會に於て中央執行委員に加
 へられたが、今後南京に於て活躍す
 る事となり二日附を以て國府より華
 北に於ける本兼各職を正式に免ぜら
 れた

國府駐滿大使館職員

南京【二〇】中華民國最初の駐滿大
 使館は愈々初代廉隅氏の廿二日新京
 着と共に開設されるが同大使館職員
 は左の如く決定四日發表された△參
 事竺綬卿△一等秘書雷愚溪△二等秘
 書賄元洵

廉錕滿大使赴任

南京【二〇】國府初代駐滿大使廉隅
 氏は十日午後三時南京飛行場發赴任
 の途についた上海より海路青島經由
 北京蒙疆方面を視察した後二十二日
 新京着の豫定

中央儲備銀行發行高

【二〇】中央儲備銀行二月一日現在
 の銀行券發行高は左の如く總額一千
 三百七十一萬九千元で前週比六萬九
 千元の増加を示した

△兌換券

三、二〇、〇〇〇元

輔幣券 一、五〇、五〇〇元
 計 三、七六、〇〇〇元
 △現金準備 三、七九、〇〇〇元
 保證準備 三、七九、〇〇〇元
 計 三、七九、〇〇〇元

北支情勢

北支外務局長任命
 北京【二〇】空席の華北政務委員會
 外務局長は四日左の如く任命發令さ
 れた

外務局副局長 爾 賽 澤

任外務局長

北澤新北京領總事着任

北京【二〇】興亞院華中連絡部より
 榮轉の北澤新總領事は三日午後空路
 着任した

華北に啓新院創設

北京【二〇】華北省市長會議は十日
 午前懇談會を開き王委員長、各督辦
 各省市長出席王委員長より(一)物
 資の交流(二)中日合併會社による
 經濟結合の速かなる實現(三)模範
 地區工作に對する積極的處理(四)
 防共工作としての防共委員會籌備處
 設置並に啓新院を各省に設置するの
 件等四事項につき説明を爲し各省市
 長は歸任後之が積極的準備を進め速
 かに實現する様協力を希望する旨を
 述べた後意見を交換散會した

華北の防共對策成る

北京【二〇】華北の特殊性に鑑み華
 北政務委員會では防共委員會籌備處
 の設置と共に今回新に啓新院を設置
 することに決定したが啓新院は共產
 黨の宣傳にあやつられる青少年を指
 導して王道主義に基づき新東亞建設
 の眞意を徹底的に諒解せしめるのが
 目的で華北各省市にもそれぞれ分院

を設置することになつてをり早急實
 現を見る筈である

漢陽研究處設置

北京【二〇】昨年三月東京に開催さ
 れた東亞文化協議會醫學部會の決議
 によつて中國側代表提案の中日兩國
 學者共同による本草の整理及び科學
 研究を行ふ「漢藥研究處」を設置す
 る事に決定、日華兩國委員會間で具體
 化を急いでゐるが此の程今年度豫算
 として教育總署より十一萬圓を得た
 ので國立北京大學醫學院藥理學教室
 の一部に正式に漢藥研究處を設立す
 る事になつた處長以下研究員は目
 下人選中だが初代處長には醫學院々
 長鮑鑑清氏、研究主任は加來天民博
 士、道黃燐博士が當り兩主任の下に
 日華各二名の助手を置き来る五月か
 ら愈々研究に着手するがその成果は
 大いに注目されてゐる

青島の抗日テロ團處刑

青島【二〇】昭和十四年九月以來偽
 山東省主席沈鴻烈の命を受け青島に
 潜入抗日テロ策動に暗躍を續けてゐ
 た鐵血青年除奸團譚錦濤以下一味七
 名は昨年十月遂に皇軍の手により逮
 捕され爾來軍律會議に於て慎重審理
 中であつたがこの程軍律に照らし夫
 々處刑された旨八日當局より發表さ
 れた

財政・經濟

一月中青島統稅收入
 青島【二〇】青島統稅局の一月份統
 稅收入は左の如く四百八十萬圓に達
 した同局開始以來の最高記録を示した
 勿論之は舊正に當り昨夏來停頓の各
 種商品荷動き活潑化が最大原因であ
 る主なるもの左の通り

△煙酒稅一六、三六三圓△印火稅二九、九九六圓△捲煙草稅三、九〇五四一〇圓△棉紗稅一、一五一、五五九六六圓△麵粉稅三、〇五四、五三〇△火柴稅四二四、四一六、七〇〇△火酒稅一、〇九八、〇七八△車酒稅三、四三三、九〇〇△證券存款所得稅二四三三、四〇〇

儲備銀行蘇州分行開業

蘇州【二〇】中央儲備銀行蘇州支行は豫ねて開行準備中であつたが愈々準備成り観前街舊交通銀行跡に於て来る十日開行式を舉行することとなつた

天津輸入配給組合の協定價格

天津【二〇】北支九・一八價格に代位するべき天津輸入配給組合の協定價格は過般新々に結成された天津物價對策委員會の物價分科會に於て決定されることになり同分科會は三日天津總領事館經濟部内に新設、今週中に第一回委員會を開き愈々本格的業務に取かゝることとなつた、同分科會會長には加藤商務官が當り委員に井關領事、興亞院桑原、谷本兩事務官、天津特務機關藤本調査官のほか輸入組合、聯合會、商工會議所、銀行關係運業者等十七名が擧げられてゐる

關東州の對北支輸出溢滞

北京【二〇】昨年九月の滿關支支連會議に於て關東州の本年三月迄の對北支輸出割當は五千萬圓と決定されたが一月末迄の輸出實績は二千萬圓に充たず、あと三千萬圓を二、三月中に滞りなく輸出することは不可能と見られる、輸出溢滞の原因は關東州の滞荷が當初の見透しに反し滿洲國に多量流出した形跡が有ること及び關東州の現在荷は北支側の希望せ

山東輸配組合役員決定

濟南【二〇】山東輸入配給組合聯合會は去る一日青島に於ける創立總會で正式結成を見たが同輸配聯の役員は左の如く決定した、△會長待島又一(青島日商會頭) △副會長小本五郎(青島日商副會頭) 外二名△常任理事土岐正直(山東機器輸入組合) 外六名△常任委員田中良作(青島木材輸入組合) 外二名なほ右常任理事中に常任委員の七名委員九名を選任、又同輸配聯濟南地方委員長を中尾邦雄氏、芝罘地方委員長を長田清一、青島地方委員長を長田清一の兩氏が就任すること

東亞經濟懇談會華北本部改革

北京【二〇】東亞經濟懇談會總本部では今回外地各本部の機構改革及び内容充實を行ふこととなり華北に關しては去る四日總本部主事松井敏氏が來燕軍並に興亞院華北連絡部と種々打合せを行つた結果此の程當局の了解を得大體改組案の成案を得たので十日又は十五日各關係者召集の上最後の決定を見る事となつた

△輸配聯が直接輸入 天津【二〇】大連滞荷の華北向割當の輸入に關し輸入配給聯合會の手で之が準備を進めつつあり六日も午後二時より商會議事所に興亞院桑原事務官出席の下に理事會を開催、輸入方法その他に關して協議したが結局、聯合會自身直接に輸入することとなる模様で既に就ては聯合會が出資組合でない處から融資方法が無いが銀行筋では國策的見地から興亞院當局の保證があれば貸出を承知するものと見られる十二、十三日頃大連側と再協議の上之が早急輸入實現の運びとなつた

河省合作社本年度指導方針

保定【二〇】河北省特務機關では去る三日同機關内に第五次合作社指導打合會を開催(一)第二回總聯設立準備委員會に關する件(一)本年度に於ける模範地區合作社指導方針に關する件(一)春耕耐寒に關する件を協議、夫々具體案を決定したが更に翌四日河北省公署特務機關、新民會、棉產改進會及び華北交通より各準備委員出席の下に第二回河北省合作社聯合會設立準備委員會を開催總聯業務に關し種々打合協議の結果初年度豫算を四十萬圓と決定した、なほ第三回設立準備委員會は来る三月下旬開催の豫定、懸案の河北省合作社聯合會は愈々四月中に設立の運びに至るものと見られる

新民會北京に厚生農場設置

北京【二〇】新民會北京特別市總會では三月一日南郊花神廟に厚生農場を開設北京四郊の農作物の改造増産を實踐的に行ふ農業指導者を養成することとなつた、右厚生農場に先づ鹿兒島縣市來農藝學校教師二名及び本年三月卒業見込の生徒十七名を收容し之を中入所せしめて約一ヶ年間みつちり農業の青年技術及び精神的訓練を行ひ將來北支の農村に腰を据え農民の良き相談相手となり得る様

華北交通會社

北京【二〇】華北交通會社は昨年十二月五日旅客運賃の引上げを斷行

したが貨物運賃についても愈々來る二月十五日より約三割の大幅値上げを行ふこととなつた今次運賃値上げによる同社の年額增收は約三千八百萬圓で曩の旅客運賃値上げによる增收を加算すれば總計約六千萬圓の增收となる見込

△值上の目標 北京【二〇】華北交通貨物運賃引上げの理由は収入増加による財政自活力の充實にあるが本改正に於て特に考慮されたのは北支蒙疆各鐵道の運賃機構の統一及び計畫的經濟開發を目標とした合理的運賃の制定で從來區域に分れ運賃率の異つてゐたのが全線に亘り單一基本運賃率に統一されると共に與地各線路は高く沿海地帯各線は低かつた破行的運賃水準は綜合的開發の必要に即應して合理的改正が加へられた、なほ新運賃中注目されるのは石炭及び鐵礦については特に低廉なる品目運賃率を設定されたこと及び輸出石炭、鐵礦、並に禁止土については特定運賃率を設定されたことである

青島富士紡純綿浴衣製造

青島【二〇】昨年十月新設され最近操業を開始した富士紡工廠は北支最成功の域に達し、從來その多くを日本内地に仰いでゐた浴衣は現地で生産され直ちに在留民に販賣されることになつた、同廠製品の色は普通の機械擦染と異なり純綿の生地は肉筆をつくり柄模様を染出し變色を防止するため高價な獨逸染料を使つて、生産能力は一月一萬二、三千反、年産十五萬反に達する見込みである

華北交通會社

北京【二〇】華北交通會社は昨年十二月五日旅客運賃の引上げを斷行

したが貨物運賃についても愈々來る二月十五日より約三割の大幅値上げを行ふこととなつた今次運賃値上げによる同社の年額增收は約三千八百萬圓で曩の旅客運賃値上げによる增收を加算すれば總計約六千萬圓の增收となる見込

は國際運輸、北支那開發及び華北交通の三社が豫定され白井北支社長が新社長として北京、天津、濟南、青島、石門、徐州、太原の現七支店並に近く開設すべき開封支店を統轄四千の社員を擁して鐵道運送のみならず各運河の貨物輸送にも積極的に乗出すことゝなつた

蒙古自治政府

蒙古政府經濟會議續行

張家口【二五】蒙古政府地方次長參與官會議第二回は四日午前十一時から會議室に開催先づ森井晋北政廳次長より疆内事情報告を行ひ次いで各政廳廳次長參與官から同様報告希望事項を述べ中央側と親密な協議を續行して五時過ぎ散會した會議は雜穀の收穫耕作及び之に伴ふ金融爲替その他の問題が論議の中心となつた模様であるが、五日も午前中懇談會を開催、引續き協議するなほ三日政府各部長よりの主なる指示事項次の通り(一)爲替管理並に貿易統制の強化(二)疆内物資の輸出増進(三)成紀七三六年度經費に關する件(四)地方稅法の實施(五)治安肅正問題(六)農産物の改良、増殖(七)雜穀の蒐荷工作

運びとなつた年産三〇萬トンの木棉代用纖維を豫定してゐるが同社では生産施設の擴充を圖るべく早くも倍額増資を計畫してゐる
張家口【二六】蒙疆に於ける最近の蒙疆金融狀況は政府の貯蓄獎勵貯蓄週間の實施等により極めて良好の成績を示し殊に現地の預金が漸増の傾向にあるのが注目される、即ち昨年十二月末に於ける蒙疆銀行の預金總額は七千六百七十五萬五千餘圓で昨年六月に比すれば一千七百四十二萬八千餘圓、一昨年十二月末に比し三千九百三十七萬八千餘圓、約一〇%を増加してゐる、この内政府預金を除き一般預金のみに就いて見れば十二月末現在六千四百五十二萬九千圓で昨年六月末に比し二千二百七十六萬四千餘圓、一昨年十二月末に比し三千四百一萬四千餘圓約一〇%の著増を示し殊に注意すべき點は一般貸付金が昨年一ヶ年に六〇%の増加に對し一般預金一〇%と増加を示したと及び一般預金者中現地の預金が最近特に増加の傾向にあり、見れば口數は日本人四四%と現地人五六%、金額に於ては日本人四五%、現地人五五%と云ふ割合を示してゐる、又實業銀行の預金は漸増しつゝあり昨年十一月末の總額は二千六百九十五萬五千餘圓に達して昨年六月末に比し六百八十八萬六千圓、一昨年十二月末に比すれば一千七百四十五萬餘圓、約一八四%と云ふ著増ぶりである、更に郵政儲蓄金も十二月末には百四十六萬圓に達するなど各方面とも預金の増加は極めて顯著であり昨年一ヶ年間の實業銀行の貸出

増加が八九%に對し預金の増加が八四%に達したことは蒙疆銀行の場合と同じく民衆に貯蓄思想が漸次普及されつゝあるものとして極めて喜ぶべき現象である

中支情勢

上海越界路警察權問題解決

上海【二七】曩きに假協定の成立を見た滬西地區越界路警察權に關する正式調印は一日午前十時上海市府に於て陳公博市長とケズウィック共同租界市參事會議長との間に行はれ事變以來紛糾を重ねた該問題も圓滿に解決した
▲調印までの経緯 上海【二八】昨年二月十六日上海特別市長傅宗耀氏と前市參事會議長フランクリン氏との間に調印された滬西越界路地區警察權に關する暫定取極に基く同地區の特別警察隊設置問題は以來上海市府と警察局長及び工部局ボート警視總監の間で細目交渉を重ねられたが舊臘に至り漸く相互間に妥協點を見出し假協定のち一日右細目取極めと正式調印が陳公博市長とケズウィック市參事會議長との間に了され此處に懸案の警察權問題は圓滿に解決し滬西地區も特別警察總署の新設によつて明瞭化するこゝとなつたわけである、警察權のみに限らず滬西地區越界路問題は事變前より前國民政府の上海租界對策中重要懸案の一つであつたが今次支那事變の勃發に依り未解決の儘中斷され蔣政權は遠く重慶へ逃避した、更生上海特別市政府は背後に有力なる日本側の支援を得て該問題を取り上げ英米既存勢力を唯一の力と頼む工部局を相手に

新しく交渉を開始して以來三年この間英兵の市政府警察大西路分駐所閉鎖事件、キプロック事件その他血腥の事件が續發し一觸即發の危機迄醸したが、偶々歐洲大戰勃發するや工部局當局の態度も急に妥協的になり三浦前上海總領事等の斡旋によつて傳、フランクリンの正式交渉開始となり隨て昨年二月の暫定取極に漕付け遂に細目取極め調印となつたものである、尙滬西地區の課稅權を含む一般行政權問題も警察權と並行的に折衝が續けられた協定成立に至らないが兩者間の交渉は至極順調に進歩してゐる

特別警察總署長に潘達氏

▲協定内容 上海【二九】滬西地區の特別警察權問題に關する細目取極め内容は滬西の特別警察總署即時設置に關するもので其要旨左の如し(一)特別警察總署は共同租界及び佛租界に隣接する滬西地域全部を管轄下に置き管轄地域は五警察區に分(二)特別警察の名稱は滬西特別警察總署と稱し署員の總數は最大限一四、四六〇名とす(三)特別警察總署の總署長は中國人とし副總署長は工務局長に於て之を指名す(四)外國人關係の事件は副總署長の指示に従つて處理するが、もし此種事件を取扱ひにつき總署長、副總署長間に意見の一致を見ない場合は兩者は市政府警察局長及び工部局警視總監に文書を以て報告し其の解決を求め、尙解決するに至らないときは事件を市長及び參事會議長に文書を以て報告し、その決裁を求め(五)特別警察總署に六科を置き總務、特高の兩科長は日本人とする(六)特別警察總署内に暴動鎮壓の目的を以

て警部補、巡查よりなる警備隊を組織する(七)特別警察總署はその管轄地域内に於て賭博場の經營、阿片の賣買などの不正營業の存續を許さず、現在營業中のものには停業を命じ嚴重取締る
上海【三〇】去る二日陳公博上海市長とケズウィック市參事會議長との間に調印された協定に基き滬西地區に新設されることゝなつた特別警察總署の初代署長は潘達氏に決定、六日任命、三月一日より正式就任することゝなつた
▲上海租界特別納稅者大會 ▲日本側不参加 上海【三一】上海共同租界特別納稅者大會は愈々五日午後二時半上海競馬場内に於て再開される事となつたので日本側納稅者會では一日日本人俱樂部に緊急大會を開き右大會に参加すべきや否やを關し過般常任委員會に於て申合せた大會不参加の方針につき協議を遂げた結果滿場一致愈々大會不参加に決定した而して不参加の理由は既に前大會に於て日本側の公正なる主張は全部言ひ盡されて居り且つ五日の大會は再開にあらずして續開であり隨つていきなり票決から始まる事となつてゐるので今更大會に出席する必要はないと言ふにある、尙當日日本側よりオブザーバーを出すか否かは未定である
▲會場放火未遂事件 上海【三二】去る一月廿三日上海特別納稅者大會が林雄吉(日本人納稅者會長)の發砲事件で流會となつたので市參事會では五日大會再召集を行ふことに決したが、去る三日午前二時頃上海競馬場スタンドのアンペラ張り同大會

會場に森永松之助(四〇)及び久保
盛明(二二)の兩名が忍び込み會場
機打ちを企てた事件が起つた、兩名
は放火が不成功に終つたので、瀧西日
本人警備地區に遁入したが我が陸軍
歩哨に逮捕され目下日本總領事館司
法當局に移され取調べ中である、總
領事館側では目下市參事會側に対し
全居留民一致して正々堂々の反駁を
加へんと起ちつつある際斯かる浮薄
の徒の輕率妄動は全居留民の面目に
於ても大國民の矜持を傷つけるもの
であるとし爾後斯る行爲に對し嚴重
取締りを勵行すると共に犯人に對し
ては嚴罰主義を以て臨む旨四日午後
七時當局談の形式で聲明を行つた

▲増稅案通過 上海【二三】 曩きに
流血事件を起し延期されてゐた上海
共同租界特別納稅者大會は五日午後
二時半鐘馬場の會場で開かれたが日
本側は少數のオブザーバー以外出席
せず且つ日本側及び外人側から提出
の三修正案は何れも否決、工部局原
案は無修正で可決され斯くて工部局
の四割増稅は愈よ本年一月に遡及し
て實施される事となつた

▲林雄吉氏出所 上海【二六】 去る
一月二十三日の特別納稅者大會に於
て發砲ケイツイ市參事會長及び岡
本市參事會員を負傷せしめた日本人
納稅者會長林雄吉氏は爾來領事館警
察に於て豫審中であつたが取調べ一
段落を告げたので近日中に身柄を長
崎地方裁判所に移すこととなり六日
夕刻同人の保釋出所を許した、尙右
に關し總領事館當局は左の如き情報
長談を發表した「林雄吉の殺人未遂
被告事件は一月二十五日より司法當
局の手許で豫審中のある本日予以
就の取調終了し近く長崎地方裁判

所の公判に付せられることとなつた
林は豫審廷に於ては率直に犯罪事實
を認め今度の行爲に依つて世間を騒
がせ各方面に迷惑をかけたことを悔
ひ且つ保釋の中で總領事館とすな
はつた保釋の條件は總領事館としては
七十歳の高齡である事實をも考慮
し法律の規程に依り本日その保釋を
許可出所せしむることになつた」

▲重慶側新聞編輯長殺害 上海【二三】
重慶側日刊新聞申報編輯
長談を發表した「林雄吉の殺人未遂
被告事件は一月二十五日より司法當
局の手許で豫審中のある本日予以
就の取調終了し近く長崎地方裁判

高冠吾暗殺未遂犯人逮捕
蘇州【二六】 去る一月二十二日江蘇
省主席高冠吾氏暗殺未遂事件發生以
來我が憲兵隊は支那側と協力鋭意搜
査の結果遂に去る二月一日襲撃犯人
たる楊忠部隊特務隊特務連長上尉孫
連根(二二)軍需科准尉陸健(二〇)
班長上士孫家偵(二五)三名の逮捕
に成功、六日蘇州憲兵隊より發表さ
れた

財政・經濟

金 舊正明け上海市況
上海【二二】 △舊正明け今
週の上海爲替市場は依然と
して舊正氣分抜け切らず華
散を續けた、相場は對英三片六四
二七、對米五弗一六〇七に始まりそ
の後ジリ安歩調を辿つて對英三片八
ノ三對米五弗八ノ三の安値まで低落
したが大體此の水準で保合を示すに
至つた、市場の材料としては依然中
央儲備銀行券の上海租界に於ける流
通力の増大で特に佛租界では江蘇高
等法院第三分院の布告の結果新法幣
の流通は舊正中に著しく促進されつ
た、一方市中華商銀行にして、
中央儲備銀行と取引を開始せるもの
が五十を數へるに至つてゐること等
は人氣的に舊法幣を壓迫してゐた、
尤も日米關係不安と米國の在米外國
資金凍結案實施懸念とは米弗手持筋
の米弗處分を急がせて居り、これは
半面に於て相場を下支へる材料とな
つてゐた、何れにしろ爲替市場では
思惑筋の活躍は次第に局限せられ彼
等は商品、金塊等の市場に流れ込み
つゝある、今週はマーチャント筋體

要は極めて少量に限られ今月物より
二月物への乗り換へ商ひが大部分を
占め乘換へ(對米六十四ノ三、對
英三十二ノ一)であつた、尙英系銀行
は三弗八ノ二仙八ノ五で磅買、弗買
ひを行つたと云はれる、今週の相場
左の通り

最 高 最 底
對英 三片六四ノ二七 三片八ノ三
對米 五弗一六〇七 五弗八ノ三
△軍票は舊正明けと共に華人筋の軍
票物資買付活潑化し之に七軍票手
當行はれて強液化し八圓四ノ七軍票
始つたが五八圓四ノ一賣まで引續つ
た△金融 無事舊正決済終了の事と
て一般に凡調、錢業公會貸出日歩は
一千元につき五分と前週末に比し二
分安、滙割の割引率は一千元につき
二元五角と一元五角高

新法幣流通租界内に擴大
上海【二三】 中央儲備銀行開行以來
の業績は頗る良好であるが租界内新
法幣流通擴大に關しての種々の工作
の一として佛租界にある重慶側政府
四銀行上海分行の所屬資産全部の接
収を行ふに決し着手することになつ
た、この結果上海にある政府系銀行
は引揚げを餘儀なくされると見られ
るが中國、交通兩銀行は大體新中
に好意的であり現狀の儘とせし中
央農民兩銀行は早晩引揚げすべき運
命にあり一時的に共同租界内に辦事
處を設けそこに移るべく、中央銀行
は既に共同租界パール路に移轉先
を決定してゐるとの説もある、又中
央儲備銀行は昨日市内華商各銀行に
對し新法幣の無條件受け入れを行ひそ
の流通擴大に全力的協力すべき事を要
請する旨の同意を發したが未だ態度
決定せぬ銀行も相當あるが今後漸次

右の趣旨に賛同協力する銀行の數が
壓倒的となると見られ租界内に於ける
新法幣の流通は一段と圓滑化する
ものと期待されてゐる

▲儲備銀行辦事處を設置 上海【二二】
中央儲備銀行上海分行は現在市
中錢莊に對して一%未滿の手續料を
交附することにより新舊法幣の兌換
を行はしめ流通を圖つてゐるが今回
更にこの工作の推進に便ならしめる
見地から上海市内の虹口、南市、滙
豐及び佛租界中心地にその辦事處を
設置、預金の受入れ、商業貸出、送
金引受等の一切の事業を行はしめる
ことになつた、なほ八日附チャイナ
プレス紙の報ずる處によれば上海市
社會局の指導下になる勞動組合では
新法幣の流通擴大に協力する爲共
同租界内の公共事業業社特に交通機
關に使用されたる勞動者に對しそ
れ等諸社が將來新法幣受入拒否の
態度を改めざるに於ては罷業に出る
様指令を發する準備を調へつつある
と云はれる

上海軍票再び強調
上海【二五】 去月二十日頃一時強調
を呈し五十七圓丁度廣の相場を示現
した上海に於ける軍票の對法幣相場
は舊正明けと共に再び強調に轉じ四
日午後には五十八圓圓臺を割つて五
七圓八分七賣の高値を示し當局の活
潑な統制實によつて是以上の上騰實は
阻止されたものの、五日に至るやさ
らに五十七圓八分三賣の高値を示現
するに至つた、かゝる軍票強調の原
因は結局實體の旺盛にあり上海への
物資輸入の減少見越から一般的換物
運動が起り綿糸布化學藥品等の軍票
物資も手當が急がれた軍票買となつ
たものと見られこの種根本的原因の

他に奥地軍票相場特に漢口相場が従
来上海と二圓乃至三圓の開きを保つ
て居たものは二月に入つて四圓見當
甚だしきは五圓の開きを生じたため
上海での手當が増加したことて手持
資産の安全を計る手段として外貨が
次第に不安となり一部華人は軍票を
買つて居ることなどもその要因と見
られて居る

▲遂に五十六圓臺示現 上海【二七】
舊正明けと共に五八圓臺を割つた軍
票の對法幣相場は引續き強調を示し
七日には遂に五七圓臺を割つて午前
の引値は五六圓四分三寶五六圓八分
五買を唱へ新高値を更新した

▲五十五圓臺に落ち込む 上海【二八】
七日五七圓臺を割つた軍票の對法幣
相場は八日に至り更に五六圓臺を割
り午前中の引値は遂に五五圓四分一
寶、五五圓半買を唱へるに至つた

上海物價再び上向か
上海【二九】 太平洋を中心
とする國際政治勢の逼迫
に伴ひ上海市場に於ける一
般物價の騰貴傾向は法幣對外價値の
比較的安定せるに拘らず今後益々拍
車をかけられる傾向にあり注目され
てゐる、即ち舊法幣對外價値は最近
の中央儲備銀行開業を契機とせる心
理的な壓迫から漸落傾向を辿つては
來たが結局對英三片八分三、對米五
弗八分三附近の水率で保合ひ、今後
政治狀勢に急變化あれば一部の實需
増大による壓迫で對英三片出現が豫
期せらるる程度で寧ろ英米の支持期
待乃至は米弗手持筋の處分賣による
反發が豫想され、この水準で案外抵
抗を示すと思われるに反し、物資の
輸入は對外決済方法の困難化と船腹
の入手が不可能のため益々窮屈化し

つあり、他方東亞經濟圈内に於ける
上海の供給者としての地位の重要
性は太平洋情勢の悪化と併行して昂
められる一方でこれに物資の需給不
均衡を見透し且つ漠然たる通貨不安
にかられた華人筋を主とする投機勢
が追加されて今日の物價昂騰を示現
しつゝある、しかも更に注目される
のは今日の上海市場の物資供給先は
日本側が重慶治下との物資交流を遮
断した事によつて一層縮小されその
後再び他の地域に向つて擴大されて
居り而もこの一旦封鎖された商業路
を今後再開する事は勿論不可能であ
るがこの封鎖は一面に於て上海の必
要とする物資の上海への供給を不可
能ならしめる逆効果をも持つてゐる

上海綿布清算取引活況
上海【三〇】 待望の上海棉業取引所
に於ける綿布清算取引は監督官廳
係官並びに取引所關係者出席の下に
一日午前九時四十分より立會を開始
したが、昨日來市中綿糸布相場昂騰
の折柄とて寄鼻より買氣熾烈を極め
加ふるに御祝儀商内を加味して活況
を呈し二月限四八元五〇仙と市價を
遙かに上廻り次いで三月限四九元九
九仙、四月限五一元五九仙、五月限
五二元三〇仙と執れ好勢を示し出
來高も一部のみで約二千俵と著るし
く活況を呈し引續き賣物薄芳々綿糸
暴騰を眺めて買氣益々揚り昂騰の一
途を辿つて各限寄付に比し一元乃至
二元三〇高に打止つた

上海綿布相場躍騰
上海【三一】 舊正明け以來當地綿糸
布相場は連日昂騰を續け、殊に休日
明け三日の清算市場は綿布の奔騰が
目立ち綿糸布ともに昨年五月の綿業
ブーム以來の高値に躍騰した、か

る綿糸布の躍騰は最近に於ける極東
情勢の緊迫化と共に船腹不足による
原綿手當難を傳へて手持品が極度に
賣惜まれ金融緩和を背景に執拗なる
換物人氣の底流と共にこの方面に買
氣を集めてゐるためと見られてゐる
が特に細番手物は品薄旁々今後に於
ける米棉入手困難を傳へて舊年末に
比し二百元方の暴騰ぶりを示し二千
元臺關門を突破して二千八十元の高
値を示現するに至つた

▲香昭路切斷で大暴落 上海【三二】
日本軍が惠州に敵前上陸を行ひ所謂
香昭ルートに切斷作戦に乘出したと
の報道は上海租界内華人財界に多大
の衝動を與へてゐるが從來上海から
積出され香昭ルートを通じて重慶治
下へ送られてゐた物資の量は少なか
らず特に最近の上海華人紡績のプ
ラ状態はこのルートを通じ移出され
つつあつた綿糸布の數量が多額に達
してゐるのによるもので従つて惠州
敵前上陸の報に四日の華系及馬二〇
手の相場は如きは前日大引から三十
元方の反落を演じ、一般の不安人氣
を反映した

上海市政府食糧調整會設置
上海【三三】 舊正明け一〇〇元臺を
割つて反落を豫想された上海の米價
はその後及もや反騰に轉じ糧食不安
は去らずこれが爲上海市當局始め各
關係業者は対策に腐心中であつたが
市當局財政部稅務署振務委員會は今
同上海食糧調整會を設立することに
決定、右糧食調整會は基金二千萬元
を以て奥地より糧米を輸入し之を上
海に輸送安置買取りを行つて上海糧食
不安を打開せんとするものである

工部局米價對策を強化
上海【三四】 當地増幸洋行調査によ
る一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

上海【三七】 米に關する暴利行爲、
投機及び買溜めを防止するため共同
租界參事會では六日米糧市場に對し
次の如き取締規定の實施を勧告した
(一) 米の卸賣商人をしてすべて強
制的に市場組合員たらしめる事(二)
市場には信用ある米ブローカーの氏
名をすべて登録し該ブローカーをし
て米糧公會の是認する保證を提呈せ
しめる事(三) 商人をしてすべて強
制的にその賣上げを帳簿及び書類に
記入せしめること、契約終了の際に
取引證書正副三通を各一通を賣手
に、一通を市場管理事務處に呈出し
一通を賣手自身保留す(四) 當地で
米の大量取引を行ふ場合はすべてこ
れを強制的に市場内に集中し一回購
入量を現在通り最低十俵とし契約完
了毎に一俵につき銀五元の保證金を
おさめ契約後五日以内に現物の受渡
しを行ふこと之に違反した場合は保
證金を沒收する事(五) 買値は毎日
之を揭示公表する事(六) 米の先物
賣、當地約定、賣上、並びに貯藏高
貯藏所その他の統計を保存する事
(七) 未到着の米取引は信用ある卸
賣業者に限ることす

上海【三六】 舊正明け後の米價暴騰
から上海の米不安は依然として去ら
ず上海米糧評價委員會の調査にか
る六日現在の市内在荷高は全市七十
九倉庫の在荷九十萬包(一包は一石
二斗半)このほか一般の米商、民間
退藏、民食團體の手持せるもの、四
萬包で合計全市の米在荷は百三十萬
包に達してゐると右は上海市民四ヶ
月分の消費に當ると云はれてゐる

一月中上海對日雜品輸出高
上海【三五】 當地増幸洋行調査によ
る一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

香港與地行郵便取扱中止
香港【三六】 我が香昭ルート遮断作
戦に伴ひ香港郵政局は一切の支那の
奧地行郵便取扱を中止した、香昭ル
ートは現在香港より支那奧地に入る
殆ど唯一最大のルートであるだけに
多大の反響を齎してゐる

沙魚浦香港間航路杜絶
香港【三七】 皇軍の沙魚浦占領に伴
ひ香港沙魚浦間の航路連絡は五日夜
以來完全に断絶した

海南島上陸二周年
海口【三八】 皇軍の海南南島奇襲敵
前上陸から早くも二年、けふ十日海
口を始め同島に在る各部隊では午前
九時半よりそれぞれ記念式を舉行、
皇軍萬歳も高らかに東亜共榮圈建設
の決意を新にするとともに明朗新海
南島創造の礎石と散つた先輩勇士の
武勳を偲んだ

香港政權セメント輸出制限
香港【三九】 香港政廳は八日朝に至
りセメントは今後同政廳の輸出許可
證を有し且つ公定小賣價格によらざ
るものは一切輸出を禁止する旨公布
した

南支情勢
一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

南支情勢
一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

南支情勢
一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

南支情勢
一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

南支情勢
一月中の上海對日輸出高合計は
三萬五千三百六十一件で、これを前
月に比すれば八萬三千五百十四件の
激減である、各仕向地別に見ても前
月より一齊に減少してゐる、激減の
理由は舊正關係による連休が主なる
ものと見られる

交外・治政

旬間大觀

議會開會前から問題化してゐた大政翼賛會は果然集
 中の質問の的となつた。翼賛會に對する疑問の矢は、
 その性格の問題、つまり法制上、觀念上の存在意義の
 問題に向けられ、表面形式論的なかたちをとつてゐる
 が、歸するところ議會との對立重複關係が、議員連を
 刺戟、昂奮せしめてゐるものととくである。しかし
 これを對立關係とみるか、協力關係とみるかの出發點
 において一切の議論が集約されるのであつて、逆説的
 にいへば議會と翼賛會の兩當事者がそのいづれの途を
 えらぶかで事態は如何様にも轉化する。政府側は答辯
 の作製に苦慮しつゝあるものととくであるが、常置
 的な國民協力機關の設置そのものは敢て不要といひ得
 ない以上、議會側の敵本主義的攻撃に對し、敢然その
 積極的意志を闡明すると共に、翼賛會側もまた從來の
 小乘的セクト主義への沈淪を清算して潑刺たる活動を
 開始すべきである。豫算の多寡はこの際いふべきでは
 あるまい。腰辨當で乗り出す覺悟あつてはじめて凡百
 の論議は消滅する筈である。

樞密院

政府、顧問官に國際情勢説明

【二五】樞密院では五日の定例本會
 議日の議案なきため原、鈴木正副議長
 長以下各顧問官は定刻午前十時宮中
 に參集、一同天機を奉伺したる後事
 務所に於いて近衛首相、東條陸相並
 に及川海相の出席を求め、現下の國
 際情勢につき説明を聴取し同十一時
 散會した、なほ原、鈴木正副議長以
 下國民學校令審査委員は居残りて前
 日に引續き同案の審議を行つた

☆拜謁奏上

▲首相參内【二二】近衛首相は一日
 午前九時五十分臨時閣議終了後宮
 中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けら
 れ一般政務について委曲奏上、御下

閣議

▲一日の臨時閣議【二三】政府は一
 日午前九時より首相官邸に臨時閣議
 を開催、近衛首相以下閣僚出席(一)
 戰時經濟體制確立の重要法案たる總

内閣

間に奉答の後御前を退下した
 ▲松岡外相參内【二六】松岡外相は
 六日午後二時五十分宮中に參内
 天皇陛下に拜謁仰付けられ一般外交
 經過につき奏上、種々御下問に奉答
 して同五時五分退下した
 ▲海相參内【二七】及川海相は七日
 午後二時四十五分宮中に參内、天皇
 陛下に拜謁仰付けられ所管事項につ
 き奏上種々御下問に奉答し同三時五
 十分退下した

動員法改正法律案に關する政府の對
 議會策(一)戰時議會の運営特に會
 期短縮の件等につき協議を行ひ同十
 時過ぎ散會した
 【二三】政府は一日の閣議により左
 記三法案を議會に提出することに決
 定した

一、相續稅法中改正法律案
 一、臨時利得稅法中改正法律案
 一、帝都高速度交通營團法案
 ▲追加豫算案審議【二三】政府は三
 日午後八時より首相官邸に臨時閣議
 を開催(一)議會に提出すべき昭和
 十六年度一般會計追加豫算案を議題
 として審議する事となつたが特に翼
 賛會豫算については豫算總會に於い
 て首相より翼賛會の機構改革を言明
 してゐるのでこれらの點とも配合せ
 て慎重檢討を加へる事となつてゐる
 ▲追加豫算項目を厳選【二三】政府
 は三日夜の臨時閣議で十六年度追加
 豫算案に關する大綱を決定し具體的
 計數査定は大藏省に一任すること
 となつたが、更に同豫算案の提出
 を促進するため四日午後六時より院
 内大臣室に閣議を開き、三日決定せ
 る各省提出の要求項目を再度議題と
 して檢討を加へた結果、眞に戰時施
 策實施の上必要不可欠からざる重要
 項目のみを承認しその他の要求項目
 についてはこれを削除するといふ重
 點主義による嚴選方針を決定してこ
 れが計數査定は大藏省で行ふことと
 して同七時散會した、而して十六年
 度追加豫算項目中には生産擴充の基
 礎物資たる石炭鐵鋼の増産及び戰時
 下の食糧増産計畫費等重要項目が盛
 り込まれてゐるので、これが査定に
 は關係關係の意向を十分斟酌して決
 定した上必要の場合には更にもう一

度閣議を開いて檢討を加へて正式決
 定し可及的速かに議會提出の手續を
 とる方針である、なほ目下議會注視
 の的となつてゐる翼賛會豫算に關し
 ては特に政治的取扱を必要とする事
 情にあり、ために同會豫算を右追加
 豫算に計上するか或は一本建追加豫
 算とするか技術的問題もあつて未だ
 この點明確には極まつてゐない
 ▲院内臨時閣議【二七】政府は翼賛
 會の性格問題に對する最後の決定を
 爲すため七日議會散會後、午後六時
 四十分より院内に臨時閣議を開き同
 日の六相會議に於て決定せる首相の
 答辯内容、翼賛會の豫算額、四參議
 との懇談の結果等を報告全閣僚の承
 認を求め同七時散會した

【二五】五日の定例閣僚參議懇談會
 は正午から首相官邸に開會、町田參
 議以下各參議(郷、大谷兩氏缺席)、
 近衛首相、平沼内相、東條陸相、及
 川海相、橋田文相等各閣僚松宮大使
 伊藤情報局長總裁が出席、泰、佛印問
 題その他につき種々意見を交換した
 成立法律及び豫算實施
 【二六】政府は今議會に於いて協賛
 を經た左記法律並に豫算を八日附官
 報を以て公布した
 一、昭和十二年法律第八十四號中政
 正法律(支那事變に關する臨時軍
 事實支辨の爲公債發行に關する件
 中改正)
 一、臨時軍事費豫算追加

大政翼賛會

興亞國民運動促進特別委員決定
 【二二】基翼賛會では一月十四日の閣
 議決定に基翼賛會政治思想諸團體を
 統合して大東亞共榮國建設を目標と
 する國民運動を展開するため本部に
 興亞國民運動促進特別委員會を設置
 することとなり、一日左の如く委員
 を決定した、委員は常任總務、總務
 參與、各局部長並に中央協力會議員
 中から選任され來週中に委員會を開
 催し具體案を作製した上興亞諸團體に
 内交渉して双方より發起人を選び本
 月中旬までに興亞團體創設發起人總
 會開催の運びに漕ぎつける方針であ
 る

閣僚參議懇談會

▲委員長 有馬事務總長△委員 末
 次信正(協力會議々長) 永井柳太郎
 橋本欣五郎、中野正剛、八田嘉明、
 後藤文夫、古野伊之助、風見章(以
 上常任總務)
 小林順一郎、白鳥敏夫、石渡莊太郎

伍堂卓雄、千石與太郎、湯澤三千男、山崎達之輔、大藤唯男、河上丈太郎(以上總務)鈴木貞一、武藤善、岡敬純(以上參事)、大藏公望、下中彌三郎、中野登美雄、松永村、山崎靖純(以上臨時中央協力會議々員)後藤隆之助、太田正孝、松前重義、砂田重政、清瀨一郎、清水重夫、龜井貫一郎、赤松克麿、三輪壽壯、小泉梧留、岸田國士、輔佐委員、澤原克己、久富達夫、輔佐委員、澤原克己、加藤祐三郎、鬼頭忠一、杉原正己、増谷祐三郎、肥田琢司、岡野龍一、兩谷菊夫、本領信治郎、留岡清男、豐福保次、馬場元治、石坂弘、中原謹司、入澤文明、八並雄、幹事、松前重義、清水重大、龜井貫一郎、赤松克麿

興亞國民運動展開

【二六】去る一月十四日の閣議決定に基き興亞指導理念の統一と確立を旨として大政翼賛會では各興亞政治思想團體の統一及び興亞國民運動を具體的に展開するため六日午前十時半より第一會議室に興亞國民運動促進大特別委員會を開き末次、橋本、後藤(文)、古野、小林(順)、伍堂、千石、河上各總務、小中、中野(榮)太田、松前、龜井、赤松、小泉、櫻原各役員參集、末次總務議長席について龜井東亞部長より趣旨説明を行ひ結局次の方式に従つて興亞指導理念に基き國民運動の新展開を試みることに意見一致し正午散會した

(一)閣議決定の基本方針に即應して結果的には興亞各團體の統合を旨指す興亞指導理念による一大國民運動を展開すべきこと(二)右國民運動は興亞翼賛會の外郭運動たる性格に基き一般興亞團體をも包括して廣

範なる國民運動に至るべきこと、(三)總裁には近衛首相を推戴すること(四)翼賛會と新しく展開される國民運動との關係については翼賛會に於て東亞部組織部がそれ、密接な聯絡を保つて不即不離の紐帶を結ぶこと(五)運動展開のための具體的順序としては同日出席せる特別委員會委員全部が新國民運動展開の次大政翼賛會内における發起人となること(六)これと同時に大政翼賛會の既存各團體その他有志に發起人となし交渉をすること(七)内諾した會外發起人及び會内發起人は更に發起人全體會議を開き正式に具體案を協議すること(八)右の結果正式に各團體の統合運動の名稱、總裁決定等を行ひ速かに運動の實踐に着手すること

なほ運動が具體化するまでには右委員會内の幹事會、小委員會等で準備等萬端の企畫をすることになつてゐる

興亞問題で懇談

【二七】大東亞共榮圈確立のため興亞諸團體の統合指導に當る大政翼賛會では有馬事務總長、永井風見兩常任總務の主宰で七日午後五時より帝國ホテルに鈴木與亞院總務長官心得、武藤陸軍岡海軍兩院總務長官心得、會役職員たる代議士八十名を招いて興亞諸團體統合促進懇談會を開催、先づ太田政策局長龜井東亞部長より經過報告及び今後の方針説明あつた後、鈴木與亞院總務長官心得及び武藤、岡兩院總務局長の講演後翼賛會の性格問題、豫算問題に關し懇談を遂げて九時散會した

地方税制の實情調査

【二八】翼賛會内政部では地方税制改革實施以後の地方公共團體の財政實狀を調査整理の結果、この新税制

の根本をなす分與税制の實施狀況、小學校教員俸給費の道府縣支辨等に關して尙若干遺憾の點ありとして、一日左の如き見解を發表、近くこれを參考資料として内務、大藏兩省に提出することになつた

(一)財政狀態は同一府縣の町村中ても地方により著しい差異があり、山村地方が最も財政困難を訴へ、比較的良好で分與税の配布はなとも餘裕がある(二)貧弱町村はあつては税負擔が上に軽く下に重い傾向がある(三)税制改革は収入の弾力性確保を目標として行はれたに拘らず逆に一般に窮屈感を與へてゐる(四)殊に分與税の配付額が豫想に反し少額なることを訴へる町村が多い(五)財源に乏しいため町村税の賦課程度の増額を要する向きが多い(六)一般委任事務の増大に加ふるに配給事務、各種調査報告事務等の輻輳のため貧弱町村では役場費負擔の増大吏員の手足不足を感じてゐる(七)小學校教員費全額府縣支辨及び青年學校教員費の國庫負擔を要する町村が多い

六相四參議會談

【二九】翼賛會の性格問題を繞る論議は今議會に於いて豫想以上に複雑な政治問題と化し政府は近く翼賛會の豫算提出を控へこれが最後の態度決定を迫られるに至つたので七日正午首相官邸に近衛首相、小川鐵相、金光厚相、秋田拓田の三關係出身閣僚を加へた六相會談を開き富田書記官長、村瀬法制局長官及び特に森山法制局長も出席翼賛會の法的性格に關する政府の統一答辯草案を慎重

に討檢し同時に翼賛會豫算に對する政府の最後の態度決定の措置を執つた、而して六相會議終了後引續き午後一時半より首相、藏相、鐵相、拓田、厚相の四相は居残り舊政黨首領たる町田、久原、中島、安達、四參議の參集を求め懇談會を開催、近衛首相より六相會議に於いて決定せる(一)翼賛會の性格に關する政府の統一答辯内容(二)翼賛會の豫算に關し詳細説明四參議を通じ關係衆議院議員の諒解を求むべく協力方を懇請した

定例常任總務會

【三〇】翼賛會定例常任總務會は十日午後二時半より開會、有馬事務總長、松前總務部長、各局部長並に永井、橋本、大口、八田、後藤、井田各常任總務出席、岸田文化部長より(一)日本兒童文化協會創立案(二)地方文化新建設の根本理念とその工作案(三)音樂新體制の指導方針等について概要を説明しこれを異議なく承認して同四時散會した

貴院總動員法聽取

【三一】國家總動員法改正案は近く衆議院から貴族院に送附されるので貴族院各派は五日午前十時五十分院內決算委員會に各派政務調査部員有志約百餘名參集、星野企畫院總裁の出席を求め改正案内容につき逐條的に説明を聴取し質疑應答あつて正午散會した、而して貴族院としても本法の改正を重視して慎重審議する事とならうが結局無修正可決は確實視されてゐる

貴院各委員長決定

【三二】△民事訴訟法改正委員長 西郷吉之助侯(火)△昭和十二年法律第八十四號中改正案委員長 徳川家正公(火)

【三三】△貴族院の私鐵買収委員會の正副委員長は五選の結果左の如く決定した△委員長 秋田重季子(研)△副委員長 久保田敬一男(公)

提出法案委員會可決

【三四】貴族院野野法案委員會は七日午前政府原案を可決し十日の本會議に上程することに決定した

【三五】無盡法中改正委員會可決

【三六】六日の衆議院無盡法中改正法律案委員會は午前十一時四十分開會、北島吉氏と熊谷社會局長、相田銀行局長との間に質疑應答あり之を以て質疑を全部終了直に採決に入り原案通り可決午後零時十五分散會

【三七】帝都交通警團法案可決

【三八】衆議院の帝都交通警團法案は八日午後委員會で原案通り可決、同日の本會議に緊急上程された

【三九】八日の衆議院議員任期延長法案委員會は午後零時廿五分開會、衆議院議員任期延長並に地方議員の任期延長に關する二法律案を原案通り可決、同日午後の本會議に緊急上程した

【四〇】關稅定率法中改正法案可決

【四一】關稅定率法中改正法案中改正法律案委員會は午後一時二十分開會、原案通り可決した

勅令公布

△一日(一)職業紹介所官制中改正

貴院



の件(一)臨時農地管理令
△四日(一) 逕査分限令中改正の件
(一) 資源調査令中改正の件
(二) 滿洲國に在る傷病兵、其の家
族若は遺族又は下士官兵の家族若は
遺族の扶助に關する件
輸出入品等臨時措置法罰則強化

【二四】 經濟統制の違反並に累犯の
激増に鑑み政府は總動員法の罰則を
強化すると共に輸出入品等に關する
臨時措置法を改正、同法の罰則規定
を強化することとなり同法改正案を
今議會に提出、四日衆議院本會議に
於て小林商相より提案理由の説明を
行つたが改正の内容は左の通りであ
る(一) 需給關係の調整を必要とする
統制物品の製造、配給、讓渡使用
又は消費に關する統制命令違反に對
し第五條の「一年以下の懲役」を「七
年以下の懲役」に「五千圓以下の罰
金」を「五萬圓以下の罰金」に改正
す(二) 統制機關に對する罰則を設
けるため新に第九條を追加し統制を
爲す法人其他の團體の役員又は使
用人が其の擔當する統制事務に關し
賄賂を收受し又はこれを要求若は約
束したるときは二年以下の懲役に處
し因つて不正の行爲を爲し又は相當
の行爲を爲さざるときは五年以下の
懲役に處すほか收受したる賄賂は沒
收或は追徴すること、規定する(三)
第十條を追加し賄賂を交付提供又は
約束したるものは二年以下の懲役又
は五百圓以下の罰金に處し自首した
者に對してはその刑を減輕又は免除
することを規定する

【三五】 司法省は刑法の全面的改正
を一時中止したりに時局に緊要な
る部分改正を行ふことになり右刑法

中改正法律案は閣議決定を経て六日
すべて刑法改正委員會において決定
を見た假案の條文を採用した
ものである。
△刑法中改正法律案
刑法中左の通り改正す
△第二條第一號の次に左の一號を加
へ第二條を第三號とし第三條を第四
號とす
二 第七十六號の二及第七十六號の
三の罪同條第三號の次に左の一號を
加へ第四號を第六號とし以下順次繰
下ぐ
五 第五五條の二乃至第五五條の四
の罪
△第三條第一項第十四號を左の如く
改む
十四 第二百四十六條乃至第二百四
十八條第二百四十九條及び第二百五
十條の罪
△第四條第三號中「第九百九十七條の
罪」を「第九百九十七條乃至第九百九
十七條の四の罪」に改む
△第十八條第一項中「一年以上一年
以下」を「一年以上二年以下」に改
め、同條第三項を左の如く改む
罰金を併科したる場合又は罰金と科
料とを併科したる場合に於ける留置
の期間は三年を超ゆることを得ず、
科料を併科したる場合に於ける留置
の期間は六十日を超ゆることを得ず
△第十九條第一項第三號中「又は因
り得たる物」を「若くは之は因
り得たる物又は犯罪行爲の報酬とし
て得たる物」に改め同項に左の一號
を加ふ
四、前號に記載したる物の對價とし
て得たる物
同條第二項に左の但書を加ふ
但犯罪の後犯人以外の者情を知りて

其物に對する權利を取得したる場合
は此限りに在らず
△第十九條の二
前條第一項第三號及び第四號に記載
したる物の全部又は一部を沒收する
こと能はざるときは其價格を追徴す
ことを得
第七章の二安寧秩序に對する罪
△第五五條の二
人心を惑亂することを目的として虚
偽の事實を流布したる者は三年以下
の懲役若くは禁錮又は五千圓以下の
罰金に處す
銀行預金の取付其他經濟上の混亂を
誘發することを目的として虚偽の事
實を流布したる者は五年以下の懲役
若くは禁錮又は五千圓以下の罰金に
處す
△第五五條の三
戰時、天災其他の事變に際し人心の
惑亂又は經濟上の混亂を誘發すべき
虚偽の事實を流布したる者は二年以
下の懲役若くは禁錮又は千圓以下の
罰金に處す
△第五五條の四
戰時、天災其他の事變に際し暴力を
得ることを目的として金融界の擾亂
の方法に依り國民經濟の運行を著し
く阻害する虞ある行爲を爲したる者
は一年以上の有期徒刑に處す前項の
罪を犯したる者は情狀に依り五萬
圓以下の罰金を併科することを得
△第六十六條第一項中「三百圓以下
の罰金」を「千圓以下の罰金」に改
む
△第六十七條ノ二
業務上必要な注意を怠り又は重大
なる過失に因り第六十六條又は前條
二項の罪を犯したる者は三年以下の

禁錮又は三千圓以下の罰金に處す
△第六十七條第一項中「二年以下
の懲役又は百圓以下の罰金」を「五
年以下の懲役又は千圓以下の罰金」
に、同條第二項中「六月以下の懲役
又は五十圓以下の罰金」を「二年以
下の懲役又は三百圓以下の罰金」に
改む
△第六十八條第一項中「神祠」を
「祠宇」に改む
△第六十九條
公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂
を收受し要求し又は約束したるとき
は三年以下の懲役に處す、請託を受
けたる場合に於ては五年以下の懲役
に處す
公務員又は仲裁人たらんとする者其
擔當すべき職務に關し請託を受けて
賄賂を收受し要求し又は約束したる
ときは公務員又は仲裁人と爲りたる
場合に於て三年以下の懲役に處す
△第六十九條の二
公務員又は仲裁人其職務に關し不正
の請託を受けて第三者に賄賂を供與
せしめ又は其供與を要求し若くは約
束したるときは三年以下の懲役に處
す
△第六十九條の三
公務員又は仲裁人前二條の罪を犯し
因て不正の行爲を爲したるときは一
年以上の有期徒刑に處す
公務員又は仲裁人其職務上不正の行
爲をなしたる者に關し賄賂を收受
し、要求し若くは約束し又は第三者
に之を供與せしめ其供與を要求し若
くは約束したるとき亦同じ公務員又
は仲裁人たりし者其在職中請託を受
けて職務上不正の行爲をなしたるこ
とに關し賄賂を收受し、要求し又は
約束したるときは三年以下の懲役に

處す
△第六十九條の四
公務員其の地位を利用し他の公務員
の職務に關する事項には斡旋をなす
こと又はなしたることに關し賄賂を
收受し、要求し又は約束したるとき
は三年以下の懲役に處す
△第六十九條の五
犯人又は情を知りたる第三者の收受
したる賄賂は之を沒收す、其全部又
は其價格を追徴す
△第六十九條八條
第九百九十七條乃至第九百九十七條の四に
記載したる賄賂を供與し又は其申込
若くは約束を爲したる者は三年以下
の懲役又は五千圓以下の罰金に處す
第三十五章 信用、業務及び競賣
に關する罪
△第二百三十四條の二
偽計若くは威力を用ひ又は談合に依
り競賣又は入札の公正を害したる者
は二年以下の懲役又は五千圓以下の
罰金に處す
△第二百四十八號の二
強制執行を免るる目的を以て財産を
隱匿、損壞若くは讓渡し又虚偽の債
務を負擔したる者は三年以下の懲役
又は千圓以下の罰金に處す
△第二百五十條中「本章」を「第二
百四十六條乃至第二百四十八條及び
前條」に改む
△第二百五十一條中「本章」を「第
二百四十六條乃至第二百四十八條、
第二百四十九條及び前條」に改む
附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定

改正治安維持法内容
【二六】 改正治安維持法は閣議決定

を一時中止したりに時局に緊要な
る部分改正を行ふことになり右刑法

其物に對する權利を取得したる場合
は此限りに在らず
△第十九條の二
前條第一項第三號及び第四號に記載
したる物の全部又は一部を沒收する
こと能はざるときは其價格を追徴す
ことを得
第七章の二安寧秩序に對する罪
△第五五條の二
人心を惑亂することを目的として虚
偽の事實を流布したる者は三年以下
の懲役若くは禁錮又は五千圓以下の
罰金に處す
銀行預金の取付其他經濟上の混亂を
誘發することを目的として虚偽の事
實を流布したる者は五年以下の懲役
若くは禁錮又は五千圓以下の罰金に
處す
△第五五條の三
戰時、天災其他の事變に際し人心の
惑亂又は經濟上の混亂を誘發すべき
虚偽の事實を流布したる者は二年以
下の懲役若くは禁錮又は千圓以下の
罰金に處す
△第五五條の四
戰時、天災其他の事變に際し暴力を
得ることを目的として金融界の擾亂
の方法に依り國民經濟の運行を著し
く阻害する虞ある行爲を爲したる者
は一年以上の有期徒刑に處す前項の
罪を犯したる者は情狀に依り五萬
圓以下の罰金を併科することを得
△第六十六條第一項中「三百圓以下
の罰金」を「千圓以下の罰金」に改
む
△第六十七條ノ二
業務上必要な注意を怠り又は重大
なる過失に因り第六十六條又は前條
二項の罪を犯したる者は三年以下の

禁錮又は三千圓以下の罰金に處す
△第六十七條第一項中「二年以下
の懲役又は百圓以下の罰金」を「五
年以下の懲役又は千圓以下の罰金」
に、同條第二項中「六月以下の懲役
又は五十圓以下の罰金」を「二年以
下の懲役又は三百圓以下の罰金」に
改む
△第六十八條第一項中「神祠」を
「祠宇」に改む
△第六十九條
公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂
を收受し要求し又は約束したるとき
は三年以下の懲役に處す、請託を受
けたる場合に於ては五年以下の懲役
に處す
公務員又は仲裁人たらんとする者其
擔當すべき職務に關し請託を受けて
賄賂を收受し要求し又は約束したる
ときは公務員又は仲裁人と爲りたる
場合に於て三年以下の懲役に處す
△第六十九條の二
公務員又は仲裁人其職務に關し不正
の請託を受けて第三者に賄賂を供與
せしめ又は其供與を要求し若くは約
束したるときは三年以下の懲役に處
す
△第六十九條の三
公務員又は仲裁人前二條の罪を犯し
因て不正の行爲を爲したるときは一
年以上の有期徒刑に處す
公務員又は仲裁人其職務上不正の行
爲をなしたる者に關し賄賂を收受
し、要求し若くは約束し又は第三者
に之を供與せしめ其供與を要求し若
くは約束したるとき亦同じ公務員又
は仲裁人たりし者其在職中請託を受
けて職務上不正の行爲をなしたるこ
とに關し賄賂を收受し、要求し又は
約束したるときは三年以下の懲役に

處す
△第六十九條の四
公務員其の地位を利用し他の公務員
の職務に關する事項には斡旋をなす
こと又はなしたることに關し賄賂を
收受し、要求し又は約束したるとき
は三年以下の懲役に處す
△第六十九條の五
犯人又は情を知りたる第三者の收受
したる賄賂は之を沒收す、其全部又
は其價格を追徴す
△第六十九條八條
第九百九十七條乃至第九百九十七條の四に
記載したる賄賂を供與し又は其申込
若くは約束を爲したる者は三年以下
の懲役又は五千圓以下の罰金に處す
第三十五章 信用、業務及び競賣
に關する罪
△第二百三十四條の二
偽計若くは威力を用ひ又は談合に依
り競賣又は入札の公正を害したる者
は二年以下の懲役又は五千圓以下の
罰金に處す
△第二百四十八號の二
強制執行を免るる目的を以て財産を
隱匿、損壞若くは讓渡し又虚偽の債
務を負擔したる者は三年以下の懲役
又は千圓以下の罰金に處す
△第二百五十條中「本章」を「第二
百四十六條乃至第二百四十八條及び
前條」に改む
△第二百五十一條中「本章」を「第
二百四十六條乃至第二百四十八條、
第二百四十九條及び前條」に改む
附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定

改正治安維持法内容
【二六】 改正治安維持法は閣議決定

を一時中止したりに時局に緊要な
る部分改正を行ふことになり右刑法

を経て七日衆議院に提出するがその内容は左の通り

第一章 罪

第一條 國體を變革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる者又は結社したる者は死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に處し情を知りて結社に入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は三年以上の有期懲役に處す

第二條 前條の結社を支援すること

を目的として結社を組織したる者、又は結社の役員其の他指導者たる者、又は五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す

第三條 第一條の結社の組織を準備することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる者又は結社したる者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す

第四條 前三條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は三年以上の懲役に處し前三條の目的を以て集團に参加したる者又は集團に關し前三條の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す

第五條 第一條乃至第三條の目的を以て其の目的たる事項の實行に關し協議若しくは煽動を爲し又は其の目的たる事項を宣傳し其の他其の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年

以上十年以下の懲役に處す

第六條 第一條乃至第三條の目的を以て騷擾暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は二年以上の有期懲役に處す

第七條 國體を否定し又は神宮若しくは皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる者又は結社したる者は無期又は四年以上の懲役に處し情を知つて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す

第八條 前條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し前條の目的を以て集團に参加したる者は一年以上の有期懲役に處す

第九條 前八條の罪を犯さしむることを目的として金品其他の財産上の利益を供與し又は其の申込若しくは要求若しくは約束を爲したる者亦同じ

第十條 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

第十一條 前條の目的を以て其の目的たる事項の實行に關し協議を爲ししたる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す

第十二條 第十條の目的を以て騷擾暴行其の他生命、身體又は財産に害

を加ふべき犯罪を煽動したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

第十三條 前三條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他財産上の利益を供與し又は其の申込若しくは約束を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す情を知りて供與を受け又は其の要求若しくは約束を爲したる者亦同じ

第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及第十條の未遂罪は之を罰す

第十五條 本章の罪を犯したる者自首したるときは其刑を輕減又は免除す

第十六條 本章の規定は何人を問はず本法施行地外に於て罪を犯したる者に亦之を適用す

第十七條 本章の規定は第一章に掲ぐる罪に關する事件に付、之を適用す

第十八條 檢察は被疑者を召喚し又は其の召喚を警察官に命令することを得檢察の命令に因り司法警察官の發する召喚狀には命令を爲したる檢察の職、氏名及其の命令に因り之を發する旨をも記載すべし召喚狀の送達に關する裁判所書記及執達吏に屬す

第十九條 被疑者正當の事由なくして前條の規定に依る召喚に應ぜず又は刑事訴訟法第八十七條第一項各號に規定する事由あるときは檢察は被疑者を拘引し又は其の拘引を他の檢察に囑託し若しくは司法警察官に命令することを得

第二十條 拘引したる被疑者は指定せられたる場所に引致したる時より四十八時間内に檢察又は司法警察官之を訊問すべし、其の時間内に拘留狀を發せざるときは檢察は被疑者を釋放し又は司法警察官をして之を釋放せしむべし

第二十一條 刑事訴訟法第八十七條第一項各號に規定する事由あるときは檢察は被疑者を拘留し又は其の拘留を司法警察官に命令することを得

第十八條第二項の規定は檢察の命令に因り司法警察官の發する拘留狀に付之を準用す

第二十二條 拘留に付ては警察官署又は憲兵隊の留置場を以て監獄に代用することを得

第二十三條 拘留の期間は二月とす特に繼續の必要あるときは地方裁判所檢察又は區裁判所檢察は檢察長に許可を受け一月毎に拘留の期間を更新することを得、但し通じて一年を超ゆることを得ず

第二十四條 拘留の事由消滅し其の他拘留を繼續するの必要なしと思料するときは檢察は速に被疑者を釋放し又は司法警察官をして之を釋放せしむべし

第二十五條 檢察は被疑者の住居を制限して拘留の執行を停止することを得、刑事訴訟法第九十九條第一項に規定する事由ある場合に於ては檢察は拘留の執行停止を取消すことを得

第二十六條 檢察は被疑者を訊問し又は其の訊問を司法警察官に命令することを得、檢察は公訴提起前に限り證人を訊問し又は其の訊問を他の檢察に囑託し若しくは司法警察官に命令することを得

ことを得、司法警察官檢察の命令に依り被疑者又は證人を訊問したるときは命令を爲したる檢察の職氏名及其の命令に因り訊問したる旨を訊問調書に記載すべし

第十八條第二項及第三項の規定は證人訊問に付之を準用す

第二十七條 檢察は公訴提起前に限り押收、搜索若しくは檢査を爲し又は其の處分を他の檢察に囑託し若しくは司法警察官に命令することを得、檢察は公訴提起前に限り鑑定通譯若しくは翻譯を命じ又は其の處分を他の檢察に囑託し若しくは司法警察官に命令することを得

前條第三項の規定は押收、搜索又は檢査の調書及鑑定人、通事又は翻譯人の訊問調書に付之を準用す

辯護人の訴訟に關する書類の閲覧は裁判長又は審判事の指定したる場所に於て之を爲すべし

第十八條第二項及第三項の規定は鑑定、通譯及翻譯に付之を準用す

第二十八條 刑事訴訟法中被告人の召喚引及拘留、被告人及證人の訊問、押收、搜索、檢査、鑑定、通譯並に翻譯に關する規定は別段の規定ある場合を除くの外被疑事件に付之を準用す但し保釋及責付に關する規定は此の限に在らず

第二十九條 辯護人は司法大臣の豫め指定したる辯護士の中より之を選任すべし但し刑事訴訟法第四十條第二項の規定の適用を妨げず

第三十條 辯護人の數は被告人一人に付二人を超ゆることを得ず

辯護人の選任は最初に定めたる公判期日に係る召喚狀の送達を受ける日より十日を経過したるときは之を爲すことを得ず但し已むことを得ざる

事由ある場合に於て裁判所の許可を受けたるときは此の限に在らず
第三十一條 辯護人は訴訟に關する書類の謄寫を爲さんとするときは裁判長又は豫審判事の許可を受くることを要す

辯護人の訴訟に關する書類の閲覧は裁判長又は豫審判事の指定したる場所に於て之を爲すべし
第三十二條 被告事件公判に附せられたる場合に於て檢事必要ありと認むるときは管轄裁判所の請求を爲す事を得但し第一回公判期日の指定ありたる後は此の限に在らず、前項の請求は事件の繫屬する裁判所及移轉先裁判所に共通する直近上級裁判所に之を爲すべし

第一項の請求ありたる時は決定ある迄訴訟手續を停止すべし
第三十三條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に對しては控訴を爲すことを得ず

前項に規定する第一審の判決に對しては直接上告を爲すことを得
上告は刑事訴訟法に於て第二審の判決に對し上告を爲すことを得る理由ある場合に於て之を爲すことを得
上告裁判所は第二審の判決に對する上告事件に關する手續に依り裁判を爲すべし

第三十四條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に對し上告ありたる場合に於て上告裁判所同章に掲ぐる罪を犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由あるものと認めるときは判決を以て原判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送すべし
第三十五條 上告裁判所は公判期日の通知に付ては刑事訴訟法第四百二

十二條第一項の期間に依らざることを得
第三十六條 刑事手續に付ては別段の規定ある場合を除くの外一般の規定の適用あるものとす
第三十七條 本章の規定は第二十二條、第二十三條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條及第三十四條の規定を除くの外軍法會議の刑事手續に付て之を準用す、この場合に於て刑事訴訟法第八十七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百三十三條又は海軍軍法會議法第四百三十三條、刑事訴訟法第四百二十二條、第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又は海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし第二十五條第二項中刑事訴訟法第四百十九條第一項に規定する事由ある場合に於てはとあるは何時に在りてもとす

第三十八條 朝鮮に在りては本章中司法大臣とあるは朝鮮總督檢察長とあるは覆審法院檢察長、地方裁判所檢察事又は區裁判檢察事とあるは地方法院檢察事、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とす但し刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは朝鮮刑事令第三十一條とす

第三章 豫防拘禁
第三十九條 第一節に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたる者その執行を終り釋放せらるべき場合に於て釋放後に於て更に同章に掲ぐる罪を犯すの虞あること顯著なるときは裁判所は檢事の請求に因り本人を豫防拘禁に付する旨を命ずることを得

第一節に掲ぐる罪を犯し刑に處せられ其の執行を終りたる者又刑の執行猶豫の言渡を受けたる者思想犯保護觀察法に依り保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ

第四十條 豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すべし
前項の請求は保護觀察に付せられ居る者に係るときは其の保護觀察を爲す保護觀察所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すことを得
豫防拘禁の請求を爲すには豫め豫防拘禁委員會の意見を求むることを要す

豫防拘禁委員會に關する規程は勅令を以て之を定む
第四十一條 檢事は豫防拘禁の請求を爲すに於て必要なる取調を爲し又は公務所に照會して必要なる事項の報告を求むることを得
前項の取調を爲すに付必要ある場合に於ては司法警察官吏をして本人を同行せしむることを得

第四十二條 檢事は本人定りたる住居を有せざる場合又は逃亡し若くは逃亡する虞ある場合に於て豫防拘禁請求を爲すに付必要あるときは本人を豫防拘禁所に假に收容することを得
（中略）前項の假收容は本人の陳述を聽きたる後に非ざれば之を爲すことを得ず（略）
第四十三條 前條の假收容の期間は十日とす其の期間内に豫防拘禁の請求を爲さざるときは速かに本人を釋放すべし
第四十四條 豫防拘禁の請求ありたる

るときは裁判所は本人の陳述を聽き決定を爲すべし此の場合に於ては裁判所は本人に出頭を命ずることを得本人陳述を首肯せず又は逃亡したるときは陳述を聽かずして決定を爲すことを得
本人監獄に在るときは前項の事由なしと雖も之を假に收容することを得
第四十二條 第二項の規定は第一項の場合に付て之を準用す

第五十條 別段の規定ある場合を除くの外刑事訴訟法中拘引に關する規定は第四十八條の拘引に、拘留に關する規定は第四十二條及前條の假收容に付て之を準用す但し保釋及實付に關する規定は此の限に在らず
第五十一條 豫防拘禁に附せざる旨の決定に對しては檢事は即時抗告を爲すことを得
豫防拘禁に附する旨の決定に對しては本人及輔佐人は即時抗告を爲すことを得

第五十二條（省略）
第五十三條 豫防拘禁に付せられたる者は豫防拘禁所に之を收容し改換せしむる爲必要な處置を爲すべし豫防拘禁所に關する規定は勅令を以て之を定む
第五十四條 豫防拘禁に付せられたる者は法令の範圍内に於て他人と接見し又は信書其他の物の接受を爲すことを得

豫防拘禁に付せられたる者に對しては信書其他の者の檢閱、差押若し沒收を爲し又は保安若し懲戒の爲必要な處置を爲すことを得假に收容せられたる者及本章の規定に候り勾引狀の執行を受け留置せられたる者に付亦同じ
第五十五條 豫防拘禁の期間は二年とす特に繼續の必要ある場合に於て

護觀察法に依り保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ
第四十條 豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すべし
前項の請求は保護觀察に付せられ居る者に係るときは其の保護觀察を爲す保護觀察所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すことを得
豫防拘禁の請求を爲すには豫め豫防拘禁委員會の意見を求むることを要す

豫防拘禁委員會に關する規程は勅令を以て之を定む
第四十一條 檢事は豫防拘禁の請求を爲すに於て必要なる取調を爲し又は公務所に照會して必要なる事項の報告を求むることを得
前項の取調を爲すに付必要ある場合に於ては司法警察官吏をして本人を同行せしむることを得

第四十二條 檢事は本人定りたる住居を有せざる場合又は逃亡し若くは逃亡する虞ある場合に於て豫防拘禁請求を爲すに付必要あるときは本人を豫防拘禁所に假に收容することを得
（中略）前項の假收容は本人の陳述を聽きたる後に非ざれば之を爲すことを得ず（略）
第四十三條 前條の假收容の期間は十日とす其の期間内に豫防拘禁の請求を爲さざるときは速かに本人を釋放すべし
第四十四條 豫防拘禁の請求ありたる

るときは裁判所は本人の陳述を聽き決定を爲すべし此の場合に於ては裁判所は本人に出頭を命ずることを得本人陳述を首肯せず又は逃亡したるときは陳述を聽かずして決定を爲すことを得
本人監獄に在るときは前項の事由なしと雖も之を假に收容することを得
第四十二條 第二項の規定は第一項の場合に付て之を準用す

第五十條 別段の規定ある場合を除くの外刑事訴訟法中拘引に關する規定は第四十八條の拘引に、拘留に關する規定は第四十二條及前條の假收容に付て之を準用す但し保釋及實付に關する規定は此の限に在らず
第五十一條 豫防拘禁に附せざる旨の決定に對しては檢事は即時抗告を爲すことを得
豫防拘禁に附する旨の決定に對しては本人及輔佐人は即時抗告を爲すことを得

第五十二條（省略）
第五十三條 豫防拘禁に付せられたる者は豫防拘禁所に之を收容し改換せしむる爲必要な處置を爲すべし豫防拘禁所に關する規定は勅令を以て之を定む
第五十四條 豫防拘禁に付せられたる者は法令の範圍内に於て他人と接見し又は信書其他の物の接受を爲すことを得

豫防拘禁に付せられたる者に對しては信書其他の者の檢閱、差押若し沒收を爲し又は保安若し懲戒の爲必要な處置を爲すことを得假に收容せられたる者及本章の規定に候り勾引狀の執行を受け留置せられたる者に付亦同じ
第五十五條 豫防拘禁の期間は二年とす特に繼續の必要ある場合に於て

護觀察法に依り保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ
第四十條 豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すべし
前項の請求は保護觀察に付せられ居る者に係るときは其の保護觀察を爲す保護觀察所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すことを得
豫防拘禁の請求を爲すには豫め豫防拘禁委員會の意見を求むることを要す

は裁判所は決定を以て之を更新する
ことを得

豫防拘禁の期間満了前更新の請求あり
たるときは裁判所は期間満了後と
雖も更新の決定を爲すことを得

更新の決定は豫防拘禁の期間満了後
確定したるも之を期間満了の時
確定したるものと看做す

第四十條 第四十一條及第四十四條
乃至第五十二條の規定は更新の場合
に之を準用す、此の場合に於て第
四十九條第二項中監獄とあるは豫防
拘禁所とす

第五十六條 豫防拘禁の期間は決定
確定の日より起算す、拘禁せられざ
る日數又は刑の執行の爲拘禁せられ
たる日數は決定確定後と雖も前項の
期間に算入せず

第五十七條 決定確定の際本人受刑
者なるときは豫防拘禁は刑の執行終
了後之を執行す

監獄にある本人に對し豫防拘禁を執
行せんとする場合に於て移送の準備
其他の事由の爲に特に必要あると
きは一時拘禁を繼續することを得

豫防拘禁の執行は本人に對する犯罪
の捜査其他の事由の爲特に必要あ
るときは決定を爲したる裁判所の檢
事又は本人現在地を管轄する地方裁
判所の檢察の指揮に因り之を停止す
ることを得(以下略)

第五十八條 豫防拘禁に付せられた
る者收容後其の必要なに至りたる
ときは第五十五條に規定する期間満
了前と雖も行政官廳の處分を以て之
を退所せしむべし

第四十條第三項の規定は前項の場合
に之を準用す

第五十九條 豫防拘禁の執行を爲さ
ざること二年に及びたるときは決定

を爲したる裁判所の檢察又は本人の
現在地を管轄する地方裁判所の檢察
は事情に因り其の執行を免除するこ
とを得

第四十條第三項の規定は前項の場合
に之を準用す

(中略)一時之を解放することを得
解放せられたる者は解放後廿四時間
内に豫防拘禁所又は警察官署に出頭
すべし

第六十一條 本章の規定に依り豫防
拘禁所若し監獄に收容せられたる者
又は勾引狀若し逮捕狀を執行せられ
たる者逃走したるときは一年以下の
懲役に處す

前條第一項の規定に依り解放せられ
たる者同條第二項の規定に違反した
るとき亦前項に同じ

第六十二條(省略)

第六十三條(省略)

第六十四條 本法に規定するもの
外豫防拘禁に關し必要な事項は命
令を以て之を定む

第六十五條 朝鮮に在りては豫防拘
禁に關し地方裁判所の爲すべき決定
は地方法院の合議部に於て之を爲す
朝鮮に在りては本章中地方裁判所の
檢察とあるは地方法院の檢察、思想
犯保護觀察法とあるは朝鮮思想犯保
護觀察法、刑事訴訟法とあるは朝鮮
刑事訴訟法に於て依ること定むる刑
事訴訟法とす

附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定
む

第一章の改正規定は本法施行前從前
の規定に定めたる罪を犯したる者に
亦之を適用す但し改正規定に定むる
刑が從前の規定に定めたる刑より重

きときは從前の規定に定めたる刑に
依り處斷す

第二章の改正規定は本法施行前公訴
を提起したる事件に付ては之を適用
せず

第三章の改正規定は從前の規定に定
めたる者に亦之を適用す

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至
第十五條の規定に依り爲したる捜査
手續は本法施行後と雖も仍其效力を
有す

前項の捜査手續にして本法に之に相
當する規定あるものは之を本法に依
り爲したるものと看做す

本法施行前朝鮮思想犯豫防拘禁令に
依り爲したる豫防拘禁に關する手續
は本法施行後と雖も仍其の效力を有
す、前項の豫防拘禁に關する手續に
して本法に之に相當する規定あるも
のは之を本法に依り爲したるものと
看做す

を戰時的態勢に再編成し、これを更
に強化整備する必要に迫られた、ゆ
へに今回の改正法案の提出となつたもの
である、而して今回の改正の眼目と
なるべき點は大體次の如くである、

(一) 在外財産又は外貨資金等に關
し之が保全のための措置又は活用方
法を講ずる爲生必要な統制を加へ
得ることとする、即ち現行法は國際
收支の調整に重點を置き資金の逃避
防止をその目標としてゐたが、戰時
體制に入つた現在に於ては本邦の内
外資産自體が安全を缺く虞れを生ず
るに至つたので、これを保護するた
め政府の統制力を強化することが必
要となつた、仍て今回政府は必要な
場合に於ては外國に在る邦人財産
に對しその實効のみならず、管理運
用並に取得についてまでも積極的に
命令し得ることとするものである、

(二) 諸外國との爲替協定の圓滑な
る實施を期し併せて最近の混亂せる
國際金融界に對處して本邦對外經濟
取引の圓滑を圖るため、必要なる場
合には對外決済方法に關し適當なる
統制を加へ得ることとする、右は我
國が英、米依存を脱却して物動計畫
及び貿易政策を樹てるためには爲替
金融方面に於てもこれと同一歩調を
採る必要があり、このため昨年未開
印との間に爲替協定を締結し兩地間
の取引圓滑の爲直接行ふことにした
が今後同様の爲替協定を各國との間に
結ぶ豫定であり、それに伴つて決済
の方法、手形の種類、條件等が從前
とは異つて來るのでこれに對應して
新たな統制を加へる必要があること
と及び輸出代金の確保を期するため
政府が適宜臨時的措置を講じ得る機
能を取得して置く必要があるため

ある(三) 從來から爲替管理法に基
いて爲替資金の移動對外支拂收支に
ついてはすべて爲替銀行を通じて行
ふことにしてゐるが、最近爲替銀行
を經由することなくして爲替資金の
受授を爲すものが相當見られるに至
つたので、資金の濫用を防止する意
味に於て爲替銀行を強化すること、
濟に關する(四) 我々が對外經濟權益
を擁護するため必要なる場合には本邦
内に在る外國人關係の財産の取得又
は處分等に關し必要なる取締りを爲
し得る點、右に就ては別に特定國を
目標としたものではないが、國際諸
情勢に對應して適宜なる措置を執り
得るため傳家の寶刀として之を設
置する、從つて改正法が、實施されて
も直ちに發動することはないが、右
は今回の改正の重點をなすもので最
も注目されるところである(五) 爲
替許可事務については既にその一部
を日銀に取扱はしめてゐるが、將來
許可事務の複雑化に伴ひ政府の行政
費膨脹を抑止する爲めと、許可事務
の圓滑化を圖る見地から日銀のみな
らず、其他の政府の指定する者とし
て之を取扱はしめたる法的根據を設
ける(六) 我が對外經濟權益を擁護
するため必要なる場合には本邦内に
在る外國人關係の財産の取得又は處
分等に關し必要なる取締りを爲し得
る點、右については別に特定國を目
標としたものではないが、國際的情
勢に對應して適宜なる措置を執り得
るため傳家の寶刀として之を設置す
る、從つて改正法が實施されても直
ちに發動することはないが、右は今
回の改正の重點をなすもので最も注
目されるところである(七) 爲替許



大蔵省

爲替管理改正案議會提出
【二】大蔵省では外國爲
替管理法の改正法案を今議
會に提出することになり成
案を得たので、來る三日の閣議に附
議決定の上直ちに議會に提案するこ
となつた、外國爲替管理法は昭和
八年三月公布以來既に數次に亘り改
正が加へられ、平時に於ける爲替管
理法としては略ぼ完備せる形態を具
備してゐるが、歐洲戰亂動搖を契機
とする國際情勢の急激なる變化殊に
日獨伊三國條約成立に伴ふ我が對外
新情勢に對應して我が國力の進展を
期するためには、從來の平時的形態

を戰時的態勢に再編成し、これを更
に強化整備する必要に迫られた、ゆ
へに今回の改正法案の提出となつたもの
である、而して今回の改正の眼目と
なるべき點は大體次の如くである、

ある(三) 從來から爲替管理法に基
いて爲替資金の移動對外支拂收支に
ついてはすべて爲替銀行を通じて行
ふことにしてゐるが、最近爲替銀行
を經由することなくして爲替資金の
受授を爲すものが相當見られるに至
つたので、資金の濫用を防止する意
味に於て爲替銀行を強化すること、
濟に關する(四) 我々が對外經濟權益
を擁護するため必要なる場合には本邦
内に在る外國人關係の財産の取得又
は處分等に關し必要なる取締りを爲
し得る點、右に就ては別に特定國を
目標としたものではないが、國際諸
情勢に對應して適宜なる措置を執り
得るため傳家の寶刀として之を設
置する、從つて改正法が、實施されて
も直ちに發動することはないが、右
は今回の改正の重點をなすもので最
も注目されるところである(五) 爲
替許可事務については既にその一部
を日銀に取扱はしめてゐるが、將來
許可事務の複雑化に伴ひ政府の行政
費膨脹を抑止する爲めと、許可事務
の圓滑化を圖る見地から日銀のみな
らず、其他の政府の指定する者とし
て之を取扱はしめたる法的根據を設
ける(六) 我が對外經濟權益を擁護
するため必要なる場合には本邦内に
在る外國人關係の財産の取得又は處
分等に關し必要なる取締りを爲し得
る點、右については別に特定國を目
標としたものではないが、國際的情
勢に對應して適宜なる措置を執り得
るため傳家の寶刀として之を設置す
る、從つて改正法が實施されても直
ちに發動することはないが、右は今
回の改正の重點をなすもので最も注
目されるところである(七) 爲替許

可事務については既にその一部を日銀に取扱はしめてあるが、將來許可事務の複雑化に伴ひ政府の行政費膨脹を抑制する爲め、許可事務の圓滑を圖るの見地から日銀のみならず其の他政府の指定する者をして之を取扱はしめるための法的根據を設ける

(八) 爲替管理上必要な帳簿の備付を命じ、若くは帳簿の記載方を指示し得ることとしたこれは從來爲替銀行の用語が各國語に分れ帳簿検査に不自由を感じてゐたのでこれをすべて日本語に統一して記載せしめることとするものである(九) 管理法の違反事件調査の徹底を期する爲特定官吏に對し訊問搜索等の權限を附與するこれは關稅法に規定された權限を再確認したものである(十) 取締の徹底を期するため從來事實上罰則を適用されなかつた許可の附帶條項についても、之に違反したる者は今後罰則を適用すること

貯蓄組合法案大綱

【一】大藏省では國民貯蓄獎勵のため國民貯蓄組合法案を今議會に提出すべくかねて國民貯蓄獎勵局に於て立案中であつたがこの程成案を得たので三日午後二時より藏相官邸に國民貯蓄獎勵委員會特別委員會を開催同法案につき諮問した結果之を可決した、よつて近く同法案を議會に提出する筈であるが本法案の骨子は次の通りである

(一) 貯蓄組合の強化 昨年六月末現在に於ける貯蓄組合数は五十萬四千餘(加入者數三千三百萬人貯蓄額十三億圓)に上つてゐるがこれをすべて届出によつてそのまゝ組合として認めることにしこの届出により組合に對する取締りを強化すること

(二) 分類所得税の免除 國民貯蓄組合の斡旋による貯蓄については命令の定むるところにより分類所得税が免除される、その免稅限度は銀行預金、信託預金は組合員一人につき元本三千圓迄、貯蓄組合預金並に信用組合貯金は元本五千圓迄(現在三千圓) 國債は元本三千圓迄となつてゐる、但し貯蓄獎勵の見地から預け入れ後二年以内(信託預金は三年以内)に預金引出しをなすときは免除せざることを

一、政府は豫算の範圍内で補助金又は獎勵金を交付することを得ること本年度に於て二百萬圓程度の追加豫算を要求する筈(三) 貯蓄組合の設立を命ずるを得ること、大會社、工場等に於て必要と認める場合にその設立を命ずることとした

治維法改正經費追加要求

【一】司法省は思想事犯取締りの完璧を期するため治安維持法の根本的改正案を今議會に提出することになつたが今回の改正により思想事犯に對する刑事手續きはすべて國防保安法に準じて二審制度に據ることとし、且つ所定刑期を終了した者と雖もなほ轉向せざる者は豫防拘禁處分に附し得ることとなるので、これに對應して

札幌、仙臺、東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸、廣島、福岡の十大都市所在の地方裁判所に思想公判部を設けて思想事犯はすべてこの専門の公判部において取扱ふこととしこれに要する經費を追加豫算に計上した、また豫豫拘禁は全國廿二ヶ所

の思想犯保護觀察所に附設せられる豫防拘禁委員會の議を経て裁判所の決定によりこれを行ふ所であるが差當り東京、名古屋、大阪、福岡の四箇所に豫防拘禁所を設置する方針に右に要する經費も共に追加豫算に計上した

區裁判所管轄區域變更

【一】司法省では最近の交通發達狀況に應じ大正二年法律第九號裁判所管轄區域表中を左の如く改正することに決定法制局の審議を経て閣議に附議一兩日中に議會に提出出来る四月より施行の筈である

- 區裁判所管轄區域の變更
△浦和と地方裁判所管内(一) 浦和區裁判所より越ヶ谷區裁判所の管轄に移轉する町村(北葛飾郡の内吉田村八代村、田宮村、杉戸町、豊岡村、櫻井村(二) 浦和區裁判所より熊谷區裁判所の管轄に移轉する町村(北埼玉郡の内三田ヶ谷村、村君村(三) 浦和區裁判所より川越區裁判所の管轄に移轉する町村(入間郡の内、南埼玉郡の内、川越區裁判所の管轄に移轉する町村(比企郡の内、龜井村、△千葉地方裁判所管内(一) 八日市場區裁判所より千葉區裁判所の管轄に移轉する町村(山武郡の内、大和田、土氣町、瑞穂村、大網町、山邊村、増穂村△水戸地方裁判所管内(一) 太田區裁判所より水戸區裁判所の管轄に移轉する町村(那珂郡の内、瓜連町△新潟地方裁判所管内(一) 新發田區裁判所より新潟區裁判所の管轄に移轉する町村(東蒲郡の一圓(二) 六日町區裁判所より長岡區裁判所の管轄に移轉する町村(中魚沼郡の一圓(三) 長岡區裁判所より

柏崎區裁判所の管轄に移轉する町村(三島郡の内、島田村、西越村、出雲崎町△京都地方裁判所管内(一) 宮津區裁判所より峰山區裁判所の管轄に移轉する町村(與謝郡の内、川間村△徳島地方裁判所管内(一) 野島區裁判所より脇田區裁判所の管轄に移轉する町村(麻植郡の内、木屋平村△岐阜地方裁判所管内(一) 高山區裁判所より岐阜區裁判所の管轄に移轉する町村(益田郡の内、下原村△福井地方裁判所管内(一) 武生區裁判所より福井區裁判所の管轄に移轉する町村(丹生郡の内、天津村、志津村△富山地方裁判所管内(一) 出町區裁判所より高岡區裁判所の管轄に移轉する町村(西礪波郡の内、福岡町の内、大瀧△山口地方裁判所管内(一) 萩區裁判所より山口區裁判所の管轄に移轉する町村(阿武郡の内、篠生村、出雲村、地福村、徳佐村△岡山地方裁判所管内(一) 玉島區裁判所より笠岡區裁判所の管轄に移轉する町村(淺口郡の内、大島村△長崎地方裁判所管内(一) 大村區裁判所より長崎區裁判所の管轄に移轉する町村(北高來郡の内、江ノ浦村、田結村、戸石村△大分地方裁判所管内(一) 杵築區裁判所より玉津區裁判所の管轄に移轉する町村(西國東郡の内、田原村(二) 中津區裁判所より玉津區裁判所の管轄に移轉する町村(宇佐郡の内、和間村△宮崎地方裁判所管内(一) 高千穂區裁判所より延岡區裁判所の管轄に移轉する町村(西臼杵郡の内、諸塚村、椎葉村△仙臺地方裁判所管内(一) 大河原區裁判所より仙臺區裁判所の管轄に移轉する町村(亶理郡

一圓) 裁判所の管轄に移轉する町村(亶理郡

【二】總動員法及び輸出入臨時措置法の改正による經濟統制違反に關する罰則強化は、いよいよ今議會後實施されるが、秋山司法省刑事局長は、十日午後の衆議院決算委員會に於て高橋義次氏の質問に左の如く答辯して、聞取引による惡質違反者を嚴罰に處し、一罰百戒、以つて戰統制法規規風を完全に一掃せんとする當局の惡質違反檢舉重點主義を明確にした

△秋山刑事局長答辯(本社速記) 經濟事犯取締の根本方針については先づ法令の趣旨を國民一般に理解せしめると云ふことが極めて必要と思ふ而して統制經濟が現時の社會狀況から考へてどうしても必要だと考へて國民の頭に十分に理解の行くやうにすることが極めて大切だと考へてゐる、司法省としても出来るだけその方針を進めたいと考へてゐる、違反事件の處理については惡質のもの又重大なる事犯の檢舉に重點を置いてこれを嚴罰にすることに、つて所謂一罰百戒と言ふか、他を戒めこれを未然に防止すると言ふ考へ方である、尙ほ法令を知らなかつたとか、或は生活問題のため已むを得ず犯したとか、その他情狀酌量すべき度ものについては出来るだけ寛大な態度を以てこれに臨むと言ふ方針を堅持してゐる、罰則の強化等も考へられてゐるがこれは必ずしも違反者を嚴罰にしようといふ方針から出てゐるのではない、罰則を強化することによつて法律を蔑視する、例へば罰金が五千圓であれば、一萬圓儲ければ九萬五千圓は手に残る即ち罰

惡質違反者嚴罰に重點

金を首にかけて言ひ換へれば法律を蔑視して違反するやうなものについてはこれを厳罰にしようとする云々考へ方である、司法省は決して経済事犯について嚴罰主義の建前を取つてゐるのではない、情狀の極めて憎むべきもの、それはどうして時局柄これを嚴重にして他を戒め未然に違反を防止する方針を取りざるを得ない、さう云ふ方針で閣取引の取締に當つてゐる

農 追加豫算總額一億七百萬圓

【二八】農林省所管の昭和十六年度追加豫算は、大藏省に於て査定の結果總額一億七百七十五萬圓（内政府出資分二千三百七十五萬圓、政府出資以外八千四百萬圓）外豫算外契約八千四百萬圓と決定した、主なる經費次の如し、（單位千圓）

- △日本蠶糸統制會社出資金（資本金八千萬圓の半額出資二分の一拂込）二〇、〇〇〇△農地開發管團出資金（資本金三千萬圓の半額出資、四分の一拂込）三、七五〇△倉糧増産確保に要する施設費三四、五七〇△蠶糸管理制度實施に關する經費七二〇△臨時米穀管理施設費二六、六〇〇△重要肥料供給確保に要する經費一八、五一〇△馬木の傳染性流産豫防施設費一〇〇△日本木材株式會社設立準備費二〇〇△各種農業災害防止並に對策施設費二、五三〇

蠶糸統制會社資本決定

【二六】農林省が議會提出準備中の蠶糸統制法案は關係各方面との折衝を終り七日の定例閣議に附議、直ちに提案となるが、同案の中核を爲す日本蠶糸統制株式會社の資本金は農林省原案の一億圓が八千萬圓に査

定され、また問題の輸出生産に對する取扱ひは従來の自由輸出機構をその儘認め法文の上に於ては強制買入の規定を設けないが、その運用の場合合衆業者の希望ある場合に限り輸出を買い上げる餘地を残しこれによつて反對論を緩和することゝなつた

其 他 省 醫藥品等調査規則公布

【二五】厚生省では戰時下のに於ける國民醫藥資材の配給潤滑化を圖るため資源調査法第一條の規定に依り民間の保有數量を調査することとし省令、告示等所要の準備を進めてゐるが、五日

「醫藥品其他衛生用物資現在高調査規則」（厚生省令）を公布、即日實施した、此の規則によれば診療所、藥局の開設者、藥劑師、藥種商、製藥業者等は申告を要する、藥劑師は厚生省告示で指定されると、その日より三日以内に所轄の警察署長に對し指定された品目の現在高を申告しなければならぬ、警察署長は右申告を取經め更に必要あるときは地方長官の任命する醫藥品調査員を指揮して所要の調査を爲さしめたるのち六日以内に地方長官に調査書を提出、地方長官は管下各警察署からの報告を集計して廿五日以内に厚生大臣に報告せねばならぬ、此の現在高申告は前記私人のほか府縣又は市町村等の公法人にも適用されるが、厚生省では取敢ずアスピリン、脱脂綿、ガーゼ、ヒマン油、ヨード等約八十種の醫藥品を指定、來る三月五日現在保有量を申告せしめることとした

商工省追加豫算承認

【二八】商工省では十六年度追加豫算中に石炭買取補償金及び輸出補償

法改正に伴ふ補償金増加額並に貿易振興施設費を計上して大藏省と折衝承認されたが八日左の如く何れも承認された、（一）石炭買取價格補償額一千萬圓、十六年度豫算に計上する、次に内地石炭買取補償金は追加豫算として二千百萬圓、十六年度出炭分對する豫算外契約は二千七百萬圓であるがこれは十七年度本豫算に計上される、（二）輸出補償法改正に伴ふ補償金の増加、右は輸出補償金の限度を擴充し戰時危險の補償を目的としたもので十六年度本豫算には百六十四萬圓計上されたが、追加豫算として九百萬圓承認されたこれは十六年度補償率引上によるものと戰時危險による（三）貿易振興施設費の増加、十六年度本豫算に於て外國貿易振興施設費として五千萬圓の豫算外契約を承認されたが、今回更に五千萬圓を増加し總額一億圓の豫算外國庫負擔として承認された

警察官と地方吏員増給

【二九】全國八萬餘千の市町警察官及び十二萬餘の府縣數千の市町村役場の下級吏員に對する臨時手当支給に關しては十日の閣議に於て十六年度追加豫算に計上せず、必要ある場合には豫備金より支出する方針を決定したが、内務省では戰時下國務遂行の第一線にあつて愈々煩忙を加へる此れ等の職務にあり、而かも最近の物價騰貴の趨勢に於て依然たる薄給状態にある下級警察官及び地方吏員の待遇改善は絕對に必要であるとの見地より、小學校教員に對すると同様、一人月額十圓以内の臨時手

當を支給することとし（一）警察官に對する臨時手当一〇、〇〇〇（千圓）（二）地方吏員に對する臨時手当一五、〇〇〇（一）合計二五、〇〇〇を第二豫金より支出することに（三）○を決定し、（四）扶助の種別方法等は内地と同様なること（五）扶助費用の限度は滿洲國に於ける物價の状況を考慮し相當程度増額する（六）右範圍内に於て扶助は滿洲國駐特命全權大使に於て決定する（七）扶助を受けんとする者はその在住地の大使館兵事委員を経て滿洲國駐特命全權大使に願出づること



地方中間機關設置中止

【三〇】内務省では地方行政機構整備のため府縣と町村との間に全國約四百五十の郡單位の地方中間機關を設置する方針を樹て既に昨年十一月全國總務部長會議の席上、地方局より現地實行機關設置要綱案を發表し右に要する經費數百萬圓を明年度追加豫算に計上要求する豫定であつたが、その後地方制度改正案の議會提出も取り止めになつた事情等もあり又人及び經費等の問題について種種困難を伴ふのでこの程に至り中間機關設置は此の際一應取り止めとし更めて地方行政機構の全面的改正の中に包含して再検討を加へることに決定した

在滿遺家族扶助細目決定

【三一】滿洲國にある軍人遺家族に對して現行の軍事扶助法を適用する件に關しては去る一月三十一日の閣議決定に基き四日勅令が公布されたが軍事保護院ではこれが施行に關す

る細目につき五日午前十時より内務省會議室に於て外務陸海軍對滿事務局長在滿日本大使館、關東軍等關係官出席の上打合せをなし大體左の通り決定した（一）扶助の種別方法等は内地と同様なること（二）扶助費用の限度は滿洲國に於ける物價の状況を考慮し相當程度増額する（三）右範圍内に於て扶助は滿洲國駐特命全權大使に於て決定する（四）扶助を受けんとする者はその在住地の大使館兵事委員を経て滿洲國駐特命全權大使に願出づること

建築技能者養成機關設置

【三二】厚生省では住宅營團法、貸家組合法の實施と共に建築に従事する左官、大工等の職人養成機關を設置することに決し八日の同法案審議も委員會において熊谷社會局長より時局産業の勃興に伴つてその方面に建築技能者が轉業し拂底を告げてゐることであるが政府としてはこれら技能者補充のため法案施行と同時に全國五ヶ所に建築技能者養成機關を設置する方針であると述べたがその設置地は東京、大阪名古屋、福岡、仙臺の五ヶ所の豫定である

宮古市制施行

【三七】内務省では市制第三條及び町村制第三條に依り來る二月十一日より岩手縣下閉伊郡宮古町、山口村千徳村及び磯鶏村を廢してその區域に宮古市を設置する旨七日附官報を以て告示した、右により全國の市數は百七十九となる

横濱市長後任決定

【三六】青木横濱市長辭職に伴ふ後

任市長銓衡委員會は七日午後二時半から市議控室で開會採決の結果前大

【一〇】半井清氏に後任市長就任の内諾を得た横濱市會は十日午後四時より市長選挙市會を開き同氏の推薦を正式に決定した、かくて半井氏は十六代目の横濱市長となつた

【一四】徳島縣實業村氏當選、徳島縣實業村氏當選、西野嘉右衛門氏辭任に伴ふ補缺選舉は四日行はれ八十二票で奥村嘉藏氏(板野郡藍岡村酒肥料業(五七七)が當選した

勞務・厚生

中央社會保險審查會新設

【一六】勞働者年金保險制度の實施により厚生省所管の社會保險は六箇となり、これらは何れも其の保險給付に關する争訟機關として各種審査會を有してゐるが、厚生省ではこれら各審査會を整理統合して單一の中央社會保險審查會を設置することとなりこれに必要な法律案を今議會上に提出することとなつた、この法律案は中央社會保險審查會の組織、權限を規定し左の五審査會を整理統合するものである

- (一) 健康保險審查會 (一) 職員健康保險審查會 (一) 國民健康保險委員會 (一) 船員保險審查會 (一) 勞働者災害扶助責任保險審查會

産報生産協力委員會設置

【一〇一】大日本産業報國中央本部では時局に鑑み今回中央本部事務局内に生産協力委員會を設置、戦時生産擴充協力に關する重要事項を調査審議せしめることとなつた、委員會規

定左の如し (一) 中央本部事務局内に生産協力委員會を置く (二) 生産協力委員會は理事長の監督に屬し戦時生産擴充の協力に關する重要事項を調査審議す (三) 委員會に部會を置く (四) 生活必需品並作業用品 (五) 勞働力保全増強 (六) 非常訓練 (四) 委員は總務局長を以て之に充つ

産報幹部決定

【一〇一】大日本産業報國中央事務局の部長並に副部長の人選に關しては湯澤理事長の手許において銓衡中のところ左の如く決定、十日發令された

- △理事秘書課 課長吉田暉生△調査室調査主査理事商學博士田中實△企畫主査愛知時計勞務部長南岩男△總務局庶務部長 大崎範一△總務局組織部長 (君島總務局長兼務) 同副部長 堀部定、同早川勝△總務局經理部長舊産報國聯盟幹部清原進△鎮成局長兼務 三菱鐵業勞務課長、早川勝、同副部長 貞原貞三△鎮成局長兼務 舊産報國聯盟幹部部長 原大藏、同副部長飯田北理△鎮成局長兼務 (深川鎮成局長兼務) 同副部長坂井隆二△勞務局管理部長 川崎重工業勞務部長砂野仁、同副部長長谷孝之△勞務局技能部長 大日本能率聯合會理事根上耕一、同副部長高山久藏△勞務局安全部長 (長谷川勝生局長兼務) △厚生局保健部長 (三輪厚生局長兼務) △厚生局生活指導部長 住友鐵業勞務課長鞍橋重義、同副部長瀧島武雄△厚生局文化部長 關西學院教授坂本勝、同副部長菊川忠雄、同志實健次郎は中央研究所は現在の勞働科學研究所を包攝し暉

外交

精初代中國大使聲明

【一〇二】晴れの着任をした新中國の初代駐日大使積民誼氏は五日午後四時大使館官邸に於て新聞記者團と初會見をなした左のステート・メントを發表した

「抑々中日兩國は同文同種、歴史上地理上或は一般的關係から論じても如何なる國家よりも親密なる關係を有するものでありそれは宛かも兄弟の如きもので當然相互扶助をなし、これに依り始めて共存共榮の理想を實現し得るのである、然るに兩國は過去に於て相互の諒解の不一致によりこの理想を達成する能はず今日の如き事變の發生を見るに至り兩國共に莫大な損失を蒙るに至つたことは心痛の至りである、事變勃發以來兩國有識の士はこれが成行を憂慮し早急に和平を招来すべくあらゆる盡力を致したのであるが遺憾乍ら成功を見るに至らなかつた、然るに近衛公の聲明發表に依り汪主席は時機到來と蹶起し茲に和平の曙光を見るに至つた、汪主席は同憂具眼の士と共に日夜和平運動に奔走し如何なる艱難をも顧みず不撓不屈和平論理の嚮導から實行の段階に進み、余も亦これに欣然參加したのであるその後和組運動は急速に展開し國民政府の改組還都となり民衆は「和平到來」と譽つて汪主席を擁護したのである國府還都後の大政の方針は和平の實現、憲政の實施、外交方針としては自主

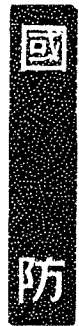
獨立、以て和平を求むるにありとなつたのである、而して此間における重大問題は實に國交調整と基本條約の締結であつた貴國政府より阿部大使閣下が派遣され、大使は南京に常駐して國交の調整に當られたのである、第一次會議は七月五日から開始八月廿一日に至つて終りを告げたらその間正式の會議十六回非公式會議數十回に上り炎天盛夏、誠心誠意胸襟を開いて懇談、和氣霽々裡に會議の進行を見た事は國際外交史上前例のないことである、此の間種々の難問題が發生したが、兩國代表は肝膽を相照し誠意を以て處理に當り、この親愛の精神に依つて條約草案の妥結に到達余は外交部長として所要の手續を了し遂に十一月廿日條約の正式調印を了し「日華基本條約」、「附屬議定書」、「附屬議定書に關する日華兩國全權委員間諒解事項」及び「中日滿共同宣言」を中外に發表、茲に東亞和平の基礎を確立、東亞の前途に無限の光明を放つに至つた、條約成立後阿部大使は不朽の功績を飾つた、その後任として外交界の耆宿たる本多大使が着任し日華國交關係は新段階を對するに至つたので、茲に於て汪主席は余を國交調整後の初代大使に推したものである、余は青年時代貴國に留學し、爾後數十年に亘り貴國の朝野人士と交を結び、今次事變に當つては、汪先生の唱道せられたる和平運動に率先參加し、東亞安定の爲めに微力を捧げんことを期してゐるのである、今次事變解決の根本は實に中日兩民族の眞の提携にある、善隣友好の道は文化の交流を始めあらゆる部門にその合作を必要とするものである、中日基本條約の成立

は東亞の歴史に一紀元を劃するものであるが重慶は未だ抗戦を繼續し全國民衆は全面和平の實現を渴望し安民樂業の日の一日も早やからんとを切望してゐる、この全面和平の完成こそは余等に課せられた最大の使命であり滿腔の熱意を以てこれが實現に努力し今後共貴國朝野人士の助力を望むものである國父孫文先生の主張せる大亞細亞主義に於て「中日兩國は如何なる方面に於ても協力提携すべきである」又更に「中日兩國の興亡は常に一であり日本無くして中國なく中國無くして日本なし」と喝破し中國の革命は貴國の諒解なくしては成功せずと常に主張されたこの大亞細亞主義と貴國の東亞新秩序建設の意義とは同一の理念を有するものである、現在中國は和平反共の大目標の下に建國復興を圖り完全なる獨立國家として東亞建設の實務を分擔すべく復興の途を邁進しつゝ、幾くは東亞の先進國たる貴國が政治獨立、軍事同盟、經濟合作、文化交流の四大基本原則の下に弊國と提携せば東亞の永久和平は自ら確立し延びては全世界の永久和平、人類の福祉に貢獻するものと固く信じ

て疑はないものである」

ソ聯遭難船イ號を處分

【一〇三】昨年十二月十二日宗谷海峡附近で岩礁に衝突遭難したカムチャツカ歸りのソ聯汽船イオンザギルカ號(約四千トン)の船體の處分はその後外務省の斡旋で在京ソ聯通商代表部と三菱商事會社との間で賣買方を交渉中であつたがこの程契約が成立したので三菱では近く船體の處分をする事になつた



東條陸相訓示

【二三】陸軍では現下の緊迫せる國際情勢に對處する爲支那、滿洲等第一線を始め内外全軍の參謀長並に陸軍大臣直轄部隊長を召集、三、四兩日に亘り臨時參謀長會議を開議、三日は午前九時半より陸軍省大會議室に開會、板垣支那總參謀長以下各參謀長並に直轄部隊長參集、本省側からは東條陸相、阿南次官以下各局課長並に塚田參謀次長、今村教育總監、本部部長等出席、冒頭東條陸相より次の如き訓示があり次いで田中兵務局長より軍紀風紀の振肅に關し、また武藤軍務局長より健兵對策につき口演があつて正午休憩、午後一時再開、武藤局長より軍の能率促進に關し再び口演があつた後、會議はこの重大時局に對處する(一)軍の能率促進問題(二)健兵對策の徹底(三)軍紀風紀の振肅問題を議題として重大會議を行ひ引續き四日も會議を續行する筈

育等の全般に亘り人、物、金並に時々の能率を最大限に發揮する如くし以て質的に國軍の陣容を更新せんとするものなり、而して軍能率化の直接目標とする所は能率の向上にあるもその結果する所は國軍の全面的刷新にまで及ぶを必然とし之が成否は實に國運の隆替を左右するといふも過言にあらず、その意義まことに重大なりといふべし、然しながら之に實施の爲めには前途に多大の困難と豫期せざる妨害とを覺悟せざるべからず、即ち特に事の大小と輕重とを問はず先づ實行を以て本旨としいやしくも現状維持的保守思想に累せられ或は一日の偷安を欲して軍能率化の進行を阻害するが如きは斷じて看過すべからず、疊々軍政事務の電撃處理に關し訓示せる趣旨亦此に存す宜しく全軍一致協力鞏固不拔の決意と烈々不撓の熱意とを以て最後の完成を期すべし

大角大將各地視察

△北支、蒙疆、北京 【二九】大角大將は一月十八日午後五時卅分空路西郊着來燕、王委員長、森岡與亞院連絡部長官、土田參事官を訪問、午後北京神社、北清事變碑に參拜、白衣の勇士を慰め夜は多田最高指揮官の招宴に臨んだ、それから數日は萬壽山、孔子廟、廣濟橋、一文字山、通州更に蒙疆視察に費し、また天津では天津防衛司令官、温天津市長と會見、問題のあつた英佛伊租界を視察した

△中支 大角大將は一月廿五日午後二時五十分南京着、總司令部に西尾司令官を訪問挨拶かた／＼懇談し同夜は海軍關係者と晚餐を共にしつゝ現地情況の報告を聴取、廿七日午前十時公館に國府主席汪精衛氏を訪問、周外交部次長の通譯で日支關係の諸問題並に東亞の大局に關し約四十分に亘り胸襟を開いて談話を遂げたが非常な元氣であつた、上海九日發同盟、大角大將は長途の視察旅行を續けつゝ一月三十日午後上海に到着、各各方面を視察し一日午後は出雲艦上に島田司令官を訪問三日廣東に向つた

大角大將搭乘機大破

【三〇】軍事參議官大角大將は支那方面軍視察中須賀少將他四將校と共に飛行機にて五日午後海南島に向つたのが行方不明となり六日に至り西江右岸黃揚山に搭乘機の大破遭難せるを發見、陸戰隊は陸海軍共同下に現狀に急行した旨八日正午海軍省より左の如く發表された

海軍省公表(八日正午) 支那方面軍視察中の軍事參議官海軍大將大角岑生(副官海軍大尉松田英夫隨行、海軍少將須賀彦次郎、同中佐角田隆雄、同中佐白濱榮一、同主計中佐立見忠五郎同乘) 搭乘の海軍徵用機は二月五日午後零時十五分廣東發海南島に向ひたるが同機は午後零時半以後消息不明となり、依つて附近所在の海軍部隊は陸軍部隊の協力を得て搜索に努めたる結果六日午前に至り西江右岸黃揚山に該機の大破せるを空中より發見、陸戰隊は揚陸陸海軍航空兵力及陸軍部隊支援の下に連撃七日午後該地點に到着收容に着手せり

大角大將遭難詳報

△操縱士機長黒瀨實雄(二八) △操縱士與野廣明(二六) △機關士高岡眞治(三七) △通信士稻見次郎(二八) 大角大將は去る五日海軍徵用機に搭乘支那方面作戦地軍狀視察のため海南島に向ふ途中同乗の須賀少將等五將校と共に黃揚山頂附近遭難行方不明となつたので現地海軍部隊では陸海軍航空兵力の協力を得て捜査に努力中であつたが七日に至り黃揚山に大破せる大將等の搭乘機を發見大角大將等全員痛ましくも殉職を遂げてゐる事を確認した依つて海軍省を左の如く公表した、尙遭難詳報を左の如く公表した、尙遭難機は機體、遺品等と共に海軍基地に收容の上茶毘に附し東京に空輸盛大なる海軍葬を執行することとなつた

大角大將は去る一月十六日東京發作戦地軍狀視察の任務を帯びて北支、中支を經、廣東に至り去る五日海南島に向ふ途中この災厄に遭つたものである、滿洲事變、ロンドン條約廢棄後の帝國の難局に處し三度び海軍大臣に歴任し、また幾度か首相にも擧げられた大角大將は伏見軍令部總長官職下に次いで臣下としての軍事參謀官のトップに居た海軍最長老であつて最も大きな損失といふべきである、同じく殉職した須賀少將、角田、白濱、立見三中佐及び松田大尉等何れも海軍中堅の逸材が太平洋の波高きときこれら前途有爲の人材を失つた事は誠に痛恨事である

大角海軍大將外五將校殉職

△海軍省公表(九日午後三時) 【三一】大角海軍大將搭乘機に關する詳程左の如し 大角大將(松田副官隨行)は作戦地軍狀視察の任務を帯び去る一月十六日東京發北支中支を經て廣東に至り二月五日午後零時十五分海軍徵用機に搭乘海南島に向ひたり同機は海軍に屬する四名の大日本航空株式會社職員に依り運航せられしが廣東發後午後零時三十分無線連絡を爲した以後消息不明となりたるを以て現地海軍部隊は海陸軍航空兵力の協力を得て同機の捜査に着手し六日午前十時五十分に至り一飛行機の黃揚山に大破せるを空中より發見せり、依つて海軍陸戰隊は白焦附近に上陸七日早朝より海陸軍航空兵力及陸軍部隊支援の下に敵の抵抗を排除して進撃同日午後該機所在地に到着し同機は大角大將搭乘機なることを確認せしが機體は黃揚山山頂附近に激突大破して尾部以外は大部分損傷あり、大角大將及立見主計中佐は即死せる儘、其の他須賀少將以下は即死後一部火傷せる情況に於て其の遺骸を發見せられ全員共激突の瞬時に殉職せるものなることを確認せられたり陸戰隊は右遺骸及機體、遺品等を收容し海軍基地に復歸しつゝあり、遺骸は該基地に於て茶毘に附したる後東京に空輸し海軍葬儀執行の豫定須賀少將、角田白濱兩中佐、立見主計中佐及松田大尉は二月五日附官位階を夫々一級宛進級せしめられたり遺骨の東京着及葬儀の日取等に關しは追て決定の上公表す

汪精衛氏吊問

南京 【三二】國民政府主席汪精衛氏は九日午後軍事委員會委員長の資格を以て我が海軍公館を訪問、大使館付武官金澤少將並に影佐少將以下軍

事顧問團に對し須賀少將の殉職を痛惜 鄭重なる哀悼の辭を述べた

南京の合同慰問靈祭 南京【二〇】殉職した國民政府軍事委員會軍事顧問故須賀彦次郎少將同

滿洲國より弔電 新京【二〇】大角大將の殉職に對し滿洲國政府では九日張國務總理並に

秋山上海報道部長赴任 【二一】大本營陸軍部報道部から上海陸軍報道部長に榮轉した秋山邦雄少佐は一日

往來 鮎川總裁東上 【二三】滿洲重工業開發總裁鮎川義介氏は二日朝關連連絡船景福丸で來關同九時二十五分發

有馬、後藤兩氏首相訪問 【二三】翼贊會の有馬事務總長、後藤組織局長は三日午後二時相前後して院内大臣室に近衛首相を訪問、翼贊會豫算

及び機構改革問題に就て要談した ▲小林大將渡臺 【二六】小林前臺灣總督は六日午後四時基隆入港の大和丸で來臺、南支方面視察後三月上旬

▲首相四參議と懇談 【二七】近衛首相は七日午後七時より錦水別館に久原、町田、中島、安達四參議を招待して晚餐を共にすると、もに今後の

▲風見總務首相會談 【二八】翼贊會常任總務風見章氏は八日午前十一時五十分院内大臣室に近衛首相を訪問、午後零時四十五分辭去した

宮内辭令 ▲宮内省參事官 本多猶一 郎 ▲式部次長 (一) 伯爵 坊城 俊良

陸軍辭令 ▲陸軍省軍事課長更迭 【二五】陸軍省軍務局軍事課長岩畔大佐は今同重

要なる新任務に就くことになつたの後任として眞田穰一郎大佐が補されることとなり五日左の如く發令ありたる旨陸軍省より發表された



東京文理科大学助教授 大幸 甫 ▲外務辭令 總理事(シドニー) 秋山 理敏

▲大使館一等書記官(三) 濫澤 信一 ▲外務書記官兼拓務書記官

▲陸軍少佐 西 久 ▲陸軍中佐 大田梅一郎 ▲陸軍中佐 堀田 弘志

▲東京府立第二十中學校長に補す(四) ▲東京府立第七中學校教諭 ▲東京府立七中夜間中學校教諭

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四) ▲東京府立第廿一中學校長に補す(四)

第六十七回 帝國議會

旬間大觀

再開二旬を經過した議會は翼贊議會に相應しいスピードで議案審議を進め、今議會もすでに峠をこした。開會以來成立した案件は五つ、その内には十億圓の臨時軍事費追加案があり、十六年度總豫算、四十八億圓の臨時軍事費追加第二號は共に貴院で審議中、また國家總動員法改正案、國防保安法の二重要法案は何れも衆議院で可決、其他衆議院へ提出の法案のうち約半数と共に貴院へまはり、かつ政府提出豫定のものも大部分提出済みなので、今後の審議も意外に早いだろうと想像される。翼贊問題も新黨機運が挫かれたので大勢はすでに決した。

貴院の豫算總會では相變らず翼贊會が好餌となつてゐるが、時局の要請といふ絶對の立場を遊離した空論議になつては國民をすつぽかすことになる。計畫經濟論をはじめとして、治安維持法改正案も提出されるし時局の一面がよく現はれてゐるが、それはともかく詰らない言葉尻に囚はれたり、其をまた一々氣にしたりしてゐるのは期待を裏切るものだ。

臨時軍事費追加豫算提出

【二〇】本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案は一日の持廻り閣議に於て正式決定直ちに衆議院に提出した

第二次十五年度追加豫算提出

【二七】昭和十五年度一般會計追加豫算(追二號)並に同特別會計追加豫算案(特二號)は七日午後の院內閣議に附議正式決定同日直ちに衆議院に提出した

第三次十五年度豫算案提出

【三〇】政府は十日の院內臨時閣議で第三次十五年度追加豫算案を決定同日衆議院に提出した

法案提出

▲貴族院
△二日 (一)陸軍軍法會議法中改正法律案(一)海軍軍法會議法中改正法律案(一)郵便貯金法中改正法律案(一)大正二年法律第九號(一)裁判所の管轄區域に關する件)中改正法律案
△六日 (一)刑法中改正法律案
△八日 (一)船舶保護法案

(一)外國爲替管理法改正法律案(一)兌換銀行券條令の臨時特例に關する法律案(一)朝鮮銀行法及臺灣銀行法の臨時特例に關する法律案(一)朝鮮銀行法中改正法律案(一)臺灣銀行法中改正法律案(一)工作機械製造事業法中改正法律案(一)臨時資金調整法中改正法律案(一)重要機械製造事業法中改正法律案(一)日本製鐵株式會社法中改正法律案(一)労働者年金保險法案(一)輸出補償法中改正法律案(一)治安維持法改正法律案(一)蠶糸業統制法案

△十日 (一)昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲昭和十二年法律第八十四號により從來起債し得る金額の外更に卅九億七千七百二十萬圓を限り公債の發行限度を増加)

貴族院

貴院政府懇談會

【二二】貴族院では豫算案審議の進歩を期するため且つ今後衆議院より續々送附されるべき重要法案の取扱ひに關し懇談を乞ふるため三日午後零時半より院內議長應接室で政府との懇談會を開催、政府より河田藏相、村田邊相、伊藤情報局長、富田書記官長、村瀬法制局長官、貴族院より各派交渉委員と月番幹事、小林書記官長等出席先づ政府側より

時局の切迫に鑑み諸案の審議を促進し一層の御協力を請ふ

貴院側も

質すべきは實し充分慎重に審議するが審査期間二十一日間は例年の取極めであり各質問者も夫々自肅し、重複を避け簡潔に行ふことになつてゐるので事實上は非常に短縮されるものと思ふ、貴族院としては勿論審議の進歩に協力するとの態度を表明、種々今後の連絡緊密化につき懇談を行ひ同一時半散會した

貴院假議長設置

【二三】貴族院では議長松平頼壽伯より敬告引籠りの届出があり當然副議長佐々木行忠侯が職務を代行するが副議長も風邪氣味で萬一公務に故障ある場合を慮り先例により假議長を設置することとなり、十日午前九時半院內議長應接室に各派交渉會を開き正式承認を求め同日の本會議席上佐々木副議長より假議長設置の件を諮り異議なく承認、議長一任に決定したので今後は佐々木副議長故障の場合は假議長を指名し代行せしめることとなつた、而して假議長としては全院委員長徳川順公が指名されることになつて居り假議長設置の前例は既に四回ある

本會議

商工會議所法の臨時特別案可決

三日の貴族院本會議は午前十時五分開會、劈頭河田藏相より衆議院に於て行つたと同様の財政演説あり、終つて日程に入り、民事訴訟法中改正法律案(政府提出)を一括上程、柳川法相提案理由を説明委員附託、次いで一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案を議題とし、河田藏相提案理由を説明、委員附託、續いて一、商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律案(政府提出)を上程、山縣委員長より委員會の經過並に結果を報告した後採決に入り委員長報告通り可決、直ちに衆議院に送附する事とし同五十三分散會

民事訴訟法中改正案 他一件可決

五日の貴族院本會議は午前十時十二分開會一、陸軍軍法會議法中改正法律案(政府提出)を一括上程、阿南陸軍次官並に豊田海軍次官より夫々提案理由の説明あり委員附託一、郵便貯金法中改正法律案(政府提出)村田邊相提案理由の説明あつて委員附託一、民事訴訟法中改正法律案(政府提出)一、陪審法中改正法律案(同上)を一括上程黒崎委員より委員會の經過並に結果の報告を行ひ各れも原案通り可決かくて同三十六分散會

支那事變公債増發案 成立

七日の貴族院本會議は午前十時十分開會、日程に入り一、昭和十六年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案(政府提出)衆議院送附(一)昭和十五年法律第七號中改正法律案(同上)一、昭和十三年法律第二十三號中改正法律案(同上)一、朝鮮事業公債法中改正法律案(同上)一、朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案(同上)一、臺灣事業公債法中改正法律案(同上)の六件を一括上程、廣瀨大藏次官提案理由を説明一、留萌鐵道株式會社及新潟臨港開

發株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送附)一、田名部運轉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律案(同上)一、富士、身延鐵道株式會社及白根鐵道株式會社所屬鐵道買收に關する法律案(同上)一、大正九年法律第五十六號中改正法律案(同上)の四件を一括上程、廣瀨大藏次官、小川鐵相、平沼内相より夫々提案理由を説明委員附託とし

一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(政府提出、衆議院送附)後藤委員長より委員會の經過並に結果を報告原案通り可決、こゝに支那事變公債増發に關する件は成立を見ても十時卅五分散會

十日の貴族院本會議は午前十時九分開會、劈頭佐々木副議長より松平議長病氣引籠りの爲め假議長を決定し置くべきことを諮り議長に一任、次いで日程に入り堀田清願委員長より委員會の審議經過につき報告、次いで、大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)柳川法相提案理由を説明、委員附託一、軍機保護法中改正法律案(政府提出、衆議院送附)及川海相提案理由を説明して委員附託一、地方分與稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送附)黨場内務次官提案理由を説明して委員附託一、刑法中改正法律案(政府提出)柳川法相提案理由を説明して委員附託一、船舶保護法案(政府提出)及川海相提案理由を説明して委員附託一、郵便貯金法中改正法律案(政府提出)島津委員長より

委員會の經過並に結果の報告あつて可決
一、官立船舶無線電信學校設立に關する請願一、大型船の同一船名に關する請願一、國際信號に關する請願一、浮標岸壁鐵道信號等の統一に關する請願一、秋田縣仙北郡神宮寺町に登記所設置の請願一、青森縣南津輕郡石川町に登記所設置の請願六件を一括上程委員局長報告通り採擇に決し同十時四十分散會

豫算委員補充
【二〇】貴族院では豫算委員大久保立子(研)光行次郎(和)の兩氏より病氣辭任の申出があつたので四日左の如く補充任命した
大河内輝幹子(研)織田萬(和)

八日中に質問終了
【二〇】貴族院では八日午後一時院內議長應接室に豫算各分科主查會議を開き井上豫算委員長各分科主查會議、豫算審議の促進に關し協議の結果、豫算總會の質疑は八日一杯で終り、豫算總會の進捗に努力する旨申合せた

明年度本豫算案實施の態度決定
【二〇】各派は八日正午院内に代表委員二名づつを選出して豫算案今後取扱いに付き協議し引き續き午後一時より各分科主查會議を開き、分科の日割その他を協議した結果(一)九日の日曜並に十一日の紀元節を休み十日十二日を以て各分科の態度決定に當て十四日豫算總會を開き討論採決を行ひ無修正可決(一)十五日特別本會議を開き劈頭上程、滿場一致

委員局長報告通り可決に決定、各派ともこれを諒承した

☆豫算總會

質問

三日の貴族院豫算總會は午前十一時七分開會、昭和十六年度歳入歳出豫算案外四件を一括上程、先づ井上匡四郎子(研)より委員會の審査日割並に分科會の審査日割につき諮り左の如く決定、次いで河田藏相より提案理由の説明あり同十一時廿九分一旦休憩

豫算委員會補充
【二〇】貴族院では豫算委員大久保立子(研)光行次郎(和)の兩氏より病氣辭任の申出があつたので四日左の如く補充任命した
大河内輝幹子(研)織田萬(和)

八日中に質問終了
【二〇】貴族院では八日午後一時院內議長應接室に豫算各分科主查會議を開き井上豫算委員長各分科主查會議、豫算審議の促進に關し協議の結果、豫算總會の質疑は八日一杯で終り、豫算總會の進捗に努力する旨申合せた

明年度本豫算案實施の態度決定
【二〇】各派は八日正午院内に代表委員二名づつを選出して豫算案今後取扱いに付き協議し引き續き午後一時より各分科主查會議を開き、分科の日割その他を協議した結果(一)九日の日曜並に十一日の紀元節を休み十日十二日を以て各分科の態度決定に當て十四日豫算總會を開き討論採決を行ひ無修正可決(一)十五日特別本會議を開き劈頭上程、滿場一致

が騰り、増産に支障を來したのであるが、之に對しては低物價政策との關係もあり、炭價の引上げは考慮してゐない、たゞ日本石炭株式會社に買入保價金を出して居り昭和十五年度の保價金は相當巨額となつて居るが之は本豫算に入れるつもりである又保價金を増加するかどうかは研究中である、此の他新鐵開發助成金及び表彰制度をもなして居り増産を奨励して居る外、資材も優先的に供給し勞務對策についても特に便宜をはかり増産を奨励して居る、本年の増産計畫は六百萬トン以上であるが來年は更に増産すべく研究中である」

河田藏相 「金の買上價格の變更は爲替相場と密接な關係があるから引上げる意思はない、増産對策として奨励を出して居るが、之で充分であるが、他に方法がないかについて研究中である」

山岡萬之助氏(研) 「法令を以て國民を律すると言ふやうな方は却て國民の思想を惡化する、それは官民一體、一億一心は望み難い、勿論經濟統制は今後強化されることは避けざるべきである、法制局を擴大強化して慎重審議することにしては如何」

近衛首相 「統制が今後益々強化されるのはやむを得ない、法制局擴充については行政機構改革と一緒に考慮したい」

山岡氏 「翼贊會の機構改革と同時に憲法附屬の法令で整備して行く必要はないか、大政翼贊は議會等を運用することによつて可能であると思ふが如何」

質問

炭價金の買上價格引上げ考慮せず

小林商相 「昨年鑛業法改正により試掘が制限され、これにより休眠鑛區開發に努めて居り大體目標に達してゐる、又一昨年重要鑛物増産法により休眠鑛區の持主に對し事業法の開始を命じ、或は之を強制し相當目的を達して居る、鐵、石炭の増産計畫は重點主義により大に努力して居る、石炭については勞賃の騰貴、能率の低下、資材の不足のため生産費

「新體制早わかりには翼贊會の役員は公務員なりと書いてあるが、その資格職責を明らかにせられたい」

山岡氏 「資本と經營の分離は治安維持法の私有財産の否定になり、この法規に觸れはしないか、産業の國家管理論は理想論としてはよい事だが國民は自己の私有財産に對して不安になりはしないか、公益優先に對する首相の考へ如何」

産業奉還論は如何
首相 「徒らに産業奉還と言ふことを叫んで國民を不安にすることは憤みたい、又かゝる言説に對しては充分取締る考へである」

山岡氏 「國民に最低の生活を保證するといふことは大切であるが、階級の別なく全く平等の生活を保證するといふことはいけぬ、身分相應の最小限の生活を保證することが大切であると思ふが如何」

首相 「國民に對し身分相應の最小限の生活保護といふ意味であつて全く御同感である」

山岡氏 「現時の變動甚しい時代に

一であつて之が完璧を期するために今議會に選舉法等を改正すべく決意して居た、然し、國際情勢の變轉甚しき今日之に應ずる轉變自在の態勢を持する必要がある、従つて緊急止むを得ざるもののみ提案することとし、選舉法改正等はその提出をとり止めた」

於ける共產主義の取締り及び之が對策如何」

平沼内相 「現在まで潜行的の運動があつたことは事實である、今回治安維持法を改正して之が對策を講ずる」

山岡氏 「翼贊會の政治性とは如何」内相 「政治性とは權力を意味するのではなく廣い意味に於ける政策を決定するといふ意味である」

山岡氏 「現在の高等專門學校の修學年限は徴兵の關係から見て不適當である、よつて中學を七年制にして高等學校、專門學校を廢止して直接大學に接続して廿二、三歳で卒業させては如何」

橋田文相 「全く同感、然し國民の教育が充分に徹底せぬと國民の質の低下を來す惧れもあるから、この點をよく考慮して近い機會に善處したる」

岩田宙造氏(和) 「大政翼贊會に對する政府の統一的答辯あるまで質問を留保する」

質問

秘密會

貴族院豫算總會第二日目の

四日は午前十時開會、直ちに秘密會に入り物動計畫に關し星野企畫院總裁より詳細なる説明あり大塚惟精氏(研)其他より之に關して種々質問をなし正午休憩、午後一時卅五分再開直ちに秘密會に入り同四時十五分秘密會を解き次いで

有田八郎(研)「先日首相は衆議院に於て現在日本の直面せる難局は私の責任なりと云はれ又陸海軍兩大臣よりも同様の發言があつたがこれは獨

り首相、陸海軍大臣にのみ責任を歸すべきものではなく全國民のひとしく責任を負ふべきもので不肖私共も之が打開に協力する覺悟である、その政府に協力する氣持から外交問題につき質問したい」

と前提し再び秘密會に入り有田氏より外交問題に關する質疑を行ひ、首相、外相より答辯あり午後五時五十分秘密會を解いて直ちに散會

質問

日

五日の貴族院豫算總會は午前十時九分開會

大塚惟精氏(研究)「今回軍事費豫算の提出が遅れたことはいかなる事情か」

河田藏相 「臨時軍事費を本豫算と一緒に提出することは望ましいことであり、我々極力努力したのであるが變轉極まりなき國際形勢變化のために屢々變更せざるを得なかつたため、その提出が遅れた」

大塚氏 「豫算執行の任に當られる大藏當局に於て物動計畫との關係をよく眺み合はせて、場合に依つては豫算の更正又は實行豫算の編成をなし、その慎重を期すべきである」

秘密會

實行豫算編成せず

藏相 「物との關係を考慮することなどは何感である、併し豫算の更正、又は實行豫算の編成をしなくして既に定めた公定價格を適當に是正して行き度い」

秘密會

次に有田八郎氏(研究)前日に引續き質問をなし十時五十分秘密會に入り

同十一時五十分秘密會を解きたるに休憩、午後一時三十五分再開

川村竹治氏(交)發言を求めて直ちに秘密會に入り三時五十分秘密會を解き赤池濃氏(和)「翼贊會政策局の權限は週報によれば政府以上の立場で政策を樹てる様に思はれるが、都合のことは如何」

近衛首相 「屢々申上げた如く政策を樹てるのは政府であつて翼贊會は政府の政策を國民に徹底させるものである」

赤池氏 「然らばかゝることを記載せる週報は國民を惑はすものである發言を禁止する必要があると思ふが如何」

首相 「週報を見た上でもし必要あらば處分する」

次いで赤池氏、公定價格の實施につき質問「公定價格を定めた品目は何か」

小林商相 「三萬點に達する、價格を決定するには委員會に諮問して、地方で調べたものを合はせるが九萬點に及ぶ」

赤池氏 「當初は如何なる考へで公定價格を決めたか、又今後はどうするか」

商相 「はじめは重要品目についてのみ公定價格を定めたが輸入制限その他の理由により全般の商品に公定價格を決める様になつてゐる、將來には多少は擴げらるであらうが今日では既に時に達してゐる、今後は主として既に定めた公定價格を適當に是正して行き度い」

秘密會

赤池氏 「公定價格の既には是正したものは如何程あるか」

藏相 「値上げしたもの七十五種、値下げしたもの四十三種である」

赤池氏 「政府は計畫經濟を行ふと屢々言明してゐるが、どの範圍まで

行はんとするか、將來總動員法を強化するか」

星野企畫院總裁 「國際情勢その他事情によつて將來總動員法を強化しなければならぬことあらうが、今のところは考へてゐない」

赤池氏 「綜合的計畫經濟は可能か」

星野總裁 「綜合的計畫經濟と言つても政府は大綱を統制するのみで總べての方面に亘つて計畫を樹てこれを統制することは出来ないと思ふ」

赤池氏 「政府は努力するといふが良知良能を無視し慣習を無視し國家の名の下に官僚が計畫經濟を行ふ事が努力であるといふのか」

星野總裁 「計畫經濟に對する考へ方が私と異つてゐる様である、吾々は決して良知良能を無視する者ではない、全體を考へてやつて行く事が計畫經濟である」

赤池氏 「計畫經濟の原理はマルクスの主義である、國家の力によつて生産も消費も行ふ事が可能であるか、又現實にそれを行ふのは官吏であるが、官吏が事業の認可も計畫も行ふのであれば國民に職業の自由があるか」

秘密會

星野總裁 「現代的情勢に鑑み綜合的に考へ統制を行つて國家の目的を達しやうとしてゐるが各企業、各個人の凡ての行動を統制する事はない國民は決して職業の自由を失ふものではない、各業者の自治的措置に任ずるのが新體制の眼目である」

赤池氏 「政府は凡ゆる方法を定め何時でも廢止を命じ得る場合にどこに企業の自由性があるか、どこに民營の尊重があるか」

打開するには人と物とを最も有効に働かせる事が必要である、各人の夫々の地位に於て最大の能率を發揮することが新體制の目的である」

赤池氏 「經濟難局を打開する爲には生産擴充が最も大事である、生産擴充には事業慾を満足させることが第一である、現在の政府のやり方どうして企業家が満足して生産擴充に努力することが出来るか」

ついで獨逸の高度の利潤を認めてゐる例を引き

「我が政府のやり方は獨逸に倣はずしてソ聯に倣ひ民心を攪亂してゐる政府は何故獨逸に倣はないのか」

星野總裁 「計畫經濟とか營利經濟とかの名前は別として今日の難局を打開するにはどうしても官民一體でやつて行かねばならぬ我が國の政策は決して外國に例をとつたものではない、我が國獨特の政策である、強いて言へば獨逸にその例をとつてゐる」

三井清一郎氏(研)「我々は獨逸に學ぼうとは思はない、日本には日本精神があり、日本自身の進むべき道がある」

星野總裁 「獨逸を學んだのではなかつたのである」

秘密會

河田藏相 「現在企業をやつてゐる者を尊重して行くことは當然である、濫りに企業を廢止しやうとは思はぬ、國家目的に沿ふ企業は助成し

たい」

赤池氏 「かゝる非常時に政府の努力が強化されねばならぬ事は當然であるが、從來事業合併についても非常な無理が行はれ、壓迫干渉が強かつた合併の際には従來の實績によるのである、そうであるならば企業が固定化し、又新に企業を起す者を壓迫する事となる、尙ほ最近の合併件数如何

合併企業總金額三十三億圓 二百七十五件

河田藏相 「合併の際には従來の實績による事は最も安全な手段であるが我々は將來の見込ある企業も決して輕視し様とは思つてゐない、臨時資金調整法施行以來十五年未だまでに合併した企業は二百七十五件でありその金額は三十三億三千百萬圓である」

大河内輝耕子(研) 「首相は計畫經濟といふ言葉を否定されたが星野總裁は盛んに之を用ひてゐる、政府の統一ある説明を聞きたい」

六 質 問

日 六日の貴族院豫算總會は午前十時十五分開會岩田宙造氏(同和)より議事進行に關し發言あつて後質問に入り

赤池濃氏(同和) 「小林商相は屢々重點主義を主張されてゐるが、重點主義と中小工業とは如何なる關係か中小工業は商工省官吏の放言の如く没落するののか」

小林商相 「戦時體制に必要な軍需工業、石炭、石油等の鑛業に對しては生産擴充を圖る爲に重點主義をやつてゐるが、一般中小工業は決して壓迫しない、唯能率の擧がらぬも

のは増進する様に整備を進めてゐる」

赤池氏 「我國の産業は中小工業を基礎とし殊に家庭工業に重きを置いてゐる、重點主義によつてかゝる中小工業、家庭工業を壓迫することは絶対に慎まねばならぬ、新體制の網の下に企業を合併し中小工業を破壊すべきではない」

商相 「無理に合併せしめやうとはしてゐない實際必要なものは資材が少くて已むに已まれぬものゝみ合せて助成してゐる、家庭工業を壓迫しやうとは思はない」

赤池氏 「今回の總動員法によれば政府は勝手に企業を合併廢止が出来たのになつてゐるが實際も勝手にふるのか、若し減多に行はれないものならば制定する必要はない」

商相 「國家總動員法の中には企業合併や廢止につき規定してあるがこれは傳家の寶刀であつて實際は減多に行はぬ方針である、唯國際情勢の推移は豫測し難いから萬一に備へて今から整備して置く」

赤池氏 「政府は計畫經濟を行つてゐるがその方針如何」

商相 「計畫經濟といふ言葉の解釋は區々であらうが戦時體制の爲に計畫を立てることは已むを得ない、計畫經濟の必要のない一般中小工業に迄統制を強化しようとは思はない」

赤池氏 「政府は低物價政策のイデオロギーで價格を決定してゐるのでないか」

商相 「物價は單なる物價政策に局限せず、凡ゆる角度から検討されねばならぬ、政府は鋭意研究してゐる」

赤池氏 「國民は現政府を信じてゐるが官僚がイデオロギーを振り廻す

ことは慎んで欲しい、イデオロギーによる施政は危険である」

商相 「低物價政策の堅持が今日の財政の基礎であることは何人にも異議はない」

赤池氏 「生産擴充につき大體の傾向を承知したい」

商相 「生産擴充に對する現状は大體豫定通り進んでゐる、重要産業の生産擴充についても着々進行中である」

赤池氏 「近來産業奉還論が説かれてゐるが之に對する政府の所見如何」

柳川法相 「産業奉還論が實際政治に持ち來たされることは取締の對象になると思ふ」

石黒農相 「農村關係に於て私有權否認論の如きは許すべきではない」

商相 「農相と同意見である」

赤池氏 「從來小作料を粗で收めてゐるのを近代玄米で收めさせる様になつた所があるが貯藏上不都合ではないか」

農相 「粗で收める地方は全國でも極めて一部分に限られてゐる、そういふ特殊な地方では粗で收めることを認めてゐる」

赤池氏 「今度の農村新體制要綱にはロシアのホルホーゾフ的考へがないか」

農相 「隣保部落が共同して田植を行ひ地引綱を引くのは古來からの我國の美風であるからこれを助長して新しい農村體制を作らんとしてゐる

のて決してロシア的思想ではない」

松井茂氏(同和) 「防空、防諜と非常警備については日滿一體で行はねばならぬ、内務省が單に内地のみを考へ朝鮮臺灣はそれ總督が監督する現状は決して充分でない、防空

防諜を一元的に統一する考はないか

との中に質應廳答あり政府側の答辯を設けねばならぬと思ふが如何、内務省に防火に關する專任の高等官を置く必要がある警防團強化に關する内相の所見如何、大日本消防協會と警防協會との合併に對し如何に考へるか」

平沼内相 「現在の制度の缺點は多々あるが、これが改善については今後充分御趣旨に副ひ度」

次いで岩田宙造氏(同和) 政府の希望によつて質問を延期してゐるが大政翼賛會と憲法との關係につき政府に質し

岩田氏 「翼賛會は中央地方を通じて膨大な組織を有してゐるが、何等憲法上の根據を持つてゐない、憲法政治は凡て憲法にその基礎を有すべきものであり、従つて斯ることは許されぬと思ふ憲法第十九條第二項に所謂「この條規に依り」とは憲法の規定に違反しなければよいのでは

なく、積極的に憲法の條規に従つてのみ統治を行ふと云ふ事である、この點より考へて私には二つの疑問がある、その一は皇室典範第五條に所謂大政なる語は憲法の統治權と同義と思ふが大政翼賛の會の目的とする

大政なる語は憲法に言ふところの統治權と違ふのか、その二は憲法の條規に依り統治權を行ふと云ふのは上からの場合に適用されるので下から盛り上つて來る國民運動には適用されないかと解されるのか」

萬民翼賛、大政翼賛相排斥せず

近衛首相 「大政翼賛會の大政とは廣い意味の天皇の大御業であると申したが、大體に於ては統治權と同じものである、これを臣民の側から云

つては、これは當然である、大體に於ては統治權と同じものである、これを臣民の側から云

ふと萬民翼贊となる、國務大臣の輔
弼とか議會の協贊とかは臣民翼贊の
中て法律的のものである、この法律
上の翼贊の外に國民自らが職分に奉
公して臣道實踐の實を擧げることが
憲法の御精神に従ふものであり、こ
れを擴充するものである、大政翼贊
會はその翼贊運動の中核をなすもの
である、これは決して憲法上の翼贊
機關の權限を侵すことではない政府
の考としては萬民翼贊と大政翼贊と
は相排斥するものでなく、大政翼贊
に憲法上の機關によるものと一般の
ものとがある、一般の大政翼贊は憲
法に依つて禁ぜられるとは思つてゐ
ない、唯一般の大政翼贊は憲法上の
大政翼贊機關の下にあり、それを妨
害し或は侵害するものであつてはな
らぬ」

岩田氏 「大政とは憲法上の統治權
と同義であり大政翼贊は憲法上の機
關による翼贊以外にも一般の大政翼
贊があるとの事であるがその點は私
と根本的に考へが違つてゐる、憲法
の認めてゐるもの以外に大きな組織
を作り大政翼贊と稱して政府に迫る
ことは一步誤れば幕府的勢力となる
から憲法が禁じてゐるのであると思
ふが如何」

首相 「お尋ねは主として翼贊會の
運用に關するもの様である、翼贊
會の設置は決して憲法に違反せぬ、
その運用に付いては改善を加へ遺憾
なきを期し度」

岩田氏 「翼贊會の使命は上意下達
下情上通であるとのことであるが單
なる傳達機關ではない、實際は政策
局、企畫局があつて政策を樹て企畫
をなす、現に官界新態勢要綱をつ
り政府に進言してゐる、首相は大政

翼贊會は自ら政策を樹てるものでは
ないと言はれるが少くとも現在では
重要な政策をたてる、翼贊會の
政治力の有無強弱が問題となつてゐ
るが、これは當然伴つて來る問題だ
衆議院議員の總選舉の場合を考へて
みても大政翼贊會はその本質上當然
政府の政策に賛成する人を後援す
ることにならざるを得ない、又政治力
の有無は議論で決めるべきものでな
くその組織に依り判斷すべきもので
ある、忠誠なる近衛公の如き人がそ
の總裁をしてゐられる時は弊害はな
いであらうが、若し他の人が總裁と
なつて勢力を振ふならば幕府的存在
となるであらうと思ふが如何」

首相 「私はどこまでも政府が主で
翼贊會が従である、政策をたてるの
は政府であると思ふ、實は初め翼贊
會をつくる時には強力な政治力を持
たし、政府を指導して行くやうにし
つたやうであるが私の考へは初めか
ら反對であつた、翼贊會は綱領もい
らぬ政策もいらぬ強ひていへば臣道
實踐につきると私が述べたものもこ
の意味である、ところがそれではなん
だか寂しいので綱領を作つて持つて
來た人もあるがそれを見ると何々を
期すとなつて居り、政策樹立に類す
るから私は何々に協力すといふ風に
訂正した次第である、私は今後とも
この考へで進みたいと思ふ」

岩田氏 「首相の考は判るが、現在
の儘の組織では反對の方向に行かな
いとも限らぬから組織を改め政策局
企畫局を廢止し、間違つても大きな
政治力になる事のないやうにする考
へはないか」

首相 「適當に改善したい」
岩田氏 「大政翼贊會は政治に關す
る結社であると思はれる、のみなら
ず翼贊會は實際政策局を持ち独自の
政策を持つてゐる、又治安警察法第
二條によれば政事に關し公衆を會同
云々と規定してゐるが、翼贊會の會
同もその規定の適用を受けねばなら
ぬと思ふ然りとすれば「政事に關し」
の語を二様に解することは不可解で
ある」

平沼内相 「大政翼贊會は政府の樹
てた政策を國民に徹底させる働きを
するのであつて独自の政策は持つて
ゐない、故に政治結社ではない、た
ゞ公事結社であるから治安警察法の
適用を受け又個々の行動については
治安警察法の下に立つものである」
岩田氏 「例へば自分の政策は持た
ず他の政黨を援助する結社があつて
も政治結社ではないのか」
内相 「政黨を援助する他の結社は
政黨と一體であるから政治結社であ
るとは異なる」

岩田氏 「政治結社なりや否やが政
府の意見を代表するや否やにあると
いふことは理解出來ない、のみなら
ず大政翼贊會は独自の政策を樹て政
府に進言するものであるから政府が
採納する迄は自己獨特の政策をもつ
ものであると思ふが如何、尙内相は
翼贊會に關して首相と同意見である
か」

平沼内相 「翼贊會は独自の政策を
有するものではないと思ふ、尙私が
この席で聞いた限りでは首相と同意
見である」
松村義一氏(公正) 「翼贊會が政府
の政策を傳へるだけで政治結社でな

いことは諒解出來る、然し下情上通
といふことが下情を述べ、これに對
する政策を示し政府に迫るものなら
ば政治結社ではないか」
首相 「下情上通とは決して政策を
樹てて政府に之を強要するものでは
ない、たゞ民間の事情を政府に傳へ
るだけで、政府はこれを参考に供す
るのである」
松村氏 「翼贊會は現に政策を樹て
、政府に迫つてゐる、内相の所見如
何」

内相 「極めて軽い意味で民間の事
情を傳へ意見を述べる事は決して政
策をたて、政府に迫るものではない
その區別は微妙であつてむづかしい
から個々の場合についてきめなけれ
ばならぬ」
松村氏 「政府の答辯は理解に苦し
むから尙研究の上明確に説明されたい」
かくて六時廿八分散會

七 質 問
秘密會
七日の貴族院豫算總會は午
前十時十一分開會、野田河田
藏相より衆議院より送附された臨時
軍事費豫算追加案(臨時第二號)提案
理由の説明あつた後秘密會に入り大
河内輝耕子(研)の外交問題に關す
る質疑あつて同十一時五十分秘密
會を解き直ちに休憩、午後一時四十
六分再開直ちに秘密會に入り同(研)
五分秘密會を解き關屋貞三(研)
が科學振興と入學試験問題を質せば
菊地文部次官 「科學振興は高度の
國防國家建設のために絶対に必要
である、このため基礎的研究を盛ん
にする必要を感じ現に明年度豫算に
も種々必要な經費を計上してある、

高等學校の入學試験課目の選定には
文部省で種々研究の結果、志願者の
負擔輕減と一方下級學校の制度を破
壞しないため固定學課と抽籤學課と
に區別した、今年的高等學校理科の
入學試験に外國語のないのは決して
それを輕視したのではなく抽籤に洩
れたがためである、文部當局として
も外國語研究には大いに力を注いで
ゐる」
關屋氏 「小中學教員に對し國家は
物質的精神的にもつと優遇すべき
だ」
橋田文相 「教員殊に初等教育にた
ずさわるものを優遇することの重要
なことは全く同感である、教員は小
學校訓導すると大學教授たと何等
の區別なく尊重しなければならぬ」
菅澤重雄氏(研) 「全國小學校教員
の平均給は六十圓と聞く、かゝる俸
給では教養低く學德薄きものしか得
られない、文相は教員待遇の根本的
改善に努力する意思ありや」
教員待遇改善に努力

文相 「時局關係もあるが大いに努
力したい」
菅澤氏 「師範學校はその年限も長
いがこれに對する待遇は極めて薄く
生徒の給費も少い故に二部制により
師範學校の年限を更に延長し卒業生
の實力を高め、これを官立の專門學
校になし待遇を厚くすべきだと思ふ
が如何」
文相 「師範學校を專門學校に昇格
すべく目下學制改革の準備を進めて
ゐる」
菅澤氏 「私立學校は官公立學校に
勝るとも劣ることはない、然るに私
立學校關係者に對しては優遇の見
べきもの殆どなく彼位敍勤の恩賞も

高等學校の入學試験課目の選定には
文部省で種々研究の結果、志願者の
負擔輕減と一方下級學校の制度を破
壞しないため固定學課と抽籤學課と
に區別した、今年的高等學校理科の
入學試験に外國語のないのは決して
それを輕視したのではなく抽籤に洩
れたがためである、文部當局として
も外國語研究には大いに力を注いで
ゐる」
關屋氏 「小中學教員に對し國家は
物質的精神的にもつと優遇すべき
だ」
橋田文相 「教員殊に初等教育にた
ずさわるものを優遇することの重要
なことは全く同感である、教員は小
學校訓導すると大學教授たと何等
の區別なく尊重しなければならぬ」
菅澤重雄氏(研) 「全國小學校教員
の平均給は六十圓と聞く、かゝる俸
給では教養低く學德薄きものしか得
られない、文相は教員待遇の根本的
改善に努力する意思ありや」
教員待遇改善に努力

ない、文部省は私立學校恩給財團を設ける希望ありと聞くが如何

文相 「私學の貢獻に對し優遇を厚くするは同感である、私立學校恩給財團の豫算は調査不充分のため提出しなかつた、來年は提出する筈である、彼位敏動については從來とも努力してゐるが、官吏同様の恩賞を與へべきか否かについては官吏制度の根本に觸れるから更に研究したい、たゞ努めてその差を少くし、又表彰をも考へてゐる」

岩田宙造氏(同和) 「翼贊會の政治性、政治力とは如何なる意味か、翼贊會の役員は官公吏でないから一般の官公吏に適用せらるゝ規律を受けず、法の適用を受けぬ、故にその職務の執行を妨害したのも公務執行妨害罪に問はれぬ半面賄賂をもつてなされる研究や議論は議會と異り公開されないからいかなる内容のことであるか外部には分らぬ、それ等についての首相の意見如何」

近衛首相 「國策の樹立遂行に當つて政府に協力して行き上意下達、下情上通の機能を果す爲には精神團結の強化と強力なる實踐力を有せねばならぬ、この意味で政治性を有するといふのである、翼贊會の役員を規律する制度は將來作る考であり政府としても翼贊會を監督して行く」

岩田氏 「翼贊會の政治力は強化するつもりか弱めるつもりか、議會局は將來如何にするか」

翼贊會の實踐力強化
首相 「政黨が有する如き意味の政治力を強化する考へはないが實踐力は補助よりもつと強化する考へてある、議會終了後、翼贊會全體の機

構について検討を加へる時に議會局は特に考慮し度い」

翼贊會成立の経緯
丸山鶴吉氏(和) 「政府は翼贊會の性格について明確に答辯をしてゐるが、なほ疑惑が解けない、これには原因がある、新體制運動が起きた當時の事情を考へるのに新黨樹立といふことが當初の目標であつた、しかし一政黨は幕府の存在となるから現在みるが如き翼贊會が出来た、かゝる経過を経て出来た翼贊會なるが故に色々異つた思想を有する人々が雜然と集つて居る、之等の人々の影響で國民が疑惑不安を抱いて居る、總理は屢々この運動は憲法を遵守して行くと言明せられたが之が却つて逆効果を生じた、即ちイタリーのフアンズム、ドイツのナチスの如き過激な思想が翼贊會の一部の人々にあるといふ疑惑を國民にいだかせた、故に翼贊會の構成を改革する時には翼贊會の出来た時の當初の目的にかのほり新黨をつくり近衛公を中心とする人材を集め強き政治を行ひ時局打開に邁進されねば違憲論も生ぜずと思ふが如何」

首相新黨参加の意なし
首相 「翼贊會の成立當時よりの経過並に現状に對する御觀察は大體その通りである、翼贊會も創立當初で過激な言動を行ふ届かぬのは遺憾であり、戒めし改むべきは改めて行き度いと思ふ、政黨の問題については私の信念として首相の職に在る者が政黨を作ることは宜しくないと思ふ、政黨が出来て國政を擔當する場合もあり得るが私個人の考では政黨の總裁が

大命を拜したならば政黨の首領を辭すべきであると思ふ、故に私は新黨問題に参加する考へはない」

丸山氏 「翼贊會に對して抱かれて居る疑惑を一掃する第二段の工作は翼贊會を補助以上の強い精神運動に導いて行くことである、之がためには思ひ切つて翼贊會の幹部を肅正せねばならぬ、首相と考へるに異にする人々は何なる重要な地位にある役員でも斷然止めさせや如何」

翼贊會の純化急速に實現
首相 「翼贊會の純化、強化は出来るだけ早い機會に實現する意向である」

大河内輝耕子(研) 「内相は翼贊會の上意下達の機關なりと言はれたがその意味如何」

平沼内相 「下意上通上意下達は國民の意見を参考にするといふだけの意味ではない、政府の考を國民に徹底させるのが上意下達であり、下意上通とは翼贊會の意見を政府が参考にすることである」

大河内氏 「翼贊會にある多くの機關のうちどれが翼贊會の意見、政策を決定するののか總裁が最後に採決するののか」

首相 「翼贊會として時の政策を決定することはない、國家の政策を決定するのは政府であるから翼贊會總裁が採決するといふこともあり得ない」

法ではないか、翼贊會は獨自の政策を有さずと言つてもその役員は官吏ではないから政府の意見を傳へても法律上その責任はそのもの個人が負はねばならぬ故にその點で獨自であると思ふが如何、政黨内閣時代と異り政治上の責任の歸趨が不明になると思ふが如何、翼贊會の組織名稱は變更を要すると思ふ」

首相 「御質問は多岐にわたつて居るが私が今迄なした度々の答辯で明かと思ふ」

村瀬法制局長官 「翼贊會が下達する上意は翼贊會の意見に非ずして政府の政策である政府の仕事は補助するのだから違憲ではない、名稱は新體制準備委員會に於て周到なる論議の結果決定したもので適當なものであると思ふ」

關屋貞三郎氏(研究) 「我々が翼贊會に入つたのは近衛首相の言はれる趣旨に賛成して微力を國運の發展に盡し度いと思つたからである、私は翼贊會は楨の下の力持ちと思ふが又週報がしばしば問題になつてゐるが首相が之に一一目を通すやうなことは出来ないから翼贊會の幹部の人々も首相の考へと違ふやうなことを書かねやう注意して貰ひ度い、又各大臣は顧問であるから全力を盡して總裁を輔佐しこの緊迫せる時局に於て一々首相を煩はすことのないようして欲しい、翼贊會の改組等議會で公約したことはなるべく早く實施され度い」

首相 「我々も十分に検討して出来る限り御趣旨に添ひ度い」

八 質問

八日の貴族院豫算總會は午前十時十四分開會

政事の解釋

織田萬氏(和) 「翼贊會が治安警察法に定められた政事結社に該當するや否やの問題に關聯して法律論につき質問する、法學上の通説から言へば政事とは現在の政治に影響を及ぼす目的を以てする場合を言ふ、影響を及ぼすとは現在の政治に何等か効果を與へんとすることである、故に關係はない、故に政府の崩壞を圖ると同様、政府の政策を支持宣傳しその政策實現の材料を調査研究して政府に進言する事は政事に關することに見ねばならぬ、平沼内相は治安警察法による結社とは獨自の政策を持つ結社なりと言はれたが、かゝる解釋は法文解釋の通念に合致しない、この説を採れば所謂政府黨は政事結社ではなくなり、又政府の機關紙は新聞紙法の適用を受けないことになりが「政事に關し」と云ふことに責任ある答辯を求め」

村瀬法制局長官 「政事とは御説の通り現在の政治に影響を及ぼすことを目的とすることである、翼贊會は政府の政策を徹底せしめるものでこれに影響を及ぼすものではない、政府黨の場合を考へるのに政黨は獨自の政策を有しこれが政府により行はれるのであるが翼贊會は特定政府の政策を宣傳するのではなく、何時如何なる政府の政策をも宣傳し政府と表裏一體となるのであるから政府黨とは異なる」

岩田宙造氏(和) 「翼贊會が例へば選舉法改正案を樹て政府に進言する

ことは現在の政治に影響を及ぼすものではな

村瀬長官 「場合によつては翼賛會が政府に政策を進言することもあら

先頃の選挙法改正案でも多数意見はこれ、少数意見はこれと云

例へば第一案、第二案と云ふ形で政府の参考に供することもあら

大河内輝耕子(研) 「翼賛會が政府に意見を進言するとき、その意見は誰が決するか

近衛首相 「國家の政策を翼賛會總裁が決定することは有り得ない

大河内子 「下意上達、上意下達は政治に影響を及ぼすものと解してよ

村瀬長官 「下意上達は政府が参考にするわけであり、上意下達は決定された政策を徹底せしめるのみであ

松村義一氏(公) 「内務大臣は翼賛會を主として上意下達の機關、首相は下意上達を重視し、この點差異があると思ふが、下意上達の形式及び内容について質問する

村瀬長官 「下意上達とは民間の希望、不平その他一般の状態を政府に傳達するのでこの場合翼賛會がこれに對する批評を加へることは毫もまたげないが、それも政府の参考に供するのみである

松村氏 「参考に供するとは翼賛會の心構へか事實に於てもそうなのか

平沼内相 「参考に供するといふことを逸脱せぬ様將來組織を改善し活動を統制して行く

は否めぬところであるが、最近二十ヶ年に於ては學校にせよ醫藥施設にせよ相當見るべきものがある、日華基本條約に於ても特に文化に關する規定を置き文化方面に互に提携協力することを約して居りこれについて

松村興亞院文化部長 「醫藥方面では我が同仁會病院はロククフエラー病院等に比すれば外觀上貧弱だが内容

容は日本醫學の特色を充分發揮しその実績は彼等を凌ぐ、歐米人は個人としてその獻身的努力の點では尊敬すべきものがあるが、それ以上の理想がない、我が八紘一宇の精神には遙かに及ばない、西洋醫學は分析的なるに對し東洋醫學は全體の調和を基調としてゐる、吾々は東洋独自の調和的醫學の發達に大いに努力し萬般の施設を爲したい

松井茂氏(和) 「防空防禦防火など非常警備については治安に關することであるから特に善慮され度い防空問題については我が國は木造家屋のみで憂慮に堪えぬ、盟邦獨伊の例に見ても非常警備機關は一元的に統一する必要があると思ふ、治安に關する行政組織の改正をなし治安警察長官の如きものを設け總理が一元的に統一命令することの必要を提唱する

警防思想普及とその機關整備は翼賛會を通じて大日本警防協會を整理統合することが必要であり地方において隣組常會を通じて警防思想注入に努める必要があると思ふが如何

近衛首相 「適切な意見を拜聴したが貴意に副ふ様に善慮する

岩倉具榮公(火) 「國土計畫は昨年閣議で決定し委員會まで組織されて研究中であると聞く、五ヶ年計畫も樹てられてゐる由だが防空施設と國土計畫を切り離してゐるのは遺憾である、内閣直屬の國土計畫局の如き特別機關を設置する意思はないか、更に防空と國土計畫と総合的に立案する意思はないか

國土計畫立案の機關設置考慮 星野企畫院總裁 「國土計畫は総合的、科學的のものであると共に地域的に見ても内地滿支を綜合して考察した國家百年の大計でなければならぬ、その爲には學者を總動員して充分なる研究検討を経て對策を樹立せねばならぬ、然し一面我が國の現状を見ればこれが立案實現を圖することは焦眉の急である、政府としてはこの兩方面に留意して、研究と努めると共に早急の實現を期してゐる、この立案機關の設置と職員は考慮してゐる、國防と國土計畫の綜合についても研究する

東條陸相 「現在の戦争の形式は内燃機關發達と無電發達を主なる原因として大に變化し武力戰時代から總力戰時代へ移つた、國土防衛もかつての戦争性質の變化から歸納して考へねばならぬ、現在に應ずる緊急性と將來への恒久性の二つの問題を忘れず事なく大いに努力したいと思ふ

淺田良逸男(公) 赤池濃氏(和) 佐々木八十八氏(和) 等より議事進行資料の提出等につき發言あり井上委員長より昭和十六年度歳入歳出總豫算外四件を分科に併託することを諮りこれを決定して午後四時五十二分散會

☆豫算分科會

豫算審議分科に入る

【二〇】前週を以て總括的質疑を終つた豫算總會は十日より愈々各分科

會に移り細目的審議に入つた

第一分科會

【二〇】十日の貴族院豫算第一分科會(大藏省)は午前十時五十分開會、河田藏相より説明あり同四十五分秘密會に入り午後零時廿二分秘密會を解き一旦休憩、一時五十四分再開、直に秘密會に入り二時廿四分秘密會を解き租税の各項目につき石渡莊太郎氏(研究)より質問あり、松隈主税局長より説明あり次いで橋本圭三郎氏(交友)、小野耕一氏(研究)赤池濃氏(同和)等より質問あり夫々答辯あつて午後四時廿七分散會

第二分科會

【二〇】十日の貴族院豫算第二分科會(司法省)は十時五十分開會、柳川法相の説明の後質疑に入り、松村義一氏と柳川法相との間に治安維持法に就き應答あり、零時五分一旦休憩、午後一時四十分再開、森山保護局長より司法犯保護監察署の經費につき詳細なる説明あり次いで川村竹治氏(交友)から裁判官の思想問題の質問に對し

柳川法相「裁判官の思想は不健全なるものであるやうには考へない今後一層努力して思想の健全化に努める覺悟である」

次いで織田萬氏(同和)醇風美俗の問題につき質疑あり

關屋貞三郎(研究)「司法省に人材を集める必要なきや、又司法官として法規の研究、社會の實情の如何に法相「人員の増加に就ては逐次増加してゐる、法規其他の研究については司法研究所を設けて再教育を行つてゐる」

次に拓務省關係に移り秋田拓相より

提案理由の説明あり、大島陸太郎(研究)より滿洲開拓の經費につき質問あり、午後四時四十分散會

第三分科會

【二〇】十日の貴族院豫算第三分科會は午前十時十分開會、平沼内相より説明あり質疑に入り神社制度問題で千秋季隆男と法相との間に應答あり、一時七十分再開

關屋貞三郎氏(研究)「大都市中心主義は極めて弊害が多いと思ふ將來都市の建設に當つてはこの點の指導を計畫的になすことが重要と考へるが如何」

藤岡計畫局長「内務省の考へる地方計畫はこの問題を解決することを大きな課題としてゐる將來特に注意して行きたい」

關屋氏「地方長官の頻繁な更迭により地方民が迷惑を蒙ることが多いやうだ、又官吏の獨善といふことが經濟統制方面において屢々言はれてゐるがその當局に當るものは地方の實情に精通させるために必ず一度は地方に勤務させる事が必要と考へるまた上意下達、下情上通のため地方に中間機關を置くことを考慮する意見はないか」

平沼内相「地方長官の更迭の頻繁なることは良くないと思ふ、なるべし長期間その任地において土地の事情に通ずる餘裕あらしめたいと考へ、稀にはさう行かない場合もある、次に中央諸官廳の官吏に地方事情を知らせることは各省人事の交流を行ふことによつてもある程度缺陷を補ひ得る、官吏の心掛けについては自ら模範を示すといふ立場に立つて強くやると同時に親切がなければならぬ、府縣と市町村との間に中間機關をおいて上下の意思を疎通せしめることについては考慮する」

江口定條氏(同和)「砂防計畫の基本調査を行つてこれが根本改革をやる必要ありと思ふが如何」

成田土木局長「現在の砂防計畫は昭和十三年に樹てられ、漸次實行に移してゐる、一方この計畫を根本的に見直す必要もあると考へるが只今のところではこの計畫を逐次豫算化し實行に移すのが先であると思ふ」

入江貫一氏(同成)思想問題につき實し橋本警保局長より速記を中止して答辯あり次で

大塚惟精氏(研究)より司法警察の改善問題につき質問を行ひ三時九分秘密會に入り同四十四分秘密會を解き直ちに散會

第四分科會

【二〇】十日の貴族院豫算第四分科會(陸軍)は午前十時九分開會、東條陸相より説明あり、直に秘密會に入り、同十一時五十分秘密會を解き、同五十七分一旦休憩、午後一時四十分再開

關屋貞三郎氏(研究)「筑豊炭田の老

秋田三郎氏(研究)「管船局の擴大強化は必要であつてこれを外局とする案を樹てた

しかし各種の事情を考慮して實施に至らなかつたが、これに對する萬全の處置をとつてゐる、將來單なる外局案では不十分であると思つてゐる

【二〇】十日の貴族院豫算第六分科會(逓信省)は午前十時十一分開會、村田逓相より説明あり質疑に入り海上輸送と物動計畫の調整に就き、綾小路護子と逓相との間に應答あり、同十一時五十七分一旦休憩、午後一時四十七分再開、綾小路護子(研究)の管船局の機構問題についての質疑

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

方の特殊事情を考慮し炭價を個別的に定める必要はないか」

小林商相「補償金は増額して相當の利潤を挙げ得るやうにしたい粗悪炭の價格のことは考慮する」

中野敏雄氏(交友)「石炭問題の中

心は勞務者のことであると思ふが勞務者がガス、爆發、落盤等により殉職してゐる、一方この計畫を根本的に見直す必要もあると考へるが只今のところではこの計畫を逐次豫算化し實行に移すのが先であると思ふ」

入江貫一氏(同成)思想問題につき實し橋本警保局長より速記を中止して答辯あり次で

大塚惟精氏(研究)より司法警察の改善問題につき質問を行ひ三時九分秘密會に入り同四十四分秘密會を解き直ちに散會

【二〇】十日の貴族院豫算第五分科會(商工、農林)は午前十時十三分開會、商相より説明あり質疑に入り山上岩二氏より統制問題に就き質問これに對し、商相、堀振興部長よりそれぞれ答辯あり十一時四十三分一旦休憩、午後一時四十分再開

秋田三郎氏(研究)「筑豊炭田の老

秋田三郎氏(研究)「管船局の擴大強化は必要であつてこれを外局とする案を樹てた

しかし各種の事情を考慮して實施に至らなかつたが、これに對する萬全の處置をとつてゐる、將來單なる外局案では不十分であると思つてゐる

【二〇】十日の貴族院豫算第六分科會(逓信省)は午前十時十一分開會、村田逓相より説明あり質疑に入り海上輸送と物動計畫の調整に就き、綾小路護子と逓相との間に應答あり、同十一時五十七分一旦休憩、午後一時四十七分再開、綾小路護子(研究)の管船局の機構問題についての質疑

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

東久世秀雄男(公正)「東亞共榮圏の建設に伴ふ海運の將來の發展に對する對策如何」

逓相「航路を如何に定めるかにつ

いては問題があるが、支那海は瀬戸内海と同じやうにしなければならぬ又支那における海運は全部日本の手に收めるべきことはいふまでもない、さきき東亞海運を作つたがまだ充分でないので一層強化する考へてゐる」

上野喜左衛門氏(研究)「特別會計から一般會計への繰入れについては繰入れをもつと多額にする考へはないか殊に郵税等を引上げるときは財政上資するところ大なりと思ふが如何」

逓相「この度の豫算でも逓信省は二千萬圓を繰入れてゐる、郵税を高くすることについては政府が民間に先だつて物の値段を上げることになつて低物價策の立場から差控へてゐる」

更に上野氏日發問題に關し逓相と應答を重ね同四時四分散會

特別委員會

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

【二〇】貴族院の借地法中改正法律案委員會は一日左の如く正副委員長を互選

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

委員長 山縣有道公(火曜) 副委員長 伍堂卓雄(研究)

委員長 秋月種英子(研究) 副委員長 渡邊修二男(公正)

▲借地、借家法改正に修正論有力化
【二〇】借地契約の更新拒絶に制限を加へ、建物賃借の更新拒絶及び解約の申入れに制限を加へることを目的とした借地、借家法改正案は目下貴族院で審議してゐるが、該案が惡地主悪家主の階級を犯ふは、可とするも本法を以てしては善良なる地主、家主に不利で逆に悪借地人、悪借家人に適當に有利となつた理由で貴族院に於て果然問題化し十日午後四時開會の第五回委員會では小委員をあげ、同七時、小委員、司法當局との連合懇談會を開き十時過ぎ迄協議を續行した結果、小委員側は一惡借地人、惡借家人を階級する意味で法文を修正する事一、運用に關し希望決議を附加する事に意見一致し修正案文を作成したが、之に對し司法省としては右の修正が結局民法との關聯法たる性質を逸脱し、一種の獨立法の如くなるのを恐れ、修正反對の態度をとり、これを反駁すべき事由を列記して來る十二日の委員會に於て明確なる態度を表明することとなつた

▲赤字委員會原案可決
【二六】六日の貴族院赤字公債委員會は午前十時十分開會 野村益三子(研) 土方久徵氏(和)より資料提出の要求あり次いで質問に入り大藏公望男(公)「公債消化狀況に對する本年の見透し如何」

廣瀬大藏次官「資金の逃避、消費を抑えて貯蓄に振向け國民の購買力を出るるだけ吸収する心算である、貯蓄の方法については貯蓄組合を強化し銀行預金に免稅制を設け郵便貯金の限度を改正中である、かう云ふ様な方法をよるならば公債消化も悲觀すべきものもあるまいと思ふ」大藏男「公債インフレの虞れがあると思ふが見透し如何」

廣瀬次官「我國に於ては出來る丈短期公債を避けて長期公債の方法により直接の惡影響を極力避けてゐる」

次いで討論採決に入り滿場一致原案通り可決、十一時二十分散會

▲郵政法案可決
【二五】貴族院郵政法案委員會は七日午前政府原案を可決した

陸軍々法會議法中
【二六】貴族院の陸軍々法會議法中改正法律案委員會の正副委員長は六日互選の結果左の如く決定

大島陸太郎(研) 井上清純男(公)
【二七】貴族院の陸軍々法會議法中改正法律案委員會は七日午前十時九分開會

村上千恭一氏(和)「戒嚴令は今日の

狀態では甚だ適當でない點があると思ふ、全面的改正の意思なきや」大山陸軍省法務局長「陸軍はその意思はない」

▲三件可決
【二〇】十日の陸軍々法會議改正委員會は午後一時十分開會一、陸軍々法會議法中改正法律案一、海軍々法會議法中改正法律案一、軍機保護法中改正法律案の三件を採決全會一致可決一時卅二分散會

▲私鐵買收可決
【二二】十日の貴族院留鐵道株式會社及び新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案委員會は午後一時四十二分開會質疑應答あつて後討論に入り久保田敬一男(公)賛成意見を述べ採決可決同三時十七分散會

衆議院

▲總動員法本會議の質問取止
【二一】國家總動員法中改正法律案は今期議會に於ける最重要法案たる關係上一日の衆議院本會議において小山、志賀、松岡、中村(二)、北浦の五氏より質問通告があつたので同午後の本會議休憩中重ねて院内に議院協議會を開き之が取扱ひに就き協議を行つた結果前記五氏は何れも自發的に質問を取消した

▲物資、食糧確保決議案決定
【二四】衆議院議員俱樂部では來る六日の本會議に食糧増産及び重要物資確保に關する決議案を上程することとなつたので四日の議院協議會に於て正式に決定、之が取扱ひを議事係に一任したが名稱は重要物資及び食糧増産確保決議案とし之を一本として提出の上提案理由の説明には岡田忠彦氏が當ることと決定

▲五法案の審議促進緊急動議提出決定
【二六】八日の衆議院本會議に於ては曩に可決せる戰時體制強化決議の趣旨に基き前例を破り武智勇記氏より審議促進に關する緊急動議を提出し左記五法案の審議促進方を院議を以て決すべく同日午前の議院協議會に於て決定した、即ち

「治安維持法改正法律案、蠶糸業統制法律案、昭和十二年法律第九十號中融資及び損失補償法中改正法律案、労働年金保險法案

右五案は正規の日時を経ざる議案なるも戰時體制強化決議の趣旨に鑑みこの際特に上程して審議を進められんことを望む」

翼贊會

▲議會翼贊會對立解消
【二三】二日の鏡相官邸に於いて小川、秋田、金光の三閣僚と近衛内閣支持者有志代議士と懇談し翼贊會の性格並に豫算問題を中心に意見が交換されたが同席上於ては(一)現在議會と翼贊會とが恰も對立せるかの如き觀があるのは不都合である、よつてこの對立觀念を解消し議會人も翼贊會の中に入つて一體となり時局を乗切ることが肝要である(二)之がためには豫算總會に於ける近衛首相の言明に基き議會終了後翼贊會の根本的改組を斷行して

而も翼贊會を精勵化せしめるが如きことなく之に高度の政治性を持たせ政治力を結集せしめることが必要である(三)かくて政府をして翼贊會の性格をはつきり闡明せしむればその政治活動に必要な豫算の如き相當認めてよいではないか

等意見が有力に主張され、之に對し三閣僚よりも政治性を持たせることと並に法律上の解釋を一定する等に関し政府側の考へ方を傳へて種々懇談を重ねた、かくの如く衆議院議員俱樂部内に於ける近衛内閣支持者の有志代議士間に議會新黨結成困難の關係にも鑑みこの際議會終了を俟つて舉つて翼贊會の中に入りこゝに政治力を結集したいとの空氣が漸次濃化して來たことと翼贊會の豫算問題と絡んで注目せられる

▲首相、三相と會談
【二六】翼贊會豫算及び衆議院に對し留保せる翼贊會の性格に對する政府の統一答辯の兩問題に關し六日午後七時貴族院豫算總會散會後近衛首相及び小川鐵相、秋田拓相、金光厚相の議會出身三閣僚は院内大臣室に於て同七時四十五分まで協議を遂げ議會の空氣も翼贊會に對して好轉しその豫算について當初の如く三千六百萬圓の豫算を三、四百萬圓程度に削減すべしといふが如き極端な意見に對して相當額の豫算を容認すべしとの意見が擡頭しつゝある現狀に鑑み政府は一千萬圓程度を限度として衆議院に折衝の上近く開議で正式決定の上議會に提出することに同夜の首相と三相との會談に於て決定した

▲首相、四參議に諒解を求む
【二七】翼贊會の性格並に豫算問題に對する態度決定の爲め政府は七日

正午首相官邸に近衛首相始め平沼内相、河田藏相、秋田拓相、金光厚相、小川鐵相が参集協議を遂げた、更に同二時引續き同所に舊政黨黨首たる町田、久原、中島、安達四參議の参集を求め政府側から近衛首相以下平沼、秋田、金光、小川の四相、富田書記官長、村瀨法制局長官、森山法制局参事官出席、一月二十九日午後院豫算總會に於ける島田後雄氏の發言に基き答辯を留保せる翼贊會の性格問題に對する政府側の一致せる方針と首相の抱負する意見を開陳して諒解を求めた後之を中心として意見の交換をなし各參議とも政府の意のあるところを諒承、同三時五十分散會した、依つて近衛首相は八日午後一時より開かれる衆議院豫算總會に於て藏相の追加豫算說明後發言を求め翼贊會の性格に關し總括的答辯を爲し政府の牢固たる所信を闡明することになつた

首相、再度四參議と會見

【二七】翼贊會の性格問題は八日の衆議員豫算總會席上における近衛首相の答辯を以て政府の最後の態度とするところに一應決定したがその答辯内容について衆議院は尙釋然たざざるものがあり、殊に「翼贊會は高度の政治性を持ち、政治の實踐力を有する團體である」と云ふ一項についてはその意味が曖昧で、政黨的性格が賦與されることを危惧し議會後に於ける翼贊會の改組方向が具體的に明瞭とならざる限り政府、議會の提携緊密化は不可能であるとしてゐる右の如き情勢に鑑み近衛首相は七日夜七時麹町錦水別館に町田、中島、久原、安達四參議を招致翼贊會の改組問題を中心に同十時十五分まで

三時間互に隔意のない意見交換を會合散會後引續き近衛首相は總理官邸日本間に翼贊會議會局長前田米藏、同常任總務長見章兩氏の來訪を求め、この點について更に意見の交換を行つた、而して議會側の意圖と改組方向とは(一)中央本部における局部の全面的役員を斷行する事(二)事務局長には有給職員として無給に事務的事項のみを管掌せしめる(三)翼贊會に中央協力會議を附置することは議會と對立的存在となる懼れがあるのでこれを廢止する事(四)地方組織の再檢討といふ翼贊會自體の本質を百八十度に轉換せしむるが如き積極的意見さへ主張してゐる向もあり形勢樂觀を許さざるものがあるが一方當初より一貫して翼贊會絶對支持を表明して來た軍部としては事態を憂慮して七日午後四時武藤陸軍軍務局長が富田内閣書記官長と院内で會見、翼贊會の性格變更には軍部として重大關心を有してゐる旨をのべ政府を支持鞭撻した

☆議員俱樂部

明年度豫算原案可決決定

【二八】明年度豫算案に對する態度決定のため議員俱樂部では一日午前十時から院内に政調役員豫算委員の聯合協議會を又同十一時より役員會正午より議員總會を夫々開いた結果何等の希望條項又は附帶決議等は附せず、無修正原案を可決することに決定した、而して議員側の希望意見に關しては一日午後の豫算總會に於ける宮澤胤勇二日の本會議に於ける山崎達之輔兩氏の賛成演說中に繰込む事に決定した

總動員法無修正承認

【二七】衆議院の國家總動員法中改正法律案、日本發達電機株式會社法中改正法律案、關稅定率法中改正法律案、外三件並に無業法中改正法律案は七日午前の議員俱樂部政調委員と當該委員との聯合會において無修正原案承認に決定

前田局長議員俱樂部理事と懇談

【二九】翼贊會議會局長前田米藏氏は九日正午、議員俱樂部理事内ヶ崎作三郎、大藤唯男、岡田忠彦、河上丈太郎、清瀬一耶、櫻井兵五郎、砂田重政、田邊七六、東郷實、松村謙三、山道襄一(内田信也氏缺席)の諸氏を星ヶ岡茶寮に招待、翼贊會問題につき懇談を重ねたが、特に中島久平氏は議會出身四參議を代表して出席、近衛首相との會見の顛末を報告した

議員俱樂部役員會

再質問は十三日

【三〇】翼贊會問題に關する衆議院議員俱樂部役員會は十日午前十一時より院内に開會、安達、大口、風見、勝、小泉、小山、櫻内、島田、俵、中島、永井、鳩山、町田、松野、山崎各顧問、内ヶ崎、内田、大藤、岡田、河上、清瀬、櫻井、砂田、田邊、東郷、前田、松村、山道各俱樂部理事、以下院内理事、院内幹事出席、前田米藏氏より九日の星ヶ岡茶寮に於ける會合の經過を報告諒解を求め同十一時半散會、引續き舊中島派は正午芝園俱樂部に舊民政派豫算委員は同午後十時院内に夫々會合を開き主として翼贊會改組の方向その他に關する再質問の要綱につき協議を重ねたがその結果大體翼贊會豫算が提

出される十三日以後の豫算總會に於て代表者一、二名を選び再質問を行ふ方針に一致した

舊政黨各派の態度

▲舊民政派 【三八】翼贊會問題に關し舊民政派は八日午後五時半舊本部の新櫻田俱樂部に會合、俵、勝、大藤、櫻井外七十餘名出席、町田前總裁に代つて俵氏より七日の首相官邸に於ける懇談會の顛末を報告、更に八日の豫算總會に於ける首相の答辯を中心として意見の交換を行つたが、「首相の説明では翼贊會の性格等が未だはつきりしない、殊に改組問題に關し改善工夫をするといふだけでは不徹底である、尙憲法上の疑義も残されてゐる」等の議論が出てまゝならざ結局九日午後二時半重ねて新櫻田俱樂部に俱樂部顧問、世話人及び議員俱樂部の理事、豫算委員の聯合會を開き協議することとし、午後七時過ぎ散會した

翼贊會問題に關し舊民政派

【三九】翼贊會問題に關し舊民政派は九日午後二時半新櫻田俱樂部に顧問、理事、世話人並に豫算委員の聯合會を開き小泉、俵、大藤、櫻井、川崎(克)等の諸氏が廿餘名出席、前日に引續いて意見の交換を行つたが席上、憲法問題、改組の内容特に下部組織の問題、議會と協力會との關係更に首相の答辯内容中「翼贊會は上意を下達し下情を上通し國策の樹立遂行に關し政府に協力するものである」と述べてゐるが、これがため高度の政治性と強力なる實踐力を必要とする理由如何等の問題につき、一部より依然として相當強硬意見が提起され纏るに至らぬので十日午後一時院内に豫算委員の會合を開き之等問題の諸點を整理した上

豫算總會席上、議員俱樂部代表一人或は二人を起て、首相に再質問を行ふこととし同時に翼贊會の豫算に關しては之と別個に舊各派より出来る支け人員を制限して質問を行ひ政府の答辯を聞いた上で慎重に議員俱樂部の態度を決定することとして同五時散會

▲舊民政派 【四〇】舊民政派永井派は十日午後六時鐵道ホテルに全體會議を開催、永井柳太郎氏外四十二名出席の上左記申合せを行つた

◇申合せ (一)大政翼贊會は自己の政策を實行するための政治運動をなす所謂政黨ではない、また政府の命を受けて單なる宣傳運動に従事する所謂精動でもない、舉國の大義を理念とし高度國防國家の完遂を目標とし時艱克服に邁進する全國民の翼贊運動の中核體であり官民協力の翼贊運動體制であらねばならぬまたこれを育成して國策遂行の目的達成に資することは喫緊の要務である(二)大政翼贊會の機構は改組の必要があり、即ちこの運動に直接緊要でない機關は速かにこれを改廢すべし、また構成分子はそれを何れの階層に屬するを問はずよく理念に徹底し且つ實踐力ある人件を網羅すべし、同時に先づ政府自ら翼贊會の理念と性格とを明かにすべし、而して議會は翼贊會の使命と時局の重大性に鑑み政府を信頼して何等の技巧も用ひることなく必要なる豫算を協賛すべきで

して来る十二日開催される議員俱樂部理事會にこの意見を提出せしめ、議員俱樂部を通じて政府に要請をなさしめる方針である

▲舊中島派 【三七】 舊政友中島系有志代議士は七日午後四時永田町山下俱樂部に會同、中島參議以下島田、倉元、土倉、熊谷、東郷、宮田、久山、宮崎、小山田、春名、助川、紅露、豊田、陣、西方、木村、森(筆)加藤、田邊、高橋(圓)の各氏等約二十名の代議士が出席、中島參議より同日の政府と參議との會談で明らかにされた翼贊會に關する政府の意向を聴取した後同問題に處する態度につき種々意見を交換同六時過散會

【二八】 舊政友中島派の翼贊會問題對策委員會は八日午後五時永平俱樂部に開會、田邊、東郷、篠原、今井川島、宮崎、春名、加藤、上田、土倉、西方、助川、小山田、森、木村、陣、豊田、久山、紅露、熊谷の各委員出席中島知久平氏より七日の近衛首相との會見顛末を報告して意見交換を行った結果十日豫算案が提出されるのをまつて豫算委員との聯合會を開き機宜の措置をとることとし同六時散會

【二九】 舊政友中島派は十日午後一時永平俱樂部に翼贊會問題對策委員豫算委員、議員俱樂部役員並に芝園俱樂部世話人の聯合會を開き意見交換を行った結果、近衛首相の答辯内容はかなり複雑であるからいま一應再質問を行つて翼贊會の性格を簡明にする必要がある、然し別に急ぐ必要もないから慎重に研究した上で再質問内容を決定する旨申合せ十二日午前九時芝園俱樂部全體會議を開いて右申合せを報告することに於て

後二時半散會
【三八】 舊政友久原派は八日午後八時半白金の久原友氏邸に舊幹部並に議員俱樂部内役員の聯合會を開き、大口、松野、鳩山、岡田、砂田、岡、木下、川村、後部、生田、鈴木、立川、中井、深澤、松木、松山、小見山、庄司、瀧澤、西川、松尾、森、津雲、高島、東條、中田、田中、西村、野田、星島、大野の諸氏出席、久原氏より七日近衛首相との會見顛末を報告して、翼贊會問題に關する意見交換を行ひ、同十時過ぎ散會したが、多少の異論はあつても機宜の措置を岡田、砂田兩氏に任、政府原案を承認する方向に向つてゐる

【三〇】 近衛内閣支持を標榜してきたきに帝國ホテルに懇談會を開催した衆議院の有志代議士は問題の大政翼贊會の性格並に豫算等を中心に政府側の眞意を質し併せて意見の交換を行ふため二日午後三時半中野官邸に舊各派出身の小川鐵相、秋田拓相、金光厚相との懇談會を開き原(惣)、津雲、津崎、多田、宮澤(胤)、田村松田(竹)、田中(萬)、高橋(圓)等の各代議士五十名出席、先づ翼贊會の諸問題を中心に懇談を重ねた上更に戰時體制強化の決議實行に關し協議の結果左の申合せをなし、同六時散會した

△申合せ (一) 國際危局に直面し翼贊會の實を擧げた我等は議會終了後即時天下同憂の士と共に國民的一大運動を全國に展開し戰時體制を一段と強化し軍、官、民一體となつて國難突破に奮進せん事を期す(一)

國民運動並に全國的遊説は全議員一體となり之に當る計畫を衆議院議員俱樂部に立案せしめる事(一) 貴族院議員その他天下同憂の士の参加を求めらる事

翼贊運動純化申合せ
【三二】 衆議院議員二百七十六名の贊成署名を得た翼贊會體制確立有志議員は其の後四十名の實行委員を揚げ翼贊會體制確立のため協議を重ねて來たが、最近翼贊會の性格並に豫算問題等を中心に種々の論議が行はれてゐる實狀に鑑みこの際大局的見地より翼贊會の健全なる發達を期し同時に翼贊會自身も内部の純化を必要とするとの建前より五日議員一同に大政翼贊運動純化に關する左の申合せを書面を以て發送、その贊成署名を得て六日之を取纏め近く近衛首相を訪問との申合せを提示し政府の考慮を求めらる事となつた

大政翼贊運動申合せ
前古未曾有の國難に祭し皇國の生命線を確保し八紘一宇の皇誼を達成するためにには恭しく、聖旨を奉戴し萬民翼贊の道を先うして國家の總力を最高度に發揮せん事を期せざるべからず

大政翼贊會は緊迫せる内外の事態に鑑み宜しく其の本來の使命に基きて愈々國體の本義を明徹憲法の明文に準據し廣く殉公忠誠の人材を擧用し其の内容を整備し戰時體制下に於ける國民生活の指導に力を致すと共

現在に鬱然として勃興し來る國民翼贊の氣運に乗じて國內に於ける一切の反國體思想並に對立排他の弊風を芟除し一德同胞の大和協同を實現し以て君民一體億兆一心の國幹を強大

鞏固ならしむるに努むべきなり我等は大政翼贊運動がこの趣旨に基きて純化されその健全なる發達を見るに於て切望して已まざるものなり

有志議員代表近衛首相訪問 【三三】 衆議院の翼贊會體制確立有志議員川崎克、一松定吉、中野邦一、一宮房次郎、芦田均、小野虎吉、世耕弘一、服部英明、栗山博、鈴木憲太郎、林讓二、小山谷藏、原口初太郎、植原悦二郎、片山哲、岡本實太郎、岡崎久治郎、小柳牧衛、木野庄太郎、林坂覺一、小柳牧衛、大塚三四郎、石平馬、武田德三郎、中野寅吉、土屋清三郎、名川侃市、丸山辯三郎、堀内良平、宮脇長吉、松尾三藏、長野長廣、森幸太郎、北崎吉、大石倫治、鈴木文治、猪野毛利榮、星島二郎、漢那憲和、牧山耕藏、板谷順助、池田清秋、小山倉之助氏等四十三名出席、原口初太郎氏を座長に推し川崎克氏より近衛首相答辯後における各派の情勢を説明して舊民政黨の豫算委員は十日協議を行つた結果、翼贊會對する憲法問題、改組に關する事項、翼贊會と共產主義思想の關係豫算關係に就いては各個の明細書を要求して徹底的に審議する方針に決した旨を報告これに續いて尾山、牧山、坂谷、植原、木村、松尾、北、矢野、土屋、世耕、中野、漢那、宮脇、石坂の各氏から發言があつたが結局左記申合せを行つて同七時半散會

△申合せ 前同申合せたる翼贊會を精勵化しむべしとの趣旨に基き益々同志の結束を固くして所信に邁進する事

【三〇】 川崎克氏等を中心とする地方團體有志代議士の第二回會合は十日午後五時半丸の内中央亭に開催、

大政翼贊會は、性格は教化團體とし、その豫算も精勵の範圍を出でざる事

地方團體有志會合
【三二】 大政翼贊會の機能及び豫算問題に對し從來から批判的態度を講じて來た川崎克氏他八十五名の代議士は五日午後五時丸の内中央亭に於て「地方議員團體有志聯合會」を開き、座長に川崎氏を推して種々意見の交換を行ひ、推尾辨臣(三重、愛知)倉元要一(静岡、岐阜)福田關次郎(近畿)石坂豐一(北信)村上紋四郎(四國)星島二郎(中國)陣軍吉(九州)木村三四郎(關東)土屋清三郎(千葉)の九氏が各地を代表して所屬各控室の翼贊會に對する空氣を詳細に報告したが、この結果東京、千葉を除いては大體に於て翼贊會が高度の政治性を持つことに反對であり、從つて豫算も精勵並みに削減すべきであるとの見解に一致し結局同夜の列席者全部から各地方團體毎に

△申合せ 前同申合せたる翼贊會を精勵化しむべしとの趣旨に基き益々同志の結束を固くして所信に邁進する事

【三〇】 川崎克氏等を中心とする地方團體有志代議士の第二回會合は十日午後五時半丸の内中央亭に開催、

大政翼贊會は、性格は教化團體とし、その豫算も精勵の範圍を出でざる事

地方團體有志會合
【三二】 大政翼贊會の機能及び豫算問題に對し從來から批判的態度を講じて來た川崎克氏他八十五名の代議士は五日午後五時丸の内中央亭に於て「地方議員團體有志聯合會」を開き、座長に川崎氏を推して種々意見の交換を行ひ、推尾辨臣(三重、愛知)倉元要一(静岡、岐阜)福田關次郎(近畿)石坂豐一(北信)村上紋四郎(四國)星島二郎(中國)陣軍吉(九州)木村三四郎(關東)土屋清三郎(千葉)の九氏が各地を代表して所屬各控室の翼贊會に對する空氣を詳細に報告したが、この結果東京、千葉を除いては大體に於て翼贊會が高度の政治性を持つことに反對であり、從つて豫算も精勵並みに削減すべきであるとの見解に一致し結局同夜の列席者全部から各地方團體毎に

△申合せ 前同申合せたる翼贊會を精勵化しむべしとの趣旨に基き益々同志の結束を固くして所信に邁進する事

【三〇】 川崎克氏等を中心とする地方團體有志代議士の第二回會合は十日午後五時半丸の内中央亭に開催、

本會議

國家總動員法改正案
其他上程

一日の衆議院本會議は午後一時七分開會、國家總動員法改正案上程で傍聴席は議員、議場にも亦緊張の氣漲る、直ちに日程に入り、木炭需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)を上程、河田藏相より提案理由の説明あつて質疑に入り

馬岡次郎氏「最近に於ける木炭事情を見るに都市人口の調査不足と鐵道貨車不足のため配給圓滑を欠いてゐる、價格公定の結果品質低下甚だしい、規格統一の必要はないか又日本瓦斯用木炭株式會社法案は前議會で審議未了となつたが今日程の種國策會社の必要を痛感する時はない、何故單行法を提出しないか」
井野農林次官「現在木炭の需給關係は増産を急務とするので多少良悪混合するも已むを得ない、但し従前の驚くほど多數の規格を百四十四に統一したことは成功と思ふ、木炭増産に關しては林政の統一、勞働賃金値上げ等を考へて充分努力中であり配給圓滑についても御趣旨に副ふ様にしたが、瓦斯用木炭會社を臨時措置法に基く省令によつて設立することにしたのは現在の法律の許す範圍内で行つた方がよいと考へたからだ」
川俣清吾氏「木炭増産を期するに於ては木炭値上げのみでなく關係勞働者の生活を地元山林殊に國有林と密接に關係を持たしめなくてはならぬ政府の所見如何、保安林が地方農村の

利益を犯した例が多い國有林野法改正の意思はないか、山林金庫或は森林信託等を考慮する必要はないか」
井野次官「國有林と地元住民との關係については原木木拂下げ等につきその關係を密接ならしめるよう山村民の生活に關し特に考慮してゐる、國有林野法を改正する考へはない、木炭増産のため特殊金融機關を設置する考へはない」
と答へ、赤字公債委員會に併託、次いで一、健康保險法中改正法律案(政府提出)を上程、兒玉厚生次官より提案理由の説明あつて委員附託
一、無盡法中改正法律案(政府提出)を上程、廣瀬大藏次官より提案理由の説明あつて委員附託
一、樺太開發株式會社法案(同上)につき秋田拓相提案理由の説明をなして委員附託とし、次いで日程を變更して
一、兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 一、陸軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案(同上) 一、海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案(同上)を一括上程、阿南陸軍豐田海軍兩次官より夫々提案理由を説明、夫々委員附託として同二時十分五分休憩、午後四時八分再開、日程を變更して
一、國家總動員法中改正法律案(政府提出)を上程、近衛首相別項の如き提案理由の説明を行へば今議會の最重要法案であるだけに滿場緊張して耳を傾け、質疑もなく委員附託となる、次いで
一、日本發送電株式會社法中改正法律案(政府提出)を上程、村田遞相より提案理由の説明あり、質疑に入り

松尾四郎氏「電力國家管理實施以算である、單行法は制定せずとも電力行詰りの打開は可能と思ふ、今日重大時局に對處し益々緊要性を加へた電力對策に全力を盡す覚悟である、全國を八プロットに分ち配電管理を行はしめ發送電と同性質の機構をもたしめて電力界の行詰りを打開し得るが、發送電設立による我が國電力事業の失敗は明かである、同會社並に電氣鐵道の機構改革を行はざれば本案提出の意義をなさぬ、遞相の所見如何、一昨年の樺太、北海道の不良炭田買収は發送電の業務の範圍を越へたものでありこれを許可し、遞信當局の態度も不可解である、第七十五議會でも問題となつたが今日少しも明確にされて居らぬ、この際發送電、電氣鐵道の人事更新を圖る意向なきや、四分から六分の配當補給の増額は時局柄惡影響を與へる政府補給金の増額はやめて電力料金を上げるのが至當と思ふ、又電力行詰りは單行法の制定で行かねば効果は薄し、議會提出の意圖ありや」
村田遞相「さきの電力饑饉を身を以て體驗したゞけに私が任官早々着手した電力の根本對策の樹立である、然もこれが樹立には電力業者の全知を動員し諸般の情勢と睨み合せて萬全を期した、全國を八プロットに分けての配電管理にも成算はある、日本發送電、電氣鐵道の機構改革も時局に副ふやうに考慮してゐる、炭田買収に絡まない發送電電氣鐵道の馴合ひは絕對にならぬ發送電ではないと思ふ、今日發送電の機構を改めて經營を圓滑にする面は多々あらうと思ふ、料金引上げについては考慮してゐない、配當補給でやつて行く心

總動員法改正提案理由

支那事變の推移、並に國際情勢の變轉に伴ひ、皇國は、目下、未曾有の重大時局に際會致して居る、此の緊迫せる内外の情勢に對處し、眞に國家總力の發揮に遺憾なきを期し皇國の遂行を圖るが爲には、國家總動員態勢を、更に一層、強化整備致さねばならぬ、國家總動員法改正の趣旨は全く是に存する
國家總動員法は、去る昭和十三年五月施行以來、時局の推移に伴ひ逐次之を發動して既に之に關する幾多の法規の實施を見たのである、同法は今日迄に於ける其の實施の經驗に鑑み、若干不備の點を修正するの必要を認められる、今回改正の主眼とする所は、現下皇國を繞る國際關係の急迫せる情勢並に列國に於ける總動員態勢強化の實效に應じに備へて國家總動員態勢の徹底なる強化整備を圖り一朝有事の際に於ては如何なる事態の變化に對しても敏捷機宜の措置を講じ得るの態勢を整へんとするに在る、改正の要點は統制すべき物資及業務の範圍を擴大し事業の強化及生産の増強に關する規定を整備擴充し金融統制の範圍を擴張して必要の場合に於ける金融の圓滑なる運営を確保し、惡質の犯罪に對する罰則を強化整備する等である
本改正に依り國家總動員法の基礎は一層完備せられ何時如何なる事態に遭遇するも毅然として之に對處し得べき態勢が確立される、國家總動員法の内容は人員、物資、設備、資金等各般の事項に亘り國民生活に大なる關係を有するので政府は之が運用に付ては特に慎重なる考慮を拂ひ苟くも法條の濫用に陥ることなきを期するは勿論であるが眞に必要な場合にしては躊躇する所なく本法を活用して於て國家總力の發揮に邁進する所存である

十六年度總豫算可決

二日の衆議院本會議は午後一時十三分開會直ちに日程に入り
一、昭和十六年度歳入歳出總豫算案並に昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算案一、豫算外國庫の負擔となすべき契約を爲すを要する件一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)一、昭和十五年度特別會計歳入歳出豫算追加案(第一號)の四件一括上程し増田委員長より豫算委員會に於ける審議の經過並に結果を報告討論に入り山崎達之輔氏登壇
一、昭和十六年度豫算各案に對し委員長報告に賛成する、曩に三國同盟條約の締結に依つて皇國の雄大な世界政策確立し又日華條約の成立に依つて事變處理は基本的段階に到達したが世界情勢の激化は殆んど世界を擧げて興亡の岐路に立たしむるの感がある、此間支那新政府の育成を圖つ、凡ゆる艱難と障礙とを突破して共榮國確立の國是の遂行に傾倒せなければならぬので、國防國家體制を整ふることが國策の樞軸であり國政の根幹であることは當然である、藏

相の財政經濟運行の基本方針については何人も是認するところである。其の施設の實體と施策の規模が或は及ばざるの憂なきや、足らざるの虞れなきやの感を抱くものである。

豫算總會に於ける軍部大臣の言明は國民の大に心強く感ずる所であるが、以上準備はいやが上にも完全でなければならぬ、更に一方我世界政策の確立以來英米の非道狂暴なる經濟的壓迫は我貿易圈に急激なる變化を來し、多難なる現情勢下に於て我國の苦難が一層加重せられたことは事實であり、政府の財政經濟に關する態度施設は本豫算の執行は勿論、追加計畫に於ても亦一般經濟産業上の施策に付ても更に一段の緊張と積極性が必要である。

戦時政策の中心は經濟力の維持増強でありこれは畢竟物の増産である、而して限られたる資源と限られたる勞力と限られたる資本とを以て巨大なる軍備の充實と、國民生活の保持と生産力擴充の要求に應ぜねばならぬので實に容易の業ではない、殊に從來の國內的經濟が日滿支經濟に擴大し更に大東亞廣域經濟に飛躍する以上我國の經濟組織は最早や個人主義的運営や、自由主義體制を基本とする單なる統制のみを以てしては到底支へ得ない所也、經濟組織が必然的に計畫的綜合的運營に移行し之に依つて全生産を最高率に増強する外なきに至ることは不可避の過程である、唯過日本講場に於て先輩阿田君が論ぜられた如く、革新は革新の爲めの革新でなく目的の爲め的手段であり、目標達成の方途であるべきであつて、今日の目標は一に物の増

産である以上此の目標を逸脱して觀念や理論に耽るが如きことは大に戒むべきことである、殊に經濟問題は物の問題であるが同時に心の問題であるから、能く國民心理の作用に留意し且つ如何なる場合に於ても國家の特殊事情に耐ふものとなければならぬ、綜合的計畫的と云つても、特別に民間の知識と經驗とを動員し、其の創意と工夫とを活躍せしむるに最善の方途を講ずることが極めて必要である、即ち産業行政の運用は官民の協力と責任共同の建前であり、經濟計畫の立案に際しても結局其の實行に當るべき民間人の參加協力を求めるの襟度が肝要である、又政府諸般の計畫についても防弊上の嚴正なる必要以外は極端なる秘密主義を是正し民間にも之を知らしむるの態度に出でらるゝことが望ましい。

知らしむることによつて強き協力の心は湧き出でるものである、右に關聯し最近特に官界刷新の要望熾烈なるものがあり、政府は多年の懸念たる官吏制度の改革を斷行された、我國の一般行政は法規、通達、先例の行政で運用の妙味に乏しい、之を改め正すにあらざれば眞の官界刷新は期せられぬ、之が爲めには一般官吏の修練即ち再教育に關する相當大規模なる施設が必要である、團體的運營の進展に伴ひ團體を行政對象とする範圍を設定擴大し國民の蒙む手續の煩瑣重複を除く等行政法規全般に亘り相當廣汎なる改正の必要がある。

政府が増産に關し重點主義を採り特に鐵、石炭等の増産に一大努力を拂はれんとするのは當然のことである

又政府は昨年十一月、日滿支經濟建設十年計畫を發表されたが、抽象的方針に止まり現實の實施具體計畫は詳かでない、豫算總會に於ける政府の説明に依れば滿洲の産業開發は相當の成果を收めつつあるようであるが、日滿支綜合一體の具體的計畫の力強き遂行殊に滿支に於ける資源開發に格段の力を注ぐべきものと思ふ、南方問題に付いては、松岡外相に對し敬意を表するが、盟邦獨逸は天地を震撼せしむる大戦争を遂行しつゝ、歐洲に於ける廣域經濟の運営につき着々雄大な施策を實行しつゝある、東亞の實情は複雑多難なるものがあるが、大東亞廣域經濟の建設に付ては世界情勢に何時如何なる變化を見るも斷じて捨ぐこなき堅固なる基礎が速かに確立せられんとを祈る次第である。

増産と價格政策の關聯に付ては、低物價政策は固より大切であり、又政府は物價政策必ずしも釘付主義をとらずといはれ緊迫せる増産の必要の前に重要資材及食糧生産の價格問題に付き到底柱に膠するを許さざるものがあることを深く考慮に加へらるべきものと思ふ。

更に金融關係に付ては昨年の金融梗塞の原因中に或種の企業不振と一般的株價の下落等の伏在せる事實と、從つて公債の流に生じたる變化と、遂に公債の純化を招來する事實とは特に留意を要するものと思ふ。十六年度公債發行豫定額が相當の増加を示さんとし、一方生産力擴充に一大努力を必要とする以上、今後の金融對策は一段の工夫を要する、政府に於ても發券制度改正等の計畫はあらんが特に國家目的のため必要な事

業に對し英斷を以て國家補償に依る信用制度を活潑に運用せらるゝことが肝要と思ふ、資金運用令の實施計畫は甚だ微弱なる虞れがある政府の勇斷を希望する。

經濟組織の變化に伴ふ失業問題は慎重なる考慮を要する、國力の發揮は全國民の活躍即ち國民總力の量大有量の發揮であるの一面失業業者の存在を見ることは悲しむべき矛盾であり、不合理であつて或意味に於ては失業業者の存在夫れ自體が國家の要求する事業數量に對し實際の企業計畫が之に伴ひ得ざることを立證するものである、政府は須らく周到なる用意と大所高所に立つて適切な施策を講じ此の矛盾と不合理とを克服せらるべきものと思ふ。

終りに一言、現下非常の世局に當り軍事外交内政の一體化は最も大切であるが幸に政戰略の一致及び陸海軍の協調が益々緊密なるを看取されることが國民の大に意を強ふする所である、殊に近衛首相が事變處理の責任に關し眞剣なる覺悟と毅然たる決意を表明されたことは恐らく世上等しく感慨に打たれた所と思ふ、事變以來國民は常に政府に協力支持を惜まなかつたに拘らず其の間數次の政變を迎へたことは緊張せる國民の胸奥に一抹の淋しさを感ぜしめたることは否定すべくもない、事變處理の責任は決して近衛公のみに歸するものとは考へぬ、勇躍して時艱を克服し、畏れ多くも軫襟を安んじ奉ることは、官と云はず、民と云はず、一億同胞全體の重大責務であるが大政變理の任に膺られる近衛公は自加重加奮皇國の大使命達成に奮進あらん事を祈つて止まぬ次第である。

と原案賛成の演説を行ひ採決に入り先づ明年度豫算案を全會一致可決して本年度追加豫算案も全會一致可決茲に六十八億六千餘萬圓に上る明年度一般豫算案は衆議院を通過、同二時三十七分散會

河田藏相談

（河田藏相は二日、十六年度本豫算案の衆議院通過に關し、次の如く豫算實施に當つては慎重なる態度で臨む旨所信を語つた）

本豫算が滿場一致衆議院本會議を通過したことは自分の知る限りでは今迄なかつたことと思ふ、衆議院が時局の重大性を深く認識され本豫算にかくの如く協賛されたことはまことに感激に堪えない、しかし問題は今後に於けるその實施方法にあると考へる、今年には増税は行はなかつたが、豫算の財源はこの相當多くを公債發行に仰いでるのであつて、公債は今では言はず國民に對する税金の如きものになつてゐるのであるから、今後豫算の實行については慎重を期し一錢一厘たりとも無駄には使はぬ決心である

小山衆院議長談

（十六年度一般豫算案の衆議院通過に當り小山議長は左の如き談話を發表した）

明年度の豫算案は無修正で二日本院を通過したが、法定審査期間の半で議したことは、未だ議會前例が無いことである、然かも議員諸君は終始熱心眞摯なる質疑を重ねて、政府の所信をきき、又よく國民の心情を政府に傳へて、戦時議會にふきはし眞剣即應の心構を以て、重大時局に對する政府の對策と、國民協力の一致を豫算を通して如實に示したこ

とは寔に邦家の爲欣幸に堪へない
之は固より義の戰時體制強化に關する
決議の趣旨に基き、極めて緊迫せる
國際情勢に鑑み眞に國民の至誠を
代表して戰時議會の特色を發揮し、
高度國防國家體制の一日も速くなる
完成を希ふた結果に外ならぬのである
から政府に於いてもこの議會の眞
劍なる協力の事情に鑑みて戰時體制
の完備に必要欠くべからざる畫策施
政の萬遺憾なきを期すべきである
國民亦よく政府に協力して形大なる
豫算の執行を支援せよと云ふ、以て
學國一體倍々心を協せ力を盡して此
の未曾有の難局突破に邁進すべきで
ある

四 兵役法中改正案他二
件成立

四日の衆議院本會議は午後
一時七分開會日程を變更し

一、昭和十六年度一般會計歳出の財
源に充つる爲公債發行に關する法律
案(政府提出) 一、昭和十五年法律
第七號中改正法律案(造幣局東京出
張所の廳舎、工場其の他の建物及其
の附屬設備の新營擴張に要する經費
は關する件)(同上) 一、昭和十三年
法律第二十三號中改正法律案(關東
局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太
廳の各特別會計に於ける租稅收入の
一部に相當する金額等を臨時軍事費
特別會計に繰入るる事等に関する件)
(同上) 一、朝鮮事業公債法中改正
法律案(同上) 一、朝鮮鐵道用品資
金會計法中改正法律案(同上) 一、
臺灣事業公債法中改正法律案(同上)
の六件につき松田委員長報告を行ひ
その通り可決、次いで

開發株式會社所屬鐵道買收のため公
債發行に關する法律案(政府提出)
一、田名部運輸軌道株式會社所屬軌
道の經營廢止に對する補償のため公
債發行に關する法律案(同上) 一、
富士身延鐵道株式會社及び白根鐵道
株式會社所屬鐵道買收に關する法律
案(同上) 一、大正九年法律第五十
六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道
補助に關する件)(同上)の四件を一
括緊急上程、星島委員長報告通り可
決、終つて日程に戻り
一、軍機保護法中改正法律案(政府
提出)を上程、及川海相提案理由を
説明、兵役法中改正法律案委員會に
併託一、衆議院議員の任期延長に關
する法律案(政府提出) 一、府縣會
議員、市町村會議員等の任期延長に
關する法律案(同上)の兩案を一括
上程、平沼內相提案理由の説明を行
ひ質疑なく委員付託

一、昭和十二年法律第九十二號中改
正法律案(輸出入品等に關する臨時
措置に關する件)(政府提出)を上程
小林商相提案理由を説明して委員付
託
一、相續稅法中改正法律案(政府提
出) 一、臨時利得稅法中改正法律案
(同上)の兩案を一括上程、河田藏
相提案理由を説明し關稅定率法中改
正法律案委員會に併託
一、帝都高速度交通營團法案(政府
提出)を上程、小川鐵相提案理由を
説明して委員付託
一、民法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付) 一、非訟事件手續法中
改正法律案(同上) 一、戸籍法中改
正法律案(同上)の三案を一括上程
柳川法相提案理由を説明して委員附
託、更に日程を追加し

一、兵役法中改正法律案(政府提出
貴族院送付) 一、陸軍軍人軍屬違警
罪處分例中改正法律案(同上) 一、
海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法
律案(同上)の三案につき漢那委員
長報告を行ひその通り可決、右三案
は兩院を通過、本議會最初の成立法
案となり同日二時八分散會

任期延長法案提案理由説明
最近の我國内外の情勢を見るに眞に
有史以來の非常時局に直面して居り
益々國家總力發揮の國防國家體制の
確立を必要としてゐる、然るに最近
の國際情勢は更に緊迫の度を加ふる
状態に立ち至つたので政府は諸法律
案等の提出も成る可く當面の戰爭遂
行、軍備の充實に眞に緊要なるもの
のみに限定したいと考へてゐる、從
つて豫て提案の豫定であつた衆議院
議員選舉法中改正法律案もその提案
を見合せた次第である、然るに四月
末には衆議院議員の總選舉が行はれ
る筈になつてゐるが、かゝる情勢下
に於て假令短期間と雖も國民をして
選舉に没頭せしめることは選舉の性
質上不必要に兎角の論議或は摩擦、
競争を誘發する虞があつて甚だ面白
くない結果を招來するのみならず殊
に官民擧つて國防國家體制の整備に
寸時を惜んで邁進すべき昨今情勢に
照しても舉國一致國難克服に當る所
以てけなむのである、それにしては
今日の緊迫せる時局下に於て總選舉
を行ふことは適當でないかと考へる
で、こゝに衆議院議員の任期延長に
關する法律案を提出した次第である
以上の理由によつて議院の任期を一
ヶ年間延長とするといふのが本案の
骨子であるが同様の理由によりその
間には再選舉及補缺選舉も行はないこ

一、重要物資及食糧増産確保決議案
(安達謙藏氏外八十四名提出)を上
程、提案理由の説明のため岡田忠彦
氏登壇別項の如く提案理由を説明、
採決に入り總理起立、滿場一致可決
に對し
近衛首相 「政府としても御趣旨に
全く同感である、重要物資の生産擴
充及び食糧の増産は高度國防國家建
設の基礎をなすものである、政府は
從來も努力を續けて來たが今後一
層の努力を拂つて御趣旨に副ひ度
と思つてゐる」
と斷乎たる決意を表明すれば滿場拍
手を以てこれに應へ、次いで同日の
豫算總會で可決した

六 重要物資及食糧確保
決議

六日の衆議院本會議は午後
一時五十分開會直ちに日
程に入り

一、重要物資及食糧増産確保決議案
(安達謙藏氏外八十四名提出)を上
程、提案理由の説明のため岡田忠彦
氏登壇別項の如く提案理由を説明、
採決に入り總理起立、滿場一致可決
に對し
近衛首相 「政府としても御趣旨に
全く同感である、重要物資の生産擴
充及び食糧の増産は高度國防國家建
設の基礎をなすものである、政府は
從來も努力を續けて來たが今後一
層の努力を拂つて御趣旨に副ひ度
と思つてゐる」
と斷乎たる決意を表明すれば滿場拍
手を以てこれに應へ、次いで同日の
豫算總會で可決した

臨時軍事費追加案第二號可決
一、臨時軍事費豫算追加案(臨、第
二號)を緊急上程、増田委員長豫算
總會における審議の經過並に結果を
報告、採決を行ひ、全會一致可決、
かくて四十八億八千萬圓に上る明年
度臨時軍事費追加案は衆議院を通過
貴族院に送付され、次いで
一、軍機保護法中改正法律案(政府
提出) 一、地方分與稅中改正法律案
(同上)を夫々緊急上程、漢那、豊
田各委員長より報告あり、その通り
可決

一、貸家組合案(政府提出) 一、住
宅營團法案(同上) 一、醫療保護法
案(同上) 三案を一括上程、金光厚
相提案理由を説明し質疑に入り
伊藤東一郎氏 「地方公共團體を指
導助成し凡ゆる事業機關を總動員し

て醫療保護法の徹底的效果を期すべ
きと思ふが如何、中小商工業者を初
め犠牲産業者の救済策は更生金庫、
職業紹介、國民輔導施設等を以てし
ては不完全である、社會事業の不徹
底は社會思想の混亂を招來する、特
に人的資源の確保に留意せられ度
なり

金光厚相 「地方公共團體を指導督
勵し併せて社會事業法、母子保護法
等の社會立法の運用と相俟つて萬全
を期してゐる、人的資源確保につい
ては先般の閣議で人口對策要綱を決
定、時局即應の對策に誤りなきを期
してゐる」

一、恩給法中改正法律案(政府提出)
を上げ、村瀨法制局長官提案理由を
説明、質疑なく委員附託

一、義務教育費國庫負擔法中改正法
律案(政府提出)一、小學校令の改
正に伴ふ恩給法等の規定の整理に關
する法律案(同上)の二案を一括上
程、藤野文部省教學局長長提案理由
を説明

森田重次郎氏 「(一)國民學校令の
制定になる學制改革を以て教育の實
效を擧げ得ると思ふのは大きな錯誤
である、精神が根本問題をなすとは
言へ今日の如き小學校教員の待遇狀
況では第二の國民鍊成は絕對不可能
である、俸給令、旅費規程の改正、
年功加俸の徹底的増額に待遇向上を
圖られたら(一)教員過勞に依る疾病
は甚大である、殊に過勞の多いのは
子弟をあづけてゐる者の寒心に堪へ
ない所である、又轉職による正教員
減少、代用教員増加は質的低下を來
し教育界の由々しき問題である、抜
本塞源の處置を望む(二)師範學校希

望者は激減の傾向にあり寒心に堪へ
ぬ、師範學校には専門學校程度の待
遇を與へ府縣立から國立に移る可き
と學生に對する負擔も全額國庫支辨
とすべきと思ふが如何、師道の昂揚
は凡ゆるもの基礎を爲す、特に藏
相の答辯を望む」

藤野教學局長官 「小學校教員は教
育の根幹を來すものであり當局も從
來努力してゐたが、十六年度豫算に
於いては年功加俸の増額、家族手當
の支給、共濟組合制度の確立又精神
的には委任官待遇を増員する等折角
努力してゐる、師範學校に就いては
十六年度は補助費を年額六十圓から
百圓に増額し給費制度も二部制にま
り及ぼしてゐる、師範教育改革には
餘程の努力をする」

金光厚相 「結核輕症患者には教員
保養所を設置してゐるが恒久的對策
は一日も忽せに出來ぬから文部省と
連絡し萬遺憾なきを期し度い」
河田藏相 「御趣旨は同感であり豫
算編成に當つても充分意を用ひてゐ
る、今後とも關係各省と相談して努力
する」

併託
一、國民勞務手帖案(政府提出)金
光厚相提案理由を説明し質疑に入り
塚本重藏氏 「各省ばらばらの勞務
行政を一本にして厚生省に統合すべ
しと思ふが如何又勞働者設置の意志
をなすに、此の法案に依れば勞務者
一ヶ所に釘づけられれば多分にあ
り、待遇環境等の相違よりその偏在
を來し、いざといふ場合の勞務總動員
に一大支障を來すると思ふが如何、今
までの勞働法には不備の點が多い
勞務手帖法案の完全な運営を期する

爲には勞働立法、社會立法の全面的
對策を圖らねばならぬと思ふが如何
單に勞務者移動防止のみならず廣く
國民手帖制度にまで及ぼす意志なき
や、勞働管理制は徹底強化せねばな
らぬと思ふが如何」

金光厚相 「勞務行政一元化は理想
として結構であるが各省は夫々の理
由に依り一部を擔當してゐる、然し
根本に於いては厚生省がこれに當る
のであり今後各省とも連絡協調して
やつて行く、手帖制に依り移動防止
の目的は達し得ると思ふ、多少の自
由は束縛するであらうが時局の要求
に應じて制定したものであるからこ
の必要を認識して協力して貰ひ度い
統制勞働まで實施してゐる今日多少
の不便は忍んで貰はねばならぬ、こ
れが爲め産報運動も展開され勞働年
金法の提案も豫定されてゐる、手帖
制を今直ちに全勞働者に適用するこ
とは困難であらう、勞働立法の擴大
改善は研究する、勞務規正の差當り
の必要から制定したもので勞務者に
範圍を限つてゐるが將來擴張必要あ
れば研究する、勞働管理制強化は
勞働立法並びに行政の統一と相俟つ
て眞剣に研究する」

一、商工會議所法第十四條の臨時特
例に關する法律案(政府提出)を上
程、小島商工次官提案理由を説明、
質疑無く輸出入品等臨時措置法委員
會に併託

重要物資及食糧確保法議全文
大東亞の新秩序を建設し共榮圏の確
立を期するは帝國不動の國策にして
之が遂行のためには萬難を排して高
度國防國家の完成に邁進せざるべか
らず、重要物資の生産擴充食糧増産
の確保は高度國防國家の礎石にして
現下喫緊の要務たり、政府は須く國
際情勢の緊迫と國內生産力の現状と
に鑑み速に左記具體策を樹立し以て
時局對處に萬全を期すべし

一、統制を合理化して民間の創意を
啓導し體制を整備して無用の摩擦を
排除し戰時物價政策に檢討を加ふる
と共に勞力資材の配給を適正圓滑な
らしめ特に重點主義による科學總動
員を斷行し創意的産業計畫を樹立し
以て鐵、石炭その他重要物資の生産
擴充をなす事

一、内外地を通ずる食糧増産計畫に
則り即時外米依存脱却の目的のもと
に肥料その他生産必需資材の適時配
給、所要勞力の調整、技術動員施設
の徹底、指導督勵網の完備等一切の
手段を盡して食糧の増産を確保する
事

右決議す
右決議案説明要旨
高度國防國家建設の基本は鐵、石炭
其他の重要物資の増産自給と食糧の
自給自足にあり少くとも内外地を通
じて石炭一億噸、鐵鋼一千萬噸及水
力電氣の開発國民食糧の自給量確保
が達成せられねばならぬ、而し
之が目的達成の爲めに我等は政府
に對し次の如き對策を採るべきこと
を進言す
一、統制政策を合理化し國民の創意
を協力と啓導する事二、産業體制を
整備し資本、經營、勞務三位一體の
實を擧げ企業相互間の摩擦を排除す
る事三、戰時低物價政策の堅持と生
産擴充の矛盾に對して合理的なる調
和を與へる事四、資材勞務の配給を
圓滑適正ならしむる事五、科學總動
員を行ひ新たな發明發見を獎勵し
産業計畫に新機軸を劃する事
特に此の際留意を求むるは科學總
動員に就いてである我が國の科學研
究所は各々狹隘なる分野を守り秘密
と鎖國とに踞踏して年々巨額に上る
研究費は其の具體的成果を表してゐ
ない、此の際政府は生産擴充の爲め
に科學總動員計畫を樹立すべきであ
つて經濟封鎖を喫しつゝある今日こ
そ科學を動員して將來の飛躍を爲す
べき好機である
次に我が國に於ては既に内地及臺灣
朝鮮を通ずる食糧増産計畫が樹立さ
れてゐるが種々の障礙のために未だ
實行に移されてゐない、食糧増産を
實現する第一の必要條件は肥料及生
産必需資材の確保と其の適時配給で
ある、肥料不足と其の配給遅延及必
需資材の不足が昨年度の米穀其他の
食糧増産を妨げた事情に鑑み肥料の
増産施設を擴充すると共に之を一元
的に配給を行ひ無機質肥料の不足の
場合は魚肥、堆肥、厩肥等の有機
質肥料に就て特別の考慮が拂はれね
ばならない、食糧減産が飼料の不足
を來し之が更に有機質肥料の不足と
なり延いては更に食糧減産を來たす
と云ふが如く循環的減産の起らない
様對策を講ずべきである、第二の必
要條件は農村勞力の補給と其の調整
である、農村勞力の不足は甚だしく
低下し農村移動勞働員も全體力的に
整に就ては協同力を骨子とする大規
模なる計畫を樹立し其の確保を爲す
べきである、第三の必要條件は技術
指導の徹底、科學知識の動員、督勵
網の組織等專ら増産を刺戟する指導
督勵の方策である、休暇地の適切な

る利用、低位耕作者の能率増進、二毛作の普及、他作物の食糧生産への轉換等も亦考慮せらるべき事項である、要するに現下の施策は必ずしも増産の要求に應じて居らず、慢然と外来依存の偷安策を採つてゐるが如きは國家百年の大計でないから是非共此際大英斷を以つて以上の施策を實施されんことを切望する

八 重要三法案可決

八日の衆議院本會議は午後一時十七分開會直ちに日程に入り

一、外國爲替管理法改正法律案(政府提出)を上げ、廣瀨大藏次官提案理由を説明、質疑なく委員付託とし
一、國稅徵收法改正法律案(政府提出)一關稅法中改正法律案(同上)の二案を一括上げ、廣瀨大藏次官提案理由を説明質疑なく關稅定率法中改正法律委員會に併託
一、不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)一、臨時資金調整法中改正法律案(同上)を一括上げ、廣瀨大藏次官提案理由を説明、外國爲替管理法改正法律案委員會に併託
一、重要機械製造事業法案(政府提出)を上げ、小井田相提案理由を説明、法律第九十二號中改正法律案委員會(輸出入品臨時措置)に併託
一、兌換銀行券條例の臨時特例に關する法律案(政府提出)一、朝鮮銀行法及臺灣銀行法の臨時特例に關する法律案(同上)一、朝鮮銀行法中改正法律案(同上)一、臺灣銀行法中改正法律案(同上)の四案を一括上げ、廣瀨大藏次官提案理由を説明、外國爲替管理法改正法律案委員會に併託

一、工作機械製造事業法中改正法律案(政府提出)一、日本製鐵株式會社法中改正法律案(同上)の二案を一括上げ、小林商相提案理由を説明、法律第九十二號中改正法律案委員會に併託
一、民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)一、陪審法中改正法律案(同上)を一括上げ、柳川法相提案理由を説明、民法中改正法律案委員會に併託、この時
五法案審議促進緊急動議
武知勇記氏「一月廿二日可決された戰時體制強化決議に鑑み治安維持法改正案外四件の重要法案を順次緊急上程審議に移られ度し」との緊急動議を提出、直ちに日程を變更して
一、治安維持法改正法律案(政府提出)を緊急上程、柳川法相提案理由を説明、質疑なく委員付託
一、蠶糸業統制法案(政府提出)を緊急上程、石黑農相提案理由を説明、委員附託
一、昭和三十二年法律第九十號中改正法律案(米穀の應急措置に關する件)(政府提出)を緊急上程、石黑農相提案理由を説明、委員附託

一、労働者年金保險法案(政府提出)を緊急上程、金光厚相提案理由を説明、健康保險法中改正案委員會に併託、次いで日程に戻り
一、無盡業法中改正法律案(政府提出)につき大野委員長報告を行ひ可決終つて議事日程追加の緊急動議により

總動員法中改正案可決

一、國家總動員法中改正法律案(政府提出)山崎委員長、委員會に於ける審議の經過並に結果を報告、採決の結果全會一致可決
一、衆議院議員の任期延長に關する法律案(政府提出)一、府縣會議員市町村會議員等の任期延長に關する法律案(同上)につき清瀨委員長の報告あつて可決、次いで

國防保安法案可決

一、國防保安法案(政府提出)野村委員長報告を行ひ、この間田淵豐吉氏突如議席より議員任期延長は反對なる旨を表明議長に迫り小山議長再度注意の上退場を命じ
田淵氏懲罰に附せらる
小山議長「各議員は時局に鑑み慎重審議に當つてゐる際田淵議員は議場の秩序を紊す言動あつたため去る二日及び六日の本會議に於て再度に互り議長より退場を命じた、然るに今日又も退場を命ずるの止むなきに至つたが、かくの如き數次に亘る不謹慎なる言動に鑑み懲罰委員會に附旨を宣言、再び野村委員長の報告に戻り、終つて右法案の採決に入り全會一致可決、茲に國家總動員法中改正法律案と共に今議會の最重要法案たる二大法案は衆議院を通過した、次いで

七法案可決

一、帝都高速度交通營團法案(政府提出)につき堤委員長報告を行ひ可決
一、日本發送電株式會社法中改正法律案(政府提出)につき田中委員長報告を行つた後、過般來問題となつてゐる樺太、北海道炭田買收問題に

ついても別項の如く報告し終つて採決を行ひ可決
一、關稅定率法中改正法律案(政府提出)一、昭和十二年法律第五十七號中改正法律案(同上)一、相續稅法中改正法律案(同上)一、臨時利倉元委員長報告を行ひ可決
一、樺太開發株式會社法案(政府提出)につき沖島委員長報告を行ひ可決かくて同四時六分散會
炭坑疑獄は一片の臆說
田中委員長報告――
(日本發送電の炭坑買收を繞り世上種々の風説が流布されてゐるが右に關し八日午後の衆議院本會議に於いて日發法中改正法律案委員會の經過報告にあたり田中委員長よりかゝる風説は全然虛構なる旨司法當局より正式言明があつたと前提し、左の通り報告した)
田中委員長(本社速記)「發送電建直しの問題に關聯して特に二三の委員より樺太及び北海道における炭山買收問題につき世上種々の臆説が傳へられ就中當時の要路の大官に對し云ふに忍びざるデマが傳へられ一年有半の長年月に亘り世人を疑惑の雲に包み去つた所謂炭山買收代金中約數百萬圓がこれ等要路の大官の間に撒布されたこと云々真相について司法當局に質された、これに對し司法當局とは、之に對する政府の方針を質し近衛首相より別項の如く答辯ありかくの質疑を終了、各分科會の經過に結果につき各主査より報告を行つた後
一、昭和十六年度歳入歳出總豫算案
一、昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算案一、豫算外國庫の負擔となすべき契約を爲すを要する件を一括

豫算委員會

十六年度豫算可決
一日の衆議院豫算豫會は午後二時十五分開會質疑に入

前田房之助氏「經濟新體制の具體化のためには官界新體制の確立が必要である、官吏制度の根本改革はその一部がさきに實現したがこれは官界新體制の前提條件にすぎない、國防國家建設にはむしろ官界新體制が經濟新體制に先んじて行はねばならぬ」
之に對する政府の方針を質し、近衛首相より別項の如く答辯あり、かくの質疑を終了、各分科會の經過に結果につき各主査より報告を行つた後
一、昭和十六年度歳入歳出總豫算案
一、昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算案一、豫算外國庫の負擔となすべき契約を爲すを要する件を一括

上程、討論に入り宮澤胤勇氏別項の如く贊成演説を爲し採決の結果満場一致原案通り可決、次で一、昭和十五年歳入歳出總算追加案(第一號)一、昭和十五年度特別會計歳入歳出豫算追加案を上程、討論なく直ちに採決を行ひ之亦満場一致原案通り可決同三時九分散會

近く行政運用に根本的刷新

(首相答辭)

(一日の衆議院豫算總會に於て前田房之助氏が官界新體制確立に關し政府の方針を質したるに對し近衛首相は左の如く所信を披瀝した) 現下のこの變局に對處する爲に高度國防國家體制の確立に即應する官界新體制を確立すと云ふことの必要は申す迄もない、現内閣は基本國策中に官界新體制の確立と云ふことを國內體制の一項目としてかゝげた次第である、要するに官界の新體制は行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とするところの改革を斷行致さうとするのであるその具體的企畫としては年度改正に要するの官界事務の適正なる運用、不要不急の事務を停止して重點主義によつて各官廳事務の連絡緊密を圖つてその有機的な運営を期し更に例へば御尋ねの様に官紀の振肅を圖り官吏の練成その他吏道の刷新等について着々その實現を圖り度い所存である(本社社説)

れを前年度の一般會計總豫算額に比すれば約十億圓の累増を見、我が國財政史上空前の大豫算である、緊迫せる内外の情勢に鑑み本豫算の金額の大なるよりは問題は此の豫算を通じて行はるゝ政府の施設が國防國家建設を目指して有効適切に運用せらるゝや否やにある、かゝる形大豫算を以てしても未だ現下の緊迫せる我が内外の事態に適應するに充分なるものなりとは云ひ難い、本豫算は昨秋編成せられたるもので、爾來一、二ヶ月の間に我が國際情勢は急激なる變化を見るに至り國防の如きも軍備充實の時代から戰備應急の體制に入り、國家財政も亦これに即應したものでなければならぬ、政府は此の事態に應ずる爲め近く本議會に追加豫算として臨時軍事費その他十六年度一般會計豫算の追加要求として食糧及石油炭等の重要物資の生産擴充に關し必要な經費及び軍備充實の新計畫等に關する豫算を提出することであるが豫算費目の増加が直ちにその狙ふ所の目的を達するものとも云ひ難い、これ等經費の支出はして眞に效果あらしむる爲には其の基礎となるべき物動、資金、勞務動員、輸送の各計畫及び資材の配給、生産設備等がそれら均衡と調整が採れてゐなければならぬ、吾々は食糧並に鐵、石炭の生産擴充に關しては政府に勇斷を要する點多々あるのであるが此の場合之に關し特に附帯決議等を附さざるは其の重要性に鑑み別個に取り上げらるべき適當の機會あることを期待するからである、昨年の公債消化率が上期の九五%から下期の六十五%に低下したことは注意しなければならぬ、之に

對するインフレ防止、公債消化等に關し政府の用意ある對策を聞き得なかつたのは遺憾である、また重要物資の生産擴充を今なほ補助金政策一點張りて押し通さんとする政府の態度は之を改め物價政策再檢討に關する世論に耳を傾けんことを要する經濟統制、消費規則等の強化せらるるに従つて生ずべき摩擦を緩和し國民をして心からなる協力を爲さしむるには官場の空氣を一新するに當る吏僚の更に一段の親切な努力と工夫とに俟たねばならぬ、同時に本年度豫算の膨脹に依つて生ずる官吏の増員は大凡そ二萬人に及ぶとの事であるが現下勤勞不足の折柄これ等官吏の待遇改善と能率向上に依つて適當に調整するの要がある、本期議會の劈頭、政府は我が國內外の重大な情勢を率直に訴へ、又我々も進んで戰時體制強化に關する決議を行ひ茲に政府と議會とは一體となり、大政翼贊の戰時體制が先づ整へられた又本豫算總會の席上に於て近衛總は輔弼の重責に關する悲壯なる決意を披瀝し全國民に深き感激を與へた政府は此の心構を先づ下僚に移し、全國の吏僚がこれを體得して國民に臨むならば一億一心萬民翼贊の協力體は立ちどころに結成せられ、難局を突破の國內體制は茲に完備し、本豫算の如きも有効に活用せらるゝことを信じて疑はない、一言所見を述べて本豫算案に賛成するものである

四 臨時軍事費追加第二號案 四日の衆議院豫算總會は午前十時十五分開會四十八億八千餘萬圓に上る臨時軍事費豫算追加案(臨第二號)を議題に供し河田

松岡外相 「我國のこれからの外交は日獨同盟條約が樞軸である、これはこの條約を樞軸にして運行されるものでなければならぬと確信する、三國同盟條約を樞軸にして外交をするからといつて米國はどうでもよいといふことは決してない、否三國同盟條約の大きな目的の一つはなんぞか日米の間の誤解を解いて日米戰爭の如き不祥事が起らぬやうに、又獨逸側からいへば歐洲の戰爭に米國が參加せぬやうにといふことである、日米間の誤解は努めて之を解き又葛藤、紛争或は戰爭といふやうなことを極力避けねばならぬ凡そ國際關係に於て最も恐るべきことは双方が錯覺に陥るといふことである、互ひの眞意及び目的を充分に了解せず甚しきは互ひの國力について非常な錯覺を持つ、これが最も恐るべきこととて、世界に於ける戰爭の多くは双方に認識のあるところには起つてゐない、日米間の錯覺が今日より甚しきはないと思つてゐる、その因つて來るところは暫く別問題として米國民に日本を眞意がよく分らないのだけ唯武力で支那を叩きつけてゐるあれは獨逸と同じことだ、従つて獨逸と一緒になつたといふやうな見方をしてゐる、八紘一宇の精神を歐米人に理解させることは困難である、私は日本の眞意、國力それから日本の決心、これを米國民に明かにしたい、米國の爲政者に分らせやうと努力してゐる、今後努力する、我國民にも亦米國の眞意、米國の國力米國の決心を知らせたいと考へてゐる、日本の状態について數字を掲げて説明する事には同感である、三國條約の成立による對日感情の悪化について

對米外交の基調

對米外交の基調

は豫期してゐたところである、之は戦争を防ぐための平和協定である事を今後徹底せしめる」

鶴見氏 「八紘一宇の理念を明らかにするために世界的に日本の進むべき限度なり政策を明瞭にすべきである」

松岡外相 「同意である、歴代内閣もこれに努めてゐる、日本の主張の輪廓は三國條約に示された大東亞に於ける指導者の地位に於て明にされてゐる」

次いで今井新造氏事變處理には第三國の援將行爲を絶滅すべきであると租界解決につき外相に訊す

外相 「租界問題は中々複雑である出来るだけ速かに解決したい」

今井氏 「第三國の援將物資については如何に處置するか、交戦權を發動して徹底的にやるべきである」

外相 「交戦權については政府に於ても考へてゐる、軍に於て必要なりと考へる場合にはこれを行使してゐる、然し究極まで行くか否かは考慮中である」

今井氏 「三國條約と日ソの關係如何」

外相 「三國同盟は世界に恒久平和をもたらさんとするのが目的である従つて之が日ソ國交調整に役立つ事も希望してゐる」

次いで鶴見氏再び起ち「我が交通政策が大東亞共榮圈確立の線に沿つてゐるか、我が大陸の發展に伴つて從來の東京中心主義の交通對策は再考すべきではないか」

を得てゐる、日滿支は交通上では既に事實上一體となつてゐる東京下關間を九時間で行く、鐵道建設については本年度に於て二千五百萬圓を計上してゐる」

鶴見氏 「日本の鐵道幹線は海岸に沿つてゐる、國防上適當な對策を考慮してゐるか、敵襲の場合物資の輸送に圓滑を期し得られるか」

小川鐵相 「必要の場合に備へて迂迴線建設を考慮してゐる、物資については輸送統制をなし最も必要なるものを優先的にすることによつて圓滑を期したい」

藤本捨助氏 「我が國の科學指導方針如何」

橋田文相 「我が國の科學は専ら歐米から輸入し智識の吸入に専念したるが、抽象的となつてゐる、科學は抽象的なものでなく具體的な動きとして把握する事に努めるべきである」

藤本氏 「既存機關を統合して一大科學綜合機關を設けるべきではないか」

文相 「日本の全科學研究機關が統一是され、相互に連絡を保つて行くことは必要であるが新に一大科學研究機關を設けることは人的に見て困難である、今後機を見て新研究機關を設けたい」

藤本氏 「小學校教員の質的低下は憂慮すべきである俸給増額につき考慮してゐないか」

藤本氏 「小學校教員待遇改善のためは、か明年度の豫算に取り入れたるが物的のみならず精神的にも適當に優遇方を講じたい」

藤本氏 「公債償還計畫を國民に明瞭に示すべきである」

ならぬ赤字公債を一舉に無くす事は困難であるが國民の經濟力を養成して漸次赤字公債を減じて行きたい」

藤本氏 「公債消化のため低物價政策を堅持すべきである」

藏相 「政府は國民必需品については低物價政策を維持して行く」

この時前田房之助氏發言を求め河田藏相の低物價政策に關する意向を質せば

藏相 「低物價政策を飽くまで堅持して行く方針は變らない、物價を引上げれば増産が困難なものについては他の方法でやらねばならぬ、その結果として國費支出が増加しこれがため赤字公債が増大することになるが赤字公債は飽くまで之を減じて行きたい、このために國民貯蓄對策を色々考へてゐる」

藤本氏 「技術の發達向上に關する政府の對策如何」

小畑企畫院次長 「技術を今まで各工場に於て秘密としてゐたやり方を改め公開實施を考へたり、又技術の研究機關設置についても考究してゐる」

藤本氏 「技術の公開による補償を考慮してゐるか」

小畑次長 「技術を公開するため失つたものも他得する場合があるから技術公開は必ずしも困難なものではない、同業者間で互に長を採り短を補つて行けば各企業を改善して行くことが出来る、技術公開については經濟新體制成立に大いに期待してゐる」

なほ笠井重治氏より「政府は千圓札の發行を考慮してゐるか」と質したるに對し河田藏相は政府はかゝることを考へてゐないと答へ午後四時四十分散會

十二分散會

軍事費追加豫算藏相說明要旨

支那事變に關する臨時軍事費として、前議會迄に數次に亘り協贊を経て居るのみならず、本議會に於ては過日本年三月頃迄の所要額を取敢へず臨第一號として提出協贊を経たが今回更に其の追加として本案の通り上入歳出共各四十八億八千萬圓を計上した、先づ歳出豫算の内譯は第三項豫備費七億八千萬圓、第四項臨時軍事費四十一億圓で、右は國際情勢の推移に應じ事變處理の完遂を期せんが爲概ね明年一月頃迄に必要な經費であり、其の内容は作戰部隊艦船等の維持費、其の他事變に關聯せる諸施設に要する經費を追加計上したものである

臨時軍事費追加可決

六日衆議院豫算總會は午後一時十分開會

小泉純也氏 「高度國防國家建設は國民の健全なる思想の涵養に俟つべきものが多い陸相の思想問題に對する見解如何、地方に於ては大政翼賛運動支持について頗る熱烈なものがあるが軍としては現在の翼賛會主腦者及びその方針に満足してゐるか、中央及び地方を通じ翼賛會機構は餘りにもソ聯邦のやり方に似てゐる、國家の必要とする翼賛會の内容を明かにすることが必要であると思ふ」

之に對し東條陸相より別項の如き答辯あり、これにて質疑を終り臨時軍事費追加豫算案の討論に入り佐藤滿之助氏の贊成演説あり採決の結果満場一致政府原案通り可決午後一時四十二分散會

軍は翼賛會を支援(陸相言明)

(六日)衆議院豫算總會に於ける小泉純也氏の質問に對する東條陸相の答辯要旨左の通り)

財源受入―百餘萬圓では是は關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける北支事件特別収入の昭和十四年度決算上の増收額を繰入るゝものであり最後に其の他の歳入豫算額合計は九百餘萬圓では物品拂下代、家畜拂下代等の收入を最近の實踐に基き計上したものである、尙今回の臨時軍事費豫算の追加に關聯して軍の需要充足の爲豫算外契約を爲し得るの權能を得て置くの必要があるのであるが本件は不日豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追第一號を提出別途協贊を経たき計畫である

私の責任に屬する軍のことについて、軍自體は全軍を擧げて御聖勅の實踐に當つて居り總べての行動はこの御聖勅の趣旨に歸するものである、又私は不肖の身を以て陸軍大臣の殊遇を辱ふして以來歴代大臣の御考へと同様にこの御聖勅の徹底について十全を盡してゐるつもりである、この點については何卒御安心願ひ度い、軍がその基礎を國民に持つてゐること、私は私から説明するまでもない、殊に重大なる時局に直面せる現下の情勢に鑑みずして、特に國民一般の思想動向に關しても既に關心を拂つてゐる、今次事變が益々長期持久の傾向にあるに鑑みてその士氣の昂揚の必要を一層痛感してゐる

各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)を一括上程、河田藏相より別項の如き提案理由の説明をなし、首相質疑會の性格等、次に近衛首相發言を求めて起ち別項の如く過般の豫算總會において留保となつてゐた大政翼贊會の性格に關して政府の統一せる見解を表明し、政府は不更轉の決意を以て翼贊會の健全なる育成發展に努力する旨の決意を披瀝した、これに對して小笠原三九郎氏より、近衛首相の答辯に對しては近き翼贊會の豫算を含む昭和十六年度追加豫算を提出された折實疑を續行すること、し本日は散會十分散會

蔵相追加豫算提案理由説明

大政翼贊會に對する軍の支持と云ふ點であるが大政翼贊會の目指すところは近衛聲明に於て明瞭である、即ち高度國防國家體制を強化して臣民翼贊、一億一心、職分奉公以て臣道の實踐を全うするにある、この精神は取りも直さず御聖勅の御精神に一致してゐる、故に軍はこれを支持してゐるのである、然しながら共產主義その他荷も國家に害を齎すが如き言動を爲すものとすれば翼贊會の會員たるべきを問はず斷じてこれを許すべきでないと思つて、この點政府も同様な考へをもつて參つてゐると確信してゐる、會の機構組織の點については私から答辯する限りではない

昭和十五年度歳入歳出總豫算追加第二號に計上致した金額は歳入、千八百七十餘萬圓、歳出、五千七百四十餘圓、差引歳出超過額三千八百六十餘圓となつてゐるが右の歳出超過額は昭和十五年度豫算の實行上に於ける歳出の節約により生ずる所の歳入超過額の内より充當する計畫である歳入追加額の内譯は經常部、千七百八十餘萬圓、臨時部、八十餘萬圓、其の事項別金額は、森林收入の増加、千七百四十餘萬圓、其他造修收入の増加、八十餘萬圓、受託修繕收入の増加、四十餘萬圓となつてゐる、次に歳出追加額の内譯は經常部、十餘萬圓、臨時部、五千七百二十餘萬圓で、其の主なる事項は、

八 程

後四時三十分開會
八日の衆議院豫算總會は午

一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案(追第二號)一、昭和十五年度

費の増加千九百餘萬圓、臨時米穀管理施設に要する經費六百餘萬圓、農工商所管に屬する、鐵鋼原料の補償に要する經費の増加千八百餘萬圓、石炭増産對策等に要する經費の増加三百七十餘萬圓、内務、商工、拓務及厚生、各所管に關する經費總額二百餘萬圓、轉廢業對策に關する經費總額二百餘萬圓、内務、司法、文部、農林、商工及び厚生、各省所管に屬する、臨時家族手當に關する經費總額三百五十餘萬圓等である

右の内主要食糧農産物増産確保施設に要する經費の増加は現下の情勢に鑑み米穀等の増産確保の爲に必要な諸般の施設を確保せんとするものである、重要肥料供給確保施設に要する經費の増加は硫安其の他の重要無機質肥料の供給を確保し主要農産物の生産計畫遂行に遺憾なくならしめんとするものであり、臨時米穀管理施設に要する經費は農家の販賣米の一部を目標として國家管理を行ひ米穀配給の圓滑を期せんとするものである、鐵鋼原料の補償に要する經費は鐵鋼生産力の維持擴充を圖る爲鐵鋼輸入原料の維持統制令に基き商工大臣の指定したる配給統制機關をして輸入製鐵原料を一手に買上げしめ之を一定の價格を以て製鐵業者に供給せしむるに因りて生ずる配給統制機關の損失を補償せんとするものであり、石炭増産對策等に要する經費は日本石炭株式會社をして製鐵用輸入石炭を一手に買上げしめ之を一定の價格

を以て製鐵業者に供給せしむる爲同社に對し石炭買取價格補償金を交付して製鐵業者の輸入原料値上りによる負擔を軽減せしめんとするものである、轉廢業對策に關する經費は中小商工業者等の轉廢業に關し適當なる措置を講じ指導の萬全を期するも、此の必要なきものは、今更申す迄國民勤勞訓練所の經營團體に對する助成職業輔導施設の擴充等を行はんとするものであり、臨時家族手當に關する經費は昭和十五年勅令第五百二十五號に依り政府職員に對する臨時家族手當の支給又は地方職員及教育職員に對する臨時家族手當の補助に關するものである、次に昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加特第二號は大藏省預金部、關東局、帝國大學、官立大學、學校圖書館、通信事業、帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及郵便年金の各特別會計に關するものであつて、何れも本年度内に於て必要とすべからざる經費を計上致してゐる次第である

帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面して居り、此の邊局に對處して、適切なる施策を爲し、國運の大進展を期せんが爲には、國防國家體制を整備して、國家國民の總力を集結一元化し、之を最高度に發揮することの必要なきものは、今更申す迄もない、此の所謂高度國防國家體制の基礎は、實に強力なる國內體制を整備することに在る、而してその基礎を成すべき國民組織を確立するに在ると信ずる、斯かる國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體として等しく萬民翼贊の臣道を先うするに在り、此の目標を達成するには、全國國民が日夜其の日常生活の各職域に於て翼贊奉公の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである、斯かる組織の下に於てこそ國策は國民生活の末梢に至るまで浸透し、其の敏速且的確なる實現を期待するを得べく、又國民生活の實情は如實に政治に反映せられ得るものと考へ、斯くの如くして、國民の總力は克く國政の上に集結せられるものと信ずる

首相の翼贊會性格答辯全文

(政府は大政翼贊會の性格問題に關し去月廿九日衆議院豫算總會に於いて島田俊雄氏より政府の統一答辯暗示の要求があつたに對し八日午後衆議院豫算總會に於いて近衛首相は翼贊會の確定せる統一答辯とし重ねて翼贊會の性質につき次の如く其の見解を表明した) 大政翼贊會の性格につき、政府の所見を明瞭に致し度い、大政翼贊運動のことについては、昨年八月の新體制準備會に於ける私の聲明に依つて既に概ね御承知のことと思ふが、此の機會に簡單に其の趣旨を申し述べ度い

大政翼贊運動は、政府に協力して斯る萬民翼贊の實を擧ぐべき國民組織を確立し、其の運用を圓滑ならしめ以て臣道實踐體制の實現を期するを目的とする全國國民の運動である、而して此の運動は、高度國防國家體制確立の要請から生じたもので、國民生活の全部に互り對立抗争を克服して、凡てを臣道實踐の精神に歸せしめんとする超黨派的の運動であり、且飽くまで學國的、全體的であり、官民協同の國民運動である、大政翼贊會は斯る國民運動を推進す

ることを目的として居る團體であり此の國民運動の中核體と爲つて、自ら率先して臣道實踐に挺身し、進んで其の正しく且力強く展開の推進力たることを本来の使命として居る、此の使命達成の爲には、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、特に機構を整備し其の精神團結の強化と相俟ち、強力的なる實踐力を發揚せねばならない、かくの如く大政翼贊會の活動は其の機能に於て其の目標に於て、在來の精勵及政黨運動と大いに其の趣を異にして居る、高度の政治性を有する謂ふ所以も亦茲に存するの、ある而して大政翼贊會の現實の運営に於ても、常に會本來の目的及趣旨に即すべきは事理の當然であつて、其の政府との關係に於ても、政府に協力して、國策の徹底及其の圓滑なる遂行に寄與せんとするものであり、所謂下情上通の使命の如きも、國民生活の實情を當局に反映し、其の施策の參考に資せんとするものであつて政府と別個に獨自の政策を掲げて之が貫徹を圖らんとするものではない、まして政權を圍る政治行動を爲すが如きことの有り得べからざること、云はずして明かである、

結社であるから、治安警察法の規定中、政事上の結社に關する規定以外一般の結社に關する規定及公事に關する結社に關する規定の適用せらるゝのは當然である、又大政翼贊會の個々の行為に付ては當該法規の適用を受くることも亦當然である、陸海軍大臣が、大政翼贊會には大臣、次官、軍務局長等特定の職務に在る者が職務の關係から軍と大政翼贊會との連繫協力の爲に加入する外、直接一般現役軍人が加入することは我が建國の本義に照らして、之を認めることが出来ない旨を述べられたのは、大政翼贊會が治安警察法の政事上の結社に該當するから現役軍人の之が加入を認むることを得ないといふ趣旨に於ては、唯軍として、直接に一般現役軍人が、大政翼贊會のものに個々に關係することは軍の團結及紀律の方面より認むべからずとする理由に基いて居るのである、

大政翼贊會は其の發足後日尙淺く、從つて其の趣旨が徹底せざる憾みもあり、其の機能發揮も十分でない點もあるが、今後之が趣旨の徹底にも力を盡すと共に、其の機構及運営にも、十分工夫改善を加へ、所期の効果を擧ぐる様に致し度い、尙又大政翼贊會の活動にして、萬一にも、本來の目的及使命を逸脱するが如きこと無き様嚴重に戒め、過誤なきを期して參りたい、

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時である、大政翼贊運動は緊迫せる現下内外の情勢に促がされて發生展開し來つたものであり、恐らくは此の運動の實效的な展開無

くして、今日の時艱克服の難事業は到底之を遂ぐることは必ずと存する政府が大政翼贊運動の急速活潑なる展開を希望して居ることは、すでに私の施政演説に於て述べた通りである、政府は不退轉の決意を以て、大政翼贊運動の育成發展に力を致す所存である、何卒各位に於かれても、一層御協力あらんことを切望する次第である、

☆ 豫算分科會

各分科會豫算案可決
【一】一日の衆議院豫算第一乃至第六の各分科會は午後一時一齊に開會、商工、農林兩省豫算案に對して左記の希望條件を附したのみで他は全部無條件無修正で政府原案通り可決直ちに散會、

二 特別委員會

☆ 國家總動員法委員會

總動員委員長決定
【一】國家總動員法中改正法律案委員會は二日午後二時四十八分開會左の如く委員長並に理事を互選直ちに散會、
委員長 山崎謙之輔、理事 伊藤五郎、上田孝吉、小山倉之助、中野治介、今井健彦、原口初太郎、守屋榮夫

第一日

中小軍需工場は親工場と抱合

【二】今議會に於ける最重要戰時立法として注目の焦點たる國家總動員法中改正法律案は三日より愈々衆議院委員會の審議に入り委員會は午前十時十九分開會、政府委員席には星野企畫院總裁、小畑同次長始め企畫院の各部長、陸海始め關係各省の關係委員が出席、審議に先立ち、まづ星野企畫院總裁より改訂要點につき逐條的に説明、次いで資料提出の要求あつて質疑に入る、

小山倉之助氏 「總動員法を實施した効果の第一として認むべきものは労働争議を全面的に解消せしめた點にある、然し強権を以つて威壓した點が多い、獨逸や伊太利の如きは勞資協調の組織によつてゐるが我國では此點一抹の不安がある、戦時體制下に於て労働力が如何に決定的に重大であるかと言ふ事を痛感してゐる獨逸のフランク經濟相は今度の戦争は労働の字形によつて遂行してゐると言つてゐるがその労働は肉體的のものばかりでなく頭腦的のものをも含めてゐる、それは企業全體即ち勞資の渾然一體となつた生産力そのものを意味してゐる、今回の第六條改正は賃銀許りでなく給料をも含めてゐるはさう言ふ意味と思ふが如何」
星野企畫院總裁 「全然同感である、さきに決定した勤勞新體制に於ける勞資一體化を趣旨とした」
小山氏 「労働團體に對する見解如何」
星野總裁 「趣旨としては労働階級が自ら進んでやつて行くといふやうにした」
小山氏 「滿洲の産業開發においては大資本のみを使つてゐるが中間の腕と勇氣のある企業家を活用する意志は無いか」
星野總裁 「滿洲開發は極めて短期間で無理の點もあつたが、今や將來の永い期間に亘る方針を採らねばならぬ時期にあるからその意味に於て小山君の御趣旨は充分考慮したい、現在でも各業關係の國策會社は實際の採掘は中小企業家にやらせるといふ方針を採つてゐる、將來も日本の中小業者と連絡をつけるやうにやつて行く」
小山氏 「南洋資源開發につき政府は如何なる方針を持つてゐるが」
星野總裁 「この席では申上げられない」
小山氏 「第十四條改正によつて特許發明を實施せしめることにしたのは贊成である、我國では發明や技術を秘密にし獨占して利益を得る傾向がある、然し發明や技術の公開には荒療治は禁物である、我國産業技術全體のレベルを引上げるといふ方針を探るべきであると思ふが如何」
星野總裁 「同感である」
小山氏 「金融新體制に對する政府の腹案を示され度い」
星野總裁 「金融新體制の方向は時局に即應し國策遂行に遺憾なからしむることにある、併し金融といふものは機微なものであるから無用な障害や刺戟を與へない様に行く」
小山氏 「國家必要とする資金といふのは誰が決めるか」
星野總裁 「勿論政府が決める、大綱の方針は資金計畫により決定し個別の場合については金融界の實情に應じて夫々決める」
小山氏 「政府が決めると云ふが官吏は全智全能ではない、どういふ方法に依つて決めるか」
星野總裁 「資金計畫は内閣が中心となり民間金融界の意見を聽いて決定する、唯今後は金融界のみでなく廣

く全産業界の知識経験を總動員するやうにして行き度い

かして正午休憩、午後一時十分再開

小山氏 「第八條及び第十七條から「總動員」を削除したのは凡ゆる物資に適用する意味か」

星野總裁 「物資統制が進んで来た場合に總動員物資にのみ統制を行ふと他の物資部門に物が流れて行く惧れがある、そこですべての物資を含めて総合的に統制することにした、第十七條から「總動員業務」を削除したのも趣旨である」

小山氏 「適用物資は大體輸出入品等臨時措置法の對象物資程度と考へてよいか」

星野總裁 「臨時措置法に於ては總動員物資以外のものを統制してゐるが今回の改正は要するに從來の如く總動員物資に限つてはいろいろ不便があるので總動員物資以外にも適用することとした」

小山氏 「第十八條改正によつて統制會社設立を命じ得ることとしたのは政府の所謂自治統制の趣旨に反し官僚統制を擴げられたのではないか、大體最近配給統制會社の設立を行つて生産者からその費用を吐き出させ官僚を入れたりして多額の給料を支拂つてゐるのは考へべき問題であるかゝる中間搾取の機構はとるべき方針でないと思ふが如何」

星野總裁 「今回の改正は先般決定した経済新體制と其の精神に於て裏表をなして居る、全部ではないが經濟新體制の趣旨を含めてゐる、第十八條の改正も經濟新體制要綱の産業團體設立を其の趣旨としてゐる、其の團體は自治統制團體である統制會社については必ず會社を作るといふ

のではなく團體を作るのが主眼である、尙配給統制會社については充分注意してゆきたい」

中村梅吉氏 「この議會に重要法案提出を取止めたのは總動員法改正の中にその趣旨を盛込んだからか」

東條陸相 「提出見合と總動員法改正とは全く別問題である、總動員法改正とは是事即應する準備をした」

中村氏 「生産増強は圓プロツクに於てもなすべきである、然し現在の狀況を見れば例へば長江沿岸の如き大資本家大財閥のみに行はせ其ための物資收拾が旨く行つてゐない、改善さるべき餘地があると思ふが如何」

陸相 「圓プロツクからの物資收拾は全く同感である、長江沿岸の事情についても全く同感である、支那の實力者を利用することも必要と思ふ治安の點からも必要である、又日本人の實力者も活用しなければならぬ大體の方向としてはかゝる方向に進んでゐる」

中村氏 「占領地區物資の移動なども考慮の餘地がある、例へば上海の敵性紡績工場には棉花を渡さないことにしてゐるにも拘はらず相當の棉花が流込んでゐる、しかも日本側工場は棉花が入らず操短してゐる状態である、改善の餘地があると思ふ」

陸相 「一方において對蔣戰闘を繼續し一方において國民政府の政治力を浸透させて行くといふことに幾分の矛盾があるの難い問題であるがそれらの點についても種々の措置を講じようである」

中村氏 「資源作戦又は資材作戦といふ言葉があればその用意如何」

陸相 「今日は武力だけの戰爭ではなく總力戦である、故に資源獲得も

重要な意味がある、その方法についてはこの席上ではいへない」

及川海相 「封鎖地域の民衆が窮迫するのは已むを得ないが人道上的問題になるやうなことは起つてゐない又封鎖地域の民衆問題の取扱は漸次國民政府に移行せしむるようにした」

中村三之丞氏 「總動員法第一條によれば平時體制から戰時體制への速やかな轉換が根本義であると思ふ、然し現在の世局は戰時平時の區別はない、従つて第一條の戰時なる文字は削除さるべきではないか」

陸相 「現在の戰時状態は相當長期に亘るものと思ふから現在のまゝでよい」

中村氏 「第五十條における總動員審議會の規定には軍機に關するものを除くところがあるが軍機の段階を明確にされたか」

陸相 「即答を避けたい」

中村氏 「中小工業の整理合同と軍需工場との連絡をどうする」

陸相 「すべての工場が全能力を舉げてゐるといふことが理想であるから中小工場と軍需工場との連絡を圖ることは全然同感である、中小工場に對して行くように指導して行く」

海相 「陸軍大臣と全然同感」

中島彌次氏(東京) 「商工當局の答辯によれば鐵については鐵鋼統制令を設けて指導者原理に基き統制の權利を委譲するといふことであるが軍は生産擴充の必要上從來の第十八條の規定による強制カルテル組織には依らず改正總動員法の第十八條によつて行く心算か」

陸相 「昨年十一月廿九日の閣議に對する軍の申入れ即ち生産力擴充についての考へは現在も變らない、以上の目的から見ても十八條改正は必要である、然しその運用は今後の事態に應じてやつて行くべきものと思ふ」

中島氏 「民間の統制團體に指導者原理に基き官の權利を移譲するとなれば工場事業管理令の大部分は必要なくなるのではないか」

陸相 「軍需品生産は各種の指導監督や秘密を必要とするので管理といふことは依然として必要である」

中島氏 「然らば管理權の中、移譲する部分もあるのか」

陸相 「經理監督の一部分位は移譲するかも知れない」

中島氏 「陸海軍の技術や資材の交流が必要と思ふが如何」

陸相 「そういふ趣旨のもとに委員會なども設ける」

清水留三郎氏 「軍需工場の防空施設に遺憾はないか、又軍需工場分散についてどう考へるか」

陸相 「防空については努力してゐる、又軍需工場分散についても國土計畫等にも示されて居る通り考慮してゐる」

清水氏 「國民服を全國民に強制する意志があるか」

陸相 「國民服は強制しない、新調の際に國民服にする事が望ましい」

中村三之丞氏 「會社經理統制令に基き財務の諸準則はいつ定めるか」

竹内企畫院第五部長 「なるべく早く設ける」

星野總裁 「銷却規定の點については從來よりも進んだものにならなくてはならぬと思つてゐる」

中村氏 「計畫經濟實施上監察制度

を設ける必要はないか」

星野總裁 「同感であるがその人を得ることがむづかしい、經濟新體制においては經濟團體による自治監督をなし官による監督も同時に行つてゆくべきものと思ふ」

中村氏 「用水統制は農業用水のみではなく工業用水の統制も必要ではないか」

星野總裁 「なるべく早くやりたい」

中村氏 「十八條の説明の際自治的統制の實を擧げるといふことであるが政府のいふ自治的統制とは如何なるものか」

星野總裁 「經濟新體制のねらつてゐる經濟團體については政府が内のままで手を加へてゆくのではない、民間の經濟と實力を活かして指導者によつて運営してゆく、かかる意味で自主統制といふ言葉をつかつた」

中村氏 經濟團體法について問ひ、これに對し

星野總裁 「經濟團體法よりも寧ろ總動員法改正による十八條による方が適當であるといふ御意見には私も同感である、實情に應じ重要なものから實施してゆく」

中村氏 「株式會社制度を變更する意思があるか」

星野總裁 「意思なし」

中村氏 「會社の合同命令は融資命令を伴ふか」

星野總裁 「觀念上からはその通りであるが融資の必要のない場合もある」

中村氏 「企業合同は銀行業にも適用するか」

星野總裁 「十六條改正によつて出来ることになつてゐる」

中村氏 「遊休設備の活用方針如何

星野總裁「遊休設備は相當思ひ切つて活用せねばならぬやうになつてゐる、改正第十六條の適用によつてそれは行ひ得る」
中村氏「優秀能率設備と低能率設備の合併の場合の株式比率は誰が決定するか」
星野總裁「政府において決めるやうにする場合には一方においてこれに異議を申立ててこれを調停する方式も考慮する」
中村氏「中小企業合併については改正十六條を發動するか」
星野總裁「みだりに本條を發動する考へはない、中小企業對策は經濟新體制要綱中に明示してある」
中村氏「債務保證の範圍如何」
星野總裁「從來よりも擴張する」
分秘會を解いて直ちに散會

星野總裁の逐條説明要旨
一、先づ總動員法實施以來の經驗に徴し不備なる點を補正して其の運用に遺憾なきを期せんとするものが第一の點であるが同時に現下内外の情勢に對處し國力を最高度に動員して軍備の充實國民經濟力の急速なる向上を圖り併せて如何なる事態にも對處してこれが措置に遺憾なきを期する爲め勞務、物資、資金の各方面に互り體勢の整備、能率の發揮に必要な統制規定の強化を圖る、本改正案の眼目は以上の如くである、具體的な改正の要點は

第一に勞力分配の適正と其の能率の發揮を圖る爲め勞務統制に關する條項を強化したる事、第二に現下の必要に鑑み統制物資の範圍を擴大して總動員物資のみならず必要に應じ物資全般に及ぼし得る如くした事、第三

に重要産業に對する資金供給の圓滑を圖り又萬一の事態に備ふる爲め金融統制に關する規定を強化したる事、第四に産業能率を發揮せしむる爲め現有の技術設備等を最も必要とする方面へ集中的に利用せしむる途を拓きたる事、第五に重産業の整備を圖り其の能率を向上せしむる爲め産業統制に關する基本的條項の整備を行つた事、第六に物價統制に關する條項を擴充して現在統制の及ばざるものに之を及ぼし得る統制を整へ物價政策遂行の完璧を期したる事、第七に惡質なる經濟統制違反に對處する爲罰則を強化したる事等である

一、以下各條に亘る改正の要點は現行第五條の規定は國民の總動員業務に對する協力確保を目的とする規定であるが其の協力命ぜべき業務は現在國又は地方公共團體の行ふものに限られてゐる、併し各種重要産業の能率向上の爲これ等に對しても技術上或は經營上協力を行はしめる必要ある場合が認められるので國家總動員上必要ある場合に於ては政府の指定する者の行ふ總動員業務に付て協力を命ぜしむる條規定を擴張せんとするものである、次に勞務統制の根據法規たる第六條は規定の建前として雇傭主に對し其の從業者の使用雇入又は解雇に付必要な命令を爲し或は其の從業者の賃金其の他の勞働條件に付所要の統制命令を爲し得ることとしてゐるが、單に事業主のみに義務を課するのでは勞務統制の徹底に缺く所あるので從業者でも命令の對象と直接に強制の措置を講ずる爲新に從業者の就職職業又は退職に付所要の命令を爲し得ることとを、之に依り時局下特に緊要と認

めらるる事業への勞務の充足に努むると共に作業能率の向上を圖り兩々相俟つて戰時に於ける生産力擴充に遺憾なきを期せんとする次第である次に賃金の外給料を追加し労働條件を從業條件と改めたのは從業者中労働者の外所謂職員に屬する給料生活者の給料其の他の從業條件に付ても所要の統制を行ふの必要ありと考へたのに因るのである、次に第八條の規定から總動員なる文字を削り總動員物資のみならず其の他の非總動員物資についても統制の措置を及ぼし得ることとしたのは今次事變の經驗に徴し物資の統制は單に總動員物資のみならず統制を以てしては不十分な事が明になつた爲である、本改正に依り總動員物資たる非總動員物資たるを問はず廣く統制の對象と物資統制の徹底を期し度いと考へる次第である（尙現在輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に依つて居る措置は將來適當なる時期に於て本法に基くものとし度い）
第十條において總動員物資を使用又は收受し得る者の範圍を擴張し政府のみならず總動員業務を行ふ者に對しても使用又は收受の權限を付與し得ることとしたのは現在の情勢に鑑み民間企業者に對しても必要に應じ直接總動員物資を使用又は收受し得べき權限を與ふるを適當と認めた、第十一條後段に於て債務の引受又は債務の保證に關して必要な命令を爲し得ることとしたのは金融統制の實際に鑑み銀行に對し融資命令を發動するの外之に對し債務の引受又は保證を命ずる方がより效果的に目的を達し得る場合あるを考へたからで

ある、尙ほ本追加規定の活用により萬一の場合經濟界の不安を防止する効果をも期待して居る、第十三條末項を改正、總動員業務を行ふ者をして土地又は家屋其の他の工作物を使用又は收受せしめんとしたものは第十條に於けると同様の趣旨に基くものである、十四條の改正に於て總動員業務を行ふ者をして特許發明又は登錄實用新案を實施せしむる事としたのは優秀なる技術を最も有効に活用する事に依つて生産力の増強に資せんとする趣旨に出づるものである
第十五條の改正は第十三條の改正に相應するもので總動員業務を行ふ者をして土地又は家屋其の他の工作物を收受せしめた場合に於ても舊所有者又は其の一般承繼人を保護する爲其の優先買受權を認めたものである第十六條の二は今回新に追加せられた規定である、資材不足の現狀に於て重要産業の生産力向上を圖る爲に從來の規定の如く此等に對し事業設備の新設、擴張、改良を命ずるのみでは十分な効果を庶幾すること困難である、依て本條の規定を設けて現存設備を最も有効に利用せんとすむものである、即ち之に依り或は經營の合理化或は遊休設備活用等の目的の爲事業設備又は事業に屬する權利の讓渡其の他の處分、出資を命じ或は重要設備に付其の移動を制限し又は不用急用途に使用することを制限、禁止する等既存設備の活用上遺憾なからしめたいと考へる
第十六條の三も前條同様新に追加せられたものである、必要に應じ特定の事業の開始を制限又は禁止すると

共に生産計畫並に技術の見地より見なければならない場合に於ては事業の委託共同經營、讓渡或は廢止又は休止を命じ産業の整備統合を圖らんとするものである、法人の目的變更、合併又は解散に關する命令を爲し得る事とせんとするものも同一の目的に出づるものである
第十七條の規定から「總動員業務たる」の字句を削除したことは國家總動員實施の現段階に於ては總動員業務たる事業たるものと否を問はず事業統制の對象とするを適當と認めたのに因り之に依り一切の事業の事業主間に於ける統制協定に付所要の命令を發動し得ることと成る
第十八條の改正は、事業統制實施の範圍、總動員業務のみならず一般事業にも及ぼすと共に之が爲鞏固なる團體を結成せしめ以て産業能率の増進と其の自主統制の實を擧げしめんとする趣旨に出づるものである
第十八條の二及第十八條の三は第十八條の二、第十六條の三及第十八條の規定に依る事業の整理統合を圓滑に遂行せしむる爲の補完的規定である、第十八條の二は事業の整理に際し設備權利等の處理に關聯して起る債務及擔保の處置に付特別の便法を講せんとするものである
第十八條の三は第十六條の二、第十條の三及第十八條の場合に於て課税標準の計算に關し特例を設け或は租稅の減免を爲し得ることとし、法令の實施を圓滑ならしむると共に、人の合併、團體又は會社の設立又は活動を容易ならしむるが如くした
第十九號改正の趣旨は物價統制實施の經驗に鑑み單に價格、保管料、保險料、賃貸料又は加工賃に對する規

定のみでは完全なる物價統制を行ふこと困難であるので、凡ての價格現象に付き統制を加へんとするの趣旨より修繕料その他一切の財産的給付を統制の對象たらしめ、價格統制の完璧を期せんとするものである

第二十七條を改正したのは第十一條の改正並に第十六條の二及第十六條の三の規定の追加に因り、補償に關する規定を設ける必要が新に生じて來たこと、第二十條、第十三條第三項及第十四條の規定の改正に因り政府を明らかなにする必要があること、に基く改正である

第二十九條の改正は第十五條の規定に依り總動員業務を行ふ者の收用したる土地物件に付ても優先買受權を認めたる結果政府の拂下價格及總動員業務を行ふ者の賣渡價格に付ても總動員補償委員會の議決を経べきものとした

第三十一條の二は物資及物價統制の違反に對する罰則の強化を目的として設けた規定である、此等違反事件中には相當惡質又は大規模なる犯罪も尠くないので現行三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金を重くして十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に改めた

重要なる統制業務を行ふものであり従つて之等團體又は會社の役員及使用人は他の會社又は個人の業務上の秘密に關與する場合多きを慮りしが漏洩又は窃用を處罰することにした

第四十八條の改正は第三十一條の二が追加されたのに伴ふ改正である一、今回の改正により本法を更に強化整備すれば如何なる事態到來するも克く之に處して國家の全能力發揮に遺憾なきを期し得るものと考へる

現在迄國家總動員法に基く勅令の公布されたものは既に五十餘の多きに達し何れも國家總動員審議會の慎重綿密なる審議を経て制定せられたもので、之等の法令が現在の時局下に於て國家總動員目的の達成に大なる働きを爲してゐることは茲に改めて言ふ迄もない

星野總裁自主統制の眞義答辯 (三) 席上の衆議院總動員法改正委員會(三) 席上中村三之丞氏が政府の自由自治統制でははけの自由經濟時代の自治統制ではなく建設的自治統制でなければならぬが政府の意思如何との質問をなしたに對し星野企畫院總裁の答辯左の如し

ち切れないと云ふので、官僚統制の部門が非常に強化されて來たと云ふことは事實だらうと思ふ、然し又そのうなつて來るとそれでもやはり乗り切れない部門が生じて來たのが今日である

その業態に關する役割を引受けるやうにもつて行かなければならぬ、而しその範圍内に於ては勿論人間といふものには色々考へもあり、又意見も違ふものであるから、意見が違つたといふものをそのまゝにしておいてはいけなないのであつて、矢張り各業態に従事してゐるものは一致團結、有機的一體となつて進まなくてはならぬ

その有機的一體となつて進まなければならぬと云ふことは、自主的に一體となつて進めるやうな體制を作つて行く、それを國家が世話をする、その状態を知らうし、その範圍内に於て自主的に有機的に一體となつて行く業者がそれだけのことをやつて行くことにはそれだから、こう云ふ風

が如何」 小林商相 「會社主義に變つたのではなく團體の中に組合が含まれる事になつたのである、尙ほ會社設立は企業合同の場合、統制會社の必要な場合、新規專業を必要とする場合などに行ふ」

小山氏 「統制會社役員に高給官吏を任命するのは面白くないがどう考へるか」 商相 「商省としては將來民間のエキスパートから選んで行く」

小山氏 「民間團體に權力を與へて自主的統制をやらせるといふがそれには民間人の心構へをよく指導する必要があると思ふが如何」 商相 「政府としては指導者を中心とする力強い團體を作らせる譯であるが政府は強く指導し仕事は民間の創意と責任とに於いてやつて貰ふ、指導方針をどうして行くかは未だ決つてゐない」

第二日

價格決定の原則

【三】衆議院國家總動員法改正委員會は四日午前十時十五分開會 小山倉之助氏 「第十八條改正は從來執つて來た組合統制主義から會社設立主義に移行する傾向と見られる

が如何」 小林商相 「會社主義に變つたのではなく團體の中に組合が含まれる事になつたのである、尙ほ會社設立は企業合同の場合、統制會社の必要な場合、新規專業を必要とする場合などに行ふ」

小山氏 「統制會社役員に高給官吏を任命するのは面白くないがどう考へるか」 商相 「商省としては將來民間のエキスパートから選んで行く」

小山氏 「民間團體に權力を與へて自主的統制をやらせるといふがそれには民間人の心構へをよく指導する必要があると思ふが如何」 商相 「政府としては指導者を中心とする力強い團體を作らせる譯であるが政府は強く指導し仕事は民間の創意と責任とに於いてやつて貰ふ、指導方針をどうして行くかは未だ決つてゐない」

向けるため機構を變へるのか」
商相 「その通り」
中島氏 「經濟新體制要綱中の『企業體制の確立』とは如何なる意味か

商相 「根本的概念としては公益優先を旨として職域奉公の誠を盡させることである」
中島氏 「團體編成のプロセス如何」
商相 「重要産業については目下實行しつつある、他のものについては自ら進んでやるものは助成するが強制する考はない、時局の進展に應じて基礎的なもの先づ軍需工業を中心としたものからかかる」

中島氏 「中樞團體に指導者原理に基く強大な権力を與へるといふがその内容如何」
小金鐵鋼局長 「例へば鐵鋼統制會對しては強大な権力を與へるとは言明してゐない、権力の内容は大體原料、生産、配給の各部門について擔當者を設けて権力を與へてゆく」
中島氏 「政府から團體の首脳部に委譲する権限の範圍如何」
小島商工次官 「從來の統制は個人を對象としたものであるが今後は團體を對象としたものとなる、従つて諸種の法規もこの方向に従つて改正される、團體に對する權限委譲は團體機構を整備させるに從ひ政府は大綱について指導し、あとは團體に委せるやうにしてゆく」

中島氏 「經濟新體制要綱中に企業に對する制限といふところがあるがどういふことか、又利潤統制の標準如何」
商相 「營業認可制なども追々やつてゆくこととなる、生産費その他を標準として定めるのであるが將來のことを考へると銷却を認めなければならぬものもあるのですべて實情に即する」
中島氏 「適正利潤は大體何分程度にするか」
商相 「經理統制令の標準としてゐる八分と必ずしも限るものではない、會社の將來を考へて實情に即する」
志賀和多利氏 「經濟新體制確立と大政翼賛會との連絡機關如何」
小畑企画院次長 「經濟團體組織に當つては翼賛會の經濟組織部が民間と政府の中間にあつて連絡をとつてゆく」

中島氏 「中庸生産費主義によれば能率の高いものには利潤を多く認め低くなるがこの方針と認めるといふことになるがこの方針と認めるといふ價格制との關係如何、またプールの標準價格は各物資に及ぼしてゆく考へか」
商相 「プールの標準價格は例へば日本石炭會社についてのみ見れば一本の價格であるが、各嶺山についてみればそれ／＼の生産費に應じて適正利潤と認めて決めてゐる、またプールの標準價格は形式上の問題ではなく國家が一定數量の生産を必要とする場合に適用してゆく、尙適正利潤はその品物、生産數量、經營狀況、配給狀況を考慮して決める」

中島氏 「鐵の價格決定方法如何」
小金鐵鋼局長 「鐵の價格は生産費價格でなく政策的價格である」
中島氏 「主要物資についてはプールの標準價格をどの程度適用してゆくか」
小島商工次官 「大體の方針としては中庸生産費主義でゆくが生産確保等の必要からプールの標準價格を適當とするものはプールの側を擴大してゆく」

中島氏 「原價銷却の基準はどうするか」
商相 「まだ決定してゐないが事業の基礎を強固にするといふ方針で決める」
中島氏 「重點主義の採用と中小企業に對する維持育成とは矛盾撞着すると思ふがどうか」
商相 「重點主義は重要産業についてやつてゆく、しかしこの場合も無理に中小企業を整理してゆくやうなことはしない」

午後零時十五分休憩二時六分再開
中村梅吉氏 「經濟新體制要綱に依り相當の權限を民間の團體に移譲すると言つてゐるが團體と政府間の運用上の摩擦を避けるため官民合同の委員會を開く考へはないか」
小林商相 「私が官民一致の點に重きを置いてゐるのは空理空論によらずして眞實な目的達成を期したいと思ふからである、鐵鋼統制に際しても官民の意見を綜合すべく目下具體的措置を考慮中である」

中村氏 「團體主腦者は相當の權限を持つてをりその取締は官公吏同様に取扱ふ必要があると思ふが如何」
椎名商工省總務局長 「改正總動員法第四十六條に依つて官公吏同様に取扱ふ」
中村氏 「第十六條第三項に依つて必要な企業合同が推進されることになつてゐるがそれは企業者の獨立心と衝突する、然る以上新規の事業を許さないと云ふ確乎たる方針があるか」
商相 「營業認可制は將來採られねばならぬ、尙企業合同に就ては無理な合同は避けなければならぬ」

中村氏 「低能率工場は整理合同は別として不要不急工場の整理合同の場合には同種企業の新規認可はこれをなさぬとの確乎たる方針があるか」
商相 「出来るだけ被害の少ないやうにしてゆく」
中村氏 「營業許可制は改正十六條によつて出来ると思ふが商工省の方針如何」
商相 「只今は資材の關係で事實上調節が出来てゐるが將來は認可制を實施し得るやう研究中」

中村氏 「中小商工業者維持育成はどういふ具體的方法でやるか」
中小商工業問題は樂觀
小林商相(本社速記) 「各種の小工業は大工場の下請部分品専用工場に振り向けて小工業者の生産分野として色々に行く、その指導方法として色々の機關を設けてやつてゐる、その他一般中小賣商とか或はさう云ふやうな商賣人は千種萬態種々一律にどうといふ譯には行かぬが、大體に於て問屋とか小賣商を潰すのではなく現状に即して生活し得るやう夫々工夫して行く心持が一般國民に徹底すれば中小商工業者は進み行く道を得ると信じ、樂觀してゐる先般各委員から中小商工業者の指導について行く途が明らかでない、何となしにばんやりしてゐる政府には方針がないのぢやないかといふ風にお話になる向が相當に多くあるが然し之等は數も多く種々雑多である云ふ迄もなく日本の小賣業は一つの家庭の内職のやうなものに相當に多いので或は物資の行き渡らない所があるため困つてゐる人もあるが困るならやめてしまつたらいい、轉業したらいゝと云ふ風にお考へにならなくとも、そこが日本の家庭本位家族本位の中小商工業である、又それであるが故に非常に多く何處にでも内職のやうな心持でやつてゐる人が相當にあると思ふ、現に政府が中小商工業の轉業、失業等に對して色々の計畫を發表してゐるが、御承知の通り國の情勢としてはむしろ人の足らない程で女子供迄も各方面に働かなければならない時であるから、政府が色々の施設を設けて國民に呼びかけ

てゐるが、どちらかと云ふと閉店休

業の状態であつて昨年暮二千萬圓の金を出して興業銀行、勸業銀行な

りと渡をつけて勸業銀行は御承知の通り各地に支店が多いからむしろ勸業銀行でやつたらいいと云ふやうに交渉してゐるが實は借りに来る人がない、一文も使つてゐない私は餘りで失業とかその方面の聲が大きいので騒いでゐるので、もう少し泰然自若として居れば行途はいくらでもありと信じてゐる、むしろ失業の恐ろしいのは世相が變つてデフレーションの時代に入るか、國際情勢が變つて平和の時になるか、支那事變が片付いて局面が變るか、その時に初めて大々的失業問題が起るのであつて生産、配給、消費の三つを組合組織にして問屋や小賣を潰すと云ふやうな空想はもう日本にない筈であるから、私は餘りに失業問題、中小商工業の維持、育成について國民がもう少し政府に信頼してゐるならば大して心配するに足らない」

淺沼稻次郎氏 「商相は中小工場については平和産業から戦時産業へ轉換するやうにしてゆくといふがそれは事變當初の段階であり現在は重點主義による高能率工場集中の段階にある、また小賣商といふものは手數料主義といふことになつてゐると思ふが如何」

椎名局長 「維持育成方針は大臣から述べられてゐる通りであるが重點主義遂行と物資減少によつて維持が困難になつてゐるものがあるが當局としてはさき頃來、機械、鐵鋼、輕金屬織物、ゴム工業者等の業者には物資需給の將來などよく説明してこれに對處すべき方針を考へて貰ふやうにしてゐる」

中村氏 「轉業適格者の選定についてはどういふやうな方針をもつてゐるか」

椎名局長 「轉業者の取扱ひは組合の共助によることを第一條件としそれが困難な場合には國民更生金庫の力によることとしてゐる」

中村氏 「配給統制實施に當つてはまづ基礎調査をやる必要はないか」

商相 「御尤もである、なほ實績主義については是をしてゆきたい」

金井正夫氏 「官廳事務には認可または許可の項目が非常に多いがこれを減少する意志はないか」

商相 「認可、許可事務の敏捷化については努力する」

田万氏 「補償金の豫算はどうなつてゐるか」

星野總裁 「政府の義務支出として豫備金から支出する、發動に對して消極的になることはない」

田万氏 「従業員だけでなく指導者たるエキスパートを動員する方法如何」

星野總裁 「國民徵用規定によつて出来る、しかし實際の運用は衆目の一致する者が自ら進んで指導者の地位につくものと思ふ」

田万氏 「それでは手ぬるい、積極的に四條發動の意思はないか」

星野總裁 「將來は別とするも現在はその意志はない」

田万氏 「休閒地を活用して食糧増産等に向けるべきだと思ふが如何」

星野總裁 「總動員法發動による臨時農地管理令で出来る」

山本氏 「關取引防止方策如何」

商相 「關取引の原因となる無籍商品の所在を明らかにする事が必要であつて現在も例へば綿布などもありさう言ふ方面には豫め申告させる様にしてゐる」

中村三之丞氏 「第十九條の財産的給付とはどんなものか」

牧物價局長官 「修繕料とは自動車自轉車、時計などの修繕料、財産的給付とは大工、左官、ペンキ業の料金、手數料、問屋口錢などである、その手數料は觀念上は財産的給付に入るも技術的に困難であるから今とちといふことは考へてゐない、尙ほ財産的給付の公定については大體組合などの協定を認可する方針で行きたい」

中村氏 「價格等統制令は緊急措置である、公定價格を全面的にして統制令は早く撤回すべきではないか」

商相 「折角公定價格の制定を急いでゐる」

中村氏 「世間では小林商相のいふ自主的統制は統制の後退であると解してゐる向もある自主的統制とは建設的自主統制でなければならぬと思ふが商相の所信如何」

商相 「中村君の意見に全面的に賛成である」

東株の上場禁止考慮せず

(經濟新體制確立要綱中の「投機的利潤の抑制」方針と關聯し東株に對する政府の方針につき四日の衆議院總動員法改正委員會において中島彌園次氏が質問したのに對し小島商工次官は左の如く答辯)

國民經濟の秩序維持に障礙がある投機株及び獨占的利潤の發生を防止すると云ふ意味は相當廣範圍な内容を持つてゐるがその一つとして取引所における上場株のお話があつたが云ふまでもなく取引所は今日經濟運行上夫々重要な機能を持つてゐるのであつてその指導運營については遺憾なきを期して、今日の場合、特殊の株の上場について、國民經濟に障礙のある様には考へられない、情勢の推移に應じて夫々適當な措置を講ずると云ふことを申上げるより外はない

第三日

事業の租稅減免

【三】衆議院の國家總動員法中改正法律案委員會は五日午前十時十五分開會

中島彌園次氏 「第十一條改正によつて銀行等に對し債務の引受又は保證を爲さしめることになつてゐるが甲銀行が乙銀行からコールマネーの引出しを要求されるやうな場合日本銀行が代つて引受けるやうなことも考へらるか」

星野企畫院總裁 「その通り」

中島氏 「爲替銀行に對しても同様か」

星野總裁 「その通り、然し爲替銀行については他に法律がある」

中島氏 「親銀行と子銀行との間に適用されるか」

星野總裁 「適用される」

中島氏 「信託會社についてはどうか」

星野總裁 「債務引受や保證命令を受けるのは銀行だけである、信託會社については引受や保證を受ける場合のみが考へられる」

中島氏 「同條にある勅令を以て定めるものとは何が豫想されるか」

星野總裁 「銀行等資金運用令第一條に定めてゐるものである」

中島氏 「空襲によつて生命保險會社の支拂が多くなつた場合も日銀に對し債務の引受などをさせ得るか」

星野總裁 「出来る」

中島氏 「火災保險の方はどうか」

星野總裁 「いろ／＼の場合があるが大體適用出来る」

中島氏 「保險會社の支拂義務の有無との關係はどうか」

星野總裁 「義務の有無は考慮せずして本條の改正をなした」

中島氏 「本條改正と憲法七十條(財政上の緊急處分に關するもの)との關係はどうか」

星野總裁 「本法第十一條改正の目的は生産擴充の圓滑に資するといふ

ことを豫期してゐるものである、憲法第七十條の様な國家全體の場合を考慮したものである、しかしその區別は政治的になさねばならぬ場合があると思ふ

中島氏 「憲法第七十條のやうな事態を防ぐためにこの十一條による處置をあらかじめするといふやうな意味があるか」

星野總裁 「さういふ趣旨もある」
中島氏 「憲法第七十條によつて一般的モラトリアムをやり本十一條によつて銀行のモラトリアムをやるのか」

星野總裁 「本十一條はモラトリアムの規定ではない、銀行間の債務の引受、保證は事實上モラトリアムといふ用語は適當ではない」
中島氏 「第八條から「總動員」を削除したが具體的に説明された」

竹内企畫院第五部長 「總動員物資といふのは軍需品、國民生活絕對必需品公共物資などである、そのほか例へば絹織物、家具、果物などは非總動員物資であるが今後はかかるものが統制しなければならぬ場合もあるので總動員を削除した」

中村三之丞氏 「第十八條(統制會社團體の規定)の適用に財政上の支出を伴ふ場合はどうか」
河田藏相 「豫備金から支出する、議會を召集するかどうかといふことは金額の大小の問題である、要するに今後發動しゆく實際について見なければわからぬが豫算權の執行でやつてゆけると思ふ」

中村氏 「總動員法と財政上の支出の問題は重大であるが政府の方針如何」
藏相 「總動員法改正によつて財政上

の執行權を擴大するといふことも豫想されないことにはないがなるべく現行制度でやつてゆきたい、一番の掣徑は豫備金支出である追加豫算において豫備金を増額する考へである」
中村氏 「策十八條により企業合同による租税の特例とはどんなものか」

松隈大藏省主税局長 第十六條第二三項のやうな場合從來法人であれば差益金を課するが今回の特例により益金の評價に特別の考慮が設けられる、登録税などの遞減も豫想される
中村氏 「合併によつて解散する會社の清算所得に對する課税を減免するか」

松隈局長 「減免する」
中村氏 「企業合同令は融資命令を伴ふか」
相田大藏省銀行局長 「全然別個の問題である、しかし融資の必要ありと認める場合は命令する」

中村氏 「昨年の社債市場狀況並に將來の方針如何」
藏相 「社債市場については計畫性を缺いてゐた、また政府資金撤布についても凹凸があり計畫性がなかつた、本年は十分計畫性をもつてやつてゆきたい」

中村氏 「第十一條による債務引受保證はどういふやうにするか」
相田局長 「ある會社に對する融資の場合本條の命令によれば與銀が手形の引受などの手數なしに融資し得る」

中村氏 「地方銀行に對し今後も興業債券を持たすか」
相田局長 「地方銀行の資金狀況に應じて考慮する」
藏相 「昨年興業債券を持たしたものは強制的にやつたのではない」

中村梅吉氏 「法幣對策如何」
藏相 「法幣對策については國民政府の政策を極力援助しゆく」
中島彌園次氏 「總動員法改正に購買力の吸収に關するものが無いのはどういふわけか、また購買力抑制のための消費税の如き課税權を得てお必要はないか」

藏相 「購買力吸収については貯蓄組合法の制定、郵便貯金の制限額の上上げ切手貯金などの方法を考へてゐる、もちろんこれを以て足れりとは思つてゐない、國民の道義心に訴へねばならぬ、總動員法によつて強制貯蓄は考へてゐない、なほ公債の消化については確信をもつてゐる」

かくて午後零時十五分休憩、一時半再開
上田孝吉氏 「總動員法關係の勅令で未だ公布實施されてゐないものを適用して違犯の檢擧をして懲役刑等にしている實例さへあるが發動した勅令はよく國民に知らしめる爲め如何なる方法をとるか」

星野總裁 「勅令の發動は充分慎重を期し法律の周知方については凡ゆる方法を講じて行く、それがため業者の參集を求めたり、解説書を配布したりする」
伊藤五郎氏 「法律の出る毎に大々的な啓蒙運動を起す必要があると思ふが如何、又公布と實施の間に一週間の間を置く必要があると思ふが如何」

星野總裁 「周知の方法については全責任を以て方策を考研する、公布と實施の問題についても御趣旨に副ふやうにして行く」
上田氏 「第五條の改正にある『又は政府の指定する、もの』とは如何なるものか」

星野總裁 「隣組等を指す」
竹内企畫院第五部長 「重要な物資の生産とか回收をする會社なども入る」
上田氏 「第十三條改正に『又は總動員業務を行ふものをして使用、收用せしむることを得』とあるが總動員業務者がその權限の範圍を逸脱した場合に對する措置如何」

竹内部長 「收用權を認めるのは政府である、政府が總てを指令する」
伊藤氏 「政府はこの改正によつて農業團體問題を解決するつもりか」
深澤豊太郎氏 「農業團體法は取止めたやうであるが總動員法でやるのか」

小山倉之助氏 「所有權と管理の關係如何、又私有財産制度を拋棄するのではないかと不安があるがどうか」
農相 「私有權を否認したりする考へは全くない、米の管理をするのは段々そうしなければならぬ情勢になつて来たからである、これは米の統制法規の沿革を見ればわかる」
小山氏 「重要食糧の絕對確保を圖つて國民をして安心させる必要があると思ふが如何」

農相 「人口と睨み合せて重要食糧の確保は出来る、然し米だけに頼るのは無理である、この點國民の主食分野を變へて行く必要がある」
中島彌園次氏 「第十八條發動と農林省所管の關係如何」
井野次官 「農林省關係では日本蠶糸統制會社、日本土地開發會社、日本木材統制會社の三つを作ることになつてゐるがそれは總動員法にはよらない、その外にも總動員法によつて作る會社の豫定はない」

中島氏 「前議會で握潰しとなつたがガス用木炭會社はどうなつたか」
井野次官 「近く法的根據のない會社を作ることになつてゐる、統制權の必要があれば臨時措置法による」
馬場元治氏 「罰取引を罰金覺悟でやるのがある、最高五萬圓では生ぬるが、沒收並に追徴の規定が必要と思ふがどうか」

三宅司法次官 「當初は考慮した、しかし今回の刑法改正によつて律することが出来る、本法に入れるのは蛇足と考へて取止めた」
金井正夫氏 「在監者の監外作業はどうなつてゐるか」

三宅次官 「最近是非常に増加し數年前の數倍に達してゐる、作業場は軍需工業にも關係してゐるから言はない」
片山哲氏 「經濟事犯専門の裁判所を設けたらどうか」

三宅次官 「研究中である併し贊否兩論があつて決定しない、尙經濟專門の判事廿七名、檢事は六十一名であるが近く更に判事十八名、檢事卅六名が増員される」
片山氏 「女子の炭山入抗狀況如何それによつてどれだけの増産が出来てゐるか」

金光厚相 「昭和十四年八月に女子の入抗を緩和して以來三千人も増加してゐる、緩和の期限(昭和十七年)以後の方針はその時の勞働力の狀況による」
持永労働局長 「女子入抗者の數は昭和十三年六千二百六十八人、昭和十四年七千百一十一人十五年九月一萬五百餘人に増加してゐる」

持永労働局長 「女子入抗者の數は昭和十三年六千二百六十八人、昭和十四年七千百一十一人十五年九月一萬五百餘人に増加してゐる」

持永労働局長 「女子入抗者の數は昭和十三年六千二百六十八人、昭和十四年七千百一十一人十五年九月一萬五百餘人に増加してゐる」

片山氏 「女子入坑を禁止する意志はないか」

厚相 「考慮する」

片山氏 「人口増加政策上育兒について何か考へを持つてゐるか、この際母子保護法を擴充する必要ありと思ふが如何」

厚相 「母子保護法の擴充は最も適切であると思ふ」

田万清臣氏 「賃銀は現在如何なる要素によつて構成してゐるか」

持永局長 「生活安定を基礎とし勞務者の年齢、家族數、能力等によつて決定して行く」

田万氏 「産業報國運動が全國に徹底するのは凡そ何時頃になるか」

厚相 「出来る限り急速にやる」

中原謹司氏 「工場礦山勞務者の罹病に對する対策如何」

兒玉厚生次官 「明年度豫算に經費を計上して工場に對する檢診指導などをすることになつてゐる、勿論それと充分であるといふのではない」

中村梅吉氏 「第六條改正により會社員も移動禁止し得るやうな内容になつてゐるのか」

星野企畫院總裁 「左様になつてゐる」

中村氏 「消極的に移動禁止すると共に積極的に福利施設を爲すべきであると思ふ、これも第六條改正で出来るか」

竹内企畫院第五部長 「福利施設も命じ得る」

中村氏 「福利厚生施設に對する厚生當局の方針如何」

持永局長 「福利施設は資材も件ふものでこれも考慮して眞に必要な場合には命令する、資材の必要のないものは行政措置によつて色々な施設を行つてゐる」

中島彌園次氏 「第六條改正により就職については如何なる統制を爲すか」

厚相 「職員、勞働者全部を含む重役等は含まない然しどれだけのものを統制するかといふことは決定してゐないが差當りとしては軍需工場其他の重要工場方面から漸次統制して行く」

内藤局長 「差當り勞務者、技術者によつて實施する、又新たに就業する學校卒業者(小學校も含む)も統制する」

かくて午後六時散會

現行農林團體を指導活用

(農業新體制確立並に戦時農林政策實施と改正總動員法發動の問題に關し石黒農相は五日の衆院總動員法改正委員會に於いて伊藤五郎深澤豊太郎兩氏よりの質問に對し、左の如く答辯)

農林關係の團體は比較的沿革が古く色々な部門を縦に分散してそれが段々と段階を通じて、系統的になつてゐる、かく沿革が古い關係上多數の團體に分れてゐることから、これを統合整理する必要があることは、最近の時局にならない前からもポツポツ問題になつてゐた、これは農林當業者のためにもさうする方が良からうと言ふ風に考へられる、而して或るものは政府の方針に賛成し、或るものは反對して政府が政策の實行に不便だといふ程度強さの不便は必ずしも政府として感じてゐない然しそのいふ意味で統合整理の必要は前からあつた、そこへ今日の如き時局となつたので出来るなら團體の統合整理を致したいと考へた、これが農業新體制と云ふか、農業部門に於ける當業者團體の整備統合を商工方面の經濟新體制に對して別にやりたいと考へた點である、かくて昨秋以來色々案を練り特別委員會の案が大體出来上つたが時局は逼迫し政府もこの時局に直接關係ある法案だけを出すことになつた

農業も整理統合をやる、各關係に數萬の團體があり、中には經濟行動をして居るものも澤山ある、債權債務の關係を團體として團體の組織も持つて居る、又相當財産も持つて居る、職員及組織員の数も非常に多いので、それらを整理統合するために財産の評価とか債權債務關係を登記をやりかへるとか職員を選任をやりかへるとか非常な混雜を生ずると思ふ、さういふやうなことから平地に一つの新しい團體を構成して行くのと違つて色々な關係がありそれを避け度いといふ意味で假りに統合整理案が出来たといつても特別委員會程度のものであるから下げることに決意した、よつて農林水産方面の團體については政府の方から働きかけて行けば現在ある團體を時局の線に沿つて十分に國家目的に協力するといふことを第一義において協力をいふやうに呼びかければ必ず應じて呉れると私は確信を持つて居る、故に現在の機構設備を最もよく利用して之でこの時局を切り抜けて行く事が一番適當と考へて居る、從つて整理統合案を緊迫する時局下に、この次の議會に提案するかどうかといふ事は唯今具體的に持つて居ない、それから深澤さんの御尋ねは農業新體制を中止したが總動員法の適用によつて或る程度目的を達すると思ふがこれをどの程度にやるつもりかといふことのやうであるが成程さう

いふ風にも考へられるがこの總動員法と農林水産團體の統合整理の問題とは切り離して考へて居る、然らば農林水産團體の方に對して總動員法を全然適用することがないかどうかとなるとそれは場合によつてはあつかも出来ない、それは從來モットーとして居る農林水産團體の統合問題をこれでもつてやるといふ趣旨ではないので時局が急變して何か總動員法本來の發動の必要が生じた場合に於てその見地から農林水産團體に適用して幾分の變更をその上に認め、或る程度の力を持たせることは場合によつてはあつかも考へて居るがどの條項を發動し、どれだけの目的を達するかといふ考は只今全然持つて居ない(本社速記要旨)

第四日

小賣電力料金値上げせす

【二六】衆議院の國家總動員法中改正法律案委員會四日は六日午前十時廿二分開會

淺沼稻次郎氏 「總動員審議會を擴充して經濟界代表を加へる意思ありや」

星野企畫院總裁 「審議會は貴衆兩院代表を以て構成するのが建前である、しかし臨時委員制もあるから經濟界關係の知識經驗者を入れることも考慮する」

淺沼氏 「審議會に分科會を設けたらどうか」

星野總裁 「考慮する」

片山哲氏 「審議會には勅令案の審議以外のことをも諮問するか」

星野總裁 「重大な問題については諮問する」

片山氏 「審議會は勅令の運用に關してもその建議權を活用するやうにしてはどうか」

星野總裁 「審議會の機能は十分發揮するやうにしたい」

原口初太郎氏 「經濟新體制要綱の『根本方針』の項にある東亞共榮圈の内容如何」

星野總裁 別項の如く答辯

中島彌園次氏 「電力統制には民有民營を徹底させてゆくか、或は統制を強化してゆくか」

村田暹相 「日發による國家管理を前提として考へねばならぬ、日發設立以來二年、その間當初の計畫と實情との間に開きがある、しかし電力は重要産業であり國內體勢強化の現狀においては無秩序の状態にある電力界を再編成して進まねばならぬ」

中島氏 「水力電氣統制の方針如何、また配電統制に總動員法第十八條を發動するか」

暹相 「水力電氣は漸次日發に歸屬せしめてゆく配電統制については配電管理法案は不提出となつたが關係官と協議して轉制の實をあげるやうにしたい、業者が統制し易いやうに法律の力を貸してゆく、十六條とか十八條とかを適用するとは限らないが發動することも考へられる」

中島氏 「電氣料金政策如何、日發の卸料金は上げられるか上げないか、また消費者への小賣料金はどうか」

村田暹相(本社速記要旨) 卸賣料金は日發の建直しをあらゆる方法で考へて若し上げる必要があれば最後のものとして考へるべきであらう、消費者に對する小賣料金の問題であるが今日電力料金は非常に安く、と

云つて電力料金を上げると云ふことは、生産擴充その他の點から云つて非常に影響があるので原則として上げない、色々是正することはあるかも知れぬ、何故かと言ふとその料金のやり方が、所謂自由主義時代の電力は何としても競争の結果、無軌道的に例へば澤山使へば安くする、使へば使ふ程安くする、と言ふやうな率のやり方もある、かう言ふ事は最も電力を愛惜しなければならぬ今日或は電力全體の需給關係から考へて是正しなければならぬと考へるが然し小賣料金は原則として上げない考へである」

中島氏「電力用石炭對策如何」

通相「商工省を信賴してゐる、日發の消費炭は年五百萬トンといふ大量であるから商工省の政策に従つてゆく、日發獨自にやる考へはない」板谷順助氏「船舶建造狀況如何」

通相「努力してゐる、前内閣の計畫より増加してゐる」

小山倉之助氏「發送電の改組方針如何」

通相「日發の改組につき最も重要なのは人の問題である、自分は新總裁に期待してゐる」かくて十一時五十分休憩、午後三時十分再開

小山倉之助氏「總動員法の強化により如何なる形の統制經濟も出来ることになつたか、これにより所有權を稀薄ならしめたか、利潤を無視するものではないか、共産主義社會主義と紙一枚となり社會機構を根本的に改革するものではないか

近衛首相「別項の如く答辯

古島義英氏「翼贊會の役員にし

て公然と財産奉還論を爲すものがあ

るが總理の所見如何」

首相(速記)「翼贊會職員の中には不穩當と思はれる様なことを申す者があることを耳にするのでその度に戒飭を加へ又その甚しき者に對しましては辭めて貰つた人もある、今後その點について注意して行き度い、翼贊會はまだ創立早々のことで各種の人が入つてゐるので今後これが惰化育成に一層力を注ぎ度いと思ふ」

松村光三氏「第十八條の發動に當つては審議會に諮問するか、審議會特別委員會に事前に閣令等を示され度い、産業團體の指導者は新體制要綱に示す通りにやつて行くか」

首相「第十八條の運用については審議會に諮問する、審議會の運用は御趣旨に副ふ様に、團體の指導者については御説の通りである」

中原謹司氏「自主統制に對應する政府の態度如何官廳事務再編成は今後も續行するか」

首相「政府は初めから自主統制主義であり政府以外の勢力に動かされてかう言ふ方針を樹てたのではない、官界整備に伴ふ總理の權限強化は今日法制上の必要を認めない」

淺沼稻次郎氏「今議會に不提出となつた諸法案の目的を改正總動員法によつて行ふか」

首相「時局の要請に基く法案にして此の議會に提出ならぬものは總動員法の發動によつて行ふ」

深澤豊太郎氏「指導者原理とは何

星野企畫院總裁「人物本位で人物を信賴し人物を中心として運営して行くのが所謂指導者原理であると思ふ」

深澤氏「公益優先とは何か」

星野總裁「總べての業務に當つてそれが國家の爲になるかならぬかと云ふことを判定して行くのが公益優先と云ふ」

深澤氏「獨逸のやつてゐる公益優先は利潤を高率に認めその利潤の中から國家に寄附する方法をとつてゐる、我國は利潤を制限すると云ふ方法をとつてゐるがこれは如何うか」

星野總裁「物價の關係等もあつて簡單には行かぬ、先づ銷却に重點を置きその上で利潤を認めて行く様にしなければならぬ、經濟新體制に於ても先づ一定の利潤を定めて置いて後は本人の働き次第と云ふことになつてゐる」

深澤氏「第五條の『政府の指導するもの』とは何か」

星野總裁「總動員業務を行ふものの中政府の規定するものが例へば軍需工場等である」

深澤氏「新聞通信報道に對する方針如何」

伊藤情報局總裁(本社速記)「言論機關の統制は昨年の十二月半頃まで内務省の方が主管であつた、勿論内務省も政府の機關の一つであるが、以後私の方で引續いて行ふことになつた、今後どういふ方針でやつて行くかといふ事については目下慎重に研究中であるが大體の方針を云ふと實は言論界の統制と言つても今まで内務省で行つてゐた様に、理解に基いて協働してやりたいて、私共と機關もそれに相應しい體制をとつて進んで御教示し度い、かう思つてゐる、然らば戦時下に相應しい様な言論機關の體制についてどういふ様に

考へてゐるかといふとこれは中央、地方と色々な事情が異なるので果して新聞紙の数がどれだけ必要か、或は又その編輯の方針等も自ら中央地方に於ても各地に於いて事情を異にしなくてはならぬ、將來はさういふ方針であるかといふ事は考へてゐない、又現在の情報は私の方から出してゐるのは一縣一紙に限つてゐない、要するに言論機關も戦時下の體制でやつて貰ひ度いさういふ意味で若し必要があれば懇談し、兩方て協議をしてやつて行き度い」

馬場元治氏「國內にある外國資本や技術に對する對策如何」

星野總裁「外國の資本や技術の利用すべきものは利用して行く、又外國資本と我國の會社の契約の内容については監督して行く」

高橋義次氏「總動員法の發動に關する各各省間の連絡機關の必要はないか」

星野總裁「企畫院に各省次官等より成る參與會議があつて連絡を取つてゐる」

松村光三氏「第十八條三項による減免の特點は企業合同などを命令によらず自發的に行つた場合でも適用するか」

星野總裁「さういふ場合も考慮する」

中村氏「第十八條に設定せざる場合は政府は必要な處分をなすとあ

竹内企畫院第五部長「團體の場合

は代理執行、會社の場合は會社法に

よる設定命令をなす」

中村氏「第十八條二項により設備

權利などを讓渡された場合、設備に

伴ふ債務の處理に關する必要な命令とは何か」

竹内部長「讓渡された者に肩代り

させる場合その手續を完全ならしめ

るため勅令によつて商法、民法其の

他特別法の特例を設けさせる事にし

た」

かくて質疑を全部終了、七日政務調

査會役員と本委員との聯合會を開催

協議し、八日議員總會に諮つた上、

本委員會の討論採決を行ひ同日の本

會議に上程する事とし同六時十五分

散會

「東南洋こそ我が生命線

」星野企畫院總裁は六日初太郎氏の

質問に對し左の如く答辯)經濟新體

制の趣旨はその根本目標として日滿

支を一環とし大東亞の自給自足を確

立して共榮圏内に於ける資源によつ

て諸般の産業をうち立て之によつて

本當の自主獨往の經濟をうち立て、

行かうとするにある、現在のやうに

世界列國の狀況が漸次所謂新領國の

情勢を取るやうになり、而も段々と

所謂ブロック經濟が發達し大きなブ

ロックが出来てゐると云ふ狀況に於

ては、どうしてもその間に處して我

國の國威を保つために獨り日本内地

に止まらず内外地を合せ更に支那滿

洲を一體とし之を一環とする所の經

濟を打ち樹てなければならぬ、然し

最近の急速に變轉する狀況に應じて急速に日滿支共榮圈を構立するためには「東南洋」と云ふものを加へることが必要である、それ故の東南洋を加へたものを基礎として我國の自給自足の經濟を確保することを方針として進んで居るのである、而して之に對しては勿論共榮圈に屬する諸國と我國の關係は從來滿洲國の如く全く我國と一徳一心の關係にある國もあり、更に新たに生れた中華民國の如き一徳一心の關係に立つと云ふやうな心持のある國もある、然しその他に於ては尙十分列らぬ國もあり今日の情勢から見て自ら限度と云ふものがあつて共榮圈建設と云ふことが判らぬ國もある、併しながら之に對してはあらゆる方法をつくしてその完成を圖らなければならぬ、それを如何に具現するかについては外交軍事、その他の關係があつてこの席で申し上げられぬが要するに南方をあくまで我が國の國防經濟確立の生命線と考へて之を建設したいと考へて居る(本社速記)

利潤の不當抑制はす (近衛首相は六日の衆議院總動員法改正委員會席上小山倉之助氏の質問に對し左の如く答辯) 第一の私有財産の問題について御訊ねであるが申す迄もなく私有財産制度は憲法の認むる所である、今同總動員法が改正され又これが或る程度擴充せられる、それからまたその擴充發動によつて經濟の統制が強化せられるといふことに勿論なりませうが、これはどこ迄も憲法の條文に從つて行はれるのであつて決して私有財産制度を犯すといふが如き意味に考へられぬと思ふのである、政府は

飽くまでも憲法の定むる所によつて私有財産制度を尊重して參らなければならぬと思つて居る、第二は利潤に關する御所見であるがこれも屢々申し述べたやうに政府當局からも説明致したつもりであるが經濟の新體制に於いては各企業のそれ、その自主的の責任に於て運營せられ、さうして十分にその企業擔當者の創意と工夫とを盡して生産の増強に努めて利潤の増加を圖らなければならぬのである、唯利潤の追及といふことを最高の目標とし、これに専念して他を顧みないといふやうなことはこれは許すべきではないと思ふ、政府は決して利潤を認めない、或は利潤に不當の抑制を加へて生産の擴充を阻害するといふやうな事態が招來することを極力避けなければならぬと思つて居る、適正な利潤であれば十分之を認めて生産力の増強に寄與したいと考へてゐる、それから總動員法の改正の結果産業の社會化と言ふことが行はれてくるのではないかと言ふ問題であるが、今日の非常時局に際會して大東亞共榮圈を樹るためには限りある物資と限りある人力とを以て最大の能率を國家として持たねばならぬ、その爲めには民間

の各企業をして企業の公共性の自覺の下に其の自主性を保持して、積極的な創意と努力とをつくして各自の最大能率を發揮せしめると共に各企業をして相互に緊密に聯繫して有機的に一體となつて生産能率の昂揚に努められる様な組織を整へる事が必要である、而して之を政府の樹立する綜合的計畫に順應せしめて運營して行くことに依つて初めて生産力の擴充、經濟總力の發揮と言ふこと

が出来るのである、今回改正する國家總動員法も此の精神に基いて居るのであつて此の精神から逸脱して産業の社會化を行ふと言ふが如きことは毛頭考へて居らぬのである(本社速記)

戰時「官場訓」制定を考慮 (近衛首相は六日の衆議院總動員法改正委員會に於いて中原謹司氏の質問に對し左の如く答へた) 官吏制度についてはさきに御承知のやうに改革を行つたが官廳機構については不急不要の事務を整理しました事務の運行の上に於て出来るだけの簡易化を圖り、また能率化を圖つて時局の實情に眞に適合するやうに行政の運用を期さなければならぬと考へ(目下折角努力して居る、官廳の機構については今日の事態に即應して實情に即した改正整理を行つて民間の人が歸趨に迷ふやうなことがないやうに致したいと考へて居る、次に吏道の刷新についての御尋ねであるが之もしばしば申したやうに吏道の刷新官紀の振蕩を圖るといふことは今日の急務であるから只今お話の官場訓といふやうなものを定めるといふことも特に考慮して居る(本社速記)

無修正で可決 (三〇) 衆議院の國家總動員法中改正法律案委員會は八日午後一時十五分開會、長井源氏より補足の質問あつて討論に入り小山倉之助氏の本改正法案は實施以來の經驗に徴し不備の點を補正したもので軍備の擴充と國民經濟力の急速發展を期するため改正の諸點は何れも適切であると思ひ本案に賛成するも

のである、なほ本法の實施に當つては新經濟情勢に即應する官界新體制を速かに樹立し且つ總動員審議會の擴充運用に當つては本委員の空氣を充分斟酌せられんことを希望する

これにて討論を終了、採決に入り全會一致可決同一時卅分散會

機密の限界 (二二) 一日の衆議院國防保安法案特別委員會は午後一時三十五分開會、議事進行に關し肥田琢可、江原三郎兩氏より

戰時立法としてはこの法案は必要に於ては得ないものではあらうが、政府はこの際必要とする理由について率直に説明され度い

と希望し、これに對し田中陸軍省兵務局長より

外國の宣傳、謀略を防ぐのが目的で、一般國民は各自が自備すれば、斷じてこの法に觸れるものではない、寧ろ官吏とか軍人にその危険がある、本法は傳家の寶刀と云つすべきもので決して濫用すべきものではない

次いで一時四十七分秘密會に入り、午後三時半秘密會を解いて直ちに休憩、三時五十分再會質疑を續行 江原三郎氏 「機密の嚴守は必要であるが國務の眞相は國民に知らしめなければ、舉國一致は期待出来ない外國に漏洩するのを防止する特殊目的の爲め此の根本目的が失はれては意味がないと考へるが一體國務の機密とは如何なるものか」

秋山司法省刑事局長 「刑法に謂ふ國家機密とは國家の最高機密である上司の決裁を経て指定せられたるものに限る」 江原氏 「國家機密に屬するものと否との限界は如何」 秋山局長 「客觀的に標準は決つてゐるが、具體的には檢事の指導を仰り書類に印を指せる等の方法により國家機密として指定する」 江原氏 「例へば御前會議に出た問題は全部國家機密となるか」 秋山局長 「それ、その主管官廳に於てこれを決定する、又御前會議、樞密院會議に準ずるものとしては五相會議等に附議された事項等が豫想される」

江原氏 「帝國會議の秘密會議に於ける事項は如何」 秋山局長 「主管官廳でそれ、國家機密として指定する」 江原氏 「行政各部の重要事項とは如何」 秋山局長 「極めて程度の高いものである」

江原氏 「國家機密の業務に従事する者に如何にして國家機密が否かを知らしめるか又一度國家機密となつたものは永久の機密事項とされるのか」 三宅司法次官 「業務により取得したる國家機密とは、國家機密事項に従事する者が取得したる秘密事項であつて例へば新聞記者がこれを聞知したる如き場合でない」 江原氏 「機密を公にするとの規定中公にするとは如何なる程度を言ふか」 秋山局長 「不特定多數者に知らしむることを公にする」と稱す

第一日

機密の限界

國防保安委員會

第一日

江原氏 「秘密嚴守の義務ある者と
は何か」
秋山局長 「大體に於て官吏である
なほ此のほか議員、委員も含む、第
五條の如き場合は一般國民も秘密嚴
守の義務がある」

江原氏 「業務に關係なき者は機密
を公開するか又は外國に漏らした場
合のほか處されぬか」
秋山局長 「其の通りである」

江原氏 「業務に於て過失
によつて漏らしたる場合に過失
一般人の場合は過失を處罰しないか」
秋山局長 「其の通り」

江原氏 「例へば總理大臣が議會の
秘密會議で御前會議の内容を話すと
業務上の過失を以て處罰されるか」
秋山局長 「正當業務による場合は
處罰されない」

江原氏 「正當業務による場合と否
とは如何にして區別するか」
秋山局長 「當該官吏の正當權限で
あるか否かで區別する」

江原氏 「外國に漏洩する恐れもな
く而かも政治的に公表するが有
利であると思惟した場合の發表も處
罰されるか」
秋山局長 「その發表が當該官吏の
正當業務に屬しない場合は處罰され
る」

江原氏 「それは真相を知らして
政治教育を行ふことは出来ない」
秋山局長 「外國に漏洩するの犯意
を有せざる場合といへども業務に依
り犯した場合は過失であるがその他
の場合は罪とならぬ」

江原氏 「經濟攪亂、治安を害すべき
事項の斷定は裁判所に一任するか」
秋山局長 「治安を紊すべき事項の
範圍は自ら決つてゐる」

江原氏 「外國に利益を與へるの意
思なき場合は罪とならぬか」
秋山局長 「その通り」

江原氏 「本法により強制處分權を
檢事に與へた根據如何」
秋山局長 「官吏のうちでも相當地
位のあるもの又は外國人等も本法に
觸れる恐れがあるのでその捜査手續
は慎重を要する、又本法發動を政治
的に利用することゝなれば恐るべき
結果となる、故に捜査權を檢事に統
一して一元的に發動する必要がある
政治問題、外交問題等を惹起して面
白からざる事態の發生を防止するた
め、又犯罪の性質に鑑み成る可
く迅速に且つ秘密裡に事件を處理す
るためには一々判事の令狀を仰ぐこ
とは出来ないから檢事に捜査權を與
へることゝした」

江原氏 「行政官たる檢事にかゝる權
限を與へた理由如何」
三宅次官 「此の國家機密は漏れて
仕舞へば取返しがつかぬ故に事件搜
査を例へば行政檢束の如き手段で行
ふことは最近の事例に見ても不充
分である、さればと言つて判事の令
狀を要する事にすれば令狀を得るた
めに又檢束その他の手續を要するた
めが、敏速確實に捜査する爲め
檢事に權限を與へる仕組とした」

江原氏 「事實審の二審制度を一審制
度にしたのは何故か、事實の審理手
續を二審としても判事も辯護士も取
調上の機密を漏洩する心配はない」
三宅次官 「かゝる事件の國內國外
に及ぼす影響を考へると慎重迅速に
處理せねばならぬ、現行法でも内亂
罪の如きは一審で片付ける、裁判官
辯護士を信用しないのではないので
あつて成る丈に狭い範圍で且つ迅速
に事件を處理する爲めである、事實
審は一審ではあるが、大審院でも事
實審理をやらうと思へば出来る」

江原氏 「辯護人選定を被告の自由
とせず司法大臣の選定に限つた理由
如何」
秋山局長 「辯護士を信用しない趣
旨ではない、辯護士の中でもかゝる
事件に係り合つて欲しくない様な人
がある、例へば治安維持法で處分
を受けた如き人が辯護に立つことを不
適當としたからである」

濱野徹太郎氏 「政府委員の答辭に
よれば國家機密の認定は檢事がす
るものと解してよいか」
秋山局長 「起訴する場合には檢事
が認定するのである」

濱野氏 「官廳文書等は下僚が取扱
ふ場合が多いがこれらに國家機密で
あるとすることを知らしめる方法は如
何」
秋山局長 「各省の省議等に諮り大
臣の決裁を得て國家機密であるか否
かを決定するから下僚でも判る」

濱野氏 「省議に迄至らずとも局長
權限に屬する事項でも國家機密に屬
するものがあるが如何」
秋山局長 「權限の範圍の問題でな
く機密の認定を省議で決める」

濱野氏 「憲法第五十二條によれば
議員は院内に於ける發言につき院外
で責を負はないことになつてゐる、
議員の發言は何れも重要國務に關連
するがこれも本法で取縮られるか熟
議の上明答を乞ふ」
秋山局長 「この政府の他日の答辭を要求し、次
いで關聯事項として

眞鍋義十氏 「秘密會に於ける政府
の言明中機密に亘るものは指定して

發言すると言はれるが然らば右指定
以外の部分については秘密を守るの
要なきや」

秋山局長 「機密として指定した以
外の事項は秘密の限りでない」
眞鍋氏 「平素秘密でない事でも秘
密會で機密事項と指定されれば部外
に言つてはいけぬか」

司法次官 「秘密會でかく／＼の事
項が機密と指定されたら云ふことを
漏らさざれば本法で罪となる」
長谷谷次氏 「平素秘密でないこと
でも秘密會で機密と指定されれば機
密となるか」

司法次官 「國家機關が秘密と指定
した事は秘密として取扱はれない」
岡田喜久治氏もこれに關聯して質問
した事

司法次官 「機密に指定されたらと云
ふ事自體が機密である場合はそれに
付いても秘密嚴守の義務がある」
かゝつて午後五時十分散會

第二日

機密の基準は勅令で示す
【三二】 三日の衆議院國防保安法委
員會は午前十時十五分開會去る一日
の委員會で問題となつた諸點につき
秋山刑事局長より別項の如く補足的
説明あり、次いで

長谷谷次氏 「衆議院は有機的一體
を爲してゐるものである委員が秘密
會に於ける國家機密を委員外議員に
洩らした場合本法に觸れるか」
秋山刑事局長 「正當業務に依らざ
れば機密は罪となる」

岡田喜久治氏 「議員は傍聴の自由
を有するものである、偶々傍聴した
場合も機密に亘るものは指定して少
な大罪執行爲を犯す場合は決して少
な大罪執行爲を犯す場合は決して少

は不當ではないか」
田村秀吉氏 「秘密會は法案審議上
の必要から開かれるものであるが、
その内容を一部の議員のみしから
せないとするは議會全體としての法
案審議が出来ないではないか」
松田喜三郎氏 「世上既に流布され
てゐる事柄でも秘密會で國家機密に
指定されたが爲め機密となつた
らば、秘密會の出席者のみが機密嚴
守の責を負ふ一般人はその責を負は
ないことゝなるではないか」
野村委員長 「此の點は重大問題で
あるから政府に於て熟慮の上答辭さ
れ度い」
岡田喜久治氏 司法省内に新設する
監察制度とは如何」
秋山局長 「専任監察官を任命し非
違の摘發に當らせる方針である」
鈴木文治氏 「専任の防諜檢事は何
人位おつか」
秋山局長 「二十人位設置する方針
で十六年度追加豫算として要求中
である」
三田村武夫氏 「本法第八條第九條
の違反の事件は外國を利する意思あ
る場合に限らされてゐるが實際には外
國に情報を漏らすことは却つて日本
と外國との關係を好轉せしめんとし
て行はれる場合が多いのではないか
これを處分しないのは取縮上不充分
ではないか」
秋山局長 「情報は綜合すれば役に
立つが個々の情報では役に立たない
ものが多い、従つて外國を利するの
犯意なくして情報を漏らした場合は
は處罰しないことゝした」
三田村氏 「目的意識なくして重

くない、かゝる場合を取締らなければ不十分ではないか」
秋山局長 「本法は兎角世上から無用の危懼を以て見られてゐる従つて犯意のないもの迄も處罰するのは少し酷であると思つた」

三田村氏 「かくの如き不徹底なことでよいか」
田中陸軍兵務局長 「當該行爲者に犯意がなくともこれを操縱する背後關係に犯意があればそれを取締つて諜報團體を根絶する」
と答へこれに關連して
猪野毛利榮氏 「本法により檢舉されることは日本國民として恥辱である、國民は皆防諜の心懸けを有してゐるから各國務大臣が出席して國論の統一に關する信賞必罰の根本方針を言明せられたい」

と要求し、また三田村武夫氏から
「國家の重要情報が高官から外國に漏泄されてゐる例は多々ある、しかも充分取締りが行はれてゐない、政府がしつかり肚を決めてかゝらねばかゝる法律を作つても無駄ではないか」
上層部に對しても内務當局は強硬決意をもつて取締に臨みたい
橋本警保局長 「外國の思想諜略に對しては當局は萬全の措置を執つてゐる國內に於ける反國家的言論に對しては如何なる方法を問はず斷乎たる處分をする」

三田村氏 「第三條に所謂『業務により』と云ふ業務とは官吏や軍人ではないが日銀とか三井、三菱の如き經濟機關で國家機密事務に従事する者は含まないか」
秋山局長 「機密の取扱が職務である場合業務となるので只今指摘された如き者は偶々國家機密を取得して

も業務とはならぬ、かゝるものは第五條により取締る但し國家事務を代行する場合は別である」
これに關聯して他の委員よりも質疑あり
秋山局長 「衆議院議員が秘密會で機密を知得したのは業務によるものである、辯護士は機密事項を取扱ふのが本來の職務でないから係争事件と云ふことを得ない」
小高長三郎氏 「(一)本法により政治、外交、經濟に關する言論が取締られることは政治家や言論機關にとつては酷である、戰時中特に防諜の必要があれば臨時立法としては如何

(二)本法は政治的に濫用される危険が多い、此の意味から戰時暫定法とする考へはないか」
柳川法相 「本法の制定は眞に己むを得ずして行はれるもので國際情勢が平靜に復しその必要がなくなれば何れ本法の改廢は問題となつて來るであらう、次に本法を政治的に利用することは司法部として嚴に戒しめ、他の官廳とも充分連絡をとり本法を防諜以外の目的に利用することは斷じてないことを確言する」
田中局長 「戰時暫定立法とせよとの論であるが防諜は平時に於てこそ必要なのである」

小高氏 「陸軍としても戰時暫定法としての建前をとる様に再考されたか」
長谷次氏 「本法の提出はむしろ遅き憾みがある、平時に於て充分本法を運用することとされたい」
と小高氏に反對意見を述べれば
眞鍋儀十氏 「本法が平時立法か戰時立法かについては政府部内の意見

が必ずしも一致してゐない様であるから協議の上明答されたい」
と希望し
田村秀吉氏 「秘密會の事項を委員外議員に洩らした時本法に觸れるや否やについて特に政府の明答を要求する」
かくて午後零時十五分休憩
午後一時六分再開
猪野毛利榮氏 「此の國防保安法の運用如何によつては萬邦無比の我が國から非國民を出す結果ともなる、首相は此の法律を運用するに付て如何なる心構へありや」
と前提して
「(一)かかる匪徒輩出の淵源が大學にあつたことは遺憾である、首相は教學の根本的大刷新を斷行するの決意ありや(二)國家機密の機密に携はるものは一般人民に非ずして高官である從來下層國民には法の運用が酷に上層部には緩であつたが今後は上層部官吏の振肅を行はねばならぬが政府は官吏再教育の覺悟ありや(三)時勢の逼迫に伴ひ憲法の大精神を云々するものがある、憲法政治をあく迄遵守せしめて政治は行はれないか政府の所見如何(四)下層國民は峻嚴に摘發するが、上層部に對しては所謂政治的解決と稱して有耶無耶に片付けた事例が多い、首相極相の如き大官と雖も非違は斷乎處罰するの根本方針を明かにせねば國民は政府を信用しない(五)陸軍は今日國家の推進力であるが官界の肅清に先んじて先づ陸軍から肅軍を斷行されたい」
近衛首相(本社速記) 「萬邦無比の我が國においてかくの如き法律を作らなければならぬと云ふことは根本において眞に遺憾なことであるが

然し今日の國際狀勢の現狀に鑑みかかる法律の提出を見るのも亦一面において已むを得ぬことと考へ、従つてこれが運用に關しては極めて慎重なる考慮を必要とする即ちその運用はもつとも慎重でなければならぬと考へ、現在の思想界について御心配の様なお話であつたが、私もまことに同感で殊に教學については大學の肅正は歴代内閣が多分の骨を折つてゐるところであるが未だ完全に徹底してゐるとは考へない、この點については今後大いに努力するつもりである、國家の機密等は從來洩れるのは上層方面に多いと云ふ様なお話であつた、然し私は必ずしもさう云ふ事實があるかどうか知ら

ないが、假りにさう云ふことがあつたとすればこれは由々しきことであつてかくの如き法案が出た以上はこれを實行するに當つては勿論上下の區別等について何等の考慮を拂ふ必要はない、此點については何等不安あつて之によつて御諒承願ひ度い」
秋山局長 「陸軍は軍人に賜はりたる御勅諭の精神に基づいて行動してゐる、殊に軍紀、綱紀の肅正に付てはあくまで嚴正適確を期してゐる」
三田村武夫氏 「法案第三條、四條、五條、七條に謂ふ『公にする』の意義如何」
秋山刑事局長 「不特定多數人に知らしめることを謂ふ」
三田村氏 「第八條は情報探知の集の行爲のみを罰するので外國に通報したる行爲乃至は公にする行爲は處罰しないか」

秋山局長 「探知若しは收集のみを處罰する規定である」
三田村氏 「外國通報は第九條によつて取締るが如きであるが第八條所定の目的を以て外國に通報する行爲は條九條に該當しないと思ふが如何」
秋山局長 「外國に通報することは探知收集の程度を超えてゐるから外國通報の行爲は第八條に包含される」と解すべきである」
三田村氏 「第八條は外國通報を事前に豫防する規定で事後の懲罰は目的とするものでないと思ふが如何」
秋山局長 「比較的輕微な場合の規定で重大なる外國通報は他の條文で處罰する」
北浦吉太郎氏 「第八條にも第四條第二項の如き規定を附加しては如何」
三宅司法次官 「それではあまりに強過ぎる、實際は情報探知收集よりも比較的輕微なものがあるから特に第八條を設けた」
北浦氏 「探知收集のみでは實害を伴はないから輕微だと云はれるが法文の整備上不十分ではないか」
と念を押し
三田村氏 「治安を害す事項の流布とは具體的に如何なる事を指すか」
秋山局長 「政局不安その他國家的秩序を變更することに於て治安紊亂を齎す重要な事項を不特定多數人に流布することである、流布とは必ずしも秘密事項のみでなく公開の事柄を擧めることも含む」
三田村氏 「第九條第十條に於て何が治安を害するか、何が國民經濟の運行を阻害するかは檢事の認定に係るものであるが、具體的には如何なることを指すのか示されたい」

秋山局長 「探知若しは收集のみを處罰する規定である」
三田村氏 「外國通報は第九條によつて取締るが如きであるが第八條所定の目的を以て外國に通報する行爲は條九條に該當しないと思ふが如何」
秋山局長 「外國に通報することは探知收集の程度を超えてゐるから外國通報の行爲は第八條に包含される」と解すべきである」
三田村氏 「第八條は外國通報を事前に豫防する規定で事後の懲罰は目的とするものでないと思ふが如何」
秋山局長 「比較的輕微な場合の規定で重大なる外國通報は他の條文で處罰する」
北浦吉太郎氏 「第八條にも第四條第二項の如き規定を附加しては如何」
三宅司法次官 「それではあまりに強過ぎる、實際は情報探知收集よりも比較的輕微なものがあるから特に第八條を設けた」
北浦氏 「探知收集のみでは實害を伴はないから輕微だと云はれるが法文の整備上不十分ではないか」
と念を押し
三田村氏 「治安を害す事項の流布とは具體的に如何なる事を指すか」
秋山局長 「政局不安その他國家的秩序を變更することに於て治安紊亂を齎す重要な事項を不特定多數人に流布することである、流布とは必ずしも秘密事項のみでなく公開の事柄を擧めることも含む」
三田村氏 「第九條第十條に於て何が治安を害するか、何が國民經濟の運行を阻害するかは檢事の認定に係るものであるが、具體的には如何なることを指すのか示されたい」

秋山局長 「探知若しは收集のみを處罰する規定である」
三田村氏 「外國通報は第九條によつて取締るが如きであるが第八條所定の目的を以て外國に通報する行爲は條九條に該當しないと思ふが如何」
秋山局長 「外國に通報することは探知收集の程度を超えてゐるから外國通報の行爲は第八條に包含される」と解すべきである」
三田村氏 「第八條は外國通報を事前に豫防する規定で事後の懲罰は目的とするものでないと思ふが如何」
秋山局長 「比較的輕微な場合の規定で重大なる外國通報は他の條文で處罰する」
北浦吉太郎氏 「第八條にも第四條第二項の如き規定を附加しては如何」
三宅司法次官 「それではあまりに強過ぎる、實際は情報探知收集よりも比較的輕微なものがあるから特に第八條を設けた」
北浦氏 「探知收集のみでは實害を伴はないから輕微だと云はれるが法文の整備上不十分ではないか」
と念を押し
三田村氏 「治安を害す事項の流布とは具體的に如何なる事を指すか」
秋山局長 「政局不安その他國家的秩序を變更することに於て治安紊亂を齎す重要な事項を不特定多數人に流布することである、流布とは必ずしも秘密事項のみでなく公開の事柄を擧めることも含む」
三田村氏 「第九條第十條に於て何が治安を害するか、何が國民經濟の運行を阻害するかは檢事の認定に係るものであるが、具體的には如何なることを指すのか示されたい」

秋山局長 「探知若しは收集のみを處罰する規定である」
三田村氏 「外國通報は第九條によつて取締るが如きであるが第八條所定の目的を以て外國に通報する行爲は條九條に該當しないと思ふが如何」
秋山局長 「外國に通報することは探知收集の程度を超えてゐるから外國通報の行爲は第八條に包含される」と解すべきである」
三田村氏 「第八條は外國通報を事前に豫防する規定で事後の懲罰は目的とするものでないと思ふが如何」
秋山局長 「比較的輕微な場合の規定で重大なる外國通報は他の條文で處罰する」
北浦吉太郎氏 「第八條にも第四條第二項の如き規定を附加しては如何」
三宅司法次官 「それではあまりに強過ぎる、實際は情報探知收集よりも比較的輕微なものがあるから特に第八條を設けた」
北浦氏 「探知收集のみでは實害を伴はないから輕微だと云はれるが法文の整備上不十分ではないか」
と念を押し
三田村氏 「治安を害す事項の流布とは具體的に如何なる事を指すか」
秋山局長 「政局不安その他國家的秩序を變更することに於て治安紊亂を齎す重要な事項を不特定多數人に流布することである、流布とは必ずしも秘密事項のみでなく公開の事柄を擧めることも含む」
三田村氏 「第九條第十條に於て何が治安を害するか、何が國民經濟の運行を阻害するかは檢事の認定に係るものであるが、具體的には如何なることを指すのか示されたい」

秋山局長 「探知若しは收集のみを處罰する規定である」
三田村氏 「外國通報は第九條によつて取締るが如きであるが第八條所定の目的を以て外國に通報する行爲は條九條に該當しないと思ふが如何」
秋山局長 「外國に通報することは探知收集の程度を超えてゐるから外國通報の行爲は第八條に包含される」と解すべきである」
三田村氏 「第八條は外國通報を事前に豫防する規定で事後の懲罰は目的とするものでないと思ふが如何」
秋山局長 「比較的輕微な場合の規定で重大なる外國通報は他の條文で處罰する」
北浦吉太郎氏 「第八條にも第四條第二項の如き規定を附加しては如何」
三宅司法次官 「それではあまりに強過ぎる、實際は情報探知收集よりも比較的輕微なものがあるから特に第八條を設けた」
北浦氏 「探知收集のみでは實害を伴はないから輕微だと云はれるが法文の整備上不十分ではないか」
と念を押し
三田村氏 「治安を害す事項の流布とは具體的に如何なる事を指すか」
秋山局長 「政局不安その他國家的秩序を變更することに於て治安紊亂を齎す重要な事項を不特定多數人に流布することである、流布とは必ずしも秘密事項のみでなく公開の事柄を擧めることも含む」
三田村氏 「第九條第十條に於て何が治安を害するか、何が國民經濟の運行を阻害するかは檢事の認定に係るものであるが、具體的には如何なることを指すのか示されたい」

三宅次官 「例へば米騒動が起つて軍隊が鎮壓に向つてゐることを外國に通報したり、又は大阪東京の如き大都市で預金の取付けを大規模に策動するとかの事例である、普通抽象的に統制經濟がうまくいかぬと云ふ程度のことを喋舌つたのでは本法に問はれない、又犯人に法定の目的があつたか否かは検事が認定するのであつて實際問題としては極めて困難であるが檢舉に當つては上司に稟請せしむることゝして濫用されることなきを期した」

三田村氏 「検事に強制権を有せしめる本法案の捜査手續は第二章に依り各種犯罪に準用されることになつてゐる、本法に依れば従来の非合法の行政檢束は全部合法化される、これは判事中心の捜査手續の大部分が無くなつて我が刑事訴訟手續上の大改革である、斯かる事は極めて重要な問題であるがこの改正を加へた根據如何」

三宅次官 「第十六條所定の引用法令は極めて多數に上るが孰れも外國と通謀しての犯罪に關するものである第一章の罪と同様の刑事手續に依るためこれ等の犯罪については第二章の手續に依ることとした」

三田村氏 「検事の強制權發動の適正を期する爲めに司法警察官の防禦上の特別訓練が必要であるが司法省に具體案ありや」

三宅次官 「毎年豫算を計上して司法警察官の訓練を行つてゐる」

田村秀吉氏 「法案第一條所定の國家機密についての政府の説明は或は官廳の指定に依ると云ひ或は裁判所の認定に依ると云はれるが何れが眞か」

秋山局長 「各官衙長官の指定により始めて國家機密になるのではない客觀的に決つてゐる、それを各官廳に於て誤つて國家機密と指定しても裁判所の認定によつて是正される、主務官廳の指定と検事の認定とが異なることは萬あるまいと思ふが理論的には若し兩者異れば検事の認定の方が正しいのである」

田村氏 「各官廳で指定しなかつたものでも検事の認定により機密となすのか」

秋山局長 「重要機密で秘密度の高いつても何と何がこれに屬するかはわかる筈である」

田村氏 「準備したる事項とは何か」

秋山局長 「會議の案文とかその他附屬書類である」

田村氏 「法案中業務とは職務と如何に差異ありや」

秋山局長 「業務の方が職務より範圍が廣い」

田村氏 「國家機密の範圍を明確な基準で定めては如何」

秋山局長 「勅令を以て明記して指定するつもりで準備中である」

田村氏 「業務では意味が廣すぎる職務と改めるが適當と思ふが勅令に業務が職務の意に解すべき旨を明記しては如何」

秋山局長 「業務とは法律上の用語であるから別に勅令に解釋を明記する考へはなし」

田村氏 「特定内閣に反對の意見を有しこれを倒さんとしつゝある者が政治上の情報を探知收集すれば戦時下に於ては政變を來し國防上の利益を害する目的を有するとの認定のもとに第八條により政治的檢舉をされる危険がある、本條は此の意味で國內

の政治謀略に利用される恐れが多分にある、第八條第九條の三ヶ條は目的の罪となつて居り目的の有無は検事の認定に俟つてのほかないからこれらの條文は濫用される可能性が多し、特にこれを必要とした理由如何」

三宅次官 「これらの條文を必要とする具體的な事例はこゝで申上げられぬ、濫用に付ては嚴に戒める」

田村氏 「検事が本法による強制権を發動する以前に行政執行法による行政檢束が出来るが本法に關する限り行政執行法に比して如何」

秋山局長 「行政執行法による檢束處分は獨自の必要によつて行はるべきもので他の犯罪の捜査手段に利用されるべきではない、本法の犯罪捜査の爲め行政檢束を濫用することは絶対にない」

田村氏 「控訴審が認められてゐない本法では檢事起訴は極めて慎重であることを要する具體的の考慮を拂つてゐるか」

三宅次官 「起訴に檢事總長の指令を仰ぐのは現在でもやつてゐる、本法に付ても同様である」

田村氏 「辯護士の指定は如何にして行ふか」

三宅次官 「大部分の辯護士を豫めリストに記載してその中から指定する、特殊不適當な辯護士を此のリストから除外する」

田村氏 「國家が公認した辯護士をリストから除外することは不穩當である、又被告に辯護人の選擇の自由を與へる意味から云つても官選制度を改めて許可制度としては如何」

三宅次官 「折角被告が選定した辯護人を裁判所が不許可にしたのでは

却つて辯護士に迷惑である、又機密漏洩を防止する爲めにも辯護士は官選を必要とする」

田村氏 「第三十一條の書面審理を改めて口頭審理の原則を維持し必要に應じて裁判公開を禁止することゝしては如何」

秋山局長 「裁判公開を禁止しても口頭で審理すれば尙ほ或程度まで機密が漏れるから書面審理とした」

北浦圭太郎氏 「法案第七條の過失處罰は一般刑法に比して酷であるが本條を設けた理由如何」

秋山局長 「事の性質上充分の注意を要するので情狀により輕きものは罰金刑となつてゐる」

北浦氏 「法案第十五條には檢事の沒收を認めてゐるが刑法第九條の精神よりすれば沒收は一の裁例であるこれを檢事に認めた根據如何」

秋山局長 「第十五條の沒收で沒收ではない本法に於ては刑法上の沒收でなく一つの行政處分として檢事にこれを認めたのであつて他にもかかる事例がある」

北浦氏 「第一條の「其他に關する重要な國務」を例示されたい」

秋山局長 「此の席で言明しかねるから他の機會に説明する」

三田村氏 「日本を經由して滿支方面へ旅行する外國人に大官が紹介状や添書を書く爲め取締上困ることが多い又治外法權の特權もない外國人が帝國議會内を見學したりする例は珍しくない、充分取締られたい」

田中兵衛局長 「最近在郷將校や外務省官吏の紹介状が濫發されてゐることは自分も聞いてゐる、在京外國人の目に餘る行為に付ても詳細に調べがついてゐるから今後殊に本法が

成立すれば充分取締る」

かくて午後四時十八分散會

國防保安法の政治的利用無し

(本格的審議に入つた三日の衆議院國防保安法委員會に於て秋山判事局長は開會劈頭審議第一日以來問題となつてゐた諸點につき左の如く補足的に答辯した)

(一) 議員の議院内に於ける發言の自由と本法との關係については一應の腹案は有るが、なほ關係各省協議の上政府としての意見を纏めて他日言明する (二) 世上既に流布されてゐる事柄が秘密會等で國家機密と指定された場合は矢張り爾後機密として取扱ひを受ける (三) 本法第一條に謂ふ國家機密とは所謂自然秘と云ふものであつて特に官廳の指定を俟つて初めて機密となるべき性質のものではない、只それは國防上必要なものに限られ従つて高度の秘密性を有するもののみであるから通常一般人の與り知らぬことである、又國家機密の範圍は自然秘の性質上客觀的に定まつてゐるが、實際上の取扱ひとしては主務官廳において指定するその手續は主務大臣又は會議の長の決裁を経てこれを行ひ、通して事務取扱上最限度の係官に通知し、尙ほ圖書物等關係物件に特別の印を附して注意を惹くこととする唯此の行政上の指定は裁判所を拘束するものでないから結局は裁判所の認定によつて國家機密なりや否やが決定されることとなる (四) 本法違反事件の檢舉は國內外の財政、外交、經濟に重大影響ある事柄であるから檢束には慎重を要し主要事柄には専門知識を有する防禦檢舉を置くこととする

又本法違反は事件大規模にして組織

成立すれば充分取締る」

かくて午後四時十八分散會

國防保安法の政治的利用無し

(本格的審議に入つた三日の衆議院國防保安法委員會に於て秋山判事局長は開會劈頭審議第一日以來問題となつてゐた諸點につき左の如く補足的に答辯した)

(一) 議員の議院内に於ける發言の自由と本法との關係については一應の腹案は有るが、なほ關係各省協議の上政府としての意見を纏めて他日言明する (二) 世上既に流布されてゐる事柄が秘密會等で國家機密と指定された場合は矢張り爾後機密として取扱ひを受ける (三) 本法第一條に謂ふ國家機密とは所謂自然秘と云ふものであつて特に官廳の指定を俟つて初めて機密となるべき性質のものではない、只それは國防上必要なものに限られ従つて高度の秘密性を有するもののみであるから通常一般人の與り知らぬことである、又國家機密の範圍は自然秘の性質上客觀的に定まつてゐるが、實際上の取扱ひとしては主務官廳において指定するその手續は主務大臣又は會議の長の決裁を経てこれを行ひ、通して事務取扱上最限度の係官に通知し、尙ほ圖書物等關係物件に特別の印を附して注意を惹くこととする唯此の行政上の指定は裁判所を拘束するものでないから結局は裁判所の認定によつて國家機密なりや否やが決定されることとなる (四) 本法違反事件の檢舉は國內外の財政、外交、經濟に重大影響ある事柄であるから檢束には慎重を要し主要事柄には専門知識を有する防禦檢舉を置くこととする

又本法違反は事件大規模にして組織

又本法違反は事件大規模にして組織

又本法違反は事件大規模にして組織

的なる犯罪であるから重大犯罪につ
いては檢舉に付き司法大臣の認可を
稟請せしむることとし度い、此の二
つの方法によつて本法による檢舉の
檢舉が政治的に利用されることの断
じてなきを期し度い(五)本法は主
として官吏の機密漏泄を防ぐのが目
的であるから一般國民が不當に本法
に問はれる恐れは決してない、此の
點は一般國民は安心してよい(六)
檢舉に捜査上の強制権を附與した
は事件の性質に鑑み急速に且つ統一
的に檢舉を斷行せねばならぬ特殊
に基く、現行法の如く檢舉に訊問の
權限すらない様では大規模な間諜犯
罪の檢舉に萬全を期する事は出来な
い、檢舉に強制権を與へた結果やり
過ぎて人權蹂躪の危険を惧れる向き
もあるが、これについては檢舉手續
を合法化し又司法省内に監察制度と
高官を以て諮問機關を設置し此の兩
者相俟つて人權蹂躪のことなきを圖
る考へである

第三日

國民大衆を對象とせず

【三】四日の衆議院國防保安法案
委員會は午前十時十五分開會三日の
三田村武夫氏の質問に對し
大橋外務次官 「今後外國人に紹介
状を與へるには何れの點から見ても
確實であると言ふ場合以外には與へ
ない方針である、又如何なる地位に
ある外國人と雖も苟くも謀報行為が
あれば斷乎國法に照して處罰する」
野村委員長 「此の趣旨を文書にし
ても部内官吏に傳達するや」
大橋次官 「本法の成立を機會に在
外公館に通牒を發して趣旨の徹底に
努める」

鈴木文治氏 「從來の事實は認める
か」
大橋次官 「事實の調査はしてゐな
いが、事變前にはかゝる點に就いて多
少不注意な事があつたかと思はれる
本法の成立を機會に充分改める」
長谷長次氏 「國家機密の限度は法
案第一條の第一號乃至第三號所定の
事項であると思はれる、國民に對し
公知になつてゐる機密の境界は第一
條文であると思ふが如何」
三宅司法次官 「然り」
長谷氏 「勅令により國家機密を指
定すると言はれるがこの勅令で指定
されたものと第一條所定の機密との
關係如何」
秋山刑事局長 「國家機密の限度を
勅令で定めるのではなくその取扱方
を勅令で定める」
長谷氏 「具體的には如何に定める
か」
秋山局長 「機密事項であることを
周知せしむる爲如何なる印を押すか
とか又は如何なる符牒を着けるか等
の方法を勅令で規定する」
西田郁平氏 「第五條の犯罪構成要
件には違法の認識を必要とするか」
秋山局長 「必要とする」
長谷氏 「第一條に定むる重要な
國務を具體的に例示されたい」
三宅次官 「秘密會で言ふ」
長谷氏 「第三條の業務によりとは
解釋が岐れるが業務の中に官吏の
爲す職務は勿論これに附隨し參畫す
ることにより當然機密を知るべき職
業、企業は此の業務に屬する、此の
意味で辯護士が知つた機密は業務に
より知得したことになると思ふが
如何」
秋山局長 「辯護士は法廷に於て職

務として機密を知つた場合は矢張り
業務により知得したことになる」
長谷氏 「衆議院議員が秘密會で知
得した事項を秘密會に出席せざりし
他の議員に話すと云ふが適法か否か
過般來問題となつてゐるが議院の有
機的一體性から見て正當業務による
ものである等の法理解釋は不要であ
つて話すのは當然のことと思はれる
が如何」
三宅次官 「秘密會に於て議員が知
得したる機密事項を他の議員に知ら
しめることは國防保安法の違反とは
なりやの質問に對し
三郎氏の本法は恒久法なりや臨時立
法なりやの質問に對し
柳川法相 「現時の國際情勢の機微
に鑑み本法の立法を必要としたので
ある、此の國際情勢にして著しき變
化なき限り本法の必要性は失はれな
い、然し將來事態が根本的に變れば
再検討することとなり、これは政
府部内一致の見解である」
小高氏 「本法は國民に對する緘口
令であるから是非ともこれは戦時だ
けの立法とされたい」
法相 「現下情勢は何時迄が戦時で
何時からが平時に復すると云ふ區分
を附けることは出来ない、平時でも
軍機保護法の如き機密保護の法律は
ある、本法は將來事態が全く變れば
改廢その他のことが考へられるかも
知れないがいまその時期を明示する
わけにいかぬ」
長谷氏 「本法第一條乃至第七條の
狙ひは上層部の政治謀略、外交陰謀
の取締にあると思ふがそれでよい
か」
法相 「國家機密が外國に漏れるの

を防ぐのが目的で特に上層とか下層
とかを目標とするものではない、違
反者に對してはその身分地位の如何
を問はず取締る」
長谷氏 「かゝる高度の秘密は上層
階級以外に知得することはない」
法相 「如何なる機密でも特定範圍
の者に知らしめずして上層部の者獨
り知つてゐるだけでは國務が運行
されない、従つて何人かの機密知得
者がありうるわけで本法は特に上層
部のみを目標とするのではない」
長谷氏 「檢舉、憲兵隊長が機密の
認定をする場合は當該事項が本法第
一條及び行政各部の長の指定にあて
はまるか否かを唯一の標準とすべき
ものと思ふが如何」
秋山局長 「其の通り」
長谷氏 「檢舉は取締るべき機密を
上司の命を受けて初めて承知するの
か又は自らこれを知り得る機會があ
るか」
秋山局長 「例へば閣議で機密事項
を指定すれば總理大臣から各省の省
議で指定すれば各省大臣からそれぞ
れ書面又は口頭で傳達する、なほ本
法の捜査は檢舉一本で憲兵隊長は司法
警察官としてこれに協力することに
なる又取締の必要が檢舉に及ぶのは
豫め國家機密の何たるかを知らせお
かねばならぬが元來自然秘であるか
から自ら判る、若し疑義あれば主務官
廳に問ひ合せればよい」
長谷氏 「行政官廳の機密指定は檢
事の認定により拘束を受けるか」
秋山局長 「主務官廳の指定と檢舉
の認定との間は喧ひ違ひはあるま
いと思ふが理論上兩者異なるれば裁判
所の認定により行政官廳の指定は拘
束される例へば公知の事項を行政官

廳が指定してもそれは自然秘として
の要件を缺くから裁判所は行政官廳
の指定を無効と爲すことがありうる
裁判所は指定定事項につき他の干渉
拘束を受けるものではない」
十一時五十分休憩、午後一時十五
分再開
長谷長次氏 「法案第八條は九條十
條に比し輕微な罪を處罰するものと
當局は説明されるが之は本法で取締
らんとする犯罪はこの程度で檢舉す
るのが豫防上適當と認められたから
であると思ふが如何」
大竹刑事局長第一課長 「特にそうい
ふ意味ではない比較的輕い罪を本條
で取締らうといふのである」
長谷氏 「長谷氏財政外交上の諜報
が外國に通報されることを本人は知
らなくとも結果に於て通牒利用され
る場合は實際問題として澤山あり得
るが第八條を適用する場合この點の
境界如何」
秋山刑事局長 「第八條は國防上利
益を害する通牒に用ひる目的をもち
又は用ひられる可能性の認識あるこ
とを要件とするからその主觀が無け
れば結果が如何に重大であつても罪
とならない」
長谷氏 「本人にその目的即ち犯罪
があつたか否かは如何にして決める
か」
大竹第一課長 「本人が自首する場
合は明瞭であるが自首せずとも例へ
ば外國から金を貰つてゐること又常
にかゝる行動をなすものであるか否
かを客觀的條件によつて犯罪の有無
を認定出来る」
長谷氏 「本法の檢舉強制捜査權が
が現在の行政執行法に依る檢束の如
く濫用されては國民がたまらない、

法相 「國家機密が外國に漏れるの
を防ぐのが目的で特に上層とか下層
とかを目標とするものではない、違
反者に對してはその身分地位の如何
を問はず取締る」
長谷氏 「かゝる高度の秘密は上層
階級以外に知得することはない」
法相 「如何なる機密でも特定範圍
の者に知らしめずして上層部の者獨
り知つてゐるだけでは國務が運行
されない、従つて何人かの機密知得
者がありうるわけで本法は特に上層
部のみを目標とするのではない」
長谷氏 「檢舉、憲兵隊長が機密の
認定をする場合は當該事項が本法第
一條及び行政各部の長の指定にあて
はまるか否かを唯一の標準とすべき
ものと思ふが如何」
秋山局長 「其の通り」
長谷氏 「檢舉は取締るべき機密を
上司の命を受けて初めて承知するの
か又は自らこれを知り得る機會があ
るか」
秋山局長 「例へば閣議で機密事項
を指定すれば總理大臣から各省の省
議で指定すれば各省大臣からそれぞ
れ書面又は口頭で傳達する、なほ本
法の捜査は檢舉一本で憲兵隊長は司法
警察官としてこれに協力することに
なる又取締の必要が檢舉に及ぶのは
豫め國家機密の何たるかを知らせお
かねばならぬが元來自然秘であるか
から自ら判る、若し疑義あれば主務官
廳に問ひ合せればよい」
長谷氏 「行政官廳の機密指定は檢
事の認定により拘束を受けるか」
秋山局長 「主務官廳の指定と檢舉
の認定との間は喧ひ違ひはあるま
いと思ふが理論上兩者異なるれば裁判
所の認定により行政官廳の指定は拘
束される例へば公知の事項を行政官

檢舉の適正合法を期する方策ありや

大竹第一課長 「司法警察官は檢舉の指揮を俟つて行動する、檢舉の前に司法警察官が内偵は勿論するが檢舉は檢舉の命令を俟つて行ふ、而してその命令の責任を明らかにする爲に、検査の令状には發令権利の官職を明記せしむる」

田中兵務局長 この時特に發言を求め次の如く保安法制定の意義を明らかにした

田中兵務局長 (本社速記) 「外國の日本に對する秘密戰の遣り方は凡ての國家と同じく先づその國に對して宣傳戰をやる同時に諜報戰といふものをやるのである、秘密諜報戰である、諜報といふのは國家樞要の内情を探るのである、宣傳といふのは國民を誤らせ然る後謀略を行ふことである、謀略には政治的謀略、軍事的謀略、經濟的の謀略もある、本法案は外國から日本に對する秘密戰の攻撃を絶對に防止しやうといふ所に主眼を置いてある、一徳一心になれば本法案はいらぬのではないか? その通りである、然し實情はどうであらうかこの席上では實情の抽象的なことを申し上げ度いと思ふ、滿洲事變以來國內に非常な相剋が起つた、五・一五事件は何によつて起つたか、その行爲は悪い、しかし源は何處にあつたか、二・二六事件は日本建國以來明治の方無かつた不祥事であつた何が故に起きたか、これは日本に乗ずべき隙があるからである、一徳一心でないからだ、實際この日本に共產主義といふものがあるがこれは某々國共產主義國家の最も利用するところの諜報網であり宣傳網、謀略網

である、この事はお解りになると思ふ、日本に自由主義といふものがあるがそれは明治以來擡頭したものである、この自由主義の結果は上層部に於て先般事例を挙げたやうに意識的かどうか知らぬが兎に角某々自由主義國家と非常に仲良くしてゐる、日本國の不利益も顧みないで色々の事々向ふに傳へるものがあるし又或る場合に於てはこれ等に協力して日本の國體を危くするやうな經濟謀略も行はれてゐる、この法案は我々國防

の、戰爭の部面を擔當してゐるものか見ると國家を外國の魔手から封じ眞に日本的なものにする、これを致すやつて行けば共產主義も必ずなくなる、非日本的な自由主義も必ずなくなる、嘗て二・二六事件に當り若い將校は財閥資本家が何をしてゐるかといふので共產主義を斷つてあまり攻撃したのである、自由主義の極致は國內に相剋を來して居つたのである、議會と軍部と衝突をみたのである、そこに變態的な政情が生れて來た、財閥は國家にあつての財閥日本あつた財閥であるにも拘らず財閥の利益擁護のための國家の如き態度をとつた事は動かすべからざる事實である、これ等は悉く非日本の存在である、本法は決して目標をあなた方や國民大衆に置いてゐるのではない、一切の上層部に某々國共產主義の策動を封鎖して日本に對する攻撃を防止し本當に日本を一徳一心ならしめ様とする非常に道徳的意義を持つてゐる法案であることを私はこゝに斷言したいと思ふ、外國の防諜機關

のことは分らないが日本の防諜機關は憲兵を以つて殆ど完璧に近い、なほ高度機密の事例は秘密會で例示

況等の事例を申上げる用意があるがこれは秘密會にして戴きたい」

長谷氏 「檢舉前の内偵捜査は司法警察官單獨でやることなく、すべて檢舉の指揮を仰いでやらせることに出来ないか」

秋山局長 「司法警察官の内偵、捜査を絶對にやめさせることは出来ないが身柄の拘束とか檢舉は皆檢舉の指揮命令を仰がしむることとしてある、本法は決して悪用濫用される心配はない」

三田村氏 「檢舉は第一線の活動機關を有せず第一線の活動は司法警察官や諜報機關がこれに當るから何でも皆檢舉でなくては出来ないものとの建前は採らない方がよい」と答辯ありこれに關聯して

田中局長 「軍は事變處理の中核となつてゐる關係上、軍が政治に干與しない法律を政治謀略に私用するのは官制上許されたものゝみ政治に干與しない、觀念論的な青年將校の言論の如きに迷ふことは斷じてないから安心せられ度い」

鈴木文治氏 「高度の機密とは如何なる程度の機密か、その尺度如何」

鈴木氏 「本法施行地外に於て本法を適用するとは例へばどこの地方か」

大竹第一課長 「例へば滿洲國等に日本の官吏が出張して機密を洩らす如き事例である」

田中局長 「有力者等が日本國內では黙つてゐるにせよ一步支那へ渡ると不謹慎な言論をされて困ることが多い」

鈴木氏 「法律は原則として屬地主義が行はれるものと思ふ、それに屬人主義を適用する限度は如何」

大竹第一課長 「捜査手續きを本法施行地外に適用することは出来ないが犯人が本法施行地内に歸還した時待つて逮捕する、特殊の條約國に對してはかゝる犯人引渡しを要求することも決めてある」

鈴木氏 「本法による處罰では豫審ありや」

となれば永久に國家機密となるか又は情勢の變化で機密でなくなるか」

田中局長 「永久の機密といふものはない」

大竹第一課長 「秘密でなくなつたことを一般國民に知らしめることを必要とすれば公示の手續をとりや」

菊池氏 「第五條には過失罪ありや」

大竹第一課長 「過失によつても第五條の罪は成立するかも知れぬが過失を罰するのは第七條のみである」

松本氏 「辯護人指定の手續如何檢

第四日

搜查手段として行政檢束行はず衆議院國防保安法案委員會は五日午前十時半開會

松田喜三郎氏 「すでに一般民衆の公知の事實は國家機密といふを得ないと思ふが如何」

秋山刑務局長 「國家機密の一部が世間の一局部に洩れてゐる場合は國家機密なることに相違はない、これを公にすれば違反である、國民の一部が知る事實を政府が國家機密と指定した場合、國家機密たることを一般民衆が知らず公にしたときは犯意を缺くが故に罪とならない、世間の全部が知悉せるものを誤つて國家機密と指定した場合、これは本來國家機密たるべきものではないのであるから、職務上の關係者も一般國民も本法に對する違反とはならぬ」

松本氏 「本法の刑事手續は、行政檢束と勾引勾留とが併行して行はれるのではないか」

刑事局長 「本法の運用に當り捜査行政檢束を利用することは絶對にない」

松本氏 「辯護人指定の手續如何檢

事は司法大臣の指揮命令によつて動
くが、その司法大臣が辯護人を選定
するのは不合理ではないか」
刑事局長、「司法大臣の指定は辯護
士からの請求に應じて行はれる、す
なはち辯護士から指定の請求をま
つて豫め指定するといふ形式をとり
實際の事件の時に指定リストの中
から辯護士を選ぶ、具體的の事件に
つき一々辯護人を指定するのではない
蔵原敏捷氏、「業務の範囲を現在は
狭く解釋しても、實際の本法の適用
に當つては廣く解釋することもでき
るはずだ」

柳川法相、「第三條の業務の解釋は
必ずしも官吏軍人に限らず、また業
務によらず洩らす場合も第四條以下
で處罰される、本法は特定人を對象
としたものではない」
蔵原氏、「たとへば日鐵の關係者が
業務上國家機密を知つて洩した場合
如何」
法相、「第三條により罰せられる」
次に眞鍋勝、鈴木文治、菊池養之輔
三氏より質問あり、法相その他から
答へ午後零時十五分休憩午後一時三
十分再開

眞鍋勝氏、「最近軍は政治の中核と
なり推進力となつてゐるが支那事變
處理の體制を整備するために上に
立つ者が十分に責任を感じて法令一
途に出るの實を擧げねばならぬ、又
機密保持は法令や権利のみならず、
人心の收攬を圖らねばならぬ、陸相
の所見如何」
東條陸相、「人心を得ると云ふこと
は事變處理のみならず凡て政治の要
諦で軍としても充分の必要を痛感
してゐる、現地に於ける作戰に當つ
ても支那人の人心を收攬することの

如何に重要であるかはしばし體験
するところである、心の徳が備はら
ねば眞の武は完成出来ない、學校教
育に於ても精神教育を根本義とせね
ばならぬ、理想としてはこの精神教
育が徹底すれば法は三章にして足り
本法の如きも必要とならうが現實の
必要から本法案は提出されたのであ
る、自分の希望としては本法を通じ
て本法の不要となるやうにして行き
度い」
田村秀吉氏、「本法が成立すれば官
廳の秘密主義に拍車をかける結果に
はならぬか」
柳川法相、「從來とても依らしむべ
し知らしむべからずと云ふ秘密主義
に捉はれてゐた譯ではないが將來は
充分戒心して時局の眞相を明白にし
全國民相携へて進み度い」
かくて午後二時十分秘密會に入り、
三時五十分秘密會を解き直ちに散會

修正論に政府強硬反對
【三三】保安法案は五日を以つて委
員會審議を終了し六日衆議院本會議
に緊急上程の豫定であつたが五日午
後に至り當該委員並に議員俱樂部政
調役員間に同法案修正説が擡頭した
ため六日の本會議上程は間に合はぬ
こととなつた、即ち同日午後秘密
會に入るに先立ち法曹界出身議員
田、濱野、岡本(實)等の諸氏は院
内に於て三宅司法次官並に秋山刑事
局長と懇談し更に委員會散會後政調
員並に委員と打合せを行つた結果
本法案第二章刑事手續中の第十六
條第二項の規定は妥當でない、即
ち本法案に規定する刑事特別手續

政府、委員折衝

を本法以外の多數の軍機關係法に
適用するのは本法案に便乗せんと
するものであるから全部削除すべ
きで當局が飽迄もこれを必要とす
るならば別に刑事訴訟法改正によ
るべきである

といふ意見に到達したが更に六日午
前十一時より當局との懇談會を開き
最後の態度を決定することになつた
【三六】六日午前十一時院内政務調
査室に於て砂田政調會長以下政調役
員、野村委員長以下保安法案委員の
三宅司法次官、秋山刑事局長及び大
竹同第一課長との懇談會を開催、問
題の修正點につき懇談を重ねたが軍
部及び司法當局は削除に對し強硬に
反對意見を表明したので結論を得る
に至らず正午過ぎ散會

【三七】衆議院の國防保安法案委員
會に於て擡頭せる第十六條第二項の
削除修正意見に對し六日午後二時院
内に陸軍省田中兵務局長は議院俱樂
部の砂田政務調査會長と會見、陸軍
としては絶対に削除修正には同意出
來ないから原案通り可決して貰ひ
い旨を非公式に申入れた、續いて内
務省側では當該次官、入江外事課長
司法省側は三宅次官、秋山刑事局長
が砂田氏と會見、各關係當局で協議
の結果修正意見には應ぜられぬこと
に意見一致し旨を述べて同様原案
可決を希望した

【三八】國防保安法案の修正問題に
關し衆議院議員俱樂部の政調役員並
に同委員會の理事は七日午前十一時
院内政務調査室に陸軍省田中兵務局
長、司法省秋山刑事局長並に大竹同
第一課長と會見懇談を行つた結果八
日午後一時より開かれる委員會に於
て特に秋山刑事局長より(一)本法は

國內政治に對しては絶対に適用し
ない(二)本法の適用については捜査
官憲の職權濫用を嚴に慎む旨を言明
して無修正可決の上同日の本會議に
緊急上程、貴族院に送附することに
決定正午散會

原案可決

【三九】八日の衆議院國防保安法
委員會は午後一時十三分開會、疑義を
明瞭にするため特に質問を許し
田村秀吉氏、「一部分が世上に知ら
れてゐる事項を國家機密に指定した
場合の取扱ひ如何」
秋山刑事局長、「世間公知の事實は
秘密性がないから萬一誤つて官廳が
國家機密に指定してもそれは無効で
ある、然し事柄の一部のみ無効に
知られてゐる場合には全體としては
國家機密に指定する事を得る」
田村氏、「第十六條第二項の外國と
あるは外國人個人をも含むか」
秋山局長、「解釋上は外國人個人を
包含してゐる、その外國人が外國政
府の内命をうけてゐるや否やは本法
施行地域内丈では判明しないから外
國人と通謀する場合一切に第十六條
第二項の適用あるものとせざるを得
ない、然しそれが例へば關取引等の
通謀であれば外國を利する目的でな
く自己を利するものであるから本法
の適用はない、なほ運用に當りては
目的の有無の認定に充分慎重を期す
る」

田村氏、「本法では控訴を許さない
が第一審は區裁判所とするか又は地
方裁判所とするか」
秋山局長、「法文に明記はないが運
用の實際上地方裁判所を第一審とす
る」

秋山司法省刑事局長、「本法が國內
政治に利用せられる虞れ、又捜査上
與へられた捜査官の權限が濫用せら
れる虞れはないかといふ點であるが
本法は國際情勢の緊迫化に伴つて帝
國の國家機密を採集せんとする
諜報活動及び帝國を内部的に崩壞せ
しめんとする謀略活動が行はれてゐ
るのでこれに對抗する手段として立
案せられたものであつて全く外敵に
對抗する爲のものである、決して國
内の一部の者を目當にして立案され
たものではない、又決してこれを國
内政治に利用する様なことは致さな
い、尙ほ檢事及び地方警察官に捜査
權を與へられ捜査に關する強制權を
與へられたとしても犯罪捜査に關す
る限り司法省は全責任を負ふに權限
の濫用に陥るが如きことのない様に
最善の努力を致す、この點は本委員
會に於て繰返して申上げたところで
あるが事柄が如何にも重要な點であ
るので最後に重ねて言明をして置
く」(本社速記)

田中陸軍兵務局長、「先程も申した
様に、之が政治謀略に使はれること
はないのである事實上出來ないとい
ふことをはつきり申上げる、それは
何故かといふと外國の秘密戰に對す
る戰法として軍並に一切の機關を擧
げて外敵に向つて一切の組織が出來
てゐる、従つて若しこの組織を國內
に向け様とすると吾々の外敵に向つ

次いで本法の目的並に運用方針に關
し別項の如く兩局長言明し、次いで
討論を省略して採決の結果満場一致
政府原案を無修正可決、直ちに同日
の衆議院本會議に緊急上程した
國內政治には利用せず
(兩當局言明)

秋山司法省刑事局長、「本法が國內
政治に利用せられる虞れ、又捜査上
與へられた捜査官の權限が濫用せら
れる虞れはないかといふ點であるが
本法は國際情勢の緊迫化に伴つて帝
國の國家機密を採集せんとする
諜報活動及び帝國を内部的に崩壞せ
しめんとする謀略活動が行はれてゐ
るのでこれに對抗する手段として立
案せられたものであつて全く外敵に
對抗する爲のものである、決して國
内の一部の者を目當にして立案され
たものではない、又決してこれを國
内政治に利用する様なことは致さな
い、尙ほ檢事及び地方警察官に捜査
權を與へられ捜査に關する強制權を
與へられたとしても犯罪捜査に關す
る限り司法省は全責任を負ふに權限
の濫用に陥るが如きことのない様に
最善の努力を致す、この點は本委員
會に於て繰返して申上げたところで
あるが事柄が如何にも重要な點であ
るので最後に重ねて言明をして置
く」(本社速記)

田中陸軍兵務局長、「先程も申した
様に、之が政治謀略に使はれること
はないのである事實上出來ないとい
ふことをはつきり申上げる、それは
何故かといふと外國の秘密戰に對す
る戰法として軍並に一切の機關を擧
げて外敵に向つて一切の組織が出來
てゐる、従つて若しこの組織を國內
に向け様とすると吾々の外敵に向つ

次いで本法の目的並に運用方針に關
し別項の如く兩局長言明し、次いで
討論を省略して採決の結果満場一致
政府原案を無修正可決、直ちに同日
の衆議院本會議に緊急上程した
國內政治には利用せず
(兩當局言明)

秋山司法省刑事局長、「本法が國內
政治に利用せられる虞れ、又捜査上
與へられた捜査官の權限が濫用せら
れる虞れはないかといふ點であるが
本法は國際情勢の緊迫化に伴つて帝
國の國家機密を採集せんとする
諜報活動及び帝國を内部的に崩壞せ
しめんとする謀略活動が行はれてゐ
るのでこれに對抗する手段として立
案せられたものであつて全く外敵に
對抗する爲のものである、決して國
内の一部の者を目當にして立案され
たものではない、又決してこれを國
内政治に利用する様なことは致さな
い、尙ほ檢事及び地方警察官に捜査
權を與へられ捜査に關する強制權を
與へられたとしても犯罪捜査に關す
る限り司法省は全責任を負ふに權限
の濫用に陥るが如きことのない様に
最善の努力を致す、この點は本委員
會に於て繰返して申上げたところで
あるが事柄が如何にも重要な點であ
るので最後に重ねて言明をして置
く」(本社速記)

外の組織網そのものが打ち潰される
外國の秘密網に對して吾々の組織し
てある組織網が國內的に政治謀略に
使はれると根底から潰される、従つ
て結局政治謀略には使へない、使ふ
ことは一番大事な外國の秘密網に對
する組織網を潰される結果になるの
で事實上出来ない、又決して使ふ意
志もないが使ふとしても出来ないとい
ふことを申し上げてこの點を明かに
度いと思ふ (本社速記)

☆ 其 他

各委員長決定

【一】衆議院の健康保險中改正法
律案委員會外特別委員會委員長は左
の如く決定

長野田俊作一、無盡業法中改正法律
案 委員 長 大野伴陸一、樺太關發株
式會社法案 委員 長 沖島鎌三一、兵
役法中改正法律案、陸軍軍人軍屬連
弊罪處分例中改正法律案及び海軍同
上法律案 委員 長 漢那憲和

【二】衆議院に提出の日本發送電
株式會社法中改正法律案は二十七日
の決定に附託し委員長は田中万逸氏
に決定

【三】五日の衆議院は左の委員會
を開き委員長を互選決定

一、帝都高速度交通營團法案委員會
委員長 堤塚次郎氏一、議員任期延長
法律案委員會 委員 長 長清瀨一、
輸出入品等臨時措置法委員會
委員長 川島正次郎氏一、民法改正案

委員會 委員長 飯沼五郎氏

【四】衆議院の貸家組合法案外二
件の委員長は六日添田敏一郎氏に決
定

【五】衆議院の恩給法中改正法律

案委員長は七日互選の結果林兵馬氏
に決定

【六】十日衆議院の左の各法案委
員會は午前十時開會委員長を互選決
定

一、外國爲替管理法改正案 西村金
三郎一、蠶糸業統制法案 高橋熊次
郎一、昭和十二年法律第九十號中改
正案 (米穀の應急措置に關する件)
村上國吉一、治安維持法改正案 服
部英明

赤字公債委員會

▲十六年度赤字公債可決 【一】二
日の衆議院赤字公債委員會は午後一
時七分開會

一、昭和十六年度一般會計歳出の財
源に充つるため公債發行に關する法
律案一、昭和十五年法律第七號中改
正法律案一、昭和十三年法律廿三號
中改正法律案一、朝鮮事業公債法中
改正法律案一、朝鮮鐵道用品資金會
計法中改正法律案一、臺灣事業公債
中改正法律案の六件を一括上程討論
を省略して直ちに採決に入り何れも
原案通り可決、四日の衆議院本會議
傍頭松田委員長より報告する事にな
つた、尙ほ日本委員會に併託され
た一、木炭帶給調節特別會計法中改
正法律案の提案理由につき廣瀨大藏
次官より説明あり同一十分散會

▲木炭買上目標三億貫 【二】井出
農林省山林局長は五日の衆議院の木
炭帶給特別會計法改正案委員會に於
て最近の政府木炭買入状況に關し大
要左の如く述べた

(一)本年度に於ける政府木炭買上數
量は極めて順調に進捗し十五年度よ
り十六年度への持越數量は約二千萬
貫以上に上り、買入値段は大體平均
貫當り六十錢程度である、十六年度

に於ては前年度の買上目標一億九千
二百萬貫を三億貫に擴張しガス用木
炭を除き家庭用、鑛工業用、業務用
木炭を需要期のみならず一年を通じ
て買上げる方針にて之によつて次年度
持越數量も三千萬貫以上に豫定して
ある(一)粉炭については家庭用木炭
の需要最盛期經過後、地方廳當局と
協力の上、相當程度買上する方針で
ある(二)本年度までの滿洲木炭輸
入計畫は約一萬噸にして現在その約
半數は輸入済である、將來滿洲以外
臺灣からも内地移入を圖るべく拓務
省と話合を進めてゐる

木炭自動車は増加せぬ

▲木炭自動車は増加せぬ 【一】東
商工省燃料長官は五日の木炭帶給特
別會計法改正案委員會に於て自動車
代用燃料の將來に關し次の如く言明
した

木炭自動車は現在以上増加させる
考へはない、目下カーバイト、コ
ーライト、特殊無煙炭等の代用燃
料使用計畫を進めてゐる

▲十六年度木炭賣渡價格据置 【二】
井出農林省山林局長は七日の衆議院
木炭帶給特別會計法改正案委員會
に於て特別善右衛門氏の質問に對
し昭和十六年度木炭(瓦斯用を含む)
生産目標は八億五千萬貫、内政
府買上豫定數量は三億貫と豫定して
居り、政府の買上及賣渡價格は十六
年度に於て引上げる意志ない旨次の
如く言明した

(一)木炭價格の値上については現在
の生産費から見ても必要を認めて
ゐない、木炭増産助成金は前年通り
十六年度に於ては總額三百廿萬圓程
度を各種の施設に助成する、また林
道關係豫算も極力薪炭生産方面へ振
り向ける考へである(二)木炭配給機

構は從來通り縣内配給については商
業組合、縣外配給は産組、商組の二
本建とし従つて政府買上木炭は兩者
の供出による譯である(三)昭和十六
年度に於ける生産目標は總計八億五
千萬貫の豫定であるが、来る三月末
を以て終る十五年度の木炭生産數量
は七億九千萬貫前後に達する見込で
ある

日發法改正委員會

▲最後的手段として電力料金引上考
慮 【一】村田遞相は廿一日の衆議
院本會議において電力料金は引上げ
ぬと言明したが三日の日發法中改正
法案委員會において堀内良平氏の質
問に對しては左の如く言明

村田遞相 「電力料金引上げせぬと
云ふのは最後の手段とすると云ふ意
味である、日發の設立により配電業
者は石炭の値上りの影響をそのま
まに受けてゐない、従つて日發と配電
業者との間には料金について折衝の
餘地があるのではないと思ふ、若
し日發と配電業者との契約に石炭約
款でもあれば配電料金を引上げるこ
とになるのではないかと思ふ、又消
費との關係についても物價指數を見
ると電力料金は相當に低位にある」

▲北洋炭礦再調査 【二】日本發送
電の炭礦買収については從來より種
々と問題視されてゐたが三日の衆議
院日發法改正案委員會に於いて田村電
氣廳長官は堀内良平氏の質問に對し
左の如く答辯北海道の北洋炭礦につ
き再調査を命じた旨言明した

田村電氣廳長官 「日本發送電買収
の炭礦中樺太の珍内炭礦は發炭準備
を進め事務所、倉庫等の施設を行ひ
機械の發注も行った、従つて來年度
より相當の採掘が出来内地へ持つて
來られると思ふ、併し内陸炭礦はま
だ全然着手してゐない、而して北海
道の北洋炭礦は職員、坑夫の備入、
合宿所の計畫等を完了した、現在一
萬トン程度の山元貯炭があるがこれ
は家用程度に用向けられる、而して北
洋炭礦については計畫自體に再検討を
すべきものがあり日發總裁に再調査
を命じた、當局としては價格の高い
廉いよりも事業的に價值があるかど
うかに重點を置き検討する方針であ
る、専門家の説明によると現在どれ
丈の埋藏量發行量があるか判定出来
ぬとの事である、従つて今後の事業
計畫を進められぬのでこれに先立ち
至急に再検討する様申渡した」

▲鐵道電化完成へ邁進 【三】水力
發電所の日發への強制出資に伴ふ鐵
道省の信濃川發電所の處置につき五
日の衆議院日本發送電會社法中改正
法案委員會に於て羽田武嗣氏並に
東條貞氏より質問があり、之に對し
鐵道省の魚住電氣局長より慎重考慮
する旨述べると共に今後の鐵道電化
方針と併せて詳細説明

魚住電氣局長 「鐵道省は信濃川水
力發電所並に川崎、赤羽兩火力發電
所を有してゐる、信濃川發電所は十

九年中に完成、現在出力五萬キロであるが工事完成の時は十二萬キロに達する筈である、發電所建設の理由

低廉化にある、臨時列車の増發、機密を要する列車運轉等に於て所要電力の確保は特別な考慮を要する、從つて日發の出資問題については今後慎重協議する積りである、而して信濃川發電所が完成すれば多少の餘裕が得られるが、東京附近の所要電力は毎年三萬キロワット時の自然増加を見込まねばならぬ、鐵道省は今後相當程度電化を進め、鐵道省は今後即ち東京下關間大幹線の都市附近、隧道勾配等に對しては電化することが必要であり、殊に東京静岡間及び常磐線は電化しなければならぬ

從業員中に動搖があるとしたら當局の方針が解らないからだと思ふ、成るべく犠牲を少くして行く考へである

田村長官 「單行法で行ふ場合と現行法で行ふ場合とは多少變つて來ると思ふ、配電會社と公共團體の出資とは其の評價に於て概念的には同一だが實際には變つてくる、評價委員會の組織は通信、大藏、内務、鐵道の關係各省、貴衆兩院議員、學識経験者とする、公共團體の從來供給したる電氣料金をどうするかといふ點は出来るだけ從來の料金制度を尊重するが將來引上げをするやうな場合は多少の調整は免れぬ、公共團體の出資後これに對する特別な補償は考慮しない、從業員は其儘引續ぐが幹部は新會社と協議の上決定する、最高首腦者には何等かの形で發言權を與へる

宇都宮内閣東北局長 「東北振興電力は特殊な使命を以て創立されたもので政府は善處する方針である」

村田長官 「電力動員等の見地より電氣事業の統合、再編成を必要とする、其のため現在並に將來制定される法令を援用して行ふ積りだが何の法規をどう使用するかは未だ申上げられぬ、配電管理法の場合はプロック別に統合することになつてゐるが今後恐らくさうなるだらう、既に業者間にも自主的統制の機運が動いてゐるやうだが實際問題として業者だけでも容易ではなくこれに對して政府が力を貸すことが必要だ即ち全國を數プロックに分ち各プロックには其の地方又は業者の適當な人に政府が力を貸す、即ち法規の許す範圍で統合させるといふ方針だ、地方の

東北振興電力の特殊尊重 【二・五】 村田長官は五日午後衆議院の日に發法改正委員會で釘本衛雄氏より「水力發電所の日發への統合に當り東北振興電力はその使命に鑑み特別な考慮を必要とせざるや」との質問に對し左の如く答辯

田村電氣廳長官 「東北振興電力が日本發送電より業績がなく統合の結果株主に不利益を與へるといふが本案が通過すれば兩社共政府の配當補給年六分で同一條件となる、同社の東北振興に對する特殊使命は充分尊重し假りに日發に統合された場合は之が先途につき充分監督する、しかし同社の日發への統合については目下内閣東北局側と折衝中であり全社未定である、しかし同地の配電會社の統合は實行に決定してゐる」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

森第二部長 「日發に對する殘存火力發電所の統合範圍は前回に於て一萬キロ以上と限定したため地方的に相當残つてをり、之は石炭關係並に運轉上に種々無理がある、從つて今回は右統合範圍を擴大し、五千キロ以上を原則とし之に送電線の關係や

從業員中に動搖があるとしたら當局の方針が解らないからだと思ふ、成るべく犠牲を少くして行く考へである

田村長官 「單行法で行ふ場合と現行法で行ふ場合とは多少變つて來ると思ふ、配電會社と公共團體の出資とは其の評價に於て概念的には同一だが實際には變つてくる、評價委員會の組織は通信、大藏、内務、鐵道の關係各省、貴衆兩院議員、學識経験者とする、公共團體の從來供給したる電氣料金をどうするかといふ點は出来るだけ從來の料金制度を尊重するが將來引上げをするやうな場合は多少の調整は免れぬ、公共團體の出資後これに對する特別な補償は考慮しない、從業員は其儘引續ぐが幹部は新會社と協議の上決定する、最高首腦者には何等かの形で發言權を與へる

東北振興電力の特殊尊重 【二・五】 村田長官は五日午後衆議院の日に發法改正委員會で釘本衛雄氏より「水力發電所の日發への統合に當り東北振興電力はその使命に鑑み特別な考慮を必要とせざるや」との質問に對し左の如く答辯

田村電氣廳長官 「東北振興電力が日本發送電より業績がなく統合の結果株主に不利益を與へるといふが本案が通過すれば兩社共政府の配當補給年六分で同一條件となる、同社の東北振興に對する特殊使命は充分尊重し假りに日發に統合された場合は之が先途につき充分監督する、しかし同社の日發への統合については目下内閣東北局側と折衝中であり全社未定である、しかし同地の配電會社の統合は實行に決定してゐる」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

森第二部長 「日發に對する殘存火力發電所の統合範圍は前回に於て一萬キロ以上と限定したため地方的に相當残つてをり、之は石炭關係並に運轉上に種々無理がある、從つて今回は右統合範圍を擴大し、五千キロ以上を原則とし之に送電線の關係や

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

田村長官 「水力發電所の日發に對する統合範圍は目下検討中である、現在管理してゐる以外のものも包含するが悪いものだけ故意に残すやうなことはせぬ」

つて死ぬと言ふことは日本の國家の一番の美點であると思ふ(一)兵役法の根本的改正について(二)兵隊に研究の中である(三)十萬の學生が徴集猶豫になつてゐるが現在の情勢はこの徴集延期を取消す程切迫はしてゐない時局が切迫すれば徴集延期を取消す様なことになるかも知れない、現在幹部候補生は豫備士官學校で徹底的に教育は成績は頗るよい、又幹部は現在不在にしてゐる

▲兵役年齢は廿歳が適當 (一)四 日前の衆議院兵役法改正委員會に於て長野綱良、山崎齡二、最上政三の諸氏から(一)兵役年齢の低下(二)入營、召集を寄留地にも出来る様簡便にしては如何(三)青少年體育練成の合理化につき質問したの對し田中陸軍省兵務局長は次の如く答辯(一)社會上、家庭上からみて青年學校から直ちに入營出来る様年齢を十九歳に低下することは都合よいかも知れないが、壯丁の徵集人員の増加に伴ひ體位は低下し然も兵業は激しくなつて來てゐるから十九歳では全般的から見て兵業に堪え得ない、現在は體格上廿歳を適當とする、外國の例を見ては蘇聯邦は廿二歳で外つたが千九百三十六年に二十歳に低下し同三十九年十九にした、而しこれは第一次歐洲大戰當時の出生者で人員の減少のためである、獨、佛、伊も二十歳で其他も概ね二十歳を適當としてゐる(一)入營、召集を本籍地本位としなさい寄留地でも出来る様にする(二)日清戰爭當時はやつてゐたが召集がうまく出来ないうで艱難を來した経験がある、召集は戰時を目的とするので、本籍地本位にすることが確實である(一)青少年體育

練成には陸軍として關心をもち文部省には現役將校四名が入つてゐる教育状況を視察してゐる、その報告に於て教育は劃一的になつてゐる、陸軍では一昨年より戸山學校に講習會を開き各府縣から二、三名を出席せしめて體位の向上につき合理的科學的に研究せしめてゐる、而し青少年の體位向上から一番大切なのは食糧問題であるから國民學校の中食は國家が支給する様にしようかと云ふことについて目下關係當局で考究中である、殊に食糧問題の重大な時であるが青少年の食糧は豊富にし(一)た(一) ▲米國の徵兵狀況說明 (一)四 午後の衆議院兵役法改正委員會に於いて最上政三氏は米國陸海軍の徵兵狀況を質問したの對し陸海軍當局は次の如く説明 田中陸軍省兵務局長 「陸軍の調査するところでは北米に於いては二十一歳から四十一歳までが正規軍人に服する事になつてゐるが昨年十月十六日二十五歳から三十一歳までの青年が一ヶ年強制軍事訓練に服する事になつた、最近新聞電報によると三十三歳から四十五歳までのものも強制訓練を受ける様に傳へられてゐるが之は實施されてゐない、又北米に出生した日本人も二十五歳から三十一歳までの青年の強制軍事訓練に服する事になつてゐる、併し本年一月十六日、日本に歸還し來る六月一日まで米國に歸國しない者は市民権を喪失することになつてゐる又護國軍編成豫備軍は從來通りやつてゐる、潮見海軍法務局長 「米國海軍は今尚志願制度によつてゐる、昨年までの実績を見ると志願兵は相當多く採

用者の一倍半位の率を保つて來た様である米海軍當局の發表によれば應募者の質も仲々よいとの事である米國陸軍に於いては志願兵制度による在來の正規軍人の外に一般に青年男子に對し一ヶ年の戰務的訓練を初めたる譯であつてその第一回の徵集は昨年十一月に行はれ今後相次いで實施される豫定の様である」 ▲呼吸器病撲滅に全力傾倒 (一)五 四日午後の衆議院兵役法改正委員會に於て小山邦太郎氏より陸軍の戰病者に對する療養施設に結核に對する高原療養施設について質問したの對し田中陸軍省兵務局長は次の如く答辯 「戰病者は過去の戰役よりその率は減つてゐる、今次事變に於ては南方方面に於てはマラリヤによる病者が多數であるが支那各地を通じて呼吸器病は年々増加の傾向である、マラリヤについては既に對策が講じられてゐる、治療施設については主要各地に病院を設け更に主要病院の病棟を増加して收容力を増加し醫療施設の完備を期してゐる、結核の療養施設として高原療養施設する爲め最近長野縣下の某地に敷地を買收して建設することになつた、その結果によつては増設する方針である」 ▲兵役法改正以下三件可決 (一)五 兵役法中改正法律案並陸軍々々人軍屬連警罪處分例中改正法律案、海軍々々人軍屬連警罪處分例中改正法律案の三件は四日午後の衆議院兵役法中改正委員會に於て全會一致可決 ▲軍機保護法中改正可決 (一)五 衆議院の兵役法改正委員會に併託された軍機保護法中改正法律案は五日午前の

委員會で滿場一致可決 ▲地方分與稅委員會 (一)五 三日の衆議院地方分與稅委員會に於て留國內務省地方分與稅委員會に於て質問に對し左の如く答辯 青年學校經費に對しては將來現在小學校に對して行つてゐると同様費用の半額を國庫負擔とする方針である ▲地方分與稅法案可決 (一)五 衆議院地方分與稅法案委員會は五日午後一時開會、質疑の後討論採決を行つて可決、同四時五十分散會 ▲私鐵買收委員會 (一)五 三日の衆議院私鐵買收補償委員會に於て一、留萌鐵道株式會社及新湯臨港開發株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案一、田名部運轉執行に關する法律案一、田名部運轉執行の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律案一、富士身延鐵道株式會社及白柵鐵道株式會社所屬鐵道買收に關する法律案一、大正九年法律第五十六號中改正法律案の四件が可決 ▲帝都交通警備法案可決 (一)五 衆議院の帝都高速度交通警備法案は八日午後の委員會で原案通り可決、同日の本會議に緊急上程 ▲關稅定率改正委員會 (一)五 農産物の集荷、配給を明確化 (一)六 椎名商工省總務局長は五日の衆議院關稅定率改正委員會席上、北勝太郎氏の質問に對し左の如く答辯 「農村に於ける配給統制については既存の産業組合系統の機關はこれを尊重して行くことは勿論であるがしかり一面商業組合の配給業者をも否認し得ない、問題は此の間の調節を

如何にするかにある、商業者も國家の意思を體して從來の經驗機能を活かし新しい商業道徳を助長するに努めべきである、而して農村生産物の集荷は之を農村團體に其配給に就ては配給團體に夫々委す方針である」 ▲關稅定率法中改正法案可決 (一)六 八日の衆議院關稅定率法中改正法律案委員會は午後一時二十分開會、原案通り可決 ▲臨時措置法改正委員會 (一)六 經濟事犯は一罰百戒で臨む (一)六 司法省刑事局調査によれば經濟統制法令實施後昨年十一月までの全國檢事局に於ける受理總數は十五萬二千五百五十九人の多數に上りうち五萬四千八百八十九人は物資生産、配給使用消費統制に關する臨時措置法違反で残り九萬八千三百廿六人は主として物價統制關係の國家總動員法違反となつて居るが右のうち起訴數は五萬三千六百三人で中には悪質の累犯者も相當の數に上つて居る實情で政府は從來の經濟事犯に對する刑事政策の根本理念を改訂し刑法、國家總動員法、輸出入臨時措置法等の罰則強化を圖り右に關する改正法案を今會議に提出戰時下に於ける社會秩序の維持に萬全を期することとなつた、然しかかる罰則強化態勢に伴ひもし運用を誤る時は徒らに嚴罰主體に墮し殊に經濟の實情に疎い警察官司法官が唯檢事件數の多きを誇るの弊に陥り惹いて戰時下に於ける健全なる經濟行爲を萎縮せしめ國民生活を脅かす恐れがあるが六日の衆議院臨時措置法改正委員會の席上に於いて世耕弘一、野田文一郎の兩氏より此の點に關し司法當局の見解を質したに (九十六頁(續))

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

新興コンツェルンと呼ばれてある一群の資本グループの資金難が先頃来しきりに傳へられてある。殊に日曹、理研の両コンツェルンの苦境は相當に深刻なものがあるやうである。日曹は昨夏興銀理事小竹氏を副社長に迎へて整理再建に着手したが、今日に至つても尙解決の運びに至らず、中野社長の引退に伴ふ後任社長問題も、大和田氏選任の噂あるのみで未だ決定をみない。理研は支配下各會社の整理統合によつて資金の強化と合理化を達成せんと試みてゐるが、これまた急速な不安定化は困難のやうである。森コンツェルンの曉將森蘆規氏は昨秋第一線を退き、同コンツェルンの實權は鈴木味の素系資本および金融シンドケートの手に歸したことが周知のごとくである。このやうな諸傾向の發生については、様々の「原因」が擧げられてゐるが、事の本相は、新興コンツェルンの人間的貧困にあり、いへないだらうか。經濟といふものも、もつとも基本的に人間の制作物だといふ素朴な出發點に立ち歸つて物を考へることは、必ずしも無駄ではあるまい。

般

☆ 財 界 彙 報

産組共濟會、有隣生命と特約

【二四】産業組合役職員共濟會の保險會社買収計畫は昨年の議會に於て問題となり、結局中止となつたが、其後産組では全國産業組合役員共濟會(會長千石興太郎氏、基金四百萬圓)を設立し、これが育成に努め、舊職同共濟會では有隣生命保險會社(社長渡邊甚吉氏、資本金卅萬圓)との間に特約代理店契約を締結しその手數料を以て共濟基金造成に當てべく目下その準備を進めてゐる。即ち今回の提携は昨年春の産組保險經營進出とは全然別個のもので、具體的方法としては共濟會が法人格な

官界新體制確立要綱建議

【二五】日本商工會議所では六日同所に常議員會を開催、過般二回に亘つて時局經濟對策委員會において檢

きため同會有元常務理事が個人の資格で特約代理店契約を結び同氏の勸説により單位組合は代理店として全國七百萬産業組合員に對する有隣生命の積極的進出を援助するものである。従つて共濟會として今後の有隣生命の事業内容に對して責任を持つこととなるので、共濟會副會長刈田義門氏が有隣生命の取締役として入り、有元氏も同社の顧問に就任し、同社の運営に參畫することとなつてゐる。なほ代理業務によつて收得せる手數料は有元氏より共濟會に寄附する形式であり同會の基金として活用する方針である。

官界新體制確立要綱建議

【二五】日本商工會議所では六日同所に常議員會を開催、過般二回に亘つて時局經濟對策委員會において檢

討成案を得た「官界新體制確立要綱」を附議之を承認、首相以下各關係官廳に對し直ちに建議することとなつた。本要綱は第一基本方針、第二中央行政機構の改革、第三地方行政機構の改革、第四官吏制度の改革の四部に分け、その特徴とするところは國家行政機構全般に亘り徹底的整理統合を行ひ統一的綜合性を與へた點にある。即ち具體的には「内務、厚生」「外務、拓務」「商工、農林」「逓信、鐵道」を各々一省に包括したる外新に總務省並に貿易省の設置を要請し、總務省は實質的に現在の企画院を強化し以つて之に國防國家體制に順應した軍需省の性質を賦與せんとしてゐる。他方地方行政機構に關しては國防國家建設の見地から國土計畫に對應して數府縣を單位とする地方ブロックを構成すると共に現在府縣を細分し、中央集權制度を著しく府權化し以て中央の國家的行政事務の遂行を簡易敏速ならしめんとした點に大なる特徴がある。

轉廢業者資産評價委員會設立

【二六】中小商工業者の轉廢業對策として政府は昨年十二月五日財團法人國民更生金庫を設立し、その管內用資産の處理及び負債の整理を促進し職業轉換を圓滑ならしめることになつたが、同金庫運用の中核となる可き轉廢業者の資産評價については現に營業繼續中のものとして夫々の資産に對し適當な評價額を決定する方針であるが、國民更生金庫により買取らる可き中小商工業者の資産評價に關し關係各省大臣及び地方長官の諮問に應じて調査審議を行ふ機關として商工省及び各府縣に夫々轉廢業與社長南郷三郎、全國金融協議會代

員會を設けることとなり、之に關する官制を十日付公布即日實施することになつた。而して右の中央委員會は資産評價の標準を決定するものでその委員は三十名商工大臣を會長とし關係各省次官局長及び財界代表者で以て構成、地方委員會は中央委員の評價標準に基き具體的評價を行ふもので地方長官が會長となり、商工各組合代表者各銀行支店長をもつて構成され、定員は東京、大阪二十名其の他の府縣は十五名となつてゐる。又地方評價委員會に於ける實際的評價に當るものとして東京、大阪三十名の調査員を任命すると共に評價に關する特別の事項に付中央及地方委員會を置くことが出来る様になつてゐる。尙國民更生金庫は現在政府出資百萬元金融協議會出資百萬元合計二百萬元の外に興銀より二千萬圓の融資を受けてゐるが、國民更生金庫法案が今議會通過の曉には資本金二千萬元となり更にその十倍の證券發行が認められることになつてゐる。

轉廢業者資産評價委員【二七】

▲轉廢業者資産評價委員【二七】商工省では轉廢業者資産評價委員會設立に伴ひ十日付同中央委員會の委員(廿九名)を左の如く決定發令した。

△委員 大藏次官廣瀬豐作、大藏省主計局長谷口恒二、同銀行局長相田岩夫、商工次官小島新一、商工省總務局長椎名悦三郎、同振興部長畑義臣、日商會頭八田嘉明、工組中央會會長伍堂卓雄、日本經濟聯盟會長郷誠之助、紡聯會會長津田信吾、日本貿易振興社社長南郷三郎、全國金融協議會代

表津島壽一、金屬製品商聯盟理事長東郷安、日鐵社長平生銀三郎、商組中央會會長鶴見左吉雄、國民厚生金庫理事長大口喜六、日本鐵鋼製品工業理事長三井米松、石油共販社長立石信爾、自動車タイヤチェーン工細理事長長羽生雅則、日本工業俱樂部理事長井坂孝、貿易組合中央會會長兒玉謙次、日立製作所社長小平浪平、三菱重工業取締役會長斯波孝四郎、全國石炭統制組聯合會長足立盛夫、大阪商工會議所會頭片岡安、伸鋼統制協會理事長春日弘、第二鋼材販賣會社社長古井保太郎、日本ベイント會社社長小畑源之助

臨時委員

大藏省主稅局長松隈秀雄、預金部資金局長中村孝次郎、農林省總務局長周東英雄、商工省鐵道局長鈴木英雄、同鐵鋼局長小金義昭、同化學局長永田彦太郎、同機械局長菱沼勇、同織維局長梶原茂嘉、燃料局長官東榮二、貿易局長官石黑武重、鐵道省監督局長大山秀雄、厚生省職業局長内藤寛一

△幹事 大藏省銀行局庶民金融課長坂口芳久、商工省總務課長神田退、同振興部總務課長和田太郎、同商組課長岡田武彦、同金融課長福田喜東、國民厚生金庫理事柄内禮次

▲東拓異動 【二五】東洋拓植では五日附左記人事異動を發表した(括弧内舊職)

△本社貸付課長(本社資金課長兼貸付課長)笠井淳△同資金課長(京城支店長)小田武夫△同第二事業課長(平壤支店長)和泉泰△同庶務課長(朝鮮支社庶務課長)武内紀壽△朝鮮支社金融課長(天津支店長)相良

自助△同農業課長(釜山支店長) 豊島重剛△同庶務課長(本社經理課)

土井良一△釜山支店長(間島支店長) 佐藤高△京城支店長(本社第二事業課長)

永尾豊△平壤支店長(上海支店支店長) 加藤寛一△西元支店長(朝鮮支店支店長)

長(北京支店支店長) 平山長吉△新京支店支店長(朝鮮支店支店長) 富田富△間島支店支店長(木浦支店支店長)

藤津實△北京支店支店長(青島支店支店長) 濱田康吉△張家口支店支店長(張家口支店支店長)

藤内泰△青島支店支店長(新京支店支店長) 長尾精△上海支店支店長(張家口支店支店長)

字賀治孝△總裁席(元山支店支店長) 古閑一夫△同(新京支店支店長) 弘田義助△同(奉天支店支店長)

香川正一△同(朝鮮支店支店長) 矢島慧 ▲鐘紡人事異動 【二六】 鐘紡では綿紡織部長平賀恒次郎氏の常務取締役就任に伴ひ六月左の如き人事異動を發令した(括弧内は舊職)

△綿紡織部長(江北興業公司支配人) 福長永太郎△經理部長兼人綱部長(人綱部長) 城後仁吉△本社諸經理部長(經理部長) 高木隆吉

▲三菱銀行丸山氏明治生命 【二七】 三菱銀行常務取締役丸山英彌氏は今回明治生命に轉出、同社重役として財務關係を擔當することに決つた、右に伴ひ三菱銀行後任常務は當分補充せぬことに決定した

▲安田貯蓄異動 【二七】 安田貯蓄銀行では七日付を以つて左の人事異動を發表した(括弧内舊職) 總務部長兼業務部長(支配人) 本尾 玄藏

本店營業部長(副支配人) 安田 和重 本店營業部次長(大森支店支店長)

吉川千太郎 庶務課長兼總務部長代理(支配人) 關 靖太郎 人代理兼庶務課長 秘書課長兼總務部長代理(秘書課長) 石原彌之輔 企畫課長兼業務部長代理(企畫課長) 辛島 文彦 預金課長兼本店營業部長代理(支配人代理兼預金課長)

又一郎 本店營業部長代理(支配人席) 鳥元兼之助 大森支店支店長(本所支店支店長) 小林 仁 本所支店支店長(静岡支店支店長) 野口兼太郎 静岡支店支店長(戸部支店支店長) 望月 三良 戸部支店支店長(横濱支店支店長) 土方 文彦 厚生、課長(貸付課長) 林 茂 貸付課長(王子支店支店長) 平山啓一郎 王子支店支店長(大國町支店支店長) 武内 利夫 大國町支店支店長(神戸支店支店長) 綿谷 千三

▲製糸聯副會長に波多野氏 【二八】 製糸聯は八日の總會に於て缺員中の同會副會長に波多野林一氏(那是製糸社長)を選任した

▲三品取引所新役員 【二七】 大阪三品取引所では十日臨時總會を開催、理事清家豊松監査役田附竹治郎兩氏辭任に伴ふ補充選舉並に理事一名選任の件を附議、監査役に清家豊松氏理事に現支配人飯田彌三郎、内田好金の兩氏當選した

☆運輸・通信 日本油槽船助成協會創立

【二八】 戦時下石油輸送力を確保すべく本邦油槽船の急速なる擴充を期しかねて關係各省並民間團體の間に種々積極的助成策が考究されてきたが、このほど建造助成機關として財團法人日本油槽船助成協會を設立することとなり四月午後二時水交社に於て設立準備協議會を開催、逡信省側より設立經過の報告があつた後、附行爲案を審議、近く創立手續を完了することとなつた、尙役員は左の如く決定する筈である

△會長 山田逡信次官△理事長 尾關逡信省管船局長△理事(逡信省) 渡邊管船局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長△理事(海軍省) 鹿目兵備局長

了したので一日の持廻り閣議に於て正式決定、直ちに衆議院に提出し、而して十六年度臨時軍事費追加豫算案は總額四十八億八千萬圓に上る形となるものである、その内譯は次の通り(單位百萬圓)

臨時軍事費 四、一〇〇 豫備費 七八〇 計 四、八八〇

(右財源) △公債金 三、九七七 △他會計より受入れ 六七〇

一般會計 一〇〇 關東局 二〇〇 通信事業 六〇〇 帝國鐵道 八三〇 朝鮮總督府 二二〇 臺灣總督府 一〇〇 樺太廳 一〇〇

△北支事件特別稅 一〇〇 △物品拂下代 二〇〇 △其他雜收入とも計 四、八八〇

十六年度公債發行額 【二九】 政府は四十八億圓に上る臨時軍事費追加豫算案(追第二號)を一日議會に提出、これによつて昭和十六年度中に於ける公債發行豫定額は一應の見透しがついたのである、十六年度中の公債發行總額は八億八千十億圓を突破するものとみられる、即ち十六年度に於ける公債發行豫定額は一般會計に於て十八億七千九百萬圓特別會計に於て五億一千七百萬圓及び今議會に於て成立を見た臨時軍事費十億圓内公債發行豫定額九億九千七百萬圓並に一日議會に提出した臨時軍事費追加第二號中公債に於ては既に十六年度の公債發行豫定額は七十三億七千萬圓に達し、而も

この他近く議會に提出される十六年度一般會計追加豫算案中財源を公債發行による分は文治費に於て約二億圓軍事費に於て約六億圓と、特別會計八億圓内外と推定されるので結局十六年度に於ける公債發行豫定總額は八十億圓を突破することは確實と見られるに至つた

事變以來の臨時費總計 【三〇】 本年四月以降の十六年度臨時軍事費追加豫算は一日の閣議に於て四十八億八千萬圓と決定されたが事變以來の軍事費は既に今議會を通過した十億圓の追加額を加へて百七十四億五千五百萬圓に達し、右の十六年度追加額を加へれば二百二十三億三千五百萬圓と遂に二百億圓を突破する虞大なるものとなつた、而して右財源に充つべき公債發行額は百九十億二千百萬圓にして公債消化の問題は益々重要視されるに至つた

第二次十五年度追加豫算決定 【三一】 昭和十五年度一般會計追加豫算(追二號)並に同特別追加豫算案(特二號)に關しては大藏省に於て慎重査定中であつたが計數の整理も終つたので七日午後の院內閣議に附議正式決定同日直ちに衆議院に提出した、右に依れば一般會計に於ては歳入總額千八百七十四萬五千圓、歳出總額千七百四十萬三千圓であつて差引歳入不足三千八百六十五萬八千圓となるがこの歳入不足額は昭和十五年度豫算實行上の歳入超過額を以て充當することとなつた、内譯左の如し(單位千圓)

△一般會計 歳入 一七、八七五 經常部 一七、八七五 臨時部 八七〇

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

臨時軍事費追加豫算提出 【三一】 本年四月以降の昭和十六年度臨時軍事費追加豫算案について豫ねて大藏當局と陸海軍兩當局との間に折衝中であつたがこの程漸く編成

合計 一八、七四五
歳出 一三七
經常部 五七、二六六
臨時部 五七、四〇三

△一般會計の中各省別の主なる内課
(一)内務省 家族手當に要する經費
(二)農林省 臨時農村對策施設費二、〇〇〇、臨時米穀管理施設費六、〇〇〇(一)商工省 鐵原料補償に要する經費の増一八、〇〇〇、石灰増産に要する經費三、七〇〇(一)厚生省 轉廢業對策に要する經費一、七〇〇

△特別會計内課
(一)大藏省預金部二八〇(一)關東局一、三四六(一)帝國大學五一(一)官立大學二四(一)學校及圖書館四三(一)通信事業五、三四六(一)帝國鐵道一五、〇〇〇(一)朝鮮總督府三、九六七(一)臺灣總督府二、〇二九(一)樺太廳九七(一)郵便年金一、〇三八

なほ第三次十五年年度一般特別追加豫算案は引續き十日頃提出される筈である

第三次十五年追加豫算
【一〇】昭和十五年一般會計追加豫算案(追第三號)並に特別會計追加豫算案(特第三號)は十日大藏當局の査定を終へたので同日の閣議に附議決定、即日衆議院に提出した、而して右一般會計追加額は總額八百九十二萬一千圓であるが、その主なる項目は大藏省所管中大政翼賛會補助金(本年三月分)六十五萬圓、北支開發並に中支振興兩會社に對する補給金六百九十九萬圓、衆議院議員歳費の増加が廿一萬七千圓等であるが、右十五年年度一般會計並に特別會計各

追加豫算の内容は次の通り(單位千圓)
△一般會計
歳入
臨時部 二一七
普通歳入 八、七〇四
計 八、九二一

差引歳入不足額八、一七〇千圓は昭和十五年年度豫算實行上の歳入超過額を以て充當する計畫なり
一般會計昭和十五年年度歳出追加豫算額各省所管別内課
大藏省所管 七、八五七
農林省所管 一、〇六四
計 八、九二一

特別會計
特別會計昭和十五年年度歳出追加豫算額農林省所管
農業再保險 四、七六七
十六年度追加豫算決定

【一〇】大政翼賛會の國庫補助金及び小學校教員、警察官、地方吏員の戰時手當増給等費目追加の問題でその成行を注目されてゐた昭和十六年度の一般會計並に各特別會計歳出追加豫算案は十日晝の院内閣議に於て一應内定した内容を河田藏相より荻窪の私邸に引續り中の近衛首相に報告その裁断を得て、同日午後七時再度開かれた院内臨時閣議に於て正式に決定同七時二十五分散會した、十六年度一般會計追加豫算總額は實に一億三千一百萬圓で遂に十億圓を突破するに至つた、右は同夜直ちに上奏御裁可を仰ぎ衆議院豫算總會に上程審議されることになつた、右追加豫算中主なる項目に對する取扱方針

は左の如くである
(一)昭和十六年度追加豫算案に計上すべき各項目(一)翼賛會に對する國庫補助金は八百萬圓を昭和十六年度追加豫算に計上すると共に十六年三月分は昭和十五年度追加豫算に計上すること(一)小學校教員に對する臨時手當及び師範學校生徒に對する學費全額國庫負擔に要する經費は、これを昭和十六年度追加豫算中に計上すること(一)警察官、市町村吏員に對する臨時手當については更に研究の上、必要あらば第二豫備金支出を考慮する

【一〇】十六年度一般會計並に特別會計追加豫算案(追第一號)に關しては十日大藏當局に於て計數整理を終へたので、同日の閣議に附議決定即日衆議院に提出した、而して一般會計追加豫算は當初豫定されたものより著しく膨脹して總額十一億三千八百八十四萬九千圓の巨額に上つた、尙これが財源は普通歳入七百九十九萬六千圓を除き残る十一億二千四百六十五萬二千圓が全部公債發行によつて賄はれる、豫算の内容は次の通りである(單位千圓)

△一般會計
歳入
臨時部 一、三二、八六九
普通歳入 七、一七六
公債金 一、三三、四六三
計 一、三三、八六三

經常部 三三、五八
臨時部 八、八三〇
計 一、三三、八六三

各省別内課
金額
外務省 七、二六六
内務省 一四、一〇六
大藏省 三、四、三六〇

陸軍省 三三、七三三
海軍省 三〇、八九一
司法部 一、七七一
文部省 五、八八六
農林省 七、一〇〇
商工省 五、〇八四
通信省 六、七九八
拓務省 五、〇〇三
厚生省 四、一〇三
計 一、三三、八六三

△特別會計
各特別會計昭和十六年度歳出追加豫算額
會計名 金額
造幣局 二七
國債整理基金 三三、三三三
公債金 五、七六、一九九
資金 六、〇五三
政府出資 七、〇五三
關東局 八、七
陸軍造幣廠 八、七九六
陸軍製絨廠 七、八四八
海軍工廠資金 二、三三三
海軍火藥廠 二、三三三
海軍燃料廠 二、三三三
帝國大學 三、八八五
官立大學 一、四三三
學校及圖書館 三、七
米穀帶給調節 四、〇〇〇
農業再保險 四、九一
通信事業業務勸定 二、七、四九三
損害保險國營再保險 二、四、九三三
朝鮮總督府 一、五、八三三
臺灣總督府 五、八八一
臺灣官設鐵道用品資金 七
樺太廳 三、七
南洋廳 三、三

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

△追加豫算各省別主要經費【一〇】十六年度一般會計追加豫算の各省別主要經費は次の通りである(單位千圓)
△外務省所管
(一)支那事變に關する經費の増加三、〇七九(一)國際新情勢に對する外交施設に關する經費一、二二〇
△内務省所管
(一)經濟警察機構整備費一、〇〇〇
(一)北上川上流改修費一、五〇〇
(一)相ノ浦港修築費一、四一〇(一)災害土木費補助費六、五〇〇(一)轉廢業對策費一、三六〇(一)部内職員臨時家族手當一、六五〇(警察官に對する臨時手當一千萬圓及び地方吏員に對する臨時手當一千五百萬圓合計二千五百萬圓は第二豫備金より支出)

△大藏省所管
(一)國債整備基金繰入の増加一一、三七九(一)國庫豫備金の増加一五、〇〇〇(一)大政翼賛會補助八、〇〇〇(一)北支開發中支振興兩會社補助金二、二二〇
△陸軍省所管
(一)兵備改善費二、四二六(一)航空防兵力整備に要する經費七一、三二六(一)國防充備費三九、九三〇
△海軍省所管
(一)水陸整備費の追加一七二、七八八(一)艦艇製造費の追加八七、一四五(一)軍用品整備費の追加四一、一五〇
△司法省所管
(一)家族手當一、〇九二(一)國防保安の制定に關する經費一四六(一)治安維持法改正に關する經費四八八
△文部省所管
(一)師範學校及青年學校教員養成所

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

臨時陸軍材料資金特別會計 一、四〇、〇〇〇

生徒の學費補助三、三八四(一)國民學校及青年學校教員臨時手當補助に要する經費三八、〇〇〇

△農林省所管

(一)食糧増産確保に要する施設費三〇、五七〇(一)蠶糸管理制度實施に關する施設費七二〇〇(一)臨時米穀管理施設費二六、六〇〇(一)重要肥料供給確保に要する經費一八、五一〇

(一)馬匹の傳染性流産豫防施設費一〇〇〇(一)日本木材株式會社設立準備費二〇〇〇(一)各種農業災害防止並に對策施設費二、五三〇

△商工省所管

(一)石炭増産對策等に要する經費三五、六三〇(一)北樺太石油の利權確保補助金三、二〇五

△逓信省所管

(一)特殊會社補助に要する經費(發送電に對する分)一四、一四一(一)東京―西貢―バンコック線及び淡水―バンコック線國際航空輸送補助一、六〇〇

△拓務省所管

(一)轉廢業對策に關する經費四、九三八

△厚生所管

(一)轉廢業對策に關する經費五、五〇六(一)勞働者年金保險制度創設に要する經費一、一五七

十六年度豫算總額

【一〇】十六年度一般會計追加豫算は別項の如く十日衆議院に提出され、これによつて十六年度一般會計歳出豫算の全貌が明かとなり、さきに提出された本豫算と合せて十六年度一般會計歳出豫算は一般會計に於て七十九億九千五百萬圓、これに臨時軍事實費四十八億八千萬圓を加へて總額百二十八億七千五百萬圓に上る

形大なる數字を示した、而してこれを前年度豫算額に比すれば一般會計に於て十八億二千百萬圓の増加を見ながら、臨時軍事實費に於て五億八千萬圓の減少となつた結果、總額に於ては十二億四千百萬圓の増加を示した。尙十六年度に於ける新規公債發行豫定額は總額七十五億七千四百萬圓に

昭和十六年度

一般會計 本豫算額 追加豫算 比較増減

經常部 三、三〇〇、〇〇〇 三、三〇〇、〇〇〇 〇

臨時部 六、八三三、三三三 六、八三三、三三三 〇

臨時軍事實費 四、八〇〇、〇〇〇 四、八〇〇、〇〇〇 〇

合 計 一四、九三三、三三三 一四、九三三、三三三 〇

一般會計 一、七九三、二六二 一、七九三、二六二 〇

災害善後公債 三、五七五 三、五七五 〇

道路公債 一、四四〇 一、四四〇 〇

貸入補填公債 一、八五九、三三三 一、八五九、三三三 〇

特別會計 五、七四二 五、七四二 〇

計 三、三六七、九〇九 三、三六七、九〇九 〇

臨時軍事實費特別會計 二、三六七、九〇九 二、三六七、九〇九 〇

合 計 二、三六七、九〇九 二、三六七、九〇九 〇

米穀需給特別會計借入限度擴張

【二六】最近の食糧事情に對處する爲め政府は從來昭和十二年制定による米穀の應急措置に關する法律に基き「米穀並に米穀以外の穀物及穀粉」即ち米、麥類並に小麥粉等の買上を行つてゐるが今回この買上品の範圍を擴張して大豆、甘藷、馬鈴薯、麵類等の代用食糧をも買上げることとしこの爲め米穀需給調節特別會計法を改正して從來の證券及借入金の増額限度三億圓を五億五千萬圓に擴張し、本會計の負擔に關する證券及借入金最高額八億五千萬圓と併せて總額十四億を買入資金とすることとした、更に現在米價は最高四十三

して前年度に比し五億五千萬圓を増加した、昭和十六年度一般會計歳出豫算及臨時軍事實費豫算並に十六年度新規公債發行豫定額の内容は次の通り(單位千圓)

△十六年度一般會計及臨時軍事實費豫算

昭和十六年度

一般會計 本豫算額 追加豫算 比較増減

經常部 三、三〇〇、〇〇〇 三、三〇〇、〇〇〇 〇

臨時部 六、八三三、三三三 六、八三三、三三三 〇

臨時軍事實費 四、八〇〇、〇〇〇 四、八〇〇、〇〇〇 〇

【一〇】國庫豫備金は現在第一豫備金三千萬圓、第二豫備金は十五年度に於て二千萬圓増額され八千萬圓となつてゐるが、大藏省では十六年度各省追加豫算要求額中計數整理未了のため十六年度第一次追加豫算に計上し得なかつた分については今後第二豫備金による支出を考慮してあるので今回一億五千萬圓(内第一豫備金一千萬圓、第二豫備金一億四千萬圓)を増額することになり十六年度追加豫算にこれを計上した、右豫算の成立によつて十六年度以降第一豫備金は四千萬圓、第二豫備金は二億二千萬圓に増額されることになつた

【二〇】國庫豫備金は現在第一豫備金三千萬圓、第二豫備金は十五年度に於て二千萬圓増額され八千萬圓となつてゐるが、大藏省では十六年度各省追加豫算要求額中計數整理未了のため十六年度第一次追加豫算に計上し得なかつた分については今後第二豫備金による支出を考慮してあるので今回一億五千萬圓(内第一豫備金一千萬圓、第二豫備金一億四千萬圓)を増額することになり十六年度追加豫算にこれを計上した、右豫算の成立によつて十六年度以降第一豫備金は四千萬圓、第二豫備金は二億二千萬圓に増額されることになつた

【二六】農林省では産業組合中央金庫特別融通及損失補償法改正法律案を議會へ提出することに決定したがこれが改正點は次の如くである

【二五】大藏省發表は昨年十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

全國市街地信用組合 十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

融 金

【二〇】農林省が十日衆議院の産組中金特別融通及損失補償法中改正法律案委員會へ提出した調査資料によれば昨年未現在までの總申込四千餘件、八千四百四十萬五千餘圓に對し貸付決定額は三千四百餘件、五千五百廿四萬七千餘圓となつてをり、之に對する政府の損失補償額は廿九組合、廿三萬二千餘圓となつてゐる、内譯次の通り(單位千圓)

【二一】大藏省發表は本年一月中の普通銀行其他の異動は松山五十二銀行(伊豫資本金五百四十七萬五千圓)買收銀行(愛媛、資本金百萬圓)買收併並に十二銀行(富山、資本金二千百萬圓)の水橋銀行(富山、資本金百三萬圓)買收合併(以上何れも一月卅一日付認可)の二件である、尙右に依り本年一月末現在の銀行總數は普通銀行二八四行、貯蓄銀行七十一行、合計三五五行となつた

【二六】農林省では産業組合中央金庫特別融通及損失補償法改正法律案を議會へ提出することに決定したがこれが改正點は次の如くである

【二五】大藏省發表は昨年十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

全國市街地信用組合 十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

全國市街地信用組合 十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

全國市街地信用組合 十二月末現在に於ける全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

貯金	六六、八八	一八、二二	一七〇、七四
借入金	三〇、六七	一四、三三	一〇〇、三三
貸出金	二六、七五	二、三六	三六、〇〇
預け金	一九、三六	九、九三	二九、二九
現金	七、三三	一、六八	八、六五
有價證券	二五、七九	七、七五	三三、五四
内國債	四、七〇	一、四〇	六、一〇
組合數	三、二二	一、〇〇	四、二二
組合員	(四、九三)	(三、七三)	(六、六六)

信用組合聯合會

拂込済	一〇、一七	三、三三	一三、五〇
出資金	一〇〇、二四	一〇〇、二四	二〇〇、四八
貯金	一〇〇、二四	一〇〇、二四	二〇〇、四八
借入金	六、〇七	一、六八	七、七五
貸出金	一〇、九四	一、五九	一二、五三
預け金	四、五五	一、三六	五、九一
現金	三、七三	一、〇〇	四、七三
有價證券	七、一八	二、二六	九、四四
内國債	一、五七	〇、四七	二、〇四
聯合會數	(四、九三)	(三、七三)	(六、六六)
所屬會員數	(四、九三)	(三、七三)	(六、六六)

一月中公社債發行額

【一】興銀調査一月中の公社債發行額概算は左の如く總計二十四億、六億三千八百萬圓と前月比三十二億、一千八百萬圓を著減したが前年同月比に於ては四億、一億四千七百萬圓の増加に當る、而して右のうち國債を除く合計は年初關係により二十二億、三千三百萬圓(内市場公募四千餘萬圓)に止まり前月比二十九億、三千萬圓を著減したが、前年同月比に於ては銀行債の發行増により三億、四千七百萬圓(内市場公募は

北支開發

【二】北支開發(興銀は四日政府保証北支開發債券(第十回)の募集條件を左の如く發表したが總額三千萬圓のうち二千萬圓を官廳筋買入並にシ團親引に仰ぎ殘額一千萬圓を市場公募する

▲債券總額 三千萬圓△利率 年四分二厘△發行價額 額面百圓に付十九圓五十錢△政府保証及擔保 本債券總額の元利金の支拂に付ては政府之を保証す、本債券の所有者は北支開發會社の財産に付他の債權に優先して其の辨濟を受くることを得(代表)正金、朝鮮、臺灣、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村、名古屋、愛知、神戸各銀行、三井、三菱、安田、住友各信託會社△應募者最終利廻 四分二厘二

▲滿業社債條件 【二】興銀では七日滿洲國政府保証滿洲重工業開發會社の第八回社債發行條件を左の如く發表したが總額五千萬圓中三千五百萬圓を官廳筋買入並にシ團親引とし殘額一千五百萬圓を市場公募する

△社債總額 五千萬圓△利率 年四分三厘△發行價額 額面百圓に付百圓△元利金支拂保証 本社債總額五千萬圓の元金及利息の支拂に付ては滿洲帝國政府之を保証す△募集の委託を受けたる會社興銀(代表)正金、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村、各銀行及三井、三菱、安田、住友各信託

▲住友金屬 【三】住友金屬工業社債引受シ團はこの程東西有力八銀行及び四信託を以てて結成されたが、

右による同社第一回シ號物上擔保付社債二千萬圓の發行條件は十日住友銀行より左の如く發表された

▲發行額 二千萬圓、但しオープンエンドモーゲージの方法による社債總額六千五百萬圓の中第一回發行分△利率 年四分三厘△發行價額 額面百圓に付百圓△擔保 工場財團第一順位△共同受託會社 住友銀行及び住友信託

生 産

農 業

農地開發營團を組織

【二】未墾地の積極的開發は農林省の食糧増産十ヶ年計畫中最重要部門を占め之に對しては地方廳、市町村、組合等を動員して開發を圖るほか、今議會に「農地開發法案」を提出、これが成立をまつて資本金三千萬圓(半額政府出資)の國策會社「農地開發營團」を組織し差當り十ヶ年間に總計五十萬町歩の土地開發を行ふことの方針を決定、大藏省と豫算關係につき折衝中との事、問題となつてゐた開發債券發行限度の點も折合がついたので早ければ七日の閣議に附議、直ちに議會に提出される、同法案の要綱次の通り

(一)重要農産物の増産を爲め農地の開發改良を行ふ(二)農業上の利便増進を目的とし、命令を以て定めずる事業を行ふ者に對して助成金を交付する(三)農地開發の機關として「農地開發營團」(資本金三千萬圓、半額政府出資)を設立する(四)同營團は農地の開發事業及び之に附帶する事業(地目變換、耕地整理、溜池水路)を行ふ(五)營團は開發債券を發行し必要なる資金の財源とする、開發債券の發行限度は資本金(三千萬圓)の十倍、利率は年四分とし、政府保証を附する

土地開發、改良に助成金

【三】農林省では昭和十六年度以降十ヶ年を第一期とする長期食糧増産策の手段として五十萬町歩に上る積極的耕地擴張、百七十萬町歩の耕地改良施設並に適良品種普及及び虫害驅除除防等農業技術の改善普及等を中心とする耕種改善施設等の諸計畫を樹立し、そのうち一部(耕地擴張廿五萬町歩、改良十五萬町歩)は今議會提出の農地開發法案に基いて新設される農地開發營團によつて遂行されるがこれ等土地開發、改良等に要する事業費は十ヶ年間の總額十九億圓と見積られ、このうち各事業の所要經費に對し四割乃至六割の政府補助金が交付されることとなり、新要經費は夫々追加豫算に計上され、各事業別の助成比率は次の如くである

△耕地擴張に對する助成金(一)一地區五十町歩以上の集團地開發の場合(主として農地開發營團による)は事業費の六割(二)地區五十町歩以下の開發(主として道府縣、市町村組合による)に對しては所要事業費の五割

△耕地改良に對する助成金(一)耕地整理事業(豫定面積廿萬町歩)に對しては事業費の四割(二)用排水事業(豫定面積廿九萬町歩)に對しては五割(三)農用公共施設(豫定面積五十萬町歩)に對し四割又は五割(四)暗渠排水事業(豫定面積廿五萬

右による同社第一回シ號物上擔保付社債二千萬圓の發行條件は十日住友銀行より左の如く發表された

▲發行額 二千萬圓、但しオープンエンドモーゲージの方法による社債總額六千五百萬圓の中第一回發行分△利率 年四分三厘△發行價額 額面百圓に付百圓△擔保 工場財團第一順位△共同受託會社 住友銀行及び住友信託

町歩)に對し四割

蠶糸統制要綱成る

【二六】緊迫せる國際通商情勢に對處する爲め、かねて農林省が準備中の蠶糸業

內需轉換策は愈々「蠶糸業統制法案」として議會提出の運びとなり、七日の定例閣議に附議するが同法案の骨子は

(一)蠶糸の生産統制を行ふ爲め蠶糸委員會を設置する(二)資本金八千萬圓半額政府出資の日本蠶糸統制株式會社を設立し、蠶種、繭及び生糸の一手買上及び販賣を行ふ(三)輸出命令を以て定むる場合(例へば輸出生糸等)はこの限り非ず(四)農林大臣は蠶糸委員會に諮問して蠶糸統制會社の蠶種、繭及び生糸買入又は賣渡標準價格を決定する(五)農林大臣は蠶糸委員會に諮問して蠶糸の生産配給、消費、使用、輸出入、移出入に關する統制を行ふ(六)會社の所有生糸が一定量を超えた場合生糸價格又は數量の調整を必要を認むる時は政府は糸價安定特別會計法に準據して之を買上げ、又必要ある場合は之を賣渡す(七)桑園の新設又は擴張の場合地方長官の許可を得ること(八)蠶糸統制會社に對しては創立初年度及爾後五年間に限り年四分の配當保證を爲す(九)會社は繭及び糸價安定を圖る爲め繭糸價安定資金を積立てる(十)糸價安定施設特別會計法の證券發行及借入金の限度七千萬圓を二億五千萬圓に増額する等である

【二七】全國製糸業組合聯合會では六月開催の時局対策委員會並びに評議員會に於て

【二八】八日の全國製糸業組合聯合會臨時總會に於て農林省より明生糸年度に於ける繭、生糸計畫生産豫想を提示したがその内容は次の通りである

【二九】目標産繭數量八千萬貫(玉繭、屑繭を含む)内生糸用繭數量六千四百萬貫(座繰、玉糸用繭を含む)、

(一)蠶糸業の根本的轉換に伴ふ設備釜數整理の件(二)國用生糸の生産制限を行ふため繭の登錄管理實施に關する件

特別繭數量千五百萬貫、種繭數量百萬貫(一)目標生糸製造數量五十五萬數量より所要電數を推定すれば次の如し、今營業日數三百日、一日平均一電線糸量二百匁、糸量十五匁とし一ヶ年一電當り所要原料繭を推算すれば約四百萬貫となるを以て右により器械生糸用原料繭を五千七百六十萬貫(座繰生糸、玉糸用繭を糸繭總量の一割を見做して差引く)として所要電數を算出すれば約十四萬四千電となる然るに昭和十五年七月現在に於ける總設備電數は二十二萬五千五百七電なるを以て差引過剩電數は八萬一千五百七電(三割六厘)と別に見れば左の如し(單位電)

營業製糸 一五〇、〇三三 七〇、〇三三
組合製糸 三三三、〇四四 一六六、五二二
計 四八三、〇七七 二三六、五五五

十五年生糸製造高増加
【三〇】農林省が十日衆議院へ提出した資料によれば昭和十五年年度に於ける我國生糸製造高は器械系、座繰系、玉糸の總計七十一萬七千匁にして、前年度の七十萬五千匁に比し一萬二千匁の増加を示した、このうち國內に於ける消費高は廿五萬七千匁と十四年度に比し三萬八千匁の減少また輸出も前年に比し相當量の減少を豫想されてゐるから右以外の殘高は結局帝國並に政府の買上によつて内需代替織維用並に輸出準備用として在荷してゐるものである、内譯次の通り(單位千匁)

△生糸製造高
器械系 座繰系 玉糸系
總數 糸 糸 糸
昭和十四年 七五 六五 六 六
昭和十五年 七五 六五 六 六

同 十五年・七七 六五 三〇
△國內生糸消費高
昭和十四年 三五 三〇 二四 三
同 十五年 三五 三〇 二四 三
同 十五年 三五 三〇 二四 三
△生糸輸出高
總數内 米國向 一
昭和十四年 三六
同 十五年 三六

の方途を講ずるため、鑛區整理を斷行すると共に三井、三菱はじめ有力炭礦業者の協力を得て樺太炭田の如き最も簡易に原料炭を掘出し得る地形にある新鑛の開発に主力を注ぐ

【三一】現在日本石炭は配給統制團體として設立されたため依然配給の實務たる販賣は各財閥並に鐵道の販賣社に任されてゐるからこれを統一するため配給輸送の實務に當る大販賣會社を創設しこれを統制會の傘下に置く必要がある(四)右の販賣會社は各財閥の販賣會社を打つて一九と炭に最も不足せる檢量、檢炭の施設を擴充し石炭規格の嚴密なる檢査を行ひ、補償金の重點主義的給付と相俟つて優良炭増産の一助とするが販賣會社の資本金は二億圓見當とする

【三二】鐵鋼生産力擴充計畫に對應して最近稍々逼迫に置く必要がある(四)右の販賣會社は各財閥の販賣會社を打つて一九と炭に最も不足せる檢量、檢炭の施設を擴充し石炭規格の嚴密なる檢査を行ひ、補償金の重點主義的給付と相俟つて優良炭増産の一助とするが販賣會社の資本金は二億圓見當とする

【三三】日本金屬鑛業聯合會では十日帝國ホテルに理事會を開き從來の金屬鑛業生産部門の統制のみ止まらず重要鑛産物の配給統制にも乗出すことに決定した、即ち金屬鑛專門委員會を擴充整備して、鑛石特別委員、硫化鑛部會一、滿俺部會一、勞務部會一、資材部會の五部會を設置すると、もに本部機構をさらに擴充して新に硫化鑛統制部(假稱)を設け配給統制業務の實施に着手することに決定これがため業界に長き歴史を有する東京、大阪の兩鑛石部會を發展解消せしめることとなつた

【三四】商工省では石油並に人造石油

者團體的發展的解消を行はしめ今日最も必要とされる原料炭の生産確保

石油増産關係四法案提出

油の増産対策として人造石油製造事業法中改正法律案、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案、帝國石油株式會社法中改正法律案、石油業法中改正法律案を今議會上に提出することとなつたが右提出法案の内容は左の通りである

△人造石油製造事業法中改正法律案 (一)獎勵金制度を改正する、即ち、現在人造石油製造に對する獎勵金は第九條の規定により政府より直接製造業者に交付して居るが各製造業者の製造量は今後益々増加する傾向にあり、且つ石油共販のこれに對する買上價格も事業獎勵の建前より生産費に相當程度の適正利潤を加へて買上げる必要があるため同獎勵金は今後買取補償金の形を以て石油共販へ交付しこれを通じて製造業者に渡る様を第九條を改正する、なほ十五年度の獎勵金は百八十八萬圓で十六年度は百二十萬圓となつてゐる(二)最近時局の關係より人造石油製造業者に對し益々高級品の製造が要請されて居る實情であるに對して、政府は積極的に何等命令を發する事が出来なかつたが今回の改正により第十六條中に右に關する條文を追加し高級燃料の生産品目、數量等を出し生産命令並製造設備の改善命令を關し得る様法の根據を設けることとした

△液體燃料委員會廢止に伴ひ十九條を削除する
△帝國燃料興業株式會社法中改正法律案 (一)理事選任方法の改正 帝燃料會社の理事は第十條の規定によつて現在定員の二倍の候補者を株主總會に於て決定し、政府がその中より多數の理事を選任して居るが同條を改正し今後は實情に即するたの株主總會に於て定數の候補者を決定し、政

府がこれを選任する事とする(二)燃料興業債券の發行限度の引上 現在社債發行限度は拂込資本金の三倍となつてゐるが之を五倍迄擴大する(三)と、これが關係條文たる第十三條を改正する、なほ同社(現在資本金一億圓、内六千萬圓拂込)は人造石油製造事業振興のため三倍増資を計畫されて居るが、十六年度資金は第四回拂込金(政府、民間夫々一千万圓)及び社債を以て充分賄へる見込があつたので増資は一年間延期する事となつた

△帝國石油株式會社法案 石油資源の開發を促進し、石油事業の振興を圖るため必要なる事業を督む事を目的とする特殊會社を作るためのものである
△石油業法中改正法律案 液體燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除する
【二〇】政府は戰時基本物資たる石油資源開發事業振興のため今議會に帝國石油株式會社法案を提出した

合は著しく進捗しつゝある、而して小倉石油合併後の日本石油は國內製油能力の八割、精製割當の七割を占めるに至り残り、早山、愛國、三菱等が丸善、旭、早山、愛國、三菱等に經營を繼續してゐる有様であり、小倉社は精製割當の一割をもつて經營を繼續してゐる有様であり、今後における國內精製油量の低減に伴つてこれら中小業者の經營は相當困難となることは明らかである、かかる状態を鑑み橋本日本石油社長は優秀設備を利し高効率をあげる見地より共同製油制を採用すると共に中小業者に對しては割當實績に應じて利益を配分する方法を立案し各方面の説得に努めてゐるものである、しかし右の共同製油制が確立すれば、前記中小業者は休業同様となり事實上日石に吸収統合されることとなる

△石油業法中改正法律案 液體燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除する
【二〇】政府は戰時基本物資たる石油資源開發事業振興のため今議會に帝國石油株式會社法案を提出した

△石油業法中改正法律案 液體燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除する
【二〇】政府は戰時基本物資たる石油資源開發事業振興のため今議會に帝國石油株式會社法案を提出した

△石油業法中改正法律案 液體燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除する
【二〇】政府は戰時基本物資たる石油資源開發事業振興のため今議會に帝國石油株式會社法案を提出した

△石油業法中改正法律案 液體燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除する
【二〇】政府は戰時基本物資たる石油資源開發事業振興のため今議會に帝國石油株式會社法案を提出した

未だ業者の一部には反對も強い様であるが政府の石油業統制政策の強化につれてかゝる整理統合の機運は益々濃化するものと見られる

【二一】工業組合中央統制委員會は一日午前十時より丸の内内産業會館に化學工業組合開催伍堂松井正副會長化學工業組合並に工聯代表約三十名出席し左の化學工業協同體々制要綱を附議決定し

【二二】工業協同體の組織 護謨、セルロイド、隣寸、火藥、工鹽、油脂、石油、合成煉脂、工鹽、染料、窒素、硝子、電極、石綿、セメント、製紙、皮革、塗料、顏料、アセチレン、肥料、醫藥、雜化學の廿二部門に分ち、組織方法は石鹼、窒素、皮革、醫藥、雜化學工業等については府縣地區の單位協同體を下部機構として之を中央に於て聯合し、聯合協同體を結成することとなる、この場合協同體の實情に應じ、市町村地區單位協同體組織の上府縣地區聯合協同體を結成する場合もあり、又その他化學工業については原則として全國地區の單位協同體を結成する事とし之らの協同體の内部に、製品別原料別又は基本業種別の部門を設ける

【二三】中間工業試験に着手す (一)合成分成纖維の基礎的研究及び(二)合成纖維に關する研究の連繫統合を圖る活動と併行して(三)中間工業試験に着手す (四)合成分成纖維に關する研究 各大學の既設研究設備を利用して合成分成纖維に關する諸種の研究を行ふべく、大阪帝國大學産業科學研究所内(一五〇坪)及び京都帝國大學化學研究所内(五〇坪)に實驗室を新設す (五)研究の連繫統合 合成分成纖維に關する研究の連繫統合を圖るため東京に於いて理事及技術委員會議を數回開催す (四)中間試験 京都帝國大學化學研究所内にポリヴィニールアルコール系合成分成纖維の中間工業試験を行ふ爲に建坪一五〇坪の試験工場を建設し着手す

【二四】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

小企業の特徴を發揮せしめ且つ家内工業の維持育成を期する、企業合同又は共同化の形式は劃一的に流れず實情に即す様考慮す

【二五】海外に於けるナイロン、ヴィニロン等の合成纖維の工業化に對し、我が國に於てもこれが綜合的研究の中樞機關として一月廿八日附財團法人日本合成纖維研究協會(理事長小島商工次官、副理事長厚木勝基氏)の設立認可を見たが、七日午後五時より工業俱樂部に於てその第一回理事(廿七名)會を開催、左の如き事業計畫を決定した、なほ本協會の目的は合成纖維の研究に當ると共に各研究機關の緊密化を圖り、これが企業化の促進を圖るものである(一)大要 初年度(昭和十五年)に於いては(一)合成纖維の基礎的研究及び(二)合成纖維に關する研究の連繫統合を圖る活動と併行して(三)中間工業試験に着手す (四)合成分成纖維に關する研究 各大學の既設研究設備を利用して合成分成纖維に關する諸種の研究を行ふべく、大阪帝國大學産業科學研究所内(一五〇坪)及び京都帝國大學化學研究所内(五〇坪)に實驗室を新設す (五)研究の連繫統合 合成分成纖維に關する研究の連繫統合を圖るため東京に於いて理事及技術委員會議を數回開催す (四)中間試験 京都帝國大學化學研究所内にポリヴィニールアルコール系合成分成纖維の中間工業試験を行ふ爲に建坪一五〇坪の試験工場を建設し着手す

【二六】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【二七】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【二八】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【二九】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【三〇】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【三一】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【三二】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

【三三】商工省では去る一月十日實施の有機合成事業法に基き獎勵金を交付すべき品目を指定して之が交付

に必要な手續を定めるため十二日付
有機合成品製造及研究獎勵金交付規
則を公布、即日實施する事となつた

同獎勵金は製造獎勵金(有機合成事
業法第十二條によるもの)及研究獎
勵金(同法廿一條によるもの)に分
け、前者は合成トリオールの製造に
付き交付するもので、これが市價並
に生産費を標準とし相當利潤を參酌
して、毎年商工大臣これを定め、後
者はブタヂエニ系ゴム及クロロレ
ン系ゴムの試験研究に對しその費用
の半額以内を夫々豫算の範圍内で交
付するものである、なほ本年度豫算

は製造獎勵金十七萬圓、研究獎勵金
八十三萬圓、十六年度は前者は十五
萬圓、後者は七十五萬圓を計上して
居り、右のうち十五年度製造獎勵金
十七萬圓は日本カーバイド會社に對
して交付する

上期硫酸生産高増加

【110】重要肥料の増産乃至その配
給圓滑化問題は戦時下食糧政策の一
環として各方面から重大視されてゐ
るが重要肥料の大宗たる硫酸は生産
事情の好轉から顯著なる増産傾向を
示してゐる即ち十五肥料年度上半期
五ヶ月(八月以降十二月迄)間に於
ける内地工場生産実績は計四十五
萬噸弱に達するものと推定され生産
豫定數量に比較すれば約一割方の減
産となつてゐるが前年同期に比し約
二割方の増産となつてゐる、而して
この生産増を齎した原因としては

(一)十五年一月以降全面的に施行さ
れた重要肥料の價格補償制度の實效
が漸次表面化したこと(二)價格補償
制度の實施と並行して石炭、電力等
所要資材の優先配給が漸く圓滑化し
て來たこと(三)日東化學、日東水素

朝日化學等新設工場の操業開始並び
に既設メーカー側の増産計畫が一部
進展したこと
等が指摘される、なほ十五年度上半
期五ヶ月間の実績が當初の生産豫定
計畫に達し得なかつた主なる理由は

(一)原料コーキースの配給が一時極度
に窮屈化したこと(二)硫酸鐵の配給
不圓滑並にその品質低下等によるも
の、今後の増産問題としては副原料
資材の供給の圓滑化を更に強化すべ
きことが要望されてゐる

特殊鋼技術委員會を
設置

【111】商工省では同省内
に設置されてゐる國家總力
發揮委員會鐵鋼部會に特殊鋼業の向
ふべき基本的方向を諮問した結果、
このほどに至り左の如き結論に到達
したので遅くとも二月一杯に特殊鋼
技術委員會を設置し資材の重點主義
的配給を通じて特殊鋼の技術向上並
に業界の整理統合に乗り出すこと、
なつた、即ち、特殊鋼は在來普通鋼
に比して探算良好のため中小業者が
濫立し現在特殊鋼協會加盟のみで
も約八十社、加盟外の業者を通算す
れば百四五十社に上つてゐる有様で
あるが昨年五月の特殊鋼公定價格に
抑制されて以來採算著しく悪化し
特に米國の對日層鐵禁輸後におい
ては低能率の中小業者は操業不能の
の續出の状態となつた、仍つこれ
を四、五十社に整理統合し日本特殊
鋼、特殊製鋼、大同製鋼、日本製鋼

等の大メーカーを中心に技術向上と
増産目的を達成することに決定し技
術委員會を中核として右方針の強行
を圖ることとなつたものであるが、
兼業でも技術的に優秀なるものは依
ては各配電會社は其の値上りを他に

然存續し助成する方針で、目下商工
省で鋭意これが準備中である
鐵鋼統制會第二回準備委員會

【112】鐵鋼統制會準備會小委員會
第二回會合は四日午後二時より九
時、内鐵鋼會館に開催、商工省側より小
金鐵鋼局長、菅波製鐵課長、民間側
より中松委員長代理以下各委員出席
過般來準備委員會、並に小委員出席
において檢討された意見を綜合し久
保小委員の手計で作成した統制會要
綱の修正案並にこれに基く規約案を
附議、逐條審議を行ひ字句罰則等を
改訂のち小委員會案としてこれを
可決、商工省に提出した、しかしして
鐵鋼統制會は總動員法第十八條の修
正發動によつて公布さるべき勅令の
指定團體となるべきものであるため
商工省では右原案に嚴密なる檢討を
加へた上小委員會にこれを差戻す筈
であるが商工省の承認を得れば直ち
に現在の準備委員會を設立委員會に
變更し統制會長の推薦その他統制會
設立の具體的事務を開始するはずで
會長決定次第、統制會運用の樞軸た
るべき事務局長、理事の人事に移る
豫定である

配電管理強化で料金調整

【113】四日の衆議院日本發送電會
社法中改正委員會に於て村田遞相、
田村電氣廳長官は、羽田武副郎氏の
電力料金引上げ問題及び電力管理再
強化に伴ふ殘存水力發電所出資問題
に關する質問に對し左の如く答辯し
た

△村田遞相 電力料金の値上げは日
本發送電の最後の手段として、同社
の配電會社に對する卸賣料金を値上
げするといふ意味である、現在の儘
では各配電會社は其の値上りを他に

轉嫁する外ないが、之に對して當局
としては配電會社の冗費の節約、經
營の合理化、整理統合等を行ふこと
により小賣料金の値上げをさせない
やうにする方針である
△田村長官 (一)配電管理による都
市と農村との料金の不均衡は一舉に
調整出來ないから、之を漸進的に行
ふ(二)水力出資は電力管理法の勅令
改正でやれることになつてゐる、縣
管等公營團體の出資については根本
趣旨につき内務省との間に諒解成立
し、具體的措置は出資の際協議する
而して之については地方財源になる
べく影響させぬことを根本方針とし
てゐる、即ち日發株式の交付による
配當收入、課稅收入等で大した影響
はないと思ふ、鐵道省の電源出資に
對しては下交渉中で未だ決定するに
は至らぬ

スフ紡工業組合方針決定

【114】スフ紡績工業組合では五日
新大阪ホテルに第一回企業合理化特
別委員會を開きスフ紡績業再編成問
題を協議した結果
(一)資本合併か、或はブロックを結
成するやう恣意すること(二)ブロッ
ク結成の場合はこの旨スフ紡工業組
合に出で理事會の審議を受ける事(三)
期日及び合同目標は特に決定しない
が可及的速かにこれを實行すること
と方針を決定した、これが詳細に於
ては今後企業合理化委員會に關す
逐次具體化する筈であるが、スフ紡
工業組加盟會社八十一社中スフ紡績
のみを專業とするものは五社にすぎず
その他は紡績及び絹紡工業會に關係
のある實狀を以てしては再編成完成
までには相當の迂餘曲折を免れぬも
のと同豫想される

【115】翼贊會中小經營對策委員會開催
議に於ける申合せに基き現下戰時經
濟遂行途上に於ける中小商工業者轉
失業問題解決のため有馬事務總長を
委員長とし、民間有力者、學識經驗
者及び本部關係各局長並に參與を
以て構成する「中小經營對策特別委
員會」を翼贊會本部に創設、これが
第一回委員會を五日午前十時より本
部第一會議室に開催、政府側より特
に企畫院、商工、厚生、陸海軍各省
關係各局長出席
(一)先づ中島企畫院第三部長より現
下轉失業問題の特異性並に政府の一
般對策(二)堀商工省振興部長及吉田
厚生省職業局轉職課長より主管職と
しての具體策(三)陸軍省監査課長永
井大佐及び同工政課長和氣大佐、海
軍省經理局森島少將より本問題に對
する希望及び從來の對策實施の狀況
等につき夫々説明があつた後、これ
を中心に各委員より熱心なる意見の
開陳があり、午前午後互つて審議
午後四時散會したが、當日論議の中
心となつた(一)中小商工業者の維持育
成並にこれに關聯する將來の見透し
策(二)轉失業の場合に於けるこれが具體
的の擴大(三)戰時經濟體制確立に即應す
る産業團體の統合整備上における民
間人の自主的地位等々の四點で、これ
が具體化策樹立に對しては更に來る
十四日開催の第二回小委員會に於
て研究に着手することとなつた、小
委員の顔觸は左の如し
太田正孝(大政翼贊會政策局長)長
田清治郎(金屬工業聯合會)東德太
郎(絹織工業組合聯合會)鶴見左吉
雄(商業組合中央會)小畑源之助(大

阪工業懇話會(山中篤太郎(學者) 本位田祥男(翼贊會政策局經濟政策部長) 船田中(同内政部長) 喜多壯一郎(同總務局國民生活指導部長) 高橋龜吉(同政策局參典))

官廳直接利用の下請工業整備

【二六】 商工省では舊臘中機械鐵鋼製品工業整備要綱に關する通牒を發して下請工場の安定を圖つたが、今回更に同要綱に除外された陸海軍其他の發注官衙直接利用の下請工場を整備することとなり、陸海軍、商工、遞信、鐵道等各關係官廳間に協議の上、六日付商工省より各地方長官宛右に關する整備要綱通牒を發した、同整備要綱は下請工業の安定並に生産性の昂揚を主眼としたもので、さきの機械鐵鋼製品整備要綱と綜合するときは今後機械、鐵鋼製品に關する軍需品其他發注官衙より民間發注品に對する下請は左の三種の形態に整備せられ、相互の關係及び一般事業との兼管關係は明確にせられることとなつた(一)發注官衙より民間發注工場(機械工聯及新業種別工聯傘下業者の工場並に之に準ずべき民間發注工場)に一旦發注せられたるもの、下請工場 此の種の下請工場は機械鐵鋼製品工業整備要綱に依り下請工場としての指定を受けるのであるが指定に付ては豫め當該發注官衙の承認を要する、此の場合には集團利用の一工場即ち統制工業の工場としても指定を受けることが出来るが、原則として一般獨立事業を兼管することは出来ない(二)集團利用の下請工場(統制工業の受注工場)此の種の下請工場は道府縣廳の意見を徴し發注官衙に於て指定せられる、此の場合には民間發注工場の下請工場として指定を受けることも出来るが、原則として民間發注工場の下請として獨立事業の双方を同時に兼管することは出来ない(三)單獨利用の下請工場 此の種の下請工場は發注官衙の專屬工場として發注官衙から指定せられる、此の場合には原則として民間發注工場の下請工場としても集團綜合利益率は一二・八%を示し、

☆ 會社

資金認可

【二〇】 日銀發表 前週中の臨時資金調整法に依る申請處理件数は百二十一件でこのうち主なるもの左の如し(單位千圓)
△資本増加認可
吳羽紡績(現在資本金五、五〇〇) 増資額 三、七〇〇(二分一拂込)
中山製鋼所(現在資本金四、四七〇) 増資額 四、五三〇(四分一拂込)
住友アルミニウム製鍊(現在資本金一〇、〇〇〇) 増資額 一〇、〇〇〇(二分一拂込)
官田製作所(現在資本金五、〇〇〇) 増資額 二、〇〇〇(二分一拂込)
△株金拂込催告許可
日清製油 拂込額 一、五〇〇

昨下期主要事業會社業績

【二二】 興銀調査 十五年下期本邦主要事業會社業績によれば昨上期を轉機として不振に轉じた事業會社業績は同年下期に於て原材料入手難、勞力不足の深刻化、國際環境の變化に伴ふ輸出不振等を經緯として引續き停頓を示し、缺損會社の増加減配會社の續出を見るに至つた、即ち調査會社九百十九社(昨年九月以降本年二月に至る半年間に決算期を有するもの)の綜合業績は左の如く利益を擧げたもの八百八十八社、利益金總額六億七千八百三十六萬圓、損益金總額六億七千三百七十六萬圓の利益となり拂込總額に對する綜合利益率は一二・八%を示し、

損益金

損益金 五九、七九五
利益金 〇(五九、七九五)
損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

拂込資本金

拂込資本金 九八、一一一
利益金 五九、七九五
損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

損益率(%)

損益率(%) 五八・八八
三三・〇三

木材統制會社資本決定

【二三】 資本金一億圓の日本木材統制株式會社設立を中心とする木材統制法案は豊林省から原案を大藏省へ提示折衝中であつたが豊林省が主張する同會社の資本金中半額を政府が

出資する点については大蔵省側が難色を示し今議案提出を危ぶまれるに至つたので、農林省側では現下木材統制の緊切なるに鑑み、遂に大蔵省を行ひ結局大蔵省主張通り、政府出資は之を行はぬこととしその結果資本金は當初の一億圓から五千萬圓に減額、その全額を山林業者、木材業者大口需要者等民間側のみの出資にまつこととし、政府としては出資を行はぬ代りにこれに對して年四分の配當保證を行ふことに決定、三日午後八時より開催される臨時閣議に附議正式決定の上、一兩日中に議會に提出することとなつた、而して来る六日創立總會開催議定の資本金一千萬圓の日本木材統制會社(社長村上前馬政局長官に内れ)は右五千萬圓の會社設立の曉それに吸収される筈である

【二五】時局の重壓下に抱合的資本機構の缺陷を暴露し資金難に陥つた理研産業團の再組織に關しては過般來興銀及び理研融資シ團たる三井、第一、安田、住友、第百、三和並に野村各銀行の貸付事務代表者を以て組織する調査委員會に於て慎重審議を行つてゐるが、このほど具體案成り理研側もこれに對し承諾の意を表明するに至つた、よつて六日最後の調査委員會を開いて案の決定を行つた上來週中に河上興銀總裁は理研融資シ團加入各銀行頭取の參集を求めて理研再組織案の最終的決定を行ふ段取りとなつたが、案の内容は左の如く理研關係主要六社を合同して資本金七千萬圓の新會社を創設シシ團側は理研に對する最高融資額を決定して理研産業團の内容堅實化を圖らんとするものである

【二六】山陽製鋼、東洋ベアリング提携
一萬八千株を一株七十三圓見當で東洋ベアリングに肩替りをなし兩社の提携を強化すると共に技術公開の第一着手として二社共同の技術委員會を設置、製品の品質向上を圖ることとなつた、なほ日本精工でも三月より右技術委員會に協力參加する筈である、又山陽製鋼では現在資本金四億萬圓を一千萬圓(六百萬圓増資)に増資することとなり豫て當局に認可方申請中のところこの程内認可があつたので来る十二日臨時株主總會を開き増資の件を附議決定、新株十二萬株を三月一日現在の株主に對し十對十五の割合で更に四月一日第一回拂込(一株に付十二圓五十錢總額百五十萬圓)を徴収する

【二七】理研再組織案具體化
【二八】三菱社では五日午前十一時より本館に定時株主總會を開催、當期利益金處分案(配當年九分据置)を附議承認、次いで取締役岩崎小彌太、岩崎彦彌太、三好重道、永原伸雄及監査役加藤武男、山室宗文の諸氏任期満了に伴ふ改選の件、取締役川井源八氏辭任申出に付、補缺選舉の件監査役二名増員選舉の件等を附議したる結果、任期満了の重役は永原伸雄氏と決定水原伸雄、川井源八兩氏辭任に伴ふ取締役には池田龜三郎(三菱鐵業常務)並に元長信太郎(三菱重工業常務)の兩氏が當選新任し監査役二名増員は取締役を辭任せる永原伸雄、川井源八兩氏が轉出就任と決定した

【二九】三菱社では五日午前十一時より本館に定時株主總會を開催、當期利益金處分案(配當年九分据置)を附議承認、次いで取締役岩崎小彌太、岩崎彦彌太、三好重道、永原伸雄及監査役加藤武男、山室宗文の諸氏任期満了に伴ふ改選の件、取締役川井源八氏辭任申出に付、補缺選舉の件監査役二名増員選舉の件等を附議したる結果、任期満了の重役は永原伸雄氏と決定水原伸雄、川井源八兩氏辭任に伴ふ取締役には池田龜三郎(三菱鐵業常務)並に元長信太郎(三菱重工業常務)の兩氏が當選新任し監査役二名増員は取締役を辭任せる永原伸雄、川井源八兩氏が轉出就任と決定した

【三〇】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三一】豫ねて大蔵、商工兩省間には折衝中であつた日鐵(現在資本金五億圓)の増資に付ては八日、三億圓を増資し新資本金を八億圓とすることに決定した而して増資新株の第一回拂込は四分の一總額七千五百萬圓であるがこの内政府出資は四千二百萬圓民間側出資は三千三百萬圓で政府出資額は十六年特別會計追加豫算に計上される

【三二】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三三】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三四】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三五】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三六】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三七】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三八】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【三九】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【四〇】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【四一】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【四二】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【四三】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

【四四】海外再保取引の窮屈化と損害保險事業に對する統制強化に伴ひ弱少損保會社はその經營に新方途を見出すべく努力してゐるが昨秋共同火災と千代田火災の事業提携は各方面に同様の氣運を醸成しつゝあつたが今回大成火災海上保險會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込、本社臺北、會長門野重九郎氏)は東京海上と事業提携を行ひ事業經營の立て直しを圖る事となつた、即ち東京海上はこの程大成火災株式の三割(三萬株)を買收、實質上同社を事業傘下

ロック、奥羽紡(濱名岡坂織物を合併して一、一〇二、二四八)若林、足利、三光、共立、日本光棉一、四〇七、四二八△富士紡(明正)九六九、六二二△倉敷紡(國光)八三五、八三二(倉敷撫糸を合併交渉中成立後は八四五、〇五二)△福島紡(岸田)一〇三、〇三二(大東紡とプロック交渉中成立後は五二二、三五六)△天満織物(新合社)天満織物(近江帆布と合併新設設立四九〇、五〇四)製織五一〇、五二八△中

京プロック興亜、近藤、平田、鷺津と、なり四日附を以てこの旨スフ製造工業組合、並に人絹聯合會に届出日高、小津、武林六〇九、九六八△内外棉プロック内外棉佐野、柏原、である

▲日清紡六二八、八四四△未決定一栗橋、西川、東邦、箕福、大野木、竹村綿業

▲錦華、中央兩毛糸合併【二〇】錦華毛糸はこの程中央毛糸との合併交渉成立し直ちに内認申請の手續をとつた即ち兩社は合併のうえあらに東亜紡織株式會社を設立するがこの結果右新會社はミュール換算鎊數合計十五萬六千九百五十五鎊を所有することとなり、目下内交渉を進めるが、東海、帝國合併後、大日本立の曉は左の如き日産能力となり入組スフ企業合理化委員會決定の單位第三位を占めることとなつた合併要

綱左の如し
(一)新會社名 東亜紡織株式會社
(二)資本金 一千萬圓(全額拂込濟)
(三)合併會社に對する株式交付の中心 中央毛糸資本金八百萬圓(拂込額七百萬圓)に對し一對一の株式割當を以て新會社株(拂込濟)七百萬圓を交付す①錦華毛織資本金一千萬圓拂込額五百萬圓に對し一對〇・八の株式割當を交付す(四)合併期日六月一日尙ほ新會社には社長を置かず、専務には現中央毛糸専務小西春夫氏、常務には錦華毛糸常務川畑恒二氏が就任することとなつてゐる
▲日レ、新日レとプロック結合【二一】人絹スフ企業の整理統合は昨年未統合要綱決定以來徐々に進捗しつゝあるが日本レヨンでは今回新日レ本レヨンとプロックを結合する(二)右は紡聯の目標五十萬鎊には尙達せぬが、日東紡は目下更に大東紡外一社と折衝中であるから右交渉成立の曉には優に同目標を突破するものと見られてゐる

配給

▲近江帆布、天満織物合併【二六】近江帆布(資本金七百十萬圓、拂込濟)天満織物(資本金一千五十萬圓、拂込濟)の間に豫め条件交渉が進められてゐたがこの程一對一の条件で合併する事に内定今週中に假調印を見る運びとなつた

▲日東紡のプロック結合進捗【二六】紡聯の新體制進捗に即應し日東紡はこの程、寺田紡、泊紡、大阪紡の三社を傘下にプロックを結合する事に決定したが同社の設備鎊數を合すれば四十一萬五千餘鎊(スフ機を含む)に達する

▲日東紡のプロック結合進捗【二六】紡聯の新體制進捗に即應し日東紡はこの程、寺田紡、泊紡、大阪紡の三社を傘下にプロックを結合する事に決定したが同社の設備鎊數を合すれば四十一萬五千餘鎊(スフ機を含む)に達する

た、これを基礎として配給臺帳を作成し區役所或は町村役場に備へつけこれを以て世帯毎に割當量を書き入れた通帳を發行、配給所を通じて一週間乃至十日間づゝ各家庭に配達するが割當量は年齢、職業等を考慮して適當量を決定する方針である

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

▲左の物品についてはプロック會議等を利用して關係府縣と打合せて従來的認定の不均衡を是正すること

配給

備在を來し配給を著しく不圓滑ならしめために農林省當局の代用食獎勵も都市においては實行極めて困難なる状態を招來するに至つてゐる、現に一部地方においては統制能力たる二百パレルを僅かに缺くる能力の製粉工場の新設を行ひ縣内食糧の確保の處置を講じつゝありかゝる事實は我國の機械製粉能力が現在既に相當の過剩状態にあるにも拘らず貴重なる資材を無意味に濫費するものとして近く大口需要者側では當局に對し善處方を要する意向である

木材統制法案要綱

【二〇】木材の計畫的生産、配給と移輸入材をも含む集荷配給機構整備の爲め農林省は劃期的な木材統制法案の議會提出を急いでゐたが既に大藏省の豫算査定を終り法制局との打合せを経て一兩日中に提案の通びとなつた同案の中核は民間山林業者、木材業者、大口需要者等の出資に成る資本金五千萬圓の特殊統制會社「日本木材株式會社」を設立し、全國八地方（北海道、東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州）に新設される管の同様な地方業者から成る夫々資本金數百萬圓乃至一千萬圓の子會社に對し投資及び融資、資材の配給等を行はしめるほか場合によつては右親會社自ら製材及び配給の業務をも行ひ得ることとなつて居り、之による統制木材の數量は總額六千萬石を對象としてゐる、法案要綱次の通り

者並に製材業者に對し製材及び造材を命ずることを得（一）主務大臣は木材の販賣及び配給に關して必要な命令を發し得る（四）木材業者並に製材業者は爾後主務大臣の認可を受くるに非ざれば營業を行ふことを得ず（五）政府は木材の計畫的生産、配給を行ふため「日本木材株式會社」（民出資、資本金五千萬圓）を指定しこれに對して必要な命令を行ふ（六）日本木材株式會社の行ふ業務は地方木材株式會社に對する投資及び融資、必要な資材の配給、又は特に必要ある場合は木材の生産、配給を行ふ（七）政府は日本木材株式會社に對して初營業年度を除く五ヶ年間に限り年四分の配當保證をなす（八）日本木材株式會社は拂込出資金の三倍を限度として社債を發行し得る（九）地方木材株式會社は日本木材株式會社の指揮命令の下に地方に於ける軍需材、生産擴充用材等主要用途に對する直接生産並に販賣を行ふ

商工省重要物資現在高調査

【二一】商工省では重要物資の現在高を明確にするため特殊物を除く毛、絹、人絹、スフ、綿、更生糸の各織物、タオル、タオル地、煉炭、鐵、丸釘、針金、鐵線、鉚鉛メッキ鋼板（亜鉛鐵板）につき毎年三月一日及び九月一日現在高を調査して、これら物資の需給調整の資料を整備することとなり、愈々來る十日附を以て「商工省所管重要物資現在高調査規則」を公布即日實施することになつた、而して同規則の實施により既に公布實施の農林省關係の同規則と共に國民生生活必需物資の調査に遺憾なきを期するわけである

△木材統制法案要綱

（一）主務大臣は木材の計畫的配給を確保する爲め伐期に達したる立木の伐採並に譲渡等を命ずることを得（二）主務大臣必要と認むるときは木材業

☆ 物 價

東京、大阪生計費（一月）

【二二】内閣統計局發表表にかゝる一月中の東京市及大阪生計費指數に依れば、労働者指數は前月比東京は一四三、二と保合、大阪は一四一、八と八厘方の騰貴である、東京に於ては住居費五厘被服費六厘其他の諸費二厘と夫々騰貴せるに對し、飲食料費は保合、光熱費は五厘方低落したる爲、騰落相殺して總指數に於て保合となつたものである、大阪の昂騰は主として被服費二分一厘方の大指騰貴に依る、又本月の給料生活者指數は前月比、東京一厘の低落、大阪七厘の騰貴であるが、この原因は大體労働者指數の場合と同様である、詳細左の如し（△印低落）

労働者生計費指數		前月		前年	
東京	大阪	一月	同月	一月	同月
被服費	一六三	二二	一六	一四二	八一
其他諸費	一八三	△〇五	五七	一四〇	八二
給料生活者指數	一四一	〇七	七六	一四〇	八一
飲食料費	一五九	〇六	六一	一四〇	八一
住居費	一三〇	〇五	五五	一四〇	八一
光熱費	一三二	〇五	五五	一四〇	八一
被服費	一三二	〇五	五五	一四〇	八一
其他諸費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
食料生活者指數	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
飲食料費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
住居費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
光熱費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
被服費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
其他諸費	一三三	〇五	五五	一四〇	八一
大阪生計費	一四一	〇七	七六	一四〇	八一
労働者生計費指數	一四一	〇七	七六	一四〇	八一
住居費	一四一	〇七	七六	一四〇	八一
飲食料費	一四一	〇七	七六	一四〇	八一
光熱費	一四一	〇七	七六	一四〇	八一

被服費 一六三 二二 一六〇
其他諸費 一八三 △〇五 五七
給料生活者指數 一四一 〇七 七六
飲食料費 一五九 〇六 六一
住居費 一三〇 〇五 五五
光熱費 一三二 〇五 五五
被服費 一三二 〇五 五五
其他諸費 一三三 〇五 五五

石炭プールの價格制改訂要望

【二三】石炭の一元的配給統制機關として設立された日本石炭は現在一手買入れ、プール平準價格の決定、検査、檢灰等を主たる業務としてゐるがプール平準價格制はその手續煩瑣なため差金決済が圓滑に捗らないので有力炭礦業者はじめ全國石炭炭礦業者は異常なる金融難に襲はれ石炭増産強調期間をよそに頗る憂慮すべき事態に逢着、現行プール平準價格制の改訂は早急に解決を要する問題として各方面より強く要望されてゐるので商工省でも近く何らかの措置に出るものと期待され成行は注目されてゐる

（一）現在の日本石炭のプール平準價格制は沖波値段を基礎とし運賃、諸掛りは公定されてゐないため、日炭其他と礦主との代金決済に必要な最終需要者の領收書を作成するに非常に困難がある（二）このため全國炭礦業者は昨年十月以降、日炭より代金を殆んど受取り得ない状態にあり、一様に經營難に陥つてゐる（三）特に互助會、宇部石炭礦業聯合會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會

西部石炭聯合會等に屬する中小礦業者の金融難は著るしく互助會の如きは日本石炭その他各銀行より昨年十月以來既に二百九十五萬圓借入れを行ひ急場を凌いでゐる（四）日本石炭としても代金の決済は急いでゐるが前記の如く必要書類が整備しないため如何とも出来ない状態に置かれ、前資金も、代金の清算が出来ないのが大藏省より供給を仰ぎ得ない有様であり、生産、配給兩者共にプール平準價格制のため却つて自繩自縛の形になつてゐる

纖維製品自肅價格實施方法決定

【二四】中央物價統制協力會議では四、五日の兩日に亘り法曹會館に纖維製品自肅價格實施方法を關する生産部會並に配給部會を開催、各該維關係團體代表者約二十名出席實施細目につき協議した結果、左の如く決定した、而して右は政府の低物價政策に即應すると共に、七・七禁令の強化を俟たずして自治的にその効果を發揮することを狙つたもので、近時政府の統制が漸次民間を中心とする統制に向はんとする折柄と云ふ結果については多大の注目を惹く譯である、なほ自肅價格は七・七禁令價格よりも平均二割程度の下位にある

（一）實施は三月以降とし、二月底迄の製品については七・七禁令價格の限界内で賣ることを得るが、三月一日以降の製品は自肅價格を越えて賣ることを得ぬ（二）この兩者を明確に區別する爲に業者は組合に對し手持製品を申告すること、而して自肅價格を越ゆる二月末迄の製品には組合において自肅價格の除外品たることを示す印列を押すか又は

（一）現在の日本石炭のプール平準價格制は沖波値段を基礎とし運賃、諸掛りは公定されてゐないため、日炭其他と礦主との代金決済に必要な最終需要者の領收書を作成するに非常に困難がある（二）このため全國炭礦業者は昨年十月以降、日炭より代金を殆んど受取り得ない状態にあり、一様に經營難に陥つてゐる（三）特に互助會、宇部石炭礦業聯合會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會

ラベルを貼付すること、右手敷料として一錢を徴收する(二)右違反の場合の罰則として(三)生産者の場合は染料、原糸等の資材配給の制限又は停止を行ひ、他面検査検査の制限停止等の手段を講ずること(四)配給業者の場合は小賣商にあつては配給制限又は停止を行ひ、卸賣商については組合定款による過怠金を徴收することを(四)尙ほ限界価格を超ゆる生地を以て三月一日以降加工したるものは之を組合に申告し、除外の許可を受くること(五)印章、ラベルは形式を一定とし自備價格除外品たることを明示し組合名を入れること

尙ほ組合自體が違反を犯すことも豫想されるが、右については飽く迄相互監視の下に自重し、他面經濟警察とも連絡をとり萬全を期する旨の申合せを行つた

傾向の激化を示してゐる、右の原因としては(一)米國濠洲層鐵の對日禁輸による原料の相對的減少、勞力、原料炭並に輸送設備の不足に基き可動率の減少(二)原材料、勞動力、生産設備費の昂騰による生産原價の向上等の原因を挙げ得るが、かゝる収益の低減は今後或程度繼續的に進行するものと見られ、而して政府は鐵鋼生産力の擴充と採算不良化の傾向に鑑み第三國よりの輸入層鐵、鐵石に對し昨年度において總額一億三千五百萬圓に上る補償金制を設定したほか、近く鐵鋼製品販賣價格を公定、中間問屋の手續料を減少して生産業者の手取り増加をはかる等の生産業者助成工作を行ふことに決定してゐるが層鐵禁輸の今日、右補償金制は大半の意義を喪失してゐる

これにより十六年度に於ける石炭炭取償金は總額一億二千萬圓に達することゝなるわけだ、これに伴ひ日本石炭の買上げ價格は當然或る程度引上げられることゝなるが商工省としては本豫算の趣旨から出来るだけ高敷炭に對して考慮を拂ふことになつて居る

制命令を發し、即日實施する事となつた、同組合は日本貿易振興會社より輸出品を買受又は委託により輸出を行ひ、理事長は上甲信弘氏、出資口數(一口五十圓)二千三百六十五口である

☆ 市場

満電株中賣出し

【一七】満電では既報の如く同社資本計畫の一部として關係会社持株を開放することに方針を決定これが實施方法に就て關係方面と折衝中であつたが今回滿洲電業株三十萬株を山一、川島屋、日興、藤本、野村、小池、共同の各證券會社を通じ仲介賣出を行ふことになつた、賣出價格は一株に付五十四圓乃至五十四圓五錢となつてゐる

【一八】昭和二三年三月以來大豆粕、棉實粕、鹹縮粕、錫縮粕、糖豆、小豆を上場銘柄別清算並に實物取引を行つて來た神戸穀肥取引所は最近統制強化の影響に依り存続困難となり任意解散認可方申請中であつたが商工省は十日付を以てこれが解散を認可した

【一九】日本綿糸布輸出組合聯合會所屬六組合の單一統合に依る日本綿糸布輸出組合の設立總會は三日午後二時より大阪實業會館に開催、新役員として理事長に南郷三郎氏、副理事長長矢吹敬一氏、常務理事河茂、森田喜代松の兩氏が選出された

北米向雜貨に統制命令

【二〇】東京、横浜、名古屋、京阪及び神戸の各地雜貨北米輸出組合はさきさきに聯合會組織を解消し單一組織たる日本雜貨北米輸出組合に改組したが商工省では右に關し三日付告示を以て貿易組合法第十八條に基き統

【二一】日本電氣機器輸出組合は關滿、支及び佛印以外の地域に對する電氣機器類(部分品及び附屬品を含む)並に同材料類の輸出統制を實施する事となつたが、右第三國向輸出統制の完壁を期する爲め、商工省では三日付告示を以て貿易組合法第十八條の統制命令を發し五日よりの實施する、なほ同組合の取扱品目中心日本貿易振興會社の取扱品目に付ては同會社より買受け又は委託によつて輸出し、又香港、澳門、比律賓、英領海峽植民地、馬來聯邦洲及び馬來非聯邦洲向のものについては團ブロック向け逆輸入を防止するため輸出價格(C.I.F.)の五割以内の保證金を組合に供託せしめる事となつた

【二二】東京以北を地區として絹、人絹、絹織製品、及び綿糸布の輸出事務を取扱ひつゝあつた東京織物輸出組合(理事長三井物産今村富之助氏)ではさきさきに日本絹織製品、日本絹人絹糸布及び日本綿糸布の三輸出組合が夫々組合の統合一元化により設立されるに至つたので三月末日迄に同組合を解散することに決定した而して同組合取扱品の輸出事務は今後前記三組合の東京支部により處理されることとなるが絹織製品輸出組合東京支部は來る十一月より業務を開始する

綿織聯合總會

【二三】日本綿糸布輸出組合聯合會所屬六組合の單一統合に依る日本綿糸布輸出組合の設立總會は三日午後二時より大阪實業會館に開催、新役員として理事長に南郷三郎氏、副理事長長矢吹敬一氏、常務理事河茂、森田喜代松の兩氏が選出された

【二四】人絹糸の輸出最低値は昨秋以來の輸出好轉により前後二回の引上げを行つた結果現在ビス及びマルチは一函八十圓(但しペンベルグ及び超艶消しは夫々七圓上げ捺糸十圓上げ)となつてゐるが最近海外の買氣旺盛化により輸出價值は更に氣配高含みとなりビス十圓乃至十二、三圓高、艶消し、捺糸は二十圓高を唱へるに至つたので輸出商及人絹會社側では(一)商内の混亂防止(二)海外の人氣安定を理由として近く各所屬聯合會對し輸出最低値の再引上げを要望する事となつた、なほ引上額は

【二五】東京以北を地區として絹、人絹、絹織製品、及び綿糸布の輸出事務を取扱ひつゝあつた東京織物輸出組合(理事長三井物産今村富之助氏)ではさきさきに日本絹織製品、日本絹人絹糸布及び日本綿糸布の三輸出組合が夫々組合の統合一元化により設立されるに至つたので三月末日迄に同組合を解散することに決定した而して同組合取扱品の輸出事務は今後前記三組合の東京支部により處理されることとなるが絹織製品輸出組合東京支部は來る十一月より業務を開始する

綿糸布倉庫渡讓條件決定

【二六】懸案の本邦綿糸布外商經由取引條件の甲板渡しより倉庫渡に變更する件は此の程本邦業者外商間に於て圓滿妥協が成立した、その取引條件は左の如し

【二七】人絹糸の輸出最低値は昨秋以來の輸出好轉により前後二回の引上げを行つた結果現在ビス及びマルチは一函八十圓(但しペンベルグ及び超艶消しは夫々七圓上げ捺糸十圓上げ)となつてゐるが最近海外の買氣旺盛化により輸出價值は更に氣配高含みとなりビス十圓乃至十二、三圓高、艶消し、捺糸は二十圓高を唱へるに至つたので輸出商及人絹會社側では(一)商内の混亂防止(二)海外の人氣安定を理由として近く各所屬聯合會對し輸出最低値の再引上げを要望する事となつた、なほ引上額は

【二八】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

買 易

【二九】東京、横浜、名古屋、京阪及び神戸の各地雜貨北米輸出組合はさきさきに聯合會組織を解消し單一組織たる日本雜貨北米輸出組合に改組したが商工省では右に關し三日付告示を以て貿易組合法第十八條に基き統

【三〇】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

【三一】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

日炭買取補償金増額決定

【三二】商工省では製鐵用その他の高級石炭の増産を圖るため日炭の買取補償金を更に増額する必要を認めさきさきに本豫算に於て五千八百十萬圓を計上して居る他に新に十六年度追加豫算として五千六百三十三萬餘圓の要求を大藏省と折衝中であつたが七日に至り右のうち追加豫算として四千三百卅三萬餘圓、豫算外契約として八百六十萬圓が承認された、なほその他に現在鐵鋼増産に關聯する製鐵用輸入石炭買取補償金についても、大藏省と折衝の結果、大體一千萬圓程度に落付くものと見られるが

【三三】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

【三四】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

鐵鋼適正價格の設定要望

【三五】我國鐵鋼業の収益率は昭和十三年上期を峠として漸減傾向を辿り、專業者は勿論造船、機械、金屬の兼業者は特に業績が悪化しつゝある、即ちこれを日本製鐵、日本鋼管、中山製鋼、小倉製鋼、吾婿製鋼、尼崎製鋼、大阪製鋼、東海製鋼、徳山製鋼、三菱鋼材(舊東京鋼材)の主要十社の拂込資本に對する収益率平均に見れば

【三六】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

【三七】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

北米向雜貨に統制命令

【三八】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

【三九】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

【四〇】代金及積出代行手数料は必ず送狀面に併記し倉庫假受證を添附提示次第現金を取立てる

社會・文化・教育

☆ 學術・文化

肋膜、腹膜炎に新治療法

【二三】肋膜炎と腹膜炎を簡單な注射で治す劃期的な新治療法が名古屋帝大岡田内科で完成された、これは同教室主任教授岡田清三郎博士が創案した臓器エキス療法一種で胃潰瘍の治療薬スチムリン・エムから歸納して造られたスチムリン・ペー、スチムリン・ペー(共に豚の内臓から抽出せるもの)を靜脈に連續注射する簡單な療法であつて、同教室の岡本正巳(三六)學士は十五回乃至三十回の注射で全治せる腹膜炎四十六例肋膜炎三十例の臨床例を報告して治療率百パーセントを裏書してゐる、なほ岡本氏はスチムリンの特質として肋膜エキスは肋膜にだけ作用し腸粘膜から抽出したエキスは腸だけに作用して治療効果を擧げるといふ點から動物實驗を行ひ、從來肋膜も腹膜炎も同質であると考へられてゐたのを生物學的に全然異なつたものであると主張し學位論文として提出した、岡本氏は昭和八年愛知醫大を卒業岡田内科で岡田博士の指導を受けて研究を續けて來たもので現在は岐阜縣衛生課に勤めてゐる

青年詩人の翼賛運動

【二二】新體制に應じて詩壇でも職分奉公の運動が青年詩人の間に起つてゐるがこのほど杉浦伊作、伊波南哲、鹽野荷三、石原廣文、角田竹夫、大村主計、江口隼人氏等五十名を糾合して日本青年詩人聯盟を結成、大政翼賛の文化運動に邁進することになつた、その綱領は「皇道精神に基き全日本青年詩人の大同團結を圖り民族詩の興隆を期し以て大東亞新文化の建設に寄與す」といふにあり、喜多生活指導部長、詩壇の先輩河井辭若川路柳虹、高村光太郎氏等を推し聯盟員の大多數は今事變に参加した歸還勇士と全國各地方及び滿洲の地域代表を以て結成されてをり、その力強い出發は期待されてゐる

半減した都下の雜誌

【二二】時局下をも顧みず舊態依然として本屋の店頭を並べてゐる大小様々の雜誌に就いて、警視廳檢閲課では一昨年夏以來慎重に統制をはじめ、雜誌社に對して、用紙の節減、言論の統制、防諜上の必要から

日本映畫を獨逸に紹介

【二二】盟邦獨逸との文化提携は最近益々緊密の度を加へてゐるが曩に伯林發行の映畫雜誌「デル・ドイッチェ・フィルム」からわが國際文化振興會に對し同誌春季特別號を日本映畫の特輯版としたいから材料を寄贈して貰ひたいとの申入れがあり、同會では鋭意原稿作製を急いでゐたが此程全部の獨語翻譯を終つたので日本、滿洲、中華各映畫界の過去現在を示すスチール六十枚と共に六日伯林へ向け發送した、執筆者は左の通りである

音樂新體制の協議會

【二二】音樂の新體制を目指し翼賛會文化部では八日午後一時から音樂評論、作曲、演奏及び文部省、情報部等の關係者を集めて、「第一回音樂部等關係者」を開いた、岸田文化部長はじめ、評論家、小松耕輔、蘭部三郎、堀内敬三、作曲家、大村能章、大木正夫、諸井三郎、中山晋平指揮者、橋本邦彦、早川彌左衛門、演奏家、藤原義江、荻野綾子、關鑑子、鈴木信子、矢田部勤吉氏等洋樂團オケキヤストに文部省第五部長、社會教育官、川面情報局長、岸田文化部長、太田AK音樂部長、乘杉井上情報官、太田AK音樂部長、乘杉東京音樂學校長等五十餘名出席、岸田文化部長は新日本音樂創造には混沌とした現樂壇の機構を改めねばならぬ旨の文化部としての方針を説明懇談的に議事を進めたが、結局真の

農村漁村で歌ひ踊る農村歌完成

【二三】農山漁村文化協會では曩に移動映畫班や紙芝居、輕演劇、レコード、ラヂオセット等を供給することになつたが今度は農山漁村で安易に歌ひ踊れるやうな農村歌二篇と種々の會合に全國津々浦々で齊唱出来る農山漁村の國民歌を制定して贈呈することに成つたが、このうち先づ農村歌「興國をどり」と「共榮をどり」の方は若杉雄三郎氏の作詞、山中晋平氏の作曲で完成したので來る十五日午後一時から東京丸の内産業組合中央會館で催す農村文化の會に發表した後レコードに吹込んだ上全農へ指導員を派遣して普及させることになつた

科學用語を一元的に統一

【二四】數千の多數に上る技術標準用語は昨年末頃から資源局の手で整理統一して内閣の法令用語として告示されて來たが、まだ各種技術部門毎に別々に制定されてをり各方面共煩雜を極める状態に置かれてゐたが高度國防國家建設に邁進する全日本科學技術團體聯合會では科學動員協會と協力、從來學會及び技術團體等各方面で制定して來た用語を一元的に統一して新規用語を制定することになり來る十八日委員會を開き、長岡理事長をはじめ宮本武之輔(土木學會)、松前重義(日本技術協會)、本田正次(日本植物學會)、本多靜雄(電氣通信學會)氏等各理事が出席して標準用語作成の具體の方針を決定することになつた

文部省推薦圖書

【二五】文部省では二分分推薦圖書として一般圖書兒童圖書各五種を十日左の如く決定した

- △「一般圖書」全國神職會編「神社讀本(修訂版)」日本電報通信社發行△乙竹岩造著「日本國民教育史」目黒書店發行△石川謙、武田勘治共著「吉田松陰」三書院發行△アン・マリイ・キリアフ著「ナチス女性の生活」生活社發行△緒方富雄著「病氣の正體(ラヂオ新書)」日本放送出版協會發行
- △「兒童圖書」セイヨウ社編輯部編「サクラ繪本(改訂版)」ハナトコドモ」同社發行△坪田讓治著「坪田讓治童話三年生」文昭社發行△大倉桃郎著「偉人傳文庫、中江藤樹」講談社發行△島崎藤村著「力餅」研究社發行△ザルテン作、菊池重三郎譯「パロディの歌」主婦之友社發行

農村漁村で歌ひ踊る農村歌完成

【二三】農山漁村文化協會では曩に移動映畫班や紙芝居、輕演劇、レコード、ラヂオセット等を供給することになつたが今度は農山漁村で安易に歌ひ踊れるやうな農村歌二篇と種々の會合に全國津々浦々で齊唱出来る農山漁村の國民歌を制定して贈呈することに成つたが、このうち先づ農村歌「興國をどり」と「共榮をどり」の方は若杉雄三郎氏の作詞、山中晋平氏の作曲で完成したので來る十五日午後一時から東京丸の内産業組合中央會館で催す農村文化の會に發表した後レコードに吹込んだ上全農へ指導員を派遣して普及させることになつた

科學用語を一元的に統一

【二四】數千の多數に上る技術標準用語は昨年末頃から資源局の手で整理統一して内閣の法令用語として告示されて來たが、まだ各種技術部門毎に別々に制定されてをり各方面共煩雜を極める状態に置かれてゐたが高度國防國家建設に邁進する全日本科學技術團體聯合會では科學動員協會と協力、從來學會及び技術團體等各方面で制定して來た用語を一元的に統一して新規用語を制定することになり來る十八日委員會を開き、長岡理事長をはじめ宮本武之輔(土木學會)、松前重義(日本技術協會)、本田正次(日本植物學會)、本多靜雄(電氣通信學會)氏等各理事が出席して標準用語作成の具體の方針を決定することになつた

標準用語作成の曉には紐、紐線、可

撓紐線、コトド、ボンパ、唧筒、揚水機、アーク燈、弧光燈、弧燈、扇風機、送風機、二次電池、蓄電池等多數に上る同義語は單一化され語數も現在の約三分の一に整理されるものと見られるが委員會では(一)技術標準用語を各團體で個々に制定することを認めず新規用語制定の上は從來存在する用語は廢止する(二)用語統一は政府に提出された原案に基き各省とも協議して決定する(三)全科技術に標準用語作成總務委員會を設け各專門部會中の幹事團體に部門別委員會を設置する(四)總務委員會、部門別委員會は定期的に開催し作成原案の統一を圖る(五)總務委員會に關係各廳の關係官を入れ各廳との緊密な連絡を圖ること

☆ 教 育

日本文化講座開設については、交渉がすまわれ来る四月から愈々新講座開設の運びとなつたものである。昌谷公使からは四月開講までに間に合ふやう適當な講師を至急派遣されたいと外務省に希望して来たので外務省でも大いに喜び文部省文化振興會情報局等各關係方面と相談の上至急適任者を派遣することになつた。

【二〇】北歐の親日國フィンランドの首都ヘルシキのヘルシキ國立大學に今度、日本文化講座が開設されることになり、十日にヘルシキ昌谷公使からこの旨外務省に報告があつた。元來フィンランドは日本と遠く海山を距てゐるが、フィンランド人の血の中にはアジア人種の血が流れて居り日露戰爭以來親日國で大正九年から八年間日本に初代公使として駐在してゐたヘルシキ大學名譽教授グスタフ、ラムステッド博士は大の日本研究家。歸國後度々日本研究の講義をしてゐたその一昨秋のソ芬戰に大きな痛手を被つたフィンランドは最近次第に國力を恢復し再び雄々しく立上つて来たのでラムステッド博士と昌谷公使との間で、

追加豫算とにらみ合せて今後の決定に俟つことになつてゐる。右につき鈴木農業教育課長は語る。『現在の學校授業日數は大體一年二百十日で休業日數が百五十日ある。此休業日數のうち約五六十日を勤勞作業に奉仕させる、さうすれば始んど教育の低下も来たさずに時局認識を實踐教育によつて體認せしめることも出来る、これからの學徒は親のスネ噛りから脱せしめ、先づ自分の食へるものは自分で作るといふ位の強い自覺がなければならぬ、この學徒動員計畫も實際的には如何に「十億の力」を有効に使ふかあるから農林當局の今後の勤勞施設や學徒の割當と問題が増産運動の死活を握ることになる、この點は農林當局との今後の打合せて萬全の運営を期したい』

Table with 2 columns: 文 科 (Literature) and 理 科 (Science). Lists various subjects and their corresponding page numbers or counts.

【二一】官立高等學校入學志願者願書受付は廿一日締切つたが、昨年の志願者と比較すると文科七千四百四十九名、理科五千八百四十五名とそれが増加、理工學科全盛時代に較べて文科進出者が依然と投げる優勢の青年の動向があるを示唆している。がある、總數に於て合計一萬三千二百九十四名約二割六分強の物凄く増加振り、相も變らず憧れの白線の惱みは深い(括弧内は收容豫定人員)。

☆ 檢 察 ・ 裁 判

【二二】英人スパイに徴役五年の判決。【二三】世界教育界の父ペスタロツチ出生の祖國スイスではこの程我が國ペスタロツチ新研究の權威廣島文理大教授文部長田新氏の業績を讃へてペスタロツチ賞を贈呈することになり記念品として進々スイスから送られて来た見事なペスタロツチの肖像畫の贈呈式を七日午後五時半から麹町二番町の同國公使館で舉行した。大橋外務次官、永井文部省專門學務局長、武者小路公典等各方面の名士五十名も參集、カミュー・ゾルジエ公使から長田教授に記念品を直接贈呈引き續き喜びの同教授を圍んで祝賀會を開き歡を盡した。

【二四】國民教育振興議員聯盟は小山(亮)池崎、多田、森田、西村、矢野、今井の諸氏を幹部に擧げて、文部、大藏、内務等の關係各省と小學校教員並に青年學校教員の生活保護及び師範學校生徒の給費全額負擔に要する經費の明年度追加豫算計上方を折衝中であつたが文部省所管に於て左の如く認可されることになつた。豫算を承認四千二百二十三萬圓の追加(一)全國小學校教員廿八萬五千人並に青年學校教員三萬餘人に對し月額十圓の臨時手當を支給する。(二)師範學校生徒の給費額金額百圓を三百圓に引上げ、全部國家の負擔とする。尙これに伴ひ全國の警察官、市町村吏員並に通信、鐵道從業員等の生活保護が當然考慮される。

リン・アソシエーションを卒業して船員となり一九一五年第一次歐洲大戦にイギリス海軍商船衛隊付海軍中尉として召集され一九一七年大尉に進み一九一九年戦争終了後再び船員となつてイギリス謀報本部の指令によつて軍事スパイとして暗躍、昭和十三年十二月日本の建艦能率其他海軍の情報、東京銀座ヘンリー・ヒューズ商會代理店を通じて音響測深器の種類性能を探知せんとし次いで十四年六月下旬以來神戸市山手通り生田神社境内、同三丁目喫茶店サンモリツツを連絡場所に豫れて神戸入港のイギリス船と情報を交換し、白系露人ワシリー・ウエンスキーを我先に我國巡洋艦の建造、潜水艦や飛行機の軍機を探らんとし遂に兵庫縣外事課に探知され十五年一月十七日太平洋丸で香港へ逃走せんとするのを捕獲されたものである

☆事故・遭難

運送父島に不時着

【二】(一) パラオ(日)―デリー(葡)間二千五百キロの大試飛行を完成歸還の途に就いた大日本航空會社の十七人乗り四發大艇運送機(J・B・F・OZ)は一日午前五時廿五分サイパン空港を離れ、横濱空港に向つたが、發動機に故障を生じ、午後五時廿五分頃小笠原島父島に不時着した旨、日航横濱支所に同艇から無電があつた

▲運送機は當分出発不能【二】(二) パラオ、チモール島間の處女空路を開拓した日航の運送機は一日サイパンから歸航の途中發動機に故障を起して父島の二見港に着水し一夜同島に鵬翼

を休めたが、二日午後日航横濱支所に發動機故障のため當分出発出來ずとの無電があつた

▲運送機乗員歸る【二】(三) 一日夕刻父島に不時着した日航機運送機の乗客齋藤同社副總裁松永同社海洋部長等十名及中野機長等乗組員六名は特に父島に寄港した郵船南洋航路笠置丸に移乗八日午後二時横濱へ入港した

海難二件

▲難五御影丸坐礁【二】(一) 若狭無線海難報に武庫汽船株式會社貨物船第五御影丸(三、五三一噸)は廿一日午後八時五十分頃京都府經ヶ岬附近で坐礁一、二番船艙に浸水危險に瀕し乗組員はボートで避難した模様だが詳細不明である

▲御影丸救助に艦船出動【二】(二) 舞鶴要領守府發表神戸武庫汽船會社第五御影丸は三十一日午後八時四十分頃京都府與謝郡經ヶ岬岬岬崎に坐礁し舞鶴鎮守府より艦船出動救助に向ひ乗組員三十七名中十四名行衛不明となり二十三名を救助し尙引續き救助作業中である

▲有願丸遭難【二】(三) 神戸市丸辰海運株式會社所有有願丸(九七二トン)船長原儀三郎氏は八日午前一時廿三分頃揚子江下流崇明島の東方沙尾山島沖合にて浸水、救助を求めてゐるが附近航行中の船舶なく乗組員はボートに移乗避難せしものゝ如くその後應答なく、尙同船は青島で石炭を積込み上海に向け航行中のもので乗組員船長以下二十一名(中十一名内地人、他は半島及支那人)である

☆ 雜

東亞兒童大會

【二】(一) 情報部、東京市共同主催の東亞兒童大會は一日午後一時半から日比谷公會堂で在京の滿洲、蒙古、中華民國、タイ國の小學兒童二百五十名市内小學校兒童代表三千名と來朝中の北京女子師範生徒三十名が參列盛大に催された、會場には固く結び付けられた、五國旗が飾られ、松岡外相、東條陸相、大久保市長、伊藤情報局長總裁など來賓多數が列席し開式、宮城道雄、國歌齊唱、默禱、大久保市長、伊藤情報局長總裁の挨拶があつて後、日本、滿洲國、中華民國、泰國、蒙古の五兒童がそれぞれ「皆で仲好くしませう」と挨拶を述べ來賓の祝辭があつた後永井翼贊會董大會萬歳を唱へて第一部を終了し二時半から第二部の學藝會に移り市内小學生の唱歌、舞踊、童話劇、在留滿洲國兒童の滿語と日本語の唱歌など盛り澤山の餘興があり融然たる東亞親和の楽しい半日を過して同四時散會した、なほ同大會において松岡外相は左の如き祝辭を述べた

今日此處に集つた君達は、或は泰國から、或は滿洲國から、又は日本華民國及蒙古の各地から我が日本の少年少女と親しくつきあふ爲に遙々出かけて來られたのであります、今其の顔を見、其の聲を聞くにつけても東洋といふものゝ廣さがハツキリと感ぜられます、東洋は廣いばかりではない歴史が亦實に古い、其の古い何千年の歴史の中には君達のお國の勢ひが盛んなこともあつたし衰へたこともあつたそれを大體から見たならば百年又は二百年このかたヨーロッパやアメリカの勢ひに押されて來

てゐるのであるが早くこのやうな有様を振り棄て、起き上り「東洋らしい國」「東洋人らしい人」と上更にもつと立派なものにならうと一生懸命やつてゐる最中であり、此の精神を活かす爲に私達の國々は互に手を取り合つて長い苦しい道を歩いてゐるそして君達の親兄弟がそれに生命をかけてやつてゐることは言ふまでもないどうかこれを深く心に刻みつけ無事おとうさん、おかあさんの許に歸つたならば東京で知りあつた新しいお友達のことや、私の今お話ししたことをおとうさんやお母さんそれから兄弟にもお友達の間にも話して皆が次の時代の立派な東洋人となつて働くやうにして下さい、吳々々々頼んでおきます

學國一致國民大會

【二】(一) 國體擁護團體聯合會(參加七十餘團體委員長入江種矩氏)系統の有志はかねて「學國一致時艱克服國民同志會」を結成して國民の團結強化の大運動を展開すべく準備を進めてゐるが、すでに貴衆兩院議員約四百名をはじめ陸海軍關係、言論界、等から發起人約一千名の参加を得るに至つたので來る十三日午後三時より上野精養軒に於いて發起人參集の上國民同志大會を開催

「學國一致時艱克服國民同志會」の結成を行ふことになつた

同大會に於いては宣言書をはじめ國民に告ぐ、首相への進言書、貴衆兩院議員への進言書、貴衆兩院議員へ感謝激勵文を打電することとなつてゐる國民同志會結成後は各界代表約百名より成る常任實行委員會を設置し東京をはじめ各地に於いて國民大會を開催政府を鞭撻すると共に大政翼賛運動の純化發展を促進する方針である

臺灣風景畫題の祈切手

【二】(二) 逓信省では臺灣總督府と連繫して今回新に臺灣の國立公園、大屯、次高タロロ及び新高阿里山の代表的風景を畫題とした郵便切手八種を三月十日から臺灣島内及び東京中央郵便局で一般に發賣することになつたが、特に外國向けとしてこの八種を四種づつ、二枚の小型版に組合せ臺灣に由緒ある明治天皇御製、昭憲皇太后御歌が謹載してある、圖案説明附套紙に納め賣價九十錢のものも發行する、新切手は左の通り

△大屯二錢 觀音山麓より大屯山を望んだもので前景に林投の群落がある

△大屯十錢 觀音山中腹にある凌雲禪寺を主題としたもの

△新高阿里山四錢 新高山西山から主山を望んだもの

△新高阿里山二十錢 日本第一高峰新高山より南方を展望した景である

△次高タロロ二錢 東海岸清水斷崖附近の景である

△次高タロロ四錢 松嶺より次高山を望んだもので高砂民族發祥の傳説地「雲翁山」の神秘的偉容が現れてゐる

△次高タロロ十錢 タロロ峽深水温泉附近の景である

△次高タロロ二十錢 タツキリ溪上流華祓附近より大タロロ山を望んだもの

計

▲田中實太郎氏【二】豫れて食道
狹痺症のため郷里高知縣長岡郡三里
村種崎で病臥中の文壇の耆宿田中實
太郎氏は昨年末來容態悪化し高知病
院近藤博士の手當を受けてゐたが一
日後六時半遂に逝去した、享年六
十二氏、は明治十三年三月高知縣に
生れ小學中退以來學歴なく新聞記者
團等の經驗を経て大衆文學に筆を染
め「怪談全集」「支那怪談集」「朱門
太平記」「旋風時代」等の作品があ
り、大町桂月と並んで土佐の生んだ
酒豪として有名であつた

▲諏訪忠元子爵【二七】芝大神宮並
東照宮社司從二位諏訪忠元子はか
ねて病氣靜養中の處六日午後一時四
十五分中野區氷川三五の自邸で逝去
した、享年七十二、子は舊信州諏訪
高島藩主の後裔で明治二十六年帝大
文科卒業、只流庵と號し和歌及び茶
道の權威者として知られてゐた

▲加藤義清氏【二〇】御歌所寄人加
藤義清氏は十日午後二時半込區納戸
町三〇の自宅で腦溢血のため死去、
享年八十、同氏は明治三十年御歌所
録事として宮内省に入り大正十一年
寄人に任ぜられ今日まで奉仕してゐ

スポーツ

新世界スキー選手権大會

▲新世界スキー選手権大會【二二】新
コルチナ・ダンベツツオ【二二】新
たなる國際スキー聯盟主催の一九四
一年度世界スキー選手権大會はイタ
リー皇帝エマヌエーレ三世並にムツ
ソリーニ首相臨場の下に一日新雪に
輝き絶好のコンディションにあるコ
ルチナ・ダンベツツオに開幕された
この日午前十一時獨逸體育長官チャ

ンマ・ウント・オステン氏を始め
各國大公使並に各國體育官等多數列
席する中を壯麗な入場式を舉行、フ
アシスト政府代表ベルノ州知事ベリ
ニ氏は先導として参加十一ヶ國選手
はブルガリア、フィンランド、獨逸
日本、ユーゴスラヴィア、ノールウ
エー、スロヴァキア、スペイン、瑞
西、ハンガリー、イタリーの順序で
行進し、皇帝並に首相に敬禮を行つ
た後イタリー體育協會會長マンガニ
エロ氏開會の挨拶を述べ之に對して
新國際スキー聯盟副會長ハムルトン
伯答辭を述べて意義深い入場式を終
つた

▲世界スキー選手権第二日 コルチ
ナ・ダンベツツオ【二二】新世界ス
キー選手権大會第二日は二日男女滑
降競技(兼新複合前半)に依つてレ
イスの火蓋が切られた、この日觀衆
數千を集め盛況を呈した、その日觀衆
イタリー體育協會會長マンガニエロ
氏、ドイツ體育長官チャンマー、
ウント・オステン氏の姿が注目を惹
いた、男子滑降ヨリスは標高九百八
十五米距離四千六百米、女子は距離
四千米で行はれたがコースとしては
左程難しいものではなく結局男子は
ドイツが誇るイェネウイン選手が四
分〇三秒九七のタイムで優勝前年
の王者ドイツのヘルムート・ランチナ
ーは四位となつたドイツは總得點九
點でリードした、日本唯一の参加選
手として期待された菅原三郎選手は
惜しくもゴール間近で転倒し廿五選
手中廿三位となつた、女子も亦ドイ
ツの獨壇場でクリストル・クワンツ
嬢が四分〇三秒で連覇し得點六
點でこれ又首位を占め男女共ドイツ
が、競技第一日をリードした成績左

の如し
△滑降競技「男子」①ヨセブ・イ
ネウリン(ドイツ) 4分3秒67 ②マ
トリオキイロニとドイツのアルバ
ト・フィアアーとが二分〇一秒五
同タイムであつたが審判はキイロニ
の勝利と認定した我が菅原三郎選手
も奮闘、よく頑張つたが廿位となり
女子はイタリーのセリナ・セギイ嬢
が制覇した
▲第五日 コルチナダンベツツオ
【二二】世界スキー選手権競技第五
日は五日は距離競技十八軒レースが
行はれ瑞典のダルクイストが一時
五分廿五秒四の記録で制覇した尙前
日舉行の男子廻轉競技一位キイロニ
(伊)二位フィアアー(獨)とある
を共に優勝と訂正され、女子廻轉優
勝者セリナ・セギイ(伊)の記録を
二分五秒六〇と發表された、此の結
果新複合の総合成績は男子は獨逸の
ヨセブ・キエネウインが四〇四・四
點、女子は獨逸の至寶クリストル
クワンツが四〇六・二點で夫々優勝
する處となつた
▲第七日 コルチナ・ダンベツツオ
【二二】世界スキー選手権大會第七
日は七日當地で飛躍並に軍隊競走の
二種目を舉行飛躍競技では獨逸のグ
スタフペラウアー選手が優勝し軍隊
走でも獨逸が覇權を獲得した
▲第八日 コルチナ・ダンベツツオ
【二二】世界スキー選手権第八日は
八日競技最後を飾る五十軒耐久レ
ースが行はれたが傳統に輝く芬蘭のク
リツカラ選手が三時間廿六分廿五秒
の記録で優勝した
▲最終日 コルチナ・ダンベツツオ
【二二】世界スキー選手権大會は九
日の耐久レースを最後として熱戦特
幕を閉じたが、引續いて行はれた

別飛躍競技で芬蘭のパーボ・ピエ
ルトが優勝した
△特別飛躍競技成績 ①パーボ・ピ
エルト(芬蘭) 221・5 ②レオ・
ライクソ(芬蘭) 220・5 ③スベ
ンイバン・セララン(瑞典) 21
8・7 ④最長不倒距離はワイラー
(獨) 76米50でピエルトの記録
は75米50であつた
なほ八日舉行の飛躍競技の結果複合
競技成績は次の如く發表された
△複合競技成績 ①グスタフ・ペラ
ウエル(獨) 431・8 ②サロネン
(芬蘭) 414・8 ③サガストリ
ム(獨) 406・2 ④キャアラ(芬
蘭) 392・4 ⑤ムラマ(芬蘭) 3
91・6
平泳に好記録
ストックホルム【二三】歐洲平泳選
手権保持者瑞典のビヨルネ・ボルグ
選手は三日ノローコー・ピングに於て
百米平泳に一分十一秒の同國新記録
を樹立した
羅馬尼亞選手獨冬季大會參加
アカレスト【二九】ルーマニアの學
生九名はアントネスコ首相の命に依
りドイツヒットラー・ユードラントの
招待を受諾し、二月廿三日から三月
六日迄ガルミツシュ・バルテンキル
ヘンで行はれる獨逸國際學生冬季競
技大會に参加することとなつた
再建佛蘭西體育界の活動
ヴァイシー【二七】舊フランス、デ
選手ジャン・ポトラを局長とする
ベタン元帥直屬の政府機關、青年
體育局は一九四一年度上四半期豫算
として十七億六千萬法(約千七百萬
圓)を計上し更生フランスは先づ健
全な青年からといふので全國各市町

村に競技場と水泳プールを建設する
事業を開始する事になつた、尙ボロ
トラ氏指導の下に民間側で組織され
てゐる「フランスの若人仲間」(コ
ムパニオン・ド・フランス)運動は
既に五千人の青年群を獲得して活潑
に青少年野外訓練を開始、政府直接
監督にある「青年フランス」運動も
亦既に十萬人の参加者を數へ土地開
墾山林伐採、植林、公共土木事業に
従事してゐる

比島オーブンゴルフ
▲第一日 マニラ【三七】 第二十九
同比島オーブンゴルフ選手権大會第
一日は七日ワクワクカントリー倶楽
部コースで舉行(七十二ホール)我
がプロ、林萬福、照山選手其他在留
邦人數名參加したが林選手が八十を
出して四位となつた外何れも十位以
下となつた、邦人成績左の如し
④林萬福80以下星野潔(三井社員)
83松本三千式(臺灣銀行支店員) 87
照山巖93

▲第二日 マニラ【三二】 第廿九回
比島オーブンゴルフ選手権大會第二
日は引續きワクワクカントリー倶楽
部コースで舉行、前日第四位の我が
林萬福選手振はず七位に落ち照山選
手は卅九位で三日目出場資格を失つ
た、邦人選手二日間の成績左の如し
⑦林萬福160星野潔16727松
本三千式17339照山巖180

▲最終日 マニラ【三二】 第廿九回
比島オーブンゴルフ選手権大會最終
日は引續き九日ワクワクカントリー
倶楽部コースで續行、前日第七位に
あつた我が林萬福選手はこの日快調
を占めたが及ばず五位に止まつた
成績左の如し
①モンテス兄(比)287②ツヨツ
走者本省チームが白雪を蹴つてスタ

ト(比)298③ナバヤ(比)30
1トシ茲に札幌、小樽、苫小牧の三
會場に渡りたる敢闘がくり展げられ
るのである
【三九】 札幌、小樽、苫小牧の三會
場に繰展げられた紀元二千六百年奉
祝第十一回明治神宮國民體育大會冬
季大會は九日掉尾の熱戦、スキー耐
力競技が札幌會場で舉行され一方苫
小牧スキー會場で舉行され一方苫
小牧スキー會場の最終種目競走があり
斯くして熱戦六日聖恩旗の下全國精
銳の眞撃敢闘に彩られた冬季大會は
茲に悉く全競技を終了し、スキー競
技は同日六時から札幌公會堂でスケ
ート競技は午後零時五十分苫小牧會
場で何れも嚴肅な閉會式を舉行、各
種目優勝者を授與し會期中會場に饗
つた聖恩旗を奉送して國民體育祭典
の幕を閉じた、優勝者氏名左の如し
▲冬季競技優勝者

【スキー競技】
△鐵道局對抗 札幌(關戸、但野、
菊田、佐藤三、佐藤末) △警林局對
抗 秋田(村上、星川、菅生、
鈴木、山田) △逓信局對抗 札幌
鈴木、山田、鈴木兼、堀口、鈴木義、佐
藤) △大工場嶺山對抗 北海道(廣島
阿部、萩、李明) △地域對抗、朝鮮
△連滑全日本選手権、片倉昌男(滿
洲) △男子型滑、△個人、有阪隆祐
(北海道) △地域對抗 關東(高山
金子、鹽田、佐藤)
◇水球 △中等地域對抗 關東州
(鷲頭、田中、上原、小野、山本、
岡田、小川、宮崎、河北、柳田、二
瓶、野村、阿部和、山本、伊藤、林
安保、佐藤平元) △女子速滑 △五
百米、繩手満喜子(滿洲) △千米、
坂本キヨ(北海道) △五千米、坂本
キヨ(北海道) △五千米、大倉惠美
子(滿洲) △千六百米繼走、滿洲

【三二】 今日ぞ銀界若人の待望の日
二千六百年奉祝第十一回明治神宮國
民體育大會冬季大會は四日前十時
から札幌會場でスキー、スケート兩
競技合同の豪華な開會式を舉げてい
よいよ六日間に亘つて札幌、小樽、
苫小牧三地に全國の精銳が郷土の名
譽を双肩に豪華體育祭典の幕を切つ
て落した、この日早朝より旭光輝き
快晴無風、前日來の猛練習に必勝を
期した代表選手及役員合計三千餘の
大部隊は午前九時二十分札幌郊外綜
合運動場内野球場に集結し、同四十
五分より大會役員を先頭に陸海軍人
の軍裝姿これに續き地元北海道代表
をトップにスキー、スケート代表が
各府縣別に歩武堂々、朝來會場を埋
める約五萬の觀衆の拍手に迎へられ
て入場場内を半周して整列すれば午
前十時森厚生省體育官によつて開會
が宣せられ、君が代吹奏裡に國旗掲
揚、聖恩旗入場、君が代齊唱、宮城遙
拜、明治神宮、攝原神宮造拜、戰歿英
靈に對する感謝並に出征將兵武運長
久、傷病將兵平癒祈願あり秩父總裁
宮殿下令旨奉讀、會長式辭あつて後
選手代表後藤博(立大スケート選手)

藤留) △青年學校傳令、若手松尾(中
村、高橋) △在郷軍人傳令、札幌(河
崎、佐藤) △海軍々人傳令、大湊第
二(木原、藤原) △陸軍々人傳令、
北都四二(久慈、土谷) △海軍々人
斥候、大湊第一(小笠原、栗栖、齋
藤、米本) △陸軍々人斥候、北都六
三(加藤、高田、河崎、常田、長谷
川) △中等府縣對抗繼走、五所ヶ原

【三九】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二八】 日本水
陸競技聯盟昭和十六年度定例代議員
會は七日夜六時から丸の内中央亭で
比島遠征の立大選手歓迎會を兼ねて
開催、今年度役員改選の後議事に入
り、今般男子速滑 △五百米、金聖奎
△三千米、李孝昌(朝鮮) △五千米
片倉昌男(滿洲) △一萬米、李孝昌
(朝鮮) △二千米繼走、關東(高林
阿部、萩、李明) △地域對抗、朝鮮
△連滑全日本選手権、片倉昌男(滿
洲) △男子型滑、△個人、有阪隆祐
(北海道) △地域對抗 關東(高山
金子、鹽田、佐藤)
◇水球 △中等地域對抗 關東州
(鷲頭、田中、上原、小野、山本、
岡田、小川、宮崎、河北、柳田、二
瓶、野村、阿部和、山本、伊藤、林
安保、佐藤平元) △女子速滑 △五
百米、繩手満喜子(滿洲) △千米、
坂本キヨ(北海道) △五千米、坂本
キヨ(北海道) △五千米、大倉惠美
子(滿洲) △千六百米繼走、滿洲

【二七】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二六】 日本水
陸競技聯盟昭和十六年度定例代議員
會は七日夜六時から丸の内中央亭で
比島遠征の立大選手歓迎會を兼ねて
開催、今年度役員改選の後議事に入
り、今般男子速滑 △五百米、金聖奎
△三千米、李孝昌(朝鮮) △五千米
片倉昌男(滿洲) △一萬米、李孝昌
(朝鮮) △二千米繼走、關東(高林
阿部、萩、李明) △地域對抗、朝鮮
△連滑全日本選手権、片倉昌男(滿
洲) △男子型滑、△個人、有阪隆祐
(北海道) △地域對抗 關東(高山
金子、鹽田、佐藤)
◇水球 △中等地域對抗 關東州
(鷲頭、田中、上原、小野、山本、
岡田、小川、宮崎、河北、柳田、二
瓶、野村、阿部和、山本、伊藤、林
安保、佐藤平元) △女子速滑 △五
百米、繩手満喜子(滿洲) △千米、
坂本キヨ(北海道) △五千米、坂本
キヨ(北海道) △五千米、大倉惠美
子(滿洲) △千六百米繼走、滿洲

【二五】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二四】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二三】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二二】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二一】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【二〇】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一九】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一八】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一七】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一六】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一五】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一四】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一三】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一二】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一一】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【一〇】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【九】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

【八】 日米關係緊迫の折柄突如ハ
ワイ體協から我が陸聯宛選手招聘を
申込んで来た、ハワイ體協の計畫に
よると來る五月同地に於いて日、米
比三國から優秀選手各二名を招聘交
際競技會を開催しようと言ふので既
に米國體協の許可も得て居り、日本
への希望は特に學生優秀選手と言
ふのであるが、陸聯では此の旨體協
へ報告すると共に近く開催される理
事會で態度を決定するが、若しこれ
が實現すれば四月廿四日横濱出帆の
渡間丸で遠征同船の復航で歸還の豫
定である

滿洲國

萬壽節

新京【二六】滿洲國皇帝陛下には六日三十六歳の萬壽佳節を迎へさせられた、此の日皇帝には早曉張總理以下を隨へさせられ帝宮内建國神廟萬壽節祭に御拜あらせられ次で勤民樓に出でさせられ日本を始め獨伊並に中國等各友邦使臣及び張總理以下文武百官に觀見をたまはり賀詞を受けさせられた、更に午後は一般官吏の參賀進宮あり一方建國忠靈廟に於ては橋本祭祀府總裁參列の下に萬壽節祭が厳かに執行はれた

北滿經由渡滿客著増

奉天【二二】日本海汽船新滿航路の羅津先航、隔日運航の實施以來北鮮經由來滿旅客は増加傾向を辿つてゐるが昨年中東鮮滿支案内所が取扱つた赴滿團體中の四四％は北滿經由釜山經由四二％大連經由は一二％に過ぎず從來常に首位を占めてゐた釜山經由を凌ぎ第一位となつた、

印刷電信の無線化實現

奉天【二三】無線學界の命題であつた印刷電信装置が研究時代から脱却滿洲國に實現する滿洲電々ではかねて有線による印刷電信装置を新京、奉天、大連、安東間において實用化してゐるが更にこれを無線化すべく杉山、中田兩技師を中心に鋭意研究を進めた結果空電、雜音、その他幾多の障害を克服新鋭機の製作に成功いよ、来る九日より新京奉天間に實施、タイプライターによる無線電信がそのまゝ受信テープに印刷されて現れることとなつた

對日謀略放火破壞團檢舉

大連【二五】去る昭和九年以來大連埠頭構内に於ける國防用資源その他物資に對する放火事件頻發に鑑み關東州廳警察部では鋭意これが原因追及犯人の逮捕に努めた結果大連、奉天、安東、華北、華中及び内地重要都市各地に網を張り、凡ゆる物資を燒却後方を攪亂せんとする對日謀略放火破壞團の所爲なることが判明し、關東州廳警察部では憲兵隊と協力不眠不休の活動の結果遂に昨年八月廿五日謀略團主魁趙鴻明を逮捕、更に百名に及ぶ容疑者を一網打盡に檢舉した右對日謀略放火破壞團は前後七年の永きに亘り日本の財力消耗に専念その工作費も實に十數萬圓にのぼり大連地區及び各地の放火破壞事件は實に百件に垂んとするがその犯行は科學的の搜查機關の苦心は筆舌に盡し難いものがあつた、當局ではこれが事件發生以來一切公表を禁止して檢挙取調を進めた結果最近取調を完了したので五日左の如く關東局と同廳警察部から夫々發表した

關東軍局發表 關東州廳警察部では大連憲兵隊の協力を得て昭和九年以來多連年亘り大連を中心とし滿支に於て暴威を逞うしたる對日謀略放火破壞團の檢挙を斷行し昭和十五年六月より現在に至る迄不眠不休の搜查を續け苦心慘勝の結果遂に一味百餘名を逮捕しこれが真相を究明しその禍根を斷つことを得たり尙其の功績に對し關東軍司令官から感謝狀を與へられたり

△關東州廳警察部發表 今回の對日謀略放火破壞團の犯人は殆んど一網打盡の總檢挙を遂げ一段落を告ぐるに至れりとも雖も現下國際情勢の緊迫に鑑み將來此の種事犯の頻發を豫想せらるるを以て一般銃後の謀報誌略に對する戒心の要愈々切なるものあるを痛感せられる次第なり檢舉者の主なる氏名左の如し

趙鴻明、陳泰惠、王順先、杜景明、徐世玉、郭德福、孫寶祿、邢學功、于鳳祥、楊吉財、崔寶成(以下略)

關東軍(五十萬圓獻金)

新京【二七】滿洲煙草會社々長長谷川大郎吉氏は六日滿洲煙草、東亞煙草の兩社を代表し關東軍に五十萬圓の國防獻金をした

滿蒙經濟現地懇談會開催

承德【二四】滿蒙經濟現地懇談會は二月三日より三日間に亘り承德に於て滿洲國政府當局各關係官、興安西南、熱河三省の代表並に蒙疆政府代表約八十名出席の下に開催、會議第一日の三日は午前十一時開催(一)滿洲國側現地に於ける雜穀並に生活必需物資の對策考究(二)專賣品取扱(三)物資輸送問題等につき懇談を重ねた結果第一項については分科會を第二、第三項については交易品輸送方法並に價格につき委員會を夫々開催した

△第二日承德【二五】滿蒙經濟現地懇談會第二日は四日午前十時半開會(一)蒙疆側對滿供給牲畜に關する事項を中心に審議を進め、先づ滿洲側より現在蒙疆に於ける闇相場、暴騰により、國內より流れる現況を説明これが對策として兩國間に於ける實質價格の適正化と業務者間の不正競争取締を要望兩國代表より各々價格調整に關し希望を述べ分科會に於て細目を檢討することとなり、午後はその他の關係事項に關する懇談會に入り分科會は前日に引續き協和會會議室に開催され午後四時半散會した

滿洲國省長會議開催

新京【二七】省長會議第一日午後に於ける武部總務長官の施政方針説明要旨は左の如くである

「産業五ヶ年計畫は本年度をもつて最終年度に入つたが時局の變化に即應して適宜の修正を行つた結果概ね所期の成果を擧げ得た、更に日滿支經濟建設要綱に基き我國に於て日滿支經濟建設要綱を策定し國防經濟建設の基本方針を決定した、然し乍ら本計畫遂行途上に於ける我が國力は廣大なる沃野と豊富なる地下資源とを有しながら開發資材、技術、資材、勞力の國內調達は困難であり、このため勢ひ國政全般に亘つて高度の重點主義を採用せざるを得ず、従つて本年度は生産力擴充計畫の實行の重點主義を徹底せしむる積りである、即ち第一に日滿共同防衛上、緊要缺くべからざる施設を整備、第二には生産力擴充及び國民生活安定のため必要なる物資の確保並びに増産第三に經濟統制機構の整備に主力を注いでゐる、かくの如く高度重點主義をとり高度の計畫性を有するため國家が各般の經濟活動に絶大なる統制を加へねばならぬことは當然であり且つ今後益々これを強化せざるを得ない、これがため各位は民衆の不便を除きその不正不滿の發生を防止すると共に民心の安定に意を用ひ統制の絕對的必要性を理解せしめ進んでこれに協力せしむる機運に導き國家の要求する目的達成に一段の努力を希望する」

▲蔡經濟部大臣方針開明 新京【二八】全國省長會議第二日は前日に引續き午前九時半より國民公堂で開會され勞務經濟部大臣は施政方針を説明し生産力擴充につき左の如く述べた

「本年度は産業開發五ヶ年計畫最終年度にして同時に第二次生産力擴充五ヶ年計畫の準備期でこれが計畫については既往の實績と内外の實情を勘案して共榮國內の有機的連繫による自給自足の確立高度國防國家の完成を目標として樹立すべく檢討中なり、即ち生産力擴充關係に於ては對日期待物資の窮風化により嚴重なる重點主義をとり石炭、鐵鋼、液體燃料、非鐵金屬、化學工業、電力等國防國家建設の基礎的産業に重點を置き資材、資金、勞力の綜合的配分を行ひ既存設備の完全運轉を圖り重點以外の諸事業については設備の新増設は原則として認めず更に民需については我國の特殊性を考慮して最少限度は萬難を排して確保す(一)石炭、飛躍的需要に應ずるため増産に要する資金、資材の優先的配分をなし勞力確保に最善の努力を拂ふ(二)鐵 日本の鐵礦生産力擴充計畫に對應し滿洲鐵礦開發要綱を決定したが之により日滿支を通じ第三國層鐵依存を脱却、共榮圈内鐵鋼業の獨立を期す(三)液體燃料 阜新に於ける石油試掘計畫について再檢討を加へ開發の完壁を期する一方人造石油工業も苦心研究の結果幾多の工業化を見つゝあり從來日滿支一體となつて企業計畫を樹立し、技術提携

でこれに協力せしむる機運に導き國家の要求する目的達成に一段の努力を希望する」

を講じ来たつたが本年度に於ては特にこれを工業化促進に努力する(四)非鐵金屬 非鐵金屬については國防重要資源たるバナジウム、モリブデン、タンゲステン、瀋陽鐵が發見され前途洋々たるものあり、本年度はこれが開發に努力する(五)電力 本年度は鴨綠江、松花江、鏡泊湖の水電建設の完成を期し新に渾江、鴨綠江開發計畫の樹立を行ふと共に火力發電の増強を策す

▲千興農部大臣説明 新京【二八】 經濟部大臣の施政方針の説明に次いで千興農部大臣は共榮國に於ける農業基地としての滿洲國の役割を強調したる後農産物十ヶ年計畫を企劃する旨を闡明し本年度の重點諸計畫を説明したが右の内農産開拓部門について左の如く述べた

(一)農産部門 本年度増産計畫遂行に當つては過去の實績を検討し最も増産を必要とされる小麦、水稻、大豆その他糧穀に重點を置く、又纖維作物として衣料原料たる棉花、麻袋原料たる洋麻の増産を圖る又一定の目標を定め作付面積の増加を圖り日本、國內兩開拓民による農地水田の造成の助成をなす。尙増産の具體的方策としては強いて難きを求めず手近にて效多き方途を採用、實施せられしことを望む

(二)開拓部門 農産物増産の一環として開拓政策の基本方針を開拓増産の一元化に置き開拓團、青年義勇隊、勤勞奉仕隊の總てを通じ、開拓綜合立地計畫を樹立、開拓關係機關の合理化、資材資金の利用節約、開拓指導隊の整備、農地造成、部落式農法の普及、轉業開拓民の大量招致を行ふ

人事消息

▲滿洲國人事 新京【二八】 滿洲國政府では四日左の人事を發令した 新京特別市副市長兼 臨時國都建設局長 關屋 梯藏 任大使館參事官 絳蘭任一等 中華民國大使館勤務を命ず 興農部畜産司長 大迫 幸男 任新京特別市副市長 絳蘭任二等兼臨時國都建設局長 ▲大島大使哈爾濱發 哈爾濱【二四】 哈爾濱に一泊した大島駐獨大使一行は四日午前十一時發國國際列車で滿洲里經由赴任の途に上つた 滿洲里【二六】 大島駐獨大使一行は五日午後一時二十五分滿洲里着六日午後一時モロトフ鐵道でベルリンに向つた

☆ 財政經濟

本年度地方債三千九百餘萬圓 新京【二八】 康徳八年度の地方債にて賄ふ資金總額は三千九百七十九萬五千圓でこの調達先は大體左の通り豫定され本月中旬に最後の決定を見る豫定である (單位千圓)

投資特別會計 二,〇〇〇 郵政生命保險特別會計 三,一〇〇 政府職員共濟特別會計 二,五〇〇 貯 金 部 八,三〇〇 滿洲興業銀行 三,九〇〇 內國普通銀行 一,九〇〇 北邊振興(その他)合計 三,七五五 右地方債の事業別使途を示せば(△印減) 前年比 一、都邑計畫事業費 四、六〇〇 △二、七七

二、上水事業費 八、七〇〇 △一、〇五五

三、港灣及河川土木費 三、〇〇〇 四、住宅資金 六、九〇〇 五、官吏會館 二,五〇〇 六、學校増改築資金 五,〇〇〇 七、家畜交易市場 二,〇〇〇 八、小賣市場建設費 五,〇〇〇 九、病院建設費 一,〇〇〇 十、産業振興資金 一,〇〇〇 其他總計 三,七五五 △ 九、九

日圓資金調整法適用範圍を擴大 新京【二八】 日本に於ける爲替管理法規の強化に伴ひ日滿間資金の配分調整につき滿洲國政府として之が認許可に一層慎重を要請されるに至つてゐるので現行臨時資金調整法及びその他の單行法を通じて個々になしてゐた日圓資金調達の認許可法を改善しその後は全般的に臨時資金統制法第六條の規定を發動して之が適用範圍を擴大し事業資金調整に關しては資金調達方法及び時期、調達資金の性質等に關し詳細に經濟部に提出の上協議せしめ以て事業資金調達に萬全を期する事になつた、右改善の要項は左の通り

(一)臨時資金統制法、第六條の協定に當つては左の諸點を明確ならしめる事(二)所要資金調達の方法及時期(三)調達地區分(國內、關東州、日本等)(四)所要資金中既投資の變形、借入金の振替その他資金統制を爲さざるものはその金額及び事情(日本、關東州等) 調達金額(中國國外に留め置くものはその金額及び事情(二)右各協議事項は主管當局より申請書類寫しを他の協議書と共に經濟部金融課に送附し金融課に於て右の文書を接受した場合可及的速かに關係者間資金調整協議會に附議する事

延取引逆日歩計算方法改正

新京【二八】 滿洲證券取引所ではかねて日滿爲替管理の強化に伴ふ爲替スタンブ許可日數の増加により日滿間證券の交流及び配給の圓滑を期するため逆日歩計算方法の改善を考慮中であつたが此の程左の如く改正二月一日より實施した(一)甲種銘柄の逆日歩累加五錢キザミを四錢キザミに改定する(二)乙種銘柄の最高逆日歩五十錢を五十二錢に、累加五錢キザミを四錢キザミとする(三)滿取株を乙種銘柄に變更す

十二月末郵政貯金 新京【二八】 郵政儲蓄十二月受入成績は金額七千八百六十九萬九千餘圓拂戻六千四百七十九萬九千餘圓で年末現在は人員百七十八萬七千八百九十六人、金額一億六千八百四十四萬二千餘圓に達した詳細左の如し(單位人員、金額千圓)

新規人員 口 數 金額 入 五、〇五七、三三〇 六、六六九 △ 拂 戻 四、〇二五、二一六 六、七九〇 △ 月末現在 一、七六八、六六六 △ 前年同月比 一、六四三、九四三 △ 一人當金 六、四二五 六、四二五

一月末受附され日本側補助金も三月中に一工場平均九千圓程度交付される豫定となつてゐる、移駐完了せる十二工場は目下工場設備の擴充、職工の増員等計畫され極めて良好な成績を収めつゝあり今後に於ける日滿を通ずる重要課題中小工場移駐問題に大きな示唆を與へてゐる

▲廣島鐵工所(廣島市) 同和自動車專屬下請工場として奉天市に入植現在設備は機械大小取合せ約九十臺人員四十九名(内小供八名)にて將來における能力は毎月平均部分品加工下請二萬五千圓(原材料費を除く) ▲昭和自動車商會(廣島縣) 同和自動車專屬下請工場として海拉爾市に康徳六年十一月入植完了、設備は機械大小取合せ九十臺、人員は當月初廿八名(子供六名)なりしも康徳七年新規二十名來滿、従業員は日系一七、露系一、滿系二、計四〇名、日系の賃銀は内地における約三倍となつてをり、同工場は露系の能率良好なるため早急十名位の増員を豫定し、更に蒙系職工採用をも考慮中、作業能力は移植前能力を一〇〇とし現在は一五〇、新築工場完成後二二〇となり、將來の目標を五〇〇とし優秀なる實績を収めてゐる

△一人當金 六、四二五 六、四二五 內地工場移駐實績 新京【二八】 日本中小工場六年度に於ける移駐實績は滿洲移駐初年度計したる康徳六年度に於ける移駐の原因は當初計畫二十一工場中諸種の原因によつて移駐不可能となつた六工場を除き十五工場は本年三月迄に移駐完了の豫定で既に移駐を終つて操業中のもの十二工場となつてをり移駐終了の十二工場に對し政府より一工場當り平均一萬五千圓の補助金が本年

△一人當金 六、四二五 六、四二五 內地工場移駐實績 新京【二八】 日本中小工場六年度に於ける移駐實績は滿洲移駐初年度計したる康徳六年度に於ける移駐の原因は當初計畫二十一工場中諸種の原因によつて移駐不可能となつた六工場を除き十五工場は本年三月迄に移駐完了の豫定で既に移駐を終つて操業中のもの十二工場となつてをり移駐終了の十二工場に對し政府より一工場當り平均一萬五千圓の補助金が本年

△一人當金 六、四二五 六、四二五 內地工場移駐實績 新京【二八】 日本中小工場六年度に於ける移駐實績は滿洲移駐初年度計したる康徳六年度に於ける移駐の原因は當初計畫二十一工場中諸種の原因によつて移駐不可能となつた六工場を除き十五工場は本年三月迄に移駐完了の豫定で既に移駐を終つて操業中のもの十二工場となつてをり移駐終了の十二工場に對し政府より一工場當り平均一萬五千圓の補助金が本年

系職工二、三名雇入れの豫定、日系職工賃銀は月給制にて内地における約三倍作業能力は移植前を一〇〇とし現在四〇、將來は二〇〇迄可能とされてゐる

△同和自動車専屬東寧工場(長崎市) 同和自動車専屬下請工場として康徳七年十二月東寧に入植、機械設備時價六萬圓、人員日系廿八名、滿系十名、將來は従業員五十名以上の増員の豫定、作業能力は移植前を一〇〇とし、移植後は二〇〇、將來の目標五〇〇

△ニッポン機械製作社(神戸市) 滿洲工廠専屬下請工場として昨年未奉天市に入植、設備は機械、器具取合せ四十五臺、人員八十四名(子供を含む)日系の賃銀は内地における約二倍、作業能力は移植前を一〇〇とし、移植後は二〇〇、將來の目標五〇〇

△大仲製作所(東京市) 奉天製作所専屬下請工場として七年十月奉天市に入植、機械大小廿五臺、人員廿一名(家族共)、日系賃銀内地の約倍、作業能力は現在月産額四千五百圓、新築工場完成後年産廿一萬圓、將來の目標は卅五萬圓

△高井鐵工所(山口市) 滿洲工廠専屬下請工場として七年十一月奉天市に入植、設備は工作機械大小約八十臺人員廿三名、作業能力は移植前を一〇〇とし、移植後は二〇〇、將來の目標五〇〇

△柳原精工所(大阪市) 滿洲工作機械専屬下請工場として七年十一月奉天市に入植、設備機械大小百二十臺、人員百四十名(内子供三十名)日系職工賃銀は内地における約二倍、作業能力は毎月平均移植前工作機械三萬圓、移植後十萬圓、將來の目標五十萬圓

△森田鐵工所(東京市) 日滿鋼材工業専屬下請工場として七年十月奉天市に入植、設備は鐵骨建築用機器五十八臺、人員三十名(家族共)日系職工賃銀内地の約二倍半、作業能力は鐵骨年千二百噸の豫定

△津村製作所(大阪市) 日滿鋼材工業専屬下請工場として七年十一月入植、設備は機械大小四十五臺、日附屬品、人員卅八名(家族共)日系従業員賃銀内地の約二倍、作業能力は諸機器年産二百噸の豫定

△松田製作所(大阪市) 日滿鋼材工業の専屬下請工場として七年十一月奉天市に入植、機械大小四十六臺及附屬品、人員卅四名(家族共)作業能力は諸鐵山、土木用機械年産二〇〇噸

(二)電力建設中の水力發電設備の外に渾河發電所建設に着手する(ホ)工務管理に滿洲鐵工技術員協會を強化し日本よりの技術員を確保すると共に國內技術要員の育成訓練機關を充實し労働員態勢の強化を計る(ニ)貯蓄獎勵 國民貯蓄獎勵の徹底に努め地方行政機關の協力を俟つて目的の達成を計る(三)地方債の調整 現狀に即應し不急部門事業計畫の中止壓縮繰延等により極力地方債の起債額を縮小し國民生活の安定を計る

綜合立地計畫成案 新東京(三) 滿洲國綜合立地計畫の基本方針は豫ねて國務院企畫處で作成中であつたが此の程左の如き最後の成案を得たので愈々實現に乘出す事となつた(一)自給自足經濟の確立、高度國防國家建設に必要な各種重要資源のうち自給自足し得るものを可能な範圍内に於て選定し之が確保をはかること(二)地域産業の振興、滿洲特産物(例へば大豆等)の振興と之が確保をはかること(三)軍需産業の確保、重工業を中心とする軍需産業の確保をはかること(四)交通通信の多元的擴充、鐵道航空、港灣、道路、郵便、無線通信等各種交通、通信施設の多元的擴充をはかること(五)民力の増強、國力の根元たる民力に對し量質の兩面に於ける増強を期すること(六)狭義國防の完備を圖ること

日本炭を逆輸入 大連(三) 重化學工業の飛躍的發展に伴ひ國內石炭供給は全面的に不圓滑を來し、特に冬期採暖期に入ると共にこの傾向は激化の狀勢にあるが政府並びに日滿商事では採暖用炭確保の一方法として日本より雜炭を輸入することになりこの程その第一船が大連に入港關東州一圓に配給を行つた逐次入荷を待つて奥地向輸送も開始する筈である、日本よりの輸入炭は北九州各炭礦の雜炭で火力燃焼度何れも滿洲國産炭より劣つて居るが暖房用炭不足の折から日本炭の入荷は大いに善はれて居る

農事試驗場制度の改革成る 新東京(三) 現在の農事試驗場機構は庶務、農業經營科の外農林科(種藝、病理昆蟲、農藝化學、農業機械科)畜産部(家畜改良、家畜衛生、畜産化學、飼料作物科)に分れ、各試驗場分場とも基本的試驗を行つて來たが今回公主嶺のみを國立試驗場とした他の試驗場及び分場は何れも支場とするに決定、本場は基礎的試驗研究並に各支場に對する企畫統制を行ひ哈爾濱その他八支場は作物別特色ある重點試驗を行ふことになり、これに伴つて公主嶺には總務、農産、林産、畜産、農藝化學、農業經營の各部を置くことになつた

本年度煙草増産計畫 奉天(三) 本年度煙草増産協議會は三日午前十時より興亞會館で開催農産部、奉天省公署、葉煙草會社より關係者出席協議の結果左の如き増産計畫を決定したが右計畫によれば作付面積を昨年度の一萬七千陌から二萬三千陌に増加割當を實施、これと併行して技術能力の向上、生産費の低減、單位面積の増收をはかり目標を國內に於ける自給自足の確立に置くことになつた、増産計畫次の通り

(一)葉煙草増産實行班の設置 興農會の區域内に勸導員を中心とする

確保の一方方法として日本より雜炭を輸入することになりこの程その第一船が大連に入港關東州一圓に配給を行つた逐次入荷を待つて奥地向輸送も開始する筈である、日本よりの輸入炭は北九州各炭礦の雜炭で火力燃焼度何れも滿洲國産炭より劣つて居るが暖房用炭不足の折から日本炭の入荷は大いに善はれて居る

省單位葉煙草増産成績共進會の開催 增産に對する關心を喚起し増殖實行の積極的活動を促進するため實行班單位毎に葉煙草増産成績共進會を開催する(四)葉煙草乾燥室設置の助成 新に建設する乾燥室につき建設狀況を調査しその適否に應じ助成金を交付するため右助成金交付規則を制定する

北海道式農具の現地製作 吉林(三) 昨年初めて試みられた北海道實驗農家の營農形式が全滿に採用されるに至つたことは中央の方針としてすでに決定をみてゐるがこれと關聯し北海道式農具の圓滑なる供給を要請し北海道内に至り全滿主要地にこれ等農具製作工場を北海道より移駐することとなりこの内吉林省に設置をみる工場は吉林市、舒蘭縣、四家房の三ヶ所に決定すてに工場豫定地の下調査も終へ二月下旬には工場主の現地入りを見ることとなつた

吉林野野農具製作所主管野野治氏が設立にあたり建設資金五萬圓、工場敷地に現在建設中車輛農具會社の隣接地が豫定されてゐる、生産品はプラウ、ハロー、カルチベーター等を主とし素材は凡て滿拓で供給製品も滿拓で一括買上げた上開拓地に

葉煙草増産實行班を耕作人員平均三十名、平均面積三十陌毎に組織する實行班は煙草耕作の改良を圖る一方興農會の育成に寄與する(一)葉煙草耕作法改善實地指導地の設置 單位面積當收量の増加、品質の向上生産費の低減を目的に煙草耕作面積五陌以上に一指導地を全滿に二百ヶ所(八年度)設置八年度の指導は(三)この實地指導地に重點を置く(二)

農事試驗場制度の改革成る 新東京(三) 現在の農事試驗場機構は庶務、農業經營科の外農林科(種藝、病理昆蟲、農藝化學、農業機械科)畜産部(家畜改良、家畜衛生、畜産化學、飼料作物科)に分れ、各試驗場分場とも基本的試驗を行つて來たが今回公主嶺のみを國立試驗場とした他の試驗場及び分場は何れも支場とするに決定、本場は基礎的試驗研究並に各支場に對する企畫統制を行ひ哈爾濱その他八支場は作物別特色ある重點試驗を行ふことになり、これに伴つて公主嶺には總務、農産、林産、畜産、農藝化學、農業經營の各部を置くことになつた

本年度煙草増産計畫 奉天(三) 本年度煙草増産協議會は三日午前十時より興亞會館で開催農産部、奉天省公署、葉煙草會社より關係者出席協議の結果左の如き増産計畫を決定したが右計畫によれば作付面積を昨年度の一萬七千陌から二萬三千陌に増加割當を實施、これと併行して技術能力の向上、生産費の低減、單位面積の増收をはかり目標を國內に於ける自給自足の確立に置くことになつた、増産計畫次の通り

(一)葉煙草増産實行班の設置 興農會の區域内に勸導員を中心とする

配給する等である
硫安助成金増額

大連【三七】農業増産に重大要素をなす硫安の今肥料年度に於ける内地販賣価格は九十九圓四十七銭と据置かれてあるが、政府は生産費増嵩に喘ぐ硫安業者擁護のため應急対策として一月より七月までの今肥料年度に於ける助成金を十六圓九十四圓より二十一圓五十一銭と酌當り四圓五十七銭増額に内定したので、年約十二、三萬噸を對日供給してある。薄化も幾分そのコスト高をカバーし得ようが、これによつて同社の業績が好轉するものと思はれない

セメント自給有望
大連【三三】去る十五日小野田セメント本社において開催された株主總會に出席した小野田セメント取締役國吉喜一氏はこの程歸連、本日記者に對し左の如く語つた
「滿洲におけるセメントは本年はまだ自給自足とまでにはゆかぬが小野田の遼陽工場六、七月頃には運轉を始め、又、泉頭工場も擴張されるので來年一杯には自給自足出来るつもりだ、セメントは世間で漸く鐵、石炭等重要物資と同様その重要性を認められてきたが現在のところ石炭資材入手難の關係で無闇に増産は出來兼ねてゐる」

バルブ工業の合理化實施
新大連【三七】在滿バルブ製造會社は近時コスト高、對日供給價格の不均衡により打撃を受けつゝあるため政府は近く左の如くバルブ工業の合理化を圖ることとなつた(一)人絹バルブの對日輸出が採算的に困難なる場合は政府はこのバルブの對日輸出をなしこれにより對日輸出の損失を

補填す(二)人絹バルブの對日輸出をなしこれにより對日輸出の損失を補填す(三)滿洲バルブ統制組合を強化すると共に企業經營の合理化を圖るため木材バルブ會社をして現在の各社一萬トン生産制限を緩和し一萬五千トン生産を許可す
麻袋需給圓滑
大連【三七】圓滑なる麻袋の需給調節を企圖して通商滿洲國政府は原料組合を改組、麻袋會社を新設、麻袋製品の輸入配給、價格等の統制機關とするに決定、新麻袋會社はその後の舊麻袋組合構成員の離脱に關する折衝も略々完了清算手續も順調に進捗しつゝあり、社内陣容も略々整備されるに至つたので愈々近く麻袋統制機關として本格的活動を開始する運びとなり、大連支店も漸く活況を呈するに至つた、而して本特産年度たる本年九月に至る迄の麻袋需給の見透しは、一般的に悲觀材料も多く、特に輸入については過大に評價期待することは出來ないが
(一)近來の古麻袋の回收状況頗る順調殆んど一〇〇に近い実績を示し、古麻袋の循環速度の好轉によつて新麻袋の不足を補ひ得ること(二)滿洲國に於ける洋麻、青麻等の麻類増産計畫が進展、從つて在滿製麻會社の生産率が向上したこと
等の原因に基いても大した困難もなく推移するものと豫想されてゐる、然し今後の滿洲國に於ける全面的な農産物増産計畫の進展によつて當然此種包裝材、就中麻袋の需要は増加の趨勢を辿ることは必然的であり、且つたとへ海外よりの輸入が潤澤化することがあつても、需要の減退は豫想されぬので、國內製麻會社では各

地とも生産設備の擴充計畫を進めつゝあり、在滿、滿洲製麻會社でも、國內麻袋自給自足を目標に近く増産設備に關する擴充計畫の立案に着手することとなつた
全滿卸賣物價指數(十一月)
新大連【三〇】經濟部商務司調査、昨年十一月の全滿卸賣物價指數は食料品及び調味嗜好品等の統制外諸品が騰勢にあるため總指數は前月に比し一〇・一・六と微騰を示した、これを類別にみると穀類は全品悉く保合、食料品は肉類鶏卵の續騰のほか鹽鱈は全滿指定地公定價格の設定により前月比一〇・七・七と著しく引上げられ調味嗜好品も原料並に勞賃高に由る燒酒の急騰ともにも葉煙草の騰貴もまた、穀類別指數も前月比一〇・五・三に上昇を示した衣類及び同原料品においては統制外たる毛屑紋布頭により反騰に轉じて前月比一〇・一・七と微騰したが金屬建築材料品は安東における木材の低落により前月比九・八・七と微落した燈火燃料品は依然保合雜品は豚毛の微騰が紙の微落に打消され前月比九・七・七と微落、結局十一月の前月比指數は一〇・一・六康徳四年平均比一九四・〇、前年同月比一七・三である

輸出は總額約二百萬圓で米國向を筆頭に獨逸、英國向がその主要輸出先となつてゐるが英國向は年初三ヶ月間海上ルートによる輸出でその後は絶無となつてゐる、なほ米國向は殆んどニューヨーク仕向けで輸出の主なるものはイタチ、犬皮がその大部分を占めてゐるが右輸出總額は昨年度に比すると約四〇％の減少によるに居り、これは歐州戰亂による各國の需要激減、海上ルート杜絶、國內物價高による輸出相場の昂騰等に主因してゐる、次に同年度中の輸入毛皮總額は約四百萬圓に及び日本支那關東州を主要積出地として靴皮革、靴皮革、がその殆んどを占めてゐるこれは昨年度の輸入実績に比して約二〇％の増額となつて居り國內の皮革需給が大體圓滑に確保されてゐることを實證してゐる

銀行・會社

滿炭新體制の動向
新大連【三二】赴日中の松村滿炭副理事長は三十一日のぞみして歸京し、今度の滿炭改組に伴つて滿炭今後を政府保證で發行せしめる事となり、近く關係法規を公布する
政府關係會社資本現在額
新大連【三三】康徳七年十二月末日現在に於ける滿洲國政府出資關係會社は總計五十三社にしてそのうち建國後設立されたもの四十七社、建國前設立されたもの四社外國二社となつてゐる、資本並に拂込詳細は左の如くである(單位千圓)
公稱資本 政府引受 (括弧内は拂込) (括弧内は拂込) 建國後 一、五五五、〇〇〇 八、六九三

七年度毛皮類輸入狀況
哈爾濱【三六】滿洲毛皮輸出、滿洲皮革輸入三組合總會報告による康徳七年度中の國內毛皮輸入額は總額約三萬圓で支那を筆頭に米國、日本、關東州がその主なる輸入先となつて居り日本よりの銀狐赤狐を除いては大部分米國産の古厚毛皮、切斷毛皮がこの輸入額は昨年度の約六〇％増加となつてゐる、第三國向對外

輸出は總額約二百萬圓で米國向を筆頭に獨逸、英國向がその主要輸出先となつてゐるが英國向は年初三ヶ月間海上ルートによる輸出でその後は絶無となつてゐる、なほ米國向は殆んどニューヨーク仕向けで輸出の主なるものはイタチ、犬皮がその大部分を占めてゐるが右輸出總額は昨年度に比すると約四〇％の減少によるに居り、これは歐州戰亂による各國の需要激減、海上ルート杜絶、國內物價高による輸出相場の昂騰等に主因してゐる、次に同年度中の輸入毛皮總額は約四百萬圓に及び日本支那關東州を主要積出地として靴皮革、靴皮革、がその殆んどを占めてゐるこれは昨年度の輸入実績に比して約二〇％の増額となつて居り國內の皮革需給が大體圓滑に確保されてゐることを實證してゐる

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

滿鐵所有の電業株開放
新大連【三三】滿鐵では今回資金調達のため同社所屬電業株(舊株)三十萬株を開放、中二十萬株を日本、七萬株を滿洲國、三萬株を關東州で時價五十四圓を以つて賣出しこれによつて千六百萬圓を課達することとなつた

設立 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 建國前 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 外國法人 (1) (R.K. 200) (R.K. 200)

滿鐵子會社懇談會開催 奉天 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 對應して交通運輸事業の統制的運用を強化する爲滿鐵と交通關係會社との第三回交通運輸統制懇談會は五日午前十時半から鐵道總局に於て開催

在滿洋灰會社の窮狀打開策検討 新京 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 下半年期以降石炭の手當難並に炭質低下に悩みつゝあつたが本年に入りかゝる傾向は何等緩和されず一月中の各社生産状態も豫定數量の略々半額に充たすに過ぎぬ状態にあり、かくては半灰増産に支障を來すのみならず操短によるコスト高、各社の増産設備に要する資金難等を招來とする

國際運輸事業費決定 大連 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 第二年度たる昭和十六年の國際運輸事業費豫算は總額一千百十萬圓と一應の査定を見たが前年度の一千二百五十萬圓に比し百四十萬圓の減額となつた、これは内地起債市場の窮乏化と資材難による擴充計劃壓縮のためで同社は昨年小運送擴充三ヶ年計劃を樹立し第一、二年度一千五百萬圓第三年度一千七百萬圓合計四千七百萬圓の事業費をもつて小運送、業務關係施設擴充の繼續事業に着手したが内地起債界の悪化は初年度において既に二百五十萬圓の事業費壓縮を余儀なくし十六年度においても同様社債發行難により當初の一千五百萬圓から三百六十萬圓を削減したものでこれが資金繰りとしては新株拂込五百萬圓と社内保留金固定財産償却及び社員身許保證金等六百四十萬圓をもつて賄ふ計劃で社債發行の見透しがつけば一千五百萬圓まで増額し得る伸縮性をもつた事業費編成方針の下に所期の計劃を進捗せしめることとなつた

滿洲造林會社創立總會 新京 (1) (R.K. 200) (R.K. 200) 社(資本金八百萬圓全額拂込済)では十五日午後一時より新京ヤマトホテルで創立總會を開催(一)設立經過報告(二)康德八年度事業豫算を附議するが同社の人事及び機構の概要は役員として社長(杜維維聯合會營業部長)副社長(田中東京警備局經營部長)の外理事に政府、滿鐵東拓各一名の割當で一兩日中に決定の模様で差當り本社に總務業務の二課を置き、奉天、錦州、牡丹江、齊々哈爾の四ヶ所に地方事務所を設置する

對し、秋山刑事局長より左の如き答辯 秋山刑事局長 「今回の改正は唯單に嚴罰主義を建前としたものでなく經濟統制法令の重要性を國民一般に周知せしめ戰時下に於ては經濟統制の眞に已むを得ざる所以を理解せしめるのが本旨である、然し最近に於ては罰金と不當利得の額とを秤にかけた差引勘定で多額の利益を得ると思へば敢て處罰を受くるも辭せないといふ極めて惡質な違反者や再三再四違反を繰返へす者が續出して來た實情は警利の爲には國法を蔑視するといふ恐るべき風潮でこれ等に對しては斷乎として嚴罰を以て臨むが、これに反し或は法を知らずして犯し又は生活に困つて違反したるもの等は充分情狀を酌量して極めて寛大に取扱ひたい方針である」

臨時措置法改正外一件可決 (一) 昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に関する臨時措置に關する件(中改正及び商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律案の二件は十日午前十時開會の衆議院臨時措置法委員會に於て討論を省略政府原案通り可決

無憲法中改正案可決 (二) 六日の衆議院無憲法中改正法律案委員會は午前十一時四十分開會、北野吉氏と熊谷社會局長、相田銀行局長との間に質疑應答あり之を以て質疑を全部終了直に採決に入り原案通り可決午後零時十五分散會

議員任期延長法案委員會 議員任期延長は非常時の例外的事例 ▲議員任期延長は非常時の例外的事例 ▲議員任期延長は非常時の例外的事例

債家組合法案委員會 ▲勞務勞務者住宅經營に總動員法發動考慮 (三) 十日の衆議院債家組合法案委員會に於て、熊谷社會局長は鹽川正藏氏の質問に對して次の如く

總動員法第十六條の發動により事業主に對し勞務者の住宅經營を行はしめる手段を考慮してある旨を言明

「政府は現下の住宅問題解決のため公私一切の住宅供給機關を利用して萬全を期してある、即ち今回提案した貸家組合、住宅營團の兩法の運用による住宅建築の他に既に昨年より實施してある一千五百萬圓の豫算外契約損失補償による各公共團體の住宅建築計畫の實現を促がし更に場合によつては總動員法十六條の勞務者に對する施設に關する規定を適用して從業員の住宅の經營を大きな事業主に要求する事をも考慮してある」



住宅建築計畫の實現を促がし更に場合によつては總動員法十六條の勞務者に對する施設に關する規定を適用して從業員の住宅の經營を大きな事業主に要求する事をも考慮してある」

世界情勢

旬間大觀

ラヴァル前副首相の罷免以來フランスでは獨佛提携に對し漸次消極的となりつゝあつたヴァイシー政府と兩國提携の強化を策す。在パリ有力政客との間に對立状態を生じてゐるが、かゝる状態は現下の歐洲における軍事的政治的事態の進展に鑑み、ドイツ側の長く黙過し得ないところとなり、フランス側はいづれか態度を判然と決定すべき必要に迫られた結果、ダルラン海相が總理となつてヴァイシー政府の改造を斷行した。その後には英米合作に基づくリーイ新任米大使の暗躍があることは公知の事實だ。結局はラヴァル氏が起つて獨佛提携の再強化を圖る以外フランスの生きる道はない。

イギリスは一方英米合作の立場からヴァイシー政府を通じて對獨内部擾亂を策しつゝ、他方ではルーマニアに對し期限附國交斷絶を通過し、戦線をバルカンに擴大して獨軍の英本土上陸を免れんとしてゐる。

歐洲戰況

獨英戰線

☆獨軍の對英攻撃

英本土を偵察爆撃

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)一日も獨空軍は英本土偵察を續

英各地空襲

行低空飛行によつて二空軍基地を爆
 撃、多數の敵爆撃機を撃破、格納庫
 兵舎をも爆撃した外東部イングラ
 ンドに於ても二軍需工場、一海灣に有
 効なる爆撃を加へた(一)獨追撃機は
 占領地區に侵入せんとした敵機を邀
 へ撃ち一機を撃墜した(二)獨陸軍長
 距離砲はイングラント南東部の重要
 隻を撃沈、サウスエンド(スコット

ランド)の南方海上に於いても商船
 一隻を攻撃炎上せしめた(一)獨空軍
 戰團機隊は二日ロンドン及びイン
 グラント各地の軍事施設を爆撃した
 倫敦周邊、英東南部爆撃

英爆撃隊占領地侵入企圖挫折

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)獨艦は敵商船計二萬六千噸を
 一潜水艦は武装商船二隻計一萬一千
 噸を夫々撃沈した(一)獨空軍は三日
 ロンドン周邊及びイングラント東南
 地方の軍事施設に對し爆撃を加へ
 ードストーン附近の一工場を破壊し
 飛行基地數ヶ所を襲ひ格納庫、兵營
 及び多數飛行機を破壊した、他方急
 降下爆撃機隊はラムズゲート沖合に
 於て三千噸級の商船一隻に直撃弾を
 與へた(一)英諸港に對する機雷敷設
 は依然繼續せられてゐる(一)三日夜
 獨空軍はイングラント東部の飛行場
 及び軍事目標を爆撃多大の損害を與

獨空軍南北に活躍

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)獨艦は大洋上に於て英商船四
 萬噸を撃沈した、同艦の商船撃沈總
 噸數は十一萬噸に達した(一)獨長距
 離機はエールの西方四百四十軒の沖
 合に於て四千五百噸級の英武装貨物
 船を撃沈、又スコットランド東海岸
 沖合に於ても一隻を撃沈した(一)
 獨爆撃機編隊は四日英國東南岸沖合
 にて英護送船團二隊を攻撃甚大な損
 害を與へた又ロンドン近郊の飛行場
 に對し低空爆撃を加へ地上にある飛
 行機一機を炎上せしめた(一)獨爆撃
 機編隊は四日夜悪天候を冒してイン
 グラント中部地方の軍需工業地帯及
 英國東部並に東南部の航空基地、鐵
 道連絡點其他の重要軍事目的物に對
 し猛爆撃を加へ、甚大なる戦果を收

獨潜水艦英南船二隻撃沈

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)獨潜水艦は六日イングラント東
 海岸に於て英商船二隻合計一萬二千
 噸を撃沈した(一)六日夕刻より夜に
 かけて若干の英機は英佛海峡に沿ふ
 獨軍占領地區に飛來、燒夷彈を投下
 したが損害はなかつた

スコットランド地方爆撃

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)獨軍の精銳爆撃機隊は八日スコ
 ットランド東岸の要港を襲撃、低空
 攻撃によつてガス工場のポイラーを
 爆撃せしめた(一)イングラント東南

アイズランド初空襲

ベルリン【二】獨軍司令部發表
 (一)フリーゲル大尉の指揮する長距
 離攻撃機隊は九日ポルトガル西方五
 百キロの海上に於て敵護送船團を攻
 撃、商船二萬四千五百噸を撃沈、爾
 餘の船舶にも大損害を與へ、同船團
 を四散せしめた(一)獨武装偵察機隊
 は九日長驅アイズランドの首都レイ
 キヤグイックに對して初空襲を行ひ
 飛行場にある英國戦闘機に對して果
 敢な銃撃を加へ多大の損害を與へた
 (一)獨爆撃機隊は九日夜ロンドン及
 イングラントの東南部の重要軍事施設
 を爆撃した

▲ベルリン【二】ドイツ軍筋の情

報によると獨長距離爆撃機は九日惡
 天候を冒してアイズランドの首都レ
 イキヤグイック爆撃を敢行し飛行場に
 機銃掃射を浴びせた、外多大の損害
 を與へ貴重な偵察効果を収めた、
 この獨爆撃機隊が何處から出發した
 かは秘密にされてゐるが最短期間の
 ノルウェー海岸基地から出發したと
 して約千五百軒即ち大阪、上海間
 に相當し、開戦以來の長距離爆撃の
 新記録である、アイズランドは英米
 間の物資輸送上の重要連絡基地をな
 してゐるので同地が獨機の爆撃下に
 曝されることは英にとつては重大
 脅威である、尙この日獨機はスコツ
 トランド西海岸沖で英巡洋艦一隻を

地帯では停車場及工場に重量爆弾を

命中せしめた(一)北スコットラン
 ド東岸ダンディ港沖合で小型商船一
 隻に命中弾を投下大損害を與へた
 (一)獨軍の優勢な攻撃に對し英空軍
 は七日夜劣勢な編隊で以て英佛海峡
 沿岸地方に來襲したが大した被害は
 なかつた

爆撃し大損害を與へた外イングラ...

英軍の對獨反擊

大擧北佛空襲
ロンドン【三〇】英空軍省發表、戦...

英船週間損失數減少

ロンドン【二四】英海軍省は去る一...

伊・英希戰線

對希開戦以來の伊空軍綜合戰果
ローマ【二二】ステファニ通信社...

（一）延飛行時間一萬六千四百五十五...

伊軍の對英希攻撃

伊軍各地の戰果

ローマ【二三】伊軍司令部發表
△ギリシヤ戰線（一）一日の戰闘に...

伊英激戰續く

ローマ【二三】伊軍司令部發表
△ギリシヤ戰線（二）伊軍偵察隊...

英商船一隻沈没

ローマ【二六】伊軍司令部發表
△英商船一隻沈没（一）潜水艦は英商船...

東、北阿戰線に英伊激戰

ローマ【二七】伊軍司令部發表
△東、北阿戰線に英伊激戰（一）...

伊軍ベングジ撤退

ローマ【二八】伊軍司令部發表
△ギリシヤ戰線（一）第十一戰區...

東阿戰線激戰續く

（一）東アフリカ戰線北部に於て伊軍...

伊軍各地に奮戰

ローマ【三〇】伊軍司令部發表
△ギリシヤ戰線（一）伊軍は局地...

獨空軍中海で英商船攻撃

ベルリン【三二】DNB通信社發表
によれば獨爆撃機編隊は去る廿一日...

獨空軍の對英攻撃

（一）伊戰闘機編隊は英空軍基地に...

伊軍阿戰線に反擊

ローマ【三九】伊軍司令部發表
△ギリシヤ戰線（一）ギリシヤ戰線...

獨空軍の對英攻撃

（一）ソマリヤ戰線に於て敵は再び...

獨空軍の對英攻撃

（一）ソマリヤ戰線に於て敵は再び...

る損害を與へた、即ち四千噸級の商船二隻を撃沈、碇泊中の一萬噸級の商船一隻に大損害を與へた他、五千噸級商船二隻六千噸級商船一隻にも夫々猛撃を加へて多大の損害を與へた

マルタ島爆撃

ペルリン【三三】 獨軍司令部發表、地中海に於ては獨爆撃機隊は四日午後數時間に亘りマルタ島のルカ並にハルファア飛行場を襲ひ、格納庫兵舎等を破壊、火薬庫を爆破炎上せしめた

▲ペルリン【三七】 獨軍司令部發表、地中海方面においては獨爆撃機隊はマルタ島を空襲、軍事施設に多大の損害を與へた

スーダン、マルタ爆撃

ベルリン【二八】 獨軍司令部發表、七日夜獨爆撃機隊は英領エジプト・スダン・ハルファアを爆撃したが、更にマルタ島の水上機基地マルサ・シレコ及びバ・ヴァレツタ軍港の港灣施設を猛爆、格納庫、兵營にも爆撃を投下大火災を惹起せしめた

▲ペルリン【二二】 獨軍司令部發表、獨空軍は八日マルタ島の敵空軍基地を攻撃防空壕並に器材庫に重爆弾を命中せしめ、大火災を生ぜしめた

☆英軍の對伊攻撃

カイロ【二二】 英近東軍司令部發表、英軍は一日早朝アスマラ西北方百二十キロのユトリレアの要衝アゴルダツトを占領した、尙英軍は一夜アゴルダツト東方百キロのケレンに向け退却する伊軍を急追中である

英軍アゴルダツト占領

カイロ【二三】 英近東軍司令部發表、英軍はユトリレア西北の要衝アゴル

ダツト占領に引續き三日その西南八十キロのバレンジを占領した

英軍ベンガジ占領

ロンドン【二七】 英軍司令部は七日午前伊領リビアのキレナイカ地方首都、シドラ灣に臨むベンガジ港が英軍の手中に歸した旨發表した

▲伊、ベンガジ陥落を確認、ローマ【二二】 伊軍司令部は八日ベンガジ港の陥落を確認し左の如く發表した

「伊領ソマリランド・キレナイカの首都ベンガジは英軍に占領された」

英軍ベンガジから南下

カイロ【二九】 英近東軍司令部は九日、曩にリビアの要衝ベンガジを占領した英軍機械化部隊が更に南下進撃して同地を距る二百四十キロのアゲイラを占領した旨發表した

サルチニア島爆撃

ロンドン【二九】 英海軍省發表、二日朝英海軍航空部隊はサルチニア島に於ける一伊軍主要根據地を攻撃、多大の戦果を収めた、我一機歸還せず

英海軍ゼノア攻撃

ロンドン【二九】 英海軍省發表によれば英地中海艦隊は空軍と呼應九日未明ゼノア海軍基地を攻撃して多大の損害を與へた

▲ロンドン【二九】

英地中海艦隊のゼノア灣攻撃は次の如く發表した

「英地中海艦隊のゼノア灣攻撃は主力艦リナウン號(三一、〇〇〇噸)マラヤ號(三一、一〇〇噸)航空母艦アークローヤール號(二二、〇〇〇噸)巡洋艦シエフィール號(九、一〇〇噸)以下小艦艇によつてなされ、約三百噸の砲彈を目標に叩き込みアンサルド電氣工場、アンサルド

ボイラー工場は猛砲撃を受けて大火災を起し鐵道用發電所、乾ドック、倉庫、港灣施設も大損害を蒙り火災を發した、更に主要石油貯蔵所も反覆砲撃を受けて火災を發し補給船數隻及び鐵道倉庫にも同様損害を與へた

一方英軍空軍部隊はイタリア最大を誇るリヴォルノの精油所及びその附近目標に多數の爆彈及び焼夷彈を投下し、ビザ飛行場、鐵道接續點にも猛爆を加へた、同接續點はゼノアからローマ及びイタリア南部に通ずる海岸鐵道線及びリヴォルノからボロニア及びヴェネチアに至る橫斷鐵道の要衝である

▲伊軍事施設の被害皆無、ローマ【二〇】 伊軍司令部は九日の英海軍ゼノア灣攻撃に關し十日次の如く發表した

「九日黎明英艦隊は折柄の濃霧を利して突如ゼノア港沖合に姿を現し伊海軍沿岸砲の迅速果敢なる反撃を冒して砲撃を開始したが、港内重要軍事目的物には何等の被害をも與へなかつた、現在迄に確認し得た損害は住民に七十二名の死者と二百二十六名の負傷者を出した他家に相當の被害を蒙つた程度である、その際ゼノア住民が沈着且つ秩序正し行動せることは賞讃に餘りあるものであつた、伊空軍の一編隊は同日午後英艦隊を追跡し一巡洋艦の艦尾に爆彈を命中せしめた」

英艦隊地中海へ

マドリド【二九】 アルヘシラスよりの情報によれば十四隻より成る艦隊が廿一日午後ジブラルタルを出港地中海方面に向つた、右は廿日ジブラルタルに入港した主力艦一、航空母艦一、巡洋艦五、驅逐艦十、輸送艦二より成る有力艦隊の一部と見られるが、艦艇は裝甲巡洋艦一隻、巡洋艦一隻及び驅逐艦數隻のみとなつた

イギリス

英、キレナイカ軍政長官任命

カイロ【二〇】 英近東軍司令部は十日ウイイルソン・ナイル方面軍司令官をキレナイカ地方の軍政長官兼軍總司令長官に任命し、伊領キレナイカ及びリビアの二地方を含む一帯の治安維持權並に行政、司法權を掌握せしめることとなつた

チ首相最後の勝利を説く

ロンドン【二二】 チャーチル首相は一日ホアキンス米使節同席ポーツマス海軍工廠を訪問し、工廠従業員に對して演説を行ひ重ねて終局に於ける英國の勝利を強調した、要旨次の通り

「我々は海の彼方にある友人達が英國の自由のための闘争に、温い關心を寄せて呉れてゐることを知つてゐる、偉大なる米國の民主主義は英國の援助を善つてくれた、そして我々々偉大な政治家にして自由と民主主義の友であるルーズヴェルト大統領の特派使節ホアキンス氏をここに迎えた、我々は米國の援助が着々昂まつつてあることを知つて精神的に非常に元氣づけられてゐる我々は米國民衆と力強く手を握つてゐるのだ、イタリヤはギリシヤを背後から刺すことによつて容易に勝利を得ると考へてゐたらしいが、英近東軍の首腦の作戦とギリシヤ軍の反撃で形勢は逆轉してしまつた、イタリア軍の

テネ、カイロ進撃計畫は潰れて獨軍の救援を求めるの餘儀なきに至つたではないか、この事實は今後長い殿しい試練に直面する我々の士氣を更に昂揚するものである、我々は此の困難を突破しなければならぬ、それが何時か、どうしてするかはまだ判ないが、とにかく我々は突破せねばならぬ、全世界の自由愛好者達の間には我々が勝利に到着すること疑を抱いて居る者はないと確信する

歐洲戦局新展開を豫告

——首相演説——

ロンドン【二九】 チャーチル首相は九日ラヂオを通じて全英帝國民に呼びかけ獨軍のブルガリア進駐切迫による歐洲戦局の新展開を豫告次の如く演説した

「ドイツは今や黒海岸に向けて新たな作戦を展開しやうとしてゐる、恐らくその最初に目指す所はブルガリアであらうが、同國を通じてトルコ並にダーダネルス海峽への實際行動は既に開始されてゐると見るべきであらう、ドイツはハンガリーを手中に收めルーマニアの國內状態を混亂に陥れた、恐らく戦局はドイツの新たな動きによつて新局面を展開することにならう

プトは今や攻撃を受ける恐れはなく
なつた、英空軍は最近晝間の制空権
を確保した、近くドイツに對し獨空
軍が英本土に行つたより以上の爆彈
をお見舞することが出来る、過去
四五ヶ月のうちに戦況は我々が切望
した以上に英軍にとつて有利に發展
してゐる

米國の對英同情は次第にその度を昂
めてゐる、ルーズベルト大統領が
道具を與へてくれさへすれば仕事は
我々が片づけるであらう
獨軍の上陸作戦の危険は依然相當大
きく我々は日夜防衛準備を進めてゐ
るがその時こそドイツは毒ガス、落
下傘部隊、グライダー部隊等を使用
するものと覺悟してゐなければなら
ない、ドイツは他の何處でどんな勝
利を得ようとも英本國を打倒しなけ
れば最後の勝利は得られないのだ

▲伊には逆効果 ローマ【三〇】九
日チャーチル首相がラヂオを通じて
英國民に對し英國の勝利を誇示した
演説に對しイタリア政府當局は未だ
公式の論評を避けてゐるが伊政界有
力筋ではこれに對し

「イタリアは樞軸國の最後の勝利を
確信してゐるのでチャーチル首相の
押し強い希望は何等の印象を與へ
るものでなかつた、チャーチル首相
の演説がイタリア國民に傳へられた
ならばイタリア國民の團結を益々堅
くするのみである」

▲獨は廿五倍の爆彈投下で應酬 ベ
ルリン【三〇】チャーチル英首相の
九日の放送演説は獨朝野では英首相
はいづれ一週内に一度位は國民の不
安を鎮靜する爲演説をしなければならぬので別に取立てて問題にするこ
ともなく、又何等の新味がないと駭

殺の態度を執つてゐる、たゞチャー
チル首相が獨空軍には英空軍が敵地
に投下したより三倍乃至四倍の爆彈
を英本土に落してゐると述べてゐた
點を反駁して、敵が我が方の廿五分
の一の爆彈を投下したに過ぎないと
次の様に數字を擧げてゐる昨年八月
八日より十二月廿一日迄の期間に於
て(一)獨空軍が英本土に投下した
大爆彈四千三百萬キログラム(一)
同號夷彈一千六百萬キログラム(一)
同期間の敵側爆彈投下量我方の廿五
分の一

▲イデオロジイの獨立援助
ロンドン【二六】イデオロジイ通信社長
ロドリック・ジョーンズ氏辭職に伴
ふ後任社長には同社の姉妹社プレス
・アソシエーション(略稱P.A.)理
事サミュエル・ストリー氏が選任
された、ストリー氏は本年四十五
歳下院議員、ポーツマス・イヴァン
グ・ニューズ紙及びサンダーランド
・ニューズ紙の持主としてP.A.通信社
理事を兼ね多年通信界に重きをなし
てゐる人である

▲ジョーンズ・ロイター社長辭職
ロンドン【二六】ロドリック・ジョ
ーンズ氏は南アフリカ特派員を振出
しに、一九〇二年ロイター本社の南
ア部長其他の要職に歴任、一九一五
年ロイター男爵の逝去後その後を襲
ひ廿八歳の若さで世界的通信社ロイ
ターの社長に選ばれ前大戦に當つて
は宣傳省の中樞人物として活躍ドイ
ツをして「戦に勝ち宣傳に敗れた」
と嘆ぜしめる手腕を發揮した功勞者

マ保健相カナダ高等事務官に
轉出
ロンドン【二八】英政府は去月カナ
ダ駐在高等事務官キヤンベル氏をワ
シントン駐在公使に任命したが、八
日その後任として現保健相マルコム
・マクドナルド氏を轉出せしめると
共に五日急逝したロイド植民相の後
任にモイン卿を起用、これに伴ふ人
事異動を次の通り發令した

▲保健相マルカム・マクドナルド
任カナダ駐在高等事務官△スコット
ランド相アーネスト・ブラウン 任
保健相△スコットランド地方市民防
衛團司令官トーマス・ジョーンスト
ン(勞働黨下院議員)任スコットラン
ド相△西印度調査委員會委員長ウ
オルター・モイン卿 任植民相 なる
ほモイン卿は故ロイド氏に代つて與
黨院内幹事長となりマクドナルド高
等事務官は今議會會期中は議席に止
まることとなつた

英はエチオピアの獨立援助
ロンドン【二六】イデン外相は四
日下院に於て英國はエチオピア獨立
の爲にはあらゆる援助と指導を惜し
まぬ旨大要次の如く言明した
「英國はエチオピアが獨立國として
復活することを歓迎し、前皇帝ハイ
レセラシエ一世の帝位要求を承認、
を要請し來つたに對し承諾を與へた
の援助及び政治上の諸問題について
の援助と指導は和議締結の場合當然
國際的調整の對象となるべきである
と考へる、英國はエチオピアに對し
何等領土的野心を持つてゐないが、
エチオピア作戦實施に伴ひ應急的措
置として軍事的指導と統制が必要と

されやう、右に關してはエチオピア
皇帝と協議の上實行に移すが情勢の
許す限り出来るだけ早く中止する豫
定である」

政府軍事豫算を議會に提出
ロンドン【二四】英國政府は四日一
九四二年三月卅一日を以つて終る一
九四二年度軍事費十億磅並に本年三
月卅一日に終る本會計年度中の戰費
を賄ふべき六億磅の追加軍事費豫算
案を議會に提出した

▲政府赤字補填に苦慮 ロンドン
【二五】英國政府は四日下院に一九
四〇年度戰時追加豫算六億磅並に一
九四一年度戰時豫算十億磅の承認
を要求した、右追加豫算で四〇年度
の戰時豫算は合計三十三億磅に達す
る、が四一年度即ち、来る四月から四
二年三月末迄の軍事費は今回の十億
磅を皮切りに約千と年額五十億磅
を突破するのではないかと豫想され
る、エノニミスト誌が各月別支出を
基礎に一ヶ年の戰費を算出した數字
に依れば四〇年一月現在英國政府は
通常並に戰時豫算を合計して年額廿
二億七千五百萬磅の割合で支出して
ゐたが、四〇年十月現在では年額三
十八億五千萬磅に更に四一年一月に
は一ヶ年前の倍額四十六億三千萬磅
に増大した、新會計年度に於ては空
軍の擴充は勿論本國並にアフリカ作
戰に必要な陸軍の裝備に莫大の軍事
費を必要とし、加ふるに過去數ヶ月
に於て貨銀並の物價が逐次騰貴して
ゐるから豫算の膨脹は遂に難貴し、エ
ノニミスト誌は開戦以來一ヶ年間に
國民所得が廿五パーセント増大して
ゐるといふビグノ教授の數字を基礎
に一九四一年度に於ける國民所得を
十億磅と推定、同時に一九四一年度

豫算總額を五十一億三千萬磅と見積
つてゐるが、右の數字は物價の騰貴
並に軍需生産の増大を考慮に入れて
ゐないから、現實には豫算額は右の
數字を突破することは言ふ迄もない
以上の歳出に對し歳入として戰時
利得税其他の増税を見込んでも現行
稅制の下に於て稅收入は十七億磅が
精々であり、全國稅の貯蓄も英蘭銀
行理事キンダースレーン卿等の努力に
も拘らず年額二億磅が止りであらう
更に爲替平衡資金失業基金等各種
の國庫基金に基く収入も年額二億磅
前後に過ぎない結局約二十億磅の不
足は増税か貯蓄獎勵乃至強制貯蓄又
は公債發行によつて賄ふ他はない
増税については勞働黨乃至左翼が資
本徵發迄主張してゐるが現實に巨額
の收入に對しては所得稅その他が
なり苛酷で所得増収はその餘地に乏
しく軍需工業活況に基く勞働階級の
收入増加に鑑み寧ろ少額收入階級に
擔稅力が殘されてゐる等の意見が有
力である

貯蓄についてはケイニス教授の如き
開戦の當初から所得の一定額を控除
後拂ひするといふ強制貯蓄案を主張
してゐるが實際には幾多の困難があ
り特に勞働黨の勢力が強い現状では
實施至難と見られる
ウツド蔵相が來たるべき豫算演説で
如何なる對策を提出するか、今や朝
野の關心の焦點となつてゐるが四〇
年度豫算が新味なかつた大戦遂行の重
大使命に副はなかつた事實に鑑み蔵
相の豫算演説に先立ち下院で豫算案
につき豫め討論し徹底的な戰時豫算
と戰時經濟體制とを確立すべしとの
意見がヘラルド紙その他左翼方面に
擡頭するに至つた

置として軍事的指導と統制が必要と

戦費一日二億三千萬圓

ロンドン【三六】 ウッド蔵相は六日の下院に於て英國の戦時財政につき報告演説を行ひ現在一日の戦費が一億二千二百二十五萬磅(邦貨約二億三千萬圓)に達してゐると言明した、蔵相演説要旨次の通り

(一)政府は次の平常豫算編成期までの困難突破のため目下總額十六億磅(邦貨約二百八十億圓)戦時追加豫算案を下院に提出してゐるが、これは現在戦費が非常に膨脹してゐるためである(一)現在の戦費は一日平均一千二百二十五萬磅に達して居りこの額は前大戦當時の戦費最高額を遙に突破するものであり、而も更に上昇の傾向を見せてゐる(二)政府はインフレーションの危険に對しては充分警戒して居り通貨の水準防衛のためには實際的手段をとるに躊躇しない(三)今同上程の戦時追加豫算のうち六億磅は本年三月三十一日までの分であり殘餘の十億磅は四月一日以降の新豫算年度に使用されるものである(一)本年度に於ける陸海空軍支出は一般國費支辨を除き三十三億磅(邦貨約五百九十四億圓)に達して居り一日平均戦費は此の一年内に二倍に上つて居り昨年十月余が追加豫算を要求した時から見て既に百五十萬磅増加してゐる(二)此の數字は既に相當重い負擔を意味するものであるが我々は更に目前の状態から合理的見透しを以て立上る必要のみならず、戦後に於て適當なる計畫を考慮する時更に重い負擔を意味するものとならう(一)國民貯蓄運動の第一年目に於いて十一億四千萬磅が貯蓄されそれに續く八週間に於いては一週總額平均二千

☆對外關係

對 ウイルキー氏見聞

ロンドン【二四】 滯英中のウイルキー氏は四日ニエル政府高等事務官デニランティ氏と共に自家用機でダブリンに飛びダブリンと午餐を共にしつゝ懇談を遂げ、同日午後ロンドンに歸還したウイルキー氏はニエル訪問は同國が現在極めて微妙な立場にあるため注目されてゐるが同夜ドーチエスタ・ホテルに於ける記者團との會見に於てウイルキー氏は次の如く語つた

余は何人をも代表せず一個の米國民市井ウエデル・ウイルキーとしてデヴァアラ首相と討議した、話題は現下の一般的な國際情勢についてだけだ米國が參戰した場合のニエルの立場はどうなるかと云ふ様なことは全然話に出なかつた

ウイルキー氏離英

ロンドン【二五】 四日ダブリンに飛ぶニエル首相デヴァアラ氏と會見更にジョージ六世に謁見したウイルキー氏は上院外交委員會に於ける武器貸與案審議に發言のため滯英豫定を繰上げ五日ロンドン發歸國の途につ

くことになつた、英國を去るに臨み同氏は新聞記者團と會見次の如く語つた

余は英國に到着した時語つたと同様、今度米國に歸つてからも英國の自由の爲めの闘争援助については余の出来る事は何でもすると約束しやう

對 だーばん丸事件審議倫

日(ハミルトン(バーミユダ島)【二四】 昨秋十月郵船だーばん丸がリスボンよりニューヨークへの航行の途中當港に於て英國官憲に戦時禁制品としてその積荷を没収された事件はその後當地の海軍裁判所審議中であつたが四日事件をロンドンの捕獲審檢所に移すこととなつた旨發表された

英露間に對日感情噴達

ロンドン【二四】 四日の英下院では去る一月十二日シンガポール訪問中の濠洲陸相スベンダー氏が日濠親善關係を強調した放送演説が問題となりマンダー、モーガン兩議員が日本親獨伊政策に對する態度に英本國と濠洲間に噴達はないかとシネクスピア自治領次官に質問した、質疑應答次の通り

在倫敦和蘭政府

元蘭首相政府を裏切り歸國

ロンドン【二六】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印使節として派遣された元首相デ・ヘル氏はリスボンまで到着してゐたが突如旅程を變更してオランダ本國に向つたとの報道あり、政府筋では同氏が出發に際し嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる本國に赴く等の事は絕對にしないと嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる舉に出た事に就き痛く憤激の意を表明してゐる

▲ヘル前首相の歸國は郷愁からロンドン【二七】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印特使に任ぜられた前首相デ・ヘル氏がリスボンから突如オランダ本國に歸つたとの報道は當地に大きな話題を投げかけてゐるがヘル氏は去る五日フルフトハンザ旅客機に搭乗本國に向つたことが判明した、同氏は本年七十八歳の高齡で昨秋首相の地位をヘルブランド現首相に譲り、特に蘭印行きを志願しリスボン迄來たが寄る年波に懷郷の念熄み難く、在ロンドン・オランダ政府に對し再三手紙を以つて政治的活動を行はないことを條件に歸國許可方を申請したが最近老夫人の病氣重態の報に接し遂に無斷、歸國して

了つたものだと言はれる、なほオランダ政府側では今回の舉を老人の個人的悲劇と稱して重要視せぬ態度に出してゐる

▲和蘭政府聲明

ロンドン【二七】 在ロンドン・オランダ政府は蘭印特使に任ぜられた前首相デ・ヘル氏が任地に赴く途申リスボンより突如オランダ本國に歸還した事件に關し七日左の聲明書を發表した

オランダ政府は前首相デ・ヘル氏が嚴肅な誓約に拘らずリスボンより敵軍占領下のオランダ本國に歸還せるを知り深く遺憾とするものである、デ・ヘル氏は一九三九年六月十九日ウイルヘミナ女王陛下より組閣を命ぜられ一九四〇年九月迄首相の地位にあつた、故に氏は五月十日獨軍進入の時に政府主席であり、隨つて女王陛下と共に政府がロンドンに避難決定にも大なる責任を有する、政府は一九四〇年九月氏が蘭印に在る家族の許に赴き度いと希望を容れこれを蘭印特使に任命した依つてこれを右使命達成を誓約した、昨年十一月ロンドンを出發した、然るに氏は右誓約を破り被占領地に歸還した、政府は茲にデ・ヘル氏の行爲を國家を裏切り國民の利益を毀損せるものなるを聲明する義務を有する、本事件にオランダ政府の戦争遂行決意には何等の變化はない

在倫敦和蘭政府

元蘭首相政府を裏切り歸國

ロンドン【二六】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印使節として派遣された元首相デ・ヘル氏はリスボンまで到着してゐたが突如旅程を變更してオランダ本國に向つたとの報道あり、政府筋では同氏が出發に際し嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる本國に赴く等の事は絕對にしないと嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる舉に出た事に就き痛く憤激の意を表明してゐる

在倫敦和蘭政府

元蘭首相政府を裏切り歸國

ロンドン【二六】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印使節として派遣された元首相デ・ヘル氏はリスボンまで到着してゐたが突如旅程を變更してオランダ本國に向つたとの報道あり、政府筋では同氏が出發に際し嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる本國に赴く等の事は絕對にしないと嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる舉に出た事に就き痛く憤激の意を表明してゐる

在倫敦和蘭政府

元蘭首相政府を裏切り歸國

ロンドン【二六】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印使節として派遣された元首相デ・ヘル氏はリスボンまで到着してゐたが突如旅程を變更してオランダ本國に向つたとの報道あり、政府筋では同氏が出發に際し嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる本國に赴く等の事は絕對にしないと嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる舉に出た事に就き痛く憤激の意を表明してゐる

在倫敦和蘭政府

元蘭首相政府を裏切り歸國

ロンドン【二六】 在ロンドン・オランダ政府より蘭印使節として派遣された元首相デ・ヘル氏はリスボンまで到着してゐたが突如旅程を變更してオランダ本國に向つたとの報道あり、政府筋では同氏が出發に際し嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる本國に赴く等の事は絕對にしないと嚴肅に誓約したのを裏切つてかゝる舉に出た事に就き痛く憤激の意を表明してゐる



在阿佛軍に休戰條約を違れ

アルジェニール【二〇】 佛領アフリカ

植民地に對するド・ゴール政権の働

きかけはダカール攻撃失敗後も引續き執拗に續けられて居り、卅一日もド・ゴール將軍はロンドンからラジオを通じて同方面佛軍將士に呼びかけ「恥づべき偷安を捨て、伊領りビアの占領完成を援助せよ」と放送したのに對應、佛領アフリカ軍總司令官ウエイガン將軍は一日五十萬將兵に對し休戦を守れと次の如く放送した

「佛領アフリカ軍將兵に告げる、ドイツとの休戦條約を最後のものとして受容し戦争には絶對手を出さずペタン元帥の祖國再建工作を支援せよ、余は諸君が秩序と訓練の道から逸脱せぬ様切望する、若し左様なことをすればフランスは滅亡するであらう」

獨のビゼルト港使用説は無根

ウエイガン將軍「ドイツ最近フランスはドイツに對しチュニスのビゼルト港を海軍基地として提供する模様であるとの説が傳へられてゐるが、七日ウエイガン・アフリカ軍總司令官はアルジェールからラジオを通じて次の如く言明した

「獨軍のリビアに於ける軍事行動に便益を與へるため佛政府はチュニスの海軍基地ビゼルト港をドイツに使用せしめるとの説があるが右は事實無根である、ビゼルト港をドイツに割讓し又はリビアの伊軍援助のため同港に獨軍の上陸を許可する件については交渉すら行はれてゐない」

パリに親獨政治運動起る

【二】獨軍占領下フランス各地にはドイツ政府最近の反獨的傾向濃化に反比例し、獨佛協力によるフランス更生の氣運が醸成されてゐるが、各層に亘るこれらの勢力は一定の政治的目標を失つた被占領地の民衆を次第に結集、遂に親獨的政治團體の誕生を見るに至り二日ラザオを通じて「學國民衆黨」(ラサンブル・モン・ナショナル・ポピュラー)の結成を通告するに至つた、同運動の標榜するフランス再建方策は歐洲の現状に對應しこれを通じて國家革新を行ふべしと云ふにあり、外交方針としては

(一)祖國及び植民地の防衛(二)歐洲再建に對する政治的、經濟的、精神的協力(三)歐洲とアフリカの協力並に獨佛協力、内政方針としては(一)強力政府體制の確立(二)家族主義の實踐を掲げてゐる

尙消息筋によれば右運動の指導者は非戰論者であり、前大戰出征軍人協會の團將たるゴア氏、金屬労働組合の指導者ホア氏、ラザアル氏の腹心カトブラ、フォンテナノ兩氏等であると云はれる

▲獨政府佛新黨に期待 ベルリン【二三】ラザアル前副理罷免以來獨佛提携に對し漸次消極的態度に轉化しつつあるドイツ政府と、あくまで兩國提携を強行せんとするパリ在住佛有力政客との對立となり錯綜せる佛政局は一日パリに於て親獨政治家を打つて一丸とする新黨「學國民衆黨」の結成を見、獨佛關係は新たな展望を示すに至つた、新黨は休戦條約の精神に則り獨當局の指導の下

深刻な政治不安

獨佛親善の岐路

に組織されたことは勿論で新黨結成委員會には各種在郷軍人會、右翼團體代表のほか労働組合代表としてジロー、ゴアの二名が参加、更に舊黨代表としてラザアル派の有力人物タルの二名が加つて新黨の政治的性質を明かしてゐる、新黨に對しては既に各種團體員五十萬がその綱領に賛意表明、入黨の意志を明かにしてゐると云はれるからこれが愈々有力國民政治組織に發展し、その影響は注目するものがある

獨政府はフランスの再興問題に就きドイツ政府との間に數ヶ月來折衝を續けてゐるに拘らずドイツ側の態度には稍鞏固なものあり、又北阿に在る佛領西アフリカ軍總司令官ウエイガン將軍の向背に關しては種々の流説が傳へられるなど、佛再興問題は行惱み状態にあつた、斯かる情勢のもとでドイツ側に新黨の設立されたことはドイツ側の今後の態度を示唆するものとして興味がある、新黨はドイツとの協力に依つてフランスの更生を圖らんとする親獨分子が中心となつてゐる點からもその背後にはドイツの強力な支持のある事は勿論のこと、ドイツは今後この新黨の影響力を利用して、非占領地帯に對する政治工作を強化するものと豫想される、而して近くラザアル氏がベルリンを訪問し獨側と協議の後新黨の指導者に挙げられるとの觀測が有力だが、獨官邊は新黨運動に關し未だ多く語ることを避け三日午後左の如く言明した

「佛新黨の設立はフランスの内政問題であるからドイツは新團體そのものに對し批判を行ふ意向は無い、しかし獨佛間には停戰協定が現存し、その境内で行はれてゐる運動であるからドイツにとつては不都合なことは有り得ない、しかしドイツ政府の態度は佛國民大半の意志を代表したものと認め難い、而して今後とも獨佛關係は停戰協定に基き規制された政治的、軍事的問題が具體的に起れば停戰委員會で審議するといふ根本方針には變りがないのである、ラザアル氏の出馬説に就ては未だ信ずべき情報に接してゐない

▲佛勞動團體も新黨に呼應 パリ【二三】休戦成立以來嗚りを潜めてゐたフランスの諸勞動組合は三日パリに聯合會議を開催左の要求を決議した

(一)勞動者に對する反動政策の排除(二)反戰態度のため橙禁された勞動者の即時釋放(三)佛獨提携による歐洲新秩序建設政策に協力

かかる勞動界の傾向は最近パリに結成された學國民衆黨の運動と呼應するものであり將來の動向が注目されてゐる

▲親獨學國民衆黨目標を闡明 ベルリン【二六】パリ五日發情報によれば在パリ親獨政治家の協力に依つて成立した「學國民衆黨」は五日パリのアンプサドール劇場に於て演說會を開催したが席上ラザアル氏の協力者で同黨の指導的地位に在る「ラザイ・ナショナル」紙主筆ジャン・フォントノア氏は新黨の目標を闡明して「學國民衆黨運動の目的はドイツ政府をしてその誤りを正しめるにある、ドイツ政府は單にドイツとの協力の精神を裏切つたのみならずフランス自身をも裏切つたからである」と述べ昨秋モントアールに於けるヒトラー總統、ペタン首席會見で掴み得たかも知れぬ絶好の機會をフランスが逸したる事實を始めて暴露「當時獨佛協力の原則が確立してゐる、すなはち占領地駐屯ドイツ軍軍費負擔の大軽減、捕虜フランス兵の釋放歸農等敗戦フランスの苦痛を大いに軽減すべき具體的の利益を得、その代償としてはアルザス州及びロレーンの一部を割讓するだけの寛大な條件で獨佛平和は成立してゐたかも知れなかつた」と語り、ドイツ政府が、これ等國民の希望を無残に引破つてしまつた事を攻撃、獨佛協調のため四ヶ月に涉り苦心、荆棘の路を開拓したラザアル氏の即時ドイツ政府への復歸を要求した、フォントノア氏は新黨の使命を語つて左の如く結論した

「ドイツ政府の錯誤が吾黨の設立を必要ならしめた、我黨の目標は獨佛協力にあり、英國の人類擄取政策に對抗してフランスの社會的、經濟的の革命を遂行せんとするものがある」

▲紛糾を續ける佛内政

ベルリン【二七】戰敗の混亂の中から立ち直つて新しき再建の途を急ぐフランスはペタン元帥の主席就任以來順調な復興に向ひつつあるかに見られてゐるが、戰前政界にあつて對立抗争を續けてゐる主戰派、非戰派の兩者は戰敗後ドイツとパリ、獨軍非占領地と占領地に分れて反獨、親獨の相反する傾向を見せ不明瞭な底流の抗争を續け、大局に於てはドイツと協力し歐洲新秩序建設に参加せんとするペタン政府の前途に重苦しい暗影を投じてゐる、即ち最近當

地に達したフランス混亂の投影を擧げれば次の諸ニュースが數へられる(一)ラヴァル氏の影響下にある各層の獨佛協調論者は二日ラヂオを通じて「學國民衆運動」の結成を宣言、親獨強力政府樹立を要望する大衆政治運動の展開を企圖してゐる(二)二日ラヂオを通じて全國民衆に對して「秩序と要望する豫定であつたベタン主席の演説は一日パリから放送された反ヴァイシー政府宣言によつて取止めとなる模様である(三)ラヴァル氏の政敵たるポードアン無任所相は現在ヴァイシーに滞在中であるが、一日午後オテル・ド・パラスで前閣僚と會談を行つた、これは傳へられるベタン内閣改造の内面工作ではないかと見られる(四)著名な批評家シャトーブリアン氏は最近トロカデロで開かれた集會の席上歐洲、米國の何れに就くべきかの歧路にある英國の現状を説き「フランスは當然歐洲の側に立ちドイツと協力して新秩序の建設に邁進すべきである」と述べたが、パリの諸新聞も引續き獨佛協力を強調ヴァイシー攻撃を續けてゐる、かゝる相反する二つの傾向は占領地、非占領地間の交通が殆んど杜絶してゐる現状によつて拍車をかけられてゐるかに見られ、幾多フランスの順調なる發達は今後なほ幾多の困難に逢着するものと豫想される

ヴァイシー【二〇】 三日パリに於いてラヴァル氏と會談を遂げたダルラン海相は四日午後特別列車でヴァイシーに歸任ベタン首席と長時間に亘り協議中である

ポードアン氏佛印銀行總裁に
ヴァイシー【二〇】 佛政府は四日ポードアン元外相を佛印銀行總裁に任命した旨公式發表した、ポードアン氏は現在ラヴァル氏と共に改造を豫想せられる佛新内閣の中心人物として相當呼聲が高く従つて氏の任命は時局柄大いに注目されてゐる

緊急國務會議
ヴァイシー【二〇】 ベタン佛首席は五日午後四時半緊急國務會議を開催、ダルラン海相、アンチヅエ國防相以下全閣僚、六次官も參列ダルラン海相の齎したラヴァル氏復歸條件につき前後二時間に亘つて慎重擬議し散會後次のコミニケが發表された

ベタン主席逃亡説
ニューヨーク【二〇】 U P ロンドン電に依れば八日B P A (英國新聞聯合)はヴァイシー政府のベタン首席及びダルラン海相が北アフリカに逃亡したとのドイツ側ラヂオ放送及びヴァイシーに於て武装暴動が勃發したとのトランスオアシヤンの放送を傍受したと報道してゐる、然しA P ヲヴァイシー電は全然これを否定しベタン首席、ダルラン海相は共にヴァイシーに在り市内は極めて平穩であると報じてゐる

ヴァイシー【二〇】 三日パリに於いてラヴァル氏と會談を遂げたダルラン海相は四日午後特別列車でヴァイシーに歸任ベタン首席と長時間に亘り協議中である

ポードアン氏佛印銀行總裁に
ヴァイシー【二〇】 佛政府は四日ポードアン元外相を佛印銀行總裁に任命した旨公式發表した、ポードアン氏は現在ラヴァル氏と共に改造を豫想せられる佛新内閣の中心人物として相當呼聲が高く従つて氏の任命は時局柄大いに注目されてゐる

緊急國務會議
ヴァイシー【二〇】 ベタン佛首席は五日午後四時半緊急國務會議を開催、ダルラン海相、アンチヅエ國防相以下全閣僚、六次官も參列ダルラン海相の齎したラヴァル氏復歸條件につき前後二時間に亘つて慎重擬議し散會後次のコミニケが發表された

ベタン主席逃亡説
ニューヨーク【二〇】 U P ロンドン電に依れば八日B P A (英國新聞聯合)はヴァイシー政府のベタン首席及びダルラン海相が北アフリカに逃亡したとのドイツ側ラヂオ放送及びヴァイシーに於て武装暴動が勃發したとのトランスオアシヤンの放送を傍受したと報道してゐる、然しA P ヲヴァイシー電は全然これを否定しベタン首席、ダルラン海相は共にヴァイシーに在り市内は極めて平穩であると報じてゐる

獨佛關係再び悪化
ベルリン【二〇】 ラヴァル前副首相罷免に端を發した獨佛關係の紛糾は、ダルラン海相のバリ、ヴァイシー間往復折衝によつて圓滿解決を見るものと期待され獨官邊も非公式にラヴァル氏復歸が愈々近く實現する旨示唆してゐるが九日早朝ヴァイシー政府はダルラン、ラヴァル交渉が終に決裂した旨公式に發表、獨佛關係は豫想を裏切つて再び險惡化するに至つた、即ちヴァイシー政府は新聞を通じてダルラン、ラヴァル交渉の經過を發表ベタン主席は飽くまでモントワール政策を忠實に實行すべくラヴァル氏に對し無任所相として中央に復歸する様提議したがラヴァル氏は之を拒否したと公表した

達した模様だが五日信すべき筋の情報によれば曩にラヴァル氏と入替つて入閣したフランダン佛外相は五日遂に辭職した、同時にラヴァル氏はヴァイシーに復歸して内相に就任、副首相を兼ねることに内定したと言はれるが、ラヴァル氏が外相を兼任するか否かについて未だ確報はない

ダルラン海相再びパリへ
ダルラン海相はラヴァル副總理の内閣復歸條件に對するヴァイシー側の回答を携へて六日夕刻パリに到着した、同海相は直ちにパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と會見したが、消息筋の言明によればダルラン海相は七日も引續き各方面と會談を行ひ八日ヴァイシーに歸管である

ダルラン海相ヴァイシーに歸還
佛内閣改造に關聯して六日夜ヴァイシーより當地に來着したダルラン海相はラヴァル氏並にパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と諸般の政治的事項に就き協議を行つた後七日夜パリ發ヴァイシーに歸還した

佛情報局、英の虚報を反駁
ヴァイシー【二〇】 佛政府情報局は九日夜英ラヴェントリー放送局が獨トランスオアシヤン通信社の報道であるとしてベタン首席が北アフリカに逃亡した旨を繰返して放送した事實を痛く憤慨し左の如く公表した

獨佛關係再び悪化
ベルリン【二〇】 ラヴァル前副首相罷免に端を發した獨佛關係の紛糾は、ダルラン海相のバリ、ヴァイシー間往復折衝によつて圓滿解決を見るものと期待され獨官邊も非公式にラヴァル氏復歸が愈々近く實現する旨示唆してゐるが九日早朝ヴァイシー政府はダルラン、ラヴァル交渉が終に決裂した旨公式に發表、獨佛關係は豫想を裏切つて再び險惡化するに至つた、即ちヴァイシー政府は新聞を通じてダルラン、ラヴァル交渉の經過を發表ベタン主席は飽くまでモントワール政策を忠實に實行すべくラヴァル氏に對し無任所相として中央に復歸する様提議したがラヴァル氏は之を拒否したと公表した

達した模様だが五日信すべき筋の情報によれば曩にラヴァル氏と入替つて入閣したフランダン佛外相は五日遂に辭職した、同時にラヴァル氏はヴァイシーに復歸して内相に就任、副首相を兼ねることに内定したと言はれるが、ラヴァル氏が外相を兼任するか否かについて未だ確報はない

ダルラン海相再びパリへ
ダルラン海相はラヴァル副總理の内閣復歸條件に對するヴァイシー側の回答を携へて六日夕刻パリに到着した、同海相は直ちにパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と會見したが、消息筋の言明によればダルラン海相は七日も引續き各方面と會談を行ひ八日ヴァイシーに歸管である

ダルラン海相ヴァイシーに歸還
佛内閣改造に關聯して六日夜ヴァイシーより當地に來着したダルラン海相はラヴァル氏並にパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と諸般の政治的事項に就き協議を行つた後七日夜パリ發ヴァイシーに歸還した

佛情報局、英の虚報を反駁
ヴァイシー【二〇】 佛政府情報局は九日夜英ラヴェントリー放送局が獨トランスオアシヤン通信社の報道であるとしてベタン首席が北アフリカに逃亡した旨を繰返して放送した事實を痛く憤慨し左の如く公表した

獨佛關係再び悪化
ベルリン【二〇】 ラヴァル前副首相罷免に端を發した獨佛關係の紛糾は、ダルラン海相のバリ、ヴァイシー間往復折衝によつて圓滿解決を見るものと期待され獨官邊も非公式にラヴァル氏復歸が愈々近く實現する旨示唆してゐるが九日早朝ヴァイシー政府はダルラン、ラヴァル交渉が終に決裂した旨公式に發表、獨佛關係は豫想を裏切つて再び險惡化するに至つた、即ちヴァイシー政府は新聞を通じてダルラン、ラヴァル交渉の經過を發表ベタン主席は飽くまでモントワール政策を忠實に實行すべくラヴァル氏に對し無任所相として中央に復歸する様提議したがラヴァル氏は之を拒否したと公表した

達した模様だが五日信すべき筋の情報によれば曩にラヴァル氏と入替つて入閣したフランダン佛外相は五日遂に辭職した、同時にラヴァル氏はヴァイシーに復歸して内相に就任、副首相を兼ねることに内定したと言はれるが、ラヴァル氏が外相を兼任するか否かについて未だ確報はない

ダルラン海相再びパリへ
ダルラン海相はラヴァル副總理の内閣復歸條件に對するヴァイシー側の回答を携へて六日夕刻パリに到着した、同海相は直ちにパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と會見したが、消息筋の言明によればダルラン海相は七日も引續き各方面と會談を行ひ八日ヴァイシーに歸管である

ダルラン海相ヴァイシーに歸還
佛内閣改造に關聯して六日夜ヴァイシーより當地に來着したダルラン海相はラヴァル氏並にパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と諸般の政治的事項に就き協議を行つた後七日夜パリ發ヴァイシーに歸還した

佛情報局、英の虚報を反駁
ヴァイシー【二〇】 佛政府情報局は九日夜英ラヴェントリー放送局が獨トランスオアシヤン通信社の報道であるとしてベタン首席が北アフリカに逃亡した旨を繰返して放送した事實を痛く憤慨し左の如く公表した

獨佛關係再び悪化
ベルリン【二〇】 ラヴァル前副首相罷免に端を發した獨佛關係の紛糾は、ダルラン海相のバリ、ヴァイシー間往復折衝によつて圓滿解決を見るものと期待され獨官邊も非公式にラヴァル氏復歸が愈々近く實現する旨示唆してゐるが九日早朝ヴァイシー政府はダルラン、ラヴァル交渉が終に決裂した旨公式に發表、獨佛關係は豫想を裏切つて再び險惡化するに至つた、即ちヴァイシー政府は新聞を通じてダルラン、ラヴァル交渉の經過を發表ベタン主席は飽くまでモントワール政策を忠實に實行すべくラヴァル氏に對し無任所相として中央に復歸する様提議したがラヴァル氏は之を拒否したと公表した

達した模様だが五日信すべき筋の情報によれば曩にラヴァル氏と入替つて入閣したフランダン佛外相は五日遂に辭職した、同時にラヴァル氏はヴァイシーに復歸して内相に就任、副首相を兼ねることに内定したと言はれるが、ラヴァル氏が外相を兼任するか否かについて未だ確報はない

ダルラン海相再びパリへ
ダルラン海相はラヴァル副總理の内閣復歸條件に對するヴァイシー側の回答を携へて六日夕刻パリに到着した、同海相は直ちにパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と會見したが、消息筋の言明によればダルラン海相は七日も引續き各方面と會談を行ひ八日ヴァイシーに歸管である

ダルラン海相ヴァイシーに歸還
佛内閣改造に關聯して六日夜ヴァイシーより當地に來着したダルラン海相はラヴァル氏並にパリ駐在ヴァイシー政府代表ブリノン大使と諸般の政治的事項に就き協議を行つた後七日夜パリ發ヴァイシーに歸還した

佛情報局、英の虚報を反駁
ヴァイシー【二〇】 佛政府情報局は九日夜英ラヴェントリー放送局が獨トランスオアシヤン通信社の報道であるとしてベタン首席が北アフリカに逃亡した旨を繰返して放送した事實を痛く憤慨し左の如く公表した

獨佛關係再び悪化
ベルリン【二〇】 ラヴァル前副首相罷免に端を發した獨佛關係の紛糾は、ダルラン海相のバリ、ヴァイシー間往復折衝によつて圓滿解決を見るものと期待され獨官邊も非公式にラヴァル氏復歸が愈々近く實現する旨示唆してゐるが九日早朝ヴァイシー政府はダルラン、ラヴァル交渉が終に決裂した旨公式に發表、獨佛關係は豫想を裏切つて再び險惡化するに至つた、即ちヴァイシー政府は新聞を通じてダルラン、ラヴァル交渉の經過を發表ベタン主席は飽くまでモントワール政策を忠實に實行すべくラヴァル氏に對し無任所相として中央に復歸する様提議したがラヴァル氏は之を拒否したと公表した

重要協議を行つた
ダルラン海相ベタン主席と協議

重要協議を行つた
ダルラン海相ベタン主席と協議

重要協議を行つた
ダルラン海相ベタン主席と協議

重要協議を行つた
ダルラン海相ベタン主席と協議

重要協議を行つた
ダルラン海相ベタン主席と協議

獨佛提携工作に對する妨害分子を排除、兩國國交の根本的調整を實現せんと企圖してゐた、然るにヴァイシー側は交渉を飽くまで人事問題の範圍に止め、ラザアル氏を名目上復歸せしめて獨側の壓迫を回避し局面を糊塗せんとする日和見的態度に終始しにわたるものである、ドイツとしては

ベタン主席以下ヴァイシー政府が依然として斯かる態度を繼續する以上ラザアル、ダルラン交渉を繼續する要を認めず、いかにラザアル氏の復歸拒絶に發展したものと見てゐる、然しヴァイシー政府が敗戦國の地位に轉落し乍ら、依然として執拗に對獨提携をサボタージュしてゐる背後にはヴァイシー駐佛米大使のベタン主席に對する働きかけが與つて力あるもの、如く米側がイタリア作戰の一時的失敗を捉へ、佛占領地域に對する食糧援助等の好傾をもつて果然活潑な外交攻勢に出でゐることは獨佛國交の前途に對し複雑微妙な影響を及ぼすものとして注目されてゐる

フランダン外相辭表提出
ヴァイシー【二七】ダルラン海相を首班とする佛新内閣の成立に先立ちフランダン外相はベタン主席に辭表を提出したが同外相と行動を共にして來たポルトマン情報局長も同様辭表を提出したと云はれる

▲外相辭職と政府聲明 ヴァイシー【二七】佛政府はフランダン外相の辭職に關し十日左の如く聲明した「國家の難局に際しベタン主席の招きに應じて外相となつたフランダン氏は今やその地位を主席に返上することが正當であると認めるに至つた同氏のこの措置によりフランスの運命を指導する唯一人の責任者たる偉

大なる將軍は現在の情勢に即應して自由手腕を振ふことが出来るやうになつた、而してダルラン海相がパリに於て行つた數次の會談はモントアール政策遂行の新しき推進力となつた、現下の情勢は恐らく間も無く解決されるであらう」

内閣改造
ヴァイシー【二七】ダルラン海相は九日正式に副總理に親任され、外相、海相を兼任することになつた、フランダン外相は新政府成立に先立ち辭表を提出承認された、ラザアル事件當面の責任者と認めらるるペイルートン内相も近く辭職の模様である、消息通はラザアル氏のヴァイシー復歸の可能性はかく著しく増大したものと見てゐる

ダルラン副首相が主席後任
ヴァイシー【二七】ベタン主席は十日ダルラン副首相を自己の次期後繼者に任命する旨正式發表した、右によりダルラン海相は元副總理兼外相ラザアル氏が昨年十二月十三日罷免されるまでに有してゐた一切の權限を握るに至つた、而して今後ダルラン海相が政府主席の職責を實施し得ない場合は改めて閣議を開き其の過半数の贊同ある人物を新たに指名することとなつてゐる、この指命によりラザアルのヴァイシー復歸の可能性は著しく減殺され、ヴァイシー政府はラザアル問題は懸案のままとして獨佛協力方策からは切離す方針と解されるヴァイシー政府は九日午前十一時半よりベタン主席官邸に閣議を開きダルラン副首相以下出席内閣改造に關して協議したが最後決定に至らず、改造内閣の構成はなほ下馬評の域を脱しないが、ペイルートン内相の退

陣、情報事務長ポルトマンの辭職はほゞ確實と見られる尙ベタン主席はダルラン副總理に地位強化のため自己の權能の一部を秘かに譲渡した形跡あり、閣員任命に關してもダルラン副首相の自由選擇を或程度承認したと見られる

ヴァイシー側にも新黨
ヴァイシー【二七】パリに成立した「舉國民衆黨」に對抗する意味でヴァイシー側では近頃リオンに召集される國民諮問會議を前にベタン主席唱導の許にラサンブルマン・ナシヨナル(統一國家黨)を結成、十日ヴァイシー側その結黨式を挙げたが新黨は舉國一致融和による國難克服を目標としその指導者群の中にはフランス政界の新星としてベタン主席の望望が厚い現フランス放送局長官チャイクン・エ・ヴァイニヤンクール氏等が居る

ヒムラー親衛隊長ナルヴィクへ
オスロ【二七】ヒムラー獨親衛隊長はテルボルフ、ノルウェー民政長官同道四日午前トントロントハイム發水上機でナルヴィクに向ひ夕刻同地に到着した

英國側のデマを一掃
ベルリン【二七】最近地中海方面の戦況と來るべき獨軍の新作戰につき英國側から各種の宣傳ニュースが放送され、チャーチル英首相の如きも九日のラヂオ演説で英軍の優勢を誇稱したが、獨當局は十日外國記者團との會見に於てこれらのデマを一々明快に粉碎し大要左の如く言明した「チャーチル首相の大言壯語は今更



一々反駁に値しないが英空軍が今やその勢力を回復し日中も空爆を敢行し得ると言明してゐる如きは見戲に類する、英機は僅かに英國海峽附近に出沒してゐるに過ぎないが、獨空軍は戰闘機を隨伴せずして堂々北大西洋上のアイスランド爆撃をして西洋全く問題にならぬ、ブルガリアに獨軍が進駐してゐるとの情報は百パーセント否定する事が出来る、又獨空軍の急降下爆撃隊が地中海で百五十機のうち九十機撃墜されたとの報道も全く出鱈目で少くも四十倍の懸値がある、英海軍の北伊ゼノア港攻撃もノルウェー戰當時のナルヴィク攻撃の宣傳に比較して考へればその實體が判明し、ヒットラー總統、ムッソリーニ首相、スネル外相ベタン主席がヴァイシーで會見するだらうと云ふUPマドリッド電は完全な創作である」

☆對 外 關 係
對 日獨親交將來三百年間
變らざ
——ヒ總統強調——
ベルリン【二七】大島新大使と代つて近く歸國することとなつた來栖大使は歸任の挨拶を兼ね三日午後一時ヒットラー總統を訪問、通譯抜きで膝を交へて約三十分互り日獨國交關係の根本的問題に關して懇談を遂げた、席上ヒットラー總統は日獨の友好關係は兩國の占める地位並に政治的使命から見て個々の片々たる政治的現象とはかゝはりなく將來三百年は絕對に變り得ないと強調したといはれる

日本東亞の安定勢力たらん
ベルリン【二七】七日付のドイツ

・アルゲマイネ・ツァイツング紙は「歐洲—米國—極東」と題する社説を掲げ開戦以來米國が取り來つた外交政策を難詰すると共に、極東問題に關し過般の松岡外相の議會に於ける演説並に泰佛印間停戰協定に言及左の如く論じてゐる

「松岡外相の過般の演説は日本の極東政策並に日本と世界各國との關係につき論じ盡して疑問の余地を残さぬものであつた、日本の外交政策は三國同盟にその基礎を置いてをり將來も之に基つて行はれるであらう又七日から泰佛印間の停戰協定が東京に於て開催されてゐるが、この東南アジアの紛争調停によつて日本は愈々極東の安定勢力となりこの方面に於ける指導力を増進する結果とならう、日本の現在の情勢下に於ける最大の利害はソ聯との國交調整並に支那の安定である」

獨は日本の新秩序建設支援
ベルリン【二七】七日の外務省國際記者團會見に於て日本の東亞に於ける指導的地位に關し同省スポークスマンは次の如く言明した「日本が極東に於て平和と秩序回復のため拂ひつある努力に對してはドイツは滿幅の支持を與へるものである、何となれば極東に於て平和と秩序の擁護者を以て任じ得るものは日本を措いて他にないからである」
對 滿洲國皇帝にヒ總統御祝電
ベルリン【二七】六日の滿洲國皇帝陛下の御生誕日に際しヒットラー總統は同皇帝陛下に對し御祝電を發送した

イタリヤ

東阿伊佳民引揚説はデマ

ローマ【二七】 ロンドン放送によればイタリヤ政府は伊領東フリカから非戦闘員を佛領ソマリランドのデブチ港から輸送する便宜を得るやうベタン政府と交渉する爲、數日前アオルビー伯をヴァイシーへ派遣したと放送してゐるが、イタリヤ政府當局は七日かゝる報道は例の英國側の宣傳に過ぎず全く捏造ニュースであると全面的に否定した

アウリツチ氏日本文化史を講演

ローマ【二七】 アウリツチ前駐日伊大使は七日中央極東協會に於て「日本文化史」と題する一場の講演を行ひ多大の感銘を興へた、右講演は今後も毎週續けて行はれる豫定で、アウリツチ氏は記者に對し「余は嘗て日本の友人諸氏に日本の文化をイタリヤにもつとよく知らせやうと約束したが、今回この約束を果すことが出来て甚だ満足である」と述べた

極軸の軍事力搖がず

ローマ【二七】 九日のチャーチル英首相のラヂオ演説に對しジョルナーレ・デイタリヤ紙は「辨舌に對しては事實を以て答へん」と題するガイダ主筆の論説を掲げ、英軍優勢に對する英國側の主張を論駁すると共にチャーチル首相の演説は米國の參戰誘致を直接の目標とするものであると左の如く論じてゐる

「チャーチル首相は對獨戰爭には大部隊の援助が必要としない」と述べてゐるが之は米國を戰爭に誘致せんとして躍起となつて米國に向つて宣傳

してゐるのである、我々もチャーチル首相と共に勝敗の鍵は海上戦、空中戦就中ドイツの英本土上陸作戰の成否如何に懸つてゐることを認めよ、アフリカに於ける英軍の一時的成功は戰爭最終の歸趨を決定するものではない、何故ならばイタリヤ軍の抵抗も兵力も未だ減少してゐないからである、チャーチル首相は英艦隊のゼノア攻撃が大に効果があつたと述べてゐるが、事實は非武裝都市に對する砲撃であり我々は之に對しては近く然るべき方法により復讐するであらう、今や英國は甚大なる損害に加ふるに聊かも搖ぎを見せぬ極軸側の軍事力の前に新なる危険に脅かされる有様でその戦略は明かに失敗に歸したと言へやう

☆對 外 關 係

獨伊經濟會議期延長

ニューヨーク【二七】 去る一月廿日よりローマに於てクロヂウス獨伊經濟代表、ヂಾನニイ通商局長以下七十名の兩國代表參加の下に開會中の獨伊經濟會議は六日を以て閉會の豫定であつたが、審議未了事項多數のため更に會期を廿一日まで延長する事となつたと報ぜられる、右會議の内容については獨伊兩國當局とも嚴秘にしてゐるが、UPローマ電が消息筋の情報として傳へる所によれば左の如きものと言はれる

(一)會議の主要目的は歐洲新秩序の經濟的基礎の検討及び獨伊が現在直面してゐる戰時經濟に附隨する諸問題解決のための諸協定の作成の二つである (二) 後者に關しては目下ドイツが占據してゐる諸國を可能な限り極軸國戰時經濟の體制内に編

入する様協定を作成する (三) 新經濟協定には戰後イタリヤとその植民地間の交通が平常状態に復歸した場のイタリヤ植民地産物の處理方法をも包含するものと解される (四) これまでの審議は工業部門が中心議題であつたが、今後は極軸國經濟の農業部門の審議に進み歐洲新秩序の經濟的根源といふ點から検討されるものと見られる (五) 審議中の新協定は獨伊兩國經濟の統合調整を計る事を主眼とし就中獨伊兩國清算の重覆を避ける事に留意する

駐伊滿公使信任狀據呈

ローマ【二七】 新任駐伊滿洲國公使羅振邦氏は二日午前十時キリナシ官に伺候、エマヌエール三世に信任狀を捧呈した

ス ペ イ ン

フランコ統領佛伊國境へ

ベルリン【二七】 獨伊兩軍の春季大攻勢が喧傳されてゐる折柄、スペインの動向は各方面の注目を集めつゝあるが、スイス外交界筋の情報に依れば、フランコ統領はムソリーニ首相及びチアノ外相と會見する爲スネル外相を隨伴して十日朝マドリッド出發、佛伊國境のヴェンチミリアに赴いたといはれる

バルカン諸國

英對羅國交を通過

英公使外交關係斷絶を通過
ブカレスト【二七】 ホア駐羅英公使は十日正午アントネスコ首相を訪問、獨軸國政府は二月十五日を期して對羅

外交關係を斷絶する旨を通過した、なほ英公使以下公使館員五十名をイスタンブールに運ぶための特別仕立の汽船は既にコンスタンツァに待機中である

▲ロンドン【二七】 英國政府は十日夜ルーミアニア政府が獨の作戰基地に使用することを默認したとの理由で二月十五日を期して英羅外交關係を斷絶するに決した旨發表した

▲英國國交斷絶理由 ロンドン【二七】 英國の對羅外交關係斷絶聲明に伴ふホア駐羅公使の引揚げに就き英官邊は十日その理由を次の様に説明した

「數ヶ月前獨軍の小部隊がルーミアニアに進駐を開始したが、當時アントネスコ首相は英公使に對してこれ等の部隊はルーミアニア軍を訓練するたために來たものであると説明してゐた併しルーミアニア軍の教育訓練等は全行はれず獨軍はルーミアニア國內に各種の空軍施設を建設し各戰略地點に軍需品、石油、燃料等を集積するに至りかくてルーミアニアの領土は獨軍將來の作戰上必要な基地として使用される事となつた、而もルーミアニア政府はこれに對して一言の異議も挟まないものである、かゝる状態に於ては駐羅英公使館は存続不可能となつた、故に英政府はホア公使及び領事、公使館員に對してその引揚命令を發したのである」

英空軍艦の油田爆撃か

ベオグラード【二七】 バルカンの情勢急展開が取沙汰されてゐる折柄、獨軸外交關係斷絶は當地に於て非常な反響を喚起してゐるが、外交筋では之を以つて英空軍が近く現在ドイツの手に歸してゐるルーミアニア油田及び交通機關を爆撃する前兆ではないかと觀てゐる、一方ユーゴ軍關係方面では獨軍のブルガリア進駐を時期の問題として同國境方面に對する獨軍の動きを注目してゐる、而して若しルーミアニア、ブルガリアに戦火が波及するとなればユーゴスラヴィアの地位は極めて困難になるのではないかと懸念されてゐるが、ユーゴ政府當局は最善をつくして中立維持に努力する方針であると繰り返して表明してゐる

全バルカンから英人引揚げか

ニューヨーク【二七】 英國政府の對ルーミアニア國交斷絶通告を契機にバルカン情勢は新たな緊張を見せてゐるが、イスタンブール情報によればルーミアニア以外のバルカン諸國駐在の全英公使館も既に重要書類をトルコ領内に撤出し、公使館員等は本國政府の命令一下直ちに引揚げられる様準備を完了してゐるといはれる、又イスタンブールにはバルカン各地から續々引揚げ英國人が到着してゐる模様である

獨バルカン作戰開始否定

ベルリン【二七】 十日夜行はれた英國對羅外交關係斷絶公表に對し、獨軍當局は獨軍の作戰の目標は飽く迄英本土であつてバルカンに戰線を擴大して二正面同時作戰の愚を敢へてするやうなことはいないと次の如く述べた

「軍國が對羅外交關係を破棄したからと云つて獨軍が對英バルカン二正面同時作戰を開始するだらうと考へることは當を得てゐない、獨軍の目標は飽く迄英國そのものであり、北海及び大西洋に於て獨空軍の活躍は英商船に潰滅的な打撃を興へつゝあ

る事實を想起された

前駐英羅公使の國籍剝奪

ローマ【二四】 ルーマニア政府は四日特別勅令により...

洪 マルドシ新外相就任

ブタペスト【二四】 ハンガリー政府は四日過般急進して...

國 獨軍の勃國進駐愈々切迫か

イスタンブール【二四】 當地ブルガリア筋情報に依れば...

大久保公使信任状呈呈

ブタペスト【二七】 大久保新駐洪公使は七日午前...

勃 バグリアノフ農相辭職

ソフィア【二四】 ブルガリア農相バグリアノフ氏は四日突如辭職し...

駐獨公使歸國

ニューヨーク【二五】 四日親獨派バグリアノフ農相の辭職を繞つて...

の如く傳へてゐる

(一)ブルガリア内閣は結局ドツイの要求を容れ...

獨軍の勃國進駐愈々切迫か

イスタンブール【二四】 當地ブルガリア筋情報に依れば...

置を執つてゐると云はれる

(一)勃軍當局は數日前ソフィア・ルスタニツク...

一方ルーマニアよりの情報に依れば現在同國駐屯中の...

兩國間には過般來現狀維持に關する共同聲明發表...

一方トルコの態度は獨軍進駐近しの報を入れて後も...

英、對勃警告說

ニューヨーク【二六】 イスタンブールよりの報道によれば...

ソ聯特使勃の意向打診

ニューヨーク【二七】 最近又もヤバカソ聯特使勃の意向打診...

當局英の獨軍進駐準備說否定

ニューヨーク【二九】 チャーチル英首相は九日の放送演說で...

ソ聯特使勃の意向打診

ルカソ情勢の緊迫が傳へられる折柄九日のソフィア電...

ソ聯を援助せす

ニューヨーク【三〇】 APソフィア電が信すべき各消息筋...

ソ聯を援助せす

GPU人民委員部に昇格

モスクワ【二四】 ソ聯最高會議幹部會は四日從來の内務人民委員部...

ソ聯を援助せす

非常時ソ聯の治安維持と防禦の責任を一手に背負ふ事となつた...

ソ聯を援助せす

ソ聯を援助せす

ソ聯を援助せす

ソ聯を援助せす

ソ聯を援助せす

ワ國人民委員にレーニン章

モスクワ【二四】ソ聯最高會議は四日ワラシロフ國防人民委員の第六十回誕生日を記念してそのソ聯、赤軍建設に對する功績に酬むるためレーニン章を授與し、赤軍大學にワラシロフの名稱を與へるに決した、尙人民委員會議でも士官學校其他軍關係學校の優等學生に對してワラシロフ賞を設けて之を表彰することとなつた

最高會議召集發表

モスクワ【二四】ソ聯最高會議幹部會は四日第八回聯邦最高會議を來る二十五日より召集する旨發表した、今回の會議は十五日よりの全聯邦共產黨大會に引續き開催されるもの、國際情勢の緊迫化に鑑み、ソ聯今後の對外動向が主として議せられるものと豫想され各方面の注視を集めてゐる

☆對 外 關 係

ソ土密約説は無根

モスクワ【二四】最近英國筋からソ土密約説が傳へられてゐるがタス通信社は四日右報道を次の如く否定した

「外國新聞特に英國新聞の間に最近ソ土密約説が傳へられ、ソ聯はトルコに對し將來バルカンに於て起り得べきドイツの行動に對抗せしめるため軍需品を供給することとなり、トルコ使節團は武器購入のためモスクワに赴いたとの報道が流布されてゐるが、右は全部捏造である上述の如き性質の秘密協定はソ聯とトルコとの間に締結されたこともなければ考慮されたこともないし、モスクワにはトルコの武器購入使節などは全然なからぬ」

(前號の「國家保安人民委員を新設」の項は取消し)

アメリカ

友英派、軍隊と衝突

ニューヨーク【二三】南阿情報によれば一日夜から二日にかけて南阿聯邦トランスヴァール地方ヨハネスブルグ市に於て反英系市民の一團と軍隊との衝突が勃發し、事件はオーストラランドワイクといふ過激共和反英團體の大會が散會した際これを敵視してゐる兵士の一團との間に起つたもので、一日も市内目抜き場所を衝突が繰返され病院に送られた負傷者百四十名その大部分は兵士であつたといはれる、騒擾に際し右反英團體の機關紙たるトランスヴァール新聞社と前首相で反政府派の指導者たるヘルツォーグ將軍の機關紙フアイデルランド新聞社とは共に反對側暴徒の襲撃を受けて破壊された、警官は總動員して鎮壓に努め二日夕刻一先づ平穩に歸した

アメリカ

ハル長官大統領と重要協議

ワシントン【二四】ハル國務長官は四日午前ホワイトハウスにルーズヴェルト大統領を訪問内外政策につき重要協議を行つたハル長官は同日の新聞記者會見で右事實を肯定したが「但しその際武器貸與案については何等語合はなかつた」と言明した尙ジョーンズ駐支大使の歸國に關し記者團から「何か中央と打合のため歸國するか」と質問があつたのに對し長官は「大使の計畫については

余は何にも知らぬ」と答辯を回避した

貨物船二百隻建造案兩院通過

ワシントン【二五】米下院は五日七千五百噸級貨物船二百隻建造費三億一千三百萬弗支出並に右計畫實施のため海軍委員會に六千五百萬弗の追加契約權限を賦與せんとする上院修正案を可決した、斯くて同案は上下兩院を通過大統領の署名を待ち實施されることになつた

米上院貨物船建造費可決

ワシントン【二五】米上院は三日七千五百萬噸級貨物船二百隻建造費三億一千三百萬弗支出に關する緊急豫算案を可決、同時に右建造計畫實施のため海軍委員會に對し更に六千五百萬弗の契約權限を賦與することとし下院は同日公債發行額を六百五十億弗まで増加する案を承認本會議に上程することとなつた

駐支、駐英大使更迭要請

ワシントン【二六】ルーズヴェルト大統領は六日上院に對しワイナント新駐英大使の任命をはじめ重要外交陣の刷新に關し左の人事異動の承認を求めた、これで駐支大使の更迭も始めて公式化した譯である

駐支大使

ネルソン・ジョンソン

駐英大使

クラレンス・ゴース

任駐支大使

ポーランド大使 アンソニー・ビドル

任駐英大使

ベルギー大使 ノルウェー公使、オランダ公使

ロンドン駐劄を命ず

ウルグワイ公使館を大使館に昇格

バナマ大使 ウイリアム・ド・イソン

任ウルグワイ大使

ウルグワイ公使 エドウィン・ウイリソン

任バナマ大使

エザブト公使

任ポルトガル公使

前ドイツ大使館參事官 アレキサンダー・カーク

任エザブト公使

任ハンガリー公使

任ルクサンブルルク公使

任カナダ公使の職を繼續

カナダ駐劄を命ず

ハル長官談

ワシントン【二六】ハル國務長官は十日新聞記者團との會見に於てチャイル英首相のラヂオ演説、米墨交渉、米ソ關係等目下の諸懸案につき左の如き見解を表明した

(一)自分はチャーイル首相の演説を非常な興味を以て傾聴したが、特に同首相が語つた「ルーズヴェルト大統領が道具を與へてさへくれれば仕事は我々が片附ける」との言葉に對しては、自分を始めて政府當局者は資するに過ぎぬと云ふ言辭に對しては、自分の安全並びに對英援助に資するため全力を擧げて武器増産を急がねばならぬ(一)ワイナント新駐英大使の補佐として何人をロンドンに派遣するかは決定してゐない(一)ナヘラ駐米メキシコ大使との會談に

よつて今週中には米墨協定が成立するか否かは未だ言明の限りではない(一)濱細公路が日本空軍の爆撃によつて事實上物資輸送不能に陥つてゐるとの報道については何等新しい公報を接受してゐない(一)ソ聯との交渉を繼續するか否かと云ふことについては勿論普通の外交案件には隨時折衝があらゆる特別の問題についての交渉は目下の所豫想されない

☆ 對英武器貸與案

上院外交委員會會談議

ノックス海軍長官再度證言

ワシントン【二七】ノックス海軍長官は前日に引續き一日も上院外交委員會に臨み樞軸國が全歐洲制覇に成功しても直ちに米國が攻撃される危険はないと次の如く證言した

「樞軸國が全歐洲制覇に成功した場合はその造艦力は米國に比して七倍となるので、その時米國が自國防衛のために充分武装し、又英國に援助を與へ得るや否や深刻なる惱みの種となつてゐる、然しながら米國沿岸に對して直ちに直接攻撃が行はれる危険性は殆どなく、樞軸は先づ米國攻撃のための基地を作るであらう」

同長官は右證言後引續き各委員との間に次の一問一答を行つた

(問)樞軸國がカナダを経て米國を攻撃する危険があるか(答)その危険は常に存在する、ニューヨークアウンドラッドに基地が作られればデトロイトはその爆撃圏内に入る、米國の第一防禦線は英艦隊であり、英國そのものであるから、米國としては自國の國防完成に全力を集中するよりも英

國の國防完成に全力を集中するよりも英

國に武器を輸送する方が便利である(問)現在の國防計畫に於ける海軍軍備が完成するのは何年後か(答)五、六年はかかるであらう、尙ほ英國が現在航空機の供給方を一番切望してゐる事は事實だが米國産航空機の對英供給割合や、これまでの對英供給量並にその生産に要した日數等は非友好國が知りたくてうづ／＼してゐる、情報で我々からこゝで云ふ譯には行かない、我々はかかる問題に就て語り過ぎたほどだと思つてゐる

(問)米國の援助に對する英國側の代償如何(答)これは現在あまり考慮に入られてゐない(問)日本は樞軸との連關に於て如何なる役割を勤めるか(答)この問題は秘密會でなければお話出来ないが樞軸側の歐洲に於ける勝利が自動的に日本の支那に於ける勝利に資するものであることは間違ひない(問)ソ聯は樞軸参加を考慮したことがあるか(答)おそろくそんなことはあつたかも知れない、但しソ聯が三國同盟に調印したといふやうな話は一度も聞いてゐない(問)獨逸海軍は艦艇の不足を來してゐないか(答)それは事實であらう、但し我々は海軍の行動半徑は充分なる、油糧の補給によつて伸張されるといふ事實を銘記せねばならない(問)英國艦船の修理及び機装に米國諸港造船所を開放することは米國參戰の可能性を増すと思ふが如何(答)そういふ懼れは殆んどない、米國の造船所は戰國地域から數千哩も離れてゐるから損傷を受けた歐洲の艦船が修理の爲め大西洋を越えて來ることにはあるまい、英國の艦艇は米國とは異なる材料、異なる設計規模によつて建造されてゐるから我々がこゝで出來ること

は英國艦船が再び大西洋を渡れるやう間に合はせの小修理を行ふことやせいぜいである、然しながら若し米國の造船所の設備が改善されれば英國艦隊の修理、機装も行ひ得ると思ふ

「世界財政革命」不可避
ワシントン【三】米議會に於ける武器貸與案に對する贊否兩論は今日までに殆んどあらゆる觀點が出盡したかに見えたが、三日上院外交委員會に於ける前ウイソコンシジョン州知事ラ・フォレット氏は今や世界が新「財政革命」に直面してゐるとの大局的な見透しから反對論を行つた、その要旨次の通り

「人々はヒステリカルに『侵略の脅威』のみを懼れてゐるやうであるがそれより他にも米國の警戒する大危険が存在してゐることを知らねばならない、若し米國がこの危険に捲込まれたが最後我々は最早引込みのつかぬこととなり、結局米國獨りが全世界を相手に戰爭をすることとなるだらう、しかし一方英國は米國の援助なくしてはドイツの電撃に耐へて勝利を収めることは出來ないとすればあり得る最善の條件と和を講ずるべき英國の爲である、世界は今や恐るべき大變革に直面してゐる即ち我々は嘗ての産業革命に非らざる『財政革命』に突入しつゝある、この領域に於ける根本的變革が絶対不可避であり我々は之に準じて置かねばならない」

案審議席上同案は結局米國を戰爭に捲込むものであると次の如く證言した

「武器貸與案は米國をして戰爭行動をなさしめるものであり、米國を公的に歐洲並にアジアに於ける紛争に捲込み我々が大切にしてゐるものによつて余は議會に對しその代案として政府は對英軍需品生産スピードアツプのためクレヂット供與の權限を賦與するのを提案する、このクレヂットは即時供與さるべく之に對し英國は財米財產その他支拂を保障し得るものを擔保として提供すべきである、武器貸與案の中には和平を購ひ乃至は米國を戰亂の局外に立たしめることを保障するものは何にもない、議會は此の際最後の切札として米國を歐洲、アジアの戰爭に追込込み全世界を戰火の中に加ひむ用意があるかどうか、それとも秩序と思想的健全の堡壘を守るため最後の一線を固守する決意をもつてゐるかどうか決定すべきであらう、更に今一つ決定すべき問題は(一)議會は米財務省を以て英國の欲するまゝに現在存する經濟資源及び經濟手段を以て無制限にこれを保障せんとするものかどうか(二)議會はフランスその他獨軍占領地が完全に回復されるまで金錢、船舶、軍需資材等を供給することを欲するかどうかの問題である更に余は議會は重慶政權が南京政府を征服するまで或は中國共產黨が削減されるまで若しくはソ聯が昔の國境内に押返されるまで米國の富を支那に注ぎ込む用意があるかどうかを質問したい、最後に余は英國が米國の爲めに戰爭してるとか英國の抗戰

が米國國防のため絶対必要だといふ様な見解には同意出來ないといふことを附言しておく」
ワシントン【三】四日の米上院外交委員會に於ける武器貸與案審議に際し軍事評論家エリオット少佐は適當な制限を附して同案を實施せよと次の如く證言した

「歐洲の軍事的平衡が破壊された結果種々の新條件が加はり米國の危険は甚しく加重した、殊にドイツが大西洋に出口を得たことは世界の軍事作戦配置を一變せしめた、他方日本は支那事變の續いてゐる限り又米國が原料を獲得してゐる地域に對し進出を企圖しない限り米國にとつては脅威たり得ない、従つて武器貸與案は適當な制限を附して之を實施するが至當と考へる、ドイツ打倒は單なる武力だけでは困難で余は經濟封鎖による方がより容易だと思ふ、各種の状況から判斷して日本と戰爭する場合は西太平洋に於て作戰する方が得策であらう、然し同方面の平和は米國が確固たる外交政策をとる限り保持されるものと確信する」

武器貸與案反對證言續く
ワシントン【三】上院外交委員會に於ける武器貸與案證言は五日も引續き行はれローチユスター大學總長ヴァレタイン、商業會議所代表ケンパリーの兩氏が夫々次の如く反對證言を行つた

△ヴァレタイン總長 議會は一方に於て工業生産のスピード・アップを行ひ對英財政援助を行ひつつ同時に國防計畫を統制して行ひつねればならない、然るに武器貸與案なるものは米國の全産業生活統制權を最小の工場に至るまで引きくるめて只一人の手に委ねようとするものである、若し我々が米國の國防を第一に考へるならば我々は軍事的であると、經濟的であると思想的であるとに拘らず苟も攻撃を受けた場合充分國土を防衛し得る能力を持つてゐなければならぬ、然し我々は軍事的、經濟的乃至精神的な力を無暗に浪費し得る程強力でもないし將來ともそれ程強力にならうとは思はない
△ケンパー氏 武器貸與案は米國の國防に何等資するものではない、然し議會が次の様な特別の制限を課すならば、聯合國側に對するクレヂットの設定も現金貸附も喜んで行ふ用意がある
(一)米國は如何なる戰鬪行爲をも行はない(二)議會の公式承認を経ずしては米國船舶を交戰區域に出入せしめない(三)議會の承認を経ずして陸軍及び海軍兵力を交戰區域に送らな

い
なほ上院外交委員會はヴァンテンバーグ議員の要請に依り「對英援助の代償として米海軍が英艦隊を使用する事につき明確な言質を得てゐるかどうか」を國務省に質問するに決した、又レイバーク下院議長は下院外交委員會の民主黨議員と協議した後新聞記者に對して次の様に洩らした

なほ下院は既に三日間に亘る武器貸與法案に關する一般討論を終りこれが修正案に對する投票を開始したが最終投票は七日又は八日に行はれる豫定である

上院外交委員地理を知らず

ワシントン【二六】ルーズヴェルト大統領、ハル國務長官等の米政府首腦者が武器貸與案を成立させるため「若し英國が敗退すればドイツは米國へ攻めて来る」など、民心を煽つて居るが、六日の上院外交委員公聽會の證言に起つたシカゴ・トリビュン紙の軍事記者マツコーミック中佐は「諸君は學校で何を習つたか」とばかり地理の講義を一新きり「地圖を開いて見ればお解りになるが、第一にドイツ陸軍が大西洋を南へ下つて佛領西アフリカのダカールへ上陸するには四千三百哩を航海しなければならぬし、そこからブラジルへは一千六百二十哩、英領ギアナへは更に二千哩の海を渡らなければならぬ、又戰略を變へてノルウェーから攻めて来るとすればアイスランドへは八百五十哩、同島から米新海軍基地ニューファンドランドへは一千六百五十哩、それからカナダへは更に八百哩もある」と述べ、米國が外敵の攻撃を受けるなどは全く白晝夢だと喝破した

英の勝利學東なし(リンドバーク)

ワシントン【二六】リンドバーク大佐は過般の下院外交委員會に於て「英米共同してドイツに當るも勝利は覺束なし」と證言し武器貸與案に眞向から反對を唱へたが、六日午後上院外交委員會公聽會に於ても再度反對を表明、大要次の如く證言した(一)米國の空軍は敵かはいはしい状態に

あり、陸軍は貧弱な裝備しか有せず海軍に至急新裝備を施す必要があるのは周知の事實である(二)余は英國の勝利に米國の安全をかけることには反對は何故ならざらばか、勝利は甚だ疑はしいからである(三)武器貸與案は米國を戰爭に於ては敗北を喫せしめると同時に、かて、加へて吾人が一掃せんと欲してゐるドイツの状態と同程度か或はもつと悪い状態に米國を導く政策を承認するものである(四)米國の英國その他諸國への援助は戰爭の歸趨そのものに重大影響を及ぼすことなしに徒らに戰爭を獎勵且つ長期化せしめ、歐洲に於ける流血の慘事を増大せしめるに他ならない(五)此の際米國の採るべき政策は英國が敗戦の場合押しつけられるであらう條件よりもよい條件で平和を招來せしめるよう和平交渉を獎勵せしめるにある、たゞしこれは米國自身が和平交渉の衝に當ることを意味しない(六)米國が現在採つてゐる政策は米國にとつて理想的な防禦的地位を放棄し、歐洲に於て危険極まる攻撃的地位に立たんとするものに他ならない

貸與案は米空軍を弱体化(ウネリ)

ワシントン【二七】七日午前の上院外交委員會に於て往年の名飛行家であるワシントン・ハワード系新聞の航空寄稿家であるアルフォード・ウイリアムス少佐は武器貸與案に反對の如く證言した

「政府は英國援助の爲めに陸海軍から防衛第一線たるべき空軍を剝奪してゐる、武器貸與案は米空軍力發展のための凡ゆる機會を否定するものである、米國は現在空軍力に於て然るべき

き缺陷を示し實際を云へば米國の空軍力は殆ど神話に近い、米國の陸海軍力が極東に於て支配的勢力を持つてゐるなど、いふ夢を見てゐるものは米國內でも帝國主義者だけである我々は斯かる野蠻な夢を拂拭して極東より軍隊を撤退せしめ戰爭を必至ならしめる如き海軍首腦者の言動を封じ、以て極東地域に對し米國の支配外にある軍事的勢力の存在を容認すべきである」

十億弗の對英贈與を提唱

ワシントン【二八】一九三六年の選挙に共和黨大統領候補として出馬して惨敗を喫したアルフレッド・ランドン氏は八日の上院外交委員會公聽會に出席、武器貸與案は論據薄弱にして呪ふべき法案であると弾劾し、同法案通過に對する政府側の策謀を暴露した後十億弗の對英贈與を提唱次の如く證言した

「斯かる法案が成立すれば議會はその權能を喪失し、米國の凡ゆる資源と人力を大統領の一手に掌握せしめルーズヴェルト大統領をして世界の警察官たらしむる無限の力を與へることにならう、余は大統領が反對派の急先鋒ホイラー議員の影響力を去勢するため、組織的に畫策してゐることを、糾弾する、政府が發する「戰爭ヒスタリー」の宣傳が濫に依つて今や米國では武器貸與案に對する論争と討議の自由が阻止されてゐる、余は武器貸與案の代案として十億弗の對英贈與を提唱するものである、併し乍ら米國は何よりも第一に議會に於ける審議と工業生産の迅速化を必要として居る、昨年十一月の總選挙結果はルーズヴェルト

大統領に對して對英無制限援助を白紙委任したことを意味するものでも無ければ、大統領に對する無限の權力賦與を意味するものでも無い、若し英國の勝利が米國の安全の爲に缺くべからざるものであるならば武器貸與案などに免や角日を暮らす馬鹿氣たことは止めるべきだ、米國民の大多數は何かの方法で對英援助を欲して居る、何となれば、若し英國が勝利を得れば米國の將來には難關が少くなると認めてゐるからである

米國は英國に對しヤンキーが今援助に行くか行かないかを知らしてやる

ワシントン【二九】上院外交委員會は十日も武器貸與法案に關する公聽會を續行、反對派の證言を聴取したニューヨーク州經濟協會議議長マーティン・ハート氏は本案反對の理由として「本案の實施は必然的に米國の參戰を招來する結果となり一旦米國が戰爭に捲き込まれればソ聯の地位を強化するのみならず米國內に共產主義乃至ファッショ政府の樹立を見るに至るであらう」と述べた

「産業別組織會議」系の全國海員組合總裁ジョセフ・カーラン氏も「本案は米國を戰爭に導くものである、米國內に於ける労働の統制、權限は米國內に於ける労働の統制、労働組合の破壊を招致するに至るであらう」と斷言、米國の全労働者は戰爭に眞向から反對してをり斯るが故に戰爭に導く危険のある武器貸與法案には反對せざるを得ない」と證言した、而して外交委員會は明十一日遣英特使ワイルキー前大統領候補、米洲共同防衛委員會議長ラガーデイ

ア・ニューヨーク市長、ハーヴァード大學總長コナント氏等本案支持者の證言を聴取した上で公聽會を打ち切り、法案修正案の審議を開始するが今週末乃至來週早々に本會議に廻附の豫定である

下院武器貸與案審議開始

ワシントン【三〇】米下院本會議は愈々本三日より武器貸與法案の審議を開始した、劈頭反對派の急先鋒共和黨のフレイシ議員は若し同法案が無修正のまま通過すれば米國は六ヶ月を出でずして歐洲及アジアに於て戰爭に捲込まれるであらうと斷定、更に重要工業はすべて政府の手に歸し、市民の權利は抑壓され、米國にも又ナチズム乃至共產主義と類似の獨裁制が樹立されることにならうと法案の無修正通過に眞向から反對の火蓋を切つた、フレイシ議員が米國民は外部からの戰爭製造者よりも遙かに内部からの戰爭製造者を懼れねばならぬと述べるや共和黨議席からはヤンヤと喝采を送つた、これに引續き反對派は猛烈なる攻撃を企圖、政府派との間に華々しい論戰の展開が期待されてゐる、これに對しブルーム外交委員長は同法案は米國の國防強化の爲に時間的餘裕を與へんとするものであり、必ずしも兩

貸與案下院通過

下院武器貸與案審議開始

ア・ニューヨーク市長、ハーヴァード大學總長コナント氏等本案支持者の證言を聴取した上で公聽會を打ち切り、法案修正案の審議を開始する

法案の成立が戦争への導火線となるものではないと法案通過を要望した政府側では依然自法案通りで今週末までに審議を打ち切り多数を以てて法案の無修正通過確実と稱してゐる

上この項目を挿入して海軍艦船及び政府所有船舶の交戦区域出入を禁止せんとしたもので、民主黨側の反対で否決され、これに代り下院外交委員を通過した次ぎの修正案が可決された

委員會を通過した修正案であり、その内容も大統領の権限を實質的には殆んど制限してゐない性質のものである

報道してゐる「ノックス海軍長官は去る廿一日上院外交委員會の席上「米國大統領は米海軍を英商船舶の護衛のため使用する法的権限を有する」と證言した

とるに非れば軍艦は中立法第三條によつて商船と同様交戦地區に入るのを禁止されてゐるのである、然し一般には米海軍艦艇が英國及び第三國の商船を歐洲の大西洋岸諸港に近い戦闘區域の境界線迄護送し之を英國海軍に引渡す可能性が存してゐると見る向きがある」

一方上院外交委員會は武器貸與案に關する公聽會を續行、前ウイニコソン州知事ラ・フォレスト氏は二年

七日の修正案のうち最も問題となつたのはソ聯除外案であるが、この修正案に對しては民主黨側はかゝる修正が附される時はソ聯を益々「輻軸國」に近づけるものだと理由で反對

を奏して辛うじて可決されたが、これととも政府與黨が上下兩院に絶對多數を占めてゐる今日余程情勢の變化がない限り物もいふやうなことはあるまいと觀測される、尙今回下院

大統領の権限に如何なる制限も付してゐない」との見解を採つたのであるがその説に賛成するものは第三代ジェフアーンソン大統領が一八〇四年地中海に遠征艦隊を派遣し、又第

軍用機生産三萬七千臺目標
ニューヨーク【三】米航空商業會議所會頭ジョン・ジョエツト氏は一日當地に於ける米銀行家協會主催の晚餐會席上に於いて、米航空機生産水準は一九四二年度に於いて年産三萬七千臺に達し、英米兩國の需要を充分満足する旨言明、注目を惹いた言明要旨左の通り

は必至で米國は必ずこの全歐戰に捲き込まれるに至らうと斷言、且つこの戦争に何れが勝つても米國の保有する金は戦後の國際通商上には無價値なものとならうと警告した

可決された修正案以外新な修正は絶對拒否する方針を言明して居り法案に對する下院最後の表決は今夕中に對行はれる形勢である

兵艦は十三億弗に制限する(一)大統領領は一九四六年六月廿日以後に本法により賦與された権限を行使することを得ず(二)議會は本法案に關する大統領の署名を要せずして撤回し

大統領が議會の協賛を求めないで米海軍の艦隊を海外に派遣した前例を指摘して之を裏付けやうとして居る而して武器貸與法案公聽會に於ける政府側の證言中には大統領領に兵力の使用権限を認める憲法上の明確な根據が存するかも知れないとのみ述べ

「米國の航空機生産は一九四一年末には年産二萬一千臺乃至二萬四千臺の水準に達し、更に一九四二年六月には月産三千臺の水準に達する豫定である、而して現在の生産計畫は各種機五萬臺生産計畫が事實上不可能であるので、これに代り一ヶ年三萬七千臺の軍用機生産を目標として居り、このうち二萬一千臺を米國自身のために、一萬六千臺を英國のために夫々振當てることになつたが、右軍用機の引渡は一九四二年の半頃に完了する豫定である、更に業界ではこの外英米各一萬二千臺、即ち二萬四千臺の追加注文を受けることにならう」

共和黨修正案を一括否決
ワシントン【二】七日の下院は前日に引續き武器貸與法案に對する各種修正案の表決を行つたが愈々大該に近づいた氣配濃厚となり、又民主黨側の議場統制も効を奏し一氣呵成に共和黨議員の提出した左の諸修正案を否決した

下院武器貸與案を可決
ワシントン【三】下院は八日二六〇票對一六五票の壓倒的多數を以つて問題の武器貸與法案を可決した

を護送するため使用すること、又は中立法の規定に反して米國船舶を中立法を冒して戰闘區域に入らしめる權限を大統領に賦與したものと解するを得ず(一)大統領は軍需品を貸與するに先立陸海軍首腦と協議すると同時に本法案に基く武器貸與状況を三ヶ月毎に議會に報告することを要す

大統領の統帥權論争の的
ニューヨーク【二】米國艦隊の商船送問題をめぐる大統領の統帥權に關する憲法上の論争が米政界の論争の焦點となつてゐるが、四日のニューヨーク・タイムズ紙ワシントンの電は贊否兩派の見解につき左の如く

大統領艦艇促進豫算署名
ワシントン【三】ルーズヴェルト大統領は一日、曩に滿場一致兩院を

海軍所屬艦船を交戦國に讓渡するときは議會の承認を必要とする(一)民間所有船舶のみならず米國のあらゆる船舶の交戦區域出入を禁止する而して最後の案は中立法で規定されてゐるのは民間商船のみである關係

外に氣勢を擧げたことは事實だが、それは結局表面的なものに止まり表決の數で見ても政府の意に反して反對投票を行つた民主黨員は僅か廿五に過ぎず、寧ろ共和黨員の賛成議員が廿四に上つたことの方が注目されて

大統領の統帥權論争の的
ニューヨーク【二】米國艦隊の商船送問題をめぐる大統領の統帥權に關する憲法上の論争が米政界の論争の焦點となつてゐるが、四日のニューヨーク・タイムズ紙ワシントンの電は贊否兩派の見解につき左の如く

この議會の方針を規定したものであるとの見解を持してゐる、而してこの一派の解釋によれば中立法第二條は明かに商船を目標としたものであるが大統領の憲法上の権限は法令上の禁止を無視し得るものとの見解を

國防費
大統領艦艇促進豫算署名
ワシントン【三】ルーズヴェルト大統領は一日、曩に滿場一致兩院を

通過した補助艦艇四百隻新造並に造船施設、艦船用兵器製造設備擴張を含む總額九億九千九百九十九萬七千七百九十九圓九角二分の建艦促進緊急豫算案の署名を了し、茲に同法案は愈々實施されることとなつた

前年後半期國防費
ワシントン【三三】 テーラー下院豫算委員長は三日一九四〇年度後半期に於ける國防支出額並に聯邦支出總額を次の如く發表した

(一)一九四〇年度後半期の國防支出額は十七億三千二百萬弗で、これは一九三九年度同期の國防支出額六億八千九百九十九萬弗に比し十億四千三百萬弗の増加である(一)一九四〇年度後半期の聯邦支出總額は五十一億四千九百九十九萬弗で、一九三九年度同期の支出總額四十四億八千九百九十九萬弗に比し六億六千九百九十九萬弗の増加である

陸軍長官、ホイラー議員に報酬
ワシントン【三六】 ホイラー氏主

海軍異動
ワシントン【三六】 米海軍省は海軍再編成に伴ふ一部司令官の更迭につき六月左の如く發表した

陸軍長官、ホイラー議員に報酬
ワシントン【三六】 ホイラー氏主

任職艦隊機雷敷設部隊司令官
任職艦隊機雷敷設部隊司令官
任職第八管區司令官
任職兵器局長

陸軍長官、ホイラー議員に報酬
ワシントン【三六】 ホイラー氏主

今夏までに將兵百四十萬
ワシントン【三三】 米政府は目下陸軍擴充に必死となつてゐるが、三日の陸軍省發表によれば六月十五日ま

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

開始の諸國にも航空機を供給することになつてゐるが米國國防計畫は英國及びその他の國に飛行機を供給することによつて何等阻害されるものではない、米國の航空機生産能率は一九三九年度後半以來約一〇〇%方増大して居り諸外國から殺到する注文は工場設備を擴充してこれを賄ふ行機の高生産能により最近發達せる飛行機の高生産能はどしどし空軍に取

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

陸軍當局は今後四ヶ月乃至六ヶ月間に多量の最新式戰闘機を空軍部隊に引渡し得る見込である、他方英國

許可制品目追加は明かにこのソ聯の要求を拒否せんとするものと見られるから、米國は過般ソ聯牽制のデエヌチユアとして執つた對ソ道義的禁輸解除から逆戻りしたものである

署名を得た輸出許可制四品目追加に關する大統領令を公布した、同令内容次の通り

(一) 鑿井並びに精油機、鑿井機及びその部分品を含む石油並に天然ガス井装置及び部分品、石油精製装置並に部分品

「昨年十二月中に於ける鑿井機並びに精油機の輸出額は二百十三萬六千弗(十二萬圓)で十一月の百七十五萬八千弗に比し三十七萬八千弗の増加である、尙ほ工作機械類のソ聯向輸出額は十二月四十六萬弗で十一月に比し五割餘の減少を示してゐる

の新航路の開設は國防上の必要に應じ萬一の場合、米國東海岸から廿四時間以内にアラスカに軍隊を輸送する準備とも見られて居り、往航に十

デューヨーク【二】(三) サタデーイヴニング・ポスト紙上にクリヴイツキーの筆名で蘇聯政府の内幕やまた特に最近では日獨防共協定の内容に關する曝露記事を連載し國際的センセーションを惹起したサミュエル・ギンツパー

「自分の受取つた報告では拳銃自殺を遂げたといふのであるが自分は之を信じない、ゲー・ペー・ウの手にかつて殺された事は明か最近屢々ゲー・ペー・ウが彼の命を狙つてつけ廻してゐると生前語つてゐた

米は英の兵器廠對(ソ紙) モスクワ【二】 海軍人民委員部機關クラースノイ・フロート紙は一日の紙上に於て米國は對英援助を強化すると共に外交工作をも積極的に行

ひつゝあると、暗に過般の對ソ道義的禁輸解除を暗示して大要次の如く論じてゐる

「米國は事實上英國の兵器廠と化した、現在米國の軍需生産額の三十五パーセントは英國に送られてゐる、同時に米國の外交工作は最近頓に積極化して來た」

「この攻撃的經濟政策が現實に適用されるやうになるかどうかは目下の所未知數だが、此の種提案はドルとソ聯經濟戰爭相を始め各方面から出されて居り、その範圍は通商財政農業、工業、運輸の全域に亘り次の如き政策を執らんとするものである

對英戰時援助 米は英の兵器廠對(ソ紙) モスクワ【二】 海軍人民委員部機關クラースノイ・フロート紙は一日の紙上に於て米國は對英援助を強化すると共に外交工作をも積極的に行

に樞軸國及びソ聯に對し米國產諸物資の輸送對當停止を行ふ(一) 樞軸國及びその支配地域に對する通商封鎖につき英國と協力、ラテン・アメリカと米國との通商を統制するためトリニダットに封鎖監視所を設置する(二) 現在米國諸港にある外國船約百三十隻を押收して英國に賣渡す

「ルーズヴェルト大統領に重大な影響を與へ得る地位にある英米の新開界主腦が産業の社會化を組つてゐるが、武器貸與法案が成立すれば米國に於ける右目的達成に尠からず効果を齎すであらう、よつてワイナント新駐英大使は渡英に當り、この目的完遂のため有力な聯絡係を率ゐて行く

「ルーズヴェルト大統領に重大な影響を與へ得る地位にある英米の新開界主腦が産業の社會化を組つてゐるが、武器貸與法案が成立すれば米國に於ける右目的達成に尠からず効果を齎すであらう、よつてワイナント新駐英大使は渡英に當り、この目的完遂のため有力な聯絡係を率ゐて行く

ル大統領、軍首腦部重大協議 ワシントン【二】(三) ルーズヴェルト大統領は十日ホワイト・ハウスにハル國務長官スチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官、マインシャル參謀總長スターク作戦部長等の參集を求め重大協議を行つたが、對英援助に關する諸種の方策を検討したものと見

米國政府がワイナント氏を新任した裏面には明らかに右の理由があつたのである、然しこの事は武器貸與法案の審議に當つて反對論者を知つて強硬にする結果となつた、武器貸與法案の目的は畢竟英國が、その財政状態如何に拘らず米國から充分なる武器を獲得する手段を確立するにあるが、然らば何故軍需米國國防計畫の必要に基き事實上、大統領計民間工場を接收する權限を賦與せねばならぬかといふ點に反對論者は疑惑の念を抱いてゐる、反對論者は同法案を目して「第五のニュー・ディール」なりとし且つ同案はその性質上、大西洋を跨いで英米兩國の産業國有化を狙ふものであると信じてゐる、チャーチル英首相が戰爭目的を闡明する聲明書を發表すると約束しながら、米國政府の意を迎へてこれを無期延期したのはルーズヴェルト・ペーゲン合作を認めることとなる

「ルーズヴェルト大統領に重大な影響を與へ得る地位にある英米の新開界主腦が産業の社會化を組つてゐるが、武器貸與法案が成立すれば米國に於ける右目的達成に尠からず効果を齎すであらう、よつてワイナント新駐英大使は渡英に當り、この目的完遂のため有力な聯絡係を率ゐて行く

「ルーズヴェルト大統領に重大な影響を與へ得る地位にある英米の新開界主腦が産業の社會化を組つてゐるが、武器貸與法案が成立すれば米國に於ける右目的達成に尠からず効果を齎すであらう、よつてワイナント新駐英大使は渡英に當り、この目的完遂のため有力な聯絡係を率ゐて行く

ル大統領、軍首腦部重大協議 ワシントン【二】(三) ルーズヴェルト大統領は十日ホワイト・ハウスにハル國務長官スチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官、マインシャル參謀總長スターク作戦部長等の參集を求め重大協議を行つたが、對英援助に關する諸種の方策を検討したものと見

ウイルキー氏歸國

ニユーヨーク【二九】五日ロンドン
を出發したルーズヴェルト大統領特
使ウイルキー氏は途中よりトリニダ
ッド島に立寄り九日飛行機でニユー
ヨークに歸着した

☆太平洋問題

英米濠洲に共同防衛諒解成立説

ニユーヨーク【三二】最近太平洋共
同防衛問題が頻りに論議されてゐる
折柄、二日はニユーヨーク・タイム
ズ紙は一月十四日附ウエリントン
(ニユージーランド) 發郵信として
「權威ある筋の情報によれば米國、
濠洲及びニユージーランド間に日本
の南進策を目標とし南太平洋の防衛
に關する或る種の諒解が成立した模
様である、この諒解はケシー駐米
公使とハル國務長官の交渉の結果
到達されたもので、その内容は未だ
明かでないが米國はシंगाポールの
使用及び濠洲南部並に東部ニユージ
ーランド北部の港灣に燃料供給施設
更に各地に航空基地を獲得する權利
を得た模様である、尙米國は萬一の
場合三國が採るべき措置は三國の協
議に依つて決定するとの留保を要求
した」

と報じ注目を惹いてゐる、尤もタイ
ムズ紙はウエリントン電と列べて左
の如き一日附ワシントン電を發表し
この報道に對して警戒的態度を示し
てゐる

「米政府、濠洲公使館共に具體的音
明を避けこれを確認しなかつた」
▲ワシントン【二七】ハリファツク

ス英大使は着任以來國務省首脳部と
會談を續けてゐるが、確開するに右
會談は近き將來に於ける米國とニユー

ジーランド間の公使交換に關する
もので、これは南太平洋に於ける英
米合作をより緊密化する決定的な動
きと見られる、一方ケシー濠洲公
使も之と並行してハル長官と交渉を
重ねて居るが、之等の事態に關聯し
て最近ニユージーランドのウエリン
トンからの報道は米國、濠洲、ニユー
ジーランド三國間に南太平洋に於
ける將來の不測の事態に對處する
「諒解」が到達したと傳へてゐる、
而して右三國間の交渉の主要點をな
すものは(一)シंगाポール軍港(二)
濠洲、ニユージーランド諸港の給油
施設(三)之等の英自治領に於ける飛
行場の米國による使用問題である
言はれてゐるが、國務省當局は之等
の報道に關しては一切沈黙を守つて
ゐる

南太平洋防衛に米偵察爆撃機

ニユーヨーク【三三】濠洲を含む南
太平洋の英屬領防衛工作はケシー
駐米公使とハル國務長官の協議に
より着々進行しつゝありと見られて
ゐるが、四日當地に達したヌーメア
(佛領ニユーカレドニア) 及びホノ
ルより報道に依れば米國製偵察
爆撃機が濠洲ニユージーランド並に
シंगाポールに對して送られてゐる
事が判明、南太平洋に於ける英米軍
事協力が愈々實現したものと見て注
目されてゐる、即ち

△ヌーメア發U・P電に依れば同地
の佛當局はコンソリデーテッドP・
B・Y型長距離偵察爆撃機がサンデ
イエゴよりホノルを経て濠洲に輸
送される途中四日同地に到着したと
報道してゐるが、同偵察爆撃機は南
太平洋に於ける獨艦艇追撃に用ひら
れるのではないかと云はれる

△ホノル、三日發ニユーヨーク・タ
イムズ紙電によれば英國がコンソリ
デーテッド會社に發注した長距離偵
察爆撃機の先着分は濠洲輸送の途中
三日同地に到着した、なほ濠洲がコ
ンソリデーテッド社に注文したP・
B・Y型偵察爆撃機計十八機は一機
當り廿萬弗であるが、更に英國はシ
ंगाポール基地用として同機十八機
を一ヶ月以内に輸送する豫定であり
又ニユージーランドも同機六機を購
入する豫定と傳へられる、これ等の
偵察爆撃機は濠洲及びニユージラ
ンドの操縦士による南太平洋巡邏及
びクエーン・エリザベス、クエーン
メリー、イールド・フランス、アク
イテニア等を含む護送船團が印度洋
を経て南阿に向ふ折の哨戒に當るも
のと云はれる

「註」コンソリデーテッドP・B・Y

型偵察爆撃機は千馬力發動機二基附
全金屬葉水上機で翼長卅一米七二
全長十九米八三高さ五米六四、積載
重量一二、二九五五、最高時速三百
四、航續距離六千四百浬の長距離
偵察爆撃機である

新嘉坡こそ太平洋制覇の鍵

ワシントン【三四】米國防問題と
關聯し英國の太平洋諸屬領が漸く米
國朝野の關心の對象となりつつある
折柄、ワシントン・ポスト紙は四日
の社説に於てシंगाポールこそ太平
洋制覇の戰略的鍵をなすもので、米
國としては蘭印の將來と共に同軍港
の運命に無關心たり得ずと左の如く
論じてゐる

「日本は太平洋に於けるその支配圏
を擴大せんがためにドイツが英國を
壊滅せしめることを只管待ち詫びて
ゐる、シंगाポールこそ太平洋制覇
の戰略的鍵をなすものであつて、こ
の英國の保壘の運命が蘭印初め南太
平洋の諸屬領、惹いては比島の運命
をさへ決定するものである、この方
面に對する日本の進出に關し米國が
戰略的、經濟的理由に基いて蘭印の
運命に重大關心を有するとせばシ
ंगाポールの運命にも亦同様無關心た
り得ないのである、太平洋の戰略的
問題は必然的に米國と英帝國關係
との緊密な協議の對象となるので
ある、然し乍ら日本は恐らく英本土
に於ける決戦がその勝敗を決定する
まではこの方面に行動を起すことは
あるまい、従つて廣大な南太平洋の
今後の運命は一に英本土のそれに懸
つてゐるといふことが出来る」

太平洋艦隊演習開始

ホノル、【三五】ハワイ碇泊中の米
艦隊は五日太平洋上に於て演習實施
のため出動した

野村大使桑港上陸

サンフランシスコ【三六】
野村新駐米大使は六日午前
九時入港の鎌倉丸でサンフ
ランシスコ着米本土に上陸第一歩を
印した、この日午前七時三十分、大
使を乗せた鎌倉丸が米海軍派遣の驅
逐艦二隻に誘導され、灣口に差掛か
るやウインフィールド・スコットの
要塞より十九發の禮砲がうち出され
船が港内に碇泊するや、大使はどつ
と押寄せた日米新聞記者團に取り圍
つ「日本はシंगाポールのを溶びつ
つ「日本はシंगाポールのを溶びつ
つ「日本はシंगाポールのを溶びつ

不慣れた質問にも終始微笑をもつてむ
かへ「俺には充分希望があるのだ」
と決然たる態度を見せ、天晴れ提督
大使の貫祿を示し、米人記者團もそ
の堂々たる態度に感服してゐた、船
が埠頭に横付けされると共に大使は
次の如く米國市民に向つてステート
メントを發し「双方友情と理解を以
つて話せば解決しない問題は無い」
と力強い第一聲を放つた、大使はサ
ンフランシスコ陸海軍司令官代理の
歓迎の辭を受け直ちに宿舎フエアモ
ント・ホテルに入った

ハースト氏日本の態度賞揚

ニユーヨーク【三七】二月七日付ジ
ヤナル・アンド・アメリカン紙上
に於てハースト系新聞主宰者ハース
ト氏は松岡外相の議會演説を引用し
日本の和平的對米態度を賞揚次の如
く述べてゐる

「一般米國人は日本が佛印を今にも
武力占領するか如く云つてゐるが
事實は之に反し、佛印紛争調停
でも明らかな如く日本の態度は極め

て平和的である、このことは我々として充分考慮の價值がある、米國は日本のより和平的な態度と平行してアジア並びに歐洲に對し仲裁の勞を採るべきであらう

跛路に立つ米の對日態度

ワシントン【二七】三國同盟成立以來米國の對日感情は悪化の一途を辿つてゐるが野村駐米大使の着任と佛印泰國停戰會議の結果とは兩國關係に新なるエポックを劃するのではないかと見られる、即ち野村大使着任の上は現在緊張状態を續けてゐる日米關係緩和のため豫備的折衝が開始されるであらう、野村大使が具體的且つ積極的な提案を用意してゐるか否かについては當局でも深甚なる關心を拂つてゐるが、然し一般的に云つて日本の外交政策が三國同盟を基調としてゐる限り日米關係には突発的な好轉があらうとは豫期し得ない

と見る向が多い 然し米當局としては同大使との率直な意見交換により日本の東亞新秩序並に歐洲大戰に對する意圖を明らかにし、假令この會談によつて日米接近を齎し得なかつたとしても、野村とも太平洋に於ける破局の危機を緩和し得てあらうとなしてゐる、一方また大使着任に對するこの好望的觀測に反し悲觀的材料となつてゐるは現在東京で行はれてゐる泰佛印停戰協定の結果である、米當局は對この調停によつて日本の南アジアに對する支配を強化する如き協定の締結されることを恐れてをり、新聞報道が各種の臆測を傳へるので國務省最高筋ではこれに警戒すると共に萬一の準備を整へてゐると言はれる、而して若しこれが現實化した場合米政

府が執らんとしてゐる對日經濟壓迫措置としては次の二項が豫想される (一)獨伊資産同様に日本の在米資産も凍結せしめる (二)航空機用以外ガソリンその他に對しても輸出許可による制限を強化する

に合ふ様に乗船する歸朝客が増加するのは例年の現象だと云つてゐる、なほ當地鐘紡支店は本社からの命令で一時間閉鎖、全支店員五名は家族同伴、三月廿七日出帆の龍田丸で歸朝することに決定、又滿鐵事務所も滿洲國爲管理關係から一月一杯で閉鎖されたが事務の關係上一、二名の連絡員は依然として當地に駐在することになつてゐる

對 軍用機百臺引渡濟済み ワシントン【二七】ノックス海軍長官は五日新聞記者團に對し希支兩國に對する飛行機の供給問題並に最近に於ける飛行機の引渡數量につき次の如く言明した (一)米海軍はギリシヤに對してグ

隊を本國へ派遣すべく準備中である (一)訓練中の飛行士數は現在の三萬六千から一躍倍加する (二)現在艦艇百七十五隻、兵員一萬五千三百十九名の海軍を本年三月卅一日まで艦艇四百十三隻、兵員二萬六千九百二十名にまで増強する (三)更に歐洲戰線にカナダ陸軍第三軍團及び裝甲部隊一ヶ師團並に戰車隊一ヶ旅團を増派する (四)英、加兩政府間には現在米國が製作し得ない戰車、小型武器、ブレン砲、飛行機用機關銃及び對戰車砲等の兵器をカナダが米國に代つて供給するといふ完全な諒解が成立してゐる

中南米諸國

秘、チ兩國共同防衛協定調印 リマ【二七】去る五日ペルー外務省はペルー、チリ兩國間に共同防衛協定締結交渉が進捗中なる旨發表したが、八日右協定の調印を終つた、協定内容左の通り (一)米大陸防衛計畫就中南太平洋防衛計畫に協力すべきこと (二)對外政策を確立すること (三)通商條約締結交渉の基礎を協同すること

ハナマ防衛でエ・秘兩國の論争 リマ【二七】A.P.通信社は秘に米國がバナマ運河防衛のため太平洋上の要地エタワドル領カラバゴス島に軍事基地建設の目的を以て同島の租借を交渉すると報道したが、之はペルーに於て多大の反響を呼び、ペルー各紙は一齊に反對論を掲載したので對してドノソ・エタワドル外相は反駁聲明を發表、エタワドルはカラバゴス島の主權に對し他國の干渉を容認することは出来ないといふ述べた

長距離爆撃機製造 オタワ【二七】カナダ軍需相ハウ氏はカナダの軍需製造擴張計畫につき一日次の如く發表した カナダでは近く大西洋を無着陸で横斷し得る大型長距離爆撃機の製造に着手する、同時に驅逐艦の建造をも開始する外、トロントのブレン砲製作工場を経費五萬弗を投じて擴張し大々的に對戰車砲の製造を行ふ豫定である

必死の英本國援助計畫 オタワ【二七】獨上陸作戰の機運濃化と共に英本土の危機切迫を傳へられてゐる折柄カナダ首相マツケンジー・キング氏は二日戰時節約運動促進のラヂオ演説を行ひ左の如き英本國援助計畫を發表した (一)カサダは新たに空軍廿五ヶ中

減、特に米政府の許可制實施擴大に伴ひ當地邦人商社の商取引なかなづ機械類その他の買付け範圍は漸次縮小されつゝある現状からして先般來三井其他各社とも駐在社員の減員を行つて居り、これに伴ひ歸朝社員が妻子が引揚げ乃至はその準備をなしつゝあることは事實だが、これは主として歸朝社員に同伴するもので東京電に傳へられるやうな引揚げとは大いに趣を異にするものである、且つ東京電の云ふ引揚げ邦人婦女子の數百五十名は一見相當多數の様だが、これも各社歸朝社員の歸朝期が偶然一致した爲でこれは當地在留邦人婦女子のほんの一部に過ぎない、當地郵船支店も此の點を明らかにすると共に此の時期には内地の櫻に間

胡適援將を懇請 ニューヨーク【二七】重慶政府駐米大使胡適は六日ニュー・オーリンズ・クリグ・クラブに於て米國の援將を要望する大要次の如き演説を行つた 「日獨兩國には内部より革命の起る可能性は全く存在しない、何となれば此の兩國國民は革命に對し總てよ

秘、チ兩國共同防衛協定調印 リマ【二七】去る五日ペルー外務省はペルー、チリ兩國間に共同防衛協定締結交渉が進捗中なる旨發表したが、八日右協定の調印を終つた、協定内容左の通り (一)米大陸防衛計畫就中南太平洋防衛計畫に協力すべきこと (二)對外政策を確立すること (三)通商條約締結交渉の基礎を協同すること

ハナマ防衛でエ・秘兩國の論争 リマ【二七】A.P.通信社は秘に米國がバナマ運河防衛のため太平洋上の要地エタワドル領カラバゴス島に軍事基地建設の目的を以て同島の租借を交渉すると報道したが、之はペルーに於て多大の反響を呼び、ペルー各紙は一齊に反對論を掲載したので對してドノソ・エタワドル外相は反駁聲明を發表、エタワドルはカラバゴス島の主權に對し他國の干渉を容認することは出来ないといふ述べた

而してエクトワドル、ペルー兩國の新
聞は本問題を繞つて目下盛んな論戰
を展開してゐるが兩國の國境紛争が
未だ解決してゐない際ではあり本問
題の成行は注目されてゐる

☆ 南米五國經濟會議

米南米諸國經濟會議に同情

ワシントン【三二】 アルゼンチン、
ブラジル、ウルグワイ、パラグワイ、
ボリビアの南米五ヶ國代表は既に
一週間以前よりウルグワイの首都モ
ンテヴィデオに會議を開き上記諸國
間の經濟關係調整につき協議中であ
るが、右に關しウルグワイ國務次官は
三日の新聞記者會見席上次の如く述
べた

「モンテヴィデオ會議の内容につい
ては目下詳細發表出来ないが南米諸
國の經濟的困難打開については米國
政府としては十分同情してゐる

モンテヴィデオ會議閉幕

ニューヨーク【三二】 モンテヴィデ
オ經濟會議は去る一月廿七日以來
ラウル、ウルグワイ、パラグワイ、
アルゼンチン、ボリビア等ラ・プ
ラタ河流域國代表參加の下に開催さ
れてゐるが、六十日頃よりなる協定
と十六ヶ條の決議を採擇、會議十日
にして閉會した、協定内容の大部分
は上記五國間の經濟協力を目標とし
た地方的技術的のものであるが、決
議の中には左の如き重要なものが含
まれてゐる

(一)アルゼンチン、ブラジル、ウル
グワイの三ヶ國はパラグワイ、ボリ
ビア兩國に對する經濟援助の目的
を以て今後十ヶ年兩國に對し最惠國
約款適用停止を勸告する(一)關稅同
盟の研究(一)戰時禁制品問題に關す

る相互協力
而して右會議の成果に就きA・P、
U・Pの報道は全く對照的でA・P
は參加國の利害關係の衝突で重要案
件は大部分葬り去られたと報じてゐ
るに對しU・Pは會議の成果を強調
し汎米精神及び歐洲戰爭による海外
市場の喪失から來た經濟困難が利害
相反する五ヶ國をこの經濟的、財政
的協力の基礎を確立する所まで導い
たのだと報じ、南米大陸經濟プロツ
クスの先驅をなすものとしてゐるの
は注目に價する

會議は英米の策動で失敗

プエノスアイレス【三二】 去る一月
廿七日以來モンテヴィデオに於て南
米ラプラタ河流域諸國代表參加の下
に開催されたラプラタ會議は貿易、
經濟に關する條約を收穫として六日
閉會したが、右に關する當地諸新聞
の反響は以外に少なく英字紙の如き
は殆ど黙殺に等しかつた、これは主
として英米兩國の同會議に對する態
度に基因するもので米國はかゝる會
議に依る南米諸國の地域的獨立を喜
ばず、英國も亦その權益擁護に腐心
するからなのである、アルゼンチン
は關稅同盟案を提議してラプラタ流
域諸國の指導者たらんとすれば、米
國は最惠國約款を引つ提げてこれに
迫り、遂に同案を骨抜きにしたし、
一方之等諸國がラプラタ河舟航の運
賃協定を策せば英國は一八二五年の
英ア通商條約を獨に機會均等と呼び
沿岸諸國の自主獨立を妨げんとした
もので之等の諸要素は今回の會議の
政治性を根柢より覆したのである、
同會議に次いでブラジルはアマゾン
會議をテリイはボリビアを勢力下
に入れんとして太平洋會議を開催せ

んと策してゐるが、米國はこれを好
まず寧ろかゝる勢力對立を利用して
これを汎米主義に歸せしめ、自ら
盟主となり南米諸國の資源を米國國
防の兵站たらしめんとしつゝある、
U・P電が今回の會議は汎米主義の
確認であるに牽強附會な解釋を下し
てゐるのは右の理由に基くものであ
る、なほ英國の敗北は米國の退却を
意味するものであり、それは必然的
にラテン・アメリカに危險を齎すも
のであるとの報道が最近南米各紙を
賑はしてゐるが、これも米國の對南
米政策たる南北アメリカ一元化を目
的とすることを意味するものである

墨 米事實上墨國の石油を支配か

メキシコ市【三八】 去る一
月三十日歸國以來連日カマ
チヨ大統領、パデリア外相その他
政府首腦と協議、米墨協定交渉に關
し最後の打合せを行つてゐたナヘラ
駐米大使は七日出發の豫定を更に一
日繰り延べ八日正午當市出發、空路
ワシントンに歸任する事となつたが
確聞するに米墨兩政府は既に完全に
意見一致し同大使の歸任を俟つて近
くワシントンに於て新協定の調印が
行はれ、ワシントン及びメキシコに
於て同時に發表を見る事とならう、
新協定は過去數年に亘り兩國間に紛
糾を醸してゐた經濟的諸懸案解決に
關するものであるが、特に一九三八
年英米石油會社接收を契機とする石
油紛争の解決が中心となつてゐるこ
とは疑問の餘地がない、右接收財産
に就ては會社側では約四億弗、メキ
シコ側では三千五百萬弗と評價し、
その間甚だしい懸隔があり且つメキ
シコ政府は未だ一文もこれを支持は

なかつたので、これが主要原因とな
つて紛争を續けて來たものだが、今
次協定の要點は大體左の如きものと
見られる

(一)米政府は會社側を説得し墨政府
側の評價に相當の妥協を示して折合
ふ(一)墨政府は右評價に基き英米會
社に對し主として石油その他の現物
を以つて支拂を實施する(一)墨政府
は米會社が再び墨石油事業の管理經
營に復歸することを認める、但しそ
の所有權は飽迄もメキシコ國有たる
べきことに變りなく、たゞ一定の割
合に於いて管理經營に對する英米會
社の參與を認める

右の如くすれば結局米國側がメキシ
コの接收を認めることとなるわけで
墨政府としてはこれで國民に對する
或る程度面子の維持と共に、現在
極度の經營困難に陥つてゐる石油事
業の復活再建を圖らんとするのであ
るが、一方米國側としては英米會社
をメキシコ石油の管理經營に參畫せ
しめ、事實上之を支配して同事業を
米國政府の指導下に置くことをその
最大の規ひ所としてゐるのである
眼としてゐるに對し、米政府の企圖
内は外國語刊行物の出版を禁止する
旨布告した、但し現に刊行されてゐ
る新聞紙、雜誌その他の出版物は六
ヶ月間の猶豫期間を與へられ、その
期限後はポルトガル語を以て出版す
べきことを規定してゐる

定は我が國にとつても極めて重大な
意義を有するものである

米の獨伊船舶接收に
リオデジヤネイロ【三二】
米政府が米諸港に碇泊中の
樞軸側商船利用問題に關し米洲諸國
へ相談を持ち掛けたと云ふワシント
ン電は各方面に異常の衝動を與へて
ゐるが、當處では一般に右報道の眞
實性を疑つて居り假りに事實として
も中立堅持を標榜せる米洲諸國がか
ゝる無謀な提議を受諾すべしとは信
息通は左の如く語つてゐる

「ブラジルは前大戰には聯合國側に
參戰した結果三十餘隻の運入獨船を
拿捕したが、當時の對政府と現政府間
には政體からもその對外政策からも
根本的相違があるのみならず、大統
領數次の中立堅持の聲明からも又現
在の如き紛糾錯雜せる國際情勢を前
にしてブラジルがかゝる米の相談を
受諾するやうなことは絶対にない」
外國語刊行物禁止
リオデジヤネイロ【三七】 ガルガ
ス大統領は七日化學製品、機械、航
空機材、鋼鐵建築用鐵板、鋼索、釘
その他重要ブラジル生産物の輸出許
可制採用に關する法令を發布した、
輸出許可制採用
リオデジヤネイロ【三七】 ガルガ
ス大統領は七日化學製品、機械、航
空機材、鋼鐵建築用鐵板、鋼索、釘
その他重要ブラジル生産物の輸出許
可制採用に關する法令を發布した、
輸出許可制採用

亞細亞諸國

泰・佛印紛争

東京媾和會議

兩國代表聯合會

▲禁輸品細目 リオデジャネイロ
 【三七】 ブラジル政府は七日新に重要物資の輸出許可制を布告したが右輸出許可制適用品細目左の通り(一)基本産物資機 アルミニウム、アンチモニー、アスベストクロム、皮革、工業用ダイヤ、マンガンガメス、プラチナ類、麻織維、眼鏡用ガラス、ウラチナ類、石炭、水晶、規那、ゴム、絹、錫、タンクステン、鐵屑、鐵合金、マンガン鐵、その他(二)化學製品 アンモニア、硝酸、その他(三)機械器具類三十四種類 なほ許可品目のうち若干は直接日本とは關係なくどちらかと云へば輸入品の再輸出防止を主眼とするもので大藏省では右に關し近く必要訓令を發する筈である

移民子弟の歸國禁止

リオデジャネイロ【三〇】ガアルガス大統領は一九三九年の外國人子弟同化促進法を改正してブラジル國籍を有する外國移民子弟の母國への歸國乃至旅行を禁止することとなつた此の改正は最近日本人父兄が教育の目的で子弟を母國へ送還する者が増したのに鑑みその防止策に出たものと解されてゐる、改正法の要旨は次の如くである

「移民審議會特別の許可ある場合を除き至十八歳未満のブラジル國人は兩親乃至責任者に同伴されると否とにかゝらば外國へ旅行することを得ず又兩親乃至責任者歸國の際には外國に居残ることを得ず、ブラジル領事館は前記許可を有せずしてその子弟を外國に残す者の旅券に査證を與

(す)

される豫定である

三國代表團離れ發表

【三七】 七日より開會された泰、佛印間の國境紛争調停會議に参加する三國代表團の離れは七日左の如く發表された、帝國代表部首席隨員として外務省條約局長松本俊一氏が七日附辭令で新たに加はつたのは會談進行途上種々法律的問題の起ることが豫想されるので追加されたものである

兩國代表團聯合會

【三二】 帝國政府の居中調停申入れに基き泰、佛印紛争は去月廿九日附兩日に亘つて西貢洋上の我が軍艦上に現地停戰會議が開かれ早くも廿一日には圓滿妥結三國代表によつて停戰協定に歴史的調印を了するに至つた、更に兩國間に國境劃定を含む恒久的平和樹立のため帝國政府斡旋の下に愈々七日より泰佛印國交調整に關する東京會談が開かれることとなつた、これよりさき六日正午より外相官邸に於て兩國全權代表の顔合せを行ひ松岡外相より「友好的雰圍氣裡に交渉を進め速かに協定締結に至らん事を希望する」旨を述べ兩國代表會より夫々挨拶あつて散會した、右會議に關し情報局では六日午後七時左の通り發表した

泰佛印國境紛争調停會議に關する情報局發表

佛・泰兩國全權はそれ〴〵二月六日午前記帳のため宮中に參内、ついで大宮御所、秩父、高松、三笠各宮家に記帳の後、正午過ぎ松岡外務大臣及び松宮大使と挨拶を交換した、明日七日前日佛泰三國事務總長の間に於て全權委任狀の審査及び議事進行に關する打合せをなし、午後四時頃より首相官邸に於て三國委員及び隨員を網羅する第一回公式會議が開催

される豫定である
 【三七】 七日より開會された泰、佛印間の國境紛争調停會議に参加する三國代表團の離れは七日左の如く發表された、帝國代表部首席隨員として外務省條約局長松本俊一氏が七日附辭令で新たに加はつたのは會談進行途上種々法律的問題の起ることが豫想されるので追加されたものである

委員

陸軍參謀總長

ルアン・ウイシット・サン

同

商務局長

ナイ・ワニット

同

駐日陸軍武官

ルアン・ピラヨタ大佐

同

軍令部副長

ルアン・サムデン・ピチチ

同

ヨート大佐

同

空軍參謀總長

ルアン・テールワット・パ

同

外務省書記官事務總長

ルアン・タウイ・タウエチク

同

參謀本部付

ルアン・サテチット・ユワ

同

大使館一等書記官

濞澤 信一

同

條約局第二課長

佐藤信太郎

同

南洋局第二課長

廣田 洋二

同

歐亞局第二課長

與謝野 秀

同

駐泰佛國公使館書記官

ブリオンザール

同

總督府政務局第一課長

ベルチエ海軍大尉

同

先づ全權委任狀審査

【三七】 東亞共榮圏内に於ける帝國

の指導的地位確立への一礎石たるべき重要意義を有する泰、佛印國境紛争調停東京會談の第一回正式顔合せを午後控へて七日午前十時半外相官邸に於て日、佛、泰三國代表部事務總長の間に全權委任狀審査及び議事進行に關する正式打合せが行はれた、即ち濞澤外務省南洋局長列席下にゴーチエ佛印總督府官房長及びナイ・タウイ泰佛印外務書記官の佛印、泰二國事務總長が參集して國際會議の方式に従ひ先づ二國全權委任狀をそれぞれ相互に提示し合ひその有效妥當なるを確認し續いて會議を圓滿に促進する爲め如何にこれを構成すべきかについて協議の結果、七日の第一回正式會議に引續いて八日より非公式會談に移ることにした

第一回會議開催

【三七】 泰佛印國境紛争調停會議は

七日午前の三國事務總長間の豫備的會商に引續いて午後四時より麴町區永田町首相官邸大廣間に於て松岡、松宮兩帝國委員、アンリー、ロバン兩佛國全權及びワンワイ殿下、セナ兩泰國全權をはじめ全委員列席の上歴史的第一回正式會議を行つた、先づ帝國政府を代表して松岡外相起ち互讓妥協の精神をもつて速かに交渉妥結に盡力せられんことを希望する

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

に對しアンリー(佛)ワンワイ(泰)兩國全權交々起つて帝國の好意を謝する答辭をのべ引續き一般問題に關する打合せを行ひ同五時半友好的雰圍氣の裡に散會した

▲松岡外相挨拶 【三七】七日後の第一回泰、佛印國境調停會議に於て松岡外相は左の如き開會の挨拶を述べた

「私は大東亞共榮圏の確立は、皇國の私針と云ふに止まらず、又世界史上、實に歴史的必然性を有するものと信ずる而して大東亞共榮圏内の諸邦が、各々其の所を得て共存共榮をなすことは、東亞の爲、延いて世界平和の爲に、實獻する所以と考へるが其の爲には、東亞地域の安定靜謐といふことが特に必要であることは言ふ迄もない、従つて、昨年未奉、佛領印度支那間に國境に關する紛争が發生した時も、兩國が干戈に訴ふることなく、友好的に解決を圖らんことを希望したのであるが、不幸にして兩國間に戰鬪が行はるに至つたのである、そこで我國としても、斯る状態が永く繼續することは、東亞全局の爲に好ましくならずと考へるに至り、遂に起つて調停の勞を執ることとなつたのである、一度調停に乗り出した以上、皇國としても決意と責任とを以て問題の解決に努力する意向なることは言ふ迄もない、幸ひ調停の第一歩をなす西貢停戰會議が急速且つ圓滿なる妥結に到達したことは皇國の誠に欣快に堪へないことであるが、今しか開催されることとなつた東京に於ける調停會議に於ても佛、泰兩國代表が、右停戰會議に於て示されたと同様の完全なる理解と眞摯なる協調的精神とを以

て、速に紛争の解決を圖り、泰、佛印間に友好關係を恢復して大東亞の安定靜謐の爲實獻せられんことを衷心より希望して已まない」

▲兩全權挨拶 【三七】七日泰、佛印國境紛争調停會議第一次會合に於て松岡外相の開會の挨拶に對し佛領アンリー大使、泰側ワンワイ殿下の兩首席全權より夫々左の如き挨拶を爲した

△佛印首席全權アンリー大使 本日會議を開催せんとするに當り外務大臣閣下より歡迎の辭を賜り感謝に堪へぬ閣下は紛争が急速なる解決に到達するやう我が努力を集中せんことを希望せられたが佛國代表の協力に於ては閣下は充分なる御期待を持たれて然るべしと申上げ得る、佛國代表は閣下と同様公平と正義に立脚したる協定が最短期間に成立し關係諸國に大なる幸福を齎し又將來永く續すべき良き了了の樹立せられんことを希望し且つ右目的のため我々は全力を盡さんとするものである

△泰國首席全權ワンワイ殿下 泰國代表團は閣下の御懇篤なる歡迎の御言葉に對し深甚なる感謝の意を表す今日本國政府の調停提議を泰國政府が快く受諾したのは實に右提議が泰國と親善關係にある一大強國の友好的行爲であるが爲めのみでなく泰國政府が終始一貫平和的手段を以て國際的紛争を解決せんとしてゐるが故である、日本國政府は今泰佛領印度支那に關する泰、佛印紛争の調停に當りその東亞に於る卓越せる地位に鑑み該地域の永久的平和及び秩序を維持に對する眞摯なる熱意と崇高なる責任感を立證せられた、關係諸國間の平和と安定を維持することは泰

國政府の常に念願するところであり泰國政府の對外政策は合理と平衡と正義の上に友好親善關係を樹立することを目的とするものである、泰國政府がフランスとの關係就中佛領印度支那に關する關係を調整するたに最善の努力を傾け來つたのも前述の如き目的のためである、又か、基礎の上に現在の泰、佛紛争の急速なる解決を求むる次第である、アンリーに於ける停戰交渉の成功は今大會議の前途に對する瑞兆である、尙我が泰國代表團は閣下の御司會の下に東南亞細亞の平和と繁榮とに多大の關係ある問題が慎重に考慮せらるべきことを確信する次第である

▲三國共同コミュニケ 【三七】泰佛印國境紛争調停會議第一次公式會談終了後日、佛、泰、三國代表團共同コミュニケが七日午後六時情報局を通じて次の如く發表された

△泰佛印國境紛争調停會議に關する三國共同コミュニケ
泰佛印國境紛争調停會議の第一次公式會合は本日午後四時より總理大臣官邸に於て開催せられ帝國首席委員松岡外務大臣は調停者側を代表し挨拶をなしこれに對して佛側及び泰側全權の答辭あり、ついで帝國側事務局長より豫め關係國事務局長間に於て協議決定せられたる議事進行の方法を發表し佛、泰兩全權これを受諾し午後四時四十分閉會したり

△東京會談情報局發表 【三七】泰佛印構和會議第一日、情報局では七日午後一時左の如く發表した

相官邸に於いて帝國側齋藤事務局長參加のもとに互にその全權委任狀を示しこれが良好妥當なるを認めたる後右三者は今後の事務進行に關し協議を行つた

第一回非公式會談
【二八】泰佛印國境紛争調停東京會議は、八日後の第一回正式會議に引續き八日後三時より外相官邸にて第一回非公式會談を開催(日本側)

調停委員 松宮大使
事務局長 齋藤外務省南洋局長
外三名

(佛國側)
全 權 アンリー 駐日大使
全 權 ロパン 名譽總督
事務局長 ダンジュラン 駐日大使館書記官

△泰佛印國境紛争調停會議に關する三國共同コミュニケ
本八日後三時より外相官邸に於て第一回非公式會談開催せられ日本側は松宮調停委員、齋藤事務局長外隨員數名

佛國側はアルセーヌ・アンリー、ルネ・ロパン兩全權外隨員二名泰國側は、ワイワイ・タイヤコン、ワラワン・ピア・シー・セナ、アラ・シルバ・サストラロム三全權外隨員二名これに出席し意見の交換を爲し午後五時半散會せり、尙ほ明八日後三時より外相官邸に於て第二回非公式會談を開催の豫定なり

第二次公式會談
【二九】泰、佛印間國境紛争東京調停會議第二回非公式會談は八日の第一次非公式會談直後の三國事務局長間の打合せに基き日曜日にも拘はず九日後三時より麹町區三年町外務官邸に於て開催し具體的問題に付き約二時間餘に亘り腹藏なき意見の交換を行つた、次回は未定である、右に付き情報局では九日後六時半左の如く三國共同コミュニケを發表した

△泰、佛印國境紛争調停會議に關する三國共同コミュニケ
第二回非公式會談は今九日後三時より外務官邸に於て開催せられ日本側は松宮委員、齋藤事務局長以下隨員數名、佛國側はアルセーヌ・アンリー、ルネ・ロパン兩全權外隨員三名泰國側はワンワイ・タイヤコン、ワラワン、ピア・シー・セナ、アラ・シルバ・サストラロム三全權外隨員二名に出席し具體的問題に付き意見の交換を行ひ午後五時五分散會せり

て、速に紛争の解決を圖り、泰、佛印間に友好關係を恢復して大東亞の安定靜謐の爲實獻せられんことを衷心より希望して已まない」

▲松岡外相挨拶 【三七】七日後の第一回泰、佛印國境調停會議に於て松岡外相は左の如き開會の挨拶を述べた

「私は大東亞共榮圏の確立は、皇國の私針と云ふに止まらず、又世界史上、實に歴史的必然性を有するものと信ずる而して大東亞共榮圏内の諸邦が、各々其の所を得て共存共榮をなすことは、東亞の爲、延いて世界平和の爲に、實獻する所以と考へるが其の爲には、東亞地域の安定靜謐といふことが特に必要であることは言ふ迄もない、従つて、昨年未奉、佛領印度支那間に國境に關する紛争が發生した時も、兩國が干戈に訴ふることなく、友好的に解決を圖らんことを希望したのであるが、不幸にして兩國間に戰鬪が行はるに至つたのである、そこで我國としても、斯る状態が永く繼續することは、東亞全局の爲に好ましくならずと考へるに至り、遂に起つて調停の勞を執ることとなつたのである、一度調停に乗り出した以上、皇國としても決意と責任とを以て問題の解決に努力する意向なることは言ふ迄もない、幸ひ調停の第一歩をなす西貢停戰會議が急速且つ圓滿なる妥結に到達したことは皇國の誠に欣快に堪へないことであるが、今しか開催されることとなつた東京に於ける調停會議に於ても佛、泰兩國代表が、右停戰會議に於て示されたと同様の完全なる理解と眞摯なる協調的精神とを以

て、速に紛争の解決を圖り、泰、佛印間に友好關係を恢復して大東亞の安定靜謐の爲實獻せられんことを衷心より希望して已まない」

て、速に紛争の解決を圖り、泰、佛印間に友好關係を恢復して大東亞の安定靜謐の爲實獻せられんことを衷心より希望して已まない」

米紙泰佛印停戰を重視

ワシントン 【三】 英米兩國はオランダ政府を動員して日本の南方政策に對し共同戦線を張らんとする形勢にあり、泰佛印停戰は「東南アジアに對する米政界の新たな注意を喚起してゐるが、二日のボルネオ・サイゴン紙は東南アジアは新しき嵐を呼ばん」との見出しのもとに泰佛印停戰は英、米、蘭三國の看過し得ざる日本南進計畫の發展であると次の如く論じてゐる

「日本の調停による泰佛印間の停戰はオランダ人の蘭印の運命に對する危惧を明らかに増大せしめてゐる、右停戰の事實は確かにオランダの疑惑を生むに足る諸事件の一つであつた、即ち日本の調停乗出しによる泰佛印間の停戰は日本がその南進を新たな決定的段階に押し進めたことを意味する、即ちこの停戰協定の結果は泰國が依然として南はマレー半島から始るシヤム灣の領有を許されることにならう、かゝる日本の措置は日本のシンガポール蘭印に對する戰略的地位を隱密裡に強化するもの如くである、若し日本が松岡外相いふところのシンガポール、蘭印等との不可分關係樹立を實行に移さんとしてゐるのであれば佛印の平和は即ち蘭印に對する同じ種類の「平和」の前驅と見做すべきであらう、而してこの可能性とそれによつて生ずる危険極まる紛争を疑ひもく蘭印のみならず英米を含むその他の勢力の重大關心を誘致するであらう」

澄田少將等當分サイゴン滞在

ハノイ 【三】 サイゴン滞在中の澄田少將、中堂大佐等の一行は四日ハノイに歸る豫定であつたが停戰狀況

監視のため當分サイゴンに止まることになつた、又澄田サイゴン總領事は打合せのため三日空路サイゴンよりにハノイに到着した

停戰命令徹底

(中堂海軍大佐視察談)

サイゴン 【三】 泰佛印停戰委員中堂海軍大佐は去る二日飛行機でサイゴン發國境に向き停戰後の兩軍前線狀況を視察、五日午前十一時サイゴンに歸着し左の如く語つた

「最初飛行機でアンコールワットの街シアンラップに飛び以後自動車で前線を視察した、我が委員一行は毎日自動車でカンボヂヤ平原を砂塵にまみれて走り、夜宿舎に到着するのは大低十時か十一時頃と云ふ有様だつた

始めて自動車に日草旗を立て、前線に乗り込んだ時は斥候が周章で、數兵隊に隠れ込んで銃砲を構へたので其處へ行つて、もう休戦だと言つてやつた、すると非常に喜んで兩軍共吾々を歓迎して呉れた、シアンラップ北西七十キロのチヤンカは激戦であつた地で、兩軍は小さな川にかけられた橋の兩端に約三十名づゝ對峙してゐた、附近一帶は乾燥期で水がないので兩軍ともその河に水を浴びに行き眞裸で敵味方なしといふ愉快な風景が見られた、水がないのは熱帯地だけに兩軍共苦勞したものでらしい水のある所は必ずその争奪戦が行はれた模様である、シソホン西北一帯は茫々たる廣原で、地を掘つてトーチカを作り草を刈つて壕に寝る炎天下の對峙の模様は兩軍苦闘の程が想はれた、四日午後六時は停戰行爲完了の期限だつたが兩軍共に命令がよく徹底し撤退を完了した、一部協定文の解釋の不備で兩軍に誤解がある

ので全部片附くまでには多少の時日を要すると思はれる、祖國再建の熱に燃える泰國青年と植民地を確保せんとする佛印の若者は第三者から見ても健闘したとの感が深い

澄田委員長國境前線視察

シアンラップ 【三】 停戰委員日本代表澄田少將は五日朝飛行機でサイゴン發、同十一時十五分佛印軍前線基地シアンラップに到着、午後前線を視察した

停戰の泰佛印國境を視る

シアンラップ 【三】 澄田少將は五日佛印軍前線據點シアンラップに到着、午後直ちに前線シソホン停戰狀況を視察したが、記者も同少將に隨行昨年十一月末兩國戰闘開始後最初し得たこの日午前七時十分わが一行はフランス重爆撃機でサイゴン出發荒漠たる交趾支那平原一望千里のカンボヂヤ、ジャングル地帯を、また雄大なメコンの流れや雲で霞んだ對岸の大湖(グランラック)等を眼下に佛印軍事地區上空を四百數十キロ飛翔、同十五分シアンラップに到着、特別仕立ての自動車を運んで晝食後戦線視察の途に就いた、乾燥季の大平原には野火が盛んに燃え、時折軍窓の兩側に熱気が迫つて来ることさへあるシソホンに近づくに従つてバリケード監視所が次第に増え前線の氣分が愈々濃厚なシソホン約百キロ走ると佛印最前線シソホンの街だ、タイ軍が街の西方百米迄迫つた激戦の地で道路際の燒けて覆つたトラツクや爆撃に倒壊した家の壁に打ちぬかれた多數の彈痕が生々しい激戦の跡を偲ばせる、一行は聯隊本部に入り澄田少將は佛人將校から

停戰狀況を聴取する、この聯隊本部はカンボヂヤ土民の家屋で聯隊長以下佛人將校約二十箇のベットが並んでゐる、粗末なもので飛行機の機銃掃射による無数の彈痕がこゝでも西側の板壁から本部内に射ち込れてゐる

佛人中尉の説明によるとシソホンの街は泰軍の爆撃を幾度となく蒙つてゐるが、停戰直前二十七日のアメリカ製爆撃機十五機の爆撃が一番大規模で約十五箇の爆彈が投下され、街の中央空地にはその時投下された二百五十キロ爆彈の途方もなく大きな彈孔が口を開けてゐた激戦の後だけに戦ひ濟んだ今日でも硝煙の香に満ちてゐるが支那事變に較べると遙かに小規模なことは否まれない、一行は再び車を運べ約六十キロのバツタンバンに向つたこの道はトーチカと銃座が不氣味に路を阻んでゐるバツタンバンは佛印軍司令官モルダン將軍がその基地としてゐた前線根據地である、この街は殆ど戦火の跡が見られず爆撃の跡もない、一行はバツタンバンを通過バイリンへの途中丁度モルダン將軍及び交趾支那カンボヂヤ區師團長ペル將軍の一行と會ひ、道路上で澄田少將は佛印兩將軍と地區を擴げて撤退状況を聴取、此の日の戦線視察を終了、午後六時歸途に就いた、歸途記者の自動車は骨格逞しい安南人運轉手は、戦争の終つたことは何よりも嬉しい自分は停戰をして呉れた日本に深く感謝してゐる、と心から喜んでゐた

陣中に見る泰軍の祖國再建熱意

バツタンバン 【三】 佛印國境視察中の澄田停戰委員長は七日シソホンバツタンバン、バイリン地區の狀況を視察を行つたが、此の日記者は佛印側シソホンより泰軍占領地區に入り泰軍が初めて國境突破を行つたポワペを視察、更に國境を越えて泰軍司令部の所在地アラランヤの狀況を見聞した、先づ午前十一時シソホンと佛印停戰監視委員町口中佐と落合ひ自動車に同乗街道を西方に向つた、佛印軍撤退後の無人地區を走つて行くとき泰側からこれを見て自動車に日の丸を掲げた泰側監視委員飯野少佐が迎へに来る、そこで佛印の自動車

を泰の車に乗替へ更に走る、此處は佛物々しい泰歩哨線に入る、此處は佛印前線から約十軒の泰最前線だ、草原中の地の利を利用して小型天幕を張つた泰軍陣地が一行に延びてゐる泰前線指揮官チャイ少佐以下五名の士官が吾々を歓迎し戦場の説明をしながら案内をしてくれる、附近一帶は途方もない大草原で防禦には困難な地形である雨も霽れて正午過ぎシソホン西方五十四軒國境の町ボワペに着く、以前の佛印税關が今は泰軍部隊指揮處だ、司令部の壁には泰失地回復要求地區と占領地區を書き込んだ地圖が貼つてゐる、泰將校の説明によると去る一月五日アラランヤの泰軍はボワペを占領以後引續いて佛印軍の最前線は安南兵で佛人は後で將戦してゐた、白人との戦争は一度行はれたがそれは外人部隊で泰軍は之を奇襲した結果二百名の部隊を唯二、三名だけを逃がしたのみで全滅させたといふ、また佛印陣地を占領するごとにフランス兵宿營地に必ず絹の靴下、コンバクト、ハイヒール等の品物が遺留されてあつたとの事である、ボワペの泰軍陣地を視察すると兵隊の一人が直立不動の姿勢

で捧げ銃又は擧手の禮を成勢よくや
る、軍規は極めて厳正で祖國建設の
熱意が之等廿一、二歳の若い兵隊の
中に充滿してゐるやうに見られた、
紺色服装のオートバイ部隊の陣には
多数の眞新しいオートバイが隠され
てあり外人部隊殲滅に活躍した英國
製の大型タンクがある、泰軍占領前
の佛印軍陣地は約百メートルの近距
離でアラッサが泰軍陣地と向き合ひ

中央の交通壕が掩蓋銃座の背後に掘
られてゐる、再び自動車に乗り國境
を越え泰領に入る、國境線の氣のな
い川の鐵橋を渡ると佛印軍の砲撃に
完膚なきまでに破壊された勝利門の
殘骸がある、此の門の砲撃破壊が泰
軍ボワベ占領のきつかけとなつた
のである、アラッサ街に入る、右手に
飛行場があり泰軍飛行機が機翼を休
めてゐる、アラッサ、ボワベ間は兵隊
苦力、鐵道材料等を載せた泰軍トラ
ックが盛んに往復、想像以上の活氣
を見せてゐる、ボワベ、シソホン間

の鐵道は昨年中既に佛印側の手で大
體基礎工事が完成してゐるが目下し
きりに泰軍の手で工事が進められて
ゐるのだ、アラッサの街に入ると鐵
道ホテルが軍司令部となつて居り、
こゝで軍司令官國防次官アンプロム
ヨテ大佐に敬意を表し同大佐はシャ
ンパンの杯を擧げて我々を歓迎して
くれる、平素は人口四五萬と云ふ此
の國境の街は泰の兵隊で一ぱい、野
戰病院には白服の若い看護婦があた
りして戰爭氣分横溢してゐる、かく
て午後四時泰軍隊の組織的訓練と旺
盛なる戰鬪意識とを印象づけられつ
つ佛印側に歸つた

泰佛印兩軍優劣比較
サイゴン【11.10】停戰後泰佛印國境

視察を終へた澄田停戰委員長は八日
サイゴンに歸着したが、同少將に隨
行兩國の戰線を視察して來た記者は
兩國前線將兵が何れも東京で進捗中
の構和會議の成行きに異常なる期待
を寄せてゐること、休戰の調停役
に立つた東亞の盟主日本へ強い敬意を
拂つてゐることを觀取肩身のひろい
思ひを経験した、以下視察の印象記
である

記者の見た戰線は戰鬪の最も活潑
に行はれたカンボヂヤ、シソホンを
中心とする地區だかこの戰鬪は支那
事變やノモンハンに較べて遙
に原始的且つ微温的なものである、
大規模な戰鬪は殆ど行はれてゐない
道路上の攻守戰や森林中の奇襲戰等
何れも小さな戰爭で、これも一方の
な泰の攻撃のみであり佛印側はあく
まで守勢に終始、地形の不利を見越
すと直ちに撤退出来るやうにし損害
を輕微に止める作戦を執つた様に見
られる

△兩軍の裝備 武器は双方共幼稚で
山砲と少數の野砲の砲撃戰が行はれ
たのみで、最も多く使はれた効果は
収めたのは機銃であつた機械化部隊
としては佛印側の裝甲自動車、泰側
のサイドカー部隊及び少數の戰車が
あつたが、戰鬪にはあまり使用され
ず結局機銃による攻撃が常に主役を
なしてゐた、陣地は道路の防備を主
とするもので機銃座も最も原始的な
のは密林の蟻の塔を掘りぬいたもの
だつた、服装は佛印側は半ズボンに
ヘルメット、泰側がズボンに巻きゲ
ートル、鐵兜勿論安南兵も泰軍も
靴は履いてゐる、戰場は毒蛇の巢噴
ふ大草原や虎や豹の横行する果しな
いジャングル地帯で、折柄の乾燥期

泰佛印兩軍優劣比較
サイゴン【11.10】停戰後泰佛印國境

に水が涸れて熱帶の陽光が連日強烈
に照り付けてゐる主だつた戰鬪は道
路を中心に行はれたが敵の背後を衝
かんとする泰軍は屢々これらの無人
の地區に出沒、停戰直前の頃にはか
なり佛印軍を悩ましてゐた模様だ、
撤退までに兩軍はすつかり仲よくな
り菓子やビスケットの交換をしたり
ピアストル(佛印貨幣)とパーツ
(泰貨幣)をする様になり、撤退の
時はシャンパンで乾杯して別れを惜
んだ所もあつた

△泰兵と佛印兵 佛印軍の最前線は
殆ど安南兵やカンボヂヤ兵だが泰軍
を男性的だとすると安南兵は全く女
性的だ、軍隊の組織、訓練は泰が優
り敬禮、行進その他他の行動が實にビ
チビチチして進歩がよいの對し安南
人は鈍重な感じで引締つてゐない、
戰鬪意識は泰側が遙かに強烈だ、然
し通信連絡命令の傳達の敏捷さでは
文化佛人であるだけに佛印側が優り
戰鬪に對する科學的判斷の點も佛
印側が優つてゐる、記者の印象では
泰側はこの戰爭で自己の力にある程
度との自信を得たらしくこれは同國に
とつて大きな收穫であらう

△避難の土民も歸る(佛人談)
ハノイ【11.15】休戰後のラオス戰線
タケツクに赴き六日ハノイに歸來し
た一佛人はタケツク附近の状況を左
の如く語つた
オタケツク、サヴァンナケット等はラ
オス地方の深い密林に覆はれた戸數
約二百位の小さい街で我々はグイン
からナツペを経てタケツクに至つた
が戰線は依然嚴重な警戒の裡にあつ
た、休戰後軍隊は前線から約十五キ
ロ乃至二十キロ後退して密林の空地
に分散して駐屯してをり、軍馬の群

泰佛印兩軍優劣比較
サイゴン【11.10】停戰後泰佛印國境

やフランス將校が所々に散見された
メコン河岸の第一線には尙嚴重なバ
リケードやトーチカがみられたが軍
隊は既に第一線には残つてゐなかつ
た、タケツクの街は泰空軍の連爆を
蒙つて家屋は壊れ、市中は人つこ一
人通らぬ死の街と化し、安南兵は密
林の奥に隠れてゐるのか殆んど見受
けなかつた、對岸ラコンはタケツク
よりずつと大きい綺麗な街であるが
河岸には泰側のトーチカから銃眼が
よく見えてゐた、グインからタケツ
クに至る自動車道路は高い安南山脈
を越えて所謂九十九折の蜿蜒たる道
路だが、我々は歸途避難した土民が
車に家財道具を積んでぞろぞろと歸
つてゆくのをみた、またフランス將
校の細君連はグインやエムのホテル
に泊り込んで待機してゐるが休戰と
聞いて皆ひどく喜びはしやいでゐた

△ドクレー總督停戰地視察
ハノイ【11.17】シャンラップに一泊
したドクレー總督は六日アンコール附
相の状況を視察した後午後シソホン
に至り交趾支那カンボヂヤ師團長ベ
レー將軍と會見最近の戰況並に停戰
情況を聴取、次いで午後五時パンタ
ンパンに赴きこゝに集結せる大部隊
の閱兵式を行ひその勞を犒む附近の
情況を視察した

△泰佛印通信回復
ハノイ【11.17】佛印泰兩國間の電信
電話連絡は國境紛争開始以來二ヶ月
餘に亘つて停止されてゐたが停戰協
定調印に伴ひ四日回復した
英の陰謀で日本商社締
出
ハノイ【11.19】東京に於ける
佛印講和會議に對し佛印に於ける

泰佛印兩軍優劣比較
サイゴン【11.10】停戰後泰佛印國境

英米の策動は戰烈を極め、經濟協定
の成否の有無に拘らず佛印に於ける
英國の經濟指導權を確保せんとする
努力は之に佛印輸入組合の結成とな
つて具體化して來た、即ち佛印に於
ける最大の商業資本たるドニフレイ
ル商社が當面の中心となつて輸入組
合を結成、此の組合を佛印總督府に
於て公認、英米の物資輸入に全力を
擧げしめんとするものである、昨年
來英米佛印の經濟協定によつて船舶
交通が再開され英米の物資が輸入商
品拂底に悩む佛印に流入し始めてゐ
るが、此の新たな輸入組合の手によつ
て英米商品の輸入を促進する事によ
り日本商品の進出を阻止し、同時に
日本商社の活躍を封じ且つ締め出さ
んとする意圖なる事は明らかである
輸入組合の結成は近日中總督令を以
て公布されるが組合の主力をなすも
のは表面佛國籍の商店であり、これ
は印度、オランダ、スイス國籍の商
社が參加して居り、勿論日本商社は
完全にボイコットされてゐる、組合
加入は表面的條件は三年以上の輸入
実績を通するものとし輸入について
は組合を通じて總督の許可を得る事
になつてゐる、而して組合の種類及
び加入商社數は左の如くである

- △組合の種類 (一)纖維關係品(二)金物電氣器具、化學製品(三)紙類(四)食糧品(五)藥品(六)自動車及び部分品(七)タイヤ(八)自轉車及び部品(九)其の他の雜貨
- △纖維製品輸入其他加入商社 (一)北部十九社(内佛國加入十八、印度系一)(二)中部四社(全部佛國)(三)南部廿五社(佛國廿、印度三、オランダ一、スイス一)

泰佛印兩軍優劣比較
サイゴン【11.10】停戰後泰佛印國境

比

島

陸軍豫備兵徵集
マニラ【三三】米國陸軍司令部長官グラナート少將は三日既に五ヶ月半の入營を終へた比島人豫備兵中約五千人に對し再徵集をなし、更に一ヶ月米國比島駐屯軍に於て訓練を行ふ旨を發表した、右は極東防衛上の一對策として米國の比島に於ける既教育兵力増強方針の具體化であることは勿論であるが、此の徵收令によれば再教育を受ける比島豫備兵は廿一歳より廿八歳までの未婚者の總てに及ぶものである。

援將團體設立

マニラ【三六】米國の對蔣援助強化の方針に伴ひ在マニラの重慶同情者の策動も著しく露骨となり、過般來當地米支人間に計畫中であつた支那防衛聯盟マニラ支部は愈々比島支那救護會の名の下に成立の運びとなり役員、委員會の構成を發表した、同會にはセイヤー高等辦務官夫人も贊助して居り、中國共產黨の研究者として知られてゐるエドガー・スノー氏夫人も活動分子となつてゐる。

米極東首腦會議を否定

マニラ【三〇】泰、佛印紛争調停會議に伴ひ生ずべき事態に對處するため、極東米海軍主腦の上海會議が召集されるだらうといふ上海電に對し目下マニラに碇泊中の旗艦ヒューストン號(九〇五〇噸)に坐乗の米國アジア艦隊司令長官ハート大將は九日夜正式にこれを否定した。

蘭 在倫敦和蘭政府新秩序編入反對申入

ロンドン【二二】在ロンドン、オランダ政府は一日バプスト駐日公使に對し日本政府に關する新法令を實施することとなつた

印の東亞新秩序編入に反對する旨申入れを行ふ様次の如く訓令を發した

「蘭印を東亞新秩序に編入する案に於けるが如何なる國の領導下に行はれるものとあらうともオランダ政府は之を拒否する、オランダは自國の行動が新秩序といふが如き考へ方に指導されることに反對であり、將來それが適用されるのを默認することもないのである」

蘭印紙松岡聲明を重視

バタヴィア【三二】東亞共榮圈に關する松岡外相の議會聲明は各方面の反響を呼びバンドンに在るオランダ政府は昨一日バプスト駐日公使に對し蘭印の東亞新秩序編入反對を日本政府へ申入れの様訓令したと傳へられるが、蘭印各紙は連日の如く此問題をとつて記事として大きく取扱ひ多大の關心を示してゐる、その論議も相當反動的で日本の新しい理念の眞意が何處にあるか諒解に苦しむとして居る點が注目される

日本側に蘭印政府提案手交

バタヴィア【三四】一月十六日附の日本側提案に對する蘭印政府の提案は三日正午フアン・ホフツラーテ通商局長より石澤總領事に手交され、西領各西アフリカ、リビア、マダカスカル、レユニオン、佛領ソマリアンドとする

蘭印行邦人に査證要求

シドニー【三六】オランダ政府は從來日本其他の特定國民市民に蘭印への入國に對しては入國査證を必要としなかつたがシドニー駐在オランダ總領事ニールマン博士は六日オランダ政府が今同右の特例を一切廢止して蘭印への入國者は全部査證を必要とする新法令を實施することとなつた

旨次の如く發表した、從來米國、日本、タイ國及ヴァチカン市の市民は蘭印入國査證法規の適用より除外されてゐたが、今回蘭印入國者は凡て査證を所持すべきことを規定した新法令が公布された、而して査證下附願は凡て一旦オランダ政府の許可を求めらるることになつたので、蘭印への旅行者は充分の豫裕をとつて下附願を提出しなければならぬ

新輸出統制令公布

バタヴィア【三八】蘭印政府は蘭印生産物の特定國又は特定地域に對する直接間接の輸出を防止するため、八日左の如き新輸出統制法を發布した

一、戰時法律委員會の許可を得るに非ざれば特定國及び特定地域への輸出を禁ず、右特定國及び特定地域はソ聯、フィンランド、エール、ポルトガル、スペイン、佛占領地域、スイス、イタリア、ギリシア、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、トルコ、シリア、イ植民地、チヌニス及びアルジェリ、佛領及び西領モロッコ及びタンジール、葡領及び西領大西洋諸島、佛領、葡領、西領各西アフリカ、リビア、マダカスカル、レユニオン、佛領ソマリアンドとする

一、右の地域的制限の他左記商品は海峽植民地を除いて輸出に當り許可を受くるものとす、錫、ゴム、ゴム製品、コブラ、棕桐油、棕桐種、蓖麻子油、纖維(シサレ麻、黃麻、ロゼラ、マニラ麻)ソマ、コバル樹脂、ダマル、胡椒、茶、珈琲、砂糖、ニツケル、ニツケル鑽その他の礦物及び戰時法律委員會が隨機に禁止する一切の商品

尙ほこの新輸出禁止法は二月十五日から先づジャバに、二月廿二日からスマトラ、ボルネオ、バリ、ロンボツクの諸島に實施することになつた

日本向蘭印商品に許可制適用か

バタヴィア【三〇】七日蘭印政府の發表した新輸出統制令では蘭印在住の邦人輸出業者もその規定に従つて豫め日本向商品の輸出許可を受けねばならぬことと解釋されるため、小谷領事は八日前政府當局を訪問して新輸出統制令が、かかる效力を有するや否やにつき責任ある説明を求めた、これは從來蘭印在住の邦人輸出業者が錫、ゴム、コブラ等の日本向け輸出を行ふ場合これら商品を蘭印の敵性國又は敵性地域に仕向けざる様、業者自身若くは日本領事側に於いて自發的に保證すれば事足りたもので今同の統制令により蘭印政府が日本に對しても許可制を適用するか否かは頗る注目的となつてゐる

英空軍北部マレー入

ニューヨーク【三〇】シンガポール來電によればシンガポール駐屯英空軍中の有力部隊は十日シンガポールを出發マレー北部に向つたこれは同方面の空軍前進基地増強の爲であり政廳當局では次の様に語つてゐる、シンガポールの空軍勢力は最近續々増強されその結果シンガポール以外のマレー各地防衛のために空軍の移動が可能になつたのである

印

度

ボムベイ【三三】去る廿六日夜失踪した國民會議派領袖ボリス氏の行方は依然不明で、當局は三日ボリス氏に對し逮捕令を發すると同時にその財産を没

收するに決した

太平洋諸國

首相カイロ着
シドニー【三二】訪英の途にあるメンヂズ溱首相は三日カイロに到着した旨公表されたメンヂズ首相はエヂプト滯留中溱洲軍の活動狀況を視察した上、英國に赴き、チャーチル首相と英溱協同の諸問題につき協議する筈である、なほメンヂズ首相の留守中首相事務はフアツデン藏相が代行することとなつた

米溱洲に海軍顧問派遣

シドニー【三〇】英米溱三國海軍合作は愈々具體化し米溱海軍武官交換に引續き、米海軍省は溱洲ダーウィンに海軍顧問を常駐せしめることとなり、退役海軍大佐マーシャル・コリンズ氏が初代顧問として同地に赴任の途にある旨十日夜スチアアト溱外相から發表された、スチユアト外相は右米海軍の顧問任命の意議を強調し「これは米國政府が溱洲海軍當局と最も緊密な連繫を保たんとする要望を實施するものである」と語つてゐるが、一方ヒューズ海相も右と關聯してダーウィンの蘭印、シンガポールに對する軍事的重要性を誇示し、暗に米溱間に西太平洋共同防衛の意圖ある旨を示唆した、なほフオークランド・シンガポール、ケイプタウン等にも米國海軍顧問が置かれる筈であるといはれる

世界經濟

英 帝 國
蘭印へ晒金中賣却
 ロンドン【二二】イギリス綿業統制局は蘭領東印度との間に二千萬ヤードの晒金中賣却を交渉中である旨三日發表した

ベルー棉買付協定成立
 ロンドン【二三】豫ねられてイギリスのベルー棉買付が傳へられてきたがイギリス軍需省は或る一定量のベルー棉を買付るべき協定が成立した旨三日發表した、而して右買付量は二萬五千俵といはれ同時に民間商社に對しても二三百俵のベルー棉購入が許可になつたといはれてゐる、今回英政府がベルー棉を買付けた目的は物資買付先をアメリカから南米に轉換し以つてドル爲替を節約せんとする政策の線に沿つたものでありこの爲めイギリスはベルー棉の外、ブラジル棉其他の南米綿をも大量に買付けるやう目下交渉中であるといはれるなほ最近では民間商社の米棉買付に對する許可狀は發給を停止されてゐる

ドル資産處分進捗せず
 ニューヨーク【二五】イギリスがドル資産處分につき下調査のためアメリカに派遣したイングラント銀行理事エドワード・ピコック卿は目下ワシントンに滞在してアメリカ官邊との間に英保有資産の處分につき豫備的會談を行つてゐるが、五日ドワ・ジョーンズ通信ワシントン電によれば消息通より得たる情報として該會談は恐らく早急に進捗せず、イギリスが米國內に有する直接投資其他の資産九億弗のうちいくらか纏つた處分が出来るやうになるには數ヶ月を要するであらうと傳へてゐる。な

ほピコック卿は近くニューヨークに赴き、かねて英資産の處分に關心を拘つてゐる投資信託會社の代表と會見するものとみられてゐる

濠洲戰時體制強化
 【二七】七日外務省入電によれば濠洲政府は國家保全法に基き去る二月三日六十一種に亘る物資を徵發および貯藏する權を軍需省に賦與した旨發表した、これを同時に軍需大臣に對し軍需工業の利潤を制限乃至管理する權力が與へられた、右物資のうち主なるものは左の通りである
 棉花、綿および人絹織物、化學藥品、工作機械、非鐵金屬類、醫療器械および藥品、ゴム等

米
金屬貯藏會社南米銅買付
 ワシントン【二二】アメリカ金屬貯藏會社は十萬トンのラテン・アメリカ産銅を總額一千九百十三萬弗で購入した旨發表したが其の内五萬八千トンはアナコング銅山會社、一萬九千トンはケネコツ銅山會社よりナリ國諸港渡し封度當り九仙五〇、又其の内一萬トンはアメリカ金屬會社、三千トンはワイリツ、ドツツ商會より紐育渡し封度當り一〇仙で夫々購入したものである、右に關し聯邦融資局長官ジョーンズ氏は次の如く述べた
 金屬貯藏會社は現在迄合計二十萬トンの銅を買付けたが本年三月初めに約二萬五千トンが引渡される筈である

昨年中の絹靴下販賣高
 ニューヨーク【二三】米國の全國靴下製造業者組合は三日一九四〇年中の各種絹靴下工場積出高を左の通り發表した(單位千打)

一九四〇年 一九三九年
 總計 三六、三三二 三二、七四一
 内婦人用平編 △四三、二七六 四三、〇七六
 靴下 (△印中にはナイロン靴下二、七五〇千打を含む)

右の如く一九四〇年度の婦人用平編靴下中に含まれる二百七十五萬打のナイロン靴下が含まれるに至つたことは事實として注目され又總計に於いては一九三九年度に比し六十萬九千打の減少を示したが婦人用平編靴下は十八萬九千打方の増加となつてゐる、一方ウイイルメントンからの報道によればナイロン靴下の初賣出しの結果が右の如き好成績を挙げたことにつきナイロン靴下の製造會社たるデユ・ボン・ド・ネムル社の年次報告は左の如く述べてゐる、ナイロン糸は今回主として靴下製造のみで使用されたのであるが、その賣出し第一年度の成績によつて廣く一般の嗜好に投じた事が既に立證された昨年度のナイロン婦人靴下の生産高は三千五百萬足であつたが同年末に於ける生産能力は年額六千八百萬足に達してゐる、ナイロン糸は婦人用靴下の他に男子用靴下、裁縫糸、釣糸等にも用ひられ、太番手糸はバラ機工業方面に使用されつゝある

歲入委員會國債限度擴張案を可決
 ワシントン【二三】米下院歳入委員會は三日國債發行限度を現行の四百九十億弗より六百五十億弗に引上げんとする案を可決、直ちに同案を下院に提出した

上院コーヒ協定批准
 ワシントン【二三】米上院は三日中

南米諸國との間に先般妥結を見たコーヒ協定を批准した、右協定は中南米の十四ヶ國に對する對米コーヒ輸出高割當を取極めたもので、一年間の對米輸出高は一千五百九十萬袋と定められてゐる

財務省員鑿の通貨狀を調査
 メキシコ・シチー【二四】最近頼みに米墨關係は軍事的にも經濟的にも接近を示し二高ある折柄目下當地に米財務省の二高官が滞在中でメキシコの通貨狀態を調査しつゝある、事が判明し注目されてゐる、而して右の米財務省官は近くメキシコ財務省及び國家經濟省の首腦部と會見を行ふ筈であるが、右の米財務省官はその任務を詳細に語る事は避けてゐる

鐵鋼輸出制限品目を再指定
 ワシントン【二五】ルイブズエルト大統領は昨日四日鑿井機ならびに精油機など四品目を新たに輸出許可制の下におく法令に署名したが、これと同時に舊臘十二月十日より輸出許可制が實施されてゐる鐵鋼、鐵合金、及び鐵鋼製品などの品目を再指定する法令にも署名され、その細目は五日國務省から發表された、なほ再指定された品目の許可制は來る二月十五日から實施される

再指定品目 鐵鑛石、屑鐵より各種鐵鋼製品及び半製品に至る百四十種(鐵合金及びステンレス・スチールを含む) 右の屑鐵の中にはヘグアイ・スメルチング屑鋼一級品及び二級品水壓延薄鋼板屑及びベルー、ヘグアイ・シト屑・鑄鐵屑及び灼鐵屑、グアイ・シト屑・鑄鐵屑、軌條屑、線材屑其他が含まれてゐる

なほ官邊の説明によれば今回の再指定は文字通りの單なる再指定であつて、輸出許可制適用品目の擴大を意圖したものではなく、前同に指定された品目はあまりに大きに分類され實際の適用に疑義を生ずる場合があつたので、今回の再指定は殆んど前回の指定と同程度の範圍に適用されるのであるが、その分類を前同よりも更に詳細にしたものである、尤も釘及び止メ金は現在輸出許可制の下にあるが、今回の再指定に於ては指定品目から除かれてゐる

ブラジルの鐵鋼を買占め
 リオデジャネイロ【二八】目下米國より歸任の途にあるキャプテン・伯米國大使はパヒア港寄港の際新聞記者團に對し左の如く聲明した
 「米國は凡ゆる種類のブラジルの産原料品、特に鐵分の多い點で世界一の誇る鐵鑛の生産量全部を購入するに至るだらう、因にブラジルの鐵鑛輸出量は昨四〇年は二十五萬噸、一昨年は三十九萬噸で本年の輸出能力は五十萬噸以内と見られる」

石油類の禁輸強化を企圖
 ニューヨーク【二三】五日米國務省は鐵鋼輸出許可制再指定品目百四十種を發表し、來る二月十五日から實施することを、なつたが、その中には石油、ガソリン、機械油等を入れる金屬製石油罐ならびに一切の容器が含まれてゐることが判明した、しかしてこれが石油類の輸出に及ぼす影響は甚大であり、米政府が間接に石油類の輸出制限を更に強化せんとする意圖あるものと見なされる

鐵鋼生産施設擴張案
 ニューヨーク【二六】政府の軍擴張策に基きアメリカ鐵鋼生産施設擴張案が練られてゐるが、此の程その成案を得、右擴張案は今同政府の生産

統制局に提出された、尤もその内容は未だ極秘に附されてゐるが、本案による擴充生産能力は從來豫想されてゐた所よりも遙かに大きいものと信じられて居り、昨年度の生産能力よりも二百五十萬トン以上の能力増大を目論んで居る事は確かであると見られてゐる

支那向小麥大西洋岸に轉換

ニューヨーク【三〇】最近アメリカ太平洋岸の極東向船腹は逼迫を加へ小麥輸出商内は大西洋岸に振り替へられつゝあると傳へられる、この結果最近支那筋はニューヨーク市場で百七十トンの小麥を買付け、これをパナマ運河經由で輸送することになつたと云はれ追加買付もニューヨーク市場で行はれてゐると傳へられる、尙前週中にオレゴンの製粉工場筋では二萬五千乃至三萬ブッシェルの小麥粉を香港向に賣却したが、今後は假令賣約が成立したとしても船腹不足状態に鑑み輸送は困難であると云はれてゐる

爲替安定資金運用制限延長か

ワシントン【三〇】アメリカの爲替安定資金の運用期限は一九三九年六月三十日から二ヶ年延長されてをり本年の六月末を以て満期となるが、モロゲンソー財務長官は十日右運用期限を更に四ヶ年延長方を議會に要請せんとする旨聲明した、なほモロゲンソー長官は現在蔣政權およびアルゼンチンとの間に結ばれてゐるものと同様の爲替安定協定を更にチリ及びペルーとの間にも結ぶことゝならうと語つた、因に右爲替安定資金は一九三四年のドル貨平償切下げにより生じた金評價益金二十億弗を以つて設立されたもので金流入によ

ドル貨の騰貴を防止するを目的とするものであるがその反面に於いてはアメリカのドル外交の道具として使用されてをり、同資金の運用期限の延長要請はアメリカが今後もドル外交を持続せんとすることを示唆してゐる

在米凍結資産の内容發表

ワシントン【三〇】米財務省は十日の議會公聴會に於いて諸外國の在米資産のうち現在凍結されてゐるものゝ總額及びその内譯を左の如く發表した、國別内譯は左の通り(百萬弗)

Table with columns for countries (e.g., 内オランダ, フランス, ベルギー, ノルウエー, デンマーク, ルーマニア, ルクセンブルグ, ラトヴィア, エスタニア) and values. Includes sub-sections for '棉花買付禁止令を撤廢して市場は再開された趣である' and '昨年度世界鐵鋼生産高'.

其 他

國語

ウ政府棉花買付禁止令撤廢
【三二】ウガンダ政府は去る一月十日同國棉花相場の低落阻止策として棉花買付禁止令を公布、一月十三日より實施しこれに伴ひ新に最低價格を公定するの趣ではなかつた

Table with columns for countries (e.g., アメリカ, ドイツ, ルクセンブルグ, ベルギー, フランス, ソ連, イギリス, カナダ, イタリア, スウェーデン, その他) and values.

同盟旬報 (毎月三回發行)
【定價】
一部 四十錢(送料二錢)
半年分前金七圓(送料共)
一年分同 十四圓(同)
半年分前金九圓(送料共)
一年分同 大圓十錢(同)
編輯發行人 杉田才一
東京市京橋區淺草町三丁目十二番地一
印刷所 株式大倉印刷所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 法人同盟通信社
同盟通信社發行刊行物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。
東京市銀座西八ノ九
【同盟通信社別館】
法人同盟通信社出版部
振替貯金口座
東京八五〇〇番
同盟旬報編輯用
銀座(57) 六〇七九
同盟グラフ編輯用
銀座(57) 六〇七八
同盟旬報編輯用
銀座(57) 一三五五
銀座(57) 〇三九七

國際經濟週報

二月十五日號

國際危局と米國の動向

民主主義防衛は何を意味するか
參戰問題決定の鍵を探る
空軍援英は間に合ふか
海軍の現勢と太平洋作戦
陸軍兵力の擴充計畫
獨裁者ルーズヴェルト
孤立派の勢力はどう動くか
戰時下の米國を動かす人々
アメリカの抗戰經濟(上)
第七十六議會の印象(三)
『フランスの場合』(モロー)

二月八日號

日米危機と

織維國策の轉換
海外依存より綜合自給へ
紡績大資本の制覇顯著
棉花單一合同案挫折
スフ品質改善と技術公開
人絹バルブ自給の強化
羊毛北支羊毛と繭纖維
生糸内需轉換と羊毛代用
ソ聯邦計畫經濟の進展(下)
英ソ關係の再吟味
東海地方の生鮮食料品市場

創刊大正九年一月
每週一回土曜日發行
規格B5判約八〇頁
同盟旬報姉妹誌
同盟の國內及び海外通信網
によつて成る週刊經濟誌

資料欄

「同盟」蒐集の國內政治、
財政、經濟、商況その他諸ニ
ユース、海外各地より日々
入電する同上ニユース、需
給集散諸統計、金利、爲替
その他諸商品相場、支那事
變および歐洲戰重要情報を
每一週間分宛整理輯録し、
世界の動き一目瞭然。
△ニユース欄
國內 政治(一般・人事異
動・財政・大政翼賛會)
經濟(一般・人事異動・
金融・纖維産業・一般
産業・農業・經濟統制)
海外 政治・財政・經濟

定價	一部三十錢
	(送料一錢)
	一ヶ年前金
	十四圓五十錢
	(送料共)

軍事・國防
滿支 同上・支那事變
歐洲戰 戰況・第三國動
向
貿易 内外諸情報
商品 英米その他市場の
商況・業界時事問題
市況 國內諸市場商況お
よび主要國際商品・爲
替・金融・海運等海外
諸市場における商況
會社 國內銀行會社近況
△統計欄
一般 財政・輸出入額・
物價・生産高その他
商品 需給・集散・賣買
高等
相場 證券・金利・爲替
主要國際商品の足取

東京市京橋區銀座西八ノ九
社團
法人
同盟通信社

振替口座東京八五〇〇番

變革期の内外政經事情

—の解明と新鮮な資料—

昭和十六年版：發賣中

同盟時事年鑑

四六倍判八百五十頁
定價一部 三圓

送料(書留)

市内十二錢
地方十三錢
外地六十二錢

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行されてより茲に四歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。昨昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるに至つたのは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓し得たのである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。茲に昭和十六年版を送り各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

△△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！

△△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！

△△△如何なる疑問も直ちに水解する年鑑！

△△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

東京・銀座
發行所 同盟通信社 法人團
番〇〇〇五八京東替振

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

社団法人 同盟通信社
電話代表部(新張部)二二二番
振替貯金口座東京八五〇〇番